

秋田県地域防災計画

平成23年修正

秋田県防災会議

目次

第1編 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の対象となる災害	2
第4節	防災に関する組織及び実施責任	2
第5節	計画の修正	3
第6節	計画の推進	3
第7節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第8節	秋田県の概況と一般災害	9
第9節	災害記録	15
第10節	秋田県の人口推移と高齢化	30
第11節	防災に関する調査研究の推進	30

第2編 一般災害対策

第1章	災害予防計画	31
第1節	防災知識の普及計画	31
	県各部署、県教育庁、市町村、防災関係機関	
第2節	自主防災組織等の育成計画	36
	県総務部、市町村、防災関係機関	
第3節	防災訓練計画	38
	各機関	
第4節	災害情報の収集・伝達計画	41
	各機関	
第5節	通信・放送施設災害予防計画	43
	NTT 東日本秋田支店、NTT ドコモ東北支社秋田支店、NHK 秋田放送局、ABS 秋田放送、AKT 秋田テレビ、AAB 秋田朝日放送、エフエム秋田、県各部署、県警察本部	
第6節	水害予防計画	48
	各河川国道事務所、県（農林水産部・建設交通部）、市町村	
第7節	海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画	52
	東北地方整備局秋田港湾事務所、県（農林水産部・建設交通部）	
第8節	火災予防計画	55
	東北森林管理局、県（総務部・農林水産部）、市町村、消防機関	
第9節	危険物施設等災害予防計画	57
	関東東北産業保安監督部東北支部、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、LP ガス事業者、火薬類施設等所有者、毒・劇物営業者・取扱者、県（総務部・健康福祉部・産業労働部）、消防機関	
第10節	建築物災害予防計画	61
	県各部署、県教育庁、市町村、消防機関	
第11節	土砂災害予防計画	62
	東北森林管理局、各河川国道事務所、県警察本部、県（総務部・農林水産部・建設交通部）、市町村	
第12節	公共施設災害予防計画	69
	各機関	
第13節	風害予防計画	75
	県教育庁、市町村、県（総務部・農林水産部・建設交通部）	
第14節	雪害予防計画	77
	各河川国道事務所、東北森林管理局、秋田運輸支局、自衛隊、県警察本部、市町村、県教育庁、JR 東日本、県（総務部・健康福祉部・生活環境部・農林水産部・建設交通部）	
第15節	農林漁業災害予防計画	84
	県農林水産部、市町村	
第16節	危険物等大量流出災害予防計画	88
	秋田海上保安部、市町村、県（総務部・農林水産部・建設交通部）	
第17節	文化財災害予防計画	90
	県教育庁、市町村（教育委員会）	
第18節	特殊災害予防計画	93
	各機関	
第19節	廃棄物処理計画	99
	県生活環境部、市町村	

第20節	避難計画	100
	県（総務部・建設交通部）、県警察本部、市町村	
第21節	医療計画	104
	秋田県医師会、秋田県歯科医師会、医療機関、県健康福祉部、県警察本部、市町村、消防機関	
第22節	災害時要援護者支援計画	112
	県（総務部、企画振興部、健康福祉部、産業労働部）、市町村、関係機関	
第23節	災害ボランティア活動支援計画	115
	社会福祉協議会、日赤秋田県支部、県各局、市町村、関係機関	
第24節	企業防災促進計画	117
	県（総務部・産業労働部）、市町村、関係機関	
第2章 災害応急対策計画		119
第1節	活動体制計画	119
	各機関	
第2節	職員の動員・派遣計画	137
	県各局、県教育庁、県警察本部	
第3節	自衛隊への災害派遣要請計画	143
	陸上自衛隊第21普通科連隊、航空自衛隊秋田救難隊、航空自衛隊第33警戒隊、県総務部	
第4節	広域応援計画	148
	県、市町村、県警察本部、消防機関、関係機関	
第5節	予報、警報等の発表・伝達計画	156
	秋田地方气象台、各機関	
第6節	災害情報の収集・伝達計画	172
	各機関	
第7節	孤立地区対策計画	190
	県各局、市町村、関係機関	
第8節	通信運用計画	192
	NTT 東日本秋田支店、NTT ドコモ東北支社秋田支店、NHK 秋田放送局、ABS 秋田放送、AKT 秋田テレビ、AAB 秋田朝日放送、エフエム秋田、県総務部、県警察本部、市町村、消防機関	
第9節	広報計画	199
	県総務部、県警察本部、市町村	
第10節	避難対策計画	201
	各機関	
第11節	消防・救助活動計画	207
	東北森林管理局、消防機関、関係機関、県（総務部・農林水産部）、市町村	
第12節	消防防災ヘリコプター活動計画	209
	県総務部、市町村、消防機関	
第13節	水防活動計画	214
	県建設交通部、市町村	
第14節	災害警備計画	226
	県警察本部、秋田海上保安部	
第15節	緊急輸送計画	227
	秋田運輸支局、秋田海上保安部、道路管理者、港湾管理者、空港管理者、鉄道事業者、県警察本部	
第16節	給食・給水計画	231
	東北農政局、市町村、県（総務部・生活環境部・農林水産部）	
第17節	生活必需品等供給計画	233
	県総務部、市町村	

第18節	医療救護計画	234
	東北厚生局、日赤秋田県支部、秋田県医師会、秋田県歯科医師会、県健康福祉部、県警察本部	
第19節	災害ボランティア活動支援計画	241
	日赤秋田県支部、社会福祉協議会、県各部局、市町村、関係機関	
第20節	公共施設等の応急対策計画	243
	東北電力秋田支店、JR 東日本秋田支社、秋田内陸縦貫鉄道、由利高原鉄道、市町村、 県（健康福祉部・生活環境部・産業労働部・建設交通部）	
第21節	危険物施設等応急対策計画	246
	関東東北産業保安監督部東北支部、秋田海上保安部、県警察本部、 県（総務部・健康福祉部・生活環境部・産業労働部）	
第22節	危険物等運搬車両事故対策計画	249
	各河川国道事務所、秋田運輸支局、東日本高速道路東北支社、県警察本部、市町村、消防機関、 県（総務部・健康福祉部・生活環境部・産業労働部・建設交通部）	
第23節	防疫、保健衛生計画	251
	県（健康福祉部・生活環境部）、市町村	
第24節	動物管理計画	252
	県生活環境部、市町村	
第25節	廃棄物処理計画	253
	県（生活環境部・農林水産部）、市町村	
第26節	遺体捜索、処置、埋火葬計画	255
	秋田海上保安部、日赤秋田県支部、秋田県医師会、県（健康福祉部・生活環境部）、県警察本部、 市町村	
第27節	文教対策計画	257
	県教育庁、市町村（教育委員会）	
第28節	住宅応急対策計画	259
	秋田県建築士会、プレハブ建築協会、県（総務部・建設交通部）、市町村	
第29節	海上災害応急対策計画	261
	秋田海上保安部、県（総務部・建設交通部）、市町村、消防機関、警察本部、秋田県医師会、 秋田県歯科医師会、日赤秋田県支部、関係機関	
第30節	危険物等の大量流出に関する防除対策計画	265
	秋田海上保安部、各河川国道事務所、秋田地方気象台、県警察本部、消防機関、秋田県漁業協同組合、 関係事業所、県（総務部・生活環境部・農林水産部・建設交通部）、市町村	
第31節	航空機事故応急対策計画	268
	秋田空港・航空路監視レーダー事務所、自衛隊、警察本部、消防機関、市町村、秋田県医師会、 秋田県歯科医師会、日赤秋田県支部、県（総務部・健康福祉部・建設交通部）	
第32節	災害救助法適用計画	273
	県総務部、市町村	

第3編 震災対策

第1章	秋田県における地震災害	279
第1節	秋田県の被害地震と活断層	279
第2節	地震被害想定調査	293
第3節	地震防災緊急事業五箇年計画	345
第4節	積雪期の地震	347
第5節	地震・津波観測体制	348
第6節	地震・津波の知識	353
第7節	地震・津波等に関する調査研究	358
第2章	災害予防計画	359
第1節	災害情報の収集・伝達計画	359
	各機関	
第2節	津波災害予防計画	360
	県警察本部、市町村、消防機関、関係機関、県（総務部・農林水産部・建設交通部）	
第3節	火災予防計画	362
	東北森林管理局、県（総務部・農林水産部）、市町村、消防機関	
第4節	建築物災害予防計画	364
	各機関	
第5節	公共施設災害予防計画	366
	各機関	
第6節	農業災害予防計画	370
	県農林水産部	
第7節	積雪期の地震災害予防計画	371
	各機関	
第8節	災害対策拠点の指定及び整備に関する計画	374
	県各部局、市町村、防災関係機関	
第9節	生活必需品等の確保に関する計画	377
	日赤秋田県支部、県、市町村、関係機関、県民	
第10節	緊急輸送道路ネットワークに関する計画	379
	指定地方行政機関、東日本高速道路、県各部局、市町村、関係機関	
第3章	災害応急対策計画	384
第1節	災害対策本部等の設置基準・職員の動員基準	384
第2節	津波情報・注意報・予報、地震・津波情報の伝達計画	385
	秋田地方気象台、各機関	
第3節	ライフライン施設応急対策計画	390
	東北電力秋田支店、東部ガス秋田支社、湖東ガス、NTT 東日本秋田支店、 NTT ドコモ東北支社秋田支店、県（生活環境部・建設交通部）、市町村、関係機関	

第4編 火山災害対策

第1章	火山防災と秋田県の活火山	395
第1節	火山防災の基本理念	395
第2節	秋田県の活火山	395
第2章	災害予防計画	411
第1節	計画の方針	411
第2節	防災訓練計画	412
	各機関	
第3節	防災情報の収集・伝達計画	413
	各機関	
第4節	農林漁業災害予防計画	416
	県農林水産部、市町村	
第5節	入山規制計画	417
	県（総務部・建設交通部）、県警察本部、市町村	
第6節	火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等	418
	秋田地方気象台、市町村、県（総務部・農林水産部・建設交通部）	
第3章	災害応急対策計画	420
第1節	噴火警報等の伝達計画	420
	秋田地方気象台、県総務部、各機関	
第4章	災害復旧計画	422
	各機関	
第5章	継続災害への対応	423
第1節	避難対策	423
第2節	安全確保対策	424
第3節	被災者の生活支援対策	425
第6章	都道府県相互間地域防災計画	426

第5編 災害復旧計画

第1節	公共施設災害復旧計画	427
	各機関	
第2節	財政負担に関する計画	430
	各機関	
第3節	被災中小企業の振興等経済復興支援計画	432
	県産業労働部、関係機関	
第4節	農林漁業経営安定計画	433
	県農林水産部、関係機関	
第5節	被災者の生活支援計画	435
	各機関	
第6節	救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画	452
	日赤秋田県支部、秋田県共同募金会、市町村、関係機関、 県（総務部・健康福祉部・生活環境部・農林水産部・出納局）	
第7節	激甚災害の指定に関する計画	454
	各機関	

◎ 沿革

修正次	修正（作成）年月	備 考
新規作成	昭和 38 年 10 月	
第 1 次	昭和 39 年 12 月	
第 2 次	昭和 41 年 3 月	
第 3 次	昭和 43 年 6 月	
第 4 次	昭和 46 年 11 月	
第 5 次	昭和 51 年 6 月	
第 6 次	昭和 53 年 9 月	
第 7 次	昭和 55 年 11 月	
第 8 次	昭和 59 年 6 月	
第 9 次	昭和 63 年 9 月	「一般災害対策編」と「震災対策編」に分冊
第 10 次	平成 5 年 2 月	震災対策編 第 1 次修正
第 11 次	平成 10 年 3 月	〃 第 2 次修正
第 12 次	平成 15 年 3 月	〃 第 3 次修正
第 13 次	平成 20 年 2 月	〃 第 4 次修正

第1編 総 則

第 1 編 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、秋田県防災会議が作成する計画であって、県の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者などの防災関係機関及び県民が行うべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、県民が持つ全機能を有効に発揮して、秋田県の地域及び県民の生命・身体並びに財産を災害から保護することを目的とする。

また、県、市町村、防災関係機関、事業者及び県民は、いつでも起こりうる災害による人的被害、並びに経済被害を軽減するための備えをより一層充実させる必要から、その実践を積極的かつ計画的に促進するための国民運動を展開するものとする。

第 2 節 計画の性格

- この計画は、国の防災基本計画に基づき、県の地域における防災対策に関して、総合的かつ基本的性格を有するものである。従って、他の計画等で定める防災に関する部分は、この計画と矛盾し又は抵触するものであってはならない。

また、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものではなく、市町村が地域防災計画の策定又は修正に当たっての指針となるものである。

- この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、実施細目等については、関係機関において別途定めるものとする。

また、防災関係機関は、平時から防災に関する研究・訓練等を行うなど、この計画の習熟に努めるとともに、県民に対して周知を図り、効果的な運用ができるように努めるものとする。

- 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

災害対策基本法	災害対策の基礎的施策を定めた法律	昭和 36 年法律第 223 号
災害救助法	被災者に対する応急の一時的な救助を定めた法律で知事が行い市町村長はこれを補助する。	昭和 22 年法律第 118 号
激甚災害法	激甚災害に対処するための財政支援等に関する法律	昭和 37 年法律第 150 号
県	秋田県	
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関	災害対策基本法第 2 条第 4 号から第 6 号の規定によるそれぞれの機関	
秋田県地域防災計画	秋田県が作成する地域防災計画	
市町村地域防災計画	県内 25 市町村が作成する地域防災計画	
防災業務計画	指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画	

第3節 計画の対象となる災害

この計画は、次の災害対策について定めたもので、「国民保護」、「石油コンビナート」災害等については、それぞれの計画に定める。

自然災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象
事故災害	大規模火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害（鉄道・自動車事故等）、産業災害その他の大規模な人為的な事故

第4節 防災に関する組織及び実施責任

第1 秋田県防災会議

秋田県防災会議は、知事を会長として災害対策基本法第15条第5項に規定する機関の長を委員として組織するもので、県における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

- | | |
|---------------|--|
| 1 会長 | 秋田県知事 |
| 2 委員 | 指定地方行政機関の長又はその指名する職員
陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
県教育委員会教育長
県警察本部長
知事の部内の職員（知事指名）
市町村の代表及び市町村の消防機関の長の代表（知事指名）
指定公共機関の役職員又は指定地方公共機関の役職員（知事指名） |
| 3 専門委員 | |
| 4 幹事 | |
| 5 構成 | 秋田県防災会議委員 …………… 資料編参照
秋田県防災会議幹事 …………… 資料編参照
秋田県防災会議部会指名委員 …………… 資料編参照
指定地方行政機関 …………… 本章 第7節 第3
指定公共機関 …………… 本章 第7節 第5
指定地方公共機関 …………… 本章 第7節 第6 |

第2 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の地方行政機関と相互に協力して、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言をする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び県民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、県、市町村その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

地域内の住民は、それぞれの立場において実施できる防災活動を行うよう努めるものとする。

第 5 節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完・修正する。

第 6 節 計画の推進

災害による人的・経済的被害を軽減するための備えを一層充実させる必要性から、県、市町村及び防災関係機関等は、平時から災害に対する予防対策として、主要交通や通信機能の強化、市街地開発事業などによる災害に強いまちづくり、住宅、教育・医療等の公共施設構造物・施設、ライフライン機能の安全性確保を図る。さらには、災害時の応急・復旧対策を適切に運用するための関係機関相互の連携協力、また、被災者支援対策として、障害者・高齢者等の災害時要援護者や女性の視点から捉えた避難所の運営など、多くの住民が参加できるこれら諸対策に関する実践的な防災訓練の実施と防災思想の普及・啓発に努める。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

第 7 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 県

- 1 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。
- 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
- 3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること。
- 4 他の防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 5 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用実施に関すること。
- 6 災害時の文教対策及び警備対策に関すること。
- 7 防災に関する知識普及、教育、訓練及び自主防災組織等の結成、育成・指導に関すること。
- 8 市町村防災業務の指導調整に関すること。

第2 市町村

- 1 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関すること。
- 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
- 3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること。
- 4 防災に関する知識の普及、教育、訓練、自主防災組織等の結成、育成・指導及び強化に関すること。
- 5 県その他の防災関係機関との連絡調整及び協力に関すること。
- 6 災害救助法の適用時において、知事から委任された救助事務又は知事の補助者としての当該事務の実施に関すること。
- 7 その他地域防災の推進に関すること。

第3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 警察通信の運用に関すること。
東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 放送・通信設備の耐震性確保に関すること。 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること。 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること。
東北財務局 (秋田財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の調査に関すること。 2 災害復旧事業費、関連事業費等の査定の立会及び調査に関すること。 3 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 4 地方公共団体に対する災害復旧融資に関すること。 5 地方公共団体に対する国有財産の貸付に関すること。
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、通報に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。
秋田労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること。 2 被災者に対する職業斡旋に関すること。
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関すること。 2 農業災害に係る資金融資に関すること。 3 災害時における主要食糧の需給対策に関すること。
東北森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること。 2 国有林野の林野火災の防止に関すること。 3 国有林林道その他施設の整備保全に関すること。 4 災害時における応急復旧用材の供給に関すること。

東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策に関する事。 2 災害時の物価安定対策に関する事。 3 被災商工業者に対する融資に関する事。
関東東北産業保安監督部 (東北支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における火薬類、高圧ガス及び都市ガス、並びに電気施設等の保安対策に関する事。 2 鉱山施設の保全及び鉱害の防止対策に関する事。 3 鉱山における災害時の応急対策に関する事。
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所) (湯沢河川国道事務所) (能代河川国道事務所) (森吉山ダム工事事務所) (鳥海ダム調査事務所) (玉川ダム管理所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関する事。 2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関する事。 3 気象警報の伝達に関する事。
東北地方整備局 (秋田港湾事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾及び所轄海岸における地震、津波等による災害の防止対策に関する事。 2 秋田港、船川港、能代港、各港の港域内における港湾施設の整備(国の直轄土木工事)及びその災害復旧に関する事。
東北運輸局 (秋田運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道、自動車及び船舶に関する運送の幹線並びに自動車、船舶に係る輸送の確保の命令に関する事。
東京航空局 (秋田空港・航空路 監視レーダー事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空保安対策に関する事。 2 災害時における緊急航空輸送、並びに遭難航空機の捜索、救助に関する事。
仙台管区气象台 (秋田地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象・地象・水象の観測及び防災気象情報(気象、火山現象、高潮、波浪、洪水、津波の予報及び警報・注意報並びに台風や大雨、竜巻等の突風、あるいは地震、津波、火山現象に関する情報をいう。)の発表と伝達に関する事。 2 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理に関する事。 3 情報処理・通信システムの整備・充実にに関する事。 4 防災気象情報の発表及び伝達体制の構築に関する事。 5 災害発生時における気象観測資料等の提供に関する事。 6 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関する事。 7 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力に関する事。 8 災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関する事。 9 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事。
第二管区海上保安本部 (秋田海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上における災害警備、海難救助対策に関する事。 2 船舶交通の安全確保に関する事。 3 海上における災害予防及び災害応急対策に関する事。

第4 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第21普通科連隊 航空自衛隊秋田救難隊 航空自衛隊第33警戒隊	災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動に関すること。

第5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (本部北海道東北ブロック事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること。 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること。
日本銀行(秋田支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における現金手当、損傷券の引換、金融機関に対する融資に関すること。 2 現地金融機関の緊急措置についての指導に関すること。
日本赤十字社(秋田県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関すること。 2 災害救助等に必要の協力、奉仕者の動員に関すること。 3 義援金品の受付、配分に関すること。
日本放送協会(秋田放送局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報、災害情報等の報道に関すること。 2 防災知識の普及に関すること。 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること。
東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所) (東北支社十和田管理事務所) (東北支社横手管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 2 秋田自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 3 湯沢・横手道路の災害防止及び復旧に関すること。 4 日本海東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社 (秋田支社) 日本貨物鉄道株式会社 (東北支社秋田総合鉄道部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における救援物資及び人員の緊急輸送に関すること。
東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東北支社秋田支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。
郵便事業株式会社(秋田支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便業務の確保に関すること。
日本通運株式会社 (秋田支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救助物資等の輸送に関すること。
東北電力株式会社 (秋田支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。

第6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> 1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関する事。 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関する事。
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報、災害情報等の報道に関する事。 2 防災知識の普及に関する事。 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関する事。
東部ガス株式会社秋田支社 社団法人秋田県エルピーガス協会 湖東ガス株式会社 のしろエネルギーサービス株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設の防災に関する事。 2 被災地に対する燃料供給の確保に関する事。 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧に関する事。
秋田中央交通株式会社 秋北バス株式会社 羽後交通株式会社 由利高原鉄道株式会社 秋田臨海鉄道株式会社 秋田内陸縦貫鉄道株式会社 社団法人秋田県トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の人員輸送の確保に関する事。 2 災害時の応急輸送対策に関する事。 3 緊急支援物資の輸送に関する事。
社団法人秋田県医師会 秋田県厚生農業協同組合連合会 財団法人秋田県成人病医療センター 社団法人秋田県看護協会 社団法人秋田県薬剤師会 社団法人秋田県歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護活動に関する事。 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関する事。

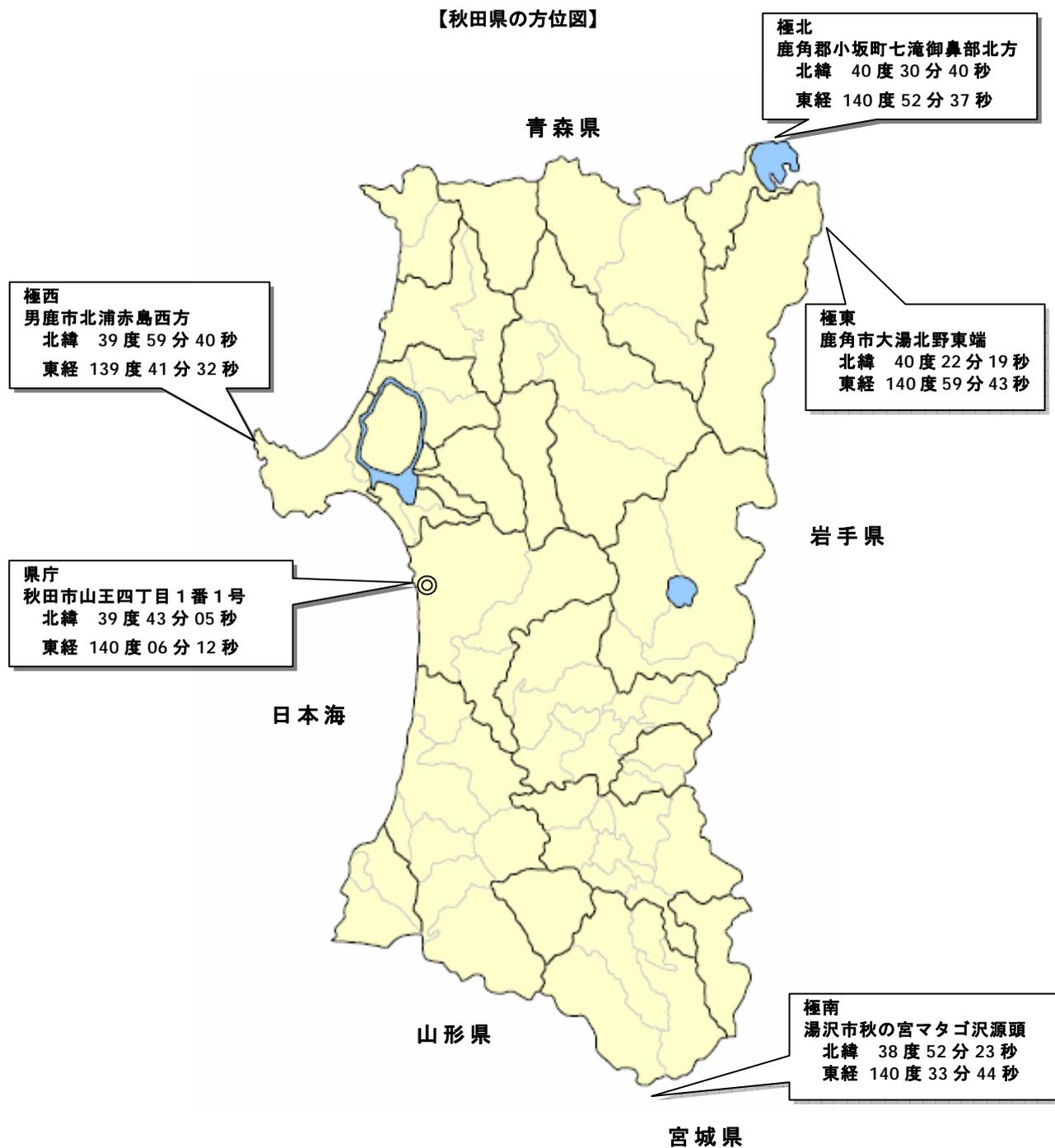
第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民に対する防災知識の普及に関すること。 2 災害情報等の報道に関すること。
病院等	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における収容者の保護対策に関すること。 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関すること。 3 避難用設備の整備と避難訓練に関すること。
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 その他の農林漁業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村が行う農林漁業関係の被害調査の協力に関すること。 2 農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関すること。 3 被災農林漁業者に対する融資斡旋に関すること。 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること。 5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関すること。
社会福祉施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における入所者の保護対策に関すること。 2 避難用設備の整備と避難訓練に関すること。
社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災生活困窮者の援護に関すること。 2 災害ボランティアに関すること。
商工会議所・商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村が行う商工業関係の被害調査の協力に関すること。 2 被災商工業者に対する融資斡旋に関すること。 3 災害時における物価安定対策に関すること。 4 救助用物資、復旧資器材の調達斡旋に関すること。
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関すること。
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難用設備の整備と避難訓練に関すること。 2 教育施設の防災管理並びに災害復旧に関すること。 3 被災時における応急教育対策に関すること。
危険物取扱所等	<ol style="list-style-type: none"> 1 石油類等危険物の防災管理に関すること。 2 災害時における燃料等の供給に関すること。

第8節 秋田県の概況と一般災害

第1 位置

範 囲	北緯 38 度～40 度、東経 139～140 度
面 積	11,636.25km ²
東西方向	111 km
南北方向	181 km
隣 接 県	北：青森県、 東：岩手県、 南：山形県・宮城県



(資料：国土地理院、座標は世界測地系)

第2 地 勢

本県は、東北地方の北部日本海側に位置し三方を山に囲まれ、地勢を概観視すれば平坦地に乏しく、多くが山地により形成され、東の奥羽山脈沿いには十和田・八幡平、秋田駒ヶ岳などの火山帯が岩手県と接し、南は鳥海山を境に山形県と接している。

河川は雄物川、米代川、子吉川などが沖積平野の穀倉地帯を流れ、また内陸部の中山間地は複雑な地形が錯綜し急傾斜地が多い。

【秋田県の山岳】

山 岳 名	標 高(m)	所 在 市 郡
鳥 海 山	2,236	秋田県由利本荘市・にかほ市・山形県飽海郡
秋 田 駒 ヶ 岳 (男 女 岳)	1,637	〃 仙北市・岩手県岩手郡
栗 駒 山	1,627	秋田県雄勝郡・宮城県栗原市・岩手県一関市
八 幡 平	1,613	〃 鹿角市・仙北市・岩手県八幡平市
畚 岳	1,578	〃 仙北市・岩手県八幡平市
諸 檜 岳	1,516	〃 仙北市・岩手県八幡平市
乳 頭 山	1,478	〃 仙北市・岩手県岩手郡
森 吉 山	1,454	〃 北秋田市
嶮 岨 森	1,448	〃 仙北市・岩手県八幡平市
和 賀 岳	1,440	〃 仙北市・岩手県和賀郡
虎 毛 山	1,433	〃 湯沢市
秣 岳	1,424	〃 湯沢市
三 界 山	1,381	〃 雄勝郡・岩手県和賀郡・奥州市
朝 日 岳	1,376	〃 仙北市
秋 田 焼 山	1,366	〃 鹿角市・仙北市
神 室 山	1,365	〃 湯沢市・山形県最上郡
高 松 岳	1,348	〃 湯沢市
薬 師 岳	1,218	〃 大仙市・岩手県和賀郡
田 代 岳	1,178	〃 大館市
白 岩 岳	1,177	〃 仙北市・大仙市
太 平 山	1,170	〃 秋田市・北秋田郡

(注) 標高 1,000m 以上の主要山岳 (資料：国土地理院)

【秋田県の河川】

1 総括

級別		河川数	流路延長(m)	内 訳			
				国直轄管理		県管理	
				河川数	流路延長(m)	河川数	流路延長(m)
一級河川	雄物川	173	1,420,183	21	181,788	166	1,238,395
	米代川	81	909,894	8	91,800	78	818,094
	子吉川	45	408,113	5	36,220	45	371,893
	計	299	2,738,190	34	309,808	289	2,428,382
二級河川	馬場目川	23	246,765			23	246,765
	白雪川	3	29,455			3	29,455
	衣川	4	28,850			4	28,850
	奈曾川	2	17,318			2	17,318
	賀茂川	3	7,532			3	7,532
	湖沼	1	10,255			1	10,255
	その他	15	111,122			15	111,122
	計	51	451,297			51	451,297
合計		350	3,189,487	34	309,808	340	2,879,679

(注) 河川数において、直轄管理河川数 34 河川のうち、24 河川が県管理河川と重複している。

2 水系別

水系名	幹川	支川	上流端	下流端	流路延長(m)
雄物川	雄物川		湯沢市南沢の合流点	日本海	129,800
		玉川	仙北市田沢湖八瀬沢の合流点	雄物川合流点	103,117
		皆瀬川	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林 35	雄物川合流点	44,164
米代川	米代川		八幡平市根石川の合流点(岩手県)	日本海	(秋田県側) 110,181
		阿仁川	北秋田市阿仁岩井の沢の合流点	米代川合流点	62,400
		小阿仁川 (小支川)	北秋田郡上小阿仁村菰形沢の合流点	阿仁川合流点	48,545
子吉川	子吉川		由利本荘市鳥海町上玉田川の合流点	日本海	60,800
		石沢川 (田代川及び仙道川を含む)	左岸…雄勝郡羽後町上仙道字桧山 53 番地先 右岸…同町上仙道字皿ヶ第 112 番の 2 地先	子吉川合流点	69,600

【秋田県の湖】

湖名	面積(k㎡)	最大深度(m)	所在市町
十和田湖	61.02	326.8	鹿角郡小坂町、青森県十和田市
	うち秋田県 23.95		
田沢湖	25.78	423.4	仙北市

注 十和田湖：平成 20 年 12 月 25 日境界確定(面積は H21.4.1 現在速報値)

(資料：国土地理院)

第3 地 質

本県の地質は、青森及び岩手の県境付近に分布する古生代の粘板岩類と、太平山を中心とする中世代白亜紀の花崗岩類を基盤として、新第三紀層及び第四紀層などの地層が広く分布している。

新第三紀層は、下部の火山岩類を主とする岩相、上部の堆積岩類を主とする岩相に分けられる。

火山岩類は脊梁山地を中心とする内陸部に広く分布し、海底火山噴出物である変質安山岩、石英安山岩、玄武岩などから成り、緑色凝灰岩（グリーンタフ）によって特徴づけられる。この中には銅をはじめとする有用金属を豊富に含んでおり、北鹿地域の黒鉱鉱床はその代表例である。

堆積岩類は、出羽丘陵以西の日本海側沿いに厚く発達しており、泥岩、砂岩、礫岩などで形成されている。

海岸沿いには褶曲運動による背斜構造が幾系列も発達しており、石油や天然ガスを埋蔵している。

第四紀層は、平野部では盆地、扇状地、段丘、砂丘などを構成する砂礫が卓越し、山地では東日本火山帯の活動により形造られた多数の火山が地熱地帯を形成している。

第4 気 象

1 特 色

本県は、日本海側特有の気候で、12月から3月までの冬期間は、北西又は西よりの季節風が卓越し、山間部では毎年1mを超える積雪に見舞われる。しかし、4月から11月にかけては比較的温暖であり、特に梅雨期にオホーツク海の寒冷高気圧から吹き付ける北東風（通称：やませ）は、東北太平洋地域に寡照低温被害をもたらすものの、本県では奥羽山脈に遮られ、その影響は比較的少ない。

2 気 温

本県の最高気温は7月下旬から8月上旬に、また、最低気温は1月下旬から2月上旬にそれぞれ観測されている。

【最高・最低気温の観測記録】

地点 区分	能 代	鷹 巣	鹿 角	阿仁合	秋 田	角 館	本 荘	横 手	湯の岱
日最高気温 (年月日)	39.1℃ (S53.8.3)	38.5℃ (S53.8.3)	37.0℃ (H12.7.31)	37.1℃ (S53.8.3)	38.2℃ (S53.8.3)	37.8℃ (H12.7.31)	36.7℃ (H16.7.31)	38.2℃ (S53.8.3)	35.3℃ (H11.7.27)
日最低気温 (年月日)	-12.4℃ (H11.2.4)	-17.8℃ (S59.2.18)	-22.4℃ (S52.1.27)	-17.2℃ (S59.2.18)	-24.6℃ (M21.2.5)	-16.7℃ (S59.2.18)	-14.9℃ (H3.2.20)	-15.9℃ (S62.12.7)	-15.5℃ (S52.1.2)

(資料：気象庁)

注)]：資料不足値

3 風

県内で観測する20m/s以上の強風は、日本海低気圧によるものが多く、以下二ツ玉低気圧、台風、冬の季節風、高緯度低気圧、南岸低気圧の順となっている。また15m/s以上の強風の卓越風向は西から西北西を中心とする領域が圧倒的に多く、一部には東南東から南東方向も観測されている。

【最大風速の観測記録】

地点 区分	能 代	鷹 巣	鹿 角	阿仁合	秋 田	角 館	本 荘	横 手	湯の岱
日最大風速 (年月日)	20m/s (H3.9.28)	19m/s (H3.9.28)	19m/s (H3.9.28)	13m/s (S54.3.31)	30.7m/s (S29.9.26)	9.5m/s (H21.10.8)	25m/s (H3.9.28)	18m/s (S56.8.23)	10m/s (H16.2.23)
日最大瞬間風速 (年月日)	29.5m/s (H21.2.20)	23.9m/s (H21.2.20)	24.4m/s (H21.5.18)	19.4m/s (H21.10.8)	51.4m/s (H3.9.28)	20.9m/s (H21.10.8)	27.0m/s (H21.11.15)	24.5m/s (H22.4.14)	22.0m/s (H22.1.5)

(資料：気象庁)

4 雨

県内における大雨を原因別にみると、日本海低気圧に伴う寒冷前線（中緯度系）によるものが多く、以下前線（中緯度系）、雷雨等となっており台風によるものは比較的少ない。

【降水量の観測記録】

地点 区分	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱
年降水量 (年)	2,072mm (H10)	2,258mm (S56)	1,844mm (S54)	2,771mm (S54)	2,439.4mm (T11)	2,543mm (S54)	2,362mm] (H10)	2,348mm (H14)	2,525mm (H14)
月降水量 (年月)	466mm (S56.8)	469mm (S56.8)	397.5mm (H22.7)	552mm (H7.8)	517mm (M44.7)	599mm (H7.8)	468mm (H10.8)	453mm (H10.8)	506mm (H10.8)
日降水量 (年月日)	130mm (S52.8.5)	169mm (H19.9.17)	137mm (H19.9.17)	192mm (H19.9.17)	186.8mm (S12.8.31)	221mm (H19.9.17)	173mm (S59.9.2)	178mm (H13.8.1)	136mm (H16.7.17)
日最大 1時間降水量 (年月日)	57mm (H15.8.25)	57mm (H14.8.4)	53.5mm (H22.7.24)	61mm (S53.8.7)	72.4mm (S39.8.13)	66mm (H2.7.26)	77mm (H19.8.27)	59mm (H17.7.1)	50mm (H元.7.24)

(資料：気象庁)

注)]：資料不足値

5 雪

県内の積雪平均初日は11月中旬から下旬、平均終日は3月下旬から4月上旬である。

最深積雪期は、沿岸地方で1月下旬から2月上旬、内陸地方では2月中旬から下旬となる。

【最深積雪深の観測記録】

地点 区分	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱
月最深積雪 (年月日)	92cm (H18.1.5)	129cm (H18.1.4)	101cm (H17.3.2)	184cm (H17.3.3)	117cm (S49.2.10)	169cm (S61.2.26)	93cm (H10.11.19)	176cm (S61.2.6)	180cm (H17.2.28)

(資料：気象庁)

6 日照

秋田市における年間の日照時間は、約1,597時間で、日照率（可照時間に対する日照時間の割合）は37%である。月別日照率は、4月～5月と8月～10月にかけては42%から47%であって、これらの月は可照時間のほぼ半分は日照に恵まれているが、12月は17%、1月は15%で可照時間の1～2割程度である。

7 湿度

県内の暖候期日最小相対湿度の平均値は、沿岸部が内陸部に比べて数パーセント高い程度で、はっきりとした局地性は現れていない。注目されるのは、南東を中心とする風が県境の山を越えて吹き下りるフェーン現象による乾燥である。

秋田の月平均湿度は、3月から4月にかけて低く、7月が最も高い。

8 霜

春と秋、移動性高気圧に覆われた夜間、放射冷却現象により霜が発生し農作物に被害をもたらす。

霜害は、発生時期により春の霜害を晩霜害、秋の霜害を早霜害と呼ばれ、本県では春の霜害が多く発生している。

9 梅雨

平年の梅雨入りは6月12日頃、梅雨明けは7月27日頃で、昭和26年からの統計では梅雨期間の最短記録は昭和42年の15日、最長記録は平成3年の65日である（前後5日程度の移り変わり期間を含む）。

10 台風

本県に影響を及ぼす台風は、年平均1～2個程度で、過去65年間（昭和20年～平成21年）に、台風の影響により秋田市で15m/s以上の最大風速を観測したのは39回、また県内で80mm以上の日降水量を観測したのは38回である。

11 雷・霧・雹^{ひょう}

雷は大陸から寒冷高気圧に覆われ始める10月から11月までの晩秋から初冬にかけて多く発生し、夏場の熱雷は内陸部が比較的多く発生し、沿岸部は内陸部より発生は少ない。

過去30年間（昭和55年～平成21年）の年平均雷発生日数は31日で、最少は20日、最多は41日となっている。

霧の発生は夏から秋にかけて多く発生し、発生時間帯は夜間や早朝が多い。

また、雹（ひょう）は4月から5月にかけて多く発生し、花が終わり結実した果樹に被害をもたらすことがある。

12 雪崩・融雪洪水

雪崩は「表層雪崩」と「全層雪崩」に分類され、積雪量が多く寒暖の差が大きい日が数日続き、かつ草木の少ない約30度から60度の斜面で多く発生する。

過去23年間（昭和56年～平成15年）の被害は43件で、年平均では2件程度である。

近年は暖冬傾向で降雪量が少なく、昭和63年から平成6年、13年及び15年の発生記録はないが、平成18年の豪雪では5件発生している。

融雪洪水による被害は年平均2～3件で、3月から5月の昇温期に多く発生している。

第9節 災害記録

昭和20年以降に発生した自然災害及び火災のうち、人的被害及び住家被害があった災害、被害額が概ね10億円を超えた災害、並びに災害救助法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）及び天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）が適用された災害のうち、これらのいずれかに該当する災害を、秋田県災害年表及び消防防災年報から転記した。また、法の適用については、災害救助法の適用を受けた市町村（被災時の市町村名）のみの掲載とした。

なお、激甚災害法及び天災融資法が適用された市町村については所管部局の資料を参照されたい。

大雨・洪水 (1/6)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ			
昭和22年 6.9～6.11 (昭和22年大水害)	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊・流失 4 " 床上浸水 5 " 床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 土木被害等	25人 1人 355世帯 15,808世帯 17,798世帯 48,600ha 1,330箇所			
昭和22年 7.29～8.5 (昭和22年大水害)	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊・流失 4 " 床上浸水 5 " 床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 土木被害等	7人 1人 113世帯 4,335世帯 7,631世帯 18,400ha 144箇所			
昭和22年 6.9～6.11 (カスリン台風)	全 県	1 死者・行方不明者 2 住家の全壊・流失 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 田畑の流失・冠水 6 土木被害等	5人 9世帯 5,518世帯 5,925世帯 6,900ha 114箇所			
昭和26年 8.6～8.8	県 南 部	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊・流失 4 " 半壊 5 " 床上・床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 土木被害等	9人 8人 42世帯 16世帯 1,121世帯 72,000ha 270箇所		災害救助法	○災害救助法 下川大内村 大正寺村 大沢郷村
昭和30年 6.24～6.26	全 県	1 死者・行方不明者 2 住家の全壊・流失 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 田畑の流失・冠水 6 土木被害等	8人 23世帯 11,522世帯 21,067世帯 50,000ha 610箇所		災害救助法 天災融資法	○災害救助法 秋田市 横手市 本荘市 大曲市 一日市町 中仙町 神岡町 仙北町 太田町
昭和30年 8.3	由 利 地 域	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 土木被害等	74世帯 237世帯 521ha 3箇所		天災融資法	
昭和31年 7.20～7.23	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊・流失 4 " 半壊 5 " 床上浸水 6 " 床下浸水 7 田畑の流失・冠水 8 土木被害等	3人 2人 17世帯 13世帯 342世帯 1,537世帯 2,000ha 137箇所		天災融資法	

大雨・洪水 (2/6)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ			
昭和31年 8.7~8.8	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊・流失 4 " 床上浸水 5 " 床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 土木被害等	4 人 1 人 3 世帯 309 世帯 1,198 世帯 6,200 ha 65 箇所		天災融資法	
昭和33年 7.27~7.29	全 県	1 死者・行方不明者 2 住家の全壊・流失 3 " 床上・床下浸水 4 田畑の流失・冠水 5 土木被害等	5 人 20 世帯 3,541 世帯 25,200 ha 300 箇所		天災融資法	
昭和33年 8.11~8.12	藤里地区	1 死者・行方不明者 2 住家の全壊・流失 3 " 床上・床下浸水 4 田畑の流失・冠水 5 土木被害等	1 人 7 世帯 456 世帯 93 ha 92 箇所		天災融資法	
昭和33年 9.5~9.16	県 北 部	1 住家の全壊・流失 2 " 床上浸水 3 " 床下浸水 4 田畑の流失・冠水 5 土木被害等	1 世帯 79 世帯 362 世帯 940 ha 50 箇所		天災融資法	
昭和33年 9.17~9.18 (台風21号)	全 県	1 死者・行方不明者 2 住家の全壊・流失 3 " 半壊 4 " 床上浸水 5 " 床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 土木被害等	2 人 5 世帯 4 世帯 441 世帯 2,637 世帯 61,000 ha 151 箇所		天災融資法	
昭和34年 7.5~7.6	県 南 部	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 土木被害等	29 世帯 569 世帯 1,200 ha 11 箇所		天災融資法	
昭和34年 7.10~7.11	全 県	1 負傷者 2 住家の全壊・流失 3 " 半壊 4 " 床上浸水 5 " 床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 土木被害等	1 人 1 世帯 3 世帯 290 世帯 1,863 世帯 8,600 ha 234 箇所	361,640	天災融資法	
昭和35年 8.2~8.3	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊・流失 4 " 半壊 5 " 一部損壊 6 " 床上浸水 7 " 床下浸水 8 田畑の流失・冠水 9 林業被害 10 土木被害等	15 人 14 人 25 世帯 13 世帯 35 世帯 972 世帯 1,194 世帯 2,900 ha 257 箇所 230 箇所	1,424,200	災害救助法 天災融資法	○災害救助法 角館町 中仙町 田沢湖町

大雨・洪水 (3/6)						
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考
		被害の名称	被害の大きさ			
昭和39年 4.1~4.30	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊・流失 4 " 半壊 5 " 一部損壊 6 " 床上浸水 7 " 床下浸水 8 田畑の流失・冠水 9 林業被害 10 土木被害等	8人 3人 6世帯 6世帯 6世帯 27世帯 394世帯 8,400 ha 89箇所 292箇所			長雨
昭和39年 8.6~8.8	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊・流失 4 " 半壊 5 " 一部損壊 6 " 床上浸水 7 " 床下浸水 8 田畑の流失・冠水 9 林業被害 10 土木被害等	2人 2人 47世帯 26世帯 4世帯 401世帯 1,518世帯 8,400 ha 89箇所 292箇所	1,382,928	災害救助法	○災害救助法 男鹿市 八森町
昭和39年 8.12~8.13	全 県	1 負傷者 2 住家の全壊・流失 3 " 半壊 4 " 一部損壊 5 " 床上浸水 6 " 床下浸水 7 田畑の流失・冠水 8 林業被害 9 土木被害等	2人 13世帯 14世帯 3世帯 456世帯 2,998世帯 6,600 ha 129箇所 209箇所	1,184,365	災害救助法	○災害救助法 秋田市
昭和40年 7.15~7.16	全 県	1 負傷者 2 住家の全壊・流失 3 " 半壊 4 " 一部損壊 5 " 床上浸水 6 " 床下浸水 7 田畑の流失・冠水 8 林業被害 9 土木被害等	3人 9世帯 27世帯 577世帯 2,885世帯 10,162世帯 31,700 ha 205箇所 857箇所	5,375,471	災害救助法	○災害救助法 横手市 大曲市 仙北村
昭和44年 7.27~7.31	全 県	1 住家の一部損壊 2 " 床上浸水 3 " 床下浸水 4 田畑の流失・冠水 5 林業被害 6 土木被害等	1世帯 158世帯 2,147世帯 13,000 ha 35箇所 671箇所	2,614,876		
昭和46年 7.3	県中央部 県南部	1 負傷者 2 住家の一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 田畑の流失・冠水 6 林業被害 7 土木被害等	1人 3世帯 426世帯 3,416世帯 8,500 ha 29箇所 640箇所	2,408,928		

大雨・洪水 (4/6)						
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考
		被害の名称	被害の大きさ			
昭和47年 7.5~7.9	全 県	1 住家の全壊・流失 2 " 一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 田畑の流失・冠水 6 林業被害 7 土木被害等	73 世帯 78 世帯 3,379 世帯 4,160 世帯 30,100 ha 307 箇所 1,863 箇所	25,624,085	災害救助法 激甚災害法 天災融資法	○災害救助法 能代市 森吉町 合川町 角館町 西仙北町 二ツ井町
昭和50年 8.5~8.7	県 南 部	1 住家の全壊・流失 2 " 半壊 3 " 一部損壊 4 " 床上浸水 5 " 床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 林業被害 8 土木被害等	8 世帯 3 世帯 6 世帯 430 世帯 2,022 世帯 13,200 ha 173 箇所 664 箇所	6,852,082	激甚災害法 天災融資法	
昭和50年 8.20	県 北 部	1 住家の全壊・流失 2 " 半壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 田畑の流失・冠水 6 林業被害 7 土木被害等	27 世帯 9 世帯 520 世帯 1,097 世帯 6,000 ha 133 箇所 728 箇所	14,796,162	災害救助法 激甚災害法 天災融資法	○災害救助法 鷹巣町 比内町
昭和54年 6.18~6.19	県 中 央 部 県 南 部	1 住家の床下浸水 2 田畑の流失・冠水 3 土木被害等	58 世帯 0.2 ha 182 箇所	730,406	天災融資法	
昭和54年 6.26~6.28	県 中 央 部 県 北 部	1 住家の全壊・流失 2 " 一部損壊 3 " 床上浸水 4 田畑の流失・冠水 5 土木被害等	2 世帯 1 世帯 16 世帯 66 ha 619 箇所	2,168,047	天災融資法	
昭和54年 7.8	全 県	1 住家の半壊 2 " 一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 田畑の流失・冠水	1 世帯 1 世帯 16 世帯 56 世帯 800 ha	1,049,859	天災融資法	
昭和54年 7.23	県 中 央 部	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 土木被害等	55 世帯 672 世帯 9 ha 44 箇所	372,674	天災融資法	
昭和54年 7.27~7.28	県 北 部	1 住家の全壊・流失 2 " 一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 田畑の流失・冠水 6 林業被害 7 土木被害等	1 世帯 2 世帯 27 世帯 333 世帯 200 ha 71 箇所 483 箇所	2,585,051	天災融資法	
昭和54年 8.4~8.7	全 県	1 住家の全壊・流失 2 " 一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 田畑の流失・冠水 6 林業被害 7 土木被害等	1 世帯 2 世帯 77 世帯 1,001 世帯 6,200 ha 167 箇所 1,130 箇所	9,533,924	天災融資法	

大雨・洪水 (5/6)						
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考
		被害の名称	被害の大きさ			
昭和60年 9.11～9.14	県中央部	1 住家の一部損壊 2 " 床上浸水 3 " 床下浸水 4 田畑の流失・冠水 5 林業被害 6 土木被害等	2 世帯 157 世帯 426 世帯 1,200 ha 16 箇所 157 箇所	2,151,424	激甚災害法	
昭和62年 7.31～8.1	南秋田郡	1 住家の床下浸水 2 林業被害 3 土木被害等	14 世帯 13 箇所 111 箇所	473,329	激甚災害法	
昭和62年 8.16～8.18	県中央部 県南部	1 負傷者 2 住家の全壊・流失 3 " 半壊 4 " 一部損壊 5 " 床上浸水 6 " 床下浸水 7 田畑の流失・冠水 8 林業被害 9 土木被害等	2 人 1 世帯 1 世帯 6 世帯 568 世帯 1,504 世帯 8,900 ha 248 箇所 1,269 箇所	20,411,452	激甚災害法	
平成2年 6.26～6.27	県南部	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 林業被害 5 土木被害等	4 世帯 20 世帯 870 ha 36 箇所 383 箇所	2,862,559	激甚災害法	
平成5年 7.28～7.29	県北部	1 住家の床下浸水 2 田畑の流失・冠水 3 林業被害 4 土木被害等	35 世帯 610 ha 53 箇所 169 箇所	5,005,809		
平成8年 8.4	県南部	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 林業被害 5 土木被害等	103 世帯 256 世帯 70 ha 20 箇所 70 箇所	617,005		
平成9年 5.7～5.11	全県	1 住家の全壊 2 " 床下浸水 3 林業被害 4 土木被害等	2 世帯 8 世帯 18 箇所 427 箇所	6,201,215		
平成10年 6.26～6.27	全県	1 死者・行方不明者 2 住家の床上浸水 3 " 床下浸水 4 田畑の流失・冠水 5 林業被害 6 土木被害等	1 人 4 世帯 96 世帯 350 ha 36 箇所 465 箇所	4,904,301	激甚災害法	
平成10年 8.6～8.8	全県	1 住家全壊・流失 2 住家の一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 田畑の流失・冠水 6 林業被害 7 土木被害等	2 世帯 5 世帯 133 世帯 284 世帯 850 ha 40 箇所 496 箇所	5,587,875	激甚災害法	
平成10年 8.27～8.31	沿岸部	1 住家の床下浸水 2 田畑の流失・冠水	1 世帯 4 ha	797,807	激甚災害法	
平成11年 8.30～9.1	内陸北部	1 林業被害 2 土木被害等	7 箇所 113 箇所	807,027	激甚災害法	

大雨・洪水 (6/6)						
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考
		被害の名称	被害の大きさ			
平成13年 6.29	全 県	1 住家の床下浸水 2 農業施設	3 世帯 15 箇所	40,770	激甚災害法	
平成13年 7.3~7.4	全 県	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 農業施設 4 林業被害	2 世帯 66 世帯 53 箇所 7 箇所	165,710	激甚災害法	
平成13年 7.16~7.17	全 県	農業用施設	5 箇所	29,000	激甚災害法	
平成13年 7.30~8.1	全 県	1 住家の一部損壊 2 " 床上浸水 3 " 床下浸水 4 田畑の流失・冠水 5 果樹 6 林業被害 7 土木被害等	1 世帯 11 世帯 116 箇所 250 ha 4 ha 38 箇所 152 箇所	2,106,809	激甚災害法	
平成14年 8.1~8.6	全 県	1 死者・行方不明者 2 住家の床上浸水 3 " 床下浸水 4 田畑の流失・冠水 5 林業被害 6 土木被害等	1 人 10 世帯 111 世帯 9 ha 15 箇所 103 箇所	969,233	激甚災害法	
平成14年 8.9~8.12	全 県	1 死者・行方不明者 2 住家の床上浸水 3 " 床下浸水 4 田畑の流失・冠水 5 林業被害 6 土木被害等	1 人 52 世帯 414 世帯 490 ha 23 箇所 65 箇所	2,456,708		
平成15年 8.23~8.26	全 県	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 林業被害 5 土木被害等	18 世帯 92 世帯 20 ha 40 箇所 121 箇所	2,277,268	激甚災害法	
平成16年 7.16~7.20	全 県	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 土木被害等	1 世帯 23 世帯 154 箇所	5,296,129		
平成19年 9.17~9.18 (H19 9.17 水害)	県 北 部	1 死者 2 行方不明者 3 重傷者 4 軽傷者 5 避難指示 6 避難勧告 7 自主避難 8 住家の全壊・流失 9 " 半壊 10 " 一部損壊 11 " 床上浸水 12 " 床下浸水 13 農林水産被害 農作物 畜産・林業等 14 上水道 15 土木被害(公共土木)	1 人 1 人 1 人 4 人 3,437 世帯 8,488 人 9,208 世帯 25,147 人 6 世帯 13 人 5 世帯 217 世帯 2 世帯 297 世帯 665 世帯 11,000 ha 10 事業体 456 箇所	12,600,000 (平成19年 10月調)	災害救助法	○災害救助法 北秋田市 能代市

風害 (1/3)						
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考
		被害の名称	被害の大きさ			
昭和24年 9.1~9.2 (キティ台風)	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 " 半壊 5 田畑の流失・冠水 6 船舶	1 人 2 世帯 39 世帯 601 世帯 8,000 ha 4 隻		災害救助法	○災害救助法 適用市町村 は不明
昭和30年 9.29~10.1 (台風22号)	全 県	1 負傷者 2 住家の全壊 3 " 半壊 4 " 一部損壊 5 田畑の流失・冠水	2 人 1 世帯 7 世帯 930 世帯 35,000 ha		天災融資法	
昭和33年 9.26 (台風22号)	県中央部 県南部	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 " 半壊 5 " 一部損壊 6 田畑の流失・冠水	2 人 5 人 63 世帯 325 世帯 985 世帯 3,000 ha		天災融資法	
昭和34年 9.18 (台風14号)	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 " 半壊 5 " 一部損壊 6 " 床上浸水 7 " 床下浸水 8 田畑の流失・冠水 9 船舶	1 人 3 人 78 世帯 39 世帯 47 世帯 3 世帯 135 世帯 10 ha 104 隻	126,080	天災融資法	
昭和34年 9.27 (伊勢湾台風)	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 " 半壊 5 " 一部損壊 6 " 床下浸水 7 田畑の流失・冠水 8 果樹 9 土木被害等	1 人 5 人 26 世帯 280 世帯 2,799 世帯 33 世帯 36,500 ha 1,900 ha 33 箇所	661,290	天災融資法	
昭和35年 8.12 (台風14号)	全 県	1 死者・行方不明者 2 住家の全壊 3 " 一部損壊 4 田畑の流失・冠水	5 人 1 世帯 86 世帯 10,100 ha	288,401	天災融資法	
昭和36年 9.15~9.17 (台風15号)	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 " 半壊 5 " 一部損壊 6 " 床下浸水 7 田畑の流失・冠水 8 果樹 9 林業被害 10 土木被害等	1 人 12 人 46 世帯 317 世帯 3,491 世帯 42 世帯 2,100 ha 2,500 ha 151 箇所 27 箇所	2,214,737	天災融資法	
昭和38年 8.12~8.13 (台風9号)	全 県	1 住家の全壊 2 " 一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 田畑の流失・冠水 6 土木被害等	1 世帯 1 世帯 74 世帯 440 世帯 4,700 ha 90 箇所	663,516	天災融資法	

風害 (2/3)						
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考
		被害の名称	被害の大きさ			
昭和40年 9.10 (台風23号)	全 県	1 負傷者 2 住家の全壊 3 " 半壊 4 " 一部損壊 5 田畑の流失・冠水 6 果樹	19人 16世帯 58世帯 1,223世帯 9,200ha 3,500ha	580,451	激甚災害法 天災融資法	
昭和40年 9.18 (台風24号)	全 県	1 負傷者 2 住家の全壊 3 " 半壊 4 " 一部損壊 5 " 床上浸水 6 " 床下浸水 7 田畑の流失・冠水 8 果樹	4人 1世帯 7世帯 169世帯 4世帯 28世帯 4,800ha 2,200ha	580,451	激甚災害法 天災融資法	
昭和44年 8.23~8.25 (台風9号)	県 北 部	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 果樹	41世帯 582世帯 4,000ha 2,200ha	1,097,526	天災融資法	
昭和45年 8.15~8.16 (台風9号)	全 県	1 住家の一部損壊 2 田畑の流失・冠水 3 果樹	1世帯 7,000ha 240ha	702,370	激甚災害法 天災融資法	
昭和50年 10.21 (暴風雨)	全 県	1 負傷者 2 住家の一部損壊 3 果樹	1人 5世帯 2,000ha	547,644	天災融資法	
昭和51年 10.28~10.30 (暴風雨)	全 県	1 負傷者 2 住家の一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 田畑の流失・冠水 6 果樹	2人 4世帯 61世帯 186世帯 420ha 870ha	2,955,392	天災融資法	
昭和56年 8.21~8.24 (台風15号)	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 " 半壊 5 " 一部損壊 6 " 床上浸水 7 " 床下浸水 8 田畑の流失・冠水 9 果樹 10 林業被害 11 土木被害等	10人 12人 2世帯 17世帯 536世帯 9世帯 51世帯 22,200ha 3,000ha 50箇所 450箇所	13,251,400	激甚災害法 天災融資法	
昭和57年 8.2 (台風10号)	県 中 央 部 県 南 部	1 負傷者 2 住家の一部損壊 3 田畑の流失・冠水 4 果樹	3人 31世帯 470ha 1,600ha	793,355		
昭和57年 9.13 (台風18号)	全 県	1 住家の床下浸水 2 田畑の流失・冠水 3 果樹 4 土木被害等	1世帯 130ha 320ha 159箇所	1,484,415	激甚災害法 天災融資法	

風害 (3/3)						
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考
		被害の名称	被害の大きさ			
平成2年 9.19～9.20 (台風19号)	全 県	1 負傷者 2 住家の半壊 3 " 一部損壊 4 " 床上浸水 5 " 床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 果樹 8 林業被害 9 土木被害等	1 人 1 世帯 1 世帯 54 世帯 307 世帯 820 ha 420 ha 83 箇所 378 箇所	5,943,386	激甚災害法	
平成3年 9.28 (台風19号)	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 " 半壊 5 " 一部損壊 6 田畑の流失・冠水 7 果樹 8 林業被害 9 土木被害等	5 人 167 人 60 世帯 420 世帯 15,793 世帯 60,000 ha 2,800 ha 91 箇所 3 箇所	71,201,000	激甚災害法 天災融資法	
平成11年 3.22 (暴風雪)	全 県	1 負傷者 2 住家の一部損壊 3 土木被害等	3 人 122 世帯 2 箇所	265,832		
平成11年 9.24～9.25 (台風18号)	全 県	1 住家の一部損壊 2 田畑の流失・冠水 3 果樹 4 土木被害等	7 世帯 30 ha 100 ha 4 箇所	113,196	激甚災害法 天災融資法	
平成14年 2.8 (竜巻)	昭 和 町	農業施設等		18,975		
平成14年 7.10～7.12 (台風6号)	全 県	1 田畑の流失・冠水 2 林業被害 3 土木被害等	16 ha 8 箇所 43 箇所	511,776	激甚災害法	
平成16年 4.26 (竜巻)	若 美 町	農業施設等		419		
平成16年 8.19～8.29 (台風15号)	全 県	1 負傷者 2 住家の全壊 3 " 半壊 4 " 一部損壊 5 " 床上浸水 6 " 床下浸水 7 果樹 8 林業被害 9 土木被害等	9 人 1 世帯 2 世帯 463 世帯 14 世帯 73 世帯 1,800 ha 3 箇所 15 箇所	22,995,612	激甚災害法 天災融資法	
平成16年 8.31 (台風16号)	全 県	1 負傷者 2 住家の一部損壊 3 果樹 4 林業被害	4 人 117 世帯 1,300 ha 1 箇所	892,166	激甚災害法 天災融資法	
平成16年 9.7～9.8 (台風18号)	全 県	1 住家の一部損壊 2 土木被害等	122 世帯 1 箇所	1,061,424	激甚災害法 天災融資法	
平成16年 9.29～9.30 (台風21号)	全 県	1 負傷者 2 住家の一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 林業被害 6 土木被害等	1 人 2 世帯 9 世帯 54 世帯 19 箇所 183 箇所	1,986,127		

雪害 (1/2)						
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考
		被害の名称	被害の大きさ			
昭和38年 1～4月 (38豪雪)	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 " 半壊 5 " 一部損壊 6 " 床上浸水 7 " 床下浸水 8 田畑の流失・冠水 9 果樹 10 土木被害等	5人 2人 14世帯 17世帯 141世帯 46世帯 163世帯 622ha 1,200ha 559箇所	3,944,592	激甚災害法 天災融資法	
昭和49年 1～5月 (48豪雪)	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 " 半壊 5 " 一部損壊 6 " 床上浸水 7 " 床下浸水 8 ビニルハウス倒壊等 9 果樹 10 林業被害 11 土木被害等	13人 29人 10世帯 10世帯 60世帯 19世帯 111世帯 165,200ha 1,700ha 158箇所 1,197箇所	15,851,613	激甚災害法 天災融資法	
平成元年 2.16～3.5	全 県	1 林業被害 2 土木被害等		8,423,859		融雪
平成2年 2.11～2.25	全 県	1 林業被害 2 土木被害等	4箇所 1,018箇所	9,405,311		融雪
平成3年 3.29～4.18	全 県	1 住家の床下浸水 2 林業被害 3 土木被害等	1世帯 14箇所 1,177箇所	9,068,910		融雪
平成4年 3.27～4.10	全 県	1 林業被害 2 土木被害等	14箇所 1,182箇所	9,372,643		融雪
平成5年 2.4～2.8	全 県	1 死者・行方不明者 2 住家の床上浸水 3 " 床下浸水 4 林業被害 5 土木被害等	1人 1世帯 7世帯 8箇所 676箇所	8,426,473		融雪
平成5年 3.31～4.7	全 県	1 林業被害 2 土木被害等	2箇所 476箇所	4,666,029		融雪
平成6年 4.11～4.15	全 県	1 林業被害 2 土木被害等	29箇所 1,054箇所	10,011,973		融雪
平成7年 3.16～3.27	全 県	1 林業被害 2 土木被害等	16箇所 793箇所	6,984,085		融雪
平成9年 1月～5月中旬	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の一部損壊	2人 8人 2世帯	8,936,718		積雪・融雪
平成10年 1月～5月上旬	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 床下浸水	4人 32人 1世帯	205,823		積雪・融雪
平成11年 1月～3月	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 果樹 4 土木被害等	4人 49人 8ha 108箇所	803,215		積雪・融雪

雪害 (2/2)						
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考
		被害の名称	被害の大きさ			
平成12年 1月～5月上旬	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の半壊 4 " 一部損壊 5 " 床下浸水 6 林業被害 7 土木被害等	4人 35人 1世帯 2世帯 21世帯 2箇所 365箇所	5,915,541		積雪・融雪
平成13年 1月～5月上旬	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 " 一部損壊 5 " 床下浸水 6 林業被害 7 土木被害等	2人 49人 1世帯 2世帯 4世帯 2箇所 730箇所	9,130,526	激甚災害法	積雪・融雪
平成14年 1月～5月上旬	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 土木被害等	6人 35人 270箇所	2,685,132		積雪・融雪
平成15年 1月～5月上旬	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の一部損壊 4 土木被害等	3人 28人 1世帯 148箇所	1,642,444		積雪・融雪
平成16年 1月～3月	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の床下浸水 4 土木被害等	2人 43人 4世帯 124箇所	735,544		積雪・融雪
平成17年 4.5～4.12	全 県	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 林業被害 4 土木被害等	1世帯 3世帯 3箇所 183箇所	1,195,370		雨・融雪
平成17年 12月上旬 から 平成18年 2月下旬	全 県	1 死者 2 重傷者 3 軽傷者 4 住家の半壊 5 " 一部損壊 6 農水産・土木被害	24人 71人 156人 3世帯 500世帯	1,620,000		平成18年豪雪

干害 (干ばつ) 1/2						
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考
		被害の名称	被害の大きさ			
昭和21年 7.18～8.21	全 県	農作物等	10,160 ha			
昭和24年 5～6月	県 南 部	農作物等	20,000 ha			
昭和24年 7.26～8.17	県 南 部	農作物等	19,000 ha			
昭和28年 6.11～6.30	全 県	農作物等	3,000 ha			
昭和32年 6.10～6.30	県 中 央 部 県 南 部	農作物等	1,700 ha			

干害(干ばつ) 2/2						
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考
		被害の名称	被害の大きさ			
昭和33年 6月	由利地域 平鹿地域	農作物等	6,300 ha		天災融資法	
昭和48年 6~7月	全 県	1 農作物等 2 果樹 3 水道	49,000 ha 4,000 ha 20 箇所	2,877,029		
昭和53年 7~8月	全 県	農作物等	2,400 ha	1,127,711		
平成元年 7月中旬~8月中旬	全 県	1 農作物等 2 果樹 3 水道	8,800 ha 80 ha 6 箇所	2,033,856		

冷害						
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考
		被害の名称	被害の大きさ			
昭和20年 1~7月	仙北地域 平鹿地域 雄勝地域	農作物 (殆ど稲作被害)	○収穫量 前5年平均 の72%			昭和9年以来の 大凶作
昭和38年 7~10月	全 県	農作物等	88,600 ha	5,526,000	天災融資法	
昭和40年 7~10月	全 県	農作物等	53,600 ha	4,127,000	天災融資法	
昭和41年 5~10月	全 県	農作物等	60,900 ha	4,918,000	天災融資法	
昭和46年 4月中旬~5月中旬	全 県	1 農作物等 2 果樹	1,200 ha 700 ha	1,419,939	激甚災害法 天災融資法	
昭和46年 7~10月	全 県	農作物等	55,400 ha	5,133,000	激甚災害法 天災融資法	
昭和51年 6月中旬~10月中旬	全 県	農作物等	109,000 ha	10,022,306		
昭和53年 5~6月	全 県	果樹	412 ha	433,513		
昭和55年 7~9月	全 県	農作物等	40,000 ha	20,085,187		
昭和56年 5~9月	全 県	農作物等	103,000 ha	37,858,334		
昭和63年 7~9月	全 県	農作物等	76,000 ha	17,425,922	激甚災害法 天災融資法	
平成3年 7月中旬~8月中旬	全 県	農作物等	100,000 ha	18,659,911	激甚災害法 天災融資法	
平成5年 4~10月	全 県	農作物等	112,000 ha	63,265,800	激甚災害法 天災融資法	
平成7年 7~8月	全 県	1 農作物等 2 果樹	60,000 ha 300 ha	30,610,862		
平成13年 4.20~4.22	全 県	果樹	1,100 ha	934,354		遅霜
平成15年 5月中旬~9月中旬	全 県	稲作	75,400 ha	15,283,058	激甚災害法 天災融資法	

ひょう 雹 害		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備 考
年月日	地 域	被害の名称	被害の大きさ			
昭和42年 5.23		果樹	840 ha	232,080	天災融資法	
昭和42年 6.17		1 農作物等 2 果樹	300 ha 230 ha	107,017	天災融資法	
昭和48年 9.16	県 北 部	農作物等	320 ha	71,342		
昭和50年 6.9~6.10	全 県	1 負傷者 2 住家の全壊 3 〃 一部損壊 4 農作物等 5 果樹	1 人 1 世帯 281 世帯 760 ha 1,300 ha	780,404	天災融資法	
昭和56年 10.12	由利地域	1 農作物等 2 果樹	480 ha 2 ha	81,713		
昭和58年 6.9	県 南 部	農作物等	380 ha	330,973		
昭和58年 6.30	県 南 部	1 農作物等 2 果樹	58 ha 20 ha	55,390		
昭和59年 6.14	鹿角地域	1 農作物等 2 果樹	20 ha 60 ha	88,480		
昭和62年 5.6	全 県	1 農作物等 2 果樹	150 ha 570 ha	517,309		
昭和62年 9.22	平鹿地区	1 住家の一部損壊 2 農作物等 3 果樹	1 世帯 30 ha 190 ha	91,699		
昭和63年 10.13	秋 田 市 能 代 市	1 住家の一部損壊 2 果樹	3 世帯 81 ha	50,613		
平成12年 5.24	増 田 町	農作物等	3 ha	107		
平成12年 7.4	十 文 字 町	1 住家の一部損壊 2 果樹	2 世帯 5 ha	2,115		
平成14年 5.24~5.25	内 陸 部	果樹	27 ha	27,612		
平成14年 11.12	全 県	1 畑作 2 果樹	60 ha 50 ha	53,854		
平成17年 5.23~6.22	鹿角地域 平鹿地域 雄勝地域	1 畑作 2 果樹	14 ha 19 ha	30,421		
平成17年 8.3~8.10	鹿角市 県 南 部	1 死者 2 畜産	1 人 3 件	3,622		落雷

土砂災害 (1/2)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備 考
年月日	地 域	被害の名称	被害の大きさ			
昭和32年 4.24~4.25	鳥 海 村	1 住家の全壊 2 田畑の流失・冠水	8 世帯 210 ha			
昭和47年 1.26	北 秋 田	土木被害等	4 箇所	141,370		
昭和48年 5.12	鹿角市 (ふけの湯)	非住家の被害	15 棟	18,000		
昭和53年 3.30	矢 島 町	田畑の流失・冠水	1.5 ha	46,000		

土砂災害 (2/2)						
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考
		被害の名称	被害の大きさ			
昭和53年 6.17~6.21	藤里町	土木被害等	2箇所	34,436		
昭和55年 1.7	男鹿市 西目町	土木被害等	3箇所	186,263		
昭和56年 4.11~4.13	山内村	土木被害等	1箇所	126,516		
昭和57年 1.12~1.13	山内村 東由利町	土木被害等	1箇所	110,002		
昭和58年 4.2	東由利町 雄勝町	土木被害等	2箇所	122,832		
平成6年 2.21	田沢湖町	土木被害等	1箇所	198,475		
平成8年 4.19	鹿角市 森吉町	土木被害等	2箇所	718,149		
平成9年 1.19	鳥海町	土木被害等	1箇所	2,238,870		
平成9年 5.11	鹿角市	1 土木被害等 2 温泉施設の全壊	16棟	2,460,000		澄川、赤川温泉
平成11年 5.14	鹿角市	林業被害	1箇所	1,204,000		
平成12年 1.4	本荘市	土木被害等	1箇所	112,778		
平成12年 4.23	鳥海町等	土木被害等	2箇所	263,401		
平成12年 6.27~6.28	内陸南部	1 林業被害 2 土木被害等	3箇所 1箇所	1,007,780		
平成13年 7.16	五城目町	1 林業被害 2 温泉施設の損壊	1箇所 1棟	483,000		小倉温泉
平成14年 11.29	羽後町	農業施設	1箇所	5,587		
平成16年 2.9	秋田市	土木被害等	1箇所	351,898		
平成16年 3.11	矢島町	死者	1人	0		国道108号 法面崩落
平成17年 4.30	羽後町	土木被害等	1箇所	183,003		

火災 (焼損棟数 : 50 棟以上) 1/2							
年月日	市町村	焼損棟数 (住家+非住家)	り災世帯数	死者	負傷者	損害額 (千円)	法の適用
昭和21年 5.17	北檜岡村	167	103				
昭和22年 4.18	和田町	147	124				
昭和23年 5.8	山瀬村	136	168			43,595	
昭和23年 5.10	山瀬村	275	115				
昭和24年 2.20	能代市 (能代大火)	2,237	1,755	3	265	3,025,590	

火災（焼損棟数：50棟以上）2/2							
年月日	市町村	焼損棟数 (住家+非住家)	り災世帯数	死者	負傷者	損害額 (千円)	法の適用
昭和24年 5.11	米内沢町	327	301			329,269	災害救助法
昭和24年 6.7	船川港町	58	38			17,327	災害救助法
昭和24年 12.28	潟西村	57	56			30,876	災害救助法
昭和25年 3.29	秋田市	82	86			56,330	
昭和25年 6.1	鷹巣町	699	705		242	899,563	災害救助法
昭和26年 4.9	大森町	56	28			19,319	災害救助法
昭和26年 5.4	西明寺村	54	32		4	12,670	災害救助法
昭和26年 7.3	船岡村	76	12			9,640	災害救助法
昭和27年 5.29	戸賀村	66	61			78,819	災害救助法
昭和28年 4.29	大館市	83	88			810,285	
昭和28年 5.14	大館市	66	32			30,596	
昭和28年 5.19	刈和野町	128	89		3	118,182	
昭和29年 5.19	下郷村	154	97		41	251,938	災害救助法
昭和29年 7.10	能代市 (能代大火)	66	29		2	77,880	災害救助法
昭和30年 3.20	能代市	1,475	1,156		216	2,016,380	災害救助法
昭和30年 5.3	大館市	508	264	1	26	710,570	災害救助法
昭和31年 5.10	鳥海村	81	51		8	75,798	災害救助法
昭和31年 8.18	大館市 (大館大火)	1,360	770		16	4,022,041	災害救助法
昭和32年 5.10	神岡町	317	163			244,262	災害救助法
昭和34年 8.14	仁賀保町	110	43		13	103,352	災害救助法
昭和38年 4.15	峰浜村	169	138		14	235,301	災害救助法
昭和39年 5.14	上小阿仁村 (沖田面)	83	77		1	94,553	災害救助法
昭和40年 6.15	能代市	85	44			88,875	
昭和42年 5.13	阿仁町	56	44		1	75,271	災害救助法
昭和43年 10.12	大館市	281	248			1,203,268	災害救助法

第10節 秋田県の人口推移と高齢化

本県の人口は、出生率の低下や若年層などの県外流出による減少が続いている。

また、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は29.3%（平成21年10月1日現在）を占め、さらに団塊の世代が占めている人口の割合を勘案すれば、高齢者人口の急増は必然的な現象であり、県及び市町村は、この現状と将来動向を踏まえ、災害時における高齢者対策の早期策定と、対策の実施に向けた具体的な行動計画の展開が不可欠である。

例えば、避難所における高齢者支援として、「健康診断」、「こころのケア」及び「食事」などに対する十分な配慮を始め、避難所として民間宿泊施設（温泉施設等）の一時借り上げや応急仮設住宅への優先的入居、さらに平時における避難施設のバリアフリー化、医療機関との連携強化などが高齢者への支援対策として掲げられる。

また、これらの支援については第2編以降の随所に「災害時要援護者」対策として、具体的な施策の策定と早期実施の必要性を記述した。

【秋田県の年齢別人口】

（単位：人）

年次 (平成)	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢 人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢別割合 (%)			従属 人口 指数	年少 人口 指数	老年 人口 指数	老年化 指数
					年少 人口	生産 年齢 人口	老年 人口				
12	1,189,279	163,095	746,252	279,764	13.7	62.7	23.5	59.3	21.9	37.5	171.5
17	1,145,501	142,507	694,288	308,193	12.4	60.6	26.9	64.9	20.5	44.4	216.3
18	1,134,036	139,040	682,973	311,510	12.3	60.2	27.5	66.0	20.4	45.6	224.0
19	1,121,300	135,276	669,904	315,607	12.1	59.7	28.1	67.3	20.2	47.1	233.3
20	1,109,007	131,949	657,970	318,575	11.9	59.3	28.7	68.5	20.1	48.4	241.4
21	1,097,483	128,267	647,429	321,274	11.7	59.0	29.3	69.4	19.8	49.6	250.5

（注）各年10月1日現在。平成12年及び平成17年は国勢調査、平成18年以降は秋田県年齢別人口流動調査による。

総人口には年齢不詳の者を含む。

【用語の解説】

- 年少人口指数（年少人口÷生産年齢人口×100）
人口の若年化の程度を知る一つの指標
- 老年人口指数（老年人口÷生産年齢人口×100）
人口の高齢化の程度を知る一つの指標
- 従属人口指数 { (年少人口+老年人口) ÷ 生産年齢人口 × 100 }
働き手である生産年齢人口100人が、子供と老人をどれだけ養うかを表す指標
- 老年化指数（老年人口÷年少人口×100）
人口の高齢化の程度を知る一つの指標で、生産年齢人口の多少による影響を除いているため、人口高齢化の程度を敏感に示します。

第11節 防災に関する調査研究の推進

防災に関する調査研究は、過去の災害事例を踏まえ、現在置かれている地形・気象条件、また都市化や人口構成などを基礎データとし、県民との協力や研究機関等と連携しながら実施する。

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう、県内各地域において、関係機関と共同した実態調査等を行い、これら調査結果の分析・解析を行い、防災マップ作成のための基礎資料として活用するとともに、これを地域防災計画に反映させる。

第2編 一般災害対策

第2編 一般災害対策

第1章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

実施機関	県各部署、県教育庁、市町村、防災関係機関
------	----------------------

第1 計画の方針

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、県民一人ひとりはその自覚を持ち、平時から災害に対する備えと心がけが重要である。また、災害発生時においては、初期消火など自らができる防災活動を始め、県、市町村及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティ団体等の参加による訓練、並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものである。

また、いつでもどこでも起こりうる大災害から人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実し、その実践を促進する「県民運動」を展開していくものとする。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、平時から県民への災害に関する防災知識や災害時の対応などに関する普及指導に努めるとともに、併せて県民参加の体験型防災イベント、各種研修会などを実施して防災知識の普及啓発を図るものとする。

第2 被災者に対する知識

防災知識の普及啓発は、台風や豪雨等の被災事例や災害の発生メカニズムなど基礎知識の説明にとどまるものが多い。しかし、最も必要な知識は、自らが被災者となった場合の避難生活及び生活支援に関することであり、特に、被災者の生活支援、並びに住宅の再建支援に関する国、地方自治体、及び公的又は民間金融機関における融資又は貸付制度など被災者の視点から捉えた知識が最も重要である。

1 災害時要援護者

災害時要援護者とは、災害から自らを守るため、安全な場所に避難するなどの災害時の一連行動をとる際に支援を要する方々である。災害時要援護者には高齢者を始め様々な様態の方がおり、様態に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要である。

◎本章第22節「災害時要援護者支援計画」参照

2 避難者のプライバシー

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震の例を見ても避難所の多くは学校の体育館が充てられ、避難所における多くの事例では、避難者のプライバシーを守る間仕切りなどは設置されていない。

このため、市町村は、避難者のプライバシー保護に関する施策を早期に策定し、これを住民の知識として定着させるための啓発活動が重要である。

3 女性の視点から捉えた支援

避難者に対する支援については、男女の特性を考慮せず、全て一律な支援が行われてきた。しかし、多くの避難所の運営事例から、男女の特質の違いを考慮した支援は不可欠であり、このため市町村は、女性の特質に考慮した支援マニュアルなどを早期に策定し、これを住民の知識として定着させる啓発活動の実施が重要である。

第3 防災関係職員への防災教育

1 防災関係職員の責務・資質の育成

防災業務に従事する県、市町村及び防災関係機関等の職員は、災害の発生時において計画遂行上、主体となって活動しなければならない。

防災関係職員に必要な災害の形態に関する知識として、例えば、台風・大雨などの気象災害、航空機・鉄道・車両などの事故災害、危険物製造施設や貯蔵所等事故による石油・化学薬品等の流出・漏洩及び化学反応などに関する知識がある。

また、これら災害発生時において要求される能力として、被害情報の収集・処理、被害の拡大予測、二次災害の発生予測、避難情報の発表タイミングなどの予測・判断能力である。

このため、県、市町村及び関係機関は職員に対し、これら知識及び能力を養成及び習得するための基礎・応用教育、実施研修、並びに訓練などを計画的に実施する必要がある。

2 実施項目

(1) 災害現場での実体験

- ア 被災地視察・現地調査
- イ 災害ボランティア活動への積極的な参加
- ウ 被災者の視点に立った状況把握能力の養成

(2) 防災訓練への参加、検証能力の養成

(3) 図上訓練への参加、検証能力の養成

(4) 防災に関する基礎知識の養成

- ア 県及び市町村地域防災計画の運用に関する事例と課題
- イ 防災関係法令の運用に関する事例と課題
- ウ 地域における災害史と災害の特徴
- エ 防災一般に関する講習会・研修会等の開催
- オ その他

第4 学術機関との連携

県、市町村及び関係機関は、秋田大学、秋田県立大学等と連携し、これらの学術機関が有する災害及び防災に関する知識・知見などを研修会等の機会を捉え広く県民に啓発を図る。

第5 災害予防に関する普及・啓発運動

防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、災害が発生しやすい時期、又は全国的に実施される災害予防運動期間などを考慮し、概ね次の時期に実施している。

1 実施時期

項目	名称	実施期間
雪害予防に関するもの		12月～翌年3月
	雪崩防災週間	12月1日～12月7日
風水害予防に関するもの		6月～9月
土砂災害防止に関するもの	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
火災予防に関するもの	春季火災予防運動	4月第1日曜日～1週間
	秋季火災予防運動	11月第1日曜日～1週間
	山火事予防運動	4月1日～5月31日
	文化財予防デー	1月26日
水防・水難事故防止に関するもの	水防月間	5月1日～5月31日
	水難事故防止強調運動	7月1日～8月31日
防災一般	県民防災の日	5月26日
	県民防災意識高揚強調週間	5月20日～5月26日
	危険物安全週間	5月第2日曜日～1週間
	国民安全の日	7月1日
	防災の日	9月1日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災ボランティア週間	1月15日～1月21日

2 県・市町村及び関係機関等における普及活動

実施機関	普及方法	備考
県・市町村	県・市町村地域防災計画の説明・解説	出前講座、研修会などで説明
	火山噴火、浸水などの防災マップの作成	〃
	パンフレット・リーフレット等の作成	〃
	ラジオ・テレビ広報	スポットCMなど
学術機関 (大学等)	防災に関する研究成果の報告、住民アンケートの実施等	講演会、地域研修会等の実施
報道機関	新聞、テレビ、ラジオ	自社広報、特別番組など
教育機関 (小・中・高校)	副読本(火山など)、地域の災害史教育、防災マップ	副読本による授業、 防災マップの読み方など
各機関共通	インターネット(ホームページ)を活用した情報発信	

3 県民自ら行う防災知識の学習・心得

県及び市町村等が開催する防災講演会や研修会等への積極的な参加	
自主防災組織活動への積極的な参加	
災害発生時の心得	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線等による避難情報及び被害情報の収集 2 テレビ・ラジオ等による災害情報の収集 3 非常食糧、身の回り品の備蓄・貴重品の整理 4 避難誘導、避難場所、避難所の周知及び徒歩による確認 5 災害の態様に応じて取るべき手段・方法等 6 地すべり災害危険箇所など、災害危険箇所の確認

第6 教育機関における防災教育・訓練

1 防災教育の現況

各学校における防災教育は計画的に実践している。特に予防措置、避難方法などについては、児童・生徒の発達段階や地域の実情などを考慮した指導と徹底に努めている。

2 防災教育の充実

(1) 防災計画等の検証

施設管理者は、児童・生徒の避難誘導などを組み込んだ防災訓練を計画的に実施し、これを検証し防災計画に反映させる。

(2) 防災指導の徹底

ア 防災知識の指導は、教育課程に位置付け実施する。特に、避難訓練・消防訓練・野外活動時の不測の事態に備えた対処方法など事前指導の徹底に努める。

イ 社会活動として、防災施設などの見学を取り入れ、災害時における防災活動、避難等について習得するよう努める。

ウ 施設管理者に対しては、防災教育を計画的に実施する。特に、出火防止・初期消火・避難などの災害時における行動力や指導力の向上と併せ、自衛消防組織などの強化に努める。

(3) 防災訓練の実施

ア 防災訓練は、学校行事などに組み入れ教職員全ての共通理解、さらには児童・生徒の自主性を重視のうえ実施する。

イ 防災訓練は、学校種別・規模等の実情に応じ、毎学期1回又は毎年2回程度実施する。

(4) 防災施設の整備

防災上重要な施設、設備、器具、用具などの定期点検を行い、点検結果に基づく補強・改修などを速やかに実施する。

特に、電気・ガスなどの露出配管部分については、安全点検の見直しを実施する。

(5) 連絡通報組織の確立

教職員全ての緊急時連絡網等を整備し、災害時における組織活動の円滑化を図る。

警備会社などへの委託警備については当該警備会社と連絡網の整備を図る。

第7 防災上重要な施設の管理者への教育

1 査察等を通じた現場指導

防災上重要な施設については定期的に査察を行い、査察結果に基づく施設の改修又は維持管理の見直しなどを速やかに実施し、災害発生時における対処要領等の徹底に努める。

2 講習会・研修会等の開催

(1) 防災管理者には講習会、研修会などを通じ、その職責を自覚させる。

(2) 事業所等の防災計画の習熟・検証、過去の災害対応事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制などに関する研修会等を計画的に実施する。

第8 企業における防災教育・役割

災害時において企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）の認識を始め、各企業が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の促進に努めるものとする。

このため、県及び市町村は、各企業における防災意識高揚並びに防災力の向上を図るための、防災に関する取り組みの評価などを行うとともに、地域における防災訓練又は防災研修などへの積極的な参加を呼びかける。

第9 地域コミュニティにおける防災教育の普及推進

県及び市町村は、町内会、自主防災組織等の地域コミュニティにおける防災に関する教育・研修などの推進を図るものとする。

第10 防災に関する意識調査

防災に関する住民意識調査は、これまで日本海中部地震の被災市町村を対象に、秋田大学や研究機関が実施してきた。しかし、防災に関する住民の意識調査は、県及び市町村が計画・実施している防災施策に対する県民の意見を聞くために重要であり、県と市町村が協力し計画的な実施に努める。

第2節 自主防災組織等の育成計画

実施機関	県総務部、市町村、防災関係機関
------	-----------------

第1 計画の方針

防災の基本は、自分の身体、生命及び財産は自分で守ることである。

県民は、この基本を自覚し、平時より災害に対する備えを心がけておくことが重要である。

特に、災害発生直後における人命の救助・救急、初期消火活動などについては、消防や警察などの到着を待たずに自主防災組織などの地域コミュニティー団体の協力による救出・救助活動の成果が阪神・淡路大震災や新潟県中越地震で実証されている。

このため、市町村は県と協力し、災害時における地域住民による相互扶助の重要性について、研修会や訓練等の機会を通じ防災意識の高揚を図り、自主防災組織の結成促進に努める。また、既存組織の形骸化防止のため、研修等あらゆる機会を捉え啓発活動を行う。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性の参画を促進するよう努める。

第2 実施範囲

1 県

- (1) 市町村が行う自主防災組織の結成活動の推進について、指導・支援に努める。
- (2) 県民参加型の研修会や情報交換会などを開催し、自主防災組織の必要性やリーダーの育成・支援に努める。
- (3) 市町村に対し、自主防災組織などを対象とした研修会等の開催を指導する。

2 市町村

- (1) 自主防災組織の結成並びに育成は、災害対策基本法の規定に基づき市町村が行う。
- (2) 自主防災組織の結成を促進するため、次の事項を市町村地域防災計画に定める。

自主防災組織の必要性	地域住民による相互扶助の実践
自主防災組織の規模	町内会、学区、地域コミュニティー団体などが組織の単位と考えられるが、結成に当たっては住民が連帯感を保つことができ、かつ日常生活上において無理なく活動できる規模
自主防災組織の育成	1 防災資機材の操作講習会、応急手当講習会、防災訓練などへの参加 2 県・消防機関等との協力によるリーダーの育成
防災資機材の整備	自主防災組織の活動に必要な防災資機材、活動拠点等の整備促進
関係機関との連携	市町村、消防機関等との連絡体制の整備
その他	自主防災組織の活動に必要な事項

3 自主防災組織

自主防災組織は、組織自らが作成する防災計画や市町村地域防災計画について、防災訓練や研修会などを通じ習熟と検証に努める。

また、防災活動に限らず、平時の活動についても創意工夫を凝らし、自主防災組織の形骸化防止に努める。

【自主防災組織の主な活動項目】

平 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集伝達体制の確立 2 火気使用設備及び器具等の点検 3 防災用資機材等の備蓄及び管理 4 地域の災害時要援護者の把握 5 防災知識の普及活動 6 自主的な防災訓練の実施及び県・市町村主催の防災訓練への参加 7 その他
災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> 1 初期消火の実施 2 被害状況等の収集・報告、命令指示等の伝達 3 救出救護の実施及び協力 4 避難誘導の実施 5 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力 6 その他

4 事業所等

危険物の製造又は貯蔵事業所等においては、自衛防災組織の強化を図る。

事業所の防災計画等に基づく防災訓練を計画的に実施し、訓練の結果を検証し、検証により提起された課題を事業所の防災計画に反映させる。

学校、医療施設、百貨店など多数の市民が利用する施設の管理者は、自衛消防組織などの強化・育成に努め、防火管理体制の強化を図る。

第3 消防職団員、OBとの連携

消防職団員の専門知識とOBの豊富な経験は、自主防災組織の結成に関するノウハウ、また活動面における豊富な実践経験であり、市町村は、これらの実績を踏まえ消防職団員及びOBとの連携を図ることが重要である。

第3節 防災訓練計画

実施機関	各機関
------	-----

第1 計画の方針

災害発生時に迅速かつ的確で冷静な行動を取るためには、県、市町村、防災関係機関、並びに住民等それぞれが取るべき行動を想定した実践的な訓練を計画的に実施する。

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と住民との間における協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、さらに、地域防災計画の検証などに副次的な効果がある。

実施に当たっては、高齢者や傷病者などの災害時要援護者に対する安全な避難誘導、また、大規模災害発生時における避難所の開設及び運営、さらに女性や災害時要援護者の視点から捉えた避難所での支援訓練を実践的に実施し、これら訓練を検証し課題を整理の上、避難対策等に反映する。

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、各訓練においては、女性の参画を促進するよう努める。

第2 訓練種別

1 実働訓練

県、市町村及び各防災関係機関等は、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア、災害時要援護者を含めた地域住民と連携した訓練を実施する。

2 図上訓練

県、市町村及び各防災関係機関等は、地方公共団体及び防災関係機関の各職員、自主防災組織などの地域コミュニティ団体などにおける指揮能力や防災知識の向上を図るため、想定災害を図上でイメージした訓練を計画的に実施する。

第3 訓練項目

県、市町村及び各防災関係機関は、次の訓練を計画的に実施する。

災害防御訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防訓練 2 水防訓練 3 海難救助訓練 4 特殊災害防災訓練 <ol style="list-style-type: none"> (1) 航空機事故 (2) 列車事故 (3) トンネル災害（鉄道・道路） (4) 油・薬液等流出事故 (5) 危険物爆発事故 (6) 石油コンビナート火災 (7) その他 5 避難訓練 6 災害防御活動従事者の動員訓練 7 必要資材の応急手配訓練 8 その他
応急復旧訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道、道路の交通確保 2 復旧資材、人員の緊急輸送 3 決壊堤防の応急処置 4 水道、ガス、電力、通信施設の応急修復 5 石油類等の流出防止等応急修復 6 その他

第4 訓練の実施範囲

1 県

災害情報等の受理・伝達訓練	
目的	日本海中部地震で課題が提起された災害情報の受理・伝達に関する訓練
実施日	5月26日「県民防災の日」
会場	災害対策本部室・災害対策本部長室（県庁第二庁舎4階）
参加機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 県各部署 2 市町村・消防本部 3 指定地方行政機関 4 自衛隊 5 指定公共機関 6 指定地方公共機関 7 その他
訓練項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 初動体制（職員の動員訓練） 2 災害対策本部の設置・運営（災害救助法の適用） 3 災害情報の受理・伝達訓練 4 応援要請体制の検証 5 広報など

総合防災訓練	
目的	防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認を行うとともに、県民の防災意識の高揚を図るための訓練
実施日	原則として9月1日「防災の日」
開催地	県内13市（輪番制）
参加機関	
県・市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置・運営 2 非常用電源設備を用いた通信設備の運用（災害情報の受理・伝達、広報） 3 避難誘導 4 一般避難所、福祉避難所の開設・運営 5 救護所の開設・運営 6 災害時要援護者の支援 7 備蓄物資の放出・流通備蓄の要請 8 支援物資の受入・配給 9 緊急交通路の確保（道路啓開、交通規制） 10 水防協力団体、自主防災組織の活動、支援 11 ボランティアの派遣要請、受け入れ 12 応急仮設住宅の建設 13 その他
防災関係機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常用電源設備を用いた通信設備の運用（災害情報の受理・伝達、広報） 2 消火活動 3 救助・救急活動 4 医療救護（こころのケアなど） 5 ライフライン施設の応急復旧 6 支援物資の輸送 7 その他

自衛隊	1 応急復旧活動 2 消火活動 3 救助・救急活動 4 医療救護 5 炊き出し、給食・給水 6 その他
住民・自主防災組織等	1 初期消火 2 応急救護 3 炊き出し 4 避難及び避難誘導 5 災害時要援護者の支援 6 ボランティア活動への参加 7 情報の収集（アマチュア無線、インターネットなど） 8 その他

水防訓練	秋田県水防計画に基づく訓練
各部署が自主的に行う防災訓練	避難訓練など
石油コンビナート等防災訓練	石油コンビナート等防災計画に基づく訓練
状況に応じて実施する防災訓練	積雪厳寒期、又は夜間における職員動員訓練など

2 市町村

(1) 市町村地域防災計画に定めた訓練

水防管理団体、自主防災組織、ボランティア団体、災害時要援護者を含めた地域住民と連携した訓練に重点を置くものとする。

- (2) 県主催の防災訓練への参加
- (3) 関係機関等が主催する防災訓練への参加
- (4) その他必要に応じた防災訓練

3 防災関係機関

それぞれの機関が定めた防災業務計画を基に、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう、これを防災訓練計画に定め計画的に実施する。

4 医療・教育・社会福祉施設、事業所等

医療施設、教育施設、社会福祉施設、学校施設、工場、興業場、デパート及びその他消防法（昭和23年法律第186号）で定められた事業所（施設）の防火管理者は、それぞれが定める消防計画に基づく避難・誘導、消火及び通報などの訓練を計画的に実施する。

また、事業所においては、地域の一員として当該市町村、消防署、並びに地域の防災組織等が開催する防災訓練への積極的な参加に努める。

5 自主防災組織、地域コミュニティー団体等

自主防災組織及び地域コミュニティー団体は、地域住民の防災意識の向上と、災害発生時における災害時要援護者の迅速で安全な避難誘導などを確保するため、平時から市町村、消防本部の指導や防災訓練等を通じこれら機関との連携に対する重要性の認識に努める。

実施する防災訓練は、避難誘導、初期消火、応急救護、災害時要援護者の安全確保、避難所の開設・運営などとする。

また、県及び市町村は、県民一人ひとりに対し広報誌、市町村防災行政無線、テレビ・ラジオ等を通じ訓練参加への呼びかけ、初期消火や避難などの実践的な体験の場を提供する。

第4節 災害情報の収集・伝達計画

実施機関	各機関
------	-----

第1 計画の方針

災害発生時における迅速・的確な情報の収集及び伝達は、県、市町村及び防災関係機関における迅速な初動態勢や、応急対策を迅速かつ適切に実施する上で極めて重要である。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、防災情報通信施設の被災防止対策と維持管理の徹底を図り、職員に対しては防災情報通信機器（パソコン・自営無線通信システムなどの端末機等）の操作研修を計画的に実施する。

また、迅速かつ円滑な災害情報収集・伝達活動を実施するために、県、市町村及び関係機関は、それぞれの機関が提供、伝達できる情報について、訓練等を通じ実態を把握するとともに、態勢の強化を図る。

第2 情報収集体制

1 職員の動員

災害が発生したとき、県、市町村及び防災関係機関は、直ちに職員を動員し所掌業務に関する被害情報収集のため職員を動員又は派遣する。

2 県・市町村

(1) 県総合防災情報システム、市町村防災行政無線、衛星携帯電話、並びにインターネットなど、あらゆる情報通信手段を活用し被害情報等を収集する。

また、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市町村防災行政無線等情報伝達システムの整備促進と既存システムの高機能化を図る。

(2) 職員の輪番制による24時間勤務を実施し、被害情報又は防災情報などを迅速に収集する。

(3) 被害情報の収集並びに伝達の確実性を期するため、通信路の多重化を促進する。

(4) 指定避難路、避難場所及び避難所については、統一的な図記号を利用した分かり易い、誘導標識や案内板等により住民への周知徹底を図る。

(5) 水防管理者は、市町村と協力し情報伝達施設の整備・改善等に努める。

(6) 災害発生初動期における被害情報の収集などに消防防災ヘリコプターを活用する。

(7) 東北総合通信局及び東北地方非常通信協議会と連携し、非常通信計画を策定するとともに、無線設備の総点検による通信回線の途絶防止に努める。また、非常通信訓練の実施を通じて非常通信体制を検証する。

3 警察本部

ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等画像情報収集・伝達システムを活用し、災害発生初動期におけるリアルタイムな情報収集を行う。

4 海上保安部、自衛隊

航空機、巡視船艇、車両など多様な情報収集手段を活用し、機動的な情報収集活動を行う。

第3 情報の共有化

県、市町村及び関係機関は、相互に情報の共有化を図るため、日ごろから防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討のうえ実践的な施策等の策定に努めるものとする。

第4 大容量通信ネットワークの整備

災害発生時において、被災情報を迅速・的確に把握し、初動態勢や広域応援態勢を立ち上げるため、光ファイバーなどを利用した被災地からの動画伝送は重要であり、これを実現するため、全国をネットワークする大容量通信ネットワークの体系的な整備が必要である。

第5 非常通信ルートの活用

災害時の円滑な通信を確保するため、非常通信協議会との連携に配慮するとともに、防災訓練等においては、当該協議会と連携して訓練を実施する。

非常通信ルートは、県から内閣府向け（中央通信ルート）、及び県から市町村向け（地方通信ルート）が設定されている。

中央通信ルートは、通常の消防ルート、地域衛星通信ネットワーク（衛星ルート）の途絶に備え、建設ルート、警察ルート、電力ルートを策定している。

また、市町村向けの地方通信ルートは、県防災行政無線（衛星通信ネットワーク）の途絶に備えて、東北地方非常通信協議会構成員の東北地方整備局、各警察本部及び東北電力（株）の自営通信網（有無線）経由で構成されている。

第5節 通信・放送施設災害予防計画

実施機関	NTT 東日本秋田支店、NTT ドコモ東北支社秋田支店、 NHK 秋田放送局、ABS 秋田放送、AKT 秋田テレビ、 AAB 秋田朝日放送、エフエム秋田、県各部局、県警察本部
-------------	---

第1 計画の方針

災害時における通信の確保は、救急・救助及び応急復旧対策上において極めて重要である。

このため、県、市町村及び関係機関は、通信及び放送施設を災害から防護するために必要な対策の実施と通信の途絶を防止するため、通信施設の維持管理強化を図る。

さらに、関係機関における相互連絡、並びに迅速な情報の共有化を図るため、関係機関をネットワークする通信システムの整備が必要である。

第2 県

1 秋田県総合防災情報システム

秋田県防災情報通信システムは、県本庁と下表の機関を衛星通信とデジタル公衆回線の2ルートで構成されており、このうち、デジタル公衆回線は衛星通信のバックアップ回線である。

なお、各機器には次の耐震対策などが施されている。

- (1) 耐震対策 … 通信設備の揺れ止めなど
- (2) 停電対策 … 無停電電源装置の整備、発電機の常備
- (3) 防雪対策 … アンテナへの融雪装置の整備

【設置機関・台数】

(平成22年4月現在)

	設置機関又は名称	箇所数・台数	設置・常置場所等
衛星通信機器	災害対策本部室	1	県庁統制局(県庁第二庁舎)
	地域振興局	7	秋田を除く
	県出先機関(一部)	8	水産振興センター等
	市町村	66	合併前の市町村庁舎(注)
	消防本部	15	単独・広域消防本部
	防災関係機関	2	陸上自衛隊・航空自衛隊
	計	99	

(注) 秋田市は独自で衛星通信機器を設置、これを一部改造し県総合防災情報システムに組み入れている。

また、旧峰浜村は庁舎火災で衛星通信機器が焼失したため、設置箇所数は66となっている。

	機器の名称	台数	常置場所
移動用 衛星通信機器	衛星中継車	1	県庁第二庁舎
	衛星可搬型無線機	2	県庁第二庁舎(総合防災課)
	計	3	

2 水防・電気事業用通信施設等

ダム管理事務所には水防用、県営発電所には電気事業用の無線通信施設、また、河川情報などの水防用テレメーターシステムの固定無線局、さらにはこれら無線局を管理するための移動系無線通信システムが整備されている。

3 維持管理

- (1) 各無線局は、日常点検及び定期点検による予防対策と併せ、故障発生時には迅速に適切な措置を講じ、常時使用可能な状態に維持するものとする。
- (2) 秋田県総合防災情報システムの衛星中継車及び衛星可搬局は、定期点検と習熟訓練を兼ねた通信試験を計画的に行うものとする。

第3 警察

現 状	無線設備は、警察本部、各警察署、交番及び警察車両に設置し、各種災害に迅速な対処ができる体制が整備されている。
対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害から施設を防護するため、無線施設に対する点検を定期又は随時に行い、常に機能の維持に努めている。 2 無線設備は、毎朝、メリット交換を行い障害の早期発見に努めている。 3 警察車両や携帯無線等の移動局は、年次計画等により更新整備を進めている。

第4 NTT東日本

現 状	<p>平成22年3月末現在における県内の加入電話数は約49万回線である。</p> <p>各交換所間の中継通信回線は、ケーブルの地下化や有線と無線方式の併用などにより、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築を図っている。</p> <p>また、災害発生時における通信を確保するため、単一ルートとなっている交換所エリアの2市（3箇所）に「孤立防止用衛星通信装置」を設置しているほか、必要により臨時回線や臨時公衆電話を設置するため、ポータブル衛星通信車を配備している。</p>
対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物及び局内外設備 施設を災害から防護するため、電気通信設備及び建物等については、耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火構造としている。 2 災害時に備えての通信の確保 <ol style="list-style-type: none"> ① 通信の途絶を防止するため、主要伝送路を多重ルート構成とする。 ② 被災した電気通信設備等を迅速かつ確実に復旧するための災害対策用機器、及び資材等の整備を図るとともに、災害時の輸送を円滑に行うための措置計画を具体的に定める。 ③ 安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備について予備電源を設置する。 3 災害時措置計画 災害時等において、通信不通地域の解消、又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画表を作成する。 4 災害時の広域応援等 <ol style="list-style-type: none"> ① 広範囲な地域において災害が発生した場合は、必要により全国的規模をも視野に入れた応援班の編成、災害対策用機器及び資材等の確保と輸送体制、応援者の作業体制などを整備する。 ② 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に社員の非常招集、非常配置及び社外機関に対する応援又は協力の要請方法等について具体的に定める。 5 防災訓練の実施 社内訓練のほか、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

第5 NTTドコモ

現 状	<p>1 電気通信設備等の高信頼化 災害から防護するため、電気通信設備等の耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火対策を実施する。</p> <p>2 電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。</p> <p>3 災害時措置計画 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。</p>
対 策	<p>1 災害対策用機器及び車両等の配備 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。</p> <p>2 災害対策用資機材等の確保と整備</p> <p>① 災害対策用資機材等の確保 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。</p> <p>② 災害対策用資機材等の輸送 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。</p> <p>3 災害対策用資機材等の整備点検 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。</p>

第6 放送施設

NHK秋田放送局

現 状	<p>1 放送施設及び局舎の防災設備の整備</p> <p>2 機材及び消耗品等の備蓄と点検整備</p> <p>3 無線中継状態の把握</p> <p>4 各種無線機等の伝播テストの実施</p> <p>5 県内の交通状況及び道路事情等の把握</p> <p>6 仮放送局及び仮設送信所の事前選定</p> <p>7 防災関係機関が保有する通信回線の把握と協力要請</p> <p>8 非常持出機器、書類等の指定</p>
対 策	<p>1 電源については、自家発電装置を点検し、燃料・潤滑油・冷却水の補給、バッテリー等の点検・充電を行う。</p> <p>2 中継回路、連絡回線については、NTT 東日本秋田支店に対し回線の確保及び代替線を要請するとともに、エントランスケーブル対策及び他社回線の利用について準備する。</p> <p>3 アンテナについては、送受信アンテナの点検及び予備アンテナを整備する。</p> <p>4 非常用放送装置を点検整備する。</p>

A B S 秋田放送

現 状	<ol style="list-style-type: none"> 1 本社社屋（演奏所）、送信所、中継局は不燃構造化を実施している。 2 放送機器は現用・予備の二系統を設備している。また、ラジオ送信設備の被災に備え、非常用移動型中波放送機（100W）1台を保有している。 3 演奏所と送信所間の伝送回線は現用・予備機の二系統を設備しているほか、FPU（可搬型マイクロ波送受信装置）、連絡用無線を保有している。 4 本社演奏所の商用電源は二系統により受電し、停電に備えUPS（無停電装置）及び非常用自家発電装置を設置している。また、送信所及び主要中継局は、商用電源のほか非常用自家発電装置や無停電対策用バッテリーを設備している。 5 番組ネット中継回線は現用・予備機の二系統により行うほか、SNG（衛星番組伝送システム）を保有している。 6 取材通信経路確保のため、テレビはFPU（可搬型マイクロ波送受信装置）、SNG車（衛星番組伝送システム）を、ラジオは連絡用無線（150MHz帯・160MHz帯）を保有している。
対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1 平時から非常災害放送に関する準備、点検、その他の関係事項等、防災及び安全管理の徹底を図る。 2 非常事態の発生又は発生のおそれがあるときの放送番組について準備する。 3 非常災害発生時における放送と通信連絡体制を整備する。

A K T 秋田テレビ

現 状	<ol style="list-style-type: none"> 1 演奏所 <ol style="list-style-type: none"> ① 局舎は耐震及び防火構造とし、鉄塔等は耐風速構造である。 ② 放送設備は現用・予備の二系統を設備している。 ③ 停電時はCVCF（無停電装置）及び非常用自家発電機で燃料補給なしで55時間放送継続が可能である。 2 送信所 <ol style="list-style-type: none"> ① 局舎は耐震及び防火構造とし放送機等の状態は演奏所で監視できる。 ② 放送機は、前段部は現用・予備機構成、後段部は並列方式を採用している。 ③ 停電時はバッテリー及び非常用自家発電機で燃料補給なしで130時間放送継続が可能である。 3 中継所 <ol style="list-style-type: none"> ① 局舎は雪害防止のため高床式とし、また、防火対策として敷地内の草刈りを適時に実施している。 ② 重点局は、前段部現用予備、後段部を並列方式とし、機器の作動状態を常時監視している。 ③ 電源設備に雷害防止措置がとられており、停電時にはバッテリー予備電源により8時間放送継続が可能である。
対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1 定期保守及び非常災害訓練を毎年実施し、施設を再点検し防災対策の充実を図る。 2 中継局の監視制御システムの充実を図る。 3 エリア内世帯数1,000世帯以上の中継局は、すべてバッテリー予備電源を設備している。

A A B 秋田朝日放送

現 状	<p>1 本社演奏所は、鉄筋コンクリートで耐震・不燃化構造となっており、消火設備・火災報知機器を設備している。</p> <p>また、送信所・中継局も同様に、耐震・不燃化構造化となっている。</p> <p>2 本社演奏所、送信所の鉄塔等は耐風速構造である。</p> <p>3 放送機器は、現用・予備の二系統を設置している。</p> <p>本社演奏所の電源は二系統受電とし、停電に備え CVCF（無停電装置）及び非常用自家発電装置を設置し、送信所と主要中継局には非常用発電機、又は非常用直流電源装置を設置している。</p> <p>4 送信所及び中継局は雪害防止対策などを施すとともに、放送機器等の作動状態を演奏所で監視できる体制となっている。</p> <p>5 ネット中継回線は上り1回線・下り2回線の計3回線を設備している。</p>
対 策	<p>1 平時から非常災害放送に対する準備に努め、防災対策及び安全管理の徹底を図る。</p> <p>2 受電設備及び非常用自家発電装置の点検・保守の充実、並びに燃料補給などに留意する。</p> <p>3 送信設備及び演奏設備の点検設備に努める。</p> <p>4 非常災害発生時における放送と通信連絡体制の整備を進める。</p>

エフエム秋田

現 状	<p>1 社内施設</p> <p>演奏所及び送信所の鉄塔は、耐風圧 60m/sec に設計されている。また、局舎は防火対策として鉄筋コンクリート不燃構造、ハロン消火設備及び火災報知機等を設置している。</p> <p>2 電源設備</p> <p>演奏所及び送信所（中継所を含む）には非常用自家発電装置及び無停電電源装置を設置している。</p> <p>3 演奏設備</p> <p>独立したスタジオが3箇所ある。</p> <p>4 送信設備</p> <p>演奏所から送信所間の放送番組伝送用には無線波を利用した固定局（現用・予備機）を採用し、また、送信所及び中継局の送信機は、現用・予備機の2台で構成し、同時に故障しない限り無停波放送が可能である。</p>
対 策	<p>1 受電設備及び非常用自家発電装置の点検整備と、燃料の補給及び冷却水の確保に努める。</p> <p>2 演奏設備及び送信設備の点検整備とマスター送出体制を強化する。</p> <p>3 送受信アンテナの点検整備及び予備品の補充に努める。</p> <p>4 現用設備の障害を想定した非常災害対策訓練を実施する。</p>

第6節 水害予防計画

実施機関	各河川国道事務所 県（農林水産部・建設交通部）、市町村
------	--------------------------------

第1 計画の方針

秋田県における洪水又は高潮による災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減するため、県及び県関係出先機関並びに水防管理団体（市町村）の水防に関する業務分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動の基準等を明確にし、災害時における水防機能の円滑化を図る。

さらに、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。知事が指定した河川及び海岸について水防警報の発令をはじめ、洪水により重大な損害を生ずるおそれのある河川を気象庁長官と協議の上指定し、共同で洪水予報を行う。また、洪水により相当な被害を生ずるものとして指定した河川（水位情報周知河川）について、避難判断水位を定め、水位情報を通知する。さらに、緊急の際における立ち退き指示、あるいは水防に要する資機材の融通などを通じ、市町村が行う水防活動に必要な支援措置を図る。

第2 洪水ハザードマップの作成

県及び市町村は、台風や豪雨等による浸水被害から住民を避難させるための判断基準となる洪水ハザードマップを作成し、住民説明会や研修会などを通じ周知徹底を図る。

第3 避難計画の策定

1 避難情報の発表基準

市町村長は、洪水ハザードマップに基づく避難準備情報、避難勧告及び避難指示の決定・通知基準、並びに避難行動の開始基準などを市町村地域防災計画に定めるものとする。

2 避難情報の伝達手段

市町村長は、避難情報の伝達手段として、市町村防災行政無線などの通信施設の整備・高機能化などの促進を図る。

3 避難路・避難場所及び避難所の周知

市町村長は、想定される洪水の被災を受けない避難路、避難場所及び避難所（民間の宿泊施設を含む）を市町村地域防災計画に定め、これらを洪水ハザードマップに掲載する。

また、住民説明会の実施、広報誌への掲載、さらに統一的な図記号等を利用した、わかり易い誘導標識や案内板などを設置し、住民に対する周知徹底を図る。

4 避難所の開設・運営マニュアルの策定

市町村長は、避難所の迅速な開設、並びに円滑な運営に必要なマニュアルの作成に努める。

また、マニュアルに基づく住民参加型の実践的な訓練の実施・検証を行い、この結果を踏まえたマニュアルの見直しや施設の改修、並びに物資の備蓄や必要な資機材の整備に努める。

第4 地下街等における避難計画の策定

市町村長及び地下街・地下道・地下駐車場等の不特定多数の人が利用する地下空間施設の管理者は、これら施設の浸水被害を想定した避難計画の策定に努める。

なお、避難計画への掲載項目は以下のとおりとする。

- 1 施設利用者に避難又は避難誘導情報を伝達するための緊急情報伝達施設の整備
- 2 市町村長と施設管理者間における連絡手段の整備
- 3 施設管理者から市町村長への避難実施に関する報告体制の整備
- 4 市町村長から施設管理者・利用者及び周辺区域住民への避難勧告・指示情報の伝達手段の整備
- 5 施設を利用している災害時要援護者への避難情報の伝達手段の整備
- 6 浸水により被災を受けない避難所を市町村地域防災計画に定める。

第5 孤立地区（集落等）の防止

市町村は、県と協力し、豪雨・洪水などから地区又は集落の孤立を防止するために次の事項を市町村地域防災計画に定めておくものとする。

- 1 孤立予想地区又は集落
- 2 迂回路
- 3 衛星携帯電話などの通信手段
- 4 生活必需品の備蓄
- 5 その他必要のある対策

第6 災害時要援護者の避難支援

市町村は、災害時要援護者の避難支援を安全・確実に実施するための「災害時要援護者避難支援プラン」の作成に努める。

第7 訓練の実施

県及び市町村は、市町村職員、医療機関、町内会・自主防災組織などの地域コミュニティー団体及び関係機関等に積極的な参加を呼びかけ、避難誘導訓練や避難所運営訓練の計画的な実施に努める。

さらに、訓練結果を検証し、職員の動員体制・役割、組織体制、並びに必要な資機材等の見直しなど現実に対応できる避難体制の整備を図るものとする。

第8 河川の概況

本県の一級河川は、雄物川、米代川及び子吉川の3水系に本川、支川合わせて302河川、二級河川は馬場目水系ほか20水系の51河川で、これらの総延長は、3,189.4 kmである。

1 河川改修事業の推進

平成21年度末時点で、要築堤延長に対する整備率は46.2%である。

(平成22年3月末現在)

河川別	区分	河川数	流路延長 (km)	要改修延長 (築堤延長) (km)	改修済延長 (築堤延長) (km)	改修率 (%)
1級河川		302	2,738.1	1,867.4	934.4	50.0
2級河川		51	451.3	380.8	103.1	27.1
計		353	3,189.4	2,248.2	1,037.5	46.2

2 改修中の河川

改修中の河川については早期完成を図るとともに、緊急度の高い河川については早期着工に努める。
なお、改修中の河川は次のとおりである。

（平成22年度現在）

事業名	河川名
広域基幹河川改修事業	横手川ほか6河川
流域治水対策事業	玉川ほか5河川
総合流域防災事業	富士川ほか5河川

3 洪水予報システムの整備

台風・豪雨等における雨量及び河川水位などのデータを関係機関に対し、迅速・的確に伝達するための「洪水予報システム」を整備する。

第9 ダムの概況

現在、県が河川管理施設として所管しているダムは、管理15、国直轄事業では管理1、建設中2、実施調査中1のダムがある。既設のダムについては、各ダムの操作規則に基づき下流河川洪水被害の軽減に努め、また、建設中のものについては早期完成に努めている。

- 1 洪水の発生又は発生のおそれのある場合、洪水警戒体制をとり、下流の洪水被害の軽減のためダムの操作規則等に基づきダムでの貯留を実施する。
- 2 放流を実施する際は、あらかじめ関係機関に通知するとともに、下流の住民及び河川利用者に対する放流の警告については、サイレンの吹鳴やスピーカー放送で周知する。
- 3 平時においては、ダム管理施設を常に良好な状態に保持するとともに、特に停電対策については予備発電施設を整備している。また情報伝達手段は、自営無線回線や一般通信回線を活用する。

【ダムの整備現状】

（平成22年度現在）

区分	名称	所管・事業主体	所在地	有効貯水容量 (m ³)	完成年月	施設数
管 理	砂子沢ダム	県	小坂町	7,630,000	H22.9	16
	早口ダム	県	大館市	5,050,000	S 52.3	
	山瀬ダム	県	大館市	10,900,000	H 3.10	
	森吉ダム	県	北秋田市	26,900,000	S 28.10	
	萩形ダム	県	上小阿仁村	11,650,000	S 41.10	
	水沢ダム	県	八峰町	2,596,000	H 7.3	
	素波里ダム	県	藤里町	39,500,000	S 46.3	
	旭川ダム	県	秋田市	4,200,000	S 48.3	
	岩見ダム	県	秋田市	16,000,000	S 54.3	
	大内ダム	県	由利本荘市	626,000	H20.3	
	協和ダム	県	大仙市	7,050,000	H 9.3	
	鎧畑ダム	県	仙北市	43,000,000	S 33.3	
	大松川ダム	県	横手市	11,000,000	H 11.3	
	皆瀬ダム	県	湯沢市	26,300,000	S 38.11	
	板戸ダム	県	湯沢市	1,371,000	S 60.3	
玉川ダム	国土交通省	仙北市	229,000,000	H 2.3		

区分	名称	所管・事業主体	所在地	有効貯水容量(m ³)	完成年月	施設数
建設中	森吉山ダム	国土交通省	北秋田市	68,100,000	—	2
	成瀬ダム	国土交通省	東成瀬村	75,200,000	—	
実施調査中	鳥海ダム	国土交通省	由利本荘市	39,000,000	—	1
計	—	—	—	—	—	19

第10 ため池の概況

農業用ため池の多くは、築造された年代が古く老朽化が進行している。

また、農業従事者の高齢化や経営者不足により管理能力が低下しているため池も見られる。

ため池が決壊した場合には、農業用水の供給源としての機能の停止と下流域の住民・住家等に大きな被害が予測されるために以下の対策を実施する。

- 1 老朽化した「ため池」は、県営又は団体営による「ため池等整備事業」制度を活用し、補強・改修に努める。
- 2 県及び市町村は、「ため池」の決壊を想定した農地災害予測システムの構築や、防災行政無線などの情報連絡システムを整備し、「ため池」施設管理者、並びに関係機関相互における情報伝達体制の整備に努める。
- 3 農業用「ため池」施設の管理者は随時、施設の安全点検を行い、さらには出水期に備えた管理施設の点検整備を行うものとする。

【ため池の整備現状】

(平成22年4月現在)

総数	要整備箇所	整備済	整備中	整備予定
2,705	541	211	15	12

第7節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画

実施機関	東北地方整備局秋田港湾事務所 県（農林水産部・建設交通部）
------	----------------------------------

第1 計画の方針

波浪などによる侵食から海岸、港湾施設及び漁港施設の防護対策を実施する。

国及び県は、津波、高潮及び波浪等による浸水被害の防止・軽減対策として防波堤の整備、消波ブロックの設置等による護岸施設の整備・強化を図る。また、港湾、漁港施設の被災防止措置と海岸の保全管理の強化に努める。

第2 海岸保全施設

1 整備概況

本県の海岸線の総延長は264.2 kmで、全体の73%を砂浜海岸が占めており、岩礁海岸は、男鹿半島と山形県・青森県境の一部である。

砂浜海岸は、北西の季節風の波浪による侵食が進行し、この侵食を要因とする家屋や農地等の浸水被害を防止するため、海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく本格的な対策工事に着手し、海岸保全施設の整備を進めている。

また、その整備状況については、平成20年3月現在、国土交通省河川局所管海岸169.4 kmのうち75.5 km、同省港湾局所管海岸46.6 kmのうち18.7 km、水産庁所管海岸48.1 kmのうち29.8 kmについて整備が完了している。

さらに、海岸利用者の安全を確保するため、琴浜海岸、能代港海岸、本荘港海岸及び船川港海岸（国土交通省）並びに岩館漁港海岸（水産庁）に電光掲示板、サイレン、同報無線等が整備されている。

2 対策事業

海岸保全施設を整備し、津波、高潮及び波浪等から海岸や背後地を保護する。なお、現在実施している事業は次のとおりである。

事業名	所管省庁	国土交通省		水産庁所管
		河川局所管	港湾局所管	
高潮対策事業			船川港海岸 能代港海岸	八森漁港海岸 象潟漁港海岸
侵食対策事業		本荘海岸 ほか2海岸	本荘港海岸 戸賀港海岸	
海岸環境整備事業		琴浜海岸	秋田港海岸 能代港海岸 本荘港海岸 戸賀港海岸	
老朽化対策事業				椿（船川港）漁港海岸 平沢漁港海岸 象潟漁港海岸

第3 港湾施設

1 整備概況

区分	名称	所在地	備考
重要港	秋田港	秋 田 市	県の物流拠点港、外航コンテナ船、長距離カーフェリーの就航
	船川港	男 鹿 市	国家石油備蓄基地が立地
	能代港	能 代 市	石炭火力発電所が立地
地方港	本荘港	由 利 本 荘 市	海洋性レクリエーション基地、マリーナ・海水浴場
	戸賀港	男 鹿 市	沿岸航行船の避難港、漁業基地

2 公共岸壁の整備状況

(平成22年4月現在)

名称 \ 水深	水深									
	-13m	-12m	-10m	-9m	-8m	-7.5m	-5.5m	-5m	-4.5m	
秋 田 港	2	1	8	1		6	2	4	2	
船 川 港			1		1	2				
能 代 港	1		1			2				

※ このほか、本荘港では、-4.0m 物揚場 (L=70m)、-3.0m 物揚場 (L=210m) が整備済みであり、戸賀港では-2~-4m 物揚場 (L=554m) が整備済みである。

3 港湾施設の整備・管理

(1) 港湾整備

ア 船舶の大型化、高速化に対応するため、大水深の泊地や航路を整備し、船舶航行の安全を確保する。

イ 円滑な港湾活動や港内の安全を図るため、防波堤等の外かく施設の整備促進を図る。

(2) 避難対策施設等

港湾内には、緑地等から構成される多目的に利用可能なオープンスペースを確保し、被災した市民の避難場所、生活緊急物資保管用地、応急復旧資機材用地とする。

(3) 施設の安全管理の内容

ア 港湾内には、石油などの危険物の貯蔵・輸送施設などが設置されており、災害時には大規模な二次災害を誘発する危険性があり、各種計画等に基づきオイルフェンスや油処理剤などの資機材を整備している。

イ 港湾管理者は、災害発生後の応急復旧等に必要となる人員、資機材の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第4 漁港施設

1 整備概況

県内には22の指定漁港があり、昭和26年から漁港漁場整備長期計画等により整備を進め、現在は、中核漁港〔岩館・八森、椿（船川港）、金浦〕を中心に整備を進めている。

2 漁港の分類

漁船の利用範囲により漁港漁場整備法（昭和25年第137号）第5条及び第19条の2に基づき分類される。

第1種漁港	その利用範囲が地元の漁業を主とするもの
第2種漁港	その利用範囲が第1種漁港より広く第3種漁港に属しないもの
第3種漁港	その利用範囲が全国的なもの
第4種漁港	離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

3 県内の指定漁港

（平成22年4月現在）

種別	管理者	指定漁港	所在地	指定数	計
第1種	市町村	若美、加茂、門前、脇本、船越、五里合、湯之尻	男鹿市	7	12
		潟上	潟上市	1	
		松ヶ崎、西目、道川	由利本荘市	3	
		小砂川	にかほ市	1	
	県	八郎湖	八郎潟町	1	2
		本荘	由利本荘市	1	
第2種	県	岩館、八森	八峰町	2	6
		畠	男鹿市	1	
		平沢、金浦、象潟	にかほ市	3	
第3種	県	椿（船川港）	男鹿市	1	1
第4種	県	北浦	男鹿市	1	1
計	—	—	—	—	22

4 漁港整備事業の推進

- (1) 漁港漁場整備長期計画（平成14年～23年）に基づき、岩館漁港ほか10港において、泊地の拡張及び防波堤の延伸を主とした漁港の整備を促進する。
- (2) 漁港区域を中心として、市町が行う背後漁村集落のハザードマップの作成支援を行う。

第8節 火災予防計画

実施機関	東北森林管理局 県（総務部・農林水産部）、市町村、消防機関
-------------	--

第1 計画の方針

火災は最も身近な災害であり多くの県民が火災現場の惨状を目にしている。しかし、いったん火災が発生すると尊い人命と財産を一瞬にして失うとともに、強風や乾燥などの気象条件下によっては、火災旋風の発生が予測され、地域全体の消失と多くの死傷者の発生が想定される。

このため、県、市町村及び消防機関等は、火災発生の未然防止と延焼被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

第2 一般火災の予防

県及び市町村等が一体となった消防力の充実強化、火災予防組合等の組織化の推進、並びに住民への防火思想の普及を図り、これを火災の未然防止に生かす。

1 県の実施範囲

(1) 消防力の強化

市町村等における消防職員及び団員の充足、消防施設及び資機材の整備拡充を指導する。

(2) 消防職員及び団員に対する教育訓練

火災予防及び防災に関する教育訓練を実施し、知識及び技術の向上を図る。

(3) 防火管理者制度の徹底

市町村等と協力し、学校、病院、工場、旅館、興業所、文化財等防火対象物における防火管理者制度を徹底させる。

(4) 防火思想の普及

市町村等及び関係機関・団体と協力し、住民に対する防火思想の普及徹底を図る。

(5) 市街地等級化の促進

消防的見地から市街地を調査して都市の等級を決定し、不燃化等の強化について指導する。

2 市町村の実施範囲

(1) 消防力の強化

消防職員及び団員の充足、消防施設及び資機材を整備し消防力の強化に努める。

防火水槽などの消防水利整備の計画的な実施に努める。

(2) 火災警報等の発令

市町村地域防災計画に火災警報の発令基準を定め、有効適切な発令を図る。

(3) 予防査察

消防長又は消防署長は、必要に応じて関係の場所への立入等、予防査察を実施する。

(4) 火災予防条例等の周知徹底

住民に対し、火災予防の規制に関する普及の徹底に努める。

第3 林野火災の予防

県土の約7割を占める林野は、古くから木材その他の林産物の供給、大雨等の災害から県土の保全、自然景観、健康保養の場として県民生活への貢献度は大きい。

また、林野火災による焼失の回復には長い年月と多大な労力を費やし、社会的損失は極めて大きなものとなる。このため、国、県、市町村等及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

1 山火事予防連絡協議会

各地域振興局農林部単位で連絡協議会を開催し、山火事の予防と消火体制等を協議する。

2 広報・啓発の充実

山火事の多発期において重点的な広報宣伝を行い、山火事予防に関する普及啓発を図る。

- (1) 山火事予防運動（4月1日～5月31日）の実施
- (2) ポスター・表示板等の設置
- (3) 学校教育を通じての山火事予防に関する普及啓発
- (4) 報道機関を通じての啓発宣伝

3 巡視員の配置

入林者に対する火気取扱い指導、火災の早期発見、通報及び初期消火の徹底を図るため、巡視員を配置して警戒する。

4 火入れに対する許可

火入れを行う場合は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき許可及び許可条件を遵守させる。ゴミの焼却・たき火など、火災とまぎらわしい行為をする場合の届出を励行させる。

5 空中消火体制の整備

「秋田県林野火災空中消火運営実施要領」及び「秋田県林野火災空中消火運営実施要領細則」により対処する。

- ◎ 秋田県林野火災空中消火運営実施要領 …… 資料編参照
- ◎ 秋田県林野火災空中消火運営実施要領細則 … 資料編参照

6 広域応援消防体制の整備

「秋田県広域消防相互応援協定」により対処する。

- ◎ 秋田県広域消防相互応援協定 … 資料編参照

7 訓練の実施

林野火災関係機関相互の協力体制を確立するとともに、年1回以上訓練を実施し、消火技術の向上を図る。

8 市町村の対策

市町村は、地域防災計画に次の事項を定め対策を講ずる。

- (1) 消防体制の確立
- (2) 消防資機材の整備・拡充

第9節 危険物施設等災害予防計画

実施機関	関東東北産業保安監督部東北支部、都市ガス事業者、高圧ガス事業者 LPガス事業者、火薬類施設等所有者、毒・劇物営業者・取扱者 県（総務部・健康福祉部・産業労働部）、消防機関
------	---

第1 計画の方針

危険物施設等による災害の発生と拡大を防止するため、防災関係機関及び関係事業所は、安全規則の順守など適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制の確立に努め、危険物施設等における安全確保を図る。

また、地震動による危険物製造・貯蔵施設等の倒壊・損壊、製造・貯蔵薬液等の爆発・漏洩事故の防止を図るため、防災関係機関並びに関係事業所は、施設の耐震診断・改修の推進、さらに維持管理の適正化、防災資機材の整備・拡充と併せ、自衛消防組織等の保安体制の強化に努める。

第2 危険物施設

○ 概況

現況	消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のある物など）の製造所等施設の状況は次のとおりである。 <div style="text-align: right;">（平成21年3月現在）</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">製造所</th> <th style="width: 15%;">貯蔵所</th> <th style="width: 15%;">取扱所</th> <th style="width: 10%;">計</th> <th style="width: 15%;">事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">5,081</td> <td style="text-align: center;">2,089</td> <td style="text-align: center;">7,180</td> <td style="text-align: center;">2,785</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: right;">（平成21年：秋田県消防防災年報）</div>	区分	製造所	貯蔵所	取扱所	計	事業所数	施設数	10	5,081	2,089	7,180	2,785
区分	製造所	貯蔵所	取扱所	計	事業所数								
施設数	10	5,081	2,089	7,180	2,785								
対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び設備の維持管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能の向上に努め、併せて定期的に点検を実施し、施設を常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。 (2) 監督関係機関は、随時施設の立入検査を実施し、施設や設備の改善と運搬等の保安について指導する。 2 資機材の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村等においては、化学消防車等の整備を図り化学消防能力の向上を図る。 (2) 施設の管理者は、消火設備及び消火剤等の備蓄、連絡通報のための資機材の整備を促進する。 3 教育訓練の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 県及び消防機関、施設の管理者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等に対する講習会、研修会等を実施して、管理保安に関する知識技能の向上を図る。 (2) 施設の管理者は、従業員に対する訓練を実施して、地震発生時における対処能力を向上させる。 4 自衛消防組織の強化 <p>自衛消防組織の充実を図るとともに相互応援の体制を整備する。</p> 												

1 火薬類

現況	<p>県内の火薬類製造施設 … 10 箇所（平成 22 年 3 月 31 日現在）</p> <p>火薬庫 … 104 棟（平成 22 年 3 月 31 日現在）</p> <p>これら施設の保安距離は十分に確保されている。</p> <p>各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分達成している。</p>
対策	<p>1 施設及び設備の維持管理</p> <p>(1) 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。</p> <p>(2) 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設及び設備が基準に適合するよう指導する。</p> <p>2 資機材の整備</p> <p>災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。</p> <p>3 教育訓練の実施</p> <p>(1) 保安講習会及び技術研修会を実施して、管理・保安に関する知識技能の向上を図る。</p> <p>(2) 訓練の実施を通じて、地震発生時における対処能力を向上させる。</p> <p>4 自主保安体制の充実</p> <p>保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。</p>

2 高圧ガス

現況	<p>県内の高圧ガス製造所 … 153 箇所（平成 22 年 3 月 31 日現在）</p> <p>貯蔵所 … 46 箇所（平成 22 年 3 月 31 日現在）</p> <p>取り扱いガスは、酸素、窒素、水素、炭酸ガス、特殊高圧ガスなど多種類である。</p> <p>これらの事業所では、関係法律に基づき、必要な保安措置が講じられている。</p>
対策	<p>1 施設及び設備の維持管理</p> <p>(1) 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。</p> <p>(2) 関係検査機関は定期的に保安検査を実施し、施設及び設備の改善について指導する。県は、随時立入検査を実施して同様に指導する。</p> <p>2 資機材の整備</p> <p>火災の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。</p> <p>3 教育訓練の実施</p> <p>(1) 地区別、業務別の保安講習会等を実施し、施設及び設備の改善について指導する。</p> <p>(2) 施設の管理者、従業員等の管理、保安に関する知識技能を向上させる。</p> <p>(3) 訓練の実施を通じて、地震発生時における対処能力を向上させる。</p> <p>4 自主保安体制の充実</p> <p>保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。</p>

3 都市ガス

現況	県内における都市ガスの事業者は6事業者である。 供給世帯数 … 約11万8,000世帯(秋田市など6市町村)
対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持管理 施設の管理者又は長は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)に基づく保安規程に従って、ガス施設の点検等を行い、所要の機能を維持するとともに材質、構造等においても耐震性の強化を推進する。 2 資機材の整備 災害の発生及び拡大の防止、災害復旧のための資機材を整備する。 3 教育訓練等の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 訓練の実施を通じて、通信連絡、要員の動員及び施設の応急復旧等災害発生時の災害応急活動の迅速確実な実施を図る。 (2) ガスによる二次災害を防止するため、平素からガス需要者に対し、ガス漏れ発生時における処置等について周知徹底する。 4 災害対策体制の強化 移動無線通信体制及び防災組織を整備するとともに各事業者間の相互協力体制を確立する。

4 LPガス

現況	県内におけるLPガス製造所、販売事業所、利用世帯数は次のとおりである。 (平成22年3月31日現在)		
	名称	事業所数	備考
	充填所(オートガススタンド)	32(21)	
	消費プラント	13	
	オートガススタンド専用	5	
	容器検査所専用	1	
	移動式	12	
	計	63	
	販売事業所	299	
	利用世帯数	約279,000	
対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び設備の維持管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。 (2) 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。 2 資機材の整備 災害の発生及び拡大防止、災害応急復旧のための資機材を整備する。 3 教育訓練の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地区別、業種別の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員等の管理、保安に関する知識技能の向上を図る。 (2) 訓練の実施を通じて、地震の発生時における対処能力の向上を図る。 4 自主保安体制の充実 保安のための責任体制を確立するとともに関係機関との連携を強化する。 		

5 毒物・劇物

現 況	県内の施設等は以下のとおり。	
	（平成22年4月1日現在）	
	業種・施設等	箇所数
	毒物、劇物製造業	12
	販売業	893
対 策	電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設	15
	その他届出を要しないが比較的多量の毒物、劇物の常時取扱施設	29
	<p>1 施設及び設備の維持管理</p> <p>(1) 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。</p> <p>(2) 監督関係機関は、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。</p> <p>2 防災体制の確立</p> <p>施設の管理者は、毒物及び劇物の管理責任を明確化するとともに、地震発生時における連絡通報、応急措置が的確に実施できるよう防災体制を確立する。</p>	

第3 危険物等運搬車両

現 況	<p>危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物・劇物の運搬は、タンクローリーやトラックなどの危険物等運搬車両による陸上輸送が多く、地震や事故などによる漏洩・爆発災害が発生する危険性が增大している。</p> <p>特に、拡大を続けている高速道路ネットワーク網は、高速道路上における爆発・漏洩事故が多発的に発生する要素が高い。</p>
対 策	<p>1 運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守等についての指導の徹底を図る。</p> <p>2 危険物等製造事業者等に対して、関係法令に基づく安全確保の指導の徹底を図る。</p> <p>危険物等運搬事業者に対して、適正な運行計画の作成及びその確保等運行管理の徹底を図るとともに、運転者等への交通安全の啓発、関係法令の遵守及び危険物等の取扱いについての指導の徹底を図る。</p> <p>3 秋田県危険物運搬車両事故防止対策協議会において、事故発生時の関係機関の連絡通報体制と作業分担を協議するとともに、東日本高速道路株式会社、警察、消防、道路管理者等関係機関による合同訓練を行い、事故発生時の対応に備える。</p> <p>4 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行普及に努める。</p>

第10節 建築物災害予防計画

実施機関	県各部署、県教育庁、市町村、消防機関
------	--------------------

第1 特殊建築物

1 特殊建築物の範囲

特殊建築物は、学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

2 特殊建築物の予防対策

- (1) 特殊建築物の被害を防止するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づく建築物を指定し、保安状況の定期調査報告を求め安全な維持管理に努める。
- (2) 学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備の整備、防火管理者の配備及び消防計画の策定等を促進し、併せて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。
- (3) 建築監視員制度の実施
建築基準法に基づき、建築監視員を命じ、違反建築物等に対する使用禁止、工事停止などの必要な措置を行い、建築物及び人的被害の防止を図る。

第2 教育・医療施設等

- 1 県は、所管施設について、各施設管理者が引き続き施設の点検、耐火・不燃性の確保に努める。
特に、災害時において医療救護活動の拠点となる医療機関、避難施設となる学校や大規模施設等及び応急対策活動の拠点となる施設について重点を置くものとする。
- 2 市町村立の医療機関、学校、公共施設等の施設についても同様に、各施設管理者が施設の防災点検及び耐火・不燃性の確保に努める。

第3 一般の建築物

1 知識の普及活動

建築関係法令の施行を徹底し、安全性の確保に努め、かつ既存不適格建築物の防災性能の向上と維持保全に関する知識の普及を図る。

特に、不特定多数の人が利用する特殊建築物に対しては、年2回の「建築物防災週間」を中心に防災査察を実施して、防災機能の向上及び防災知識の普及に努めている。

2 防災診断・改修の促進

- (1) 市街地における耐火・不燃化を指向し、建築物の災害を予防する。
- (2) 防災診断及び各種融資制度の周知によって、防災改修の促進に努める。
- (3) 雪による建築物の倒壊防止又は屋根からの落雪事故防止のため、降雪前における建築物の点検、適時の雪下ろし指導などを実施する。

第11節 土砂災害予防計画

実施機関	東北森林管理局、各河川国道事務所、県警察本部 県（総務部・農林水産部・建設交通部）、市町村
-------------	--

第1 計画の方針

地すべり、土石流、山腹崩壊等の土砂災害危険箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立、危険地域における建築物の立地抑制、危険地域からの住宅移転などの総合的な対策を実施し土砂災害の防止を図る。

第2 地すべり

1 発生多発地域

地すべりの発生は、第三紀層が分布する特定地域に集中しており、その主な発生地域は次のとおりである。

- (1) 出羽丘陵の南部地域（子吉川流域と周辺）
- (2) 出羽丘陵の北部地域（米代川中・下流の南北流域と周辺）
- (3) 花輪東断層線沿いの小坂～八幡平地域（米代川上流域と周辺）
- (4) 横手盆地東縁断層帯の弱構造線地帯（背梁山脈西縁山麓と周辺）
- (5) 男鹿断層に起因する男鹿半島周辺地域
- (6) 八幡平、秋田駒ヶ岳等火山地帯周辺の温泉変質地帯

これらの地域を中心に 595 箇所の危険区域があり、うち 192 箇所が防止区域に指定され、151 箇所が概成し、15 箇所が工事中で所管別の状況は次のとおりである。

【地すべり危険箇所数一覧】

		林 野 庁		国土交通省	農林水産省	計	
		国有林	民有林	県建設交通部 (H22.3 現在)	県農林水産部 (H22.4 現在)		
		森林管理局 (H21.3 現在)	県農林水産部 (H22.4 現在)				
現 況	箇 所 数	18	250	262	65	595	
	面 積 (h a)	264.0	11,353.4	13,616.8	3,968.9	29,203.1	
	保 全 対 象 人 家	137	3,012	8,532	252	11,933	
指 定 ・ 未 指 定 の 区 分	指 定	概 成	—	66	62	23	151
		工 事 中	—	4	5	6	15
		未 成	—	14	12	—	26
		計	—	84	79	29	192
	未 指 定	着 工	17	26	—	—	43
		未 着 工	1	140	183	36	360
		計	18	166	183	36	403
<ul style="list-style-type: none"> ○ 概 成 … 調査と工事実施済みで施工効果の判定を要する指定地域 ○ 工 事 中 … 現在、調査実施中の指定区域 ○ 未 成 … 未施工（一部調査済み）の指定区域 ○ 未 指 定 … 指定基準の該当事由となる規模や徴候の未指定地域 ○ 着 工 … 指定基準に該当しないので他事業で施工した区域 							

2 対策事業の推進

森林管理局関係		現在施工中の2箇所及び着手済13箇所の地すべり危険地区の早期概成を図るとともに、未着工箇所の早期着工に努める。
県農林水産部関係	農村振興局所管	現在施工中の6箇所については早期概成に努めるとともに、未指定の36箇所についても緊急を要する地区から順次防止対策を実施する。
	林野庁所管	現在施工中の4箇所については早期概成に努めるとともに、未成の早期着工を図る。また未指定の166箇所及び突発的に発生するその他の地すべり箇所についても地区を選定し、防止対策を実施する。
県建設交通部関係		現在施工中の5箇所については早期概成に努めるとともに、未成12箇所の早期着工を図る。 また、未指定の183箇所についても、早期の防止区域指定を行い対策を実施する。 さらに、人的被害を未然に防止するため警戒避難対策を実施する。

第3 急傾斜地

1 危険箇所の概況

平成22年3月現在の急傾斜地崩壊危険箇所数は1,318箇所であり、うち527箇所が危険区域に指定されており、429箇所の対策工事が完了している。

なお、危険区域の指定要件は次のとおりである。

- (1) 傾斜度が30度以上であること。
- (2) 崖の高さが5m以上で対象人家が5戸以上(5戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等を含む)あること。
- (3) 崩壊のおそれがある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他に危害を生ずるおそれがあるもの、及びそれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、また誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地であること。

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ) 資料編参照	被害想定区域内で人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の災害時要援護者施設のある場合を含む。)ある箇所
急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ) 資料編参照	被害想定区域内で人家が1～4戸以上、以下、急傾斜地危険箇所(Ⅰ)の考え方と同様

2 対策事業の推進

- (1) 現在工事中の箇所については早期概成を図るとともに、危険度の高い区域から順次対策事業が実施できるように努める。
- (2) 対策工事の促進に努めるとともに、警戒・避難体制確立のための支援、市町村・住民等への情報提供を図る。

第4 土石流

1 危険箇所の概況

本県の河川は大半が急流河川で、火山噴出物や第三紀層の脆弱な地質と森林の開発等により山地の荒廃が進み、融雪や豪雨により多量の土砂を流出させ、下流域で土砂災害が発生している。

特に土石流は、人命・財産に多大な被害を与えるため、対策工事の推進や警戒避難体制の確立が急務である。

県内の土石流危険渓流は、溪床勾配が3度以上、対象人家が5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等を含む。）と設定した場合、平成22年3月現在で県内に1,692箇所あり、うち396渓流が砂防指定地に位置し、これらのうち、267渓流は対策工事がほぼ終了している。

土石流危険渓流（Ⅰ） 資料編参照	保全人家5戸以上、または、保全人家が5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する渓流
土石流危険渓流（Ⅱ） 資料編参照	保全人家戸数が1～4戸以上、5戸未満の場所に流入する渓流

2 対策事業の推進

(1) 脆弱な地盤の崩壊、又はその後の降雨等によって発生する土石流対策を次により推進する。

ア 土石流危険渓流については積極的に砂防指定地の指定を行い、砂防工事を推進する。

イ 土石流危険渓流周辺住民の警戒避難体制を確立する。

(2) 農地・農業用施設等に係る土石流対策は次により推進する。

ア 圃場に土砂及び濁水が流入した場合は、試験研究機関等が主体となって成分や科学性を速やかに調査・分析を行う。

イ 圃場に土砂が堆積した場合は極力除去する。

ウ 圃場に土砂が流入するおそれがあるときは、水口付近に沈砂区間を設ける等により圃場全体への流入防止を図る。

エ 土石流発生後の降雨により濁水が流入するおそれがある場合、濁水を取水しないように管理の徹底を図る。

オ 揚水機や水門等の取水施設の保守・点検等を行うとともに、状況に応じ監視体制を強化する。

第5 山地

1 山地の概況

本県では、急峻な地形と脆弱な地質のため、融雪・大雨などによる山地崩壊が発生している。

崩壊した土砂は、土石流となって下流に被害を与えるおそれがあり、それを予防するために、保安林機能の向上及び各種事業の推進に努めている。

【山地災害危険地区の現状】

(平成21年3月末現在)

区 分	危険地区数	着 工 地 区 数			未着工地区数
		概成地区	未成地区	小計	
国 有 林	311	66	155	221	90
民 有 林	7,824	1,350	60	1,410	6,414
計	8,135	1,416	215	1,631	6,504

2 治山事業の推進

融雪、大雨等、水需要の増大に伴う森林整備の必要性、良好な生活環境、自然環境への要望の高まり等に対応するため、平成16年度より市町村別に実施すべき治山事業施行箇所数を地域森林計画に登載し、治山事業の緊急かつ計画的な実施を促進する。

(1) 災害に強い安全な地域づくり

ア 豪雨等多様な自然現象に起因する山地災害に応じた予防対策を推進する。

イ 人家集中地区、重要なライフラインが存在する地区等について警戒避難に資する対策を含め重点的な治山事業を実施する。

ウ 治山事業施工地等の適切な維持管理を推進する。

(2) 水源地域の機能強化

ア 水資源の確保を図るため、複層林等の非皆伐林と、渓流水を地中に浸透させる治山ダム等の水土保全施設の一体的な整備について計画的かつ効果的に推進する。

イ ダム等の水源地域森林の林床植生の生育促進等を含めた土砂流出防止対策を推進する。

ウ 森林と溪流・湧水等とが一体となって、良質な水の供給や美しい景観の形成に資するよう、溪畔林の造成等を積極的に実施する。

第6 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また住民の自主避難判断に役立てることを目的として、秋田県と秋田地方気象台が共同し作成・発表する情報である。

1 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- (1) 発表の対象者は、災害対策基本法に基づく避難情報の決定・通知権限を有する市町村長とする。
- (2) 情報の発表は、大雨警報発表後における降雨及び降雨予測を分析・解析し、これらの結果から土砂災害の発生危険性が予測される場合とする。
- (3) 情報の伝達は、発表者（秋田県及び秋田地方気象台）から地域防災計画等で定めた伝達経路により行うものとする。

なお、指定行政機関及び指定公共機関等への情報伝達に関しては大雨警報の伝達に準ずる。

- (4) 情報は、市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、また住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。
- (5) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には秋田地方気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (6) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。
そのため、秋田地方気象台のデータに加えて秋田県建設交通部の持つきめこまかな雨量情報を活用する。
- (7) 秋田県及び秋田地方気象台は、市町村をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について連携して広報活動に努めることとする。
- (8) 今後、新たなデータや知見が得られた時は、土砂災害警戒情報の発表・解除に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

2 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。
- (2) 土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。
- (3) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではない。
- (4) 市町村長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県の河川砂防情報システムの雨量データ及び補足情報等も合わせて総合的に判断する。

3 土砂災害警戒情報の発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害の軽減に資することを目的として、気象業務法（昭和27年法律第165号）、災害対策基本法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」）により、秋田県（建設交通部河川砂防課）と秋田地方気象台が共同で発表する。

4 土砂災害警戒情報の伝達及び情報の共有

土砂災害警戒情報が発表された場合は、秋田県総務部総合防災課が市町村、消防及び関係機関へ秋田県総合防災情報システムで伝達する。

さらに、降雨量、土砂災害危険度情報をインターネットなどにより、市町村及び住民に広く提供する。また予兆現象の通報については住民及び関係機関相互における連絡体制を整備し、情報の共有化を図る。

5 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、大潟村を除く秋田県内全ての市町村を発表対象地域とする。

ただし、秋田市と由利本荘市は、各々を二分した地域を発表単位とする。

6 土砂災害警戒情報の発表及び解除基準

発表基準	<p>発表基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準値に達したときとする。</p> <p>この際、秋田県建設交通部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表するものとする。</p> <p>なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられる場合には、秋田県建設交通部と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。</p>
解除基準	<p>解除基準は、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、秋田県建設交通部と秋田地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。</p>

7 県の対応

土砂災害警戒情報が発表された場合、県は総務部総合防災課に「秋田県災害連絡室」を設置する。

総合防災課は、土砂災害警戒情報が発表された地域、並びに周辺地域からの情報収集を行うとともに、関係機関と情報の共有を図り、土砂災害に対する警戒態勢に万全を期するものとする。

8 市町村の対応、取組み等に関する事項

(1) 市町村地域防災計画への記載

市町村は、土砂災害警戒情報発表時の警戒避難体制の整備について、市町村地域防災計画に定めるものとする。

(2) 避難情報の発表基準の設定

市町村は、過去の降雨状況、県と気象台が共同発表する土砂災害警戒情報、土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果などを基に、住民への避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発表基準を定めるものとする。

(3) 情報伝達体制及び避難計画の整備

市町村は、土砂災害危険箇所及びその周辺地域の住民を対象に、土砂災害の予防及び警戒に関する情報伝達システムの整備に努める。

また、整備に当たっては、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

(4) 住民の自主的避難の指導

市町村は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供できるよう努めるものとする。

避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、市町村及び各防災機関は連携・協力し、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努めるものとする。

第7 土砂災害警戒区域等における住宅などの立地抑制

1 基本的な考え方

新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害発生危険箇所も年々増加しており、このため、土砂災害から人命・財産を守るため、防止施設などのハード対策と併せ住宅の立地抑制などのソフト対策の推進が必要である。

2 調査・対策の推進

土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域について調査を行い、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域を土砂災害警戒区域、又は著しく危害が生ずるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、指定区域においては、それぞれ次の対策を実施する。

土砂災害警戒区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村は、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難の基準、また土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設利用者に対する避難誘導を円滑に行うための情達伝達施設や連絡体制などを地域防災計画に定めるものとする。 2 市町村は、土砂災害ハザードマップを作成し、区域に特有な土砂災害の形態、避難基準の設定、並びに避難路、避難場所及び避難所を地域防災計画に定め、これらの広報手段として住民説明会の開催、看板の設置、広報誌への登載、さらにインターネットへの掲載などで周知を図る。 3 県は、市町村における警戒避難体制の整備に対し、適切な指導を行う。
土砂災害特別警戒区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、秋田市は、居室を有する建築物について、土砂災害に対する構造上の安全建築確認を行う。 2 県は、住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行爲について審査を行う。 3 県は、著しい損壊のおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

第8 災害危険区域からの住宅移転

災害危険区域については各種事業の実施により安全確保を図っているが、防護対象に巨額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、当該危険地域住民の住宅を移転し、安全を確保している。

災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し又は融資等の援助を行い、その移転を促進する。

移転助成制度	1 防災のための集団移転促進事業
	2 がけ地近接等危険住宅移転事業
	3 秋田県災害危険住宅移転促進事業

第9 連絡調整体制の整備

土砂災害に関する諸施策を効率的・総合的に実施するため、国、県及び市町村等関係機関で構成する総合土砂災害対策推進連絡会を設置し連絡調整を図る。

第12節 公共施設災害予防計画

実施機関	各機関
------	-----

第1 計画の方針

県、市町村、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、県民が日常生活を営むうえで重要な役割を担っており、これら施設等の被災は、緊急対策及び応急対策など全般に重大な支障を及ぼすため早期の応急復旧が迫られる。

従って、これら機関が応急復旧を実施する上で必要不可欠な連携・連絡体制の検証や訓練の実施と併せ、円滑で迅速な復旧を行う上で必要な各種データの総合的な整備保全等を図るものとする。

第2 道路及び橋梁

1 施設の概況

国、県、市町村及び東日本高速道路(株)が管理する道路延長は23,451.1km、橋梁は12,116箇所、横断歩道橋は47橋であり、その内訳は次のとおりである。

【道路・橋梁施設の現状】

(平成20年4月現在)

区分	管理区分	道路延長(km)	橋梁(箇所)	横断歩道橋(橋)
指定国道	国	403.6	263	27
指定外国道	県	880.9	738	5
主要地方道	県	1,293.6	762	9
一般県道	県	1,149.0	804	1
市町村道	市町村	19,534.2	9,419	7
高速道路	国・東日本高速道路(株)	189.8	130	0
計	—	23,451.1	12,116	47

※ 高速道路は、東北自動車道、秋田自動車道、日本海沿岸道路及び湯沢横手道路。

2 道路の点検整備

(1) 豪雨等に対する道路ネットワークの安全性・信頼性の向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく危険箇所の継続的点検及び施設の整備を計画的に実施する。

さらに、異常気象時の通行規制、巡回点検の要領策定、情報連絡体制等の整備、道路モニターの活用等により、安全確保を図る。

(2) 道路防災総点検(豪雨・豪雪等に起因する危険箇所)

ア 平成8～9年度に実施

イ 安定度を解析し要対策箇所の把握

ウ 防災カルテを作成し、これにより継続的な点検を実施し、災害に至る要因を把握する。

エ 道路防災総点検の点検項目

①落石・崩壊	②岩石崩壊	③地すべり	④雪崩	⑤土石流	⑥盛土
⑦地吹雪	⑧橋梁基礎の洗掘	⑨擁壁			

(3) 道路及び交通の状況に関する情報の適切な収集・把握に努め、これを道路情報提供装置等により道路利用者への提供、関係機関への連絡等、情報連絡体制を整備し安全を図る。

3 橋梁の点検整備

パトロール等により異常箇所を発見した場合は、早急に橋梁の保全を図る。

既設橋梁の補修については、秋田県橋梁長寿命化修繕計画に則り、耐荷力補強及び耐震補強を含めた補修対策の促進を図る。

第3 水道

1 施設の概況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。構造物の安全性は比較的高いのに対し、管路は災害に対して脆弱である。水道施設数は468箇所、給水人口は約99.5万人である。

【水道施設の現状】

（平成21年3月現在）

区分	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	合計
施設数	24	212	96	136	468
給水人口	832,687	149,379	6,990	6,611	995,667

2 施設の防護対策等

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の建設に際しては自然災害を受け難い地形、地質及び地盤の地区を候補地とし、各施設の設計にあたっては、災害に耐えることができる構造とする。

(2) 応急給水体制と資器材の整備

ア 市町村は水道施設が被害を受けた場合に、住民が必要とする最少限の飲料水を確保するために応急給水の実施体制を整備する。

イ 市町村は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

第4 下水道

1 施設の概況

流域下水道は5つの処理区において処理され、流域関連及び単独の公共下水道は24市町村で整備されている。平成21年度末における下水管渠の総延長（流域下水道も含む）は4,435.0kmで、終末処理場は38箇所（流域下水道も含む）が稼働している。

2 補強・改修対策の促進

(1) 管渠の補強整備

ア 軟弱地質又は不均等な地区に布設された下水管渠を重点に、老朽化の著しいものから補強する。

イ 新たに下水管渠を布設する場合は、基礎地盤条件など総合的見地から検討し計画する。特に、地盤の悪い場所に布設する場合は、マンホールと管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

(2) ポンプ場・終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強する。設計にあたっては、「下水道施設の地震対策マニュアル」に基づいて行う。

第5 電力

1 現況

県内の最大発電設備容量は300万1,602kWである。

これらの施設から電力の安定供給を図るため、台風、洪水、雷害、塩害等の自然災害から防護するための施設の改善、併せて気象情報に基づく非常体制や災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

2 発電所の現状

(平成22年4月現在)

区分	県	東北電力	その他	計
水力発電所	16	19	17	52
火力発電所	—	2	—	2
地熱発電所	—	2	1	3
風力発電所	—	—	17	17
計	16	23	35	74

3 対策

発変電施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 構築物、附属設備及び防護施設を整備する。 2 耐雷遮へい、避雷器の適正更新及び耐塩対策を強化する。 3 重点系統保護継電装置を強化する。
送電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要設備、回線等に対する災害予防対策と不安定箇所の早期発見・対策を講ずる。 2 支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。 3 電線路附近における樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。 4 各種避雷装置等の増強し、耐雷対策及び耐塩対策を強化する。
通信設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要通信システムのループ化に努める。 2 移動無線応援体制を強化する。 3 無停電電源及び予備電源を強化する。
施設の予防点検	<ol style="list-style-type: none"> 1 定期的に電気施設の巡視点検を実施する。 2 災害が発生するおそれがある場合は、その直前に実施する。
災害復旧体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡体制を確保する。 2 非常体制の発令と復旧要員を確保する。 3 復旧資材及び輸送力を確保する。
防災訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別、又は総合的に実施する。 2 各防災機関が主催する訓練に参加する。

第6 鉄道

1 施設の概況

災害から鉄道施設を防護するため、線路諸設備の定期的な点検整備を実施するとともに、周囲の諸条件の変化に対応した防災対策を実施している。

【鉄道施設の現状】

(単位：km、()内は箇所数)

種別		営業距離	橋 梁	高架橋	トンネル
線名					
J R 東日本 秋 田 支 社 (秋田県内)	奥羽本線	234.8	6.5 (451)	0.8 (5)	8.8 (12)
	田沢湖線	44.8	1.8 (82)	0.1 (2)	4.1 (8)
	羽越本線	100.8	1.7 (93)		4.1 (6)
	五能線	39.8	1.1 (61)		
	男鹿線	26.2	0.4 (20)		0.3 (1)
	北上線	19.7	0.8 (29)		0.4 (3)
	花輪線	2.2	0.2 (6)		
	計	468.3	12.5 (742)	0.9 (7)	17.7 (30)
秋 田 内 陸 縦 貫 鉄 道		94.2	6.1 (323)		11.9 (20)
由 利 高 原 鉄 道		23.0	0.49 (49)		0.5 (1)
合 計		585.5	19.09 (1,114)	0.9 (7)	30.1 (51)

(平成22.年3月現在)

2 維持管理・補強措置等

- (1) 橋梁の維持補修に努める。
- (2) 河川改修とともに橋梁の改良に努める。
- (3) 法面、土留の維持補修を行う。
- (4) 落石防止設備を強化する。
- (5) 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進に努める。
- (6) 建物等の維持補修に努める。
- (7) 線路周辺の環境変化に応ずる災害予防を強化する。
- (8) 台風及び強風時等における線路警戒体制を確立する。
- (9) その他防災上必要な設備の改良に努める。

第7 工業用水道

1 施設の概況

工業用水は、秋田湾地区・御所野地区工業地帯の企業24社に、日量最大15万8,438m³を供給している。

工業用水道の管路総延長は2万7,074mで、安定供給のため、台風、洪水、雷害、塩害等の災害予防、施設の改善、気象情報に基づく非常体制、災害発生時の応急復旧に必要な体制整備に努めている。

2 維持管理、設備の更新等

(1) 施設の強化と保全

- ア 水管橋等の耐塩対策を強化する。
- イ 受変電設備等の耐雷対策を強化する。
- ウ 各種機器の適正更新及び耐塩対策を強化する。

(2) 埋設管の補強整備

老朽化の著しいものから順次更新又は補強する。

(3) 施設の予防点検

定期的に施設の巡視点検を実施する。

(4) 災害復旧体制の確立

- ア 情報連絡体制を確保する。
- イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- ウ 復旧資材を確保する。

第8 社会公共施設等

1 福祉施設

(1) 概況

県内には、乳幼児、高齢者、心身障害児(者)等の災害時要援護者が入所している社会福祉施設が463箇所(定員36,460人)設置されている。

(2) 防災上の管理・運営等

ア 災害発生時に際しては、入所者等への早期周知を図ることが、災害の拡大を防ぐため有効な方法であり、職員が迅速、かつ、冷静に入所者等への周知を図れるよう平時から訓練を実施する。

イ 施設管理者は自衛防災組織を編成するとともに、市町村、警察、消防、医療機関、その他の防災関係機関と具体的に十分な協議を行い、施設の実態に即した防災計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練等を実施する。

また、災害時の現況及び避難先等、保護者への連絡体制を整備する。

ウ 防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。

エ 地域住民との連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合、応援が得られるように平時から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。

【福祉施設一覧】

(平成22年5月現在)

施設	種類	設置数	定員数
生活保護施設	救護施設	2	205
老人福祉施設	養護老人ホーム	16	1,065
	特別養護老人ホーム	100	5,773
介護老人保健施設	介護老人保健施設	53	5,086
身体障害者更生援護施設	身体障害者療護施設	4	243
	身体障害者授産施設	2	102
知的障害者援護施設	知的障害者入所更生施設	13	1,130
	知的障害者入所授産施設	3	180
児童福祉施設	知的障害児施設	6	220
	肢体不自由児施設	1	40
	重症心身障害児施設	2	145
	難聴幼児通園施設	1	30
	心身障害児総合通園センター	1	60
	乳児院	1	30
	児童養護施設	4	260
	母子生活支援施設	9	175
	保育所	245	21,716
計		463	36,460

※ 保育所の設置数及び定員数は、平成22年4月現在。

2 医療施設

(1) 概況

県内の医療施設は、国、県、市町村、厚生連、医療法人など77施設（平成22年4月1日現在）あり、これら医療施設における病床数は合計16,392床である。

(2) 防災対策上の管理・運営

ア 医療施設の自主点検の実施

火災予防について管理者が定期的に自主点検を実施する。

イ 避難救助体制の確立

入院患者については、日ごろから病棟ごとの状態を十分把握し、重症患者、新生児、高齢者など自力避難が困難な患者についての避難救助体制を確立する。

特に、休日、夜間における避難救助体制について確立を図るとともに消防署等への早期に通報体制の確立を図る。

ウ 危険物の安全管理

医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、火災、地震等の災害発生時における安全管理対策を講ずる。

エ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

災害時における職員の業務分担を明確にし、防災教育の推進と計画的な防災訓練に実施する。

第13節 風害予防計画

実施機関	県教育庁、市町村
	県（総務部・農林水産部・建設交通部）

第1 計画の方針

県内の沿岸地域は砂浜海岸が多く、冬季における北西からの強い季節風による飛砂を防止するため、砂防林（クロマツなど）が植樹されている。しかし、この砂防林は、数年来から松食い虫の被害による立ち枯れが発生し、一部の沿岸地域では砂防林の全滅が確認されており、国、県及び市町村等は、砂防林の植樹・再生に関する事業の早期実施を図ることが重要である。

また、地球温暖化が原因とされる台風の大規模化や本県に上陸又は影響する台風被害の増加、フェーン現象による湿度の低下を出火原因とする林野火災の発生、さらには日本海低気圧から延びる寒冷前線の通過による局地的な突風や竜巻被害などに見舞われている。

このため、県及び市町村は、風害を軽減するための予測体制の整備と、風害の未然防止を図るための啓発活動の推進に努める。

第2 風害の分類

台 風	<p>本県に被害をもたらす台風の多くは、日本海を北東進して、北東北や北海道に接近又は上陸する台風である。</p> <p>平成3年9月、日本海沖を通過した台風第19号は、これの典型的な例であり、本県の約200キロ沖を通過したにもかかわらず、時速70kmを超える速度と進行方向の東側という条件が重なり希に見る大きな被害を本県にもたらした。</p>
日本海低気圧	<p>日本海を北上しながら急速に発達する低気圧で、特に春と秋に多く出現し、本県に住宅の損壊、停電、船舶の座礁などの被害をもたらす。</p>
竜 巻	<p>竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴う。直径は数十～数百メートルで、数キロメートルに渡って移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。本県では主に海岸沿いに発生して住家の全壊などの被害をもたらす。</p>
フェーン現象	<p>台風や温帯低気圧の進行位置により、奥羽山脈を越えた東風、又は中央アルプス山脈を越えて吹き下ろす南東風などの乾燥した暖かな強風、いわゆる「フェーン現象」は、建物火災や林野火災の発生原因の1つである。</p>
塩 害	<p>台風や日本海低気圧の接近や上陸に伴い、塩分を含んだ強風や降雨による農作物、農業施設への被害、さらに電力施設に付着し絶縁破壊による停電が発生する。</p>

第3 対策等

1 監視・情報収集体制の整備

- (1) 台風の接近や上陸予想、又は発達した低気圧に関する気象情報などの発表を基に、庁内関係部局、消防、市町村及び関係機関などと連携した監視態勢に入る。
- (2) 災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視態勢から警戒態勢など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急復旧対策を実施する。

2 各機関における対策

- (1) 強風から森林を防護するため、スギ人工林においては適正な間伐の実施及び複層林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行うなど、多様な森林の造成を行う。
- (2) 防風保安林の整備・拡充を行い、強風による被害の軽減を図る。
- (3) フェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施する。
 - ア 火災予防の広報、消防査察などを実施して防災意識の高揚を図る。
 - イ 状況に対応した火災警報を発令し、必要な人員を招集するなど出動体制を強化する。
 - ウ 消防資機材及び消防水利の整備・点検を実施する。
 - エ 消防団員は分団区域の警戒を実施する。
- (4) 漁業協同組合は、気象に関する予報・警報を的確に把握し、必要により漁船所有者等に出漁中止、又は帰港等の指導・通報を行う。

また、漁船所有者等は漁船の係留、漁網及び漁具等の流失防止に努める。
- (5) 学校等の施設管理者は校舎、建物を点検し老朽部分を補強するとともに、状況に応じた児童生徒の登校中止又は集団下校等の安全措置を実施する。
- (6) 一般県民は、建物の倒壊や屋根・外壁等の飛散防止などのため、次の措置の実施に努める。
 - ア 外れやすい戸・窓、壁には筋かい、支柱等で補強する。
 - イ 棟木、母屋、梁等を鋸で止め、トタンは垂木を打ち、煉瓦は上にも針金で補強する。
 - ウ 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下ろしをする。
 - エ 強風下では屋根に登らない。
 - オ 強風下の外出は控える。

第14節 雪害予防計画

実施機関	各河川国道事務所、東北森林管理局、秋田運輸支局、 自衛隊、県警察本部、市町村、県教育庁、JR 東日本、 県（総務部・健康福祉部・生活環境部・農林水産部・建設交通部）
------	--

第1 計画の方針

豪雪による交通機能の麻痺や地域経済の停滞を防止するため、国、県及び市町村は相互の情報共有と緊密な連携の下、降雪期における除排雪態勢を強化し、基幹道路や生活道路を確保する。また、一人暮らしの高齢者など災害時要援護者への除排雪支援や住民への情報提供に努め、住民生活の安定を図る。

第2 冬期交通の確保

1 道路の除排雪

一般国道	直轄指定区間は東北地方整備局の各河川国道事務所が、指定区域外は県が行う。
県道	県が行う。
市町村道	市町村が行う。

- (1) 各道路管理者は、管理区分にとらわれず、「相互乗入」を行うことによって、効率的な除排雪を行うとともに、豪雪により当該市町村のみの対応では困難な場合において、国や県は除排雪機材の提供や関連業者の斡旋など積極的に支援する。
- (2) 各道路管理者は、除排雪車両の更新や増強など除排雪態勢の構築に努めるとともに、必要に応じて道路除排雪の出動基準や豪雪時に優先すべき除排雪路線の見直しを行う。
- (3) 各道路管理者は、降積雪情報を積極的に把握するとともに、迅速な初期除排雪を行うなど、初動体制の徹底を図る。
- (4) 各道路管理者は、豪雪時における道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除排雪活動を実施し得るよう、緊急確保路線（注1）について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統、その他危険箇所のパトロール等に関し、所要の態勢を確立する。県の態勢の細部については、秋田県建設交通部「道路除雪の計画と概要」による。

（注1）緊急確保路線：緊急体制時に交通を確保すべき路線で、路線の重要性、積雪量、動員可能な除雪機械等を勘案して、国土交通省道路局長が指定する。

2 地域ぐるみの除排雪への支援

- (1) 市町村は、町内会、関係団体等が屋根の雪下ろしや生活道路の一斉除排雪を行う場合には、以下の支援を行うよう努める。
 - ア 住民による道路除雪によって堆積された排雪への協力
 - イ 市街地における凍結した根雪の除去（雪割り）
 - ウ 自動車交通が困難な区間の排雪
- (2) また、国及び県は、市町村の支援に対し積極的に協力するとともに、必要な指導助言を行うものとする。

3 交通指導取締り及び交通規制

- (1) 積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、警察は、夏用タイヤ装着車に対する冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）への交換指導など、交通指導取締りを実施する。
- (2) 警察は、県、市町村と連携を図りながら交通状況の把握に努め、緊急交通路（注2）の確保に当たる。
- (3) 警察は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるために、緊急の必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。
- (4) 緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地に隣接する県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

（注2）緊急交通路とは、災害が発生した場合に、災害応急対策に従事する車両以外の通行が禁止又は制限される道路である。

4 県民等への情報提供等

- (1) 国、県及び市町村は、広報誌、ホームページ、その他の媒体を活用し、除雪に対する地域住民の理解を深め、除雪マナーの向上や除排雪活動への協力を求めるとともに、所管する道路の除排雪に関する対応窓口を明らかにする。
- (2) 市町村は、地域住民に広報誌やホームページ、チラシ等により、住民が利用できる雪捨て場の現状や道路の除雪時期等の情報提供に努める。

5 鉄道輸送の運行確保

豪雪による列車の運休などを最小限にとどめるため、防雪及び除排雪体制を確立し、設備及び機械類の整備増強、並びに降雪状況に対応できる運転計画を策定し列車の運行を確保する。

細部については、東日本旅客鉄道（株）秋田支社の「雪害対策計画」による。

6 バス運行の確保

バス事業者は、国、県及び市町村が行う計画除雪路線における定期バスの運行を確保する。

第3 雪崩防止対策**1 雪崩発生危険箇所の概況**

(平成22年3月現在)

所管	東北森林管理局	農林水産部	建設交通部		計
		森林整備課	道路課	河川砂防課	
危険箇所	61	438	225	1,630	2,354
対策箇所	32	181	65	17	295

2 雪崩危険箇所の点検

- (1) 各道路管理者は、「雪崩の危険箇所」について降雪前にパトロールを実施し、道路法面の植生状況及び「雪崩予防柵等」の点検を行う。
- (2) 国や県及び市町村は、住宅背後等の「雪崩危険箇所」について降雪前にパトロールを実施し、斜面の植生状況及び「雪崩予防柵等」の点検を行う。

3 雪崩の防止対策

国や県及び市町村は、「雪崩発生危険箇所」に「雪崩予防柵」や「スノーシェッド」などの「雪崩防止施設」の整備を進める。また、斜面やトンネル入口部などで、雪庇(せっぴ)や吹きだまり、雪しわ、ひび、こぶが出来ているときは、人為的に雪を崩落させるなど、雪崩の発生を未然に防止する。

4 警戒避難対策

- (1) 国や県及び市町村は、住民への危険箇所の周知、積雪情報の収集とその情報の住民への提供等について、積雪期間を通じて実施する。
- (2) 国・県や市町村及び関係機関は、事前に把握した危険箇所について、パトロールを実施し、雪崩発生の恐れがある場合は、危険地域に立ち入らず安全確保を行う。
- (3) 市町村は、雪崩により被災を受けない避難所を地域防災計画に指定する。
- (4) 市町村及び温泉等の宿泊施設事業者は、雪崩から宿泊客の安全を確保するため、相互に連絡できる通信手段の確保に努める。
- (5) 県及び市町村は、警戒・避難体制などソフト対策における実施体制を整備する。

第4 孤立地区(集落等)対策

◎本編 第2章 第7節「孤立地区対策計画」参照

第5 民生対策**1 住民の対応**

個人の家屋及び家屋周辺の雪処理については、個人又はその近親者の責任において行うことが原則であり、平時から次のことに留意し雪害に備える必要がある。

(1) 降雪前の準備

- ア 除排雪用具の事前の準備
- イ 住宅の屋内外の点検
- ウ 食料、飲料水及び燃料等の備蓄

(2) 降雪期における対応

- ア 気象情報の把握
- イ 公共交通機関の積極的な利用
- ウ 火災に備えた避難路の確保
- エ 雪下ろし作業時等の安全確保
- オ 路上駐車 of 自粛
- カ 住宅から道路への雪出しや河川への投棄の自粛
- キ 地域コミュニティによる生活道路、通学路の除雪への協力

2 地域コミュニティの対応

豪雪時に災害時要援護者は、自身による除排雪が困難となることから、町内会、自主防災組織等の地域コミュニティが適切な対応をとることが必要である。

そのため、地域コミュニティは、地域の実情に応じた防災活動を以下のとおり行う。

(1) 降雪前からの準備

- ア 地域の情報収集・伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及
- ウ 防災資機材の備蓄・管理

(2) 降雪期における対応

- ア 地域内の空き屋対策
- イ 出火防止、初期消火活動
- ウ 地域内の被害状況の情報収集
- エ 住民に対する防災情報の伝達
- オ 救出救護の実施・協力
- カ 災害時要援護者への支援
- キ 「除排雪デー」における地域ぐるみの一斉除排雪

3 住民への情報提供

(1) 降雪前の広報活動

ア 住民への防災知識の普及

市町村は、雪害に対する防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、パンフレットや広報誌を配布し、雪害時の備えや雪崩危険箇所の公表等について日頃から住民への周知を図る。

また、雪崩防災週間（12月1日～7日）に全国で実施される予防運動の事例の紹介や、老朽化した建築物の補強工事について事前に指導を行う。

イ 住民への雪下ろし企業の紹介等

市町村は、住家の雪下ろしを実施する業者、また雪下ろし費用の目安について、降雪前に住民に対しチラシや広報などで提供するよう努める。

ウ 住民への雪捨て場等の情報提供

市町村は、広報誌、ホームページなどの手段を活用し、住民等からの排雪を受け入れる雪捨て場や、除排雪に関する問い合わせ窓口等の情報を提供する。

(2) 降雪期における広報活動

ア 人命及び建物被害の防止

雪崩や落雪による人身事故及び建物被害を防止するため、県、市町村及び関係機関は、以下について、指導や広報を徹底する。

- ① 市町村等は、雪崩及び落雪危険地域への立ち入り・通行制限を行い、保護柵を設けるとともに、必要により警戒要員を配置する。
- ② 住民等は、屋根の雪下ろし及び除排雪を適期に実施するとともに、常に非常口を確保する。
（屋根の危険積雪深：70 cm以上）
- ③ 住民等は、屋根からの落雪等で排水溝をせき止めないよう、除排雪に努める。
- ④ 災害時要援護者世帯の雪下ろしや除排雪については、地域関係者が協力して実施する。

イ 除排雪情報の住民への提供

各道路管理者は、地域住民にホームページやチラシ等により、住民が利用できる雪捨て場の現状や道路の除排雪時期等の情報提供に努める。

4 除排雪に関するボランティア活動

(1) ボランティア登録者の要件

除排雪ボランティアは、雪に対する経験や気象の変化による危険性の理解が必要であり、積雪寒冷地の在住者が望ましい。

(2) 安全の確保

毎年発生している除排雪作業による死傷者は、次の事故によるものが最も多く、ボランティアに対する事故防止対策と現場指導を徹底し、事故防止に努めなければならない。

- ・屋根の雪下ろし作業時の滑落事故
- ・気温の上昇による屋根からの落雪による生き埋め
- ・重機（ロータリー車等）に巻き込まれるなどの交通事故

(3) 健康対策

積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろし、除排雪など運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗などにより、脳血管疾患や心疾患などを発症する引き金となることもあるため、注意喚起が必要である。

このため、県、市町村、社会福祉協議会及び関係機関は、ボランティアの健康管理には十分に配慮するものとする。

(4) ボランティア活動保険への加入

除排雪活動に係る防災ボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入するものとし、保険料は、募集者の負担とする。

(5) 事業者保険への加入

募集者は、参加者の引き起こした損害や参加者自身のケガやボランティア活動保険の対象外の疾病等に対応するため、事業者保険に加入するものとする。

第6 農林漁業対策

農作物対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 消雪の促進 2 樹体及び棚被害の防止 3 野兔、野鼠被害の防止 4 病虫害の防除
農業用施設対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の補修、補強の実施 2 施設の屋根及び軒下等の排雪 3 消雪パイプ及び流雪溝の設置推進
畜産関係対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 畜舎の保全管理 2 越冬飼料の確保 3 牛乳等畜産物の集出荷の円滑化 4 草地の維持管理 5 家畜疾病の防止
内水面養殖業対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 平時の魚体の健康管理の強化 2 水深の維持、また屋根をかける等越冬池の整備 3 積雪時における湧水、地下水の確保
林業関係対策	平時において、適切な間伐を実施し、雪による枝倒れの軽減を図る。

第7 文教対策

1 県教育委員会

幼児・児童・生徒の安全と学校教育、社会教育並びに社会体育施設構築物の雪害防止を図るため、県教育委員会では次の事項を実施している。

- (1) 情報の収集と関係機関との連絡調整を行う。
- (2) 県管理の文教施設の施設管理者に対する除排雪の実施を指示する。

2 各教育委員会等における対策

事項名	実施内容	実施機関
連絡	系統的に一元化し、迅速・的確に行う。	県教育委員会 市町村教育委員会 学校団体等
火災予防	<ol style="list-style-type: none"> 1 煙突接触部、残火の始末に留意する。 2 火の不始末を防止する。 3 責任者による巡回を励行する。 4 水源の確保と消火器材の整備点検をする。 	県教育委員会 市町村教育委員会 県立学校 学校関係団体
危険防止	<ol style="list-style-type: none"> 1 雪囲いなどで避難口を閉鎖しない。 2 避難道路の除排雪を行う。 3 雪崩箇所の表示、警戒（体育館、屋根等を含む）を行う。 4 悪天候時における児童・生徒に対する休校措置を実施する。 5 集団登下校には、必要に応じ引率者をつける。 6 水槽等は標示する。 7 危険場所の標示と遊びを禁止する。 	県立学校 学校関係団体
通学路の確保	道路の除排雪については、地域振興局建設部などと連絡を密にする。	県教育委員会 市町村教育委員会 県立学校 市町村立学校 集落 地域振興局建設部 関係団体
学校施設等の保護	<ol style="list-style-type: none"> 1 木造体育館、老朽校舎の屋根雪下ろしを励行する。 2 防災施設等を補強する。 3 水源、消火器の整備点検に努める。 4 防火、防災思想の徹底を図る。 	県教育委員会 市町村教育委員会 県立学校 市町村立学校 集落 地域振興局建設部 関係団体
社会教育施設等の保護	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災施設の除排雪を励行する。 2 防災施設を補強する。 3 避難口の標示、除排雪に努める。 4 防災思想の普及、徹底を図る。 	県教育委員会 市町村教育委員会 市町村関係団体

社会体育施設等の保護	<ol style="list-style-type: none"> 1 プールの水の処置と除雪に努める。 <ol style="list-style-type: none"> ① プールは満水とする。 ② プール側壁にムシロを掛け、端から水が垂れる状態にする。 ③ 適宜プール内面の氷割りに努める。 2 防災施設の除排雪を励行する。 3 防災施設を補強する。 4 防災思想の普及、徹底を図る。 	<p>県教育委員会 市町村教育委員会 市町村関係団体</p>
文化財の保護	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防関係者との連携を図る。 2 常時監視体制を確保する。 3 防災施設の除雪を励行する。 4 文化財保護関係者等との協力体制の充実を図る。 5 文化財の修理、補強に努める。 	<p>県教育委員会 市町村教育委員会 市町村関係団体</p>
冬山登山者への指導	<ol style="list-style-type: none"> 1 高校生の冬山登山に対する適切な指導、助言をする。 2 冬山登山の基礎訓練を実施する。 3 登山服装を点検する。 4 登山届出を励行する。 	<p>県教育委員会 市町村教育委員会 市町村関係団体</p>

(注) 防災施設とは、防災上重要な施設をいう。

第15節 農林漁業災害予防計画

実施機関	県農林水産部、市町村
------	------------

第1 計画の方針

農地防災及び圃場整備等の農業農村整備事業を計画的に実施し、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

第2 農地及び農業用施設

1 農地の概況

農業労働力の高齢化、並びに兼業農家の増加に伴い、農地や農業用施設の維持管理の低下が進行している。

【耕作面積の現状（平成20年）】

（単位：ha）

区分	田	普通畑	樹園地	牧草地	計
面積	131,100	12,000	2,850	5,180	151,130

2 施設改修の推進

老朽化が進行している「ため池」、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の用排水施設については、県営又は団体営事業により補強改修を実施する。

第3 農作物

1 農業技術の向上対策

気象条件や農業技術水準により左右される収穫量の安定化を図るため、農業気象速報の配布や農業技術の向上に努めている。

【主要農作物の収穫量（平成20年度）】

（単位：トン）

品目	収穫量	品目	収穫量	品目	収穫量
米	535,800	きゅうり	10,800	だいこん	15,900
大豆	16,600	はくさい	7,470	りんご	39,600
ばれいしょ	13,400	キャベツ	9,400	たばこ	1,396

2 農業気象情報の伝達

- (1) 定期的に農業気象速報（作況ニュース等を含む）を作成配布するほか、秋田県ホームページ「美の国あきたネット」、こまちシステム、秋田県農業気象システム等を通じて、農家への周知徹底を図る。
- (2) 冷霜害等に関する気象情報の速やかな伝達、また報道機関等の協力を得て、災害予防対策の徹底を図る。

3 農業技術指導等

- (1) 気象条件に対応できる農業技術の向上に努める。
- (2) 関係機関との連絡体制を確立し、相互に農業技術の向上に努める。

第4 農林漁業災害対策

水害対策	
予防対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 転作田等における排水溝の掘削等の早期停滞水排除対策を実施する。 2 病害虫の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。 3 農地・農林施設など下流部の水害を予防するため、水害防備、土砂流出防備等の保安林の整備を図る。 4 水害予防のための予防治山事業を実施する。
事後対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 水稲 <ol style="list-style-type: none"> (1) 泥水の流入を極力防ぐとともに早期排水に努める。 (2) 冠水した稲は水分を失いやすく、また活力が低下しているので、急激に乾かさないうで浅水管理を主体にした水管理と間断かん水に努める。 (3) いもち病・白葉枯病・黄化萎縮病・アワヨトウ等の病害虫防除を徹底する。 2 その他作物 <ol style="list-style-type: none"> (1) 明渠等により圃場からの排水を速やかに行う。 (2) 茎葉に付着した泥水等を早期に洗浄する。 (3) 中耕・培土及び追肥等により生育の回復を図る。 (4) 早期に病害虫防除を実施する。 3 林業 林地や林道の復旧については、災害関連緊急治山事業などの各種復旧事業により早期復旧を図る。

風害対策	
予防対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 水稲 深水管理により異常蒸散を防止する。 2 果樹、ホップ等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 風害軽減のため防風網・防風林等を設置する。 (2) 支柱の設置及び棚の補強等により倒木・倒伏を防止する。 (3) 収穫適期における収穫作業の促進を図る。 3 施設園芸作物 <ol style="list-style-type: none"> (1) ハウス等の補修・補強を実施する。 (2) 防風網を設置する。 4 林業 間伐等保育の促進により、耐風性に優れた森林を育成する。
事後対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 水稲 倒伏した場合は、早期に立て直し、結束により、穂発芽の発生防止と登熟促進を図る。 2 果樹、ホップ等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 倒木・倒伏棚等の早期立て直しを実施する。 (2) カスガイ等により裂開部の接着を実施する。 (3) 接着不能枝の早期切り落としと傷害部への薬剤塗布を実施する。 (4) 早期に病害虫防除を実施する。 (5) 落果した果実は損傷程度により選別し、用途に応じて処分する。 3 その他作物 <ol style="list-style-type: none"> (1) 倒伏茎葉の立て直しと洗浄を実施する。 (2) 早期に病害虫防除を実施する。 (3) 傷害果、傷害茎葉を速やかに摘除する。 4 林業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害林木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等などの二次被害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。 (2) 森林の崩壊に伴う土砂流出及び被害木の流出に対処するため治山ダム工を施工し、これらが下流域に流出することを防止する。

雪害対策	
予防対策	<p>1 農作物</p> <p>(1) 積雪期間の長期化による越冬作物の被害を防止するため、融雪促進剤・土・珪から燐炭等を散布し融雪を促進する。</p> <p>(2) 水稻等の育苗予定地の融雪促進を図るため、融雪促進剤等を散布するほか機械等による強制除排雪に努める。</p> <p>(3) 暗・明渠等の設置による融雪水の早期排除に努める。</p> <p>(4) 根雪前に麦雪腐病防除を徹底する。</p> <p>(5) 果樹等の枝折れと果樹棚の被害防止のため、降雪前の支柱設置及び枝の結束、降雪後の冠雪除去、枝の掘り上げを実施し、大雪のときは共同で除排雪を実施する。</p> <p>(6) 野兔・野鼠被害防止するため、殺鼠剤・忌避剤の利用等を励行する。</p> <p>2 農業関係施設</p> <p>(1) 降雪前に支柱や筋かい等により補強するとともに、破損箇所を補修する。</p> <p>(2) 施設屋根及び軒下等の堆積雪の除排雪を励行する。</p> <p>(3) 消雪パイプ・流雪溝等の設置を推進する。</p> <p>3 畜産</p> <p>(1) 畜舎等の倒壊を防止するため、早期雪降ろしや畜舎周辺の除排雪に努める。</p> <p>(2) 輸送事情等の悪化による飼料不足が生じないよう、余裕のある備蓄計画に努める。</p> <p>(3) 輸送事情の悪化及び凍結等による牛乳、乳製品等の品質低下を防止するため、品質管理の指導と合わせて、集出荷のための路線の確保に努める。</p> <p>(4) 積雪による草地荒廃を防止するため、必要に応じて消雪作業を実施する。</p> <p>(5) 冬期間に多発する呼吸器疾病等を予防するため、アンモニアの発生源となるふん尿の適切な処理に努める。</p> <p>4 内水面養殖業</p> <p>(1) 疾病対策、栄養要求に合わせた給餌等、平時の魚体の健康管理を強化する。</p> <p>(2) 越冬池は深い水深の維持、また屋根をかける等の工夫により池水の保温に努める。</p> <p>(3) 積雪期における湧水、地下水を確保するとともに、除排雪・割氷の実施により斃死を防止する。</p> <p>5 林業</p> <p>適切な間伐の実施による密度調整を行い、雪に強い森林を造成する。</p>
事後対策	<p>1 農作物</p> <p>(1) 果樹等で損傷した枝のうち回復不可能なものは早期に切り落とし、回復可能なものは裂開部をボルトやカスガイで接着させる。</p> <p>(2) 枝の折損程度に応じて早期にせん定を実施する。</p> <p>(3) 枝折れ・食害による損傷部に薬剤を塗布し樹体を保護する。</p> <p>(4) 排水溝を掘り、融雪水の排水に努める。</p> <p>2 林業</p> <p>(1) 被害林木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等の二次災害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。</p> <p>(2) 雪により倒伏した林木のうち、被害が軽微なものは雪起こしにより回復を図る。</p>

霜害対策	
予防対策	1 水稲 育苗期間中の二重被覆、田植え後の深水管理等による夜間保温を励行する。 2 野菜・畑作物等 (1) パイプハウス栽培では、カーテン、トンネル等による夜間保温を行う。 (2) 露地ではトンネル、べたかけ被覆等で保温対策を励行する。 3 果樹 固形燃料等を燃焼させて周辺温度を上げる。
事後対策	1 水稲 育苗期に降霜があった場合は日の出前に散水して損傷を防ぐ。 2 果樹 (1) 結実量確保のために人工受粉を励行する。 (2) 被害程度に応じた摘果を実施する。

冷害対策	
予防対策	1 水稲 (1) 品種の適正配置により危険分散を図る。 (2) 土づくり対策及び施肥の適正化により稲体の健全化を図る。 (3) 健苗育成により初期生育の促進を図る。 (4) 適正な栽植密度により目標生育量の早期確保に努める。 (5) 深水管理により幼穂を保護し、不稔を回避する。 (6) 病虫害防除を徹底する。 2 野菜、花き等 (1) 被覆資材の活用により保温に努める。 (2) マルチ栽培等により地温の上昇を図る。

ひょう 雹害対策	
事後対策	1 果樹 (1) 傷害果実の適正摘果を実施する。 (2) 被害園における病虫害防除等の適正管理を励行する。 2 その他作物 (1) 傷害果、傷害葉を速やかに摘除する。 (2) 病虫害発生防止のため、早期に薬剤散布を実施する。 (3) 中耕・培土・追肥等により育成の回復を図る。

干害対策	
予防対策	1 水稲 用水の計画的利用を推進する。 2 その他作物 (1) 有機物の多用、深耕など土壌改良等により、土壌保水力の増加を図る。 (2) スプリンクラー、うね間灌水施設等を設備する。 (3) 水源かん養、干害防備等保安林の整備・拡充を図り、干害の発生を抑制する。

塩害対策	
事後対策	1 水稲、畑作物 (1) 農作物に海水がかかった場合は、直ちに真水で塩分を洗い流す。 (2) 塩分が蓄積した土、表土を客土する。 2 果樹 潮風を受けた場合は、直ちに樹体に水を散布し洗い流す。

第16節 危険物等大量流出災害予防計画

実施機関	秋田海上保安部、市町村 県（総務部・農林水産部・建設交通部）
------	-----------------------------------

第1 計画の方針

海上や河川への油や薬液などの危険物等の大量流出は、天候、海流、時間の経過が流出量の増加や流出範囲の拡大につながる。

被害は、沿岸観光地及び海水浴場区域の汚染、火災の発生、揮発性物質による港湾関係者及び近隣住民の健康への影響、水産資源の汚染、さらには漁業・港湾施設などにも甚大な被害が予測される。

このため、県、市町村、防災関係機関及び関係事業所は、防災資機材の備蓄促進や設備の維持管理の徹底に努めるとともに、危険物の流出や漏洩に関する訓練を計画的に実施する。また、訓練の検証により提起された課題の整理及び検討を行い、これにより各機関等における予防・防除体制の見直しや老朽化による設備の改善が必要なものについては早急にこれら対策の策定・実施を図り、危険物流出事故の未然防止に努める。

第2 設備、資機材の整備等

1 現況

平成21年中における秋田港及び船川港の専用ドルフィンへの、タンカー入港隻数は829隻である。

また、石油製品・原油・重油・LPG・化学薬品等の危険物の取扱量は252万klであり、その内訳は次のとおりである。

（平成22年1月現在）

区分 港名	専用ドルフィン（D/W）					タンカー 入港隻数	危険物 取扱量 （kl）
	10,001～	5,001～ 10,000	3,001～ 5,000	2,001～ 3,000	～2,000		
秋田港	2	4	1	3	1	679	2,054,081
船川港	1	1				150	470,236
計	3	5	1	3	1	829	2,524,317

（注）上記表中のタンカー入港隻数及び危険物取扱量は、公共岸壁分を含む。

2 対策

（1）災害の未然防止

ア 施設を定期的に点検して漏油防止を図る。

イ タンカー荷役作業中は、監視員を配置し、危険物の種類に鑑み有効な場合は、作業用オイルフェンスを展開する。

ウ 船舶及び事業所の関係者に対し、災害予防に必要な教育を行い防災思想の高揚を図る。

(2) 防災資機材の整備・備蓄

- ア 流出油等の拡散防止、回収及び処理に必要な資機材を整備・備蓄する。
- イ 回収した油塊、油吸着剤などの焼却施設を整備する。
- ウ 通信機器やガス検知器などの整備促進を図る。
- エ 資機材の定期的な点検を実施し、老朽化機器の計画的な更新・整備を図る。

(3) 被害の拡大防止

防災関係機関は、港内石油基地の状況、危険物荷役の状況、危険物積載船舶の出入港状況等を常時把握する。また事業所等に対しては、防除資機材の整備基準の遵守するよう指導を徹底する。

タンカー火災、大量の油流出及び放射性物質の流出等が発生した場合、航行制限、流出物の除去及び避難対策等を検討する。

(4) 相互援助体制の確立

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに相互援助に関する協定を締結する。

(5) 訓練の実施

事業所単位又は各事業所が共同し訓練を実施するほか、関係機関等の実施する訓練に積極的に参加する。

第17節 文化財災害予防計画

実施機関	県教育庁、市町村（教育委員会）
------	-----------------

第1 計画の方針

文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するための重要な財産であり、地域住民の精神の拠り所である。県及び市町村は、これらの文化財を後世に伝えるため、文化財の災害予防に関する計画を策定し、防災・防火管理体制の確立を図る必要がある。

しかし、歴史的建造物等の貴重な文化遺産は、台風や豪雨などによる倒壊・損壊・流失、さらには火災による焼失記録が残されている。

文化財の災害予防を実施するに当たっては、特定の文化財に対する災害予防のみではなく、地域全体の文化財に対する災害予防が必要である。県及び市町村は、文化財の所有者・管理者、地域住民との連携・協力体制の構築が不可欠である。さらに、古文書等の歴史資料等については、被災時における安易な廃棄や散逸を防止するため、迅速・的確な被災情報の収集が必要である。

第2 文化財の指定状況

県内の文化財のうち、下表の指定種別の国・県指定文化財は488件で、無形民俗文化財を除く全てが台風や豪雨等により直接被災する可能性がある。特に、8割以上を占める有形文化財・登録有形文化財は、火災に対し極めて脆弱である。よって、火災から文化財の焼失を防ぐための防災能力を高めることが課題である。

【文化財指定等の状況】

（平成22年4月現在）

種 別		国 指 定	県指定	計	
有形文化財	建 造 物	重 文 24	20	44	
	絵 画	重 文 5	22	27	
	彫 刻	重 文 1	52	53	
	工 芸 品	国 宝	1	65	68
		重 要	重文 2		
	書 籍 ・ 典 籍	重 文 1	13	14	
	古 文 書	0	13	13	
	考 古 資 料	重 文 3	43	46	
歴 史 資 料	重 文 1	16	17		
無 形 文 化 財		0	0	0	
民 俗	有 形 民 族 文 化 財	重有民 5	13	18	
	無 形 民 族 文 化 財	重無民 15	47	62	
記 念 物	史 跡	特 別 史 跡	1	38	51
		史 跡	12		
	名 勝		4	0	4
	特 別 名 勝 及 び 天 然 記 念 物		1	0	3
	名 勝 及 び 天 然 記 念 物		0	2	
	天 然 記 念 物	特 別 天 然 記 念 物	2	40	67
天 然 記 念 物		25			
重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区		1	0	1	
合 計		104	384	488	

種 別	国選択	県選択	計
記録選択無形民俗文化財	21	10	31

種 別	国登録		計
登録有形文化財(建造物)	156件(65箇所)		156件(65箇所)
登録記念物(動物)	1件(2箇所)		1件(2箇所)

第3 有形文化財(建造物)および重要伝統的建造物群保存地区

1 現 況

建造物は、地域社会の伝統を伝える重要な文化財であるとともに、地域の景観を形成する上でも重要な要素である。平成21年度には、耐震所有者診断支援事業により重要文化財のうち木造建築について基礎診断を行った。また、重要文化財については指定後に防火設備の他、必要に応じてその他の防災・防犯設備を設置し、文化財防火デー等に訓練及び機器の点検を行っている。

2 対 策

- (1) 災害から文化財と地域を守る必要性和意義を普及・啓発し、地域の防災意識を高める。
- (2) 所有者及び関係機関は、平成21年度に文化庁が作成した防火・防犯対策チェックリスト(以下チェックリスト)に基づく日常点検を行う。
- (3) 消防や地域及び建造物に設置した消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、住民・見学者等の避難・誘導訓練を加えた防災訓練を定期的に行う。
- (4) 建築物の倒壊・損壊防止等に努める。
- (5) 延焼防止のため、周辺街路樹の他、公園・空地を景観等にも配慮し計画的に整備する。
- (6) 文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

第4 有形文化財(建造物以外)

1 現 況

美術工芸品等は、ほとんどが持ち運ぶことが可能なものであり、その保管には転倒等による破損に対する対策の他、温湿度管理や防火対策が必要である。また、盗難等に対する防犯対策や人為的な破損・現状変更への対策が必要である。

2 対 策

- (1) 災害から文化財を守る必要性和意義を普及・啓発し、地域の防災意識を高める。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリストによる日常点検を行う。
- (3) 消防や地域の消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、住民・見学者等の避難、文化財の搬出・保全活動を加えた防災訓練を定期的に行う。
- (4) 美術工芸品等の転倒、破損、転落防止の器具等の整備に努める。必要に応じて保管庫を設置し、防火・防犯の施設整備を行う。
- (5) 文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

第5 記念物

1 現況

史跡、名勝、天然記念物等は、多様な内容を持つものであり、それぞれの性質に応じた防災対策が必要である。

2 対策

- (1) 警報、防火、消火設備を整備する。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、地震時の危険個所の早期発見と改善に努める。
- (3) 震災等によるき損・滅失の拡大防止のため必要な応急措置を執る。

第6 未指定の文化財

1 現況

県内には指定文化財のほかにも、後世に残していくべき貴重な文化財が多く存在しているが、その実態が十分に把握されていない現状にある。

2 対策

(1) 所在情報の把握

未指定文化財の所在状況の把握に努める。

(2) 保管者への助言

ア 文化財の保存方法等に関する情報を提供し、必要に応じ助言する。

イ 公的機関への寄贈・寄託等の制度に関する情報を提供し、必要に応じて助言する。

第7 被災古文書等（古文書等の歴史資料）の保全

災害により多くの古文書等（古文書等の歴史資料を含む。）が被災した場合、県民に対し、被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）及び取り扱い等について周知を図る。

【被災古文書等に対する注意事項】

- 1 土砂をかぶった古文書・本・写真・アルバム・掛軸・絵図等は、土砂等を払いのければ復元可能な場合が多いので、安易に廃棄しないこと。
- 2 湿気を防げる場所か容器に保管すること。
- 3 雨や水に濡れたものは、そのまま陰干しすること。吸湿性の高い紙（キッチンペーパーなど）を挟むとよい。本の場合は体積の5分の1以下の紙を挟み、湿ったら取り替えるとよい。
48時間以内に乾燥できない場合は、ラップでくるむか、頑丈な容器に入れ冷凍の上、凍結真空乾燥により水分を取り除く方法が有効である。ただし、古文書・絵図等については修復の専門家に相談する必要がある。
 - (1) 無理な水洗いをしないこと。
 - (2) 濡れたままでビニール袋や箱などに長時間入れないこと。
- 4 被災に乗じて訪問する古物商等には、安易に売ったり、引き取ってもらわないように注意すること。

第18節 特殊災害予防計画

実施機関	各機関
------	-----

第1 航空機災害

航空機災害対策の推進に当たっては県、地元自治体及び関係機関は、その所掌する消防防災上の責任と相互協力により必要な措置を講ずるものとする。

1 情報の収集・公表

- (1) 秋田地方気象台及び仙台航空測候所秋田空港出張所は、航空機の安全確保に係わる気象、地象、水象の現象を正確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等を適時・的確に発表する。
また、局地的な気象変化を監視する航空気象観測施設の整備、並びに航空気象予報・警報の精度向上に努め、航空交通安全のための気象情報の充実を図るものとする。
- (2) 航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因ごとに分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 航空運送事業者は、分類・整理した各種情報を事業者相互において交換し、情報の活用を促進するものとする。

2 空港の保安管理

県及び東京航空局秋田空港・航空路監視レーダー事務所は、航空法（昭和27年法律第231号）に定める保安上の基準に従い、当該施設保安管理の適切化と充実に努める。

3 県

県は空港管理者として、航空法により空港内における航空機災害についての保安管理責任が課されており、適正な保安管理を遂行するため、関係機関協力のもと次の対策を推進するものとする。

(1) 航空消防隊の整備

航空機災害や空港施設の火災発生時における迅速、かつ的確な消火・救難活動が行えるよう空港内関係機関で構成する自衛空港消防隊の設置を図る。

(2) 資機材等の整備

自衛空港消防隊が迅速・適切な消火・救援活動が行えるよう必要設備の整備を図る。
航空機事故の被害想定に基づく死傷者に対する必要な医薬品・資器材の整備を図る。

(3) 連絡体制の整備

関係機関への連絡体制の整備を図るとともに、自衛空港消防隊、消防機関、警察等関係機関相互における通信施設の整備を推進する。

(4) 応援体制の整備

消火、救出・救助活動を円滑に行うため、消防機関、隣接市町村その他の関係機関の支援又は協力が必要であり、これら関係機関との災害応急対策に関する協定等の締結を図る。

(5) 訓練の実施

航空機災害に対する、迅速・的確な応急対策を実施するため、防災技術の習熟、防災機関相互における支援体制の強化等を目的とした実践的な訓練を実施する。

4 市町村・消防機関

市町村及び消防機関は、航空機災害発生時において、その責任を遂行するため、次に掲げる事項を推進するものとする。

(1) 消防力の強化

関係市町村及び消防機関は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備を図る。

(2) 各種計画の策定

関係市町村及び消防機関は、市町村地域防災計画及び市町村消防計画において、航空機災害に関する消火活動、救助・救急活動等に係る災害応急対策について計画を策定するものとする。

(3) 消防訓練の実施

人命救助、火災鎮圧等実践的な訓練を空港管理者と協力して行い、必要な知識、技能の習得に努める。

5 関係機関

航空機災害に関して捜索活動等を迅速・的確に実施するため、必要な資機材、車両等の整備に努めるものとする。

第2 海上災害

1 秋田地方気象台

秋田地方気象台は、船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・海霧等気象の状況、波浪等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、情報内容の改善、情報を迅速・的確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

2 東北地方整備局、海上保安部、港湾・漁港管理者

(1) 海上交通安全のための情報の充実

海図、水路書誌等水路図誌の整備、並びに水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。

(2) 船舶安全航行の確保

船舶安全航行を確保するため、小型船舶に対する通信手段の整備促進と併せ、無線局の点検・整備に努める。

(3) 船舶の安全性の確保

危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施するものとする。

(4) 船舶消防設備等の整備に関する指導

船舶火災等の発生及び拡大を防止するため、船舶の構造、設備、防火設備及び消防設備について指導・取締りを行い、海上災害の防止に努める。

(5) 海上災害予防運動の実施

全国海難防止強調運動(夏季)、あるいはその他の海難防止運動の実施に併せ、主に港内就航船舶、カーフェリー、旅客船、油槽船、貨物船、漁船等を対象として、船舶火災設備及び火気管理状況の点検指導、船舶火災予防思想の高揚と防火上の注意に関する周知徹底、危険物荷役運搬船の事故防止対策の徹底及びこれらに関する広報活動、並びに訓練等を通じ海上災害の防止に努める。

(6) 岸壁関係者等への指導

岸壁管理者、所有者及び使用者等に対して、船舶接岸中の火災を防止するため、必要な対策及び設備機材の設置又は改良の指導を行う。また、港内工事作業責任者に対して、港湾工事に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。

(7) 海上防災訓練の実施

タンカー、油槽所等の事故による火災発生等を想定した海上防災訓練を実施する。

(8) 捜索、救助・救急、消火活動体制の整備

捜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び捜索、救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。また、救助・救急活動に関し専門知識・技能を有する職員の育成に努めるものとする。

(9) 二次災害の防止活動体制の整備

海上保安部・港長は航行制限、航泊禁止等二次災害の防止に関して、必要な措置を講ずるとともに、船舶に対する周知活動の体制整備に努めるものとする。

3 消防機関

消防法の適用を受ける、ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶に対し、消防機関は海上災害の未然防止、被害の軽減を図るため必要な対策を推進する。

- (1) ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。
- (2) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。
- (3) 係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、係留、入渠、錨地等の実態把握、入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握、通報・連絡体制の確立、並びに情報収集体制の整備に努める。
- (4) 消防訓練
海上災害の特殊性を踏まえた消防訓練を、関係者と協力して実施する。

4 県・市町村

港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため、次の対策を推進する。

- (1) 港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- (2) 消火、救護、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び、危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- (3) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況の把握に努める。
- (4) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

5 警察

捜索活動を実施するための船舶、航空機などの整備に努める。

6 事業所

荷受人、荷送人等の事業者は、係留船舶等による災害発生防止のための以下の措置を講ずる。

(1) 係留船舶の火災爆発防止

ア 危険物積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指導・監督のもとに安全管理体制を整備するとともに、荷役基準を定め災害発生の防止に努める。

イ 二次災害の発生を防止するため、タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材を配備するとともに監視体制を強化し、油流出の防止に努める。

(2) 通報連絡体制の確立

災害発生時等における関係機関（海上保安部・港長、消防機関、港湾管理者）への通報連絡体制の確立を図る。

第3 鉱山災害

県内の主要非鉄金属鉱山は閉山したが、現在は製錬所の設備や石油・天然ガスの掘削機械が稼働しているほか、休廃止鉱山では坑廃水処理設備が稼働している。これらの製錬設備や掘削機械に対しては危害・鉱害防止対策が必要であるため、状況に応じた適切な助言・勧告を行うなど保全管理の徹底を図る。

第4 トンネル災害

1 施設の概況

県内には、延長2 km以上の道路トンネル、いわゆる長大トンネルが、東北縦貫自動車道坂梨トンネル、国道46号仙岩トンネル、国道108号仙秋鬼首トンネル及び秋田中央道路がある。また、他の国道・県道や鉄道線路にも多くのトンネルが建設されており、増加する交通量に伴うトンネル災害の危険性が増大している。

特に長大トンネルにおける事故・車両火災の発生は、多くの車両を巻き込む大規模災害に発展する危険性が指摘されている。

【長大トンネルの防災設備整備現況】

路線名	トンネル名	延長	防 災 設 備						
			消 火 栓		自動噴霧機		貯水槽	照明設備	待避所
			設置箇所	箇所	設置 区画	区画			
国道46号	仙岩	2,544m	50m 間隔	51	1区画 約25m	102	230m ³	NX35 (30ルックス)	3
東北縦貫 自動車道	坂梨	上り 4,254m (2,745m)	"	170	-	-	60m ³	低圧ナトリウム 35-135W 2,700 (蛍光灯123)	5
		下り 4,265m (2,764m)							
国道108号	仙秋鬼首	3,527m	"	71	-	-	60m ³	低圧ナトリウム 35-180W 589	3
秋田自動車道	山内	2,439m	"	50	-	-	60m ³	低圧ナトリウム 35-180W 770	6
秋田中央道路	秋田中央	2,015m	"	41	1区画 50m	41	535m ³	基本照明 Hf32 269 入口照明 NHT110~360 220	避難口 4箇所 非常駐 車帯 2箇所

2 対策

- (1) 道路管理者、消防機関及び県警察本部は、危険物積載車両の運行管理者及び運転者に対し、安全運転の励行を図る。
- (2) 道路管理者、消防機関及び県警察本部は有資格者の乗務、保安教育の徹底など運送事業者の自主保安体制の確立を図るほか、運送者に対する予防査察の徹底を図る。
- (3) 道路管理者は、長大トンネルに対する監視、保安体制の強化と防災施設の整備・促進を図る。
- (4) 道路管理者、消防機関及び県警察本部は、各種トンネル災害を想定した各種訓練等を実施するほか、消防機関などへの早期通報体制の確立を図る。
- (5) 道路管理者、消防機関及び県警察本部は、隣接県にまたがるトンネルにおいては、当該隣接県と緊密な連携を図り、迅速・的確な救助活動体制の整備を図る。

第5 危険物等積載運搬車両

1 現況・課題

危険物、火薬類、高圧ガス、LP ガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等積載運搬車両による陸上輸送が多く、横転・衝突事故などによる爆発・火災、また薬液等の積載危険物漏洩などによる危険性が增大している。

特に、高速道路の整備・延長に伴い、高速走行時における危険物積載車両の事故災害対策が必要である。

2 対策

- (1) 運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守についての指導の徹底を図る。
- (2) 危険物等製造事業者等に対して、関係法令に基づく安全確保の指導の徹底を図る。
- (3) 危険物等の運送事業者に対し、安全運行計画の作成、並びに運行管理の指導を徹底するとともに運転者への安全運転の励行、関係法令の遵守及び危険物等の取扱いについて指導する。
- (4) 秋田県危険物運搬車両事故防止対策協議会において、事故発生時の関係機関の連絡通報体制と危険物撤去・移送又は中和作業分担を協議するとともに、東日本高速道路株式会社、警察、消防、道路管理者等関係機関による合同訓練を行い、事故に対する課題の整理と発生時の対応に備える。
- (5) 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行の普及に努める。

第6 放射性物質災害

放射性物質の災害応急措置の実施責任者は、放射性物質について輸送の責任を有する者（以下「輸送責任者」という。）及び放射性同位元素等使用事業所の責任者（以下「事業責任者」という。）とする。

1 被害の把握

輸送責任者及び事業責任者（以下「事業責任者等」という。）は、災害発生と同時にその被害状況から、地域住民に対し危害を生ずるおそれの有無について情報把握に努める。

2 広報活動

市町村長及び事業責任者は、放射性物質による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、被害予想地区の住民に対しては広報車、防災行政無線などあらゆる通報手段を駆使し伝達する。

3 立入制限、交通規制及び警備体制

事業責任者等は、被害予想地区における立入制限措置及び交通規制措置、並びに地区の警備体制について、あらかじめ関係機関と協議し、万全を期するものとする。

なお、隣接県にまたがる広域災害が発生した場合は、当該隣接県と緊密な連携を図り、迅速・的確な警備体制の整備を図る。

放射性物質等による汚染が認められた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲食物の摂取制限など必要な措置を実施する。

4 輸送事故に対する措置

輸送責任者・輸送従事者又は事故発見者は、輸送車両の火災等に遭遇した場合には、概ね次の対応措置を実施する。

- (1) 人命救助、応急手当
- (2) 消防署及び関係機関への通報・連絡
- (3) 初期消火
- (4) 二次災害回避のための交通整理

第19節 廃棄物処理計画

実施機関

県生活環境部、市町村

第1 計画の方針

災害地域における生活ごみ等(一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみ)、し尿等(水没したくみ取り槽や浄化槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、仮設トイレからのくみ取りし尿)、がれき(損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等)、環境汚染が懸念される廃棄物(アスベスト等)及び流木等の収集・処理が迅速に行われるよう、処理体制の整備を推進する。

第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備

1 市町村の役割

- (1) 一般廃棄物処理施設や収集運搬車両駐車場の浸水対策を講じるほか、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。
- (2) 一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備及び断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- (3) 当該市町村の処理能力を超える場合や一般廃棄物処理施設が被災し、使用不能になった場合等の対策として、周辺市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- (4) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (5) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集運搬車両や機器等を常時整備し、緊急出動体制を整備する。
- (6) 災害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、生活ごみ等、し尿等及びがれきの広域的な処理計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。

2 県の役割

- (1) 廃棄物処理施設等の浸水対策に関し、必要に応じ助言・指導を行う。
- (2) 都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他支援を行う。

第20節 避難計画

実施機関	県（総務部・建設交通部）、県警察本部、市町村
------	------------------------

第1 計画の方針

大雨・洪水、豪雪などの気象に関する災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり住民の避難が必要になったとき、さらに危険物取扱施設から石油類・薬液などの流出・漏洩事故により、当該漏洩区域住民の避難が必要になったことを想定し、市町村は地域防災計画に避難情報の種類及び伝達手段、また災害の種別に応じた被災しない避難場所、避難路及び避難所を定め、これを町内会や自主防災組織において計画的に実施する研修会や防災訓練を通じ、住民への周知徹底を図るものとする。

特に、災害時要援護者に対しては、避難支援者について本人や家族の希望を尊重しながら民生委員・児童委員の協力を得て選定するほか、避難後に介護や医療が必要になる場合に備え、地域の医療機関、社会福祉施設等との連携を図り、協力体制の整備に努めるものとする。

第2 市町村の実施範囲

市町村は、地域防災計画に、第1編第3節で対象としている災害から人的被害を予防するために実施すべき、次の避難に関する対策を定めておくものとする。また、避難所に指定されている県有施設（高等学校等）や民間施設等との協力・連絡体制の確立を図るものとする。

1 避難場所の指定

第1編第3節で対象としている災害で被災しない場所を指定すること。

2 避難路の指定

第1編第3節で対象としている災害で被災しない道路を指定すること。

3 避難所（施設）の指定

第1編第3節で対象としている災害で被災しない公共施設等を指定すること。

4 避難情報の判断基準

市町村長は、発生した災害、又は発生が予測される災害の規模等をもとに、迅速で安全な住民の避難又は避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し通知をする。

(1) 避難準備情報

「避難準備情報」は、避難勧告又は避難指示の決定・通知に先立ち、災害時要援護者を安全かつ円滑に避難及び避難誘導させるために通知する。

(2) 避難勧告

「避難勧告」は、災害が発生し、かつ拡大の予想を判断したとき、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の住民や観光客等に対し、地域防災計画で指定した避難場所又は避難所（公共施設等）への避難を促すために通知する。

(3) 避難指示

「避難指示」は、被害の状況が「避難勧告」通知時より悪化したとき、又は危険が切迫しているとき、「避難勧告」より避難の拘束力が強い「避難指示」に切り替えて通知する。

(4) 避難解除

避難の必要がなくなったとき、避難の解除を通知する。

5 発表基準の設定

市町村長は、災害種別毎に避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発表基準、並びに避難行動開始基準などを設定する。

6 避難情報に付する事項

- (1) 避難の理由（災害種別・規模・二次災害のおそれ等）
- (2) 避難対象地域、又は地区の範囲
- (3) 避難開始・解除時刻
- (4) 避難誘導、避難路、避難場所、避難所（避難施設）の指定など

7 避難情報の伝達手段

市町村防災行政無線、広報車、警察、消防職員、自主防災組織や地域コミュニティー団体などの連絡責任者を定めておくなど、避難情報の伝達体制の整備に努める。

8 避難者の優先順位の設定

避難の順位は災害時要援護者を優先するが、市町村は避難者の状況を的確に判断し、緊急を要する者から順に避難するものとする。

9 災害時要援護者対策

本章第22節「災害時要援護者支援計画」参照

- (1) 災害時要援護者についても「自助」が基本となることから、地域や避難支援者、近隣の他の要援護者との関わりを積極的に持つておく必要があるため、市町村は広報等を通じたその取組の促進、啓発に努めるほか、老人クラブ活動の円滑な実施に配慮する。
- (2) 市町村は、避難支援時や避難所において援助が必要な事項をあらかじめ記載した情報（特に内部障害者や難病患者は治療や薬剤に関すること）を連絡するための連絡カードの作成を促進する。
また、災害時への備えとして非常持出品（必要な物資や予備薬品等）の準備を啓発する。
なお、災害時要援護者や避難支援者に対して、地域の防災訓練への参加による自らの避難場所、避難経路の状況把握の促進に努める。
- (3) 災害時要援護者の避難所生活を支援するため、避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、要援護者に配慮した生活用品や食料についてあらかじめ備蓄しておくことが望ましい。
この場合、秋田県災害医療救護計画、生活関連物資備蓄計画、給食・給水計画等に基づくホームヘルパーや民生委員などとの協力体制の整備に努める。
また、災害時には避難施設において避難生活を共にする住民との相互扶助の体制づくりに努める。
- (4) 社会福祉施設の管理者は、市町村及び関係機関と連携の上、災害予防や初動体制を適切に実施するため、平時から防災組織体制の整備を図るとともに、併せて町内会や自主防災組織などの地域コミュニティー団体との協力体制の整備に努める。
さらに、施設内に食料・飲料水、生活必需品、並びに常備薬等の備蓄に努める。
- (5) 社会福祉施設の管理者は、災害に備え警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の整備に努める。
- (6) 社会福祉施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動をとるための防災教育の実施、並びに施設の周辺環境や建築構造、入所者の実情に応じた防災訓練の実施に努める。

10 避難者の健康管理

市町村は、避難者又は在宅避難者の健康状態を確保するため、保健師等による避難所等の巡回健康相談等を実施するものとする。

11 女性の視点から捉えた避難者対策

市町村は、女性の視点から捉えた避難誘導、避難所の運営や必要な支援等について、市町村地域防災計画に定めるものとする。

12 避難所の開設・運営マニュアルの作成

市町村は、一般避難所及び福祉避難所の開設・運営マニュアルの早期作成・公表に努める。

また、これらマニュアルに沿った避難所の開設・運営訓練を計画的に実施するとともに、訓練の検証結果を踏まえたマニュアルの見直しに努めるものとする。

本編第2章第10節[避難対策計画]第7「避難所設置・運営マニュアル作成の推進」を参照のこと。

- (1) 一般避難所の「開設・運営マニュアル」の作成
- (2) 福祉避難所の「開設・運営マニュアル」の作成

第3 県の実施範囲

- 1 市町村地域防災計画で避難所に指定された県有施設の浸水・不燃対策等を促進する。
- 2 複数の市町村にまたがる避難については、避難所の相互利用について指導・調整をする。
- 3 県の社会福祉施設、県立学校、その他の県立施設の避難体制の点検を行う。
- 4 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の点検・指導を行う。
- 5 土砂災害危険箇所などの避難警戒基準に関する資料を関係市町村に提供する。
- 6 災害時要援護者の避難所生活を支援するため、避難所のバリアフリー化や男女のニーズの違いに配慮した対応など避難収容施設の設備改善に努めるとともに、食事及び生活関連物資の配分等については、災害時要援護者の視点に沿った対応に努める。

この場合、秋田県災害医療救護計画、生活関連物資備蓄計画、給食・給水計画等に基づくホームヘルパーや民生委員などとの協力体制の整備に努める。

また、災害時には避難施設において避難生活を共にする住民との相互扶助の体制づくりに努める。

第4 関係機関の実施範囲

1 文教関係

県及び市町村教育委員会は、学校及び幼児教育施設ごとに、建物の建設年度、構造及び規模、児童・生徒数、周辺環境、季節・災害発生予測時刻などを想定した避難計画を作成し、避難経路、避難場所、避難開始基準などを設定する。

また、文教施設との情報伝達手段の整備を促進するとともに、各施設相互間における教職員の連絡体制の整備を図る。

2 医療関係

県、市町村及び医療機関は、入院患者並びに外来患者の避難及び避難誘導、並びに他の安全な施設への入院患者の移送について地域防災計画等に定める。

3 福祉関係

県、市町村及び福祉施設の管理者は、福祉関係施設における入所者への避難情報の伝達手段・方法、職員の任務分担、避難誘導、他施設への移送、並びに介護等について地域防災計画等に定める。

第5 応急仮設住宅・公営住宅供給計画

県及び市町村は、大規模災害発生時における住民の長期避難を想定し、平時において応急仮設住宅の建築に関する連絡体制等を整備するものとする。

- 1 応急仮設住宅の建設可能用地及び建築棟数
- 2 建設に必要な資機材の調達先・供給体制
- 3 入居の選考基準・手続き等
- 4 公営住宅の空き家の把握

第21節 医療計画

実施機関	秋田県医師会、秋田県歯科医師会、医療機関 県健康福祉部、県警察本部、市町村、消防機関
-------------	---

第1 計画の方針

大規模災害時における医療救護体制として、災害医療の拠点となる医療機関等の配置及び医療救護班の派遣体制の確立、患者搬送体制や患者収容力の確保に加え、医薬品や医療機材の備蓄システムの構築等災害医療救護に係る総合的体制整備を推進するとともに、平時における救急医療体制の整備や高度化を推進する。

また、こうした体制を支えるため「災害・救急医療情報システム」を整備し、広域災害における救急・医療体制の整備及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実・活用推進など相互支援体制の充実を図るとともに、平時から応急処置等の災害医療技術の習得・訓練や災害医療に関する調査・研修の促進など災害医療に従事するマンパワーの確保に努める。

第2 基本的な考え方

- 1 二次医療圏を基本的単位として、全県的な相互支援による災害医療体制の整備を図る。
- 2 県、医療関係団体、警察、消防機関等から構成する「救急・災害医療検討委員会」及び各地域に「保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会」を設置し、災害医療対策の強化を図る。
- 3 医療救護班の派遣、救命救急医療の提供、緊急医薬品や医療機材の備蓄など災害医療の中核的役割を果たす「災害拠点病院」である「基幹災害医療センター」及び「地域災害医療センター」と、災害初動時における医療需要の早期把握に当たる「災害先遣病院」を配置する。
- 4 医療救護に対する後方支援機能を果たす「災害支援病院」を配置し、専門的・高度な救命救急医療の提供、重症患者の収容等を行う。
 なお、一般医療機関は「災害協力医療機関」として、被災地の医療救護に協力する。
- 5 災害時の医療情報等に関する情報ネットワークの構築により「災害・救急医療情報システム」を整備し、平時には「救急医療情報システム」として機能させる。
- 6 災害時に必要な医薬品等は、「災害拠点病院」による「常用備蓄」と薬局及び卸売業者等による「流通備蓄」体制を整備し、後方供給体制の確立に努める。
- 7 住民への応急処置等の啓発、訓練及び災害医療従事者の研修体制の整備を図り、災害医療に関する調査や研究を促進する。
- 8 市町村には、県の災害医療救護計画に整合する「市町村災害医療救護計画」（仮称）の策定を指導する。
- 9 救助・救急関係機関は当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに必要に応じて情報交換を行うよう努める。

第3 災害医療計画の推進

救急・災害医療検討委員会	
設置目的	「災害医療救護計画」の推進と全県の視野での救急・災害医療対策の強化を図る。
構成機関	1 秋田県医師会 2 秋田県歯科医師会 3 秋田県薬剤師会 4 秋田県看護協会 5 秋田大学医学部附属病院 6 秋田赤十字病院 7 秋田県市長会 8 秋田県町村会 9 秋田県厚生農業協同組合連合会 10 秋田県消防長会 11 秋田県警察本部 12 秋田県立脳血管研究センター 13 秋田県
役割	1 「災害医療救護計画」の推進及び在り方を検討する。 2 「保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会」の意見等を集約する。 3 その他救急・災害医療に関する必要事項を検討する。

保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会	
設置目的	地域における災害医療対策の強化を図るとともに、平時から救急医療機関と救急搬送機関との連携強化のための恒常的な協議の場とする。
構成機関	1 保健所 2 郡市医師会 3 災害拠点病院 4 地域歯科医師会 5 地域薬剤師会 6 地域看護団体 7 市町村 8 消防機関 9 警察等及び住民の代表者 から構成する「保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会」を二次医療圏ごとに設置する。
役割	1 「災害医療救護計画」の周知徹底を図る。 2 地域の災害医療体制（医療救護班の編成、医薬品等の備蓄、搬送体制の整備状況の確認等）を検討する。 3 「災害・救急医療情報システム」体制の確立を図る。 4 地域の防災訓練（災害医療に関する）の実施方法を検討する。 5 地域の災害医療従事者に関する研修計画等を検討する。 6 地域住民への応急処置等の啓蒙及び講習方法を検討する。 7 地域の救急医療機関と救急搬送機関の連絡協調体制の確立を図る。 8 地域の災害医療関係者の連絡協調体制の確立を図る。 9 原則として、年1回以上開催する。

第4 災害医療機関の配置

基幹災害医療センター【秋田大学医学部附属病院】

- 1 「秋田大学医学部附属病院」は「基幹災害医療センター」に位置付け、重症患者への救命救急医療の提供、患者の収容に努めるとともに、災害規模によっては、「災害医療対策本部」の要請に基づき、複数の医療救護班の派遣を行う。
- 2 「基幹災害医療センター」には、災害による障害の予防、控減症候群など災害に特徴的な疾患の診断と治療、長期の避難所生活における慢性疾患対策、メンタルヘルスケア等に関する研究等の推進を期待する。
- 3 「基幹災害医療センター」は、災害時の医療関係者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病等の治療技術等に関する研修や訓練の実施について、中核的役割を果たす。

地域災害医療センター

- 1 市町村での対応を超える広域災害に対処するため、被災地への医療救護班の派遣、救命救急医療の提供、緊急医薬品及び医療機材の備蓄など災害医療救護の中核的な役割を担う「地域災害医療センター」を二次医療圏ごとに県が指定して配置する。
- 2 「地域災害医療センター」は、医療救護班の人員確保、救命救急医療体制の強化、患者収容スペースの確保に努めるとともに、緊急医薬品等の常用備蓄、貯水槽、自家発電装置等の確保整備、耐震性能の強化等を図る。

【地域災害医療センターの指定状況】

地域区分	二次医療圏	地域災害医療センター
県北	大館・鹿角医療圏	かづの厚生病院
		大館市立総合病院
	北秋田医療圏	北秋田市民病院
中央	能代・山本医療圏	山本組合総合病院
	秋田周辺医療圏	秋田赤十字病院
		秋田組合総合病院
県南	大仙・仙北医療圏	由利組合総合病院
		仙北組合総合病院
	横手医療圏	市立角館総合病院
	湯沢・雄勝医療圏	平鹿総合病院 雄勝中央病院
計	8	11

- 3 平時における地域災害医療センターの役割
 - (1) 「災害拠点病院防災行動マニュアル」を策定する。
 - (2) 医療救護班の編成を行う。
 - (3) 医療従事者の訓練等の実施について配慮する。
 - (4) 緊急医薬品（医療救護班用）及び救命救急医療用医薬品について、常用備蓄体制により備蓄する。
 - (5) 「災害・救急医療情報システム」の中で、保健所、市町村及び消防本部と各種防災・医療情報の共有を図る。
 - (6) 「災害・救急医療情報システム」の中で、救急応需情報の提供を行うとともに、必要に応じ、消防機関に対し医学的指示・指導を行う。

災害先遣病院と災害支援病院

災害先遣病院	秋田赤十字病院
	秋田県立脳血管研究センター
災害支援病院	秋田赤十字病院救命救急センター
	秋田県成人病医療センター

- 1 秋田赤十字病院及び県立脳血管研究センターは「災害先遣病院」に位置付ける。
- 2 震度5弱以上の地震発生時等には、即時に被災地へ「先遣救護班」を派遣し、被災地で初動医療救護に従事するとともに、被災規模、応援要請に関する被災地初期情報を「災害医療対策本部」に提供する。(本編第2章第18節参照)
- 3 県立脳血管研究センターは、脳血管系疾患等の重症患者への救命救急医療の提供、患者の収容に努める。
- 4 秋田赤十字病院救命救急センター及び秋田県成人病医療センターの三次救急医療を受け持つ病院は「災害支援病院」に位置付け、それぞれ外傷及び心疾患の重症患者への救命救急医療の提供、患者の収容に努める。

災害協力医療機関と郡市医師会・郡市歯科医師会

- 1 災害拠点病院等以外の医療機関は「災害協力医療機関」として、被災地域内の医療救護に当たるとともに、県の災害医療救護活動の実施に必要な協力をする。
- 2 平時における「災害協力医療機関」の役割
 - (1) 「病院防災行動マニュアル」を策定する。
 - (2) 「災害・救急医療情報システム」に医療情報等の提供を行うとともに、各種医療情報の活用を図る。
- 3 郡市医師会・郡市歯科医師会は、県医師会・県歯科医師会を通じた医療従事者の派遣要請又は被災市町村からの協力要請に応えるため、平時から医療救護班の編成、会員間の連絡体制の確立に努めるとともに、県の災害医療救護活動の実施に必要な協力をする。

第5 災害・救急医療情報システム

各種防災・災害医療情報の収集・提供並びに平時の救急医療の高度化を図るため、情報ネットワークによる「災害・救急医療情報システム」を整備している。

1 災害・救急医療情報ネットワーク

(1) 医療機関、郡市医師会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県厚生連等の関係団体及び保健所、消防機関等に端末装置を配置してインターネット等で接続された情報ネットワークを構築し、各種防災・医療情報及び救急医療情報に関する「災害・救急医療情報システム」を整備している。

また、「災害拠点病院」の医療救護班には、衛星通信装置を配備した。

(2) 「災害・救急医療情報センター」を設置し、全県的な防災・医療情報の収集・提供の一元化を図っている。

(3) 情報通信手段は、原則としてインターネット回線によるが、携帯電話回線又は衛星通信装置による回線をフェイル・セーフ機構として装備している。

2 災害・救急医療情報システム

「災害・救急医療情報センター」に集積される各種防災・医療情報については、各関係機関との間で共有し、災害・救急医療情報のバックアップ機構として確保している。

また、全国都道府県や国の機関等との「広域災害・救急医療情報ネットワーク」に加入し、災害医療情報の全国的バックアップ体制を確立し、災害時に全国都道府県や国の機関等に対する支援要請の連絡体制を確保している。

防災・医療情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護所等の配置状況、搬送体制等の市町村防災情報 2 「災害拠点病院」の医療救護班の編成内容 3 「常用備蓄」及び「流通備蓄」に係る医薬品等の備蓄情報 4 県内外の医療ボランティアの登録情報 5 高額医療機器、重度医療機材等の保有状況に関する情報 6 現有医療機関に関する各種医療情報
救急医療情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急告示医療機関等の空床状況、対応可能な診療科目、手術の可否等救急医療応需情報 2 救急搬送を要しない救急患者への救急医療機関の紹介 3 かかりつけ医をはじめ、一次から三次医療機関の案内等県民への医療情報の提供 4 各医療機関等の在庫血液情報の提供 5 在宅医療及び周産期医療等の各種医療応需情報

第6 備蓄体制の整備

1 常用備蓄と流通備蓄

- (1) 医療救護班が使用する緊急医薬品等及び搬送重症患者への救命救急医療に必要な医薬品等については、「災害拠点病院」において、平時に病院業務の中で可能な限り使用しながら要備蓄量を管理・確保する形態での備蓄（「常用備蓄」という。）を行う。
- (2) 初動時に必要となる「緊急医薬品」について一定量の医薬品を備蓄する。
- (3) 災害の初動時以降に必要な災害用医薬品及び医療機器（「災害医薬品等」という。）については、薬剤師会又は医薬品等卸売業者等（「流通備蓄主体」という。）の協力を得て、平時に薬局等業務の中で販売・使用している医薬品等の在庫量を情報管理するとともに、秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会の協力を得て、医薬品等卸売業者の通常の備蓄に一定量を上乘せし、過剰在庫として備蓄（「流通備蓄」という。）するものとする。
- (4) 平時における「流通備蓄主体」の役割
 - ① 県と「災害時の医薬品等供給協定（仮称）」を締結する。
 - ② 「流通備蓄」による災害医薬品等の管理・確保に努める。
 - ③ 「災害・救急医療情報システム」へ物品管理状況の情報提供を行う。
- (5) 化学薬品工場などでの災害（以下「特殊災害」という。）に伴って発生するおそれのある疾病の治療に必要な希用医薬品についての備蓄を図る。
- (6) 災害時に緊急に必要な応急ベット等の医療機材については、「災害拠点病院」及び二次医療圏ごとに一定数を備蓄するものとし、災害発生時には災害規模に応じて、救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に供給する。

2 後方供給体制

- (1) 災害発生後に県外から支援供給される医薬品等（以下「支援医薬品等」という。）の受け入れ体制として、平時から二次医療圏ごとに「支援医薬品等」の集積予定場所（以下「支援医薬品集積センター」という。）を複数選定しておく。

なお、「災害・救急医療情報システム」にその情報を確保する。
- (2) 薬剤師会の協力を得て「支援医薬品等」の仕分け等に携わる要員及び搬送車両の確保に努める。
- (3) 災害時には「災害・医療情報システム」に「支援医薬品等」の物品管理状況の情報提供を行う。

3 血液製剤の供給体制

- (1) 県赤十字血液センター及び輸血用血液製剤を常時保有する医療機関は、平時から「災害・救急医療情報システム」に在庫血液量についての情報提供を行う。
- (2) 献血者登録制度の充実を図って、災害時の輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、血液検査体制の充実を努める。

第7 搬送体制の整備

搬送システム	緊急通行車両の登録	医療機関等が保有する車両等の中で災害時に「緊急通行車両」として使用される可能性があるものは、あらかじめ「緊急通行車両登録」の事前届け出をする。
	緊急ヘリポート用地の選定・整備	ヘリコプターの活用にあたっては平時から「基幹災害医療センター」、「地域災害医療センター」、「災害支援病院」及び「災害先遣病院」敷地内に臨時ヘリポートの整備を検討するほか、おおむね市町村区域内に緊急ヘリポート用地の選定又は整備に努める。
トリアージ (患者選別)	トリアージ補助班の編成	<ol style="list-style-type: none"> 被災患者のトリアージ（患者選別）実施に向けては、救急救命士をはじめとする「トリアージ補助班」を編成し、災害発生時には医療救護班の医師からの指示及び確認を得ながら、被災患者のトリアージを実施する。 医療救護班は、重症患者の「災害支援病院」等への搬送指示にあたっては、「地域災害医療対策本部」及び「災害支援病院」等との連絡体制を確保する。
死体検案	検案医師班の派遣 (看護師・歯科衛生士)	<ol style="list-style-type: none"> 災害発生時には、被災市町村又は「地域災害医療対策本部」の要請により、被災時の死体検案のために「検案医師班」を派遣するものとする。 「検案医師班」は、県医師会及び県歯科医師会等の協力を得て、警察医・警察歯科医を主体に看護師及び歯科衛生士で構成する。
	遺体の搬送・火葬	多数の犠牲者が発生した場合は、自衛隊等への協力要請などにより、円滑な遺体の搬送体制を整えるとともに、近隣県に火葬受け入れ等を要請するものとする。

第8 災害医療に関する調査・研修

災害疾患対策	<ol style="list-style-type: none"> 「基幹災害医療センター」、「地域災害医療センター」、「災害支援病院」、及び「災害先遣病院」は、災害時の救急患者に迅速かつ適切な医療を確保するため、あらかじめ災害による障害の予防、控減症候群など災害に特徴的な疾患の診断と治療技術等に関する研修や訓練を実施し、災害医療の専門性を養う。 「基幹災害医療センター」、「地域災害医療センター」、「災害支援病院」、及び「災害先遣病院」は、災害時における救急患者の受け入れを確実にするため、あらかじめ建物の耐震性、医療機器等の被害予測調査等を実施するとともに、耐震性を考慮した医療機器等の配置に努める。 また、電気、ガス、水道等のライフラインの被災に伴う代替設備の確保及び備蓄の現状等について、あらかじめ調査を実施する。
研修・訓練体制	<ol style="list-style-type: none"> 限られた医療資源を効率的に活用するため、災害時の医療関係者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病等の治療技術等についての研修や訓練の実施を促進する。 救急蘇生法、災害時のトリアージの意義、災害時の救急搬送システム等について住民への普及啓発を図るため、「地域救急・災害医療協議会」や「災害拠点病院」の協力を得て、講習会等の実施を推進する。 災害時、同時に多数生ずる犠牲者及び身元不明者に係る死体検案及び身元確認を迅速かつ効率的に行うため、死体検案等に従事する関係者に対する死体検案技術及び身元確認技法の研修や訓練の実施を促進する。

第9 市町村の役割

市町村は、「災害医療救護計画」と整合する「市町村災害医療救護計画」(仮称)を策定し、これを市町村防災計画に定めるものとする。また、災害発生時には「市町村災害医療救護計画」(仮称)に基づき、迅速かつ的確な医療救護活動の実施に努める。

なお、平時においては以下の事項の実施に努めるものとする。

- 1 「災害医療救護計画」と整合する「市町村医療救護計画」(仮称)を策定する。
- 2 「市町村医療救護計画」(仮称)では、避難所の配置と併せ救護所の適切な配置計画を策定する。
- 3 救護所への患者搬送体制、情報連絡体制の確保、救護所への医療機材、水、非常用電源の供給等について具体的な行動マニュアルを策定する。
- 4 市町村内の医療救護の活動拠点となる「災害医療施設」を確保する。
- 5 「災害医療施設」に必要な医薬品・医療機材の備蓄及び水非常用電源の確保等に関する支援体制を構築する。
- 6 福祉施設の居住者等災害弱者に関する情報把握に努める。
- 7 「災害・救急医療情報システム」へ防災・医療情報の提供を行う。
- 8 地域医師会・地域歯科医師会と医療協力協定を締結する。
- 9 近隣市町村と災害時の相互支援協定を締結する。

第22節 災害時要援護者支援計画

実施機関	県（総務部、企画振興部、健康福祉部、産業労働部） 市町村、関係機関
-------------	--

第1 計画の方針

災害発生時には、自らの行動が制約される「災害時要援護者」の安全や心身の健康状態に対する特段の配慮が極めて重要である。

このため、市町村は避難準備情報を通知した時点から避難及び避難誘導、また、その後の避難所生活に至るまでの各段階において、時間の経過と想定される避難所の状況等に応じたきめ細やかな支援策を定めるとともに、これを実施するため関係機関との緊密な連携を図る必要がある。

また、市町村は県と協力し、本節第3に述べる内容に主眼を置いた「災害時要援護者避難支援計画」の作成において、具体的な避難誘導、避難所の開設・運営、保健福祉サービスなどについて定める必要がある。

さらに市町村は、この計画の実効性について計画的な訓練の実施と検証を重ねることが必要であるとともに、県は、市町村が定める災害時要援護者対策、並びに計画等について多面的な視点で積極的な助言・支援を行うことが重要である。

第2 災害時要援護者の実態把握

災害時要援護者の実態を把握するためには、名簿の作成が一般的であるが、これは災害時要援護者の個人情報に関することであり、作成に当たっては本人及び家族の同意が必要であり、また、使用に当たっては本人又は家族の承諾と情報の守秘義務が市町村に課せられる。

第3 災害時要援護者避難支援計画の作成

市町村は、災害時要援護者の支援業務を的確に行うため、県、医療機関、社会福祉施設などと協力し、「災害時要援護者避難支援プラン」の策定に努めること。

1 災害時要援護者避難支援プランの基本的な考え方

- (1) 災害時要援護者に対する避難支援は、基本となる「自助（自ら身を守ること）」が身体的特性等から困難である場合が想定されるため、「共助（自治会、自主防災組織、近隣住民等地域による支援活動）」が特に重要となること。
- (2) 市町村は災害時要援護者への支援対策と対応した避難準備情報（災害時要援護者を対象とした避難）を通知する。

避難準備情報は、災害時要援護者及び避難支援者に対し、迅速で確実に伝達されることが重要であり、これを伝達するための情報システムの整備が不可欠であること。

- (3) 市町村は、災害時要援護者の住居、情報の伝達手段、必要な支援内容を平時から収集し、福祉関係部局と防災関係部局が連携し情報の共有に努めるとともに、民間団体、福祉団体、地域団体等の関係機関とも共有し、災害時に活用できるようにすることが必要であること。

さらに、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別計画を策定しておくことが必要であること。

なお、各市町村における個人情報の取扱いについては、各市町村の個人情報保護条例に基づいて、適切に収集、管理、利用及び提供を行う必要があること。

- (4) 災害時要援護者避難支援プランの作成は、地域性を配慮のうえ定めること。（国のガイドラインによる骨子は、次のとおり。）

2 災害時要援護者の避難支援プランの骨子

1 情報伝達体制の整備

- (1) 災害時要援護者支援班の設置
 - ・ 災害時要援護者の避難支援業務の的確な実施
 - ・ 福祉関係者に対する定期的な防災研修の実施
- (2) 避難準備情報の発令・伝達
 - ・ 風水害時等における避難準備情報の判断基準の設定
 - ・ 専用通信手段の構築、インターネット（電子メール等）、災害用伝言ダイヤルの活用

2 災害時要援護者情報の共有

- (1) 災害時要援護者情報の収集・共有方式
 - ・ 平時における災害時要援護者情報（個々の支援内容等）の収集・共有・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の遵守
- (2) 災害時要援護者情報の収集・共有へ向けた取組の進め方
 - ・ 対象者の範囲の明確化、避難行動の優先順位の設定

3 災害時要援護者の避難支援計画の具体化

- (1) 避難支援プラン策定の進め方
 - ・ 市町村の災害時要援護者支援に関する全体的な考え方、個別計画（一人ひとりに対する名簿・台帳）の作成
 - ・ 自助、地域の共助の順で避難支援者を定め、地域防災力を向上
- (2) 避難支援プランの策定を通じた地域防災力の強化
 - ・ 市町村、消防団及び自主防災組織等の地域における各種活動を通じた人とのつながりを深め、災害時要援護者が自ら地域にとけ込める環境整備

4 避難所における支援

- (1) 避難所における災害時要援護者用窓口の設置
 - ・ 各避難所内に災害時要援護者用の窓口を設置し、相談対応（保健・福祉関係者、地域福祉関係者：民生委員など）、情報伝達、支援物資の提供等の実施
 - ・ 窓口に女性を配置（女性や乳幼児の要望把握）
 - ・ 平時からの関係者に対する訓練・研修の実施
 - ・ 介助者の有無や高齢者、障害者の種類・程度等に応じた優先順位を付した対応
- (2) 福祉避難所の設置・活用の促進
 - ・ 災害時要援護者のため、特別に配慮がなされた避難所であること。（災害救助法適用時における福祉避難所の設置を参考）
 - ・ バリアフリー化している施設の選択、又は生活相談職員等の確保が比較的容易な老人福祉センターや特別支援学校等の既存施設の活用
 - ・ 施設がない場合、又は不足する場合は、公的宿泊施設、民間宿泊施設（ホテル・温泉等）の借上げ
 - ・ 県による福祉避難所に適した施設の確保支援

5 関係機関等との連携

(1) 災害時における福祉サービスの継続（BCP）

- ・ 福祉関係部局及び防災関係部局における福祉サービス提供者との緊密な連携と支援体制の整備
- ・ 市町村防災計画等において災害時における福祉サービスの継続の重要性の位置付けの明確化、福祉サービスの継続に必要な体制の確立
- ・ 被災市町村における災害発生後の速やかな介護認定審査会の開催、新規認定や要介護度の変更を始めとした介護保険制度関係業務の継続

(2) 保健師、看護師等の広域的な支援

- ・ 被災市町村、避難所への県関係職員の出遣・巡回結果を踏まえた保健師、看護師等の広域的な応援・調整

(3) 災害時要援護者支援連絡会議（仮称）を通じた緊密な連携の構築

- ・ 災害時要援護者支援連絡会議（仮称）を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的物的資源の状況、避難所等における災害時要援護者の要求把握・情報共有
- ・ 連絡会議等を通じ、市町村の災害時要援護者支援班、関係機関等、ボランティアセンター等での情報共有や支援活動の連携

【参考資料】

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（災害時要援護者の避難対策に関する検討会、平成18年3月）

第4 外国人、旅行者等の安全確保対策

県、市町村及び関係機関は、県内に居住又は来訪する外国人、並びに旅行者への被害を最小限にとどめるための防災環境づくりに努めるものとする。

1 防災教育・広報

市町村は国際交流関係機関と協力し、避難所及び避難路の標識に外国語を付記するよう努める。

また、県内で発生が予測される災害、防災に関する基礎知識、災害種別に対応した避難路、避難場所を記載した地図を、インターネットやパンフレットなどで広報する。

2 地域における救援体制

市町村は、国際交流関係機関、観光施設管理者及び自主防災組織等の地域コミュニティ団体と協力し、外国人及び旅行者の安全確保、救援活動の支援体制の整備に努める。

3 県の指導

県は、外国人及び旅行者等に係る安全確保対策について、市町村並びに関係機関を指導するとともに、その実態を常に把握しその対策の推進を支援する。

第23節 災害ボランティア活動支援計画

実施機関	社会福祉協議会、日赤秋田県支部、 県各部署、市町村、関係機関
-------------	---

第1 計画の方針

災害発生時には、県、市町村等の行政機関はもとより、自主防災組織など地域コミュニティー団体の協力が不可欠である。また、避難所における避難者の生活支援、さらには災害時要援護者や被災者個人の生活の維持、並びに被災者の生活再建のために、ボランティア組織や個人のボランティア活動に依拠するところが大きい。

このため、県、市町村及び関係機関は、災害時においてボランティア活動が効果的に行うことができるための体制づくりなど環境整備に努めるものとする。

第2 災害ボランティアの活動分野

専門ボランティア	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救援（初期消火、救助、応急手当及びその他支援） 2 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） 3 福祉（手話通訳、介護等） 4 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） 5 建築物危険度判定（応急危険度判定士） 6 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士） 7 通訳 8 特殊車両の操作（大型重機） 9 ボランティアコーディネーター 10 その他輸送や無線通信などの専門技術・知識を要する活動
一般ボランティア	<ol style="list-style-type: none"> 1 炊き出し、給食の配食 2 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達 3 清掃及び防疫の補助 4 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送 5 応急復旧現場における危険を伴わない作業 6 避難所における被災者に対する介護、看護の補助 7 献血、募金活動 8 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助 9 その他被災者の生活支援に関する活動

第3 災害ボランティア活動への支援

1 災害ボランティア連絡会議の開催

災害発生時の被災者支援を充実させるためには、行政からボランティアへの積極的かつ適切な情報提供が不可欠である。

また、ボランティア活動における自主性、自発性の精神を十分に理解・尊重し、行政として支援体制を構築することが必要である。

このため、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部及びその他のボランティア関係団体を構成員とする連絡会議を開催し、平時から相互理解を深め、災害時においてボランティア活動がより円滑に展開できる連携協力体制づくりに努める。

2 災害ボランティア活動支援指針の策定

県と関係団体は、大規模災害発生後において、県内外から集まる災害ボランティアを混乱なく被災地に受け入れるとともに、効果的な活動が行われるための支援を含む事項を定めた「災害ボランティア活動支援指針」を策定している。

3 災害ボランティア活動の環境整備

活動支援拠点	<p>県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、次の事項を定めておくものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県域及び市町村域ごとのボランティア受付 2 ボランティアの要請把握と振り分けなど 3 災害ボランティア活動の支援を行う拠点場所
活動拠点の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊及び休憩などの場となるボランティアの活動拠点は、原則としてボランティアを受け入れる市町村が用意する。 2 県は、被害が甚大で被災市町村が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は広域の活動拠点の設置が必要な場合、関係市町村等と協議のうえ活動拠点となる県有施設の提供に努める。
災害ボランティア活動の環境整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 県及び市町村は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、活動資機材の整備に努める。 2 広報誌やインターネットなどを活用し、災害ボランティア活動の普及啓発を図るほか、活動マニュアルの作成や災害ボランティアの防災訓練等を働きかけることにより、平時の体制整備に努める。

第24節 企業防災促進計画

実施機関	県(総務部・産業労働部)、市町村、関係機関
------	-----------------------

第1 計画の方針

災害時における企業活動の停止は社会に与える影響は大きく、このため各企業は災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に被災前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性に対する認識が必要であり、本節では企業の災害時における防災対策を推進する上での必要事項を定める。

第2 基本的な考え方

1 被害想定

事業継続計画は、事業の中断の原因となるリスクを問わず重要業務を継続していく、という目的意識をもっての策定が重要であり、企業がどのようなリスクを選ぶかは、企業自らの判断に委ねられることとみられ、例えば次のような災害が考えられる。しかし、自らの事業において何ら手の打ちようのない極端に大きな被害は除外して考えることも必要である。

(1) 自然災害によるリスク

地震・津波などの地殻変動によるもの。

台風・大雨などの気象災害によるもの。

(2) 人為的な災害によるもの

事故、火災、暴動などによるもの

(3) 感染症などの疾病によるもの

2 事業継続と共に求められるもの

災害時に企業が考慮すべき重要事項としては、次の3点があるが、これらは我が国において行われてきた災害対応の基本的要求事項といえる。これらは重複する部分も大きいのも事実であり、一方、事業継続のみを極端に優先する考えは理解できない可能性が高い。実際に、どれをどの程度優先させるかは個々の企業の判断に委ねられ、その責任を負うことになる。

(1) 生命の安全確保と安否確認

第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。

(2) 二次災害の防止

製造業などにおける火災の防止、建築物・構造物周辺への倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組が必要である。

(3) 地域との協調・地域貢献

災害が発生した場合には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の早期復旧を目指すことが望まれる。

また、企業がその特色を生かして地元地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場合は、平時から地元地方公共団体との合意・協定の締結が社会的にも望まれる。

企業の社会貢献には以下の項目が考えられるが、企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

- ・ 援助金の提供
- ・ 避難者への自社の敷地や建物の一部開放
- ・ 保有する水・食料等の物資の提供
- ・ 地元地域の災害救援事業を支援するために必要とされる技術者の派遣
- ・ 社員のボランティア活動への参加

第3 事業継続計画の策定

経営者は、企業の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに必ず復旧させるための事業継続計画の策定が重要である。

具体的な対応の策定は、重要な要素をいかに防御するか、又は重要な要素が万一被災した場合にどのような対応をするかの二つの観点から実施することが必要であり、策定に当たっては、以下の項目が特に重要である。

- 1 指揮命令系統の明確化
- 2 本社等重要拠点の機能の確保
- 3 対外的な情報発信及び情報共有
- 4 情報システムのバックアップ
- 5 製品・サービスの供給

第4 教育・訓練の実施

作成した事業継続計画は検証が必要であり、行政機関と連携した次の訓練を継続的に実施し、提起された課題を検討・整理の上、これを事業継続計画に反映させる。

- 1 基礎知識を与えるための教育
- 2 幹部社員を対象とした机上訓練・意志決定のための訓練
- 3 避難訓練
- 4 消防訓練
- 5 バックアップシステムの稼働訓練
- 6 対策本部設営訓練など

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

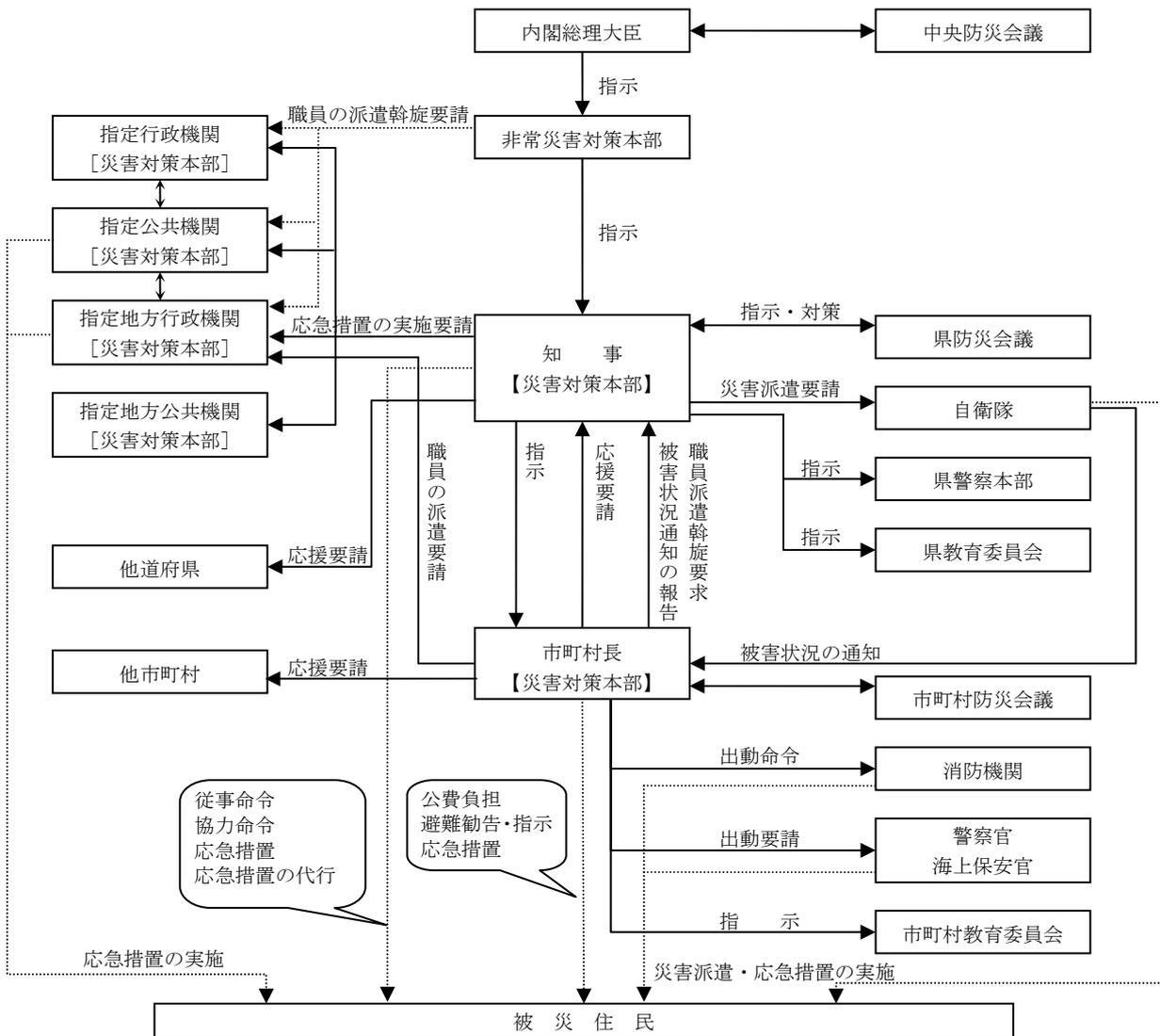
実施機関	各機関
------	-----

第1 計画の方針

県の地域に台風や豪雨などによる気象災害が発生したとき、又は発生のおそれがある場合、さらに航空機や鉄道などの事故災害が発生した場合、知事は、法令及び本計画で定める指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災関係機関と協力し、被害の拡大防止と被災者の救助・救急活動、並びに災害応急対策を実施する。

また、区域内の市町村及びその他の防災関係機関が処理する災害応急対策への支援と併せ、これら機関との総合調整を行うものとする。

第2 防災活動体制



第3 災害対策本部等の設置基準

【県本庁】

名 称	秋田県災害対策本部 (災害対策基本法第23条に基づくもの)		
設 置 権 者	知 事		
設 置 基 準	1 災害救助法の適用が必要となる災害が発生した場合 2 住民の生命・身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、知事の指示があった場合		
主 要 業 務	1 災害情報の収集 2 被災の概況報告、資料の作成 3 指示事項の伝達 4 防災会議との連絡 5 防災関係機関等との連絡調整 6 災害の予防及び災害応急復旧対策の実施		
本 部 構 成 員	本 部 長	知 事	
	副 本 部 長	副知事、危機管理監	
	本 部 員	各部局長 教育長 警察本部長	
	事 務 局 員	第3動員のうちから指定されている者	
設 置 場 所	県庁第二庁舎 (4階)	災害対策本部室 … 災害対策本部事務局	
		災害対策本部長室 … 災害対策本部会議の開催	
電 話 ・ F A X	一 般 公 衆	TEL 018-860-4500 (代表)	FAX 018-860-4520
	衛 星	TEL 100-580	FAX 100-590

【県本庁】

名 称	秋田県災害対策部			
設 置 権 者	危機管理監			
設 置 基 準	1 相当規模の災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、危機管理監の指示があった場合 2 災害対策本部を設置した市町村があり、危機管理監が必要と認めた場合			
主 要 業 務	1 災害情報の収集 2 被災の概況報告、資料の作成 3 指示事項の伝達 4 防災会議との連絡 5 防災関係機関等との連絡調整 6 災害の予防及び災害応急復旧対策の実施			
対策部構成員	部 長	危機管理監		
	部 長 補 佐	総合防災課長		
	部 員	次の各課長等		
		総 務 部	総務課、秘書課、人事課、財政課、税務課、広報広聴課、総合防災課、消防学校	
		企画振興部	総合政策課、地域活力創造課、学術国際局学術振興課、学術国際局国際課	
		健康福祉部	福祉政策課、医務薬事課	
		生活環境部	県民文化政策課、環境管理課	
		農林水産部	農林政策課、水田総合利用課、農畜産振興課、林業木材産業課	
		産業労働部	産業政策課、資源エネルギー産業課、公営企業課	
		建設交通部	建設交通政策課、下水道課、道路課、河川砂防課、港湾空港課	
出 納 局		会計課、財産活用課		
教 育 庁		総務課		
警 察 本 部	警備第二課			
事 務 局 員	第2動員のうちから指定されている者			
設 置 場 所	県庁第二庁舎 (4階)	災害対策本部室 … 災害対策部事務局		
		災害対策本部長室 … 災害対策部会議の開催		
電 話 ・ F A X	一 般 公 衆	TEL 018-860-4500 (代表)	FAX 018-860-4520	
	衛 星	TEL 100-500	FAX 100-590	

【県本庁】

名 称	秋田県災害警戒部			
設 置 権 者	総合防災課長			
設 置 基 準	大雨・洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表された場合などにおいて、防災対策上、総合防災課長が必要と認めた場合			
主 要 業 務	1 気象に関する警報等の受理・伝達 2 災害情報の収集、被災概況報告資料の作成 3 防災関係機関等との連絡調整			
警戒部構成員	部 長	総合防災課長		
	副 部 長	総合防災課防災監、政策監		
	部 員	次の各課指定職員		
		総 務 部	総務課、総合防災課	
		企画振興部	総合政策課、地域活力創造課、学術国際局国際課	
		健康福祉部	福祉政策課	
		生活環境部	県民文化政策課、環境管理課	
		農林水産部	農林政策課、林業木材産業課	
		産業労働部	産業政策課、公営企業課	
		建設交通部	建設交通政策課、下水道課、河川砂防課、港湾空港課	
出 納 局		会計課		
教 育 庁	総務課			
事 務 局 員	第1動員のうちから指定されている者			
設 置 場 所	県庁第二庁舎	災害対策本部室 … 災害警戒部事務局		
	(4階)	災害対策本部長室 … 災害警戒部会議の開催		
電 話 ・ F A X	一 般 公 衆	TEL 018-860-4500 (代表)	FAX 018-860-4520	
	衛 星	TEL 100-500	FAX 100-590	

【県本庁】

名 称	秋田県災害連絡室		
設 置 権 者	総合防災課長		
設 置 基 準	1 県内に、大雨・洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、被害発生のおそれがある場合 2 県内に「土砂災害警戒情報」が発表された場合 3 北海道・東北8道県（本県を除く）などで気象等に関する大規模災害等が発生し、被災都道府県、国及び関係機関等との連絡体制の確保が必要な場合		
主 要 業 務	1 気象に関する警報等の受理・伝達 2 災害情報の収集、被災概況報告資料の作成 3 防災関係機関等との連絡調整		
連絡室構成員	室長 … 総合防災課長、室員 … 総合防災課職員		
設 置 場 所	県庁第二庁舎	総合防災課	
	(4階)		
電 話 ・ F A X	一 般 公 衆	TEL 018-860-4563	FAX 018-824-1190
	衛 星	TEL 100-507	FAX 100-590

【地域振興局】

名 称	秋田県〇〇地域災害対策部	
設 置 権 者	地域振興局長	
設 置 基 準	1 即時自動設置 本庁に災害対策本部が設置された場合 2 本庁に災害対策部が設置され、かつ管内に災害対策本部を設置した市町村がある場合 3 管内に相当規模の災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、その対策上地域振興局長が必要と認めた場合	
主 要 業 務	1 管内の災害状況の把握・報告書作成 2 指示事項の伝達 3 市町村及び防災関係機関等との連絡・調整 4 応援要請等についての意見具申 5 災害の予防及び災害応急復旧対策の実施 6 各種相談業務の実施	
対策部構成員	対 策 部 長	地域振興局長
	副 部 長	総務企画部長
	部 員	県税部長（北秋田・秋田・平鹿） 福祉環境部長 福祉環境部次長 農林部長 建設部長 協力班 …… 地方機関の長で、地域振興局長が指名する者
	事 務 局 員	指定されている者
設 置 場 所	各地域振興局	

【地域振興局】

名 称	秋田県〇〇地域災害警戒部	
設 置 権 者	総務企画部長	
設 置 基 準	1 本庁に災害警戒部が設置され、管内の防災対策上、総務企画部長が必要と認めた場合 2 管内に大雨・洪水、暴風、暴風雪などの気象に関する警報等が発表された場合などにおいて防災対策上、総務企画部長が必要と認めた場合	
主 要 業 務	1 管内の災害状況の把握・報告書作成 2 市町村及び防災関係機関等との連絡・調整	
警戒部構成員	警 戒 部 長	総務企画部長
	副 部 長	警戒部長（総務企画部長）が指名する者
	部 員	各部長が指名する者
	事 務 局 員	指定されている者
設 置 場 所	各地域振興局	

【災害対策現地本部】

名 称	秋田県災害対策現地本部	
設 置 権 者	災害対策本部等の設置権者	
設 置 基 準	被害状況からみて、地域災害対策部で対処が困難な場合	
主 要 業 務	地域災害対策部の業務に同じ 現地本部長は、地域災害対策部を指揮する。	
現地本部構成員	本 部 長	知事が災害対策本部員の中から指名する者
	副 本 部 長	本部長が指名する者
	本 部 員	各部長が指名する者
	事 務 局 員	各課長が指名する者
設 置 場 所	災害発現場、又は地域振興局	
<p>現地本部長の指名権者は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁に「災害対策本部」を設置したとき … 知事 ・本庁に「災害対策部」を設置したとき … 危機管理監 ・本庁に「災害警戒部」を設置したとき … 総合防災課長 		

【災害対策現地派遣班】

名 称	秋田県災害対策現地派遣班	
派 遣 基 準	防災対策上、危機管理監が特に必要と認めた場合	
主 要 業 務	1 災害情報の収集 2 防災関係機関等との連絡・調整	
派 遣 員	危機管理監が指名した者	

第4 災害対策本部等の職務代行

(1) 災害対策本部

名 称	職務代理者	
	第1順位	第2順位
本部長（知事）	副知事	危機管理監
副本部長（副知事）	総務部長	企画振興部長
副本部長（危機管理監）		

(2) 災害対策部等

区 分	名 称	設置権者	職務代理者	
			第1順位	第2順位
本 庁	災害対策部	危機管理監	総合防災課長	
	災害警戒部	総合防災課長	総合防災課防災監	総合防災課政策監
地域振興局	地域災害対策部	地域振興局長	総務企画部長	地域振興局長が指名する者
	地域災害警戒部	総務企画部長	地域企画課長	総務企画部長が指名する者

第5 災害対策本部の構成及び事務分掌

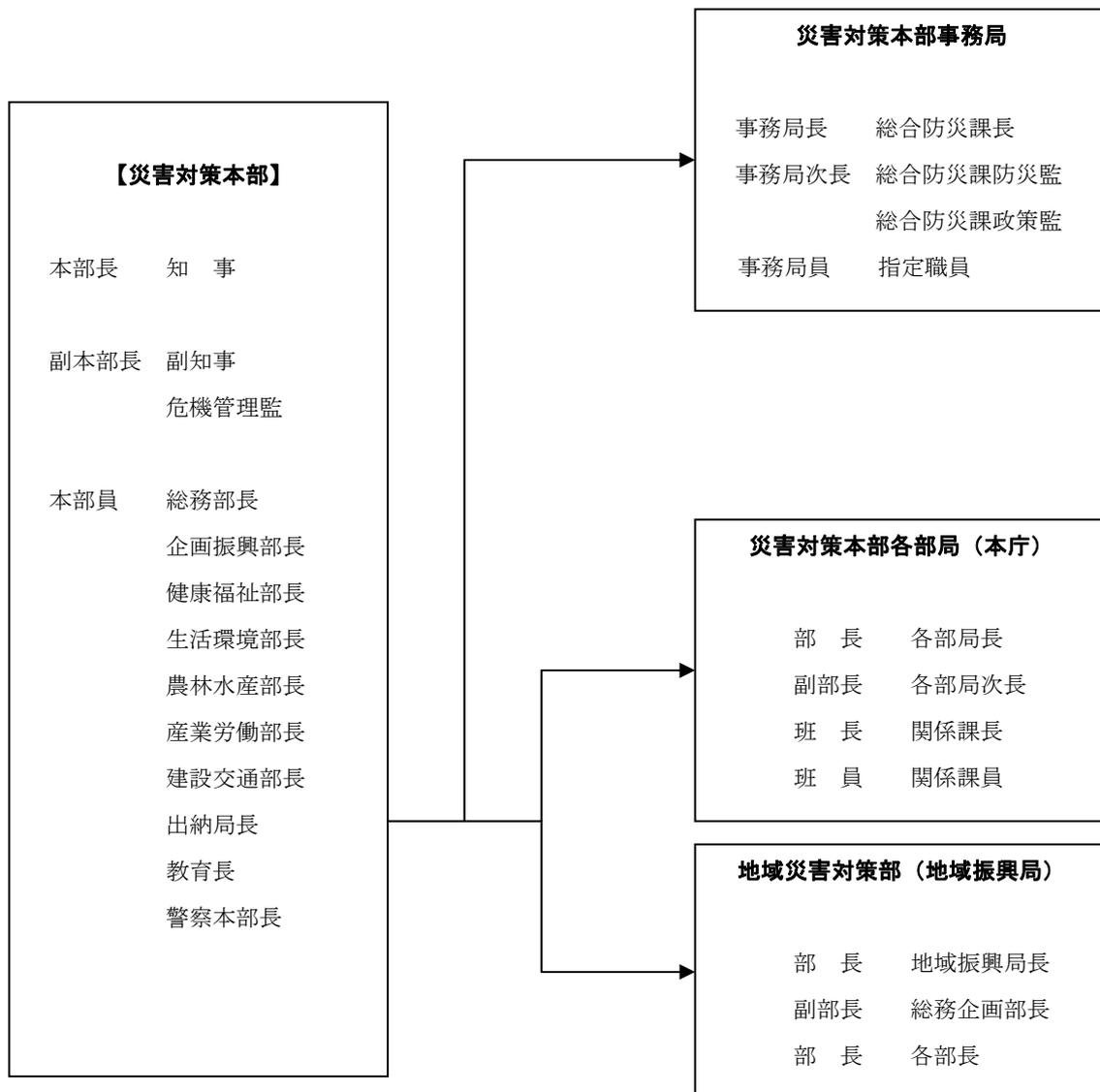
1 業務内容

- (1) 災害に関する情報の収集伝達及び被害の調査報告に関すること。
- (2) 指示事項の伝達に関すること。
- (3) 防災会議との連絡調整に関すること。
- (4) 他の防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

2 災害対策本部等の事務局

- (1) 本 庁 … 総務部総合防災課
- (2) 地域振興局 … 総務企画部地域企画課

3 災害対策本部の構成



第6 災害対策本部、各部・各班等の業務分掌

1 本庁（知事部局）

総務部	総括責任者	総務部長
班名	班長	分掌事務
総務班	総務課長	① 東京事務所との連絡等に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関する事。
秘書・報道班	秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 ② 災害見舞い者等の応接に関する事。 ③ 報道機関との連絡調整に関する事。 ④ 定時記者発表に関する事。 ⑤ 災害対策本部の事務局業務に関する事。
人事班	人事課長	① 職員の被災調査に関する事。 ② 職員等の派遣要請及び斡旋に関する事。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関する事。
財政班	財政課長	① 災害経費の予算措置に関する事。 ② 県議会との連絡に関する事。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関する事。
税務班	税務課長	① 県税の徴収猶予及び減免に関する事。 ② 災害対策本部の事務局業務に関する事。
広報班	広報広聴課長	① 広報資料・災害記録写真等の収集・整理・保存等に関する事。 ② その他災害上必要な広報に関する事。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関する事。
防災班	総合防災課長	① 気象警報・注意報等、地震・津波、噴火予警報等の受理伝達に関する事。 ② 被害状況等の収集・総括に関する事。 ③ 災害対策本部の運営及び庶務に関する事。 ④ 災害対策本部会議に関する事。 ⑤ 県防災会議に関する事。 ⑥ 本部長の指示命令の伝達に関する事。 ⑦ 自衛隊の災害派遣（応援）要請に関する事。 ⑧ 災害救助法の適用事務処理に関する事。 ⑨ 総合防災情報システムの運用に関する事。 ⑩ 消防防災ヘリコプターの運用に関する事。 ⑪ 総務省消防庁、中央防災会議（内閣府）等への連絡・報告に関する事。 ⑫ 備蓄物資の払い出しに関する事。 ⑬ NTT 東日本秋田支店、東北電力秋田支店の被害調査に関する事。 ⑭ 危険物等運搬車両事故対策に関する事。 ⑮ その他本部長の命ずる事務に関する事。

企画振興部	総括責任者	企画振興部長
-------	-------	--------

班名	班長	分掌事務
総合政策班	総合政策課長	① 国会の災害対策特別委員会の対応及び陳情に関する こと。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。
市町村班	市町村課長	① り災市町村の行財政指導に関すること。
地域活力創造班	地域活力創造課長	① 各地域振興局(秋田を除く。)庁舎等の被害状況の把握に関する こと。 ② 各地域振興局管内の被災情報の収集に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。
情報企画班	情報企画課長	① 情報システムの運用及び被害調査に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。
学術振興班	学術国際局学術振興課長	① 高等教育機関等との連絡調整に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。
国際班	学術国際局国際課長	① 県内在住外国人に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。

健康福祉部	総括責任者	健康福祉部長
-------	-------	--------

班名	班長	分掌事務
福祉政策班	福祉政策課長	① 健康福祉部所管に係る医療・保健福祉施設等の被害 調査及び応急対策に関すること。 ② 災害時要援護者のり災援護に関すること。 ③ 災害ボランティアに関すること。 ④ 義援金の受入及び配分に関すること。 ⑤ 部内の連絡調整に関すること。 ⑥ 災害対策本部の事務局業務に関すること。
健康推進班	健康推進課長	① 感染症の予防に関すること。 ② 防疫業務に関すること。
医務薬事班	医務薬事課長	① り災者の医療救護に関すること。 ② 医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関する こと。 ③ 医療救護所の設置に関すること。 ④ 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 ⑤ 災害対策本部の事務局業務に関すること。

生活環境部		総括責任者	生活環境部長
班名	班長	分掌事務	
県民文化政策班	県民文化政策課長	① 部内の連絡調整に関すること。 ② 交通安全対策の連絡調整、警察本部交通部との連絡に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。	
消費生活班	消費生活室長	① 食品等生活必需物資の価格安定に関すること。 ② 県民生活相談に関すること。 ③ 救援物資の管理に関すること。 ④ 災害対策本部の事務局業務に関すること。	
環境管理班	環境管理課長	① 災害の発生に起因する公害に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。	
八郎湖環境対策班	八郎湖環境対策室長	① 災害の発生に起因する八郎湖の水質保全に関すること。	
環境整備班	環境整備課長	① 災害の発生に起因する廃棄物に関すること。 ② し尿・ごみ処理等の応急対策に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。	
生活衛生班	生活衛生課長	① 食品衛生・生活衛生に関すること。 ② 水道の応急対策に関すること。 ③ 危険動物・ペット等の管理に関すること。 ④ 災害対策本部の事務局業務に関すること。	
自然保護班	自然保護課長	① 自然公園施設等の応急対策に関すること。	

農林水産部		総括責任者	農林水産部長
班名	班長	分掌事務	
農林政策班	農林政策課長	① 農林水産部所管に係る被害調査に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。	
団体指導班	団体指導室長	① 被害農林業者等に対する資金融資に関すること。 ② 農協等共同利用施設の応急対策に関すること。	
農山村振興班	農山村振興課長	① 農道の応急対策に関すること。	
流通販売班	流通販売課長	① 主食副食物の調達斡旋に関すること。	
水田総合利用班	水田総合利用課長	① 水稲被害の応急対策に関すること。 ② 主食の調達斡旋に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。	
農畜産振興班	農畜産振興課長	① 家畜感染症の予防・防疫及び家畜飼料の調達斡旋に関すること。 ② 農作物、林産物、畜産関係の応急対策に関すること。 ③ 被害農家への技術指導に関すること。 ④ 災害対策本部の事務局業務に関すること。	
家畜生産対策班	家畜生産対策室長	① 家畜取り引き施設等の応急対策に関すること。	
農地整備班	農地整備課長	① 農地及び農業用施設の応急対策に関すること。 ② 農山村振興施設の応急対策に関すること。 ③ 農村生活環境施設の応急対策に関すること	
水産漁港班	水産漁港課長	① 水産関係の応急対策に関すること。 ② 漁港海岸保全施設の応急対策に関すること。	

林業木材産業班	林業木材産業課長	① 林業関係の応急対策に関すること。 ② 東北森林管理局管内のうち秋田県内の被害調査に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。
森林整備班	森林整備課長	① 森林被害及び森林土木関係の応急対策に関すること。

産業労働部	総括責任者	産業労働部長
--------------	--------------	---------------

班名	班長	分掌事務
産業政策班	産業政策課長	① 産業労働部所管に係る被害調査に関すること。 ② り災中小企業者に対する金融措置に関すること。 ③ 部内の連絡調整に関すること。 ④ 災害対策本部の事務局業務に関すること。
地域産業振興班	地域産業振興課長	① 工場施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ② 工業用資機材の調達斡旋に関すること。
商業貿易班	商業貿易課長	① 商業施設の被害調査及び応急対策に関すること。
観光班	観光課長	① 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。
資源エネルギー産業班	資源エネルギー産業課長	① 鉱業関係施設の応急対策に関すること。 ② 高圧ガス・火薬類及び都市ガス施設等の応急対策に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。
雇用労働政策班	雇用労働政策課長	① 災害対策のための労働力の確保及びり災者に対する就業の斡旋に関すること。 ② 秋田労働局との連絡等に関すること。
公営企業班	公営企業課長	① 公営企業課所管に係る施設等の被害調査に関すること。 ② 工業用水道施設の応急対策に関すること。 ③ 発電施設の応急対策に関すること。 ④ 電力供給確保対策に関すること。 ⑤ 災害対策本部の事務局業務に関すること。

建設交通部	総括責任者	建設交通部長
--------------	--------------	---------------

班名	班長	分掌事務
建設交通政策班	建設交通政策課長	① JR東日本秋田支社、私鉄各社及び各バス会社の被害調査に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。
建設管理班	建設管理課長	① 土木建設用資機材の調達斡旋に関すること。
技術管理班	技術管理室長	① 災害対策の技術支援に関すること。
都市計画班	都市計画課長	① 公園施設等の応急対策に関すること。
下水道班	下水道課長	① 下水道施設の応急対策に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。
道路班	道路課長	① 道路・橋梁等の応急対策に関すること。 ② 道路交通の確保・制限に関すること。 ③ 国土交通省及び東日本高速道路(株)の所管に係る道路の被害調査に関すること。 ④ 災害対策本部の事務局業務に関すること。

河川砂防班	河川砂防課長	① 建設交通部所管に係る被害調査に関する事 ② 国土交通省所管に係る河川の被害調査に関する事 ③ 河川情報の収集・水防活動の総合調整に関する事 ④ 河川砂防関係の応急対策に関する事 ⑤ 土木施設災害復旧事業の総括及び事業の施行に関する事 ⑥ 災害対策本部の事務局業務に関する事
港湾空港班	港湾空港課長	① 港湾・空港の応急対策に関する事 ② 災害対策本部の事務局業務に関する事
建築住宅班	建築住宅課長	① 被災建築物の危険度判定に関する事 ② 応急仮設住宅の建設に関する事 ③ 建築資金斡旋等による被災住宅の復旧対策に関する事 ④ 建築用資機材及び要員の調達斡旋に関する事
営繕班	営繕課長	① 県有施設の応急対策に関する事

出納局	総括責任者	出納局長
------------	--------------	-------------

班名	班長	分掌事務
会計班	会計課長	① 災害関係の経理に関する事 ② 災害対策用物品の調達購入に関する事 ③ 局内の連絡調整に関する事 ④ 災害対策本部の事務局業務に関する事
財産活用班	財産活用課長	① 財産活用課所管の県有財産（県本庁舎、第二庁舎、秋田地方総合庁舎及び公舎等）の被害調査及び応急対策に関する事 ② 災害対策用車両の確保と配車に関する事 ③ 庁内電源及び通信線の確保に関する事 ④ 災害対策本部の事務局業務に関する事

2 教育庁

教育庁	総括責任者	教育長
------------	--------------	------------

班名	班長	分掌事務
総務班	総務課長	① 教育庁所管に係る県有財産の被害調査及び応急対策に関する事 ② 市町村教育委員会との連絡調整に関する事 ③ 庁内の連絡調整に関する事 ④ 災害対策本部の事務局業務に関する事
教育班	幼保推進課長 義務教育課長 高校教育課長 特別支援教育課長	① 幼児、児童、生徒、教職員の安全指導に関する事
文化財保護班	文化財保護室長	① 文化財に係る被害調査及び応急対策に関する事

3 警察本部

警察本部	災害警備本部	本部長 … 警察本部長 副本部長 … 警務部長 警備部長
-------------	---------------	---

幕僚	分掌事務
生活安全部長 刑事部長 交通部長 情報通信部長 警務部首席監察官 警察学校長	① 災害関連情報の収集伝達に関すること。 ② 被災者の救出・救護に関すること。 ③ 被災者等の避難誘導に関すること。 ④ 行方不明者の捜索及び死体の見分に関すること。 ⑤ 交通規制及び緊急交通路の確保に関すること。 ⑥ 犯罪の予防、取締り等社会秩序の維持に関すること。 ⑦ 被災地域における広報活動に関すること。 ⑧ 災害対策本部の事務局業務に関すること。

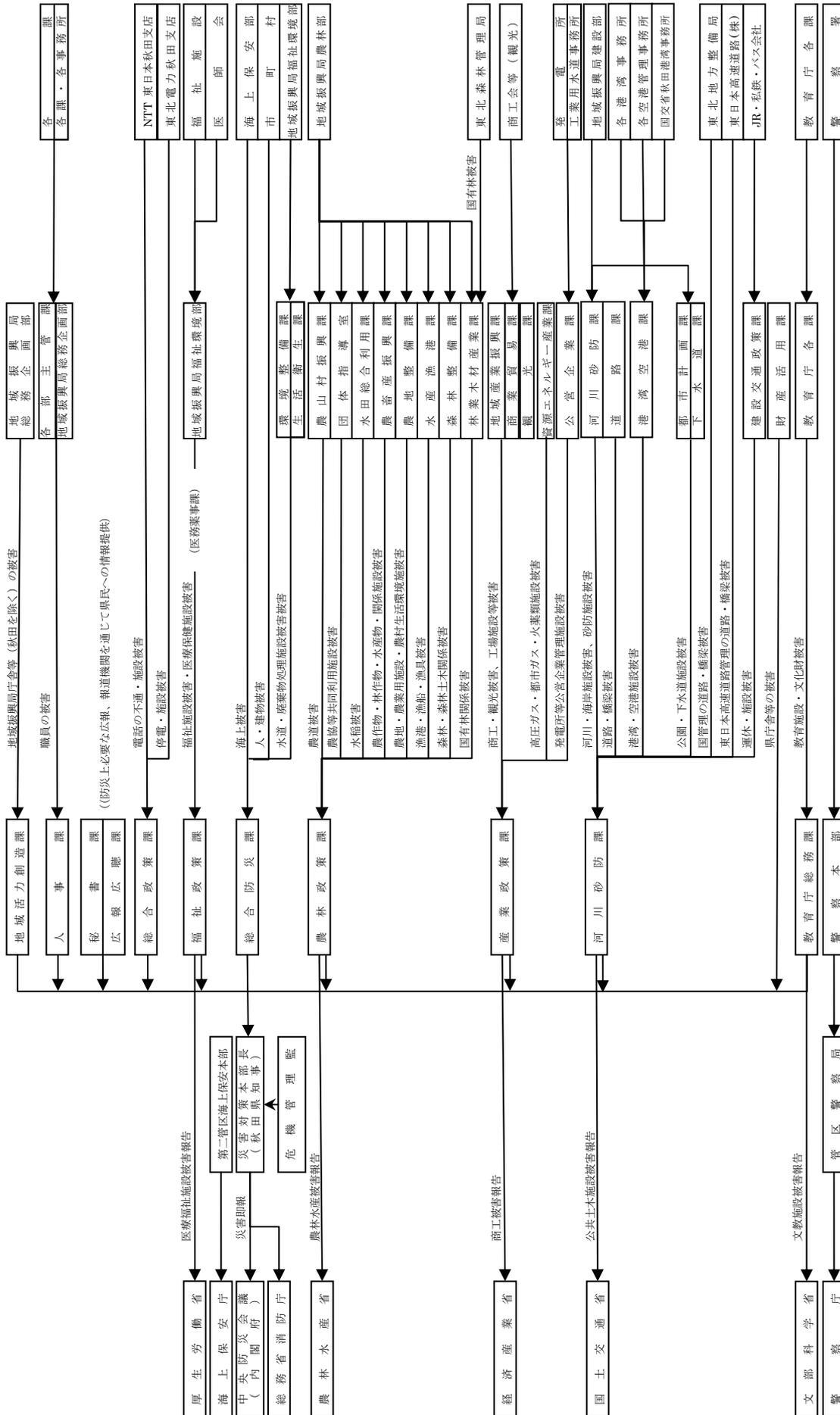
4 地域振興局

地域振興局	総括責任者	地域振興局長
--------------	--------------	---------------

班名	班長	分掌事務
県民班	総務企画部長	① 地域災害対策部の庶務に関すること。 ② 本庁災害対策本部との連絡調整に関すること。 ③ 市町村との連絡調整に関すること。 ④ 要望及び陳情に関すること。 ⑤ 災害広報に関すること。 ⑥ 庁舎・公舎等の被害調査及び応急対策に関すること。 ⑦ 救援物資、見舞金等の受付・保管に関すること。 ⑧ 管内地方機関との連絡調整に関すること。 ⑨ 県税の徴収猶予及び減免に関すること。 (北秋田・秋田・平鹿の地域振興局を除く) ⑩ 地域災害対策部の他班に属しない事項に関すること。
県税班	県税部長	① 県税の徴収猶予及び減免に関すること。 (北秋田・秋田・平鹿地域振興局のみ)
福祉環境班	福祉環境部長	① 社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関すること。 ② 災害時要援護者のり災者援護に関すること。 ③ 社会福祉施設の災害復旧に関すること。 ④ 医療・救護に関すること。 ⑤ 防疫・清掃に関すること。 ⑥ 保健衛生関係の被害調査に関すること。
農林班	農林部長	① 農林関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ② 災害防止及び災害応急復旧に関すること。
建設班	建設部長	① 土木関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ② 災害防止及び災害応急復旧に関すること。
協力班	その他の県地方機関の長	① 所管の災害対応業務に関すること。

- (注) 1 本庁の災害対策部及び災害警戒部は、この分掌事務を準用する。
 2 本庁の分掌事務には、その他本部長が指示する事項も含まれる。
 3 地域災害対策部の副本部長は、地域振興局総務企画部長とする。
 4 地域振興局の協力班長は地域振興局長が、管内地方機関の長から指名する。

【被害報告連絡系統図】



(注) 指定公共機関及び指定行政機関の長は、その所掌事務に係る被害が発生したときには、内閣総理大臣に報告しなければならない。(法第35条)

第7 災害対策本部等への移行措置

1 本庁

(1) 災害対策本部への移行

災害対策部長（危機管理監）は、被害が拡大し災害対策部による応急復旧対策等の範囲を超えるものと予測されるときは、災害対策部会議において災害対策部の廃止を決定し、知事に対し災害対策本部の設置を具申しなければならない。

(2) 災害対策部への移行

災害警戒部長（総合防災課長）は、被害が拡大し災害警戒部による応急復旧対策等の範囲を超えるものと予測されるときは、災害警戒部会議において災害警戒部の廃止を決定し、危機管理監に対し災害対策部の設置を具申しなければならない。

2 地域振興局

総務企画部長は、管内市町村において被害が拡大し、地域災害警戒部による応急復旧対策等の範囲を超えるものと予測されるときは、地域災害警戒部会議において地域災害警戒部の廃止を決定し、地域振興局長に対し地域災害対策部の設置を具申しなければならない。

第8 災害対策本部等の廃止

1 本庁

(1) 災害対策本部の廃止

災害対策本部長（知事）は、災害対策本部の応急対策が終了したときは、災害対策部会議において以後の対策及び態勢を定め、災害対策本部を廃止する。

(2) 災害対策部の廃止

災害対策部長（危機管理監）は、災害対策部の応急対策が終了したときは、災害対策部会議において以後の対策及び態勢を定め、災害対策部を廃止する。

(3) 災害警戒部の廃止

災害警戒部長（総合防災課長）は、災害警戒部の応急対策が終了したときは、災害警戒部会議において以後の対策及び態勢を定め、災害警戒部を廃止する。

2 地域振興局

地域振興局長は、本庁の災害対策本部又は災害対策部若しくは災害警戒部が廃止されたとき、又は管内の応急対策が終了したときは関係対策会議を開催し、以後の対策及び態勢を定め、たうえて地域災害対策部又は地域災害警戒部を廃止する。

第9 災害対策本部等事務局

本庁災害対策本部、災害対策部及び災害警戒部、地域振興局地域災害対策部及び地域災害警戒部に事務局を置き、関係各課の指定職員は、別表1に掲げる災害対策の事務に従事する。

1 本庁

(1) 災害対策本部

- ア 事務局は災害対策本部室に設置し、総合防災課長を事務局長、総合防災課防災監・政策監を事務局次長とする。
- イ 事務局長は、災害対策本部長（知事）の指揮の下に情報を共有し、応急復旧対策が円滑に行われるよう災害対策本部の各部・班、及び関係各課室との連絡調整に当たるものとする。

(2) 災害対策部

- ア 事務局は災害対策本部室に設置し、総合防災課長を事務局長、総合防災課防災監・政策監を事務局次長とする。
- イ 事務局長は、災害対策部長（危機管理監）の指揮の下に情報を共有し、応急復旧対策が円滑に行われるよう災害対策部の各部・班、及び関係各課室との連絡調整に当たるものとする。

(3) 災害警戒部

- ア 事務局は災害対策本部室又は総合防災課に設置する。
- イ 事務局は、災害警戒部長（総合防災課長）の指揮の下に情報を共有し、緊急対応が円滑に行われるよう災害警戒部の関係各課室との連絡調整に当たるものとする。

2 地域振興局

(1) 地域災害対策部

- ア 事務局は総務企画部に設置し、地域企画課長を事務局長とする。
- イ 事務局長は、地域災害対策部長（地域振興局長）の指揮の下に情報を共有し、緊急対応が円滑に行われるよう地域災害対策部の各班及び関係各課室との連絡調整に当たるものとする。

(2) 地域災害警戒部

- ア 事務局は総務企画部に設置し、地域企画課長を事務局長とする。
- イ 事務局長は、地域災害警戒部長（総務企画部長）の指揮の下に情報を共有し、緊急対応が円滑に行われるよう地域災害対策部の各班、又は関係各課室との連絡調整に当たるものとする。

3 災害対策本部事務局員

(1) 本庁

各部局長は、次節〔職員の動員・派遣計画〕の別表2〔県本庁〕に掲げる各課室の動員指定職員者のうちから災害対策本部の事務局業務に従事する職員を「災害対策本部事務局員」として、あらかじめ指定し総合防災課長に報告する。

また、災害対策本部事務局員に変更があったときは、総合防災課長に報告するものとする。

(2) 地域振興局

各部局長は、次節〔職員の動員・派遣計画〕の別表2〔地域振興局〕に掲げる各課の動員指定職員者のうちから災害対策部の事務局業務に従事する職員を「災害対策部事務局員」として、あらかじめ指定しておくものとする。

第10 災害対策本部の代替施設

災害対策本部の被災による本部機能の停止を想定し、本部機能の一部を有する衛星中継車（秋田県総合防災情報システム）を活用する。

代替災害対策本部は、あらかじめ県有施設から選定し、かつ代替災害対策本部としての機能を維持するための情報通信機器、並びに周辺端末機器類の計画的な整備が必要である。

第11 国及び他都道府県との連絡体制

1 災害連絡室の設置

北海道及び東北各道県の地域において大規模災害が発生し「全国都道府県における災害時の広域支に関する協定」並びに「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく支援を行うとき、総合防災課長は「災害連絡室」を設置し、被災道県との連絡体制を確保する。

また、北海道及び東北各道県を除く都府県において大規模災害が発生した場合においても、これと同様とし、さらに、国から支援要請があった場合においても、直ちに必要な支援態勢をとるものとする。

2 非常災害現地対策本部との連携

県は、国の「非常災害現地対策本部」が設置される時は当該設置場所について便宜を図る。

また、県の「災害対策本部」は国の「非常災害現地対策本部」と連帯して対策に当たるものとする。

別表1 災害対策本部事務局の構成と業務内容

○事務局長 総合防災課長

平成22年10月現在（単位：人）

班名	班構成			計	分掌事務	業務内容
	班長	班員	員数			
総括班	総合防災課	総合防災課	12	15	災害対策本部の運営	1 災害対策本部等の運営、庶務 2 災害対策本部会議の開催
		総務課	1		被害状況等の総括	1 被害状況の取りまとめ 2 各種災害の応急対策の確認
		消防学校	1		応援・派遣要請の指示等	1 応援・派遣要請の指示（地域、人員、期間、装備、処遇等） 2 内閣府政策統括官（防災担当）、消防庁、厚生労働省への報告・連絡
広報班	秘書課	秘書課 広報広聴課	1 2	4	広報資料の作成 報道機関等との連絡調整	1 ホームページの作成等県民に対する広報資料の作成 2 協定に基づく報道各社への緊急放送要請 3 記者発表
市町村情報班	総合防災課	総合防災課 総務課 人事課 財政課 税務課 消費生活室 環境管理課 環境整備課 生活衛生課	3 1 1 1 1 1 1 1 1	12	市町村から情報の受理等	1 市町村からの被害及び応急対策状況の受理 2 市町村からの応援・派遣要請の受理及び対応決定事項等の伝達 3 県民からの情報の受理
地域振興局連絡班	地域活力創造課	会計課 財産活用課 公営企業課	1 1 1	4	地域災害対策部との連絡調整	各地域災害対策部における被害情報の取りまとめ
部局対策調整班	総務課	総合政策課 学術国際局学術振興課 福祉政策課 医務薬事課 県民文化政策課 農林政策課 水田総合利用課 農畜産振興課 林業木材産業課 産業政策課 資源エネルギー産業課 建設交通政策課 下水道課 道路課 河川砂防課 港湾空港課 教育庁総務課	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	18	部局との連絡調整	1 各部局に関連する被害情報の取りまとめと報告 2 各部局の応急対策実施状況の報告 3 各部局に対する指示事項の伝達
関係機関連絡班	総合防災課	総合防災課 消防学校 学術国際局国際課 警察本部 その他の機関	2 1 1 2	7	防災関係機関との連絡調整等	1 防災関係機関との連絡調整 2 災害派遣要請・応急対策の連絡調整 3 消防防災航空隊との連絡調整
システム運用班	総合防災課	情報企画課	3	4	各種機器の管理・運用	1 総合防災情報システムの運用 2 衛星中継車の管理運用
計	—	—	57	64	—	—

第2節 職員の動員・派遣計画

実施機関	県各部局、県教育庁、県警察本部
------	-----------------

第1 職員の動員

災害から県民の生命・身体及び財産を守るため、県職員は災害発生時において、所掌業務の被害の把握と応急復旧対策に従事しなければならない。

職員の動員基準は本節第2に、動員職員の指定は本節第3に、動員基準に基づく各部局の動員職員数については、別表2の動員区分によるものとする。

なお、動員職員に指定されていない職員においても、自ら積極的に災害情報を収集し、災害対策本部等に報告する責務を有するものとする。

第2 動員基準

	本 庁	地域振興局
第1動員	「災害警戒部」を設置したとき	「地域災害警戒部」を設置したとき
第2動員	「災害対策部」を設置したとき	「地域災害対策部」を設置したとき
第3動員	「災害対策本部」を設置したとき	

第3 動員職員の指定

1 本庁

動員職員は、別表2【県本庁】に掲げる員数とし、所属長があらかじめ指定しておくものとする。

同表の動員数については、過去の災害動員実績等を参考に算出したものであり、所属長は、運用に当たっては災害の種類、被災状況並びに被害の拡大予測などの情勢分析結果を踏まえ、予測される災害対策業務量に対応できる員数と交代要員を配慮した動員をしなければならない。

2 地域振興局

職員動員は、別表2【地域振興局】に掲げる員数とし、所属長があらかじめ指定しておくものとする。

同表の動員数については、過去の災害動員実績等を参考に算出したものであるが、所属長は運用に当たっては、災害の種類、被災状況並びに被害の拡大予測などの情報分析結果を踏まえ、予測される災害対策業務量に対応できる員数と交代要員を配慮した動員をしなければならない。

なお、協力班及びその他の地方機関については、地域振興局長が予め当該機関ごとに動員職員数を定めておくものとする。

第4 動員計画の策定

本庁各部局及び地域振興局の各課室長等は、動員区分に基づく動員計画を策定し、総合防災課長に提出するものとする。なお、変更があった場合も同様とする。

別表2 動員区分

【県本庁】知事部局、教育庁、警察本部

（平成22年10月現在）

部課室		動員区分		第1動員		第2動員		第3動員	
		災害警戒部		災害対策部		災害対策本部			
		動員数	(うち事務局員)	動員数	(うち事務局員)	動員数	(うち事務局員)		
三役等								知事、副知事	
				危機管理監				部長、危機管理監、次長	
総務部	総務課	1		3	(1)	6	(3)		
	秘書課			2	(1)	6	(2)		
	人事課			1	(1)	3	(1)		
	財政課			1	(1)	3	(1)		
	税務課			1	(1)	4	(1)		
	広報広聴課			3	(2)	7	(2)		
	総合防災課	20		21	(21)	21	(21)		
	消防学校			1	(1)	3	(2)		
	計	21		34	(29)	57	(33)		
								部長、学術国際局長、次長	
企画振興部	総合政策課	1		4	(1)	5	(1)		
	市町村課					3			
	地域活力創造課	1		3	(1)	5	(1)		
	情報企画課					4	(3)		
	学術国際局学術振興課			3	(1)	4	(1)		
	学術国際局国際課	1		3	(1)	4	(1)		
	計	3		13	(4)	29	(7)		
								部長、次長	
健康福祉部	福祉政策課	1		2	(1)	6	(1)		
	健康推進課					3			
	医務薬事課			2	(1)	4	(1)		
	計	1		4	(2)	17	(2)		
								部長、次長、参事	
生活環境部	県民文化政策課	1		4	(1)	4	(1)		
	消費生活室					2	(1)		
	環境管理課	1		1	(1)	4	(1)		
	八郎湖環境対策室					2			
	環境整備課					4	(1)		
	生活衛生課					4	(1)		
	自然保護課					4			
計	2		5	(2)	28	(5)			

部課室		動員区分		第1動員		第2動員		第3動員	
		災害警戒部		災害対策部		災害対策本部			
		動員数	(うち事務局員)	動員数	(うち事務局員)	動員数	(うち事務局員)		
農林水産部								部長、森林技監、次長	
	農林政策課	1		3	(1)	5	(1)		
	団体指導室					2			
	農山村振興課					2			
	流通販売課					2			
	水田総合利用課			2	(1)	4	(1)		
	農畜産振興課			2	(1)	3	(1)		
	家畜生産対策室					2			
	農地整備課					4			
	水産漁港課					3			
	林業木材産業課	1		2	(1)	4	(1)		
	森林整備課					4			
	計	2		9	(4)	41	(4)		
産業労働部								部長、次長	
	産業政策課	1		4	(1)	7	(1)		
	地域産業振興課					3			
	商業貿易課					3			
	観光課					2			
	資源エネルギー産業課			2	(1)	4	(1)		
	雇用労働政策課					2			
	公営企業課	1		2	(1)	6	(1)		
計	2		8	(3)	29	(3)			
建設交通部								部長、県土整備技監、次長	
	建設交通政策課	1		2	(1)	7	(1)		
	建設管理課					2			
	技術管理室					2			
	都市計画課					3			
	下水道課	1		1	(1)	3	(1)		
	道路課			2	(1)	5	(1)		
	河川砂防課	1		2	(1)	5	(1)		
	港湾空港課	1		3	(1)	4	(1)		
	建築住宅課					3			
	営繕課					3			
計	4		10	(5)	43	(5)			
出納局								局長	
	会計課	1		4	(1)	4	(1)		
	財産活用課			3	(1)	3	(1)		
計	1		7	(2)	7	(2)			

部課室		動員区分		第1動員		第2動員		第3動員	
		災害警戒部		災害対策部		災害対策本部			
		動員数	(うち事務局員)	動員数	(うち事務局員)	動員数	(うち事務局員)		
教育 庁								教育長、教育次長	
	総務課	2		3	(1)	5	(1)		
	施設整備室			1		4			
	幼保推進課			1		4			
	義務教育課			1		4			
	高校教育課			1		4			
	特別支援教育課			1		4			
	生涯学習課			1		4			
	文化財保護室			1		4			
	保健体育課			1		4			
	福利課					2			
	給与・旅費センター					2			
	計	2		11	(1)	43	(1)		
警察 本部								本部長	
	警備第二課			2	(1)	4	(2)		
	計			2	(1)	4	(2)		
合計		38		103	(53)	298	(64)		

【地域振興局】

部課室		動員区分		備考
		第1動員	第2動員	
		地域災害警戒部	地域災害対策部	
			局長	
総務企画部		3	4	
県 税 部 (北秋田・秋田・平鹿)		2	3	
福祉環境部		2	4	
農 林 部		2	3	
建 設 部		2	3	
協 力 班		適 宜	適 宜	
その他の地方機関		適 宜	適 宜	

第5 従事命令等

1 応急措置事項

知事は県内に災害が発生した場合、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、従事命令等を発する。(同法第71条)

- (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育
- (2) 施設及び設備の応急復旧
- (3) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (5) 緊急輸送の確保
- (6) 災害発生の防衛又は拡大防止

2 従事命令等の種類

従事命令等の種類は次のとおりである。

なお、協力命令を除き従事命令等を発する場合には、公用令書を交付して行う。(同法第81条)

(1) 従事命令

救助を行うため特に必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、大工、自動車運送業者等に関する医療、又は土木建築工事又は輸送関係者などに救助業務に従事させることができる。(災害救助法第24条第1項)

(2) 協力命令

救助を要する者、及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。(災害救助法第25条)

(3) 管理、使用、保管命令及び収用

救助を行うために特に必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館等の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の生産や販売等の特定業者に対してその取り扱う物資の保管命令を発し、又は必要な物資を収用できる。(災害救助法第26条)

第6 応援要請等

1 応援要請

- (1) 市町村長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長、知事及び協定を締結している関係団体に対して応援を要請する。
- (2) 知事は、県内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」等に基づき他の都道府県知事に応援を要請する。
- (3) 台風、大雨・洪水などの大規模災害が発生した場合等で、県内の消防力をもってしても救急・救助、火災等に対処できないと認められる場合には、知事は消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条の規定に基づき、総務省消防庁長官に対して緊急消防援助隊の要請を行う。

要 請 先	総務省消防庁	TEL 03-5253-7527
	国民保護・防災部防災課 応急対策室	FAX 03-5253-7537

2 要請手続き

応援要請の手続きは、相互応援協定等に基づき文書で行うものとする。

ただし、事態が急迫し文書によるいとまのない場合は電話・FAX等で要請する。

3 要請の内容

- (1) 応援を受ける業務の内容
- (2) 応援を要する人員、資材等
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援を受ける場所
- (5) その他応援に関する必要事項

4 応援の要領等

- (1) 応援隊は一隊となって派遣先の指揮下で行動し、身分の異動は行わない。
- (2) 応援のために要した費用は、応援を受けた者が負担する。

第7 職員の派遣

1 派遣の要請及び斡旋

- (1) 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。
- (2) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。
- (3) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。
- (4) 市町村長及び知事は、その権限に属する事務の管理及び執行のため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事に対し、当該市町村及び県の職員の派遣を求めることができる。

2 派遣要請手続

派遣要請は文書をもって行う。

3 派遣要請の内容

- (1) 派遣要請の理由
- (2) 派遣要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする時間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

4 身分取扱い等

- (1) 派遣先に分属され、派遣先の身分と併任される。
- (2) 派遣される職員の分限、懲戒処分等は派遣元で行う。
- (3) 給料・諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは派遣先で負担する。

第8 応急措置の代行

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき事務について次の応急措置を代行する。

- 1 警戒区域を設定するとともに同地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止、又は同地域からの退去を命ずる。
- 2 他人の土地・建物その他の工作物等の一時使用、若しくは収用する。
- 3 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する。
- 4 現場にある者を応急措置の業務に従事させる。

第3節 自衛隊への災害派遣要請計画

実施機関	陸上自衛隊第21普通科連隊 航空自衛隊秋田救難隊 航空自衛隊第33警戒隊、県総務部
------	---

第1 計画の方針

台風、豪雨等による大規模で広範囲にわたる災害が発生し、県、市町村などの救助・救急及び支援能力を超える場合は、自衛隊への災害派遣要請が必要であり、本節では自衛隊の災害派遣要請に必要な事項を定める。

第2 災害派遣要請権者

要請権者		対象となる災害	関係法令
知事		主として陸上災害	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項
政令で定める者	海上保安庁長官	主として海上災害	自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第105条
	第二管区海上保安本部長		
	仙台空港事務所長	主として航空機遭難	

第3 担当地域

陸上自衛隊第21普通科連隊	県下全域
航空自衛隊秋田救難隊	県下全域及び海上区域
航空自衛隊第33警戒隊	県下全域及び海上区域

第4 災害派遣要請の範囲・対象

1 災害派遣の範囲

- (1) 災害が発生し、知事が、人命又は財産保護のため、必要があると認めて要請したとき。
- (2) 被害が発生する可能性が大きく、知事が予防のため要請し、事情やむを得ないと認めたとき。
- (3) 突発的な災害で、救援に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められ、自主的に派遣するとき。
 - ア 関係機関に対し、災害状況を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - イ 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援措置をとる必要があると認められるとき。
 - ウ 海難事故、航空機事故の異常を探知するなど、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
 - エ その他の災害において、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合、自衛隊の自主派遣の後、知事から派遣要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

2 要請基準

- (1) 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要、かつ適当であること。
- (2) 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められる緊急性があること。
- (3) 人命又は財産保護のため、公共性を満たすものであること。
- (4) 自衛隊以外に災害救助活動に対応できる手段がないこと。
- (5) 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第5 任 務

- 1 被害情報の把握（被災地の偵察）
- 2 避難の援助
- 3 救急医療、救護・防疫
- 4 人員、物資の緊急輸送
- 5 給水・炊き出し
- 6 遭難者の搜索活動
- 7 通路・水路の応急啓開
- 8 水防活動
- 9 消防活動
- 10 危険物の除去・保安
- 11 救援物資の無償貸付・譲与
 - ・ 「防衛庁の管理に属する物品の無償譲与及び譲与等に関する総理府令」
 - ・ 昭和33年総理府令第1号に基づく、被災者への救援物資の無償貸付又は譲与
- 12 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要な措置

第6 災害派遣要請手続き

1 県

自衛隊の災害派遣要請の連絡窓口は、総務部総合防災課とする。

知事等は、災害派遣の要請をしようとするときは、あらかじめ自衛隊と協議する。

自衛隊は、県から派遣要請の協議を受けたとき、又は自らその必要を認めたときは、災害派遣に直接必要な情報を収集するため、災害現地に偵察班を派遣する。

知事等は、部隊等の派遣が予想されるとき、災害地域並びに災害現地に通じる道路の状況等派遣活動上必要な諸情報を自衛隊に通報する。

2 事務処理

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、事態が切迫している場合には、口頭・電話・FAXなどにより要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (1) 災害の概況と派遣要請の事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣区域及び活動内容
- (4) その他、派遣活動上の参考事項

3 災害派遣連絡窓口

区 分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼 間	夜 間 (休日を含む)
陸上自衛隊	第 21 普通科連隊長 兼秋田駐屯地司令	第 3 科 秋田(018)845-0125 内線 236、238 FAX 239 衛星 197-59 衛星 FAX 197-50	駐屯地当直司令 秋田(018)845-0125 内線 302、402 FAX 239
海上自衛隊	舞鶴地方総監	総監部オペレーション 舞鶴(0773)62-2250 内線 2222、2223 FAX(0773)64-3609	
航空自衛隊	秋田救難隊長 兼秋田分屯基地司令	飛行班 秋田(018)886-3320 内線 252、253 FAX 251 衛星 198-59 衛星 FAX 198-50	当 直 秋田(018)886-3320 内線 225 FAX 270
	第 33 警戒隊長 兼加茂分屯基地司令	総括班 運用訓練 男鹿(0185)33-3030 内線 205 FAX 209	当 直 男鹿(0185)33-3030 内線 211、212 FAX 209
	北部航空方面隊司令官	運用課 三沢(0176)53-4121 内線 2354 FAX 2359	SOC 当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線 2204、3900 FAX 2439

4 市町村

市町村長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、知事等に災害派遣を要請する。

ただし、緊急を要する場合は、電話・FAX、無線等により要請するものとし、事後速やかに文書を送達する。

市町村長は、通信の途絶等により知事に派遣要請依頼ができない場合は、当該自衛隊に直接派遣目的及び災害の状況を通知する。

なお、この通知を行った場合には、その旨を速やかに知事に通知する。

市町村長は、事態が緊急避難、人命救助など急迫した状況で、知事等に要請・依頼のいとまがない場合は、直接、自衛隊に通報するものとし、事後速やかに所定の手続きを行う。

5 海上保安庁

長官又は管区本部長は、海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、直ちに派遣の要請を行うものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定したときは、直ちに、その旨を連絡するものとする。

第7 災害派遣部隊の受け入れ

1 要請権者の措置

総合防災課に自衛隊連絡所を設置し、自衛隊が要請の趣旨に沿って救援活動が円滑にできるよう、災害現場における災害応急対策責任者（市町村長、地域振興局等）相互間における業務の調整、その他必要な事項について必要な措置をとるものとする。

2 県・市町村

市町村長は、知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたとき、派遣部隊が使用できる現地災害対策本部などの設置に必要な公共施設、資機材等保管場所の確保、さらに臨時ヘリポートの設置など、受け入れのための必要な措置をとるものとする。

知事等は、派遣部隊が現地到着後、迅速、効率的な派遣業務の遂行を図るため、現地市町村長に次の措置をとらせることを指示することができる。

- (1) 県及び部隊指揮官との連絡責任者を定めること。
- (2) 派遣部隊誘導のため要員を派遣すること。
- (3) 作業計画を作成し、部隊到着後、直ちに指揮官と連絡調整ができる体制を整えること。
- (4) 作業に必要な資機材を整備すること。
- (5) 必要により、災害地の区域、災害の程度を示した地図、又は略図を準備すること。
- (6) 派遣部隊の宿舎及び給水に関し、便宜を図ること。
- (7) 必要に応じて、ヘリポートの設定について便宜を図ること。

3 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における災害派遣部隊の受け入れ措置は、市町村に準じて行うものとする。

4 連絡員の派遣

自衛隊は、知事等からの災害情報を検討し、必要と認めるときは、県庁（総務部総合防災課）に連絡員を派遣し、迅速な情報収集に当たる。

知事等は、連絡員に対し、情報の収集及び連絡に必要な便宜を図る。

5 職員の派遣

知事等は、災害現地関係機関及び災害派遣部隊等との調整を図るため、関係職員を派遣することができる。

6 活動報告

自衛隊は、連絡員、偵察班及び災害派遣部隊等の派遣を命じたときは、その指揮官の職・氏名、人員、出発時間、到着時間、資機材など必要な事項を知事等に通知する。

7 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官又は海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びに立入り制限・禁止又は退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作場等の除去等
- (4) 住民等を応急措置業務への従事

第8 自主派遣における措置

- 1 指定部隊の長は、可能な限り早急に知事等に対し自主派遣について連絡するものとする。
連絡事項は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊長の官職・氏名、隊員数とする。
- 2 知事等は、自主派遣の連絡を受けたときは、直ちに当該部隊が派遣された地域の市町村長等に通知するものとする。
- 3 市町村長等は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、本節第7「災害派遣部隊の受け入れ」に定める措置に準じた措置をとるものとする。
- 4 自主派遣後において、知事等から要請があった場合は、その時点において当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は、本節第6「災害派遣の要請手続き」に定める措置をとるものとする。

第9 派遣部隊の撤収

災害派遣部隊等の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事及び市町村長等から撤収要請があった場合、又は連隊長が派遣の必要がなくなったと認めた場合に協議して行うものとする。

第10 経費の負担区分

災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分に定めがたいものについては、その都度協議のうえ決定する。

1 自衛隊が負担する経費

- (1) 部隊の輸送費
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食料費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

2 派遣を受けた者が負担するもの

市町村等の派遣を受けた者の負担範囲は、1に掲げた経費以外の経費について負担するものとする。

第11 災害派遣要請及び撤収に関する様式

1 災害派遣要請

要請順	要請者及び要請先	様式の掲載箇所
1	市町村長から知事に対する自衛隊の災害派遣要請	資料編参照
2	知事から指定部隊長に対する自衛隊の災害派遣要請	資料編参照

2 災害派遣部隊の撤収要請

要請順	要請者及び要請先	様式の掲載箇所
1	市町村長から知事に対する自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請	資料編参照
2	知事から指定部隊長に対する自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請	資料編参照

第4節 広域応援計画

実施機関	県、市町村、県警察本部、消防機関、関係機関
------	-----------------------

第1 目的

大規模災害発生時においては、被害が広範囲にわたり発生し、被災市町村単独での対応は困難を極め、さらには県及び県内の機関をもってしても十分な対応ができない事態も想定される。

このような場合、被災を受けていない市町村、隣接県への協力依頼を始め、さらには国、自衛隊及び民間団体等に応援を要請し災害応急復旧対策を実施する。

また、広域応援協定等に基づく応援体制の実効性を検証するため、平時から大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要や状況に応じた各種訓練を実施する。

第2 県内各市における相互援助協定

- ◎ 災害時における相互応援協定 … 資料編参照

県内各市は、災害時において応援・協力活動等を円滑に行うため、上記協定を平成18年4月26日に締結した。

第3 広域消防相互応援協定

- ◎ 秋田県広域消防相互応援協定 … 資料編参照

各消防本部は、消防組織法の規定に基づく全県の消防機関が加入する上記協定に基づき広域的な支援が円滑に行うため、消防力の基準に従い消防防災施設や設備の整備に努める。

第4 北海道・東北8道県における相互応援協定

- ◎ 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定……資料編参照

- ◎ 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定細則…資料編参照

知事は、災害発生時において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

自主的な相互応援	<p>1 ヘリコプターを活用した緊急被災情報体制を確立し、被災道県の情報収集を行い、状況に応じた自主的、積極的な相互応援を行う。</p> <p>2 秋田県が被災した場合のヘリコプターによる緊急被災情報体制 正 … 岩手県、副 … 青森県</p>
実践的相互応援	<p>1 8道県の防災体制の連携強化と応急応援を迅速・円滑に行うため、応援調整道県を定めるとともに、被災道県の災害対策本部に応援調整道県より連絡調整員を派遣し、応援に係る連絡調整を行う。</p> <p>2 秋田県が被災した場合の応援調整道県 第1順位 … 岩手県、第2順位 … 青森県、第3順位 … 新潟県</p>
具体的な相互応援	各道県が応援可能とする具体的項目については、相互に資料を交換し、被災道県において必要な応援要請を迅速・的確に行う。
応援経費の負担	応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求められることができるものとする。

第5 全国知事会における相互応援協定

◎ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 … 資料編参照

知事は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく応援対策が十分に実施できない場合には、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく応援要請を全国知事会事務局に対して行う。

全国知事会事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館内

電話 03-5212-9000 (大代表)

FAX 03-5212-9141

【各ブロックの構成】

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

【実施事項】

広域応援	<ol style="list-style-type: none"> 被災県は、前の表の自ら所属するブロック知事会以外のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援（以下「広域応援」という。）を要請することができる。 所属するブロック知事会（以下「ブロック」という。）が複数ある都道府県については、被災県からの広域応援が要請された場合、重複しているブロックの間で協議のうえ、いずれかのブロックに属するものとして対応すべきことを決定するものとする。
ブロックによる広域応援の連絡調整	<ol style="list-style-type: none"> 広域応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県および副幹事県（以下「幹事県等」という。）を置く。 幹事県は、原則として各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。 幹事県は、被災県に対する広域応援を速やかに行うため、ブロック内の総合調整を行うものとする。 幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックは、協議のうえ、副幹事県を決定しておくものとする。 幹事県等がともに被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代わって職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。 各ブロックの幹事県は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県又は副幹事県を変更したときも同様とする。 全国知事会は、前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

連 絡 窓 口	<ol style="list-style-type: none"> 1 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。 2 各都道府県は、連絡担当部局を変更した場合には、速やかに全国知事会に報告するものとする。 3 全国知事会は、上記1及び2による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。
広 域 応 援 の 内 容	<p>広域応援の内容は、被災地における救援・救護および災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。</p>
広 域 応 援 の 要 請	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 資機材および物資等の品目並びにそれらの数量 (2) 施設、提供義務の種類又は斡旋の内容 (3) 職種及び人数 (4) 応援区域又は場所およびそれに至る経路 (5) 応援期間（見込みを含む。） (6) 上記(1)から(5)に掲げるもののほか必要な事項 2 前項の連絡および要請を受けた幹事県は、速やかに被災県の被害状況および広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。 3 全国知事会は、2の連絡を受けたときは、速やかに、各ブロックと調整を行ったうえで、被災県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県等及び被災県に、広域応援の内容を連絡するものとする。 4 広域応援計画で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。 5 上記1による要請をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。
経 費 の 負 担	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え支弁を求めることができるものとする。 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。
隣 接 県 に 対 す る 応 援 要 請	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災県は、隣接するブロックの一部の都道府県に対し応援を要請することができる。この場合において、被災県は応援を要請する都道府県名を指定して行うものとする。 2 上記1の応援（以下「ブロック外応援」という。）については、広域応援の内容及び広域応援（3を除く。）および経費の負担を準用する。 3 全国知事会は、被災県が指定した都道府県に対し、ブロック外応援の内容を伝えるとともに、協力方を要請するものとする。 4 上記3の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなければならない。

第6 東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援

- ◎ 東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ（資料編参照）
- 「東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ」により、県建設交通部は、大規模災害発生直後に、円滑かつ迅速な応急復旧を行うため、各関係機関の応援協力を得る体制の整備に努める。

第7 緊急消防援助隊

- ◎ 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（資料編参照）
- ◎ 秋田県緊急消防援助隊受援計画（資料編参照）

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という。）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

1 各部隊の構成・任務

指揮支援部隊	ヘリコプターにより迅速に現地に展開し、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を行う。
都道府県指揮隊	被災地における緊急消防援助隊は、都道府県単位で活動することから、都道府県隊の指揮や連絡調整を行う。
救助部隊	救助器具並びに高度救助用資機材を備え、要救助者の検索、救助活動を行う。
救急部隊	高度救命処置用資機材を備え、救急活動を行う。
消火部隊	大規模火災発生時の延焼防止等消火活動を行う。
後方支援部隊	各隊の活動を支援するために、給水設備・トイレ・寝具等を備えた車両により必要な補給活動を行う。
航空部隊	消防・防災ヘリコプターを用いて消防活動を行う。
水上部隊	消防艇を用いて消防活動を行う。
特殊災害部隊	石油・化学火災、毒劇物・放射性物質災害等特殊な災害へ対応するための消防活動を行う。
特殊装備部隊	特殊装備を使用して活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・はしご隊 ・水難救難隊 ・遠距離大量送水隊

2 指揮支援隊及び指揮支援部隊長

指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（「指揮者」）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

本県で災害が発生した場合における指揮支援隊及び指揮支援部隊長の所属する消防本部は次のとおり。

部隊長の所属する消防本部	指揮支援部隊が所属する消防本部		
仙台市消防局	仙台市消防局	札幌市消防局（代行）	東京消防庁
	横浜市消防局	川崎市消防局	新潟市消防局

※ 「（代行）」は、指揮支援部隊長代行の属する消防本部を表す。

3 応援要請

- (1) 災害発生市町村長等は、大規模な災害等に際し、自らの市町村（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断したときは、速やかに知事に連絡するものとする。

ただし、知事に連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して連絡するものとする。

- (2) 知事は、災害発生市町村長等からの応援要請連絡を受け、消防組織法第44条に基づき、災害の状況及び県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援を要請するものとする。

知事は、災害発生市町村長等からの応援要請の連絡がない場合であっても、代表消防機関又は代表消防機関代行等からの情報により、緊急消防援助隊の応援が必要と認めるときは、消防庁長官に対して応援要請するものとする。

4 出動計画

- (1) 本県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合における第一次出動都道府県隊（原則として第一次的に応援出動する都道府県隊）及び出動準備都道府県隊（大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県隊）は次のとおり。

第一次出動都道府県隊	出動準備都道府県隊
青森 岩手 宮城 山形	北海道 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川

- (2) 本県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合における航空部隊に係る第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊は次のとおり。

第一次出動都道府県隊		出動準備都道府県隊
情報収集航空部隊	救助・救急航空部隊	
青森県 栃木県	岩手県 宮城県 仙台市 山形県	北海道 札幌市 福島県 ①茨城県 群馬県 ③埼玉県 千葉市 東京 横浜市 川崎市 新潟県 ②富山県 石川県

※ 丸内数字：情報収集航空部隊の代替出動順位を示す。

5 受け入れ体制

被災市町村は、各応援部隊を円滑に受け入れるため受援体制を整備する。

知事は、緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、県、代表消防機関及び被災地消防本部の職員並びに指揮支援部隊長により構成される消防応援活動調整本部を設置する。

6 撤収

任務が収束に近づいたとき、被災地消防本部の指示により、緊急消防援助隊は撤収する。

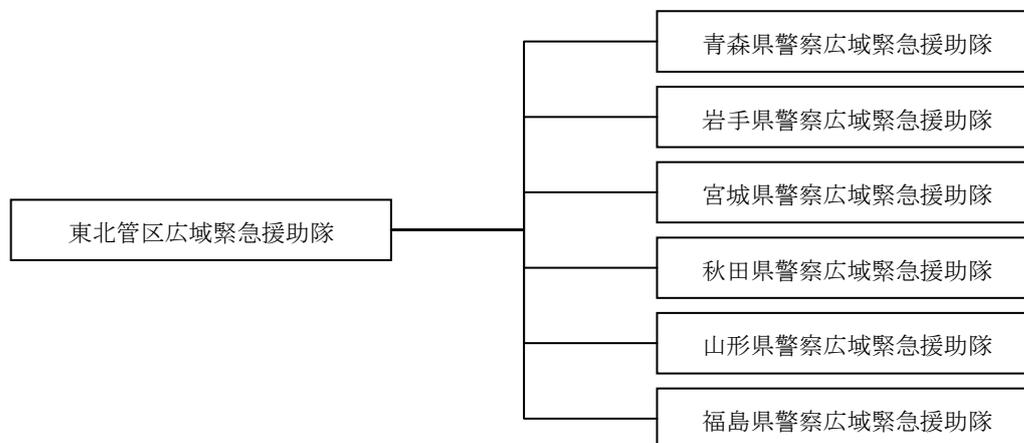
7 経費負担

被災地が負担する経費については、財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程（昭和62年2月27日財団法人全国市町村振興協会規程第26号）、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱（平成16年4月9日付け消防震第23号）等に定めるところによる。

第8 広域緊急援助隊

広域緊急援助隊は、大規模災害の発生に際し、迅速かつ効果的に対応するために各都道府県警察に組織された部隊である。

1 組織



2 任務

警備部隊	先行情報班	被災地等に直ちに先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報を収集し、警備本部などに報告する。
	救出救助班	速やかに被災地等へ赴き、被災者の救出活動、避難誘導などに当たる。
	隊本部班	食糧・飲料水等の管理及び配布、広報、被災県警察との連絡調整その他当該小隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。
交通部隊	先行情報班	交通対策班に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報を収集し、警備本部などへ報告する。
	交通対策班	緊急交通路として確保すべき道路の応急対策及び緊急交通路の交通規制とその担保措置並びに緊急通行車両の先導等に当たる。
	管理班	食糧・飲料水等の調達及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災県警察との連絡調整その他当該小隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。
刑事部隊	検視班	遺体安置場所での検視又は死体見分に当たる。
	遺族対策班	被災者の心情に配慮した上で、遺体安置場所での遺族等への遺体の引き渡しに当たるとともに、災害警備本部又は行方不明者相談所等相談業務担当部門と連携した上、遺族等に安否情報の提供を行う。

第9 災害時応援協定一覧

1 行政機関との協定

区分	協定等の名称	協定の相手方	協定締結年月日
国	災害派遣に関する秋田県知事と陸上自衛隊第21普通科連隊長との協定	陸上自衛隊第21普通科連隊	S46.1.16
	東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ	東北地方整備局、東北6県土木部、仙台市、東日本高速道路（株）東北支社	H21.3.26
	災害救助用資機材の保管及び使用に関する協定書	陸上自衛隊秋田駐屯地	H9.1.17
都道府県	通信施設の優先利用に関する協定	秋田県警察本部	S38.7.1
	消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定	北海道・東北8道県	H12.3.1
	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会、各地方知事会	H19.7.12
	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道・東北8道県	H19.11.8
市町村・消防機関	秋田空港における航空機事故に対する消火救難活動に関する協定	秋田市	S56.6.26
	秋田空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	河辺雄和地区消防地区消防一部事務組合	S56.6.26
	大館能代空港における航空機事故に対する消火救難活動に関する協定	鹿角広域行政組合、大館周辺広域市町村圏組合、鷹巣阿仁広域市町村圏組合、二ツ井町藤里町消防一部事務組合、能代地区消防一部事務組合、山本郡南部地区消防一部事務組合、五城目町	H10.7.16
	秋田県消防防災ヘリコプター応援協定	県内消防機関	H11.4.1

2 民間機関等との協定

区分	協定等の名称	協定の相手方	協定締結年月日
放送・報道	災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会秋田放送局 （株）秋田放送	S39.8.29 S40.1.16
		秋田テレビ（株） （株）エフエム秋田 秋田朝日放送（株）	S44.12.1 S60.3.29 H4.11.10
	災害時における報道要請に関する協定	秋田魁新報社、朝日新聞社秋田支局、読売新聞社秋田支局、毎日新聞社秋田支局、産経新聞社秋田支局、日本経済新聞社秋田支局、共同通信社秋田支局、時事通信社秋田支局、河北新報社秋田総局、北羽新報社	H9.11.10

救急救護	災害医療救護活動に関する協定	(社) 秋田県医師会	H8.5.31
	秋田空港及び大館能代空港の医療救護活動に関する協定	(社) 秋田県医師会	H10.7.18
	秋田 DMAT の派遣に関する協定書	平鹿総合病院	H22.5.12
		秋田組合総合病院	H22.5.17
		雄勝中央病院	〃
		日本赤十字社秋田県支部	H22.5.18
		県立脳血管研究センター	H22.5.31
由利組合総合病院	H22.6.23		
秋田大学医学部附属病院	H22.11.25		
輸送	緊急・救援輸送等に関する協定	(社) 秋田県トラック協会	H11.3.2
災害復旧	被災建築物応急危険度判定技術者の震災後の判定活動に関する協定書	(社) 秋田県建築士会	H8.5.21
	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	(社) プレハブ建築協会	H8.8.30
	日本水道協会東北地方支部災害時相互応援協定に関する協定書	日本水道協会地方支部・県支部	H18.3.23
	災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書	住宅金融公庫	H17.9.15
	災害時における応急対策業務に関する基本協定	(社) 秋田県建設業協会	H18.2.23
	災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定	秋田県建設産業団体連合会	H19.8.21
	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	秋田県産業廃棄物協会	H20.7.31
物資	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	(株) ローソン	H18.7.10
	災害時における飲料供給に関する協定	サントリーフーズ(株)	H18.11.29
	災害時における飲料供給に関する協定	みちのくコカ・コーラボトリング(株)	H19.8.8
	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	秋田県生活協同組合連合会	H19.11.28
	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	(株) ファミリーマート	H19.12.7
	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	秋田県石油商業協同組合、 秋田県石油商業組合	H21.3.27
	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	イオンリテール(株) 東北カンパニー、イオンスーパーセンター(株)、マックスバリュ東北(株)、(株) サンデー、(株) マイカル	H22.2.16

第5節 予報、警報等の発表・伝達計画

実施機関

秋田地方気象台、各機関

第1 計画の方針

気象、水防、火災に関する警報、注意報及び情報などの発表基準は、関係法令又は当該機関で定めるところによる。

また、関係機関は、情報伝達システムの信頼性向上や機能の高度化などに努め、情報伝達体制の充実強化を図る。

第2 気象に関する警報・注意報

秋田地方気象台は、気象・地象（地震にあつては、地震動に限る）・水象等の観測結果に基づき、警報及び注意報（津波警報・津波注意報及び噴火警報を除く）並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を発表し、防災関係機関等へ伝達するとともに、これらの機関や報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。その際、災害時要援護者への配慮に努め、かつ、住民にとって分かり易く伝達するよう努めるものとする。

また、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図るものとする。

1 種類・発表基準

気象に関する警報・注意報は気象業務法により、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、県内の市町村毎に発表される。また、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合もある。

次表に示す警報・注意報の種類と発表基準の数値は、秋田県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係に基づき定めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安ではあるが、先行降雨、季節、地域の特性、その他気象条件等を考慮して行うため、必ずしもこの基準によらない場合がある。

特に、大きな地震等が発生し、地盤が緩み土砂災害などの二次災害の発生が予測される場合は、大雨警報や注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

【気象警報の種類と発表基準】

名 称	発 表 基 準																		
暴 風 警 報	<p>暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。</p> <p>沿岸 … 平均風速 毎秒 18m 以上 (秋田：毎秒 19m 以上)</p> <p>内陸 … 平均風速 毎秒 15m 以上になると予想される場合。</p>																		
暴 風 雪 警 報	<p>雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>沿岸 … 雪を伴い平均風速 毎秒 18m 以上 (秋田：毎秒 19m 以上)</p> <p>内陸 … 雪を伴い平均風速 毎秒 15m 以上になると予想される場合。</p> <p>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p>																		
大 雨 警 報	<p>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には別表3のとおり。</p> <p>大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項を明記。</p>																		
大 雪 警 報	<p>大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。</p> <p>12時間の降雪の深さ</p> <p>沿岸の平野部(注1)・秋田市市街地 35cm 以上、山沿い(注2) 50cm 以上</p> <p>内陸の平野部 40cm 以上、山沿い 50cm 以上</p> <p>さらに、秋田市市街地では、6時間の降雪の深さが 25cm 以上になると予想される場合。</p> <p>細分区域ごとの基準値は、別表4 秋田県の大雪警報・注意報発表基準による。</p>																		
洪 水 警 報	<p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には別表5のとおり。</p> <p>対象となる重大な災害として、河川が増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による災害等。</p>																		
高 潮 警 報	<p>台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には潮位が次の標高以上の場合。</p> <table border="1" data-bbox="517 1489 1431 1624"> <thead> <tr> <th colspan="2">秋田中央地域</th> <th colspan="2">能代山本地域</th> <th colspan="2">本荘由利地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田市</td> <td>1.5m</td> <td>能代市・三種町</td> <td>1.5m</td> <td>由利本荘市</td> <td>1.5m</td> </tr> <tr> <td>男鹿市・潟上市</td> <td>1.4m</td> <td>八峰町</td> <td>1.3m</td> <td>にかほ市</td> <td>1.3m</td> </tr> </tbody> </table>	秋田中央地域		能代山本地域		本荘由利地域		秋田市	1.5m	能代市・三種町	1.5m	由利本荘市	1.5m	男鹿市・潟上市	1.4m	八峰町	1.3m	にかほ市	1.3m
秋田中央地域		能代山本地域		本荘由利地域															
秋田市	1.5m	能代市・三種町	1.5m	由利本荘市	1.5m														
男鹿市・潟上市	1.4m	八峰町	1.3m	にかほ市	1.3m														
波 浪 警 報	<p>風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。</p> <p>有義波高が 6m 以上になると予想される場合。</p>																		
浸 水 警 報 (注)	<p>浸水により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p>																		
地面現象警報(注)	<p>大雨等により山崩れ、地すべり等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p>																		

(注) 地面現象注意報(警報)及び浸水注意報(警報)は、その内容を他の気象注意報(警報)の本文に含めて行う。

別表3 大雨警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
秋田中央地域	秋田市	平坦地：R3=80、平坦地以外：R1=50	83
	男鹿市	R1=50	100
	潟上市	R1=50	102
	五城目町	平坦地：R1=50、平坦地以外：R1=70	108
	八郎潟町	平坦地：R3=70、平坦地以外：R1=50	116
	井川町	平坦地：R1=50、平坦地以外：R1=60	102
	大潟村	R1=50	—
能代山本地域	能代市	平坦地：R1=40、平坦地以外：R1=50	97
	藤里町	R1=60	92
	三種町	平坦地：R1=50、平坦地以外：R3=80	94
	八峰町	平坦地：R1=50、平坦地以外：R1=60	100
本荘由利地域	由利本荘市	平坦地：R1=50、平坦地以外：R1=70	93
	にかほ市	R1=60	102
北秋鹿角地域	大館市	平坦地：R3=70、平坦地以外：R1=70	106
	鹿角市	平坦地：R1=50、平坦地以外：R1=70	101
	北秋田市	平坦地：R1=50、平坦地以外：R1=70	101
	小坂町	R3=80	102
	上小阿仁村	R1=50	108
仙北平鹿地域	横手市	平坦地：R3=80、平坦地以外：R1=60	94
	大仙市	R1=60	99
	仙北市	平坦地：R3=70、平坦地以外：R1=70	102
	美郷町	平坦地：R1=50、平坦地以外：R1=70	102
湯沢雄勝地域	湯沢市	平坦地：R1=50、平坦地以外：R1=60	97
	羽後町	平坦地：R3=70、平坦地以外：R1=50	102
	東成瀬村	R3=100	117

※ 平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、（建物用地＋幹線交通用地）／（すべて－河川・湖沼・海浜・海水）として算出）が25パーセント以上の地域

※ 平坦地以外：上記以外の地域

※ R1は1時間雨量、R3は3時間雨量を表す。

※ 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

別表4 秋田県の大雪警報・注意報発表基準

注意報・警報の種類	細分区域名		発表基準		
	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	6時間 降雪の深さ	12時間 降雪の深さ	
大雪警報	沿岸	能代山本地域	平野部	-	35cm
			山沿い	-	50cm
		秋田中央地域	秋田市街地	25cm	35cm
			平野部	-	35cm
			山沿い	-	50cm
		本荘由利地域	平野部	-	35cm
	山沿い		-	50cm	
	内陸	北秋鹿角地域	平野部	-	40cm
			山沿い	-	50cm
		仙北平鹿地域	平野部	-	40cm
			山沿い	-	50cm
		湯沢雄勝地域	平野部	-	40cm
			山沿い	-	50cm
	大雪注意報	沿岸	能代山本地域	平野部	-
山沿い				-	25cm
秋田中央地域			秋田市街地	-	15cm
			平野部	-	15cm
			山沿い	-	25cm
本荘由利地域			平野部	-	15cm
		山沿い	-	25cm	
内陸		北秋鹿角地域	平野部	-	20cm
			山沿い	-	25cm
		仙北平鹿地域	平野部	-	20cm
			山沿い	-	25cm
		湯沢雄勝地域	平野部	-	20cm
			山沿い	-	25cm

別表5 洪水警報基準

市町村等を まとめた地域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
秋田中央地域	秋田市	平地：R3=80 平地以外：R1=50	岩見川流域=25、旭川流域=18、 新城川流域=10、馬踏川流域=8	—
	男鹿市	R1=50	八郎湖・船越水道流域=31、滝川流域=16	—
	潟上市	R1=50	豊川流域=17、八郎湖・船越水道流域=31、 馬踏川流域=8	—
	五城目町	平地：R1=50 平地以外：R1=70	馬場目川流域=18	—
	八郎潟町	平地：R3=70 平地以外：R1=50	馬場目川流域=18、八郎湖・船越水道流域=24	—
	井川町	平地：R1=50 平地以外：R1=60	井川流域=12、八郎湖・船越水道流域=31	—
	大潟村	R1=50	八郎湖・船越水道流域=15	—
能代山本地域	能代市	平地：R1=40 平地以外：R1=50	藤琴川流域=20、常盤川流域=9、 種梅川流域=13	—
	藤里町	R1=60	藤琴川流域=22、粕毛川流域=15	—
	三種町	平地：R1=50 平地以外：R3=80	小又川・三種川流域=14、 八郎湖・船越水道流域=23、鶴川流域=8	—
	八峰町	平地：R1=50 平地以外：R1=60	塙川流域=11、水沢川流域=11、真瀬川流域=12、 竹生川流域=9	—
本荘由利地域	由利本荘市	平地：R1=50 平地以外：R1=70	芋川流域=19、石沢川流域=16、笹子川流域=14、 衣川流域=15、西目川流域=9	—
	にかほ市	R1=60	白雪川流域=17、奈曾川流域=11、 鳥越川流域=10	—
北秋鹿角地域	大館市	平地：R3=70 平地以外：R1=70	長木川流域=14、早口川流域=14、犀川流域=9、 下内川流域=10、岩瀬川流域=11	—
	鹿角市	平地：R1=50 平地以外：R1=70	米代川流域=26、大湯川流域=17	—
	北秋田市	平地：R1=50 平地以外：R1=70	阿仁川流域=27、小阿仁川流域=24、 小猿部川流域=13	—
	小坂町	R3=80	小坂川流域=12	R3=70 かつ小坂川流域=6
	上小阿仁村	R1=50	小阿仁川流域=23、長滝沢・五反沢川流域=11	—
仙北平鹿地域	横手市	平地：R3=80 平地以外：R1=60	横手川流域=20、成瀬川流域=21、 楢岡川流域=10	平地：R3=50 かつ雄物川流域=24
	大仙市	R1=60	楢岡川流域=10、丸子川流域=18、淀川流域=12、 宮田又沢川流域=8	平地：R1=40 かつ雄物川流域=48
	仙北市	平地：R3=70 平地以外：R1=70	玉川流域=28、桧木内川流域=19、 入見内川流域=12、生保内川流域=8	—
	美郷町	平地：R1=50 平地以外：R1=70	丸子川流域=11	—
湯沢雄勝地域	湯沢市	平地：R1=50 平地以外：R1=60	役内川流域=20	—
	羽後町	平地：R3=70 平地以外：R1=50	石沢川流域=12、西馬音内川流域=9	—
	東成瀬村	R3=100	成瀬川流域=18	R3=60 かつ成瀬川流域=11

※ 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

【気象注意報の種類と発表基準】

名 称	発 表 基 準
大 雨 注 意 報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には別表6のとおり。
大 雪 注 意 報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 12時間の降雪の深さ 沿岸の平野部(注1)・秋田市市街地 15cm以上、山沿い(注2) 25cm以上 内陸の平野部 20cm以上、山沿い 25cm以上になると予想される場合。 細分区域ごとの基準値は、別表4 秋田県の大雪警報・注意報発表基準による。
強 風 注 意 報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 沿岸 … 平均風速 毎秒 12m 以上(秋田：毎秒 13m 以上) 内陸 … 平均風速 毎秒 10m 以上になると予想される場合。
風 雪 注 意 報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 沿岸 … 雪を伴い平均風速 毎秒 12m 以上(秋田：毎秒 13m 以上) 内陸 … 雪を伴い平均風速 毎秒 10m 以上になると予想される場合。
洪 水 注 意 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には別表7のとおり。
雷 注 意 報	落雷により災害が起こるおそれがあると予想される場合。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想され、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合。 1 実効湿度 65%以下、最小湿度 40%以下の2条件がともに予想される場合。 2 実効湿度 70%以下、平均風速：毎秒 10m 以上の2条件がともに予想される場合。
濃 霧 注 意 報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 見通し距離：陸上 100m 以下、海上 500m 以下になると予想される場合。
霜 注 意 報	霜によって農作物に著しい被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 早霜、晩霜期に最低気温がおおむね 2℃以下になると予想される場合。 ただし、早霜については農作物の生育を考慮し実施する。

<p>低温注意報</p>	<p>1 夏期…低温によって農作物に著しい被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4℃～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合。</p> <p>2 冬期…低温によって水道凍結などの大きな被害のおそれがあると予想され、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合。 (1) 秋田地方気象台で最低気温がマイナス7℃以下になると予想される場合。 (2) 秋田地方気象台で最低気温がマイナス5℃以下の日が数日続くと予想される場合。</p>																								
<p>着雪・着氷注意報</p>	<p>着雪・着氷が著しく、通信線や送電線に被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 大雪注意報の条件下で気温がマイナス2℃より高くなると予想される場合。</p>																								
<p>融雪注意報</p>	<p>融雪により被害が予想される場合。</p>																								
<p>なだれ注意報</p>	<p>なだれによって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合。 1 山沿いで24時間の降雪の深さが40cm以上になると予想される場合。 2 山沿いで積雪が50cm以上で日平均気温5℃以上の日が継続すると予想される場合。(注2)</p>																								
<p>高潮注意報</p>	<p>台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には潮位が次の標高以上の場合。</p> <table border="1" data-bbox="517 1171 1430 1368"> <thead> <tr> <th colspan="2">秋田中央地域</th> <th colspan="2">能代山本地域</th> <th colspan="2">本荘由利地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田市</td> <td></td> <td>能代市</td> <td></td> <td>由利本荘市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>男鹿市</td> <td>1.0m</td> <td>三種町</td> <td>1.0m</td> <td>にかほ市</td> <td>1.0m</td> </tr> <tr> <td>潟上市</td> <td></td> <td>八峰町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	秋田中央地域		能代山本地域		本荘由利地域		秋田市		能代市		由利本荘市		男鹿市	1.0m	三種町	1.0m	にかほ市	1.0m	潟上市		八峰町			
秋田中央地域		能代山本地域		本荘由利地域																					
秋田市		能代市		由利本荘市																					
男鹿市	1.0m	三種町	1.0m	にかほ市	1.0m																				
潟上市		八峰町																							
<p>波浪注意報</p>	<p>風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 有義波高が3m以上になると予想される場合。</p>																								
<p>浸水注意報（注3）</p>	<p>浸水により災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p>																								
<p>地面現象注意報（注3）</p>	<p>大雨等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p>																								

(注1) 「平野部」とは標高がおおよそ200m未満の地域

(注2) 「山沿い」とは標高がおおよそ200m以上の地域

(注3) 地面現象注意報（警報）及び浸水注意報（警報）は、その内容を他の気象注意報（警報）の本文に含めて行う。

別表6 大雨注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
秋田中央地域	秋田市	平坦地：R3=50、平坦地以外：R1=30	58
	男鹿市	R1=30	70
	潟上市	R1=30	71
	五城目町	平坦地：R1=30、平坦地以外：R1=40	75
	八郎潟町	平坦地：R3=50、平坦地以外：R1=30	81
	井川町	平坦地：R1=30、平坦地以外：R1=40	71
	大潟村	R1=40	106
能代山本地域	能代市	平坦地：R1=25、平坦地以外：R1=30	82
	藤里町	R1=40	78
	三種町	平坦地：R1=50、平坦地以外：R3=80	94
	八峰町	平坦地：R1=30、平坦地以外：R1=40	85
本荘由利地域	由利本荘市	平坦地：R1=30、平坦地以外：R1=40	65
	にかほ市	R1=40	71
北秋鹿角地域	大館市	平坦地：R3=40、平坦地以外：R1=40	74
	鹿角市	平坦地：R1=30、平坦地以外：R1=40	70
	北秋田市	平坦地：R1=30、平坦地以外：R1=40	70
	小坂町	R3=50	71
	上小阿仁村	R1=30	75
仙北平鹿地域	横手市	平坦地：R3=40、平坦地以外：R1=30	79
	大仙市	R1=30	84
	仙北市	平坦地：R3=50、平坦地以外：R1=40	86
	美郷町	平坦地：R1=25、平坦地以外：R1=30	86
湯沢雄勝地域	湯沢市	平坦地：R1=30、平坦地以外：R1=40	77
	羽後町	平坦地：R3=50、平坦地以外：R1=30	81
	東成瀬村	R3=70	93

※ 平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、(建物用地＋幹線交通用地)／(すべて一河川・湖沼・海浜・海水)として算出)が25パーセント以上の地域

※ 平坦地以外：上記以外の地域

※ R1は1時間雨量、R3は3時間雨量を表す。

※ 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

別表7 洪水注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
秋田中央地域	秋田市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=30	岩見川流域=20、旭川流域=10、 新城川流域=8、馬踏川流域=4	—
	男鹿市	R1=30	八郎湖・船越水道流域=17、滝川流域=11	—
	潟上市	R1=30	豊川流域=14、八郎湖・船越水道流域=25、 馬踏川流域=6	—
	五城目町	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	馬場目川流域=8	—
	八郎潟町	平地地：R3=50 平地地以外：R1=30	馬場目川流域=14、八郎湖・船越水道流域=14	—
	井川町	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	井川流域=10、八郎湖・船越水道流域=16	—
	大潟村	R1=40	八郎湖・船越水道流域=12	—
能代山本地域	能代市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=30	藤琴川流域=16、常盤川流域=7、 種梅川流域=7	—
	藤里町	R1=40	藤琴川流域=13、粕毛川流域=12	—
	三種町	平地地：R1=30 平地地以外：R3=50	小又川・三種川流域=7、 八郎湖・船越水道流域=18、鶴川流域=6	—
	八峰町	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	塙川流域=7、水沢川流域=7、真瀬川流域=10、 竹生川流域=7	—
本荘由利地域	由利本荘市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	芋川流域=12、石沢川流域=12、笹子川流域=12、 衣川流域=12、西目川流域=7	—
	にかほ市	R1=40	白雪川流域=14、奈曾川流域=6、 鳥越川流域=8	—
北秋鹿角地域	大館市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=40	長木川流域=11、早口川流域=11、犀川流域=7、 下内川流域=8、岩瀬川流域=9	—
	鹿角市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	米代川流域=14、大湯川流域=14	—
	北秋田市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	阿仁川流域=22、小阿仁川流域=14、 小猿部川流域=10	—
	小坂町	R3=50	小坂川流域=7	R3=40 かつ小坂川流域=6
	上小阿仁村	R1=30	小阿仁川流域=14、長滝沢・五反沢川流域=9	—
仙北平鹿地域	横手市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=30	横手川流域=13、成瀬川流域=13、 楢岡川流域=8	平地地：R3=30 かつ雄物川流域=24
	大仙市	R1=30	楢岡川流域=8、丸子川流域=11、淀川流域=7、 宮田又沢川流域=6	平地地：R1=25 かつ雄物川流域=48
	仙北市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	玉川流域=20、桧木内川流域=15、 入見内川流域=7、生保内川流域=6	—
	美郷町	平地地：R1=25 平地地以外：R1=30	丸子川流域=7	—
湯沢雄勝地域	湯沢市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	役内川流域=12	—
	羽後町	平地地：R3=50 平地地以外：R1=30	石沢川流域=10、西馬音内川流域=6	—
	東成瀬村	R3=70	成瀬川流域=14	R3=30 かつ成瀬川流域=11

※ 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

2 発表区域

気象に関する警報及び注意報は、次の細分区域で発表するが、大雨や洪水等の警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合もある。

沿岸とは、海岸線から概ね20海里(約37km)以内の海域を含む地域である。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
沿 岸	能代山本地域	能代市、藤里町、三種町、八峰町
	秋田中央地域	秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
	本荘由利地域	由利本荘市、にかほ市
内 陸	北秋鹿角地域	大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村
	仙北平鹿地域	横手市、大仙市、仙北市、美郷町
	湯沢雄勝地域	湯沢市、羽後町、東成瀬村

3 警報・注意報の切り替え

警報又は注意報の継続中、新たな警報・注意報の発表、又は変更が必要となったときは、警報又は注意報の切替えとして発表する。

4 警報・注意報の解除

警報及び注意報は、被害や重大な災害の起こるおそれがないと認められるときは解除する。

5 気象情報

台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、警報や注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報の内容を補完するために発表する。気象情報の種類は以下のとおり。

(1) 予告的な情報

- ア 警報や注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合。
- イ 少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合。

(2) 警報や注意報を補完する気象情報

- ア 警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合。
- イ 「記録的短時間大雨情報」は大雨警報を発表している気象条件下で、その地域で数年に一度程度発生するような記録的な短時間の大雨を観測し、より一層の警戒を呼びかける場合に発表する。
記録的短時間大雨情報の発表基準は、1時間雨量が100mm以上を観測した場合。

(3) 竜巻注意情報

雷注意報を発表中に、今まさに竜巻や発達した積乱雲に伴う激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断したときに、竜巻や発達した積乱雲に伴う激しい突風に注意を呼びかける情報。
簡潔な文章形式で、有効期間(発表から約1時間が目安)を明示。

【気象情報の参考例】**【Ⅰ】 警報・注意報の補完情報**

気象警報・注意報発表後に、現状と今後の気象経過の予測と解説、並びに防災上の警戒事項等を発表する。また、気象警報を補完するものとして、記録的短時間大雨情報などがある。

※ 秋田県における記録的短時間大雨情報の基準…1時間雨量：100mm以上を観測した場合

《例》 記録的短時間大雨情報

この情報は、現在の降雨がその地域が災害の発生に繋がるような、極めて希な豪雨であることを意味する。

この情報が発表された場合、県、市町村及び関係機関は、災害に繋がる事態が生じていることを認識し、直ちに非常警戒態勢に移行しなければならない。

【Ⅱ】 予告的な情報

- 1 台風、大雨、強風などが半日から数日前に予想される場合には注意喚起のため、これらに関する情報を発表する。
- 2 少雨、長雨、低温、日照不足などの気象現象が長期間続き、社会的・経済的に影響があると認められる場合、これらに関する情報を発表し注意をうながす。

【Ⅲ】 警報・注意報の解除や切替

大雨・強風など気象現象が終息し、被害や重大な災害の発生するおそれなくなったと認められるとき、警報から注意報へ切り替え、又は解除する。

【気象に関する警報・注意報発表の細分区域図】



第3 指定河川洪水予報

1 実施機関

気象業務法及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、秋田地方气象台、国土交通省東北地方整備局秋田・能代・湯沢の各河川国道事務所が共同し指定河川洪水予報を発表する。

2 洪水予報の種類・発表基準

洪水注意報	はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
洪水警報	はん濫警戒情報	避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれのあるとき、 又は、はん濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき。
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達したとき。
	はん濫発生情報	はん濫を確認したとき。

3 洪水予報の実施区間及び基準地点

河川名	実施区間	洪水予報 基準地点	担当官署名
雄物川上流 (横手川及び丸子川を含む)	雄物川上流 左岸 秋田県湯沢市小野字芋ヶ沢地先から 秋田県大仙市正手沢字サドノ沢地先まで 右岸 秋田県湯沢市小野字可成沢地先から 秋田県大仙市協和小種字川口比丘島地先まで	岩 館 柳 田 橋 雄物川橋 大 曲 橋 神 宮 寺	国土交通省 湯沢河川国道事務所 秋田地方气象台
	横手川 左岸 秋田県大仙市藤木丙字大久保44番地から 雄物川合流点まで 右岸 秋田県大仙市角間川町下中町73番地から 雄物川への合流点まで	大 曲 橋	
	丸子川 左右岸 秋田県大仙市大曲浜松8番の18地先の国道橋下 流端から 雄物川合流点まで	大 曲 橋	
支川 皆 瀬 川	左岸 秋田県横手市増田町戸波字関根地先から 雄物川合流点まで 右岸 秋田県湯沢市駒形町字三又古川尻地先から 雄物川合流点まで	岩 崎 橋	
支川 玉 川	左岸 秋田県大仙市長野字開地先から 雄物川合流点まで 右岸 秋田県大仙市長野字八乙女地先から 雄物川合流点まで	長 野	
雄物川下流	左岸 秋田県秋田市雄和萱ヶ沢字芳ヶ沢地先から 日本海まで 右岸 秋田県秋田市雄和向野字桔梗台地先から 日本海まで	椿 川	国土交通省 秋田河川国道事務所
子 吉 川	左岸 秋田県由利本荘市 吉沢字堰根川原2番の11地先から 日本海まで 右岸 秋田県由利本荘市吉沢字百地2番地先から 日本海まで	明 法	秋田地方气象台

米代川 (藤琴川を含む)	米代川 左岸 秋田県大館市比内町扇田字本道端 77 番地先から 日本海まで 右岸 秋田県大館市山館字大樽木地先から 日本海まで	十二所 鷹巣 二ツ井 向能代	国土交通省 能代河川国道事務所 秋田地方气象台
	藤琴川 左岸 秋田県能代市二ツ井町荷上場字荒田 9 番地先 (高岩橋下流) から 米代川合流点まで 右岸 秋田県能代市二ツ井町荷上場字岩堰 31 番地先 (高岩橋下流) から 米代川合流点まで	二ツ井	

(平成 22 年度 秋田県水防計画)

第4 火災気象通報

気象庁(秋田地方气象台)は、消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときは、その状況を直ちに知事に通報しなければならない。知事は、気象庁からこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

通報基準	1 最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下の見込みのとき。
	2 実効湿度 70%以下で、平均風速 8m/s 以上の見込みのとき。
	3 平均風速が沿岸 12m/s (秋田は 13m/s) 以上、内陸 10m/s 以上の見込みのとき。

(注) 雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

第5 火災警報

市町村長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。この火災に関する警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

また、市町村は、火災に関する警報の発令基準等について、地域防災計画に定めておくものとする。

第6 警報等の受領

1 気象に関する警報・注意報等

気象業務法に基づく気象警報、注意報及び情報は総務部総合防災課が受領する。

総合防災課の受信者は、防災情報提供システムの受信証送信画面に氏名を入力し、秋田地方气象台に送信する。

气象台はこれを受信し、県が受領したものとする。

2 火災気象通報

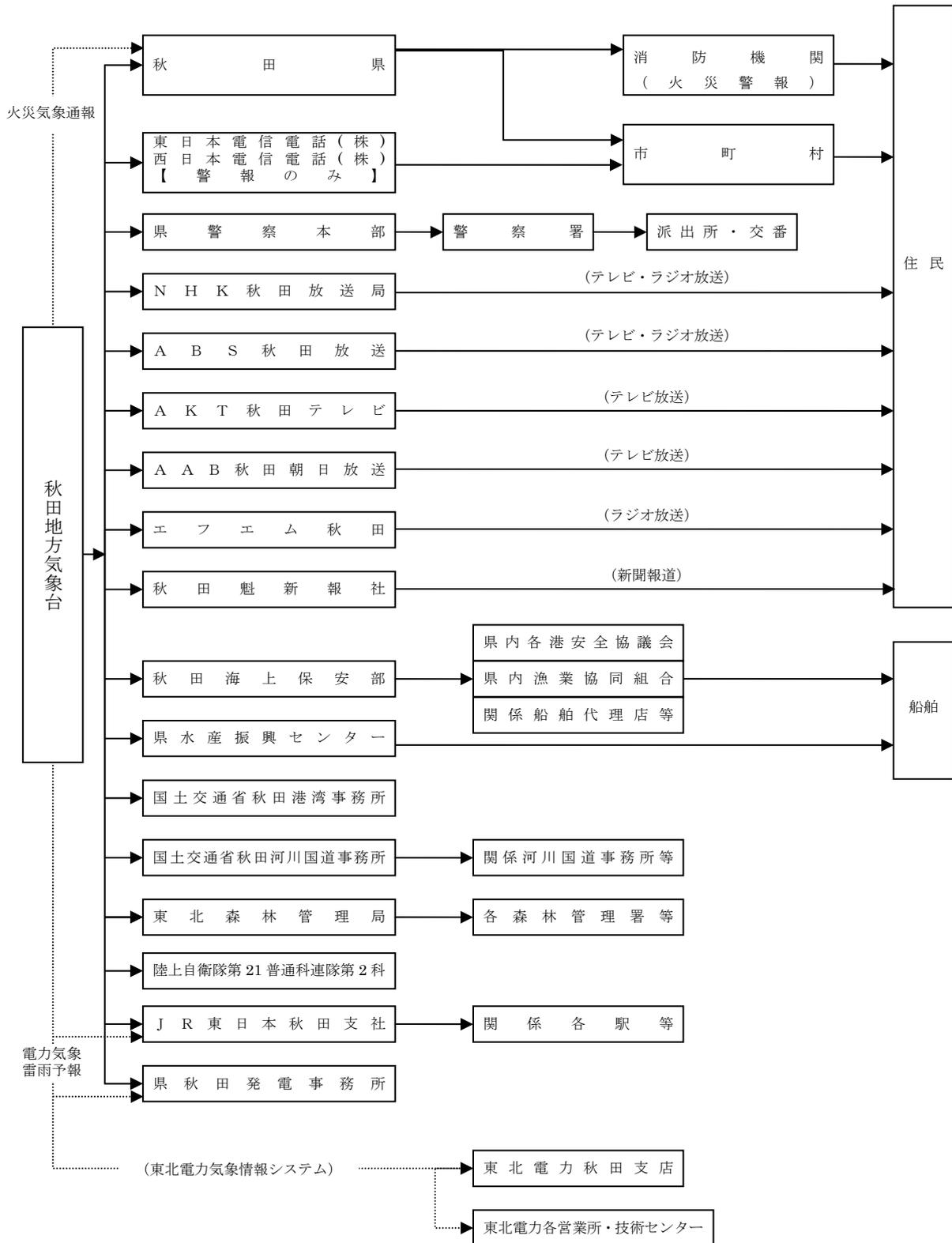
消防法第 22 条に基づく火災気象通報は、総務部総合防災課が受領する。

受領方法は気象警報と同様とする。

3 水防警報

水防法に基づく水防警報は、国土交通省秋田・能代・湯沢の各河川国道事務所、及び秋田地方气象台から建設交通部河川砂防課が受領する。

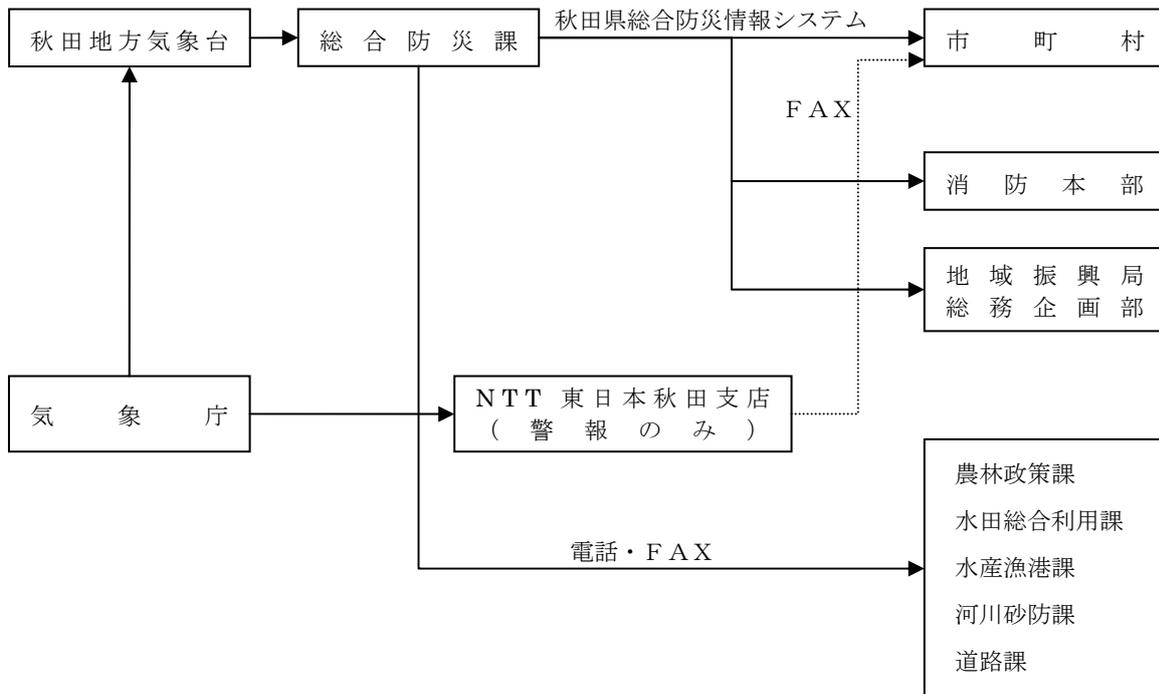
【気象関係警報・注意報・情報等の伝達系統図】



【県における気象警報・注意報等の伝達系統図】

県では、秋田地方気象台から受理した気象警報・注意報等を、県総合防災情報システムにより市町村等に自動送信している。

また、庁内関係各課には、勤務時間内は総合防災課員が、夜間及び休日は宿日直員が電話又はFAXで伝達する。



第6節 災害情報の収集・伝達計画

実施機関	各機関
------	-----

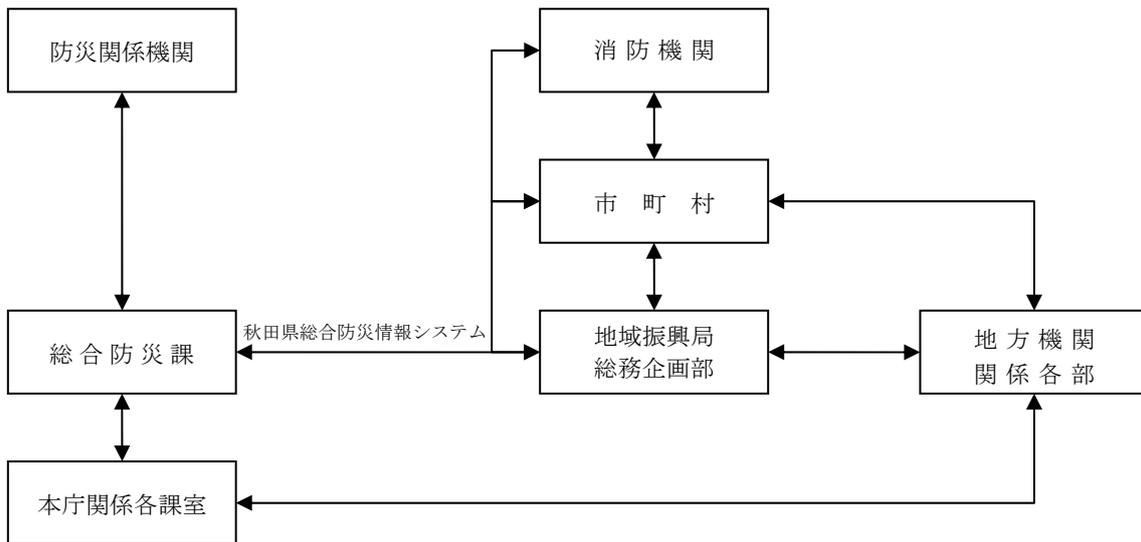
第1 計画の方針

災害発生時において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講ずる上で災害情報の収集・伝達は最も重要であり、県、市町村及び防災関係機関が発表する広報は、被災地における混乱を防止し、かつ民心を安定させるため重要な役割を担うこととなり、県、市町村及び防災関係機関は地震災害に関する情報の収集・伝達について相互に緊密な連携保持に努め、かつ収集した情報の共有化を図るものとする。

第2 情報の優先度及び伝達系統

- 1 被害情報は、死者、行方不明者及び負傷者、救出・救助の状況並びにライフライン被害など、人命・財産など生活に直接係わるものを最優先する。
- 2 県及び市町村並びに防災関係機関は、次により所掌する業務に関する被害情報の収集活動を行うものとする。
 - (1) 航空機による目視・空撮などによる情報収集
 - (2) 被害規模に関する概括的な情報の上部機関への報告
 - (3) 災害応急活動に関する相互に緊密な情報交換

【災害情報の収集・伝達系統図】



第4 洪水予報

1 国が発表する洪水予報

指定河川	8河川 … 米代川、藤琴川、雄物川、皆瀬川、玉川、横手川、丸子川、子吉川
通知内容 通知先等	<p>国土交通大臣は、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済に重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した8河川について、気象庁長官と共同し洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫後においては水位若しくは流量、又は氾濫により浸水想定区域及びその水深を示して当該河川の状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて発表する。</p> <p>通知を受けた知事は、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、受けた通知に係る事項を通知する。</p>

2 県が発表する洪水予報

指定河川	国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で、洪水により相当な被害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川
通知内容 通知先等	知事は、上記指定河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示し直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて発表する。

第5 水位情報

1 国が発表する水位情報

指定河川	2河川 … 成瀬川、石沢川
通知内容 通知先等	<p>国土交通大臣は、洪水予報河川以外の河川のうち、直轄河川で国民経済に重大な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した上記2河川について、避難判断水位（注）を定め、その水位に達したときは、知事に当該河川の水位又は流量を示して通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、これを一般に周知する。</p> <p>（注）避難判断水位（水防法第13条に規定される特別警戒水位）</p>

2 県が発表する水位情報

指定河川	30河川 … 米代川、富士川、大湯川、小坂川、阿仁川、長木川、下内川、小阿仁川、小猿部川、綴子川、藤琴川、太平川、旭川、草生津川、猿田川、新城川、岩見川、丸子川、福部内川、窪堰川、川口川、矢島川、斉内川、玉川、桧木内川、横手川、役内川、芋川、馬場目川、三種川
通知内容 通知先等	<p>知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、都道府県の管理河川において経済上相当な被害が生ずるおそれがあるものと想定した上記30河川について、避難判断水位（注）を定め、これらの河川がその水位に達したときは、水防管理者及び量水標管理者に当該河川の水位又は流量を示して直ちに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</p> <p>（注）避難判断水位（水防法第13条に規定される特別警戒水位）</p>

第6 浸水想定区域の公表

1 浸水想定区域の指定

国土交通大臣又は知事は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、洪水予報河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域として指定するとともに、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、関係市町村に通知する。

2 洪水ハザードマップの作成

市町村は、国及び県から浸水想定区域の指定があったときは、洪水ハザードマップを作成・配布し、住民説明会を実施する。

市町村は、地域防災計画に浸水想定区域、洪水予報の伝達手段、避難誘導の方法、避難場所及び避難所を定めるものとする。

また、浸水想定区域内に地下街、災害時要援護者などが入居している社会福祉施設等があるときは、これら施設の名称及び所在地を掲載し、周辺住民への周知を図る。

【指定河川の浸水想定区域の公表】

(平成22年3月末現在)

水系名	河川名	指定公表年月日
子吉川水系	子吉川	平成13年7月31日
	石沢川	平成18年3月30日
	芋川	平成20年4月18日
雄物川水系	雄物川	平成14年6月28日
	玉川(直轄管理区間)	平成14年6月28日
	皆瀬川	平成14年6月28日
	成瀬川	平成18年3月30日
	太平川	平成17年9月30日
	旭川	平成17年9月30日
	草生津川	平成18年6月30日
	横手川	平成18年6月30日
	新城川	平成20年4月18日
	岩見川	平成20年10月31日
	丸子川	平成20年4月18日
	福部内川	平成20年4月18日
	斉内川	平成20年6月6日
	窪堰川	平成20年6月6日
	川口川	平成20年6月6日
	矢島川	平成20年6月6日
	玉川(県管理区間)	平成20年4月18日
	桧木内川	平成20年4月18日
	役内川	平成20年10月31日
猿田川	平成21年7月24日	

米代川水系	米代川（直轄管理区間）	平成14年7月26日
	長木川	平成18年6月30日
	福土川	平成19年6月15日
	大湯川	平成20年4月18日
	下内川	平成20年10月31日
	米代川（県管理区間）	平成21年3月6日
	小坂川	平成21年3月6日
	藤琴川	平成21年6月16日
	阿仁川	平成21年8月14日
	小阿仁川	平成21年8月14日
	小猿部川	平成21年8月14日
	綴子川	平成21年8月14日
馬場目川水系	三種川	平成18年10月24日
	馬場目川	平成21年7月24日

第7 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まったとき、秋田地方气象台と県は、土砂災害警戒情報を市町村長に発表する。市町村長は、土砂災害警戒情報を受け、これを直ちに市町村防災行政無線で住民等に広報し、住民等に対する避難情報の発信や災害応急対応が適時適切に行えるよう情報の収集に努めるとともに、国、県及び関係機関との連携・協力体勢の整備を図るものとする。

第8 異常現象発見時の措置

1 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、速やかに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。また、通報を受けた市町村長等は速やかに秋田地方气象台、県その他関係機関に通報する。

2 被害の発生が予測される場合

雨量、水位等の観測者は、被害発生のおそれがある現象、又は前兆現象を観測・察知したときは、直ちに管轄の市町村長に報告する。

【通報が必要な異常現象】

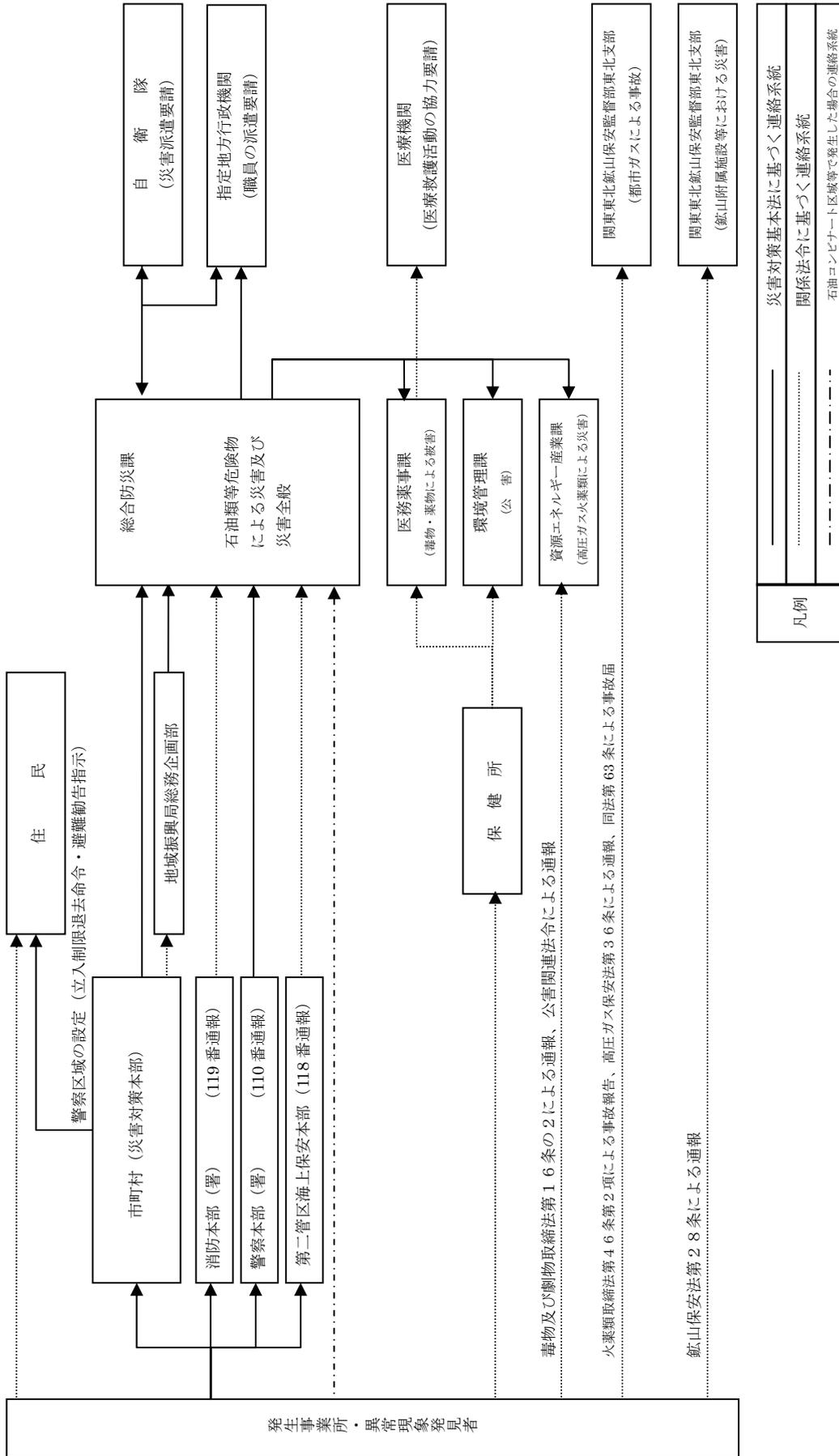
事項		異常現象
気象		著しく異常な気象現象（竜巻、大粒な降雹 ^{ひょう} など）
地象	火山	1 噴火現象及びこれに伴う降灰砂等 2 火山地域での地震の群発、鳴動の発生、顕著な地形変化・湧水の異常変化・地温の上昇及びこれに伴う草木の立枯等 3 噴気、噴煙の発生又は顕著な異常変化 4 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常現象
	地震	群発地震
水象		異常潮位又は異常波浪

第9 特殊災害に関する情報

大規模火災、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両、船舶事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は次によるものとする。

なお、石油コンビナート等の危険物（毒物・劇物を含む）に関する特殊災害に対する措置等については、「秋田県石油コンビナート等防災計画」を参照のこと。

【特殊災害発生時の連絡系統図】



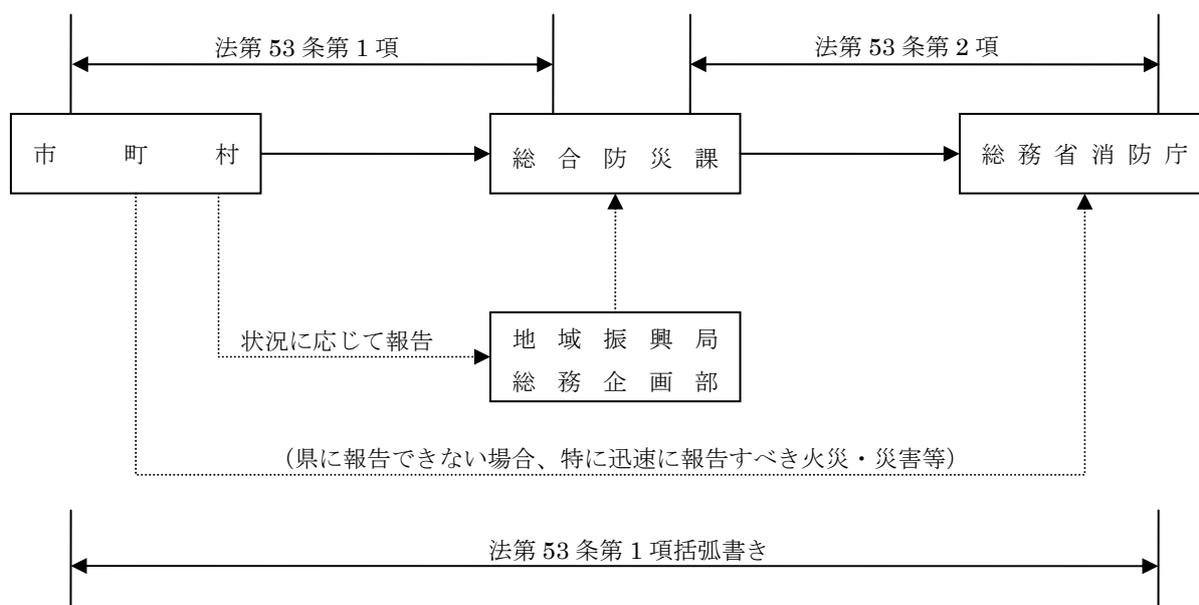
第10 被害報告

1 市町村（消防機関）

市町村は災害（火災を除く）が発生したときは、次の区分により所定の様式で、県総合防災課（災害対策本部を設置している場合は、当該災害対策本部等）へ報告する。

ただし、県総合防災課に報告できないとき、または、特に迅速に報告すべき火災・災害等については総務省消防庁へ直接報告する。

【災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告系統図】



【総務省消防庁連絡先】

時間帯		平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外)・休日
報告先		応急対策室	宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	*-90-49013	*-90-49102
	FAX	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036

*各団体の交換機の特番

(問い合わせ先)

総務省消防庁国民保護・防災部 応急対策室 03-5253-7527

◎ 災害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、1号様式を用いて報告する。

【例】第1報で死傷者の有無等を報告する場合

災害の概況

- ・発生場所
- ・発生日時

当該災害が発生した具体的な地名（地域名）及び日時を記入する。

災害種別概況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。

特に、人的被害及び住家被害に重点をおく。

風水害	降雨状況及び河川の氾濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流など
雪害	降雪状況、積雪深、雪崩、溢水など
火山	噴火の状況、溶岩流、火砕流、溶岩ドーム、泥流、火山弾、降灰など
その他	これらに類する災害の概況

◎ 応急対策の状況

当該災害に対する、市町村及び消防機関が講じた具体的な措置とする。

避難勧告・避難指示を行った場合、日時、対象避難範囲又は地区、避難世帯・人数などとする。

◎ 災害即報

被害状況が判明次第、その状況を2号様式により報告する。

ただし、被害額は省略することができる。

◎ 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に2号様式（確定）により報告する。

◎ 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、翌年4月1日現在で明らかになったものを3号様式により翌年の4月30日までに総務省消防庁へ報告する。

ただし、査定、調査等により被害額が確定したものとする。

（報告の様式）

(1) 災害概況報告

1 号様式

（ ）受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第 1 報については原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載し報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すること。)

(2) 被害状況即報・災害確定報告

2号様式

市町村			区 分			被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		第 報 (月 日 時現在)	そ の 他	田	流失・埋没	ha	
					畑	冠 水	ha	
		報告者氏名	田		流失・埋没	ha		
			畑		冠 水	ha		
			文教施設		箇所			
			病 院		箇所			
			道 路		箇所			
			橋りょう		箇所			
			河 川	箇所				
			港 湾	箇所				
			砂 防	箇所				
			清掃施設	箇所				
			崖くずれ	箇所				
			鉄道不通	箇所				
			被害船舶	隻				
			水 道	戸				
			電 話	回線				
			電 気	戸				
			ガ ス	戸				
			ブロック塀等	箇所				
			農地・農業用施設	箇所				
			り災世帯数		世帯			
			り災者数		人			
			火 災 発 生	建 物	件			
				危 険 物	件			
				そ の 他	件			
市町村	区 分		被 害					
	人 的 被 害	死 者	人					
行方不明者		人						
負傷者		重 傷	人					
		軽 傷	人					
住 家 被 害	全 壊		棟					
			世帯					
			人					
	半 壊		棟					
			世帯					
			人					
	一部損壊		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
床下浸水		棟						
		世帯						
		人						
非 住 家	公共建物		棟					
	そ の 他		棟					

区 分		被 害		備 考	
公立文教施設	千円			1. 災害発生場所	
農林水産施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小 計	千円				
そ の 他	農産被害	千円		2. 災害発生年月日	
	林産被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円		3. 災害の種類概況	
	住家被害	千円			
	非住家被害	千円			
	そ の 他	千円			
被害総額	千円				
市 町 村 災 害 対 策 本 部	名 称			4. 消防機関の活動状況	
	設 置	月	日		時
	解 散	月	日		時
消防職員出動延人数				5. 避難の勧告、指示の状況	
消防団員出動延人数					
				6. その他	

（注）即報にあつては被害額を省略することができる。

(3) 災害年報

3号様式

市町村名

区分			市町村名					計	
災害名 発生年月日									
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	水道	箇所							
清掃施設	箇所								

区分		災害名							計
		発生年月日							
その他	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	船舶被害	隻							
	水道被害	戸							
	通信被害	回線							
	電気被害	戸							
	ガス被害	戸							
	ブロック塀等	箇所							
り災世帯数		世帯							
り災者数		人							
公立文教施設		千円							
農林水産業施設		千円							
公共土木施設		千円							
その他公共施設		千円							
小計		千円							
公共施設被害 市町村数		団体							
その他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
	住家被害	千円							
	非住家被害	千円							
		その他	千円						
被害総額		千円							
市町村災害対策本部		設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
		解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
消防職員出動延人数									
消防団員出動延人数									

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

所掌事務又は業務に関する県内の災害状況を県に報告する。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害発生の日時
- (3) 災害発生場所又は地域
- (4) 災害の程度（事項別内訳・被害程度）
- (5) 応急措置（事前措置を含む）の概要
- (6) 復旧状況
- (7) 今後の措置・方針
- (8) 災害対策本部設置の有無
- (9) その他必要と認める事項

3 県本庁及び地方機関

(1) 県本庁

各課は、関係地方機関を通じて市町村の被害状況を掌握し、各部署の主管課（建設交通部は河川砂防課）がとりまとめ総合防災課に報告する。

(2) 各地方機関

所管事項を市町村単位の被害状況にとりまとめ、県本庁関係各課に報告する。

4 総務省消防庁への報告

報告先	国民保護・防災部防災課 応急対策室
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。 3 災害が2都道府県以上にまたがるもので、秋田県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合、同一災害で大きな被害を生じているもの。 4 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。 5 災害による被害が当初は軽微であっても、今後1～4の要件に該当する災害に拡大するおそれのあるもの。 6 その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

5 厚生労働省への報告

報告先	総務課災害救助・救援対策室
報告事項	<p>1 次に掲げる程度の災害が発生した場合は、速やかに厚生労働省に報告する。</p> <p>(1) 災害救助法の適用基準に該当するもの。</p> <p>(2) 災害による被害が当初軽微であっても、被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する見込みのもの。</p> <p>(3) 被害が軽微であっても、全体的に大規模な同一災害であり、被害が2都道府県以上にまたがり広域にわたるもの。</p> <p>(4) その他、特に報告の必要があると判断したもの。</p> <p>2 報告の種類、時期及び内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 事前報告 災害の発生が予想され待機の体制をとった場合は、災害が予想される日時、場所、規模、見通し及びその対策等について報告する。</p> <p>(2) 発生報告 災害発生日時、地域名、災害の原因、災害発生時の被害状況、災害救助法適用の有無、既実施した措置及び今後の措置等について、災害発生の直後に報告する。</p> <p>(3) 中間報告 災害発生日時、場所、災害の原因、被害状況、災害救助法適用市町村及び適用月日、応急救助の実施状況等を災害救助法適用市町村の指定が完了した後に報告する。</p> <p>(4) 決定報告 災害発生日時、場所、災害の原因、確定した被害状況、災害救助法適用市町村及び適用月日等、応急救助の実施状況及び救助費概算額等を報告する。</p>

第11 被害の認定基準

人的被害		
用語		被害程度の認定基準
死者		当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者
行方不明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
負傷者	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療で治癒できる見込みの者

住家被害		
用語		被害程度の認定基準
住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
全壊、全焼 又は流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の被害額(復旧費相当額)がその住家の再建築価格の50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊		半壊であって、構造耐力上主要な部分(建築基準法第1条第3号に規定)の補修等を行わなければ、当該住宅に居住が困難であると認められるもの、 1 損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの。 2 住宅の主要な構成要素経済的損失が、住宅全体の40%以上50%未満のもの。
半壊又は半焼		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額(復旧費相当額)がその住家の再建築価格20%以上50%未満のものとする。
一部破損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。
床上浸水		浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

非住家被害		
用語		被害程度の認定基準
非住家		住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物		例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。
その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
被害の程度		非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

その他の被害		
用語		被害程度の認定基準
田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
	冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び第6項に規定する施設とする。
砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
急傾斜地		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する施設とする。
地すべり		地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通		鉄道の運行が不能となった程度の被害をいう。
被害船舶		櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
電話		通信施設の被害により、電話が不通になった回線数とする。
水道		上水道及び簡易水道施設の被害により断水した戸数とする。
電気		電力施設の被害により、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
ガス		一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
ブロック塀		倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。
報告上の注意		水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。

被害金額	
用語	被害程度の認定基準
公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和22年法律第247号)による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。 例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ書きするものとする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば海苔、魚貝、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

り災世帯・り災者	
用語	被害程度の認定基準
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

火災	
用語	被害程度の認定基準
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。

第7節 孤立地区対策計画

実施機関

県各部局、市町村、関係機関

第1 計画の方針

県及び市町村は、災害による孤立想定地区（中山間地集落、限界集落等）を地域防災計画に定め、これら地区等の孤立予防対策として、道路・橋梁等の耐震化、通信施設などの公共施設の改修又は防護対策、道路バイパスの整備や地すべりや雪崩発生危険箇所など、いわゆる災害危険箇所における危険防止対策等を計画的に実施するものとする。

さらに、孤立想定地区の公共施設を備蓄倉庫として活用し、水・食料品、生活用品など緊急物資の備蓄に努める。また、人口の減少が著しく急速に高齢化が進む中山間地の集落、いわゆる限界集落については、定期的な巡回・指導に併せ、住民の健康や生活面などの把握に努め、これらの実態を踏まえたきめ細かな対策が必要である。

第2 交通路の確保

国、県及び市町村の道路管理者、並びに東日本高速道路などの機関は、大雨に伴う洪水や土砂災害、雪崩等の発生を想定し、これらに関する気象情報が発表された場合は、警察や運輸関係機関等と連携し、災害危険箇所の巡視を強化する。

巡視により土砂崩れ、冠水、雪崩等を確認した場合、又は土砂災害等が発生するおそれがある亀裂などを確認した場合には、県・市町村及び関係機関等と連絡調整の上、早期復旧体制の整備と二次災害の防止対策を実施する。また、想定している迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

なお、迂回路の確保ができない場合、さらに通信施設が被災し連絡手段が断たれ集落又は地区の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報収集、連絡・支援体制を整備する。さらに、航空機と地上から被害調査を実施し、これらの調査結果を総合的に検討し、応急復旧の手段の選定と仮復旧期間を算出の上、直ちに交通路の応急復旧に着手する。

第3 通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替え通信機器の整備に努める。

県及び市町村は、一般公衆電話施設が被災した通信の途絶を想定し、バックアップ機器として災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。また、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と発電機燃料の備蓄に努める。

第4 電力の確保

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定した移動自家発電機器などの配備に努める。

県及び市町村は、小型可搬型自家発電機を緊急物資備蓄品目に指定し、計画的な整備に努める。

第5 救急患者の搬送

救急患者が発生した場合、消防防災ヘリコプターによる患者搬送を行う。

また、状況に応じて関係機関に航空機の派遣を要請する。

県及び市町村は、孤立集落内又は地区の近隣に臨時ヘリポート設置し、識別できる標識等を設置する。

第6 緊急物資の備蓄

市町村は、想定孤立集落又は地区をブロックに区切り、それぞれのブロックごとに、次の緊急物資の備蓄に努める。

	品目・用途等	備 考
飲 料 水	ミネラルウォーター、お茶など	
給 水 用 品	浄水器、給水用ポリ容器・ポリ袋	
食 料 品	1 米 2 保存食品 即席麺、缶詰、瓶詰め、自家用漬け物、乾燥野菜、塩干魚、豆・海草類など 3 乳児用ミルク 4 その他	
生 活 雑 貨	日用雑貨品、下着、防寒着等	
冷 暖 房 器 具	ストーブ、温風ファン、携帯カイロ、扇風機等	停電時に使用できる暖房器具など
燃 料	暖房用、炊事用、発電機用	
医 薬 品	風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏・包帯等	
そ の 他	必要雑貨	

第7 し尿、ごみの処理

洪水、又は積雪時において、汲み取り運搬車の運行不能を想定し、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定し、予め標識を設けておくこと。

ごみは、環境衛生上支障のない場所を指定し、集積しておくこと。

第8節 通信運用計画

実施機関	NTT 東日本秋田支店、NTT ドコモ東北支社秋田支店、NHK 秋田放送局、ABS 秋田放送、AKT 秋田テレビ、AAB 秋田朝日放送、エフエム秋田、県総務部、県警察本部、市町村、消防機関
-------------	--

第1 計画の方針

県、市町村及び関係機関は、被害情報の収集、並びに応急対策に必要な指示、命令、報告などの重要通信を迅速・的確に実施するため、通信システムの徹底した維持管理、機能の高度化に努めるとともに、訓練を通じ通信システムの機能及び運用体制を検証し、これを各機関における通信運用計画に反映させる。

第2 通信の確保

1 県

県は、災害発生後直ちに情報通信機器の作動確認を行うとともに、損壊又は故障が生じた施設の復旧を早急に行うものとする。

また、被災状況に応じ、発着信統制などの機能を効果的に活用し、通信上の輻輳や混乱防止に努める。

2 市町村・防災関係機関

市町村機関及び防災関係機関は、それぞれが所管する通信の確保に必要な措置を県の例に準じて講ずるものとする。

第3 他機関の通信施設の利用

大規模災害により通信の確保が困難となったとき防災関係機関は、他の機関の設置する専用通信施設を利用して通信の確保を図ることができる。

1 利用できる通信施設

- (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、電気通信事業者の承認を受けた災害時優先電話
- (2) 地域の孤立防止のため、市町村役場等に常設の孤立防止用衛星通信装置
- (3) 被災地の避難所（施設）等に設置された有線、又は可搬型衛星通信装置による特設電話

2 防災相互通信用無線

災害時に県及び市町村等が現地で防災関係機関と直接無線連絡を必要とする場合に使用する。

防災相互通信用無線機の使用の際には、お互いに協議するものとする。

3 非常通信

災害等により一般通信系が被害を受け、不通又はこれを利用することが著しく困難な場合は、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用し、電波法（昭和25年法律第131号）の定めるところにより、非常通信により防災業務を遂行する。

なお、非常通信を行った場合は、速やかに東北総合通信局に報告する。

第4 放送局に対する放送要請

災害により電気通信設備又は無線設備が損壊等を受け、通信機能が停止した場合又は著しく通信が困難な状況において、避難情報など住民の安全確保に係わる重要な情報伝達が必要であるとき、知事は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、協定各社にこれら重要情報の放送を要請することができる。

第5 通信規制

災害発生時における通信の輻輳軽減と円滑な情報伝達を図るため、通信施設の管理者は必要に応じ通信規制など、適切な措置を講ずる。

第6 通信及び放送施設の応急復旧対策

1 通信施設

秋田県総合防災情報システム	
基本方針	通信施設への防護対策の強化、通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、適切な措置による障害の早期復旧に努める。 また、県と市町村及び防災関係機関相互の無線通信の確保に努める。
応急復旧対策	災害の発生が予想される場合の措置 1 要員の確保 2 予備電源用燃料の確保 3 機器作動状態の監視強化 4 局舎、機器等の保護強化
通信施設が被災した場合の措置	1 職員等による仮復旧の実施 2 移動局による臨時無線回線の設定 3 復旧工事に伴う要員の確保

警察無線	
基本方針	災害発生時における警察通信の途絶を防止し、その確保を図る。
応急復旧対策	1 警察通信施設の被害実態の把握 警察本部、各警察署に収容設置されている全電話回線及び全無線電話について早期被害実態を把握するための通話試験を実施する。 2 応急通信設備の設置 ① 臨時中継所の設置 ② 臨時基地局の設置 ③ 有線応急架設、WIDE 無線電話装置等による応急回線の設置及びこれに伴う臨時電話、模写電送装置等の設置 3 予備電源の使用 警察本部及び警察署の災害停電に際しては、それぞれ発動発電機を運転するほか、現地指揮所の通信用電源には、可搬型バッテリー又は発動発電機を運転し警察通信の万全な措置をとる。

NTT東日本秋田支店							
基本方針	<p>通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害の状況、電気通信設備の被害状況、通信の輻輳状況などに応じた応急復旧措置を迅速かつ的確に実施する。</p>						
応急対策	<p>1 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の確保、電気通信設備の復旧などについて速やかに対策がとれる体制をつくる。</p> <p>2 通信サービスの復旧順位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1位</td> <td>気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、輸送、通信、電力の各機関</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2位</td> <td>ガス、水道、選挙管理、金融、報道及び第1順位以外の国又は地方公共機関</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3位</td> <td>第1順位、第2順位に該当しない機関等</td> </tr> </table> <p>3 通信の非常そ通措置</p> <p>災害時の通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。</p> <p>① 中継順路の変更等のほか、必要に応じ臨時回線の作成、臨時公衆電話の設置等を行う。</p> <p>② 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。</p> <p>③ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。</p> <p>④ 災害時、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、通話の集中を避けるため災害用伝言ダイヤルを運用する。</p> <p>4 災害状況等に関する広報</p> <p>災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った時は、支店前掲示、広報車、ラジオ、テレビ等により、次の事項を住民等へ周知する。</p> <p>① 災害復旧措置及び応急復旧状況等</p> <p>② 通信の途絶又は利用制限の状況と理由</p> <p>③ 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ</p> <p>④ 利用制限をした場合の代替となる通信手段</p> <p>⑤ 住民に対し協力を要請する事項</p> <p>⑥ その他必要な事項</p>	第1位	気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、輸送、通信、電力の各機関	第2位	ガス、水道、選挙管理、金融、報道及び第1順位以外の国又は地方公共機関	第3位	第1順位、第2順位に該当しない機関等
第1位	気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、輸送、通信、電力の各機関						
第2位	ガス、水道、選挙管理、金融、報道及び第1順位以外の国又は地方公共機関						
第3位	第1順位、第2順位に該当しない機関等						

NTTドコモ東北支社秋田支店	
基本方針	<p>移動通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、移動通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって迅速な復旧に努める。</p>
応急復旧対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要通信のそ通確保 <p>災害等に際し、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> 2 携帯電話の貸出し <p>災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。</p> 3 災害時における広報 <ol style="list-style-type: none"> ① 災害が発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。 ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ、広報車等で直接当該被災地に周知する。

2 放送施設

NHK秋田放送局	
施設被害の把握	<p>県内放送施設（テレビ62、FM13、ラジオ8）の被害情報は、次の手段ルートにより収集し対応する。（主として停波、画・音質等の不良）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般視聴者からの通報連絡 2 県内各地域の委託管理者（62名）からの連絡通報 3 自営の通報装置（テレビ、FM26局所、ラジオ9局所）による監視情報情報を受けた場合、状況を確認し委託管理者や職員による点検復旧を行い、必要に応じて上部（技術局、管轄局）と連絡をし、業者を派遣する等、適切な措置を行う。
広報活動	<p>受信サービスカー、来館視聴者対応、情報揭示、新聞、官公庁広報紙など部外広報機関を通じ利用者に周知徹底を図る。</p>
応急復旧等	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急措置 <ol style="list-style-type: none"> ① 放送局及び送信所が被災した場合には、予め選定してある避難場所に速やかに移転し、放送を継続する。 ② 建物火災等により大事故を誘発するおそれのある場合、又は運用不能が予測される場合は、運転を休止し、関係機関へ通報するとともに、必要な措置を講じ退避する。 ③ 通信連絡が不能となった場合は、あらかじめ定めた優先順位に基づいて復旧して通信を確保する。 2 応急復旧 <ol style="list-style-type: none"> ① 施設及び設備等が被災した場合は、応急復旧、仮設施設の設置、設備変更等により仮運用を行う。 ② 仮運用開始後は、仮施設等の補強工事を行いながら速やかに原状復旧のための工事を実施する。 3 災害時の放送 <p>緊急警報放送を次の場合に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大規模な一般災害において警戒宣言が発表されたとき ② 一般災害警報が発表されたとき ③ 災害対策基本法第57条の規定による放送を求められたときは、災害関連番組を次のとおり編成して放送する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関係の注意報、警報及び情報 ・ 災害関係のニュース及び告知事項 ・ 防災対策の解説、キャンペーン番組 ・ 民心の安定に役立つ番組

A B S 秋田放送	
施設被害の把握	本社、ラジオ、テレビの送信所の放送施設の災害による被害状況は、常時監視体制により把握できる。ラジオ、テレビの各中継局については、放送状態に異常のある場合は遠方監視装置及び委託監視者から通報を受ける。
広報活動	災害に関する情報をエリア内の住民に、迅速・的確に伝達することが放送事業者の急務である。テレビ、ラジオ放送の確保に努め、テレビ放送が不能の場合はラジオ放送により、また、ラジオ放送が不能の場合はテレビ放送によりエリア内に災害情報を伝達する。 地上デジタル放送の中のデータ放送を活用して、より細かな情報の提供に努める。 なお、放送不能な送信所、中継局が発生した場合は、可能な限り他の放送事業者に状況の周知を依頼する。
応急復旧	放送施設が被災した場合は「非常対策規程」、「災害対策要領」及び「放送対策要領」に基づき次の対策を実施する。 1 本社演奏所が被災して放送不能の場合は、テレビ、ラジオの各送信所へ中継車、及び携帯型放送機材を移動し放送を確保する。 2 STL(スタジオ送信所間番組伝送装置)障害(現用、予備とも)の場合、テレビについてはFPU(可搬型マイクロ波送受信装置)を、ラジオについては予備番組伝送ライン、又は160MHz無線を代替として使用する。 3 ラジオ送信所が被災した場合は、現用・予備いずれかの送信機による放送の確保に努めるほか、状況により非常用移動型中波放送機(100W)を派遣して使用する。 4 本社、演奏所の購入電源二系統がいずれも停電の場合は、UPS(無停電装置)、及び非常用自家発電機を使用する。 5 テレビ送信所が停電した場合は、UPS(無停電装置)、及び非常用自家発電機、ラジオ送信所が停電した場合は非常用自家発電機を使用する。 6 ラジオ、テレビ送信所の初期消火は、自動炭酸ガス消火設備により行う。 7 テレビ中継局が被災し停波した場合は、緊急出動して復旧に努める。

A K T 秋田テレビ	
施設被害の把握	送信所の被害状況は常時監視下にある。中継局は遠方監視装置及び委託モニターの通報を受け、緊急出動して放送設備を点検する。情報の連絡には無線機(150MHz帯、400MHz帯)、自動車電話及びあらかじめ指定を受けた緊急電話を使用する。
広報活動	災害報道と広報を優先して放送する。特に災害特別番組を編成して人心の安定と二次災害の予防に努める。
応急復旧	災害により放送設備が被災した場合は、「非常災害対策要綱」に基づき非常災害対策本部を設置して次の対策を実施する。 1 被災規模に応じて、系統の切替、予備機の設置等の応急措置を行い、放送を確保する。 2 演奏所、送信所は予備系統が完備しており自動切替えて短時間に復旧する。 3 中継局への緊急出動と、東北電力(株)及び委託モニター店に協力を要請し復旧する。

AAB秋田朝日放送	
施設被害の把握	<p>送信所の施設の災害による被害状況は、常時監視下にあり把握可能である。各中継局については、委託監視者から放送状態の異常がある場合は電話による通報を受け、出動し放送設備を点検する。</p> <p>情報伝達には、連絡用無線などを利用する。</p>
広報活動	<p>エリア内の市民に的確な災害状況と情報を伝えることが放送事業者の努めであり、災害報道と広報を優先し放送する。放送を通して人心の安定と二次災害の予防に寄与する。</p>
応急復旧	<p>放送施設が被災した場合は非常災害対策本部を設置して次の対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本社・演奏所の購入電源二系統とも停電した場合は、CVCF（無停電装置）及び非常用自家発電機に切り換えて放送を継続する。 2 送信所の放送機器が故障した場合には自動的に予備機に切り換える。また、停電の場合は非常用自家発電機で放送する。 3 中継局が故障した場合は、緊急出動して速やかに復旧に当たる。

エフエム秋田	
施設被害の把握	<p>放送業務の継続に必要な用具及び機材の確保、また、放送設備の被害状況の把握、点検整備及び放送送出体制を強化する。また、中継局の放送継続の確認を委託モニター店に協力を依頼する。</p>
広報活動	<p>災害放送と広報を優先して放送する。特に、災害特別番組を編成し、人心の安定と二次災害の予防に努める。</p> <p>また、関係機関へ通報するとともに必要な措置を講ずる。</p>
応急復旧	<p>放送施設が被災した場合は、「非常災害対策要綱」に基づき、災害特別放送実施本部等を設置して次の対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 演奏設備（独立した3箇所のスタジオ）が被災した場合は、被災を受けていないスタジオから放送する。 2 演奏所が被災して演奏機器が使用できない場合は、携帯用演奏設備を送信所へ搬入し放送する。 3 演奏所と送信所間の放送番組伝達マイクロ回線が不通となった場合は、有線回線を使用する。 4 停電した場合は、非常用自家発電装置を起動し放送する。 5 秋田市消防本部、交通情報センター等との専用回線が不通となった場合は、臨時回線を設定して災害情報の収集を図る。 6 中継局の電波が中断した場合は、緊急出動し、復旧に努める。

第9節 広報計画

実施機関	県総務部、県警察本部、市町村
------	----------------

第1 計画の方針

災害発生時の混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復を図るため、災害応急対策の実施状況などを十分に把握しながら効果的な広報活動を行う。

災害発生時における広報は、県及び市町村が行うもののほか、報道機関等と密接な連携を維持し、被害の状況及び応急復旧対策の実施状況等についての的確に広報する。

なお、災害時要援護者への配慮、並びに住民等からの問い合わせについては、適切な体制の整備を図るものとする。

第2 広報する情報

災害広報は、災害の規模、被災者生活支援、安否情報、並びに応急復旧措置など、概ね以下の項目について、簡潔かつ明瞭に行うものとする。

特に、個人情報の扱いについては十分留意し、広報に当たっては本人の了解を得るものとする。

- 1 災害対策本部などの設置に関すること。
- 2 死傷者、並びに住宅被害に関すること。
- 3 避難者（特に災害時要援護者）、並びに避難所の開設・運営等に関すること。
- 4 安否情報に関すること。
- 5 食料・水及び生活物資の過不足、並びに配給状況や配給計画に関すること。
- 6 電話、道路、鉄道など公共施設被害に関すること。
- 7 警備などの治安状況に関すること。
- 8 被災者の生活再建支援に関すること。
- 9 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。
- 10 二次災害の防止に関すること。
- 11 古文書等歴史資料の廃棄・散逸の防止に関すること。
- 12 災害ボランティアの募集に関すること。
- 13 その他

第3 広報手段

広報は情報の出所を明記し、実施に当たっては災害の規模、態様などに応じた最も有効な方法とする。各機関等が行う広報手段は、概ね以下のとおり。

区 分	広 報 手 段
国	放送要請（テレビ・ラジオ）、掲示板、ホームページ、その他
県	放送要請（テレビ・ラジオ）、掲示板、ホームページ、消防防災ヘリコプター、その他
市 町 村	放送要請（テレビ・ラジオ）、掲示板、ホームページ、防災行政無線、広報車、その他
消 防 機 関	広報車、ホームページ、その他
放 送 機 関	テレビ・ラジオ放送、ホームページ、その他
新 聞 等	新聞紙上、ホームページ、その他
他の防災関係機関	ホームページ、その他
事 業 所	ホームページ、その他
個 人	インターネット通信、アマチュア無線、その他

第4 放送各社への緊急連絡

災害又は事故が発生し、その周知について緊急を要する場合、市町村・消防本部は、原則として所定の様式により県を通じて放送各社に緊急連絡を行う。

ただし、緊急を要する場合には直接連絡を行うことができるものとする。

名 称	担当部局	電 話	FAX
NHK 秋田放送局	放 送 部	018-825-8141	018-831-0585
A B S 秋 田 放 送	報 道 部	018-824-8520	018-824-8558
A K T 秋 田 テ レ ビ	報 道 部	018-866-6131	018-888-2252
A A B 秋 田 朝 日 放 送	報道制作局	018-866-5111	018-866-5115
エフエム秋田	放 送 部	018-824-1155	018-823-7725

第5 帰宅困難者に対する交通状況等の情報伝達

帰宅困難者に対する交通状況等の情報伝達は、本節第3に掲げる手段により広報する。

また、街区等で避難している者については、市町村防災行政無線の屋外拡声スピーカーなどを介し、最寄りの避難所への避難を呼びかけ、避難所において交通情報の提供と併せ、水・食糧、毛布等の支援を行う。

また、家族・親戚等の安否確認の手段については、携帯電話機又はNTTの仮設電話機からNTTが開設する災害用伝言ダイヤル「171」や「災害時優先電話」の利用を促す。

第10節 避難対策計画

実施機関	各機関
------	-----

第1 計画の方針

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域の居住者、観光客、滞在者などの安全を確保するため、避難準備情報、避難勧告又は避難指示を決定し、これらを通知する。また、避難所を開設し、水・食料、生活必需品等の備蓄物資の放出・配給、並びに不足物資等の調達、さらに保健・衛生面など避難者又は被災者の生活支援を行う。また、これら生活支援等の実施に当たっては、災害時要援護者や女性への十分な配慮、並びに避難者及び被災者に対するプライバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。

第2 避難情報の発表に関する実施責任者

実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法
市 町 村 長	災 害 全 般		災害対策基本法第60条
警 察 官	災 害 全 般	ただし、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条
海 上 保 安 官	災 害 全 般	ただし、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
知 事	災 害 全 般	ただし、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条
自 衛 官	災 害 全 般	警察官がその場にはいない場合に限る。	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員・水防管理者(市町村長)	洪水・高潮	洪水又は高潮のはん濫についての避難の指示	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地 滑 り	地すべりについての避難の指示	地すべり等防止法第25条

第3 避難情報の実施範囲

市町村長は、避難準備情報、避難勧告・指示の判断基準を災害種別ごとに地域防災計画に定めるものとする。

また、避難のため立退きを勧告又は指示したときは速やかに知事に報告する。

なお、市町村長は、警察官又は海上保安官から避難のための立退指示をした旨の通知を受けたとき、また、避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告するものとする。

1 市町村長

避難準備情報	避難勧告、又は避難指示発令の可能性が大きいと判断されるとき、市町村長は災害時要援護者の迅速、かつ安全な避難を確保するために通知する。 この避難準備情報の通知により、災害時要援護者は、家族又は介護者などと共に避難を開始する。
避難勧告	対象となる地域住民が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きの勧め、又は促す行為である。 例えば、災害を覚知し、かつ拡大が予想されると判断されるときなど。
避難指示	被害の危険が目前に切迫し、「勧告」よりも拘束力が強く、避難のため住民を立ち退かせる行為である。 例えば、避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難が必要なとき、又は災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるときなど。

2 警察官

警察官職務執行法による措置	災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し及び特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、避難させ又はその場に居合わせた者その事物の管理者、その他関係者に対し、必要と認められる危害防止措置をとることを命じ、自らその措置をとる。
災害対策基本法による指示	市町村長による避難指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者などに対し避難のための立退きを指示する。
報告・通知	警察官職務執行法に基づき警察官がとった処置は、順序を経て公安委員会に報告する。 災害対策基本法により避難のため立退きを指示したとき、並びに避難の必要がなくなったときは、市町村長に通知する。

3 海上保安官

災害対策基本法による指示	2の警察官の職務に準ずる。
報告・通知	避難のための立退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、市町村長に通知する。

4 自衛官

避難等の措置	自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、2の警察官職務執行法による措置に基づく避難等の指示をする。
報告	上記により自衛官がとった処置については、順序を経て防衛大臣の指定する者に報告する。

5 水防管理者

指示	洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは立退くことを指示する。
通知	避難のための立退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長に通知する。

6 知事又はその命を受けた職員

洪水	水防管理者の指示と同様
地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、地域内の居住者に対し立退きを指示する。
通知	避難のための立退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長に通知する。

第4 避難情報の伝達

1 伝達手段

市町村長は、防災行政無線や広報車など、あらゆる伝達手段を活用・駆使し、住民への直接避難情報の周知徹底を図る。また、消防職員や消防団などが避難対象区域を巡回し、避難状況を把握し当該市町村長に報告する。

2 避難準備情報

市町村長は、避難勧告又は避難指示の決定・通知に先立ち、災害時要援護者の安全で円滑な避難を確保するため、避難準備情報を発表する。

避難準備情報が発表された場合、災害時要援護者避難支援プランの「個別計画」に基づき、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両等）により、災害時要援護者をあらかじめ定めておいた場所（避難所、福祉避難所、社会福祉施設、医療機関等）へ誘導・搬送する。

3 避難勧告・指示

市町村長は、避難勧告又は避難指示の発表を決定・通知する場合は、避難対象地域の住民及び関係機関等に次の内容を明らかにして避難勧告又は避難指示の周知徹底を図るとともに、消防、警察などの協力により住居又は危険地区から避難対象住民全員の立ち退きを促す。

- (1) 避難の対象地域
- (2) 避難勧告・避難指示の理由
- (3) 避難勧告・避難指示の期間
- (4) 避難先（避難場所又は避難所）
- (5) 避難経路
- (6) その他必要な事項

第5 避難誘導

- 1 市町村長は、地域防災計画に避難場所、避難経路及び避難所を定め、統一的な図記号を利用した、分かり易い誘導標識や案内板等により住民や観光客への周知徹底を図る。
- 2 警察や消防機関等と連携・協力し、避難中における安全確保を図る。
- 3 避難はできるだけ町内会単位の集団で行い、災害時要援護者に対しては避難支援者等と協力し、優先的な避難を行う。
- 4 知事は、市町村長等からの要請で車両、船舶、航空機などによる移送の必要を認めたときは、次の機関に避難者の移送を要請する。

【避難者の移送に関する要請先】

区 分		要 請 先
陸上輸送	道 路	秋田運輸支局、民間バス会社
	鉄 道	JR 東日本、秋田内陸縦貫鉄道、由利高原鉄道
海上輸送		秋田海上保安部、秋田運輸支局
航空機輸送		自衛隊、民間航空会社

第6 避難所の開設

市町村長は、避難所を開設したときは、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに知事に報告するものとする。

第7 避難所設置・運営マニュアル作成の推進

市町村長は、次の項目から構成される「一般避難所の設置・運営マニュアル」、並びに「福祉避難所の設置・運営マニュアル」の作成に努め、これらマニュアルに基づく計画的な訓練の実施と検証を行う。

また、検証により提起された課題を整理・検討し、マニュアルの見直しを行う。

なお、マニュアルの作成に当たっては、地域の人口、年齢構成、気候、インフラの整備状況、都市化の程度等を勘案し、概ね次の項目を参考に作成に努める。

【「一般避難所」の設置・運営マニュアルの構成】

区 分	主な項目等	備 考
対象とする避難者	1 災害によって現に被害を受けた者 2 災害によって被害を受けるおそれがある者 3 在宅被災者	
平時に行う避難所対策	1 避難所の指定（市町村地域防災計画） 2 避難所の周知（避難ルートの検証） 3 避難所の設置期間 4 避難所の耐震診断・補強（震災対策） 5 付帯設備の確認・補充 6 災害対策本部との通信手段 7 緊急物資の備蓄 8 収用可能人員の把握 9 避難所管理者との協議・覚書の締結（学校施設等） 10 災害救助法適用時における想定業務 11 支援物資の保管 12 その他	
避難情報の伝達基準	1 避難準備情報 2 避難勧告 3 避難指示	
避難誘導	災害時要援護者等に対する避難誘導対策	
避難者の行動想定	1 発災直後の行動想定 2 災害種別による行動想定	
避難所の設置・運営	避難所における主な業務 1 床面積の割り当て 2 避難所運営委員会の設置 3 情報管理（安否情報等） 4 水・食料、生活物資の支給 5 保健・衛生管理 6 被災者支援制度の運用（仮設住宅・資金貸付等） 7 災害時要援護者・女性対策 8 その他	
災害ボランティア	災害ボランティアの受け入れ等	
その他	必要のある事項	

【「福祉避難所」の設置・運営マニュアルの構成】

区 分	主な項目等	備 考
対象とする避難者	1 災害時要援護者 2 災害時要援護者の家族、介護人等 3 災害時要援護者に準ずる者	
平時に行う避難所対策	1 避難所の指定(市町村地域防災計画) 2 避難所の周知(避難ルートを検証) 3 避難所の設置期間 4 避難所の耐震診断・補強(震災対策) 5 付帯設備の確認・補充 6 災害対策本部との通信手段 7 緊急物資の備蓄 8 避難所管理者との協議・覚書の締結(社会福祉施設等) 9 災害救助法適用時における想定業務 10 支援物資の保管 11 その他	
避難情報の伝達基準	1 避難準備情報 2 避難勧告 3 避難指示	
避難誘導	災害時要援護者・女性に対する避難誘導対策	
災害ボランティア	災害ボランティアの受け入れ等	
その他	必要のある事項	

第8 警戒区域の設定

市町村長等は被害状況に応じた警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずることができる。

- 1 警戒区域の設定範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- 2 警戒区域の周知は、市町村防災行政無線及び広報車、又は消防職員並びに警察官等の警戒配置者が実施する。
- 3 警戒区域及び周辺交通規制を段階的に実施する。
- 4 警戒区域には、要所に「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、又はロープ等で明示する。

【警戒区域設定の実施責任者】

実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法
市町村長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、住民等の生命又は身体への危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般	ただし、市町村長若しくはその委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
海上保安官	災害全般	ただし、市町村長若しくはその委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	ただし、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいないとき。	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水害を除く 災害全般	災害の現場において、活動確保する必要があるとき。	消防法第28条 消防法第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水・高潮	水防上緊急に必要な場合	水防法第21条

第11節 消防・救助活動計画

実施機関	東北森林管理局、消防機関、関係機関 県（総務部・農林水産部）、市町村
------	---------------------------------------

第1 計画の方針

市町村（消防機関を含む。以下「市町村等」という。）は、災害発生時において、管轄区域内の火災予防、消火活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、的確な救助・救急活動を行う。

県は消防組織法に基づき、消防活動等が円滑に行われるよう指導・調整その他必要な措置を講ずる。

第2 消防活動

1 県

- (1) 応急措置が的確かつ円滑に行われるよう、市町村等に対し状況に応じた応急措置の実施を指示し、併せて関係機関との連絡調整に当たる。
- (2) 知事は、災害の状況により、県内の消防力で対応が困難と認める場合、総務省消防庁長官に対し以下の事項を付して緊急消防援助隊等の応援を要請する。

緊急消防援助隊の 要請に係る連絡事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生日時 2 場所 3 被害の概要 4 必要な支援等の内容 5 その他参考事項など
要 請 先	総務省消防庁 国民保護・防災部防災課 応急対策室 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537

2 市町村等

- (1) 管内で災害が発生したときは、消防計画に基づく消火活動や必要な応急措置を行い、住民・自主防災組織に対しては出火防止、初期消火及び延焼拡大防止などの徹底について広報する。
- (2) 住民、自主防災組織及び防災関係機関と連携し、効果的な応急処置を講ずる。
- (3) 市町村等の消防力で対応が困難な災害が発生した場合、県又は他の市町村等に対し応援を要請する。

また、県内13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外市町村などとの災害時における相互応援協定に基づき応援を要請する。

◎ 秋田県広域消防相互応援協定 … 資料編参照

第3 救助活動

1 県

被害の状況及び市町村の活動状況を把握し、応援の必要を認めた場合又は市町村から応援要請があった場合には、他の市町村等に応援を指示する。また、警察、自衛隊など複数の機関による救助活動を実施する必要がある場合には、各機関との総合調整に当たる。

2 市町村等

- (1) 管内で要救助者が発生したときは、迅速かつ必要な応急活動を実施する。
平時から地域住民や自主防災組織に対して救助・救急や初期活動などの知識の普及・啓発に努める。
- (2) 市町村の救助力を超える災害が発生した場合、県、他の市町村、警察などに応援を求めるとともに、市町村長は知事に自衛隊の災害派遣を要請できる。
また、県内13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外の市町村等の災害時における相互応援協定により応援を要請する。

3 関係機関

- (1) 警察は、県、市町村などから救助・救急活動の応援を求められた場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助・救急活動を実施する。
- (2) 自衛隊は、知事の災害派遣要請に基づき、救助・救急活動を実施する。
- (3) 海上保安部は、海難救助等必要な応急活動を実施する。

第4 林野火災対策

- 1 市町村長は、地上からの消火活動が困難であり、航空機による消火が有効と認める場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。
知事は、火災が拡大し、県の消防防災ヘリコプターで対応が困難と認められる場合は、協定等に基づき他道県にヘリコプター空中消火の応援を要請する。
- 2 市町村長は、火災が広域に拡大し、県及び他道県のヘリコプターによる空中消火活動が困難であると認められる場合、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
知事は、派遣要請依頼を認めたときは、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊に災害派遣を要請する。
- 3 市町村長は、知事等からヘリコプターの出動通知を受けたときは、臨時ヘリポートや燃料等の補給基地を指定し報告するとともに、補給基地の運営を支援する。
- 4 県及び東北森林管理局は、空中消火用資機材の輸送や空中消火剤の補給作業隊等を編成し、消火体制を整えるものとする。

◎ 秋田県林野火災空中消火運営実施要領 … 資料編参照

【林野火災空中消火資機材の備蓄状況】

(平成22年3月現在)

備蓄機関	総合防災課 018-860-4565	東北森林管理局 018-836-2231		計
備蓄場所	消防防災航空隊	米代東部森林管理署	秋田森林管理署	
資機材名	018-886-8103	上小阿仁支署 0186-77-2422	018-882-2311	
消火薬剤	6.5t	3.8t	2.8t	13.1t
バスケット	700ℓ入り2台	700ℓ入り1台 1,000ℓ入り1台	1,000ℓ入り2台	6台
バッテリー	2機	—	—	2機
攪拌機	2台	—	—	2台
組立水槽	700ℓ入り6個	500ℓ入り5個	500ℓ入り9個	20個
軽可搬式ポンプ	3台	2台	2台	7台

第12節 消防防災ヘリコプター活動計画

実施機関	県総務部、市町村、消防機関
------	---------------

第1 計画の方針

災害時において道路の遮断や通信の途絶により孤立した地区への支援、並びに被災地区の情報収集、救助・救急活動、負傷者の救急搬送、火災防衛活動、人員の搬送などの緊急応急対策には、県消防防災ヘリコプターを活用する。

第2 運航体制

消防防災ヘリコプターの運航は、関係法令、「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」及び「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

- ◎ 秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱 … 資料編参照
- ◎ 秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領 … 資料編参照

- 1 体制 … 365 日常駐体制とする。
- 2 運航時間 … 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
ただし、災害が発生し、緊急運航をする場合は、日の出から日没までとする。
- 3 夜間搬送 … 昼間運航時間内（原則：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）に出動要請があったときに実施する。

第3 臨時ヘリポート

- ◎ 臨時ヘリポートの設定基準 … 資料編参照
- ◎ 臨時ヘリポート一覧 …………… 資料編参照

第4 緊急運航

1 緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次の要件を満たす場合とする。

区分	内 容
公共性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊急性	緊急に活動が行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できなく、航空機以外に適切な手段がないこと。

2 緊急運航の要請基準

緊急運航は、上記 1 の要件を満たし、かつ次の基準に該当する場合に要請することができる。

(1) 救急活動

ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動**ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助**

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

地上からの救助が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路等での事故における救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合**(3) 火災防ぎょ活動****ア 林野火災等における空中からの消火活動**

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の搬送

交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合

エ その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合**(4) 災害応急対策活動****ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集**

地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集

ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

オ その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合**(5) 広域航空消防防災応援に関する活動**

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

(6) その他運用責任者が特に必要と認めた場合

第5 緊急運航要請手続等

1 緊急運航の要請

市町村長及び消防事務に関する一部事務組合の長(以下「市町村長等」という。)は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」(様式第1号)によりファクシミリを用いて緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県では、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、消防防災航空隊を通じて市町村長等に回答する。

2 受入体制の整備

市町村長等は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資材、水利の確保
- (4) その他の必要な事項

3 報告

市町村長等は、災害が収束した場合、災害状況報告書(様式第2号)により速やかに消防防災航空隊に報告する。

報告先	電話・FAX番号	所在地
秋田県航空隊基地 (消防防災航空隊基地)	TEL 018-886-8103 FAX 018-886-8105 ※ 秋田県総合防災情報システム 衛星電話 110-59	秋田市雄和椿川山籠 40-1

第6 夜間救急搬送

夜間救急搬送は、原則として「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」に定めるもののほか、「秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領」に基づく次の基準、その他に該当するものとする。

1 夜間救急搬送の要件

夜間救急搬送は、原則として以下の全てに該当する場合に実施する。

- (1) 緊急運航の要件である公共性、緊急性及び非代替性の3要件を満たすものであること。
- (2) 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合であること。
- (3) 救急告示病院から第三次医療機関への搬送であること。

2 要請時間

昼間運航時間内(原則:午前8時30分から午後5時15分)に出動要請があったときに実施する。

3 指定臨時着陸場

あらかじめ指定した次の臨時着陸場を使用するものとする。

地区	市町村	名称	備考
県北地区	北秋田市	大館能代空港	
県南地区	横手市	秋田ふるさと村	第2駐車場
	湯沢市	多目的広場	

様式第1号

秋田県消防防災航空隊出動要請書

航空隊受信時間	時 分現在	緊急直通電話 FAX
1 要請機関名	電話	発信者
2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他	
3 要請内容	救急、救助、空中消火、偵察、物資輸送、傷病者輸送 他（ ）	
4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	市・町・村 番地	
	平成 年 月 日、午前・午後 時 分頃	
5 気象条件 (現場)	視程 m、天候、雲量 (高 m)、風向 風速 m/s、気温 ℃、(警報・注意報)	
6 現地指揮者	所属・職名・氏名	
7 通信手段 (現場)	無線種別 (全国波・県波・市町村波) 現地指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)	
8 傷病者等	氏名	年齢 歳 性別 男・女
9 傷病名・症状		
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出動先 所在地 及び目標 (病院名)	搬送先 所在地 及び目標 (病院名)
11 要請日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分	
12 他の航空機の出動要請	(有・無) 機関名	機数 機

※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン
2 到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日)、 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 必要資機材	
※ その他の特記事項	

航空隊担当者

様式第2号

緊急活動速報

平成 年 月 日現在

要請活動種別	(1)火災	(2)救助	(3)救急	(4)偵察	(5)その他
要請者					
発生場所					
発生日時 [要請日時]	平成 年 月 日 () : 天候 ()		[年 月 日 () : 天候 ()]		
事故概要					
死傷者等	死者(性別・年齢) 計 名		負傷者 名 うち重症 名 中等症 名 軽症 名		
	行方不明 名				
要救護者数 (見込み)	名 (名)		救助人員 名 (名)		
活動の状況					
その他参考事項					
報告者氏名			活動従事者名		

第13節 水防活動計画

実施機関	県建設交通部、市町村
------	------------

第1 計画の方針

水防活動は「秋田県水防計画」による。

1 秋田県水防計画の目的

秋田県水防計画は水防法（昭和24年法律第193号、以下、本節において「法」という。）第7条の規定に基づき、洪水又は高潮等に際し、水災を警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、法第10条、気象業務法第13条及び第14条の2による気象状況等の通知を受けたときから、必要に応じて洪水又は高潮等による危険が解消するまでの間、本計画に基づいて、県下各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、通信、輸送、ダム又は水門の操作、水防に必要な器具、資材及び設備運用に関する大綱を示したものである。

2 用語の説明

用語	定義等	根拠法令
秋田県水防本部	本部長：知事 県における水防を総括するために設置する。 本部事務局は、建設交通部河川砂防課に常置する。	
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は、水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう。	法第2条第1項
指定水防管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。	法第4条
水防管理者	水防管理団体である市町村長又は、水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。	法第2条第2項
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を設置してない市町村にあつては消防団の長をいう。	法第2条第4項
水防警報	国土交通大臣又は、知事が指定した河川等について洪水又は高潮等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。	法第16条
洪水予報	気象庁長官が単独で行う洪水又は高潮の予報、及び洪水のおそれがあるときに、国土交通大臣と気象庁長官が共同してその旨を注意し、また警告するための発表予報をいう。	法第10条第1項、第2項 気象業務法第13条 気象業務法第14条の2
指定河川	国土交通大臣及び知事がそれぞれ水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川をいう。	法第14条

3 水防に関する責任の範囲

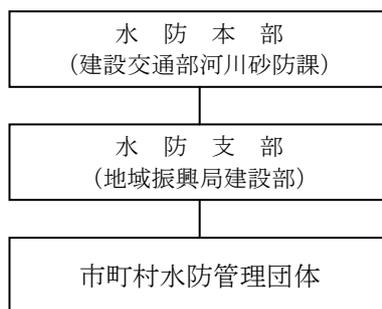
団体名	責任の範囲等	根拠法令
県	県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。	法第3条の6
市 町 村	市町村はその区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。	法第3条
気 象 庁 長 官 (秋田地方気象台長)	気象等の状況により、洪水又は高潮のおそれがあると認められたときは、その状況を国土交通大臣(東北地方整備局長)及び知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	法第10条第1項
国 土 交 通 大 臣 (能代河川国道事務所長) (秋田河川国道事務所長) (湯沢河川国道事務所長)	米代川、雄物川、子吉川について、洪水又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められたときは、水防警報を発し、県知事に通知しなければならない。	法第16条第1項、第2項
知 事	1 知事は洪水予報の通知を受けた場合においては、直ちに関係のある水防管理者及び量水標管理者に、通知しなければならない。 2 国土交通大臣が指定した河川について水防警報の通知を受けたとき及び知事が指定した河川について水防警報をしたときは、水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。	法第10条第3項 法第16条第3項
量 水 標 管 理 者	量水標の水位がこの計画に定める水防団待機水位(法第12条で規定される通報水位)を超えるときは、その水位状況を、関係者に通知しなければならない。	法第12条
一 般 住 民	水防管理者、消防機関の長は水防のためやむを得ない必要があるときは、付近の住民をして水防に従事させることができる。	法第24条

4 通信施設の優先利用(法第27条第2項)

国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

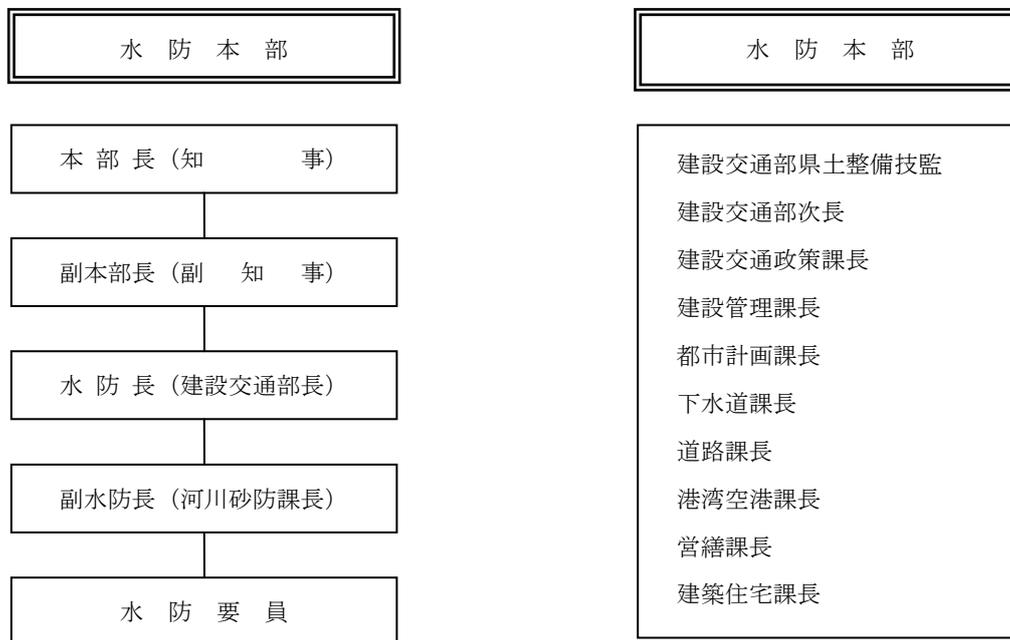
第2 水防組織

1 水防組織の構成



2 水防本部の構成

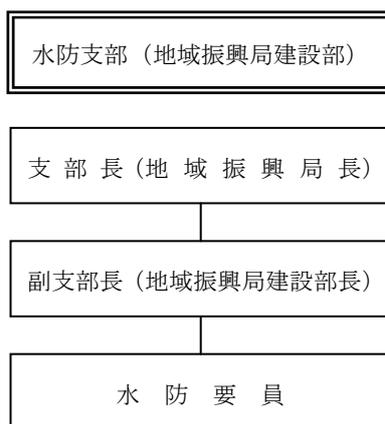
法第10条及び気象業務法第14条の規定により、気象洪水及び高潮等についての水防活動の利用に適合する予報及び警報の通知があったときからその危険が解消するまでの間、県に水防本部を置き、その下部機関として、地域振興局建設部に水防員を置いて、水防事務を処理するものとする。ただし予報の場合は、諸状況を判断のうえ、必要があると認めたとときに限り、設置するものとする。



3 水防本部の業務

庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 優先通行標識、身分証票の交付に関する事。 2 自衛隊の派遣又は撤収に関する事。 3 部外との連絡に関する事。 4 各班の総合調整に関する事。 5 その他の一般庶務に関する事。
資材班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防資材及び器具の調達及び輸送に関する事。 2 自動車等輸送手段の確保に関する事。
情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、水位、雨量・潮位等の情報収集及び連絡に関する事。 2 水防警報の発令に関する事。 3 ダム等の操作状況の受理に関する事。 4 一般被害状況の資料の収集整理に関する事。
水防対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 決壊等の通知を受け、必要な措置に関する事。 2 公共施設災害状況の資料の収集整理に関する事。 3 水防作業の技術指導に関する事。 4 その他応急対策に関する事。

4 水防支部の構成



5 水防支部の業務

庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 優先通行標識、身分証票の交付に関すること。 2 部外との連絡に関すること。 3 各班の総合調整に関すること。 4 その他一般庶務に関すること。
資材班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防資材及び器具の調達及び輸送に関すること。 2 自動車等輸送手段の確保に関すること。
情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、水位雨量・潮位等の情報収集及び連絡に関すること。 2 水位の状況を必要に応じ関係市町村へ連絡し又は緊急を要すると認める場合、下流の関係水防支部への通知に関すること。 3 雨量の状況を必要に応じ関係水防管理団体への連絡に関すること。 4 水防警報を発令し、又は大臣発令の警報を関係水防管理団体の長への通知に関すること。 5 水防警報を発令し、又は通知した事項の水防本部への報告に関すること。 6 ダム等の操作状況の通知を受け、水防本部への連絡に関すること。 7 溜池等の門扉の開閉状況の通知受理に関すること。
水防対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 決壊等の通知を受けたとき、水防本部への連絡に関すること。 2 避難のための立ち退きの指示に関すること。 3 水防作業の技術指導に関すること。 4 被害状況を取りまとめ水防本部への連絡に関すること。 5 その他応急対策に関すること。

第3 水防体制と出動

地震による堤防の漏水、沈下、津波が発生したとき、又は気象庁より気象情報（警報及び注意報含む）を受けたときも同様に、次により水防体制をとる。

1 水防本部の体制

(1) 準備体制

大雨・洪水・高潮の各注意報を受理したときは、連絡活動及び招集活動ができる体制とする。

(2) 警戒体制

水防要員をもってこれに当たり、そのまま水防活動が遂行できる体制とする。

(3) 非常体制

水防計画に定めてある水防要員全員をもって非常活動ができる体制とし、解除まで継続勤務するものとする。なお、事態が長びく時、水防長は適宜交代させるものとする。

2 水防支部の体制

水防支部長は、情報判断を適正に行い、支部の水防活動実施要領に従い水防本部に準ずる水防体制を保持しなければならない。

3 水防管理団体の体制

水防管理者は、情報判断を適正に行い、県の地域防災計画及び水防計画に応じた防災計画を定め万全の体制を保持しなければならない。

4 出動準備

水防管理者は、次の場合には、直ちに管下消防機関に対し、出動準備をさせること。

- (1) 水防警報が発せられたとき。
- (2) 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要を予測するとき。
- (3) その他気象状況により、洪水、高潮等の危険が予知されるとき。

5 出動

水防管理者は、次の場合は、直ちに管下消防機関に対し、予め定められた計画に従い出動し、警戒準備につかなければならない。

- (1) 河川の水位が警戒はん濫注意水位（法第12条で規定される警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- (2) 潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。

第4 水防管理団体

水防支部名	郡市名	指定水防管理団体	管理団体名
鹿角	鹿角市	鹿角市 小坂町	
北秋田	大館市 北秋田市 北秋田郡	大館市 北秋田市 上小阿仁村	
山本	能代市 山本郡	能代市 三種町、八峰町、藤里町	
秋田	秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡	秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町、井川町	八郎潟町、大潟村
由利	由利本荘市 にかほ市	由利本荘市 にかほ市	
仙北	大仙市 仙北市 仙北郡	大仙市 仙北市 美郷町	
平鹿	横手市	横手市	
雄勝	湯沢市 雄勝郡	湯沢市 羽後町	東成瀬村 計 3 団体
		計 22 団体	

(平成 22 年度 秋田県水防計画)

第5 水防警報

1 国土交通大臣が発表する水防警報（法第16条）

国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は、秋田・能代・湯沢の各河川国道事務所長が行う。

【指定河川及び区域、対象とする水位観測所】

(単位：m)

水系名	河川名	実施区域	観測所	水防団 待機水位	はん濫 注意水位
米代川	米代川	左岸 大館市比内町大字扇田字本道端 77 から 日本海まで	十二所	2.50	3.00
			鷹巣	5.60	6.10
		右岸 大館市大字山館字大樽木 33 の 5 から 日本海まで	二ツ井	3.00	4.50
			向能代	1.50	1.90
藤琴川	左岸 能代市二ツ井荷上場字荒田 9 番地から 米代川合流点まで 右岸 能代市二ツ井荷上場字岩堰 31 番地から 米代川合流点まで	二ツ井	3.00	4.50	
雄物川	雄物川	左岸 湯沢市小野字芋ヶ沢 1 の 42 から 日本海まで 右岸 湯沢市小野字可成沢 113 から 日本海まで	岩館	2.60	3.10
			柳田橋	1.40	2.00
			雄物川橋	2.00	3.00
			大曲橋	2.50	3.40
			神宮寺 椿川	3.50 5.60	5.00 6.60
	横手川	左岸 大仙市角間川町下中町 73 番地から 雄物川合流点まで 右岸 大仙市藤木丙字大久保 44 番地から 雄物川合流点まで	大曲橋	2.50	3.40
	丸子川	左右岸 大仙市大曲浜松 8 番の 18 番地先の国道下流端 から 雄物川合流点まで	大曲橋	2.50	3.40
	皆瀬川	左岸 横手市増田町大字戸波字関根 25 から 雄物川合流点まで 右岸 湯沢市駒形町字三又古川尻 25 から 雄物川合流点まで	岩崎橋	1.00	1.70
	成瀬川	左岸 横手市増田町大字萩袋字真人 24 から 雄物川合流点まで 右岸 横手市増田町大字真人字山下 8 から 雄物川合流点まで	岩崎橋	1.00	1.70
玉川	左岸 大仙市長野字開 2 から 雄物川合流点まで 右岸 大仙市長野字八乙女 123 から 雄物川合流点まで	長野	2.30	2.90	
子吉川	左岸 由利本荘市吉沢字堰根川原 2 の 11 地先から 日本海まで 右岸 由利本荘市吉沢字百地 2 番地先から 日本海まで	矢島	2.90	4.10	
		明法	1.50	2.20	
		二十六木橋	3.30	4.00	
	石沢川	左岸 由利本荘市鳥川字沖真田 233 番地の 1 地先 鳥川橋から 子吉川合流点まで 右岸 由利本荘市上野字蛇田 59 番の 1 地先 鳥川橋から 子吉川合流点まで	鮎瀬	2.50	3.40

(平成 22 年度 秋田県水防計画)

2 知事が発表する水防警報(法第16条)

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、水防副支部長(地域振興局建設部長)が行う。

【指定河川及び区域、対象とする水位観測所】

(単位:m)

水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	はん濫 注意水位
米代川	米代川	鹿角市八幡平字長嶺端～福士川合流点	花輪	1.50	2.00
		福士川合流点～土深井沢川合流点	末広	1.50	2.20
		土深井沢川合流点～大館市比内扇田字木道端 77	扇田	2.70	3.50
	福士川	鹿角市花輪字福士川～米代川合流点	福士川	0.50	0.75
	大湯川	鹿角市十和田安久谷川合流～米代川合流点	毛馬内 2	1.50	1.80
	小坂川	小坂町古遠部川合流～大湯川合流点	毛馬内 1	1.00	2.00
	阿仁川	北秋田市阿仁萱草大橋～北秋田市浦田橋	阿仁前田	2.10	3.00
		北秋田市浦田橋～小阿仁川合流点	米内沢	2.50	3.00
		小阿仁川合流点～米代川合流点	木戸石	3.00	4.30
	長木川	大館市茂内一の渡橋～JR花輪線橋梁	有浦	1.20	2.00
		JR花輪線橋梁～米代川合流点	餅田	1.20	2.00
	下内川	大館市白沢中の渡橋～大森川合流点	白沢	0.80	1.00
		大森川合流点～長木川合流点	松峰	1.30	1.60
	小阿仁川	藤沢合流点～仏社川合流点	杉花	1.60	2.30
		仏社川合流点～阿仁川合流点	三木田	1.80	2.20
	小猿部川	品類川合流点～北秋田市脇神	脇神	2.00	2.50
綴子川	綴子橋～米代川合流点	田中	1.35	1.85	
藤琴川	藤里町藤琴～能代市高岩橋	藤琴	1.50	2.00	
雄物川	太平川	秋田市太平皿見内地主橋～旭川合流点	牛島	2.00	3.00
	旭川	秋田市添川橋～旧雄物川合流点	中島	2.20	2.73
	草生津川	秋田市外旭川字一本木～旧雄物川合流点	寺内	1.80	2.80
	猿田川	秋田市仁井田福島～太平川合流点	仁井田	1.40	2.30
	新城川	秋田市上新城中字堂ノ前～旧雄物川合流点	笠岡	0.70	1.00
	岩見川	秋田市河辺萱森橋～雄物川合流点	坂本	1.20	2.30
	丸子川	美郷町六郷関部落堤防地点～雄物川合流点	田茂木	3.00	4.00
	福部内川	大仙市大曲上高畑～丸子川合流点	福見	1.20	1.60
	窪堰川	大仙市高関上郷半在家橋～丸子川合流点	高関上郷	1.40	2.10
	川口川	大仙市板見内八景橋～丸子川合流点	板見内	2.60	4.00
	矢島川	美郷町本堂城回字一本杉～丸子川合流点	本堂城回	0.90	1.60
	齊内川	大仙市清水坂ノ上橋～玉川合流点	新町	1.40	1.70
	玉川	仙北市角館町舟場～桧木内川合流点	岩瀬	3.70	4.10
		桧木内川合流点～齊内川合流点	下鶯野	3.40	5.00
	桧木内川	仙北市西木町桁沢～仙北市西木町小波内	宮田	1.40	1.70
		仙北市西木町小波内～仙北市西木町下田	吉田	1.60	2.62
		瀧尻川合流点～仙北市角館町赤平	門屋	2.00	2.70
仙北市角館町赤平～玉川合流点		赤平橋	2.10	3.20	
横手川	横手市本郷橋～雄物川合流点	寺村	1.50	2.50	
役内川	湯沢市秋の宮川井橋～雄物川合流点	横堀	2.00	2.87	
子吉川	芋川	由利本荘市小栗山～由利本荘市徳沢橋	松本	2.90	3.50
		由利本荘市徳沢橋～子吉川合流点	館前	3.20	4.30
馬場目川	馬場目川	五城目町坊井地堤防地点～八郎潟	久保	1.80	2.50
	三種川	三種町上岩川大荒沢合流点～八郎潟	森岳	2.50	3.00

(平成22年度 秋田県水防計画)

【水防警報の種類・内容及び発表基準】

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団員の足留めを行う。	雨量・水位・流量その他河川状況等により、必要と認められるとき。
準 備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉準備・水防団幹部の出動等に対するもの。	水防団待機水位に達し、気象状況等により準備の必要が認められたとき。
出 動	水防団員の出動を通知するもの。	水位・流量・その他河川状況等によりはん濫注意水位を超え、又は超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要が認められるとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適 宜

(平成 22 年度 秋田県水防計画)

第6 水位情報周知河川の指定と避難判断水位（法第13条による特別警戒水位）

避難判断水位の決定根拠として、はん濫危険水位相当換算水位から避難時間等に必要となる時間上昇水位を引いた水位としている。

1 国土交通大臣が定める避難判断水位

(単位：m)

水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水 位	はん濫 危険水位	水防管理者
雄物川	成瀬川	左岸 横手市増田町大字萩袋 字真人 24 番地先 から 皆瀬川合流点 まで	安養寺	—	—	3.00	3.40	横 手 市
		右岸 横手市増田町大字真人 字山下 8 番地先 から 皆瀬川合流点 まで						
子吉川	石沢川	左岸 由利本荘市鳥川字仲間田 233 番の 1 地先 から 幹川合流点 まで	鮎 瀬	2.50	3.40	4.20	—	由利本荘市
		右岸 由利本荘市上野字蛇田 59 番の 1 地先 から 幹川合流点 まで						

2 知事が定める避難判断水位

水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	水防管理者
米代川	米代川	鹿角市八幡平字長嶺端 から 福士川合流点 まで	花 輪	1.50	2.00	2.50	3.50	鹿 角 市
		福士川合流点 から 土深井沢川合流点 まで	末 広	1.50	2.20	2.80	3.80	鹿 角 市
		土深井沢川合流点 から 大館市比内扇田字木道端 77 まで	扇 田	2.70	3.50	3.70	4.00	大 館 市
	福士川	鹿角市花輪字福士川 から 米代川合流点 まで	福 士 川	0.50	0.75	0.90	1.20	鹿 角 市
	大湯川	鹿角市十和田安久谷川合流 から 米代川合流点 まで	毛馬内 2	1.50	1.80	2.40	3.40	鹿 角 市
	小坂川	小坂町古遠部川合流 から 大湯川合流点 まで	毛馬内 1	1.00	2.00	2.60	3.60	鹿 角 市 小 坂 町
	阿仁川	北秋田市阿仁萱草大橋 から 北秋田市浦田橋 まで	阿仁前田	2.10	3.00	3.50	4.00	北 秋 田 市
		北秋田市浦田橋 から 小阿仁川合流点 まで	米 内 沢	2.50	3.00	4.40	4.80	北 秋 田 市
		小阿仁川合流点 から 米代川合流点 まで	木 戸 石	3.00	4.30	4.90	6.50	北 秋 田 市
	長木川	大館市茂内一の渡橋 から JR 花輪線橋梁 まで	有 浦	1.20	2.00	2.80	3.70	大 館 市
		JR 花輪線橋梁 から 米代川合流点 まで	餅 田	1.20	2.00	3.00	3.50	大 館 市
	下内川	大館市白沢中の渡橋 から 大森川合流点 まで	白 沢	0.80	1.00	1.20	1.50	大 館 市
		大森川合流点 から 長木川合流点 まで	松 峰	1.30	1.60	2.80	3.40	大 館 市
	小阿仁川	藤沢合流点 から 仏社川合流点 まで	杉 花	1.60	2.30	3.00	3.50	上小阿仁村
		仏社川合流点 から 阿仁川合流点 まで	三 木 田	1.80	2.20	2.70	3.30	北 秋 田 市 上小阿仁村
	小猿部川	品類川合流点 から 北秋田市脇神 まで	脇 神	2.00	2.50	4.00	5.00	北 秋 田 市
	綴子川	綴子橋 から 米代川合流点 まで	田 中	1.35	1.85	2.25	2.85	北 秋 田 市
	藤琴川	藤里町藤琴 から 能代市高岩橋 まで	藤 琴	1.50	2.00	3.30	4.00	藤 里 町 能 代 市

雄物川	太平川	秋田市太平皿見内地主橋 旭川合流点	から まで	牛 島	2.00	3.00	3.30	3.70	秋 田 市	
	旭 川	秋田市添川橋 旧雄物川合流点	から まで	中 島	2.20	2.73	2.95	3.60	秋 田 市	
	草生津川	秋田市外旭川字一本木 旧雄物川合流点	から まで	寺 内	1.80	2.80	3.00	3.60	秋 田 市	
	猿田川	秋田市仁井田福島 太平川合流点	から まで	仁井田	1.40	2.30	2.60	2.80	秋 田 市	
	新城川	秋田市上新城中字堂ノ前 旧雄物川合流点	から まで	笠 岡	0.70	1.00	1.40	1.90	秋 田 市	
	岩見川	秋田市河辺萱森橋 雄物川合流点	から まで	坂 本	1.20	2.30	3.00	4.70	秋 田 市	
	丸子川	美郷町六郷閼田部落堤防地点から 雄物川合流点	から まで	田茂木	3.00	4.00	4.50	5.10	大 仙 市 美 郷 町	
	福部内川	大仙市大曲上高畑 丸子川合流点	から まで	福 見	1.20	1.60	1.70	2.00	大 仙 市	
	窪堰川	大仙市高関上郷半在家橋 丸子川合流点	から まで	高関上郷	1.40	2.10	2.70	3.00	大 仙 市	
	川口川	大仙市板見内八景橋 丸子川合流点	から まで	板見内	2.60	4.00	4.50	4.80	大 仙 市	
	矢島川	美郷町本堂城回字一本杉 丸子川合流点	から まで	本堂城回	0.90	1.60	1.80	2.00	大 仙 市 美 郷 町	
	斉内川	大仙市清水坂ノ上橋 玉川合流点	から まで	新 町	1.40	1.70	1.90	2.15	大 仙 市	
	玉 川		仙北市角館町舟場 桧木内川合流点	から まで	岩 瀬	3.70	4.10	5.20	5.50	大 仙 市 仙 北 市
			桧木内川合流点 斉内川合流点	から まで	下鶯野	3.40	5.00	6.20	6.90	大 仙 市
	桧木内川		仙北市西木町桁沢 仙北市西木町小波内	から まで	宮 田	1.40	1.70	2.10	2.40	仙 北 市
			仙北市西木町小波内 仙北市西木町下田	から まで	吉 田	1.60	2.62	4.20	4.50	仙 北 市
瀧尻川合流点 仙北市角館町赤平			から まで	門 屋	2.00	2.70	3.70	4.40	仙 北 市	
仙北市角館町赤平 玉川合流点			から まで	赤平橋	2.10	3.20	3.80	4.50	仙 北 市	
横手川	横手市本郷橋 雄物川合流点	から まで	寺 村	1.50	2.50	4.50	5.10	横 手 市 大 仙 市 美 郷 町		
役内川	湯沢市秋の宮川井橋 雄物川合流点	から まで	横 堀	2.00	2.87	3.30	4.00	湯 沢 市		
子吉川	芋 川	由利本荘市小栗山 由利本荘市徳沢橋	から まで	松 本	2.90	3.50	4.10	4.90	由利本荘市	
		由利本荘市徳沢橋 子吉川合流点	から まで	館 前	3.20	4.30	5.50	6.40	由利本荘市	
馬場目川	馬場目川	五城目町坊井地堤防地点 八郎潟	から まで	久 保	1.80	2.50	2.80	3.40	五 城 目 町 八 郎 潟 町	
	三種川	三種町上岩川大荒沢合流点 八郎潟	から まで	森 岳	2.50	3.00	4.00	5.00	三 種 町	

(平成 22 年度 秋田県水防計画)

第7 水防警報、水防指令の伝達系統図

水防警報、水防指令の伝達系統図は、本章第6節第3による。

第8 巡視及び警戒

1 巡視

水防管理者及び消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。(法第9条)

2 非常警戒

水防管理者は水防警戒が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防支部に連絡するとともに水防作業を開始する。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (2) 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の締め具合不良
- (6) 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

第9 水門、樋門、ダム、ため池等の操作・措置等

- 1 水防支部長は、堰、水門、樋門、その他の河川、又は海岸に設置されている工作物の管理者に対する設備の点検整備や必要に応じて検査を行うなど適切な指導監督を行うものとする。
- 2 水防支部長は利水専用のダム管理者に対し河川法の趣旨に基づき、次の事項に留意して適正な管理に努めるよう指導する。
 - (1) 出水期に先立ち、管理施設の点検整備を十分に行うとともに、気象水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
 - (2) ダムのゲート操作などに関する通報の迅速・的確化を図るため、通報連絡体制の整備を図る。
 - (3) 堆砂の進んでいるダムにおいては、貯水池末端付近における水位の上昇による被害の有無、ダム越流面のコンクリート磨耗状況等を調査し、必要があるときは適切な措置を講ずること。
 - (4) 貯水池内の浮上物については、洪水時に流出して下流に被害を与えることのないよう、陸上へ格納する等の措置を講ずること。
- 3 水防支部長は、渡船、船艇等の管理者に対してあらかじめ、その係留固定等の措置について十分指導すること。

第14節 災害警備計画

実施機関

県警察本部、秋田海上保安部

第1 計画の方針

警察及び海上保安部は、関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、迅速な警備体制の確立と情報の収集に努める。

第2 県警察本部

1 警備活動

- (1) 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出、負傷者の救護及び行方不明者の調査
- (3) 住民に対する避難指導、誘導及び危険箇所の警戒
- (4) 被災地、避難場所及び重要施設等の警戒
- (5) 避難経路、緊急輸送路の確保及び交通規制、交通状況の広報
- (6) 災害警備活動のための通信の確保並びに不法事案等の予防・取締り
- (7) 遺体見分のための要員、場所、医師の確保及び身元確認並びに遺体の引渡し
- (8) 二次災害の防止
- (9) 被災者への情報伝達活動
- (10) 報道対策
- (11) ボランティア団体等の活動支援
- (12) 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

2 警備体制

(1) 災害警備本部の設置

災害の状況に応じ、必要がある場合は警察本部内に災害警備本部を設置する。

(2) 災害警備対策室の設置

災害の発生を認知したとき及び発生が予想される場合は、警察本部に災害警備対策室を設置する。

(3) 災害警備連絡室の設置

災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合で、これらの規模が災害警備本部又は災害警備対策室の設置に至らない程度のものである場合は、警察本部に災害警備連絡室を設置する。

災害の状況に応じ、必要がある場合は警察本部に災害警備対策本部を設置する。

(4) 警察署（現地）警備本部等の設置

警察署においては、管内の災害実態に応じて警察本部に設置された災害警備本部に準じて所要の警備体制をとる。

第3 海上保安部

海上保安部は情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置をとる。

- 1 災害発生地域の周辺海域において、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第15節 緊急輸送計画

実施機関	秋田運輸支局、秋田海上保安部、道路管理者、 港湾管理者、空港管理者、鉄道事業者、県警察本部
------	--

第1 計画の方針

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んで、あらゆる災害応急対策の基盤となるものであり、本節では緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について必要な事項を定める。

第2 輸送網の確保

1 道路・橋梁等

道路管理者は、道路・橋梁等が被災した場合、その被害状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保する。特に応急工事にあたっては、緊急輸送路を優先する。

2 鉄 道

鉄道事業者は、鉄道施設が被災した場合、その被害状況に応じて、排土、盛土、仮線路、仮橋の架設等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回運転等により交通を確保する。

3 港 湾

船舶を利用して緊急物資を搬入する場合、耐震強化岸壁を最優先に使用させるため、港湾管理者は同岸壁での一般荷役作業を一時制限するとともに、背後のふ頭用地から支障となる荷物等を速やかに撤去又は移動させ、緊急物資の受入体制を整える。航路等についても被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、対策本部に連絡するとともに、障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の輸送路の確保等の応急復旧を行うものとする。

また、被災したその他の公共岸壁、ふ頭、道路等の港湾施設は、早急に被害状況を把握し、速やかに応急工事を行い、港湾を介した経済活動に対する影響が最小限となるよう努める。

4 空 港

空港管理者は、空港施設が被災した場合、早急に被害状況を把握し、速やかに応急工事を行い、航空機の運航を確保する。

第3 道路交通規制

1 道路管理者の措置

道路管理者は、道路・橋梁等の交通施設を巡回調査し、災害によって交通施設が危険な状況にあると予想されたとき又は知ったときは、速やかに通行止め等の必要な措置をとる。

2 道路交通規制等

- (1) 交通規制が実施されたときは、直ちに住民及び関係機関等に周知徹底を図る。
- (2) 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
- (3) 災害により道路・橋梁等の交通施設の危険な状況が予想され又は発見されたとき、若しくは通報等により認知したときは速やかに必要な交通規制を実施する。
- (4) 緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。
この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地周辺の県警察の協力も得て広域的な交通規制を実施する。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保を図る。
- (5) 緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行う。
- (6) 緊急車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令等を行う。
- (7) 警察、道路管理者及び災害対策本部等は、交通規制にあたっては、相互に密接な連絡を図る。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が行うが、その窓口業務の担当は次のとおりとし、その細部については「緊急通行車両の確認事務処理要領」による。

- (1) 県有の車両及び借上車両については、県総合防災課
 - ◎ 災害時の緊急車両確認事務処理 … 資料編参照
- (2) (1)以外の車両については、警察本部及び警察署
 - ◎ 災害時の緊急車両確認事務処理 … 資料編参照

4 運転者のとるべき措置の周知徹底

(1) 走行中の車両運転者に対する措置

- ア できる限り安全な方法により、車両を道路左側に停止させること。
- イ 停止後は、カーラジオなどにより、災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のための車両使用の禁止

(3) 交通規制が行われた通行禁止区域等における一般車両の通行禁止又は制限

- ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所とする。
 - ② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所とする。
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車させる。
- ウ 通行禁止区域内においては、警察官の指示によって車両を移動又は駐車するが、その際、警察官の指示に従わないとき、又は運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度の範囲において、車両等を破損することがある。

第4 海上航行規制

1 港長(特定港以外にあっては秋田海上保安部長)

災害時により港湾施設の損壊又は航路の閉鎖等船舶交通に危険が予想される場合、又は生じた場合は、速やかに航行制限や航泊禁止の必要な措置をとる。

2 海上保安部

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (5) 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第5 輸送

1 輸送の確保

- (1) 東北運輸局長は、災害のための輸送を行うため必要があると認められるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者等に対して、輸送の確保について優先的措置をとるよう指導するほか次の措置をとる。
 - ア 関係事業者と協議し、輸送の分担連絡、輸送等の調整を行う。
 - イ 関係事業者に対し、法令の定めるところにより輸送命令、不急輸送の停止及び制限を命ずる。
- (2) 知事及び市町村長は関係事業者に対し協力を要請するとともに、特に必要があると認められるときは従事命令及び公用負担の権限を行使する。県は、社団法人秋田県トラック協会と「緊急・救援運送等に関する協定」を締結しており、災害が発生時において、緊急・救援輸送等の要請を行う。
- (3) 海上保安部長は、人員又は物資の緊急輸送について要請があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - ア 傷病者、医師等の緊急輸送については、速やかにその要請に応じる。
 - イ 飲料水、食糧等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度及び他の災害応急対策の実施状況を考慮してその要請に応じる。

2 輸送の対象

- (1) 被災者
- (2) 飲料水及び食料品
- (3) 救助用物資
- (4) 災害対策のための要員及び資機材
- (5) その他必要な人員、物資等

3 輸送の手段

(1) 自動車による輸送

災害時における輸送の主体は自動車輸送とする。

(2) 鉄道による輸送

自動車輸送が困難なとき、又は鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行う。

(3) 船舶による輸送

陸上輸送路が使用できないとき、又は船舶による輸送が適切であると判断される場合に行う。

(4) 航空機による輸送

緊急を要する人員、物資を輸送する場合に行う。

(5) その他の輸送

自動車等による輸送が不可能なときは、人力等による輸送を行う。

第6 緊急輸送

傷病者、医師、避難者などの人員輸送、又は食料・生活用品などの物資輸送、又は医薬品等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を状況に応じて使い分け、有効活用する。

なお、輸送対象の想定は次のとおりとする。

第1段階	避難期	1 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 2 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 4 負傷者等の後方医療機関への搬送 5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制などに必要な人員及び物資
第2段階	輸送機能確保期	1 第1段階の続行 2 食料、水等の生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	応急復旧期	1 第2段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

第16節 給食・給水計画

実施機関	東北農政局、市町村、 県（総務部・生活環境部・農林水産部）
------	----------------------------------

第1 計画の方針

大規模災害の発生直後における被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、中でも食料・飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策であり、応急用食料及び飲料水の確保・供給について、必要な事項を定める。

第2 給食

1 実施機関

市町村	被災者等に対する主食等の給与及び炊き出しは市町村長が実施するものとする。
県	災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて又は知事の補佐をする者として市町村長が実施する。

2 炊き出しその他による食品の給与

被災者に対する炊き出しその他による食品の給与は、災害救助法に定める基準に従って行う。

給与の対象者	1 避難所に収容された者 ① 住家に被害を受けて炊事のできない者 ② 住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する者 なお、災害応急対策に従事する者も対象とするが、災害救助法の対象とはならない。 2 食品は、被災者が直ちに食することができる現物給与とする。
費用	主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。
実施期間	実施期間は、災害発生の日から7日以内とするが、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給する。
市町村	市町村長は、緊急のため事前に知事に連絡できないときは、現地供給機関と協議のうえ供給を行い、事後速やかに災害発生の日時、場所、供給人員、供給品目、供給数量及び受領責任者等の事項を知事に報告する。

3 主食の調達

災害時における 応急用米穀の 取扱い	知事は、風水害等非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、炊き出しなど給食を行う必要があると認めるときは、速やかに、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量を、農林水産省（総合食料局食糧部食糧貿易課）に通知する。 農林水産省（総合食料局食糧部食糧貿易課）は、知事の要請を踏まえて米穀販売事業者に対し、応急用食料の供給可能量調査票に基づき、手持ち精米の知事に対する売却を要請する。また、農林水産省は、必要に応じ、政府所有米穀を供給するものとする。
災害救助用米穀 の取扱い	知事は、災害救助法を適用した場合において、緊急に米穀を必要とする場合は、農林水産省と協議の上政府米（以下「災害救助用米穀」という。）の売却により緊急引渡しを受ける。

4 副食などの調達

市町村	副食、調味料などは、市町村長が直接調達する。
県	1 知事は市町村長から要請があった場合は流通業者・製造業者から調達する。 2 知事は、市町村長から要請があった場合、あるいは災害の状況により必要と認める場合には、弁当・おにぎり・パン等の加工品、育児用調製粉乳等を流通業者・製造業者から調達することとし、県及び市町村は協定等により、調達体制を整えておくものとする。

5 輸送

知事は、被災市町村長から食料の調達、斡旋の依頼があったときは、当該市町村長があらかじめ定めた物資集積場まで輸送するものとし、引渡しにあたっては、関係の県職員が立ち合う。

なお、輸送は県有車両によるほか、協定に基づき（社）秋田県トラック協会に依頼する。

第3 給水

1 実施機関

市町村	被災者に対する飲料水の供給は市町村長が実施する。
県	災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて又は知事の補佐をする者として市町村長が実施する。

2 実施事項

対象者	災害のため、現に飲料水を得ることのできない者
応急飲料水の確保	市町村長は、災害のため水道の浄化機能が著しく低下している場合には、次の方法等により応急飲料水を確保する。 1 配水池等構築物の貯留水を利用 2 近隣市町村の水道水を利用 3 被災地近辺の水質の良好な井戸水、湧水を取水し、直ちに塩素消毒し飲料水として利用 4 耐震性貯水槽の水を利用
応急飲料水の供給方法	市町村長は、被災地区の道路事情を勘案し、指定避難場所に対する拠点給水、あるいは給水車等による運搬給水により応急給水を行うものとする。 また、水道施設の応急復旧の進捗状況に合わせて、適宜、仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。
協力体制	水道事業者（市町村長等）は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請する。 これらでも対応が困難な場合には、知事は他道県に応援を要請するほか、市町村長は、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。
応急給水時の広報	市町村長等は、被災地区住民に対し応急給水を行うときは、応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法について混乱が生じないように、最大限の広報活動を行う。
応急飲料水以外の生活用水の確保及び供給	市町村長は、応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の水量の確保及び供給に努める。
災害救助法に基づく飲料水の供給	災害救助法が適用された場合、同法に基づく飲料水の供給は、災害発生の日から7日以内とする。 そのために支出できる費用は、水の購入費並びに給水・浄水に必要な資機材の借上費、燃料費、消毒薬品費などである。
その他	県、市町村は、被災地区住民が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとするときは、事前に水質検査を実施するよう指導を行う。 また、災害時に被災住民等に対し飲料水の供給が行えるよう流通業者等からの飲料水の調達体制を整備するほか、市町村は飲料水にも活用できる耐震性貯水槽の整備に努めるものとする。

第17節 生活必需品等供給計画

実施機関

県総務部、市町村

第1 計画の方針

災害時において被災者への衣料、生活必需品の確保と供給を迅速確実に行う。

なお、生活必需品等の備蓄及び調達に関する計画は、第3編第2章第9節「生活必需品等の確保に関する計画」を参照。

1 実施機関

市町村が主体となり実施する。

災害救助法が適用されたときは、物資の調達、市町村までの搬送は県が行い、支給については県の補助機関として市町村が行う。

2 生活必需品の範囲

給与又は貸与の品目は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内とする。

- (1) 被服、寝具及び肌着、身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

3 給与、貸与の対象者

住家の全壊・全焼、流失、埋没、半壊又は床上浸水などにより、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難となった者に対して行う。

第2 生活必需品の確保と輸送

県及び市町村は、関係事業者と協議のうえ生活必需品を確保・供出する。

輸送については、本章第15節の「緊急輸送計画」に定める。

第3 生活必需品の配分

調達した生活必需品は、避難所の避難者、在宅避難者及び帰宅困難者等に配分する。

第18節 医療救護計画

実施機関	東北厚生局、日赤秋田県支部、秋田県医師会、 秋田県歯科医師会、県健康福祉部、県警察本部
-------------	--

第1 計画の方針

大規模災害時の医療救護活動として、広域災害における救急・医療体制の整備及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実・活用推進や患者搬送体制の確立や患者収容力の確保に努め、医薬品や医療機材の備蓄システムを機能させて後方供給体制の構築など災害医療救護に係る総合的体制整備を推進する。

また、災害医療機関、災害協力医療機関及び消防機関等の防災関係機関は相互に密接な連携をとりながら被災者の医療救護に当たる。

第2 医療救護計画

- 1 二次医療圏を基本的単位として、全県的な相互支援による医療救護体制の整備を図る。
- 2 災害発生時には「県災害対策本部」に直結した「災害医療対策本部」の設置と被災二次医療圏ごとに「地域災害医療対策本部」を設置し、全県的な災害医療救護に係わる指令等の一元化を図るとともに、被災地域での迅速・的確な医療救護活動の実施に努める。
- 3 「災害拠点病院」である「基幹災害医療センター」及び「地域災害医療センター」は、医療救護班の派遣、救命救急医療の提供、緊急医薬品や医療機材の調達供給など災害医療救護の中核的役割を果たす。
また、「災害先遣病院」は、初動に係わる医療需要の早期把握に当たるため「先遣救護班」を派遣する。
- 4 初動時の医療救護に対する後方支援機能を果たすため、「災害支援病院」では、救命救急医療の提供、重症患者の収容等を行う。
- 5 一般医療機関は「災害協力医療機関」として、被災地の医療救護に協力する。
- 6 災害時に「災害・救急医療情報システム」を機能させる。
- 7 災害発生時に必要な緊急医薬品等については、「災害拠点病院」の「常用備蓄」と薬局及び卸売業者等による「流通備蓄」供給体制の確立に努める。
- 8 医療救護班又は患者等の搬送は、交通規制による搬送路の優先確保により行うこととし、ヘリコプターや船舶による搬送体制の確立を図る。
- 9 災害の規模等により、国や近隣県に対し医療救護班の派遣や医薬品等などの支援を求める。
- 10 救急班は緊急輸送について、緊急輸送機関は必要に応じ、又は市町村等からの要請に基づき輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

第3 災害医療対策本部等

災害発生時には、県の「災害対策本部」に直結した「災害医療対策本部」を設置し、二次医療圏間の相互支援・補完体制を確立するなど全県的な災害医療救護に関する指令等の一元化を図る。

さらに災害規模によっては、県の「災害対策本部」を通じて、国や近隣県への支援を求める。

<p>災害医療 対策本部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災市町村、地域災害医療対策本部、医師会、歯科医師会、先遣救護班、災害・救急医療情報システム等を通じて被災地の災害医療に係る情報及び災害情報の収集を行う。 2 県「災害対策本部」を通じて、警察本部及び県建設交通部等関係部局から道路の被災状況等災害情報の収集に努める。 3 「災害拠点病院」等への医療救護班の派遣、患者搬送の支援及び医薬品等の支援要請を行う。 4 災害規模に応じ、県「災害対策本部」を通じて、国の機関及び近隣県への医療救護班派遣等の支援要請等を行う。 5 医療ボランティア等の確保・連絡調整に努める。 6 被災地の保健衛生の保持、感染症等の予防対策、巡回診療体制の確立等について「地域災害医療対策本部」に指示する。 7 被災地への総合支援体制の確立に努めるとともに、報道機関等を活用して県民への災害医療に係る情報提供等に努める。
<p>地域災害 医療対策本部</p>	<p>災害発生時には、被災二次医療圏ごとに保健所に「地域災害医療対策本部」を設置し、被災地域の災害医療救護を迅速・的確に実施するため、災害医療情報等の収集・提供及び関係団体等との連絡調整を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災市町村、地域医師会、地域歯科医師会、災害・救急医療情報システム等を通じ被災地の災害情報及び災害医療情報の収集を行う。 2 被災市町村の「災害対策本部」と災害医療に関する連絡協調体制をとる。 3 地域医師会・地域歯科医師会及び「地域災害医療センター」からの「災害医療調整員」と連絡協調体制を確立する。 4 医療救護班の派遣要請、患者搬送及び転送について、医療機関及び搬送機関等に適切な指示・助言を行う。 5 収集した災害情報及び医療救護対応の状況について「災害医療対策本部」との連絡体制を確保する。 6 医療ボランティアの受け入れ窓口として、登録医療ボランティアとの連絡体制を確保し、救護所への配置調整を行う。 7 被災地の保健衛生の保持、感染症等の予防対策、巡回診療体制等地域の保健医療の確保に努める。 8 報道機関等を活用して住民へ情報提供を行う。

第4 災害医療機関

基幹災害医療センター	「基幹災害医療センター」の秋田大学医学部附属病院は、重症患者に対する救命救急医療の提供、患者の収容に努め、災害規模によっては、「災害医療対策本部」の要請に基づき、複数の医療救護班の派遣を行う。
地域災害医療センター	「地域災害医療センター」は、市町村での対応を超える広域的な災害に対処するため、被災地への医療救護班の派遣、救命救急医療の提供、備蓄医薬品及び医療機材の後方供給など災害医療救護の中核的な役割を担う。 「地域災害医療センター」は、災害発生時に「地域災害医療対策本部」に入り連絡調整を図る「災害医療調整員」を配置するとともに、「地域災害医療対策本部」からの指示・連絡を専門に受け持つ「災害連絡専任者」を配置する。
被災地の地域災害医療センター	<ol style="list-style-type: none"> 被災市町村又は「地域災害医療対策本部」の要請により、災害現場等への医療救護班の派遣を行う。災害の状況によっては、自らの判断で医療救護班の派遣を行うことができる。 医療救護班は、災害現場等での医療救護に当たるとともに、搬送機関への患者搬送の指示を行う。 医療救護班は、「災害支援病院」又は「災害先遣病院」への重症患者転送の指示を行う。 搬送される重症患者に対する救命救急医療の提供と患者収容を行う。 「災害協力医療機関」への患者収容等に関する協力要請を行う。 「地域災害医療対策本部」と緊密な連携をとりながら、災害医療情報の収集・提供を行う。 「災害・救急医療情報システム」の中で、「地域災害医療対策本部」等と各種災害・医療情報の共有を図る。
被災地以外の地域災害医療センター	<ol style="list-style-type: none"> 「災害医療対策本部」の要請により医療救護班の派遣を行う。なお、災害の状況により、自らの判断で医療救護班の派遣を行うことができる。 「災害・救急医療情報システム」の中で、「地域災害医療対策本部」等と各種災害・医療情報の共有を図る。

第5 災害先遣病院・災害支援病院

災害先遣病院	秋田赤十字病院、秋田県立脳血管研究センター
	震度5弱以上の地震発生時には、即時に被災地に「先遣救護班」を派遣して被災地での初動医療救護活動に従事するとともに、被災規模、応援要請等の被災地初期情報を「災害医療対策本部」に提供する。
災害支援病院	秋田赤十字病院救命救急センター、秋田県成人病医療センター
	それぞれ外傷及び心疾患の重症患者への救命救急医療の提供、患者の収容に努める。また、県立脳血管研究センターは、脳血管系疾患等の重症患者に対する救命救急医療の提供、患者の収容に努める。

第6 災害協力医療機関・医師会・歯科医師会

災害医療機関以外の医療機関は災害協力医療機関として、被災地域内の医療救護に当たるとともに、県の災害医療救護活動の実施に必要な協力をする。

災害協力医療機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域内の医療救護に当たる。 2 「地域災害医療対策本部」又は「災害拠点病院」の要請に応え、救命救急医療の提供又は転送患者等の収容に努める。 3 「地域災害医療対策本部」の要請に応え、医療従事者の派遣及び自主備蓄医薬品等の任意提供等を行う。 4 「災害・救急医療情報システム」の中で、災害医療情報の収集・提供を行う。
医師会・歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 郡市医師会及び県医師会並びに郡市歯科医師会及び県歯科医師会は、災害発生とともに「地域災害医療対策本部」及び「災害医療対策本部」に入り連絡調整を図る。「災害医療調整員」及び「災害医療本部調整員」をあらかじめ配置する。 2 被災地の郡市医師会及び郡市歯科医師会は、会員の診療所等の被災状況を把握するとともに、会員間の相互支援に係る指示等に努め、「地域災害医療対策本部」及び「災害拠点病院」との情報連絡体制を確保する。 特に、会員の診療所等に重大な被害が生じ、慢性疾患等の要医療患者に対する医療の継続性が損なわれると判断される時は「災害・救急医療情報システム」を通じて、被災地以外の郡市医師会及び郡市歯科医師会又は「災害協力医療機関」等に対して支援等を求める。

第7 災害・救急医療情報システムの活用

1 災害・救急医療情報ネットワークの運用

- (1) 医療機関、保健所、消防本部、市町村及び郡市医師会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県厚生連の関係団体等がインターネット等で接続された「災害・救急医療情報ネットワーク」により、各種防災・医療情報及び救急医療情報に関する「災害・救急医療情報システム」を機能させる。
- (2) 災害発生時には、「災害・救急医療情報センター」に「災害医療救護対策本部」を設置し、全県的な防災・医療情報の収集・提供の一元化を図るものとする。

2 災害医療情報システムの内容

- (1) 「災害・救急医療情報センター」に集積される防災・医療情報については、各関係機関との間で共有されるものとし、災害医療情報のバックアップ機構として確保する。
- (2) また、災害規模によって「広域災害・救急医療情報ネットワーク」により、全国都道府県や国の機関等に対する支援要請の連絡体制を確保する。

3 災害医療情報

- (1) 被災地における死傷者や要医療患者等の被災状況の把握
- (2) 「災害支援病院」及び「災害協力医療機関」の空床状況、対応可能な診療科目、手術の可否等救急医療応需情報
- (3) 「災害拠点病院」などによる医療救護班の派遣状況、医療救護活動の補完・支援体制の把握
- (4) 「常用備蓄」及び「流通備蓄」に係る医薬品等の備蓄在庫数量情報
- (5) 初動後の医薬品、医療機材、血液等の後方支援体制の確認
- (6) 県内外の医療ボランティアの登録情報の把握

第8 備蓄医薬品等の供給

緊急用 医薬品等の備蓄	「災害拠点病院」の医療救護班が使用する緊急用医薬品等及び搬送重症患者への救命救急医療に必要な医薬品等については、平時に病院業務の中で可能な限り使用しながら要備蓄量を管理・確保する形態での備蓄を行う。
常用備蓄 ・ 流通備蓄	<ol style="list-style-type: none"> 被災地以外の「災害拠点病院」の「常用備蓄」に係わる医薬品等を被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給する。 災害の初動時以降に必要な「流通備蓄」に係わる災害用医薬品については、「流通備蓄主体」の協力を得て、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給する。
災害時の供給	<ol style="list-style-type: none"> 「災害医療対策本部」又は「地域災害医療対策本部」の指示に従って的確な備蓄医薬品の供給に努める。 「地域災害医療対策本部」及び「災害拠点病院」との情報連絡体制を確保する。 災害時に緊急に必要な応急ベッド等の医療機材については、災害規模に応じて、救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に供給する。
後方供給支援	<ol style="list-style-type: none"> 災害発生後に県外から支援供給される医薬品等（以下「支援医薬品等」という。）を受け入れた「支援医薬品集積センター」は、災害規模に応じて被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給支援を行う。「災害・救急医療情報システム」にその情報を蓄積する。 薬剤師会の協力を得て、「支援医薬品等」の仕分け等に携わる要員及び搬送車両の確保に努める。 災害時には、「災害・救急医療情報システム」に「支援医薬品等」の物品管理状況の情報提供を行う。 「支援医薬品集積センター」は、「災害医療対策本部」又は「地域災害医療対策本部」の指示に基づき、搬送車両等を「緊急通行車両」として活用するとともに、他の「支援医薬品集積センター」への配送及び救護所等への配送体制を確保する。 「支援医薬品集積センター」は、梱包の際に、現地での仕分け作業を容易にするため、製造会社ごとに風邪薬、胃薬などと分類工夫する。
血液製剤の供給	<ol style="list-style-type: none"> 県赤十字血液センター及び輸血用血液製剤を常時保有する医療機関は、「災害医療対策本部」又は「地域災害医療対策本部」の要請により、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給する。 献血者登録制度の充実を図って、災害時の輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、血液検査体制の充実を図る。

第9 搬 送

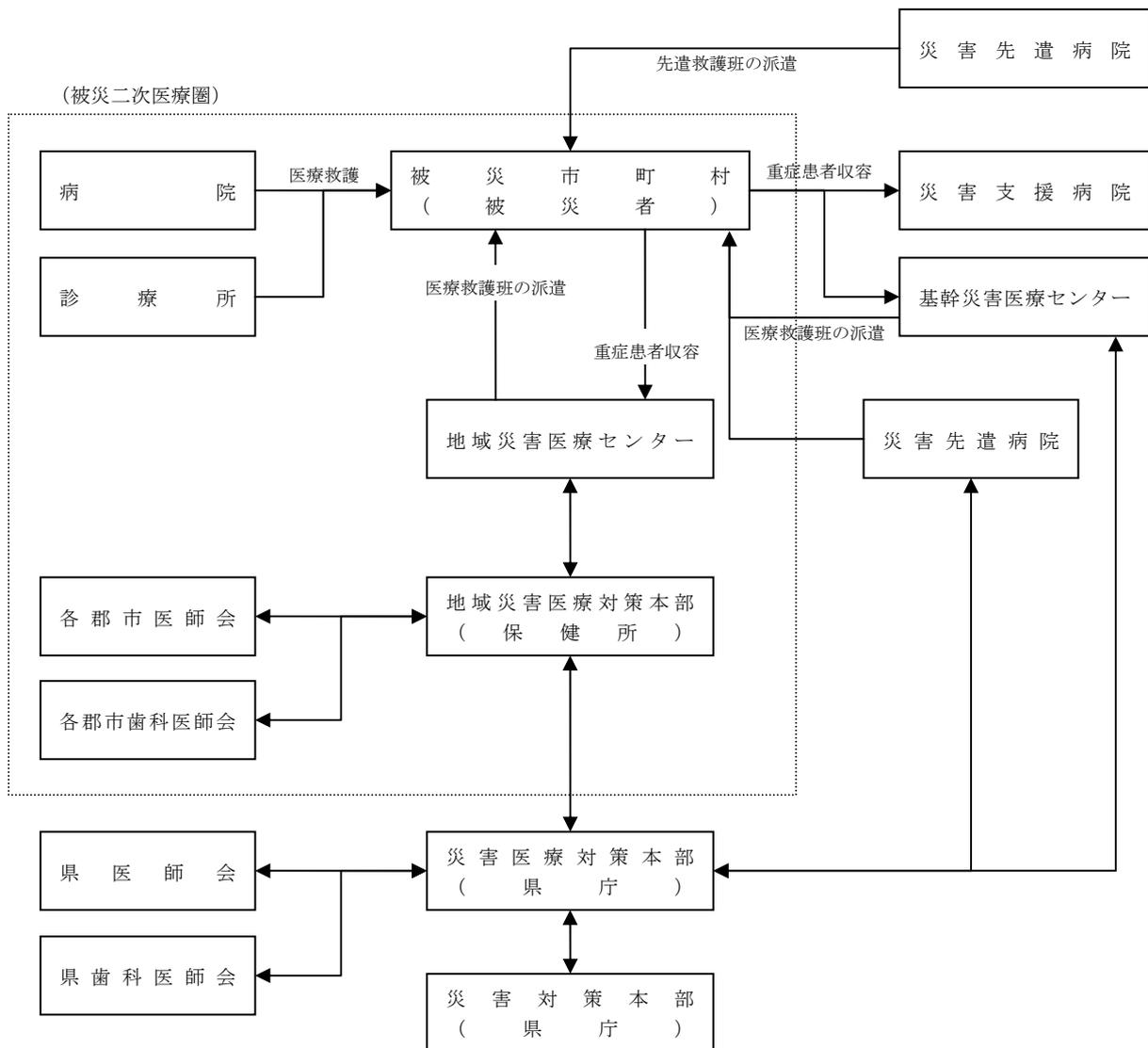
搬 送 シ ス テ ム	<ol style="list-style-type: none"> 1 各警察署長は、災害発生時に道路の被災状況を確認のうえ交通規制を行うとともに、「緊急通行車両」の陸路搬送路を優先的に確保する。 2 重症患者の搬送は、初動体制としては救急車による搬送を原則とするが、多数の重傷患者が発生した場合には救急車だけの搬送が困難となるため、「地域災害医療対策本部」又は「災害拠点病院」からの指示に基づき、「災害協力医療機関」等が保有している患者搬送車、並びに多数の患者搬送が可能な車両の確保により搬送する。 3 「災害医薬品」や「医療機材」及び「支援医薬品等」の供給は、「災害医療対策本部」からの要請に基づき、「流通備蓄主体」が保有する車両等を「緊急通行車両」として活用し輸送する。 4 「災害拠点病院」及び地域医師会等から派遣される医療救護班の救護所までの搬送は、派遣病院等が保有する車両又は民間からの借り上げ車両を「緊急通行車両」として活用する。 5 陸路搬送が不可能な場合は、「地域災害医療対策本部」からの支援要請に基づき、県消防防災ヘリコプター、航空自衛隊秋田救難隊ヘリコプターの派遣要請、又は近県で保有している救急医療用ヘリコプター及び海上保安庁のヘリコプター搭載型巡視船を確保し、空路搬送を行う。さらには巡視船等による海路搬送を確保し、「災害拠点病院」又は「災害支援病院」等に搬送する。
トリアージの実施 (患者選別)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護班の医師は、被災地において、トリアージ・タグを用いてトリアージ(患者選別)を実施し、重症患者は原則、最寄りの「災害拠点病院」への搬送を指示、又重症患者の症状によっては、「災害支援病院」等への搬送を指示する。 トリアージ補助班は、医療救護班の医師からの指示及び確認を得ながら、被災患者のトリアージを実施する。 2 医療救護班は、重症患者の「災害支援病院」等への搬送指示にあたっては、「地域災害医療対策本部」及び「災害支援病院」等との連絡体制を確保する。
死 体 検 案	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時には、被災市町村又は「地域災害医療対策本部」の要請により、死体検案のために「検案医師班」を派遣する。 2 多数の犠牲者が発生した場合には、自衛隊等に協力を求めるなど、より円滑な遺体の搬送体制を整えるとともに、近隣県に火葬の受け入れ等を要請する。

第10 市町村の活動

市町村は、「市町村災害医療救護計画」（仮称）に基づき、迅速・的確な医療救護活動の実施に努める。

- 1 災害規模に応じ、「地域災害医療センター」又は「地域災害医療対策本部」に対し、医療救護班の派遣要請を行う。
- 2 地元郡市医師会・地元郡市歯科医師会と情報連絡体制を確保する。
- 3 救護所及び「災害医療施設」への患者搬送体制を確立する。
- 4 救護所及び「災害医療施設」との情報連絡体制を確立する。
- 5 救護所等への医薬品、医療機材、水、非常用電源などの供給に努める。

【広域医療救護体制フロー図】



第19節 災害ボランティア活動支援計画

実施機関	日赤秋田県支部、社会福祉協議会 県各部局、市町村、関係機関
-------------	--

第1 計画の方針

大規模地震が発生し、救護活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合は、災害ボランティアの派遣・受け入れについて、県及び市町村は社会福祉協議会等関係機関と提携し、効果的な活動が行えるよう体制の整備に努める。

第2 地震災害発生時の体制

県は、県内で大規模な地震が発生した場合、救援活動を行うため県内外から駆けつけてくるボランティアを混乱なく被災地に受け入れられるよう、また、被災地におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、地域の災害ボランティア支援センターの設置について県社会福祉協議会を中心としたボランティア関係団体に要請する。

被災市町村は、市町村社会福祉協議会と協力し、現地災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に対する支援体制を整える。

なお、支援業務を適切に進めるため、市町村の受入れ窓口となる現地災害ボランティアセンターを設置する場合は、できるだけ市町村庁舎内に設置し、市町村及び市町村社会福祉協議会と関係ボランティア団体等が相互に緊密な連携をとれるように努める。

第3 災害ボランティアの派遣・受け入れ

1 専門ボランティア

県は、市町村等からの要請あるいは必要があると認めるときは、被災地での救援活動に当たるため、あらかじめ所管団体より協力を得て登録している専門ボランティアを派遣する。

災害時における専門ボランティアの活動分野はおおむね次のとおりとする。

- (1) 救急・救助活動
- (2) 医療・救護活動
- (3) 被災した建物・宅地等の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- (4) 手話、点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動
- (5) 災害ボランティアのコーディネート
- (6) その他輸送や無線などの専門技術を要する活動

2 一般ボランティア

県、市町村は、専門ボランティア以外に主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとする。

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

3 災害ボランティアの確保と調整

県、市町村は、被災地におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、各ボランティア団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種支援に努める。

第4 災害ボランティアの派遣・受け入れにあたっての基本事項

ボランティアの受け入れ窓口等は、災害ボランティアの派遣・受け入れにあたっては、特に、次の事項を遵守するよう努める。

- 1 災害特約を付加したボランティア保険に加入すること。
- 2 現地の状況や活動内容について事前に周知すること。
- 3 被災地に対して負担をかけずにボランティア活動できる体制を整えること。

また、ボランティアコーディネーターは、時間が経過するに従い変化していくボランティアニーズに合わせて、ボランティアの希望や技能を把握し、適切な派遣に努めるものとする。

第20節 公共施設等の応急対策計画

実施機関	東北電力秋田支店、JR 東日本秋田支社 秋田内陸縦貫鉄道、由利高原鉄道、市町村 県（健康福祉部・生活環境部・産業労働部・建設交通部）
-------------	--

第1 計画の方針

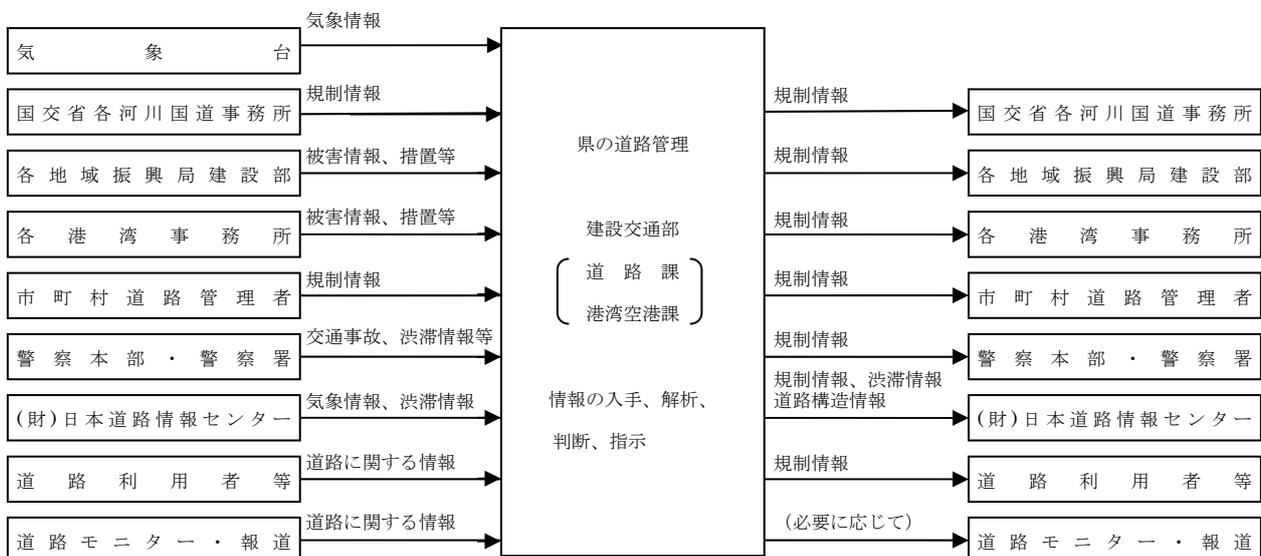
物流の要である道路、鉄道、河川、港湾、漁港等の公共土木施設、また電力、ガス、水道、通信などのライフライン施設、さらに心身の健康・教育を担う医療施設、社会福祉施設、文教施設等は、県民の日常生活に大きく係わり、これらの施設が災害により被災した場合は、被災者の救助・救援活動に大きな支障をきたすとともに県民生活に多大な影響を与える。

県、市町村及び関係機関は、想定災害から施設被害の軽減を図るため、これら施設の改修等を始め、施設の応急復旧対策に関する体制を整備するものとする。

第2 道路及び橋梁施設

施設被害の把握	各道路管理者は、災害発生とともに道路パトロールを強化するとともに、各関係機関を通じて、又は住民から直接情報を収集する。
広報活動	各道路管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ通報するとともに、交通規制の行われている道路等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、標識、情報板、看板及び道路パトロールカー等により、通行者に周知徹底を図る。なお、道路情報の流れは次のとおりである。
応急復旧	1 収集した情報に基づき速やかに応急復旧計画を策定する。この際復旧のため優先順位を明らかにする。 2 道路上への倒壊物及び落下物など、確実に倒壊すると判断されたもの及び通行の妨げとなる障害物を速やかに除去する。 3 被害箇所については早期に仮工事を実施して、交通を確保する。

【道路情報の流れ】



第3 上水道施設

施設被害の把握	各水道事業者は、災害発生と同時に施設の監視を強化し、被災状況の把握に努めるとともに、住民から直接情報を収集する。
広報活動	各水道事業者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧予定時期（時刻）等について、関係住民に対し広報車、テレビ、ラジオ等により周知徹底を図る。
応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 取水、導水、浄水施設が被災し給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに、速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。 施設が被災したときは、被災箇所から有害物等が混入しないように措置する。 特に、浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。 水道事業者（市町村長）は応急給水、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道災害相互応援計画」に基づき、支部長に応援を要請する。 自衛隊の応援を必要とする場合は、市町村長は知事に派遣要請をする。

第4 下水道施設

施設被害の把握	各下水道管理者は、災害発生とともに施設のパトロールを行い被害情報を収集する。
広報活動	テレビ、ラジオ、広報車、パンフレット等により、被害の状況及び復旧の見通しなどを広報する。
応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 下水道管渠の被害に関しては、一時的な下水道機能の確保を目的とし、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮した応急復旧工事を実施する。 ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るための応急復旧工事を実施する。 停電、断水等による二次的な災害に対しても速やかに対処する。

第5 電力施設

施設被害の把握	各施設の被害状況を迅速に収集し、応急復旧対策に対する必要な措置を分析・検討する。
広報活動	停電による社会不安の除去と感電事故防止のため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車、各市町村所有の防災行政無線、パンフレット、チラシ等を利用して、被害の状況及び復旧の見通し等について広報する。
応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、早期復旧のための体制を確立する。 被害設備の早期復旧を図るため、関係機関の職員及び社内要員並びに関連工事会社を確保するとともに、他店所に応援を要請する。 復旧用資材の確認と在庫量を把握し、不足する資器材は緊急調達を実施する。 復旧計画の策定及び実施にあたっては、病院・交通・通信・報道機関・公共機関等を優先する等、社会的影響・復旧効果の大きいものから実施する。

第6 鉄道施設

施設被害の把握	施設被害を迅速・的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている現場から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、地域住民から直接情報を聴取する。
広報活動	1 災害が発生したときは、速やかに関係箇所に被害状況を通報する。 2 被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ適切に把握し、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と密接な情報連絡を行いうるよう必要な措置を講じ、関係箇所に連絡する。 3 二次災害防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車等により地域住民に周知する。
応急復旧	1 災害が発生したときは、列車防護等の応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。 2 災害が発生したときは、直ちに事故現場に現地対策本部を設置する。 3 あらかじめ定めた事故復旧担当区域により復旧作業を実施する。

第7 工業用水道施設

施設被害の把握	災害発生とともに施設のパトロールを行い被害情報の収集を行う。
広報活動	被害及び措置状況を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧見通しなどを広報する。
応急復旧	1 災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、早期復旧のための体制を確立する。 2 施設が被災したときは、被災箇所から有害物質等が混入しない措置をとる。 有害物質が混入した場合は、用水の一時使用中止を受水企業に周知する。 3 管路の漏水などによる二次災害についても速やかに対処する。

第8 社会福祉施設

避難誘導	災害発生時には、消防機関等の関係諸機関に通報するとともに、安全な入所者の避難誘導に全力をあげる。
停電時の措置	停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、重要機器材等の保全措置に万全を期する。
応急復旧	1 災害に際しては、訓練の経験を活用し、自主的災害活動と臨機な措置を講ずるとともに、関係機関に応援要請を行う。 2 災害の被害を受けない他の施設に連絡し、入所者の移動等その安全を図る。 3 施設等の管理者(責任者)は、施設の応急修理を迅速に実施する。

第9 医療施設

避難誘導	1 災害発生時には、市町村、警察、消防等防災関係機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力をあげる。 2 重症患者、新生児、老人等自力で避難することが困難な患者の避難措置に万全を期する。
停電時の措置	停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等重要機器材等の保管措置に万全を期する。
応急復旧	災害に際しては、訓練の経験を活用し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに防災関係機関に応援要請を行う。

第21節 危険物施設等応急対策計画

実施機関	関東東北産業保安監督部東北支部、秋田海上保安部、県警察本部 県（総務部・健康福祉部・生活環境部・産業労働部）
-------------	---

第1 計画の方針

危険物施設等が被災した場合は、漏洩量や物質の性質などにより、化学反応の誘発による爆発の危険性、さらに気象条件に伴う漏洩物質の拡散による被害区域の拡大などの想定が必要である。

このため、漏洩物質の性質及び取り扱いに関する専門家、被災事業所、並びに関係機関が密接に連携し、被害の拡大防止措置を図るものとする。

第2 各施設の対策

危険物取扱施設	
施設被害の把握	施設管理者は、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。
広報活動	施設管理者は、警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知する。
応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設管理者は、予防規程等に基づき、次の応急措置を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 自衛消防隊員の出動を命ずる。 ② 施設内のすべての火気を停止する。 ③ 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。 ④ 出荷の中止と搬出を準備する。 ⑤ 流出防止のため応急措置及び防油堤の補強等を実施する。 ⑥ 引火、爆発のおそれがあるときは、関係消防機関へ速やかに通報する。 ⑦ 相互援助協定締結事業所に対して援助を要請する。 2 知事又は市町村長は、災害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入禁止区域の設定、避難の指示又は勧告を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を講ずる。 3 消防機関は、火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに化学消防車等を派遣する。 4 海上保安部は、次に掲げる措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 危険物積載船及び付近航泊船舶等については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止をする。 ② 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。 ③ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

火薬類取扱施設	
施設被害の把握	施設の管理者は、火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら災害の拡大防止の措置を講ずる。
広報活動	施設の管理者は、警察及び消防機関と迅速な通報連絡しながら状況に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知を図る。
応急復旧	<p>1 施設管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。</p> <p>① 災害の拡大又は二次災害防止のため、速やかに関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示をする。</p> <p>② 近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を速やかに行う。</p> <p>2 知事は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、製造業者、販売業者等に対し、次の緊急措置等を命ずる。</p> <p>① 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。</p> <p>② 製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。</p> <p>③ 火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。</p> <p>④ 火薬類を廃棄した者に収去を命ずる。</p>

高圧ガス取扱施設	
施設被害の把握	高圧ガス施設管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。
広報活動	高圧ガス施設管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知徹底を図る。
応急復旧	<p>1 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施するとともに、災害の拡大、又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報する。</p> <p>2 知事は、公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急に必要があると認められるときは製造者、販売業者、貯蔵所の所有者・占有者及び特定高圧ガス消費者、充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、次の緊急措置を命ずる。</p> <p>① 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。</p> <p>② 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時停止し、又は制限する。</p> <p>③ 高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。</p>

都市ガス取扱施設	
施設被害の把握	施設の管理者は、災害発生後速やかに情報を収集し、迅速・適切な応急対策を実施する。
広報活動	施設の管理者は、ガスの供給を停止し又は再開する場合は、広報車によるほか、テレビ、ラジオ等の報道機関、関係市町村、警察、消防機関を通じて需要家に周知徹底を図る。
応急復旧	<p>施設管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。</p> <p>① ガス工作物が被災した場合は、保安の確保に万全の対策を講じながら、早期復旧に努める。</p> <p>② 一般住民の安全を確保するため、必要により立入禁止及び避難について、関係機関に協力を要請する。</p> <p>③ 保安上必要あるときは、ガスの供給を停止する。</p> <p>④ 停電となった場合は、保安電力施設等を使用する。</p> <p>⑤ 復旧に長時間が予想される場合は、日本ガス協会東北部会等に応援を要請する。</p>

LPガス取扱施設	
施設被害の把握	LPガス施設管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。
広報活動	施設の管理者は、秋田県エルピーガス協会の広報車等によるほか、テレビ、ラジオ等の報道機関により関係業者、一般需要者等に対し、災害の拡大防止等について周知徹底を図る。
応急復旧	<p>1 施設管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。</p> <p>① 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。</p> <p>② 貯蔵所又は充填容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所に移動する。</p> <p>③ 必要により施設周辺の住民に対して避難を警告する。</p> <p>④ 災害が拡大又は二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田県エルピーガス協会等に対して応援を要請する。</p> <p>2 県は必要によりLPガス製造者、販売事業者、保安機関、一般消費者等に対し、次の措置を実施する。</p> <p>① 製造若しくは販売のための施設、貯蔵、消費のための施設の全部又は一部の使用について、一時停止を命ずる。</p> <p>② 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時停止並びに制限をする。</p> <p>③ LPガス又はこれらを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。</p>

毒物・劇物取扱施設	
施設被害の把握	施設管理者は、災害発生と同時に施設の被害状況から、地域住民に保健衛生上の危害を生ずるおそれの有無についての情報把握に努める。
広報活動	施設管理者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関により周知を図る。
応急復旧	<p>1 施設管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。</p> <p>① 毒物・劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署又は消防機関へ通報する。</p> <p>② 毒物・劇物が、流れ、飛散、漏出、又は地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収（着）剤等による中和等を実施し、保健衛生上の危害が生じないよう処理する。</p> <p>2 保健所、警察署、消防機関及び市町村は、相互に連携の上、次の措置を実施する。</p> <p>① 住民に対し、毒物・劇物の流出等の状況を速やかに周知させる。</p> <p>② 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。</p> <p>③ 毒物・劇物の流入等により飲料水が汚染するおそれがある場合、井戸水の使用を禁止するとともに、河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。</p>

第22節 危険物等運搬車両事故対策計画

実施機関	各河川国道事務所、秋田運輸支局 東日本高速道路東北支社、県警察本部、市町村、消防機関 県（総務部・健康福祉部・生活環境部・産業労働部・建設交通部）
-------------	--

第1 計画の方針

タンクローリーやトラックなどの危険物運搬車両の事故により、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス、薬液などの危険物が漏洩し爆発・火災などが発生した場合、道路管理者、防災関係機関、事業所等は緊密な連携を保ち、迅速・的確に防除措置を実施する。

市町村長は、防災行政無線等を介し、住民に漏洩事故情報を伝達するとともに、危険が急迫し緊急を要する場合は、消防、警察、医療機関等と連携した速やかな避難行動を講ずるものとする。

また、住民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により周知徹底を図る。

第2 漏洩物質の防除措置

関係機関、団体等（運転者、運送会社、荷送危険物事業所）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

運 転 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察、消防、道路管理者、保健所のいずれかの機関に対し、直ちに事故の状況及び積載物の名称及び積載量を通報する。 2 運送会社、荷送危険物事業所に事故の状況を報告する。 3 応急措置及び災害拡大防止措置を実施する。
運 送 会 社	<ol style="list-style-type: none"> 1 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。
荷送危険物事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害を最小限に止めるため、運転者に対する必要な応急措置の指示、併せて消防機関等に防除措置を依頼する。 2 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。 3 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。
県 警 察 本 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通規制を実施する。 2 現場、周辺の被害状況の把握に努める。 3 住民の避難、誘導を実施する。
道 路 管 理 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故の状況把握に努める。 2 道路の応急復旧、交通確保を実施する。 3 道路情報の提供を行う。
消 防 機 関	<ol style="list-style-type: none"> 1 漏洩危険物の応急措置を実施する。 2 火災の消火活動を実施する。 3 負傷者の救出、救護を実施する。 4 住民の避難、誘導を実施する。

第3 実施要領

危険物の特定	<p>運転者が被災し、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカードにより特定する。特定できない場合は、運送会社又は荷送危険物事業所に照会する。</p>
事故の通報	<p>1 高速道路上で発生した事故の場合は、設置されている非常用電話により、東日本高速道路株式会社に通報する。その他の道路上で発生した場合は、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。</p> <p>2 漏洩危険物の河川への流出は、河川が上水道の取水に利用されている場合を想定し、河川管理者及び市町村に通報する。</p>
広報活動	<p>道路管理者、県警察本部及び消防機関は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の保安確保について、広報車等により地域住民及び道路利用者に周知する。</p> <p>なお、住民の生命、身体及び財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社に対して緊急連絡を行う。</p>
応急復旧	<p>1 タンクや容器から危険物等が漏洩しているときは、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布する。</p> <p>2 漏洩危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止する。</p> <p>また、毒物、劇物の場合は、前節第2「毒物・劇物取扱施設」の応急復旧に準じ、これを実施する。</p> <p>3 火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存する時は、タンクや容器への冷却注水を行う。</p>
交通規制	<p>関係機関は、事故の状況に応じて、速やかに交通規制を実施する。</p>

第23節 防疫、保健衛生計画

実施機関	県(健康福祉部・生活環境部)、市町村
------	--------------------

第1 計画の方針

風水害等による、浸水、断水、停電は食品の保存機能の低下をもたらす。また、飲料水源の汚染等を原因とする食中毒や感染症の発生が予測されるため、県及び市町村は、これらの発生を防止するための予防措置及び防疫対策を実施する。

第2 防疫

1 実施機関

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下、本節において「法」という。)に基づき、知事は、感染症患者若しくはその保護者又はその場所の管理者等に対し、消毒を命ずることができる。また、災害の状況により感染症の患者等が実施不可能等の場合は、法第27条の規定により知事は市町村に消毒を指示することができる。

2 実施方法

- (1) 防疫体制の確立
- (2) 感染症患者の収容施設の確認整備
- (3) 感染症の未然防止知識の広報による周知徹底
- (4) 検病調査班(医師1名、保健師2～3名で1班編成)による防疫調査の実施
- (5) 市町村長に対する指示(知事)
 - ア 法第27条の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒
 - イ 法第28条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除
 - ウ 法第31条の規定による生活の用に供される水の供給
 - エ 予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条の規定による臨時予防接種の実施

第3 食品の衛生監視

1 実施機関

県は災害地の食品等の安全確保を図るために、必要に応じて生活衛生班の内部組織として、食品衛生監視指導班を編成し当該地域に派遣するが、監視指導にあたっては、市町村、関係団体の協力を得て、保健所長の指揮に従う。

2 実施方法

食品衛生監視指導班は、次の業務を行う。

- (1) 食品営業施設に対する監視指導
- (2) 救護食品に対する監視指導
- (3) 炊き出し施設に対する衛生的な取扱いの指導
- (4) その他の食品に起因する危害の発生防止

第4 被災者の健康保持

県、市町村は相互に連携し、避難者及び在宅被災者の健康保持のために必要な活動を行う。

- 1 保健師・栄養士等による巡回健康相談、栄養指導、健康教育等
- 2 災害時要援護者の被災状況・健康状況の把握と必要な対応
- 3 精神科医・保健師等によるこころのケア

第5 防疫用薬品、資器材等の調達

県は、被災市町村から要請があったときは、薬品及び資器材等の調達・斡旋を図る。

第24節 動物管理計画

実施機関

県生活環境部、市町村

第1 特定動物・飼養動物の管理

1 実施機関

(1) 特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条に基づく特定動物）

原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき市町村及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。

(2) 飼養動物

原則、飼養者とするが、市町村及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。

2 実施方法

(1) 特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。

(2) 負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の保護収容施設を確保する。

(3) 飼料の調達及び配分方法を講ずる。

(4) 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。

第2 避難所の飼養動物対策

1 避難所への飼養動物の持ち込みは禁止する。

2 避難所の運営担当者は、避難者及び在宅被災者が所有するペットについて、「ペット台帳」を作成し、動物管理センター、保健所、獣医師などの協力を得て保護収容施設等において管理に努める。

第25節 廃棄物処理計画

実施機関	県(生活環境部・農林水産部)、市町村
------	--------------------

第1 計画の方針

災害地域における生活ごみ等(一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみ)、し尿等(水没したくみ取り槽や浄化槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、仮設トイレからのくみ取りし尿)、がれき(損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等)、流木及び環境汚染が懸念される廃棄物(アスベスト等)等の収集・処理を迅速に実施し、地域の環境衛生の保全を図る。

第2 災害発生時における災害応急対策

1 市町村の役割

- (1) 一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみ等の発生見込み、建物被害状況とがれきの発生見込み等について情報収集を行う。
- (2) 市町村は、地域防災計画に基づき災害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- (3) 廃棄物の処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に支援を要請する。
- (4) 必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

2 県の役割

- (1) 市町村を通じて一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみ等の発生量見込み、建物被害等について情報収集を行うとともに、産業廃棄物処理施設の被害や対応の状況についても、必要に応じ確認する。
- (2) 市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の市町村や県と災害協力協定を締結している秋田県産業廃棄物協会等の関係団体等に対し、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。
また、県域を越える対応が必要と認められる場合は、国や他の都道府県に支援を要請する。

第3 生活ごみ等の処理

- 1 市町村は、被災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するよう努める。
- 2 市町村は、水害廃棄物について、衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始するよう努める。
- 3 市町村は、次の事項を勘案し計画的な収集・処理を行う。
 - (1) 生活ごみ等の発生見込み
 - (2) 生活環境保全上支障のない場所への生活ごみ等の一時的な保管場所の確保
 - (3) 他市町村等からの応援を含めた収集・処理体制の確保

第4 し尿等の処理

- 1 市町村は、被災者の生活に支障が生ずることがないように、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げ、回収を実施するとともに、仮設トイレの設置に当たっては、高齢者及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行う。
- 2 市町村は、避難所において避難者の生活に支障が生じないように、次の事項を勘案し、必要な数の仮設トイレを設置する。
 - (1) 避難箇所数と避難人員
 - (2) 仮設トイレの必要数の確保
 - (3) 応援供給を受ける仮設トイレの一時保管場所の確保
 - (4) 他市町村からの応援を含めた仮設トイレ設置体制の確保
- 3 市町村は、仮設トイレが設置された後、次の事項を勘案し、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う。
 - (1) 仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保及び計画的な散布
 - (2) 他市町村やし尿処理業者等からの応援を含めた、し尿の収集・処理体制の確保
 - (3) 仮設トイレの管理、収集・処理に要する期間の見込み
- 4 し尿処理施設が被災し使用不能の場合は、終末処理場のある下水道への投入又は埋立処分を行う。

第5 がれきの処理

- 1 市町村は、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先的に収集・運搬する。
- 2 市町村は、生活環境保全上支障のない場所に、がれきの選別、保管が可能な仮置場を十分に確保するとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。
- 3 市町村は、損壊建物数等の情報を速やかに収集し、がれきの発生量を推計する。
- 4 市町村は、応急活動後の処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきを粉砕・分別し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。また、アスベスト等の有害廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に従い、適正な処理を進める。

第6 死亡獣畜の処理

- 1 市町村は、家畜の所有者に対し、所有者自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して、速やかに死亡獣畜取扱場に搬入するなど、適正な処理を指導する。
- 2 市町村は、所有者不明等の死亡獣畜を適正処理する。
- 3 県は、家畜の所有者又は市町村が実施する処理に対し、必要な指導・助言を行う。
- 4 死亡獣畜が家畜伝染病に罹患している場合には、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく措置を実施する。

第7 災害復旧・復興対策

- 1 市町村は、一般廃棄物処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、施設の稼働を図る。
- 2 市町村は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、速やかに仮設トイレの撤去を進め、避難場所の衛生向上を図る。
- 3 市町村は、がれきの発生量を的確に把握するとともに、必要に応じて処理・処分方法、処理の月別進行計画、最終処分完了の時期等を含めた処理計画を作成する。

第26節 遺体搜索、処置、埋火葬計画

実施機関	秋田海上保安部、日赤秋田県支部、秋田県医師会 県（健康福祉部・生活環境部）、県警察本部、市町村
------	--

第1 計画の方針

大規模災害において、多数の死者や行方不明者が発生した場合、行方不明者の遅滞ない搜索、死者に対する適切な遺体処理や埋火葬を実施する。

第2 遺体の搜索

1 実施責任者

- (1) 市町村長は関係機関の協力を得て行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が関係機関の協力を得て行き、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがない場合は、市町村長が知事の補助機関として行う。

2 搜索方法

- (1) 災害による行方不明者が、周囲の状況からすでに死亡していると判断される場合は、直ちに遺体搜索に切り替える。
- (2) 遺体の搜索は、消防団、水防団等関係機関の協力を得て、搜索に必要な車両、航空機及び舟艇などを借り上げて行う。

第3 遺体の処置

1 市町村

遺体の清浄、縫合、消毒等の処置は、市町村において、救護班、医師会その他関係機関の協力を得て行う。

2 県警察本部

- (1) 警察官は、災害等によって死亡したと認められる遺体を発見し、又は遺体がある旨の届出を受けた場合は、速やかに警察署長に報告し検視規則及び死体取扱規則に基づき、速やかにその遺体を見分するとともに、死因、身元、その他の調査を行うものとする。ただし、死亡者の身元が明らかでない場合又は死亡者を認識できない場合は、死体取扱規則により市町村長に報告する。
- (2) 遺体の身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに遺体を速やかに遺族などへ引渡すものとする。ただし、災害直後の混乱等のため、遺族などへの引渡しができないときは、遺体を現在地の市町村長に引渡す。

3 海上保安部

- (1) 海上における遭難者、若しくは陸上から海上に及んだ災害の行方不明者については、巡視船艇、航空機により搜索するとともに、発見した遺体の收容、検視、引渡しを併せて行う。
遺体は、巡視船艇により收容し、收容した巡視船艇の船長は、その指揮者の指定する者に引渡す。
- (2) 海上保安官は、明らかに災害によって死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体の届出を受けた場合は、速やかに海上保安庁死体取扱規則（昭和45年9月1日保警一第80号）に基づき遺体を見分するとともに、死因、身元、その他必要と認める事項の調査を行い、死体見分調書又は多数死体見分調書を作成する。また、その死亡者の本籍が明らかでないとき又はその死亡者を認識することができないときは、同規則により市町村長に報告する。
- (3) 遺体の全てについて必要な処分が行われた場合、所持金品とともにその遺体を遺族その他の引取人に、また引取人がないときは市町村長に引渡す。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、県又は日赤県支部が災害救助法第32条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣し、遺体の処置を行う。

第4 遺体の一次保存等

- 1 遺体の清浄、縫合、消毒等の処置
- 2 遺体の識別等のための処置
- 3 遺体の一時保存

身元識別に相当の時間を要し、また、多数の遺体を短時間に埋火葬することが困難な場合は、遺体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣等の敷地）に集めて埋火葬が行われるまでの間一時保存する。

第5 漂流等遺体の処置

1 身元判明遺体

遺体の身元が判明している場合は、原則漂流、漂着した地域の市町村長は、警察官又は海上保安官の見分を受けた後、直ちにその遺族、親戚・縁者又は災害発生地市の市町村長に連絡して引き取らせる。

ただし、被害地域に災害救助法が適用されている場合、これを引き取らせることができないときは、知事に漂流、漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。

2 身元不明遺体

(1) 遺体の身元が判明しない場合で災害救助法を適用され、かつ災害発生地市町村から漂流、漂着したものと推定される場合は前記と同様に取り扱う。

遺体の取扱いについては、遺品等があればこれを保管し、又は遺体を撮影し記録する。

(2) 遺体がり災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、漂流、漂着地域の市町村長が行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により処理する。

第6 遺体の埋火葬

1 実施責任者

- (1) 市町村長が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合は原則として知事が行い、知事から委任された場合、又は知事による埋葬のいとまがない場合は、市町村長が知事の補助機関として行う。

2 埋火葬を行う場合

災害時により死亡した者であって、災害のため埋火葬を行うことが困難な場合

3 埋火葬の方法

- (1) 原則として火葬するが、慣習又は状況により埋葬（土葬）する。
- (2) 棺、又は骨つぼ等埋葬（土葬）に必要な物資の支給、及び火葬、又は納骨等の役務の提供を原則とする。

第7 費用

原則として、実施責任者が負担する。その他の費用については、市町村長等と協議の上決定するが、災害救助法が適用された場合については同法によるものとする。

第27節 文教対策計画

実施機関	県教育庁、市町村（教育委員会）
------	-----------------

第1 計画の方針

災害等により文教施設等が被害を受け、又は受けるおそれのある場合、県及び市町村の教育委員会は、あらかじめ定めた計画に基づき災害の予防及び応急対策を実施し、幼児・児童・生徒の安全と教育活動の確保を図る。

なお、社会教育施設等この計画に定めるもの以外については、県教育委員会が別途計画するところによる。

第2 事前対策

校長など施設の管理者は、災害の発生に備え次の事前対策を実施する。

- 1 幼児・児童・生徒の避難計画については、訓練及び災害時の事前指導・事後指導を実施し、その周知・徹底を図るとともに保護者との連絡方法を確認する。
- 2 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網を整備し、協力体制を確立する。
- 3 緊急時の所属職員の非常招集については、その連絡先を確認し教職員に周知徹底する。

第3 応急措置

校長などの施設管理者は、次の応急措置を実施する。

- 1 適切な緊急連絡を指示する。
- 2 災害の規模、児童・生徒等及び施設設置の被害状況を把握し、速やかに当該教育委員会に報告する。
- 3 当該教育委員会と連絡のうえ、必要により臨時休校等の措置をとる。
- 4 あらかじめ定めた応急教育計画に基づき、災害状況に応じて適切に指導する。

第4 応急教育の実施

1 文教施設の確保

- (1) 被災程度により応急修理ができる場合は、速やかに修理し、また校舎の一部が使用不可能の場合は特別教室、屋内体育施設、講堂等を使用する。
- (2) 校舎の全部又は大部分が使用不可能となった場合、公民館などの公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用する。
- (3) 教育施設が確保できない場合は、応急仮校舎の建設を図る。

2 教員の確保

被災により教員を確保できない場合は、次のとおり処置する。

- (1) 少数の場合は学校内で操作する。
- (2) 学校内で操作できない場合は、当該市町村教育委員会等管内で操作する。
- (3) その他の場合は災害地に近い管内からの操作による。

3 被災幼児・児童・生徒の保護

- (1) 被災地域の幼児・児童・生徒に対しては、感染症や食中毒などを予防するため、臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施するなど健康の保持に努める。
- (2) 災害により危険となった場所については、その防止について指導し徹底を図る。
- (3) 県教育委員会は、災害状況報告に基づき必要に応じ、災害の発生に伴う要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）の申請を行うとともに市町村教育委員会に対して応急給食を実施するよう指導する。

4 学校飼育動物の保護

- (1) 被災動物の集中管理場の確保に努める。
- (2) 動物感染症や疾病を予防するため、ふん尿の処理など環境保全に努める。
- (3) 被災動物の飼料が不足しないよう、飼料の調達に努める。

第5 学用品の調達・支給等

幼児・児童・生徒の住家が被害を受け、就学上著しく支障のある者に対し、次の措置を実施する。

1 教科書等の確保

県立学校及び市町村教育委員会は、教科書の喪失、き損の状況を速やかに調査し、県教育委員会に報告する。

また、災害救助法が適用された場合は、県教育委員会は所要の教科書の確保と災害救助法による救助業務の円滑な処理に協力する。

2 文房具・通学用品等の支給

県立学校及び市町村教育委員会は、災害により、文房具・通学用品等の喪失又はき損し、これらの入手困難な状態にある幼児・児童・生徒数を速やかに把握する。

また、必要な文房具・通学用品等の品目・数量の調査を行い、直ちにこれらの確保に努める。

第6 授業料の減免措置

県教育委員会は、高等学校の生徒が被災し、学資の負担に堪えられなくなった場合は、授業料の減免措置を講ずる。

奨学金については、秋田県育英会に対し、貸付枠の拡大を図るよう要請する。

第7 文化財の保護

- 1 文化財が被災した場合は、その管理者又は所有者は直ちに所轄の消防本部等に通報するとともに被害の拡大防止に努める。
- 2 管理者又は所有者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財にあつては市町村教育委員会を經由して県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては市町村・県教育委員会を經由して文化庁へ報告する。
- 3 関係機関は、文化財の被害拡大を最小限に食い止めるため、協力して応急措置を講ずる。

第28節 住宅応急対策計画

実施機関	秋田県建築士会、プレハブ建築協会 県（総務部・建設交通部）、市町村
-------------	--

第1 計画の方針

災害により住宅が滅失し居住する住宅がない者で、自らの資力で住宅を確保することができない者を收容するため応急仮設住宅を供与し、被災者用の住居として利用可能な公営住宅、空き家などの把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制を整備するとともに、また、住家が半壊又は半焼し自らの資力では応急修理をすることができない者の日常生活に欠くことのできない部分について、応急修理を実施し、被災者の生活の安定を図る。

なお、建築物・宅地等の危険度判定を行い、被災後の二次災害の拡大防止や応急仮設住宅の必要数把握等に努める。

第2 公営住宅等の活用

県及び市町村は、被災者の一時的な住宅を確保するため、受入れ可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、被災地域の地方公共団体等から受入要請があった場合には、迅速に入居手続き等を行う。

入居対象者及び入居者の選定については、次の応急仮設住宅の建設の場合に準ずることとする。

第3 応急仮設住宅の建設

1 実施機関

市町村が行う。

災害救助法を適用したときは県（知事）が行い、県（知事）が市町村（長）に委任する。

2 応急仮設住宅の建設

入居対象は、災害により住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保することができない被災者とする。

(1) 建設地

市町村は、地域防災計画に応急仮設住宅の建設候補地を定めておく。

(2) 建設戸数

戸数は、市町村からの要請により、県が決定する。

(3) 構造

軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、地域の積雪に耐える構造とする。

また、高齢者などの災害時要援護者世帯に配慮した設備・構造とする。

(4) 規模・費用

1戸当たりの床面積は29.7㎡を基準とし、設置費用の限度額は238万7,000円とするが、これらは全体平均であり、被災者の家族構成、立地条件等を勘案し、広さ・間取りなどの仕様の異なるものを建設することができる。

(5) 建設の時期

着工は、災害発生の日から20日以内とする。

(6) 建設工事

県は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、社団法人プレハブ建築協会が斡旋する住宅建設業者に建設を依頼する。

3 被災者の入居及び管理

(1) 入居対象者

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した者
- イ 居住する家がない者
- ウ 自らの資力では住家を確保できない者

(2) 入居者の選定

市町村が被災者の資力、その生活条件等を十分調査し、それに基づき県が市町村の協力により選定するが、場合によっては選定を市町村に委任する。

(3) 管理

県が当該市町村の協力により管理を行うが、状況によっては市町村に委任する。

(4) 供与の期間

応急住宅完成の日から2年以内とする。

第4 危険度判定

1 活動要請

県は、「被災建築物応急危険度判定技術者の被災後の判定活動に関する協定書」に基づき、社団法人秋田県建築士会に対し被災後の判定活動の協力要請を行う。

2 報告

秋田県建築士会は、会員の判定技術者に協力を要請し、取りまとめた判定活動結果を県に報告する。

第5 応急修理

1 実施機関

災害救助法を適用した場合は県（知事）が行い、県（知事）が市町村（長）に委任することとなる。

2 住宅の応急修理

災害により住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行うものとする。

(1) 修理の範囲

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して行う。

(2) 修理の戸数

戸数は、市町村からの要請により、県が決定する。

(3) 修理の費用

応急修理に要する費用の限度額は52万円とし、現物給付により行う。

(4) 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

(5) 協力要請

県は、応急修理にあたっては、社団法人秋田県建設業協会に対して協力を要請する。

3 応急修理の対象者

災害により住家が半壊又は半焼し、居住のために必要な最小限の部分も失い、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない被災者を対象に行う。

第29節 海上災害応急対策計画

実施機関	秋田海上保安部、県（総務部・建設交通部）、市町村、消防機関、警察本部、 秋田県医師会、秋田県歯科医師会、日赤秋田県支部、関係機関
-------------	---

第1 計画の方針

秋田海上保安部は、被害規模等の情報収集を行い、その情報に基づき所要の活動体制を確立し、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進める。さらに、避難対策、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処したのちは、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行っていくものとするが、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していく。

第2 実施機関

海上災害の応急対策の実施にあたっては、秋田海上保安部長が関係行政機関と緊密な連携を図る。

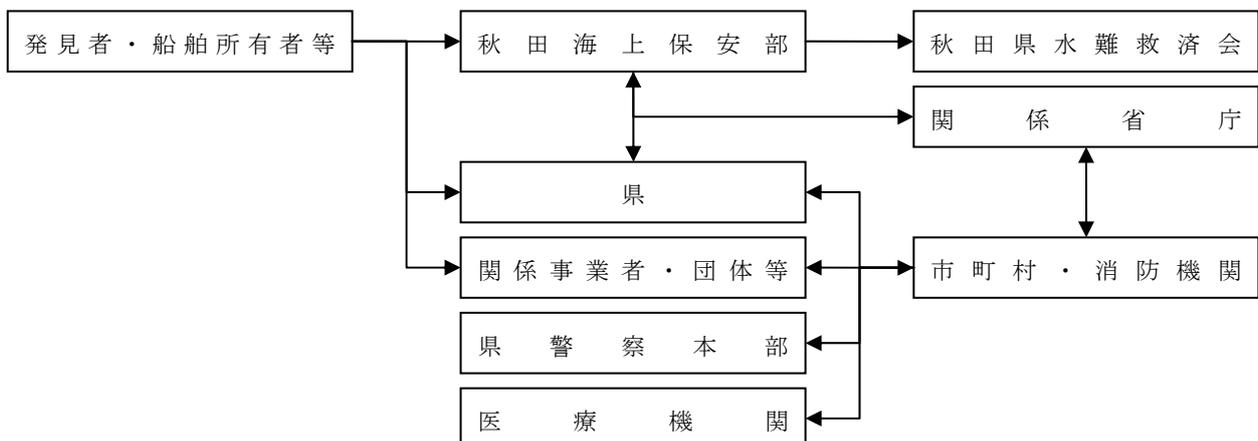
第3 情報収集・伝達

- 1 秋田海上保安部長は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、県、市町村等関係機関と密接な情報交換を行う。
- 2 情報収集活動の実施にあたっては、航空機による広域的な被害状況調査が初期段階において非常に有効であることから、災害が発生したときは、行動中の巡視船艇のほか、航空機に対しても直ちに情報収集活動を指示するものとし、別に定めるところにより、隣接管区本部等の航空機による情報収集活動も併せ実施する。

なお、必要に応じ、ヘリコプター撮影画像伝送システムを用いた被害規模の調査を行う。

- 3 秋田海上保安部、船艇及び航空機が収集した情報は、それぞれ共有されるよう特段の配慮を行い、必要に応じて情報を県、市町村等関係機関へ連絡する。また、非常本部等が設置されている場合は、必要な情報を非常本部等へ連絡する。

【海上災害の情報・伝達経路】



第4 情報通信手段の確保

秋田海上保安部長は、災害応急対策の実施上必要な情報通信を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 情報通信施設の保守に努め、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧に努める。
- 2 携帯発電機、携帯無線機等を搭載した巡視船艇を必要に応じて被災地前面海域に配備し、通信の代行を行わせる。
- 3 必要に応じて非常用電源装置、携帯無線機、携帯電話等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- 4 非常の場合の通信を確保するための通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。また、関係機関から災害に関する重要な通信の伝送について要請があったときは、速やかにその要請に応じる。
- 5 関係機関との通信の確保は、通常用いる通信手段のほか、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話等により行うものとし、必要に応じて職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する等、連絡体制の確保に努める。
- 6 災害に関する情報収集及び情報提供のため、可能な限りインターネット網等を活用する。

第5 活動体制の確立

災害が発生したときは、秋田海上保安部長は、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。なお、対策本部を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した災害対応型巡視船の活用を図る。
- 2 非常本部等が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、関係機関との協力体制を確保する。
- 3 災害応急対策の実施が長期化する場合に備え、動員された職員、船艇及び航空機等の食糧、清水、医薬品、燃料等の補給体制を確保する。
- 4 警戒本部等の設置の方針が決定されたときは、別に定めるところにより所要の措置を講ずる。

第6 船艇、航空機の出動、派遣等

災害が発生したときは、秋田海上保安部長は、被害の第一次情報、並びに情報収集活動により得られた情報に基づき、所属船艇航空機を災害発生周辺海域に出動させ、必要に応じて職員を災害応急対策実施事務所に派遣するなど必要な措置を講ずる。

第7 気象に関する警報等の伝達

- 1 気象、高潮、波浪等の気象に関する警報、又は災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知し、必要に応じて関係事業者にも周知する。
- 2 航路障害物の発生、航路標識の異常など船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生したとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行い必要に応じて水路通報で周知する。
- 3 大量の油流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態が発生したときは、秋田県沿岸流出油等災害対策協議会会員に周知する等所要の措置を講ずるほか、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

第8 海難救助

1 秋田海上保安部

海難救助等の実施に当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずる。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

- (1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇等によりその搜索救助を行う。
- (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。
- (3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- (4) 救助・救急活動にあたっては、ガス検知器による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発、及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

2 県、市町村等の関係機関

本県周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある場合は、海上保安部と連携し、迅速かつ適切に応急対策を実施する。

(1) 県

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、県は災害応急対策を円滑に実施するため、職員の動員や港湾施設の使用許可等の必要に応じた応急活動体制を整え、情報収集・搜索や関係機関との連絡調整等災害応急対策を実施する。

(2) 市町村、消防機関

市町村、消防機関は、遭難船舶を認知したときは、海上保安部、県、警察等関係機関と連携し、搜索、救助、搬送等の救護活動を実施する。

(3) 県警察本部

関係機関と連携し、搜索、救助等の救護活動を実施する。

(4) 医療機関（県医師会、県歯科医師会、日赤等）

秋田県災害医療救護計画に基づき、医療救護活動を実施する。

(5) 秋田県水難救済会

海上保安部等関係機関の実施する海難による人命、船舶等の救済に協力する。

第9 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは、海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。

第10 警戒区域の設定

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知する。

第11 自発的支援の受入れ

海上保安部においては、非常本部等と協力し、ボランティア及び海外からの支援に対する受け入れ体制を確保するとともに、必要に応じ、ボランティア及び海外からの支援と連携して、災害応急対策を実施する。

なお、支援の受入れに際しては、パソコンネットワークによる情報提供及び情報収集についても配慮する。

第12 物資の収用、保管等

災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等は、次により行う。

- 1 災害応急対策の実施に特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第78条（指定行政機関の長等の収用等）の規定による処分を行う。
- 2 前項の処分は、真にやむを得ない場合に限り、かつ、公共の安全確保のために必要な最小限度においてのみ行われるべきであって、できるだけ行政指導により関係者の協力を得て、必要な物資の供給確保に努める。

第13 広報

災害発生後は、次に掲げる事項その他海上交通の安全確保及び海上保安部の活動に関する国民の理解と協力のために必要と認められる事項について、非常本部等及び関係機関等との連絡調整を図りつつ、適時適切な広報の実施に努める。

なお、広報の実施にあたっては、無用な社会不安の防止及び民心の安定に十分配慮する。

- 1 災害に関する情報及び各種注意報・警報の発令状況等
- 2 第1から第12に掲げる災害応急対策の実施状況及び今後の予定

第30節 危険物等の大量流出に関する防除対策計画

実施機関	秋田海上保安部、各河川国道事務所、秋田地方気象台 県警察本部、消防機関、秋田県漁業協同組合、関係事業所 県（総務部・生活環境部・農林水産部・建設交通部）、市町村
------	--

第1 計画の方針

船舶、陸上施設等から海上又は河川に大量の油や危険物が流出した場合、事故発生原因者がその責任において対処する。また、海上保安部、東北地方整備局、県、港湾管理者、漁港管理者、市町村、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて漁業協同組合、関係企業等、地域住民に対して協力を求めることとする。

第2 海上流出油等防除措置

1 各機関の役割

秋 田 海 上 保 安 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。 2 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。 3 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、独立行政法人海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。 4 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努めるものとする。 5 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。 6 危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。 7 第二管区海上保安本部に対する東北地方整備局の所属船による防除活動及び自衛隊への災害派遣要請の上申
東 北 地 方 整 備 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係先への事故情報の伝達 2 直轄担当区域における状況調査、油等の防除 3 備蓄資機材の提供
秋 田 地 方 気 象 台	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係先への油防除に関する気象、海象予報の伝達
秋 田 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係先への事故情報の伝達 2 沿岸市町への指導及び関係機関との連絡調整 3 自衛隊への災害派遣要請 4 ボランティア活動の受け入れ及び支援活動 5 港湾区域内における状況調査、浮流油・漂着油の回収

市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関への事故情報の伝達 2 関係機関に対し、災害対策基本法第 60 条に基づく避難の指示等の措置に関する助言 3 油防除活動に関する関係機関との調整 4 協定等に基づく他の自治体への援助要請 5 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収
消 防 機 関	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係先への事故情報の伝達 2 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収 3 備蓄資機材の提供 4 沿岸住民に対する浮流油・漂着油・石油ガス等異臭に関する情報提供 5 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下、「海防法」という。）第 42 条の 9 に基づく消防機関の長の権限行使 6 救助・救急活動 7 協定等に基づく近隣消防機関への援助要請
警 察	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係先への事故情報の伝達 2 沿岸地域における被害情報の収集、伝達及び警戒警備 3 沿岸住民に対する避難等の措置 4 自衛隊等災害派遣部隊、防災資機材運搬車両等の先導警戒に関する事項
秋田県漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 油を発見した場合の関係機関に対する情報提供 2 沿岸における漂着油の回収、漁船を活用しての防除活動 3 漁業施設等に関する自衛措置 4 流出油防除活動に関する関係漁協との調整
事 業 所 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 2 管理する施設等に関する自衛措置 3 防除活動等の実施
秋田県沿岸流出油等 災 害 対 策 協 議 会	<p>秋田県沿岸流出油等災害対策協議会は、海防法第 43 条の 6 第 1 項に基づく協議会で、秋田県沿岸海域及び隣接する沿岸海域において著しく大量の油又は有害液体物質が流出した場合の防除に関し、必要な事項を協議する団体であり、秋田海上保安部に事務局を設置している。</p> <p>◎ 総合調整本部 会長は、大量の油や危険物が流出した場合は、直ちに総合調整本部を設置し、防除活動の調整を行う。</p>

【秋田県沿岸流出油等災害対策協議会総合調整本部構成員】

協議会役員名	機関名等	担当課	構成員・担当者
会 長	秋田海上保安部	警 備 救 難 課	部長・警備救難課長
会 員	東北地方整備局秋田港湾事務所	沿岸防災対策室	沿岸防災対策官
	秋田地方气象台	防 災 業 務 課	課長
	秋田県	総 合 防 災 課	課長
	秋田市	防 災 対 策 課	課長
	秋田市消防本部	警 防 課	課長
	秋田海陸運送株式会社	総 務 部	総務部長
	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物 資源機構 秋田国家石油備蓄基地事務所		副所長
	株式会社清水組	船 舶 部	船舶課長
	株式会社男鹿テクノ	総 務 課	課長
	秋田港建設工事安全衛生協議会	東 亜 建 設 工 業	会長
	秋田県漁業協同組合	総 務 課	課長
	秋田石油基地防災株式会社		所長
	上記のほか、人員、資機材を提供した会員		

2 独立行政法人海上災害防止センター

独立行政法人海上災害防止センターは、海防法に基づき、海上災害の発生及び拡大防止のための措置を実施とする業務を行うとともに、この措置のために必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上災害のための措置に関する訓練等の業務を実施する。

海上保安庁長官は、法律の定めるところによりセンターに対して防除のための措置の実施を指示することができる。

第3 河川流出油等防除措置

河川に大量の油や危険物が流出した場合は、河川から海上への流入を含め、本節第2の各機関の役割を参考に、的確な防除措置の実施を図る。

第31節 航空機事故応急対策計画

実施機関	秋田空港・航空路監視レーダー事務所、自衛隊、県警察本部 消防機関、市町村、秋田県医師会、秋田県歯科医師会、 日赤秋田県支部、県（総務部・健康福祉部・建設交通部）
-------------	--

第1 計画の方針

県内に所在する空港（自衛隊基地等を含む。）及び空港周辺地域、並びにその他の県域内において、航空機（国際航空運送事業又は国内定期航空運送事業の用に供する航空機に限る。以下同じ。）の墜落炎上事故の発生又は事故発生が予想される場合、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

第2 空港施設

空港の名称	所在地	管理者	滑走路(m)		種別
			延長	幅員	
秋田空港	秋田市	秋田県知事	2,500	60	特定地方管理空港
大館能代空港	北秋田市	秋田県知事	2,000	45	地方管理空港

第3 応急対策の組織

1 災害対策本部の設置

知事は、大規模な航空機事故が発生した場合は、直ちに「秋田県災害対策本部」を設置し、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。

2 災害警戒部の設置

航空機が消息不明となり、大規模な航空機事故のおそれがある場合は「秋田県災害警戒部」を設置し、情報の収集に努めるものとする。

3 航空機事故対策現地本部の設置

災害対策本部を設置した場合、空港管理事務所内（空港区域とその周辺で発生したとき）又は事故発生地域振興局内（その他の地域で発生したとき）に「航空機事故対策現地本部」を設置し、関係機関との連絡調整等を行う。

4 航空機事故空港連絡部

災害警戒部を設置した場合及びその他の地域で事故が発生した場合は、空港管理事務所内に「航空機事故空港連絡部」を設置し、関係機関との連絡調整等を行う。

5 現地派遣班

事故現地には必要に応じ「現地派遣班」を派遣し、事故情報の収集や現地の関係機関との連絡調整等を行う。

6 応急体制の組織

(1) 組織構成

応急体制組織構成図のとおり。

(2) 業務の範囲

ア 秋田県災害対策本部

- ① 救難、救護及び応急対策等の指示
- ② 消防、警察、自衛隊、医療機関等関係機関との連絡調整
- ③ 情報収集・資料の作成
- ④ 広報
- ⑤ 市町村災害対策本部との連絡調整

イ 航空機事故対策現地本部

- ① 情報収集及び災害対策本部への報告
- ② 救出・消防活動
- ③ 災害対策本部からの指示事項の伝達
- ④ 広報
- ⑤ 応急対策に関する市町村及び現地関係機関との連絡調整

ウ 航空機事故連絡部

- ① 情報収集、災害対策本部（災害対策部）への報告
- ② 関係機関との連絡調整
- ③ 災害対策本部からの指示事項の伝達

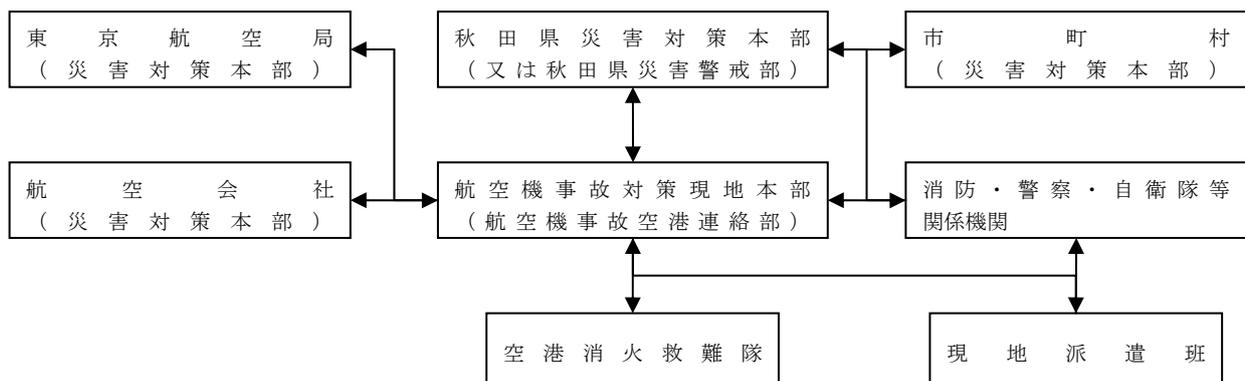
エ 現地派遣班

- ① 事故情報の収集
- ② 現地の関係機関との連絡調整等

事故情報の連絡を受けた各関係機関は、それぞれ他の関係する機関、地域住民等に対し、必要な情報を伝達する。

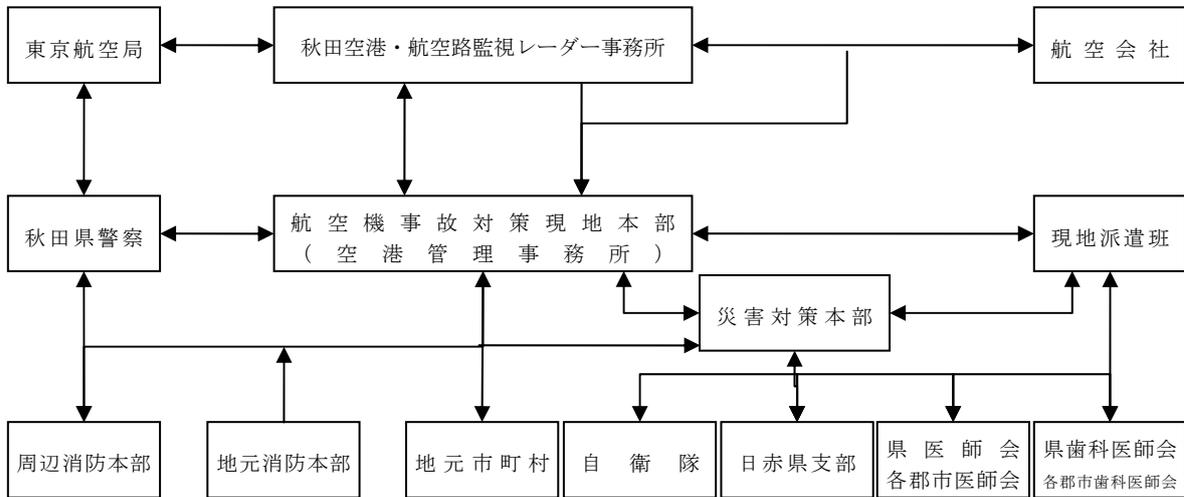
また、災害対策本部は地元市町村から自衛隊の災害派遣の要請を受け、又は必要があると認めた場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

【応急体制組織構成図】

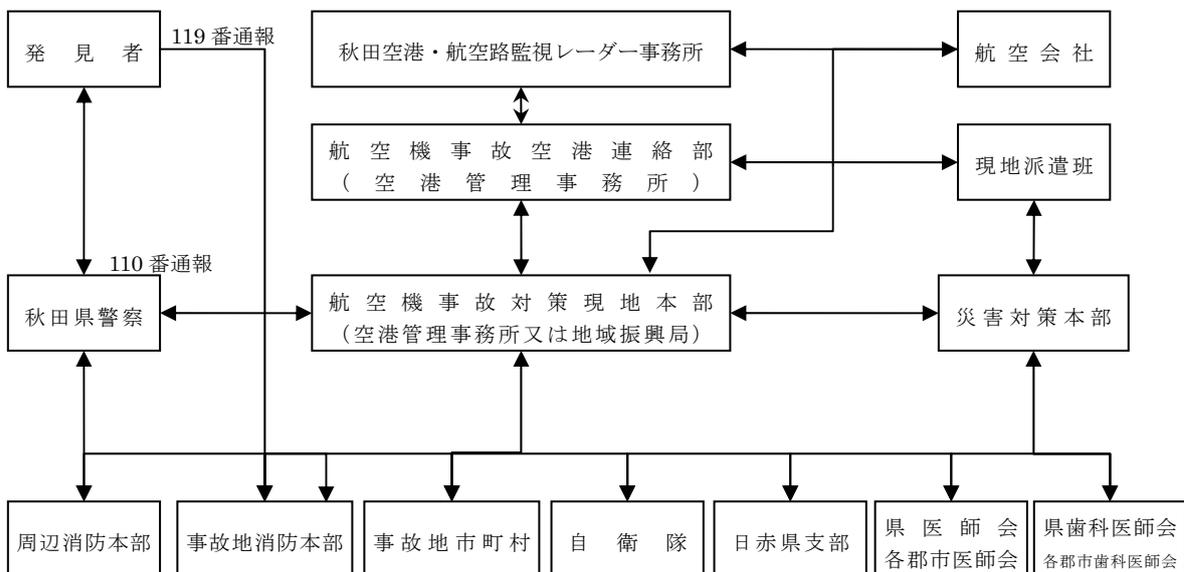


第4 連絡系統図

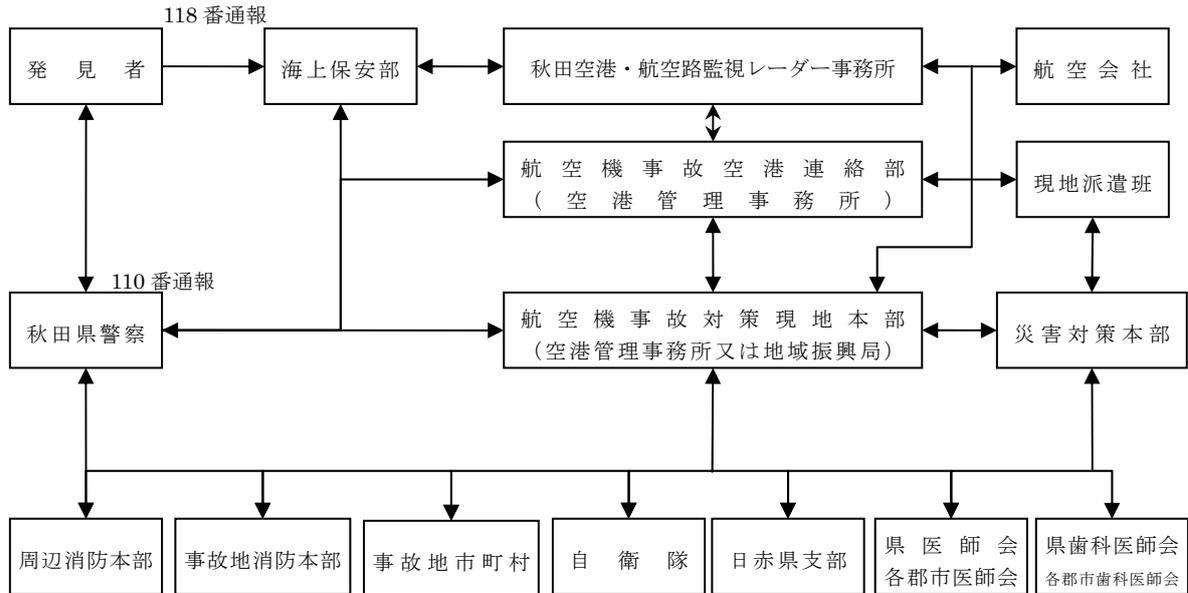
1 空港区域で発生した事故



2 空港周辺（空港から概ね9km以内の地域）の1以外の陸上で発生した事故



3 海上で発生した事故



第5 広報

航空機事故が発生した場合、災害対策本部は、人心の安定及び秩序の維持並びに応急対策に対する協力を求めるため、報道機関を通じ又は広報車、掲示板、インターネット等により地域住民、旅客及び送迎者等に対し、次の内容について広報を行う。

- 1 事故状況と協力依頼
- 2 応急対策の概要及び復旧の見通し
- 3 避難の指示・勧告及び避難先の指示
- 4 乗客及び乗員の住所、氏名、年齢等
- 5 その他必要事項

第6 救援救護及び遺体の収容

1 実施機関

市町村、空港管理事務所、航空会社、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、医療機関（日赤、県医師会等）

- 2 航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合には、直ちに救助隊を編成し、救出活動を実施する。
- 3 負傷者の救護については、医療機関で編成する医療救護班の派遣を受け、応急措置を実施する。
- 4 救護所は、あらかじめ定められた場所、又は事故現場付近の適当な場所に開設する。
- 5 医療救護班の救護所までの搬送は、派遣医療機関が保有する車両及び県や関係機関の保有するヘリコプター等により行う。
- 6 負傷者の後方医療機関への搬送は、県や関係機関の保有するヘリコプター並びに救急車、医療機関が保有する患者搬送車及び民間から借り上げた大型バス等により行う。
- 7 遺体の収容については、関係機関の協議により、遺体一時保存所を設置し、遺体の処理後は速やかに災害対策本部長の指示する場所に安置し、又は遺族に引渡すものとする。

第7 消防活動

1 実施機関

- ・ 空港管理事務所
- ・ 消防機関
- ・ 市町村
- ・ 自衛隊

2 航空機事故により火災が発生した場合、空港管理事務所及び現地消防機関は、化学消防車等による消火活動を実施する。また、災害の規模が大きく、空港管理事務所、現地消防機関では対処が困難と予想される場合には、応援協定等により周辺市町村、消防機関の応援を求めるとともに、自衛隊の災害派遣を要請する。

第8 警戒区域の設定及び交通規制

- 1 事故地の市町村長は、地域住民の安全を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。
- 2 道路管理者又は公安委員会は、応急対策実施上、必要があると認められる場合は、事故現場周辺道路の通行を禁止し、又は制限する。
- 3 道路の通行を禁止し、又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

第9 経費の負担

この業務に要した経費は、法令に定めのある場合を除き、事故発生責任者又は出動要請者の負担とする。

第32節 災害救助法適用計画

実施機関	県総務部、市町村
------	----------

第1 計画の方針

大規模災害が発生時に、応急的な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、知事は速やかに被災市町村に災害救助法（以下、本節において「法」という。）を適用する。

第2 適用基準

法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定められており、本県における適用基準は次のいずれかに該当する場合で、適用に当たっては市町村の区域を単位として行われる。

- 1 同一の災害により、住家が滅失した世帯の数が下表の1号基準以上であること。
- 2 上記1には達しないが、被害地域が広範で、県の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が次表の2号基準以上であること。
- 3 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が7,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域で発生した場合や有毒ガス等が発生した場合等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失した場合
- 4 火山噴火や有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合や、船舶の沈没や爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合など多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

市町村人口	住家の滅失世帯数		該 当 市 町 村
	1号基準	2号基準	
30万以上	150以上	75以上	秋田市
10万～30万	100以上	50以上	横手市
5万～10万	80以上	40以上	大館市、能代市、由利本荘市、大仙市、湯沢市
3万～5万	60以上	30以上	鹿角市、北秋田市、男鹿市、潟上市、仙北市
1万5千～3万	50以上	25以上	にかほ市、三種町、美郷町、羽後町
5千～1万5千	40以上	20以上	小坂町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町
5千未満	30以上	15以上	藤里町、上小阿仁村、大潟村、東成瀬村

(注) 住家が滅失した世帯数は、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯については2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯については3世帯で1世帯とみなす。

第3 被害認定基準

住家の滅失等の認定については、本章第6節「災害情報の収集・伝達計画」、第11「被害の認定基準」による。

【住家】 現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家か否かは問わない。

【世帯】 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第4 適用手続

- 1 市町村は、当該市町村における被害が本節第2の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にあるときは、併せて法の適用を要請するものとする。
- 2 知事は、市町村長からの報告又は法適用の要請に基づき、法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県関係部局に指示するとともに、関係機関及び厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室）に情報提供をする。
なお、県において災害対策本部が設置されている場合には、本部会議の審議を経て法を適用する。
- 3 知事は、法を適用したときは、速やかに次により告示する。

<p style="text-align: center;">秋田県告示第〇号</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年〇〇月〇〇日発生の〇〇災害に関し、〇〇月〇〇日から〇〇市町村の区域において災害救助法による救助を実施する。</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">秋 田 県 知 事 〇〇〇〇</p>
--

- 4 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指示を受けなければならない。

第5 救助の種類と委任

- 1 法による救助の種類は次のとおりである。
 - (1) 収容施設（避難所、応急仮設住宅）の供与
 - (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 災害にかかった者の救出
 - (6) 災害にかかった住宅の応急修理
 - (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
※ ただし、災害援護貸付金等の各種貸与制度の充実により、現在、運用されていない。
 - (8) 学用品の給与
 - (9) 埋葬
 - (10) 死体の搜索及び処理
 - (11) 災害によって住居又その周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 2 知事は、救助の迅速、的確化を図るため必要な場合は、法令の定めるところによりその権限に属する事務の一部を市町村長に委任することができる。避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び災害にかかった者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品の給与等、県において実施することが困難と認められるものについては、市町村ではあらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備をしておくものとする。

第6 従事命令等

1 災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、知事に必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木技術者等に対する次の権限が付与されている。

(1) 従事命令

救助を行うため特に必要があると認められた場合に、例えば、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、大工、自動車運送業者等の医療、土木建築工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。(法第24条第1項)

(2) 協力命令

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。(法第25条)

(3) 管理、使用、保管命令及び収用

救助を行うために特に必要があると認められたときは、病院、診療所、旅館等の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の生産や販売等の特定業者に対してその取り扱う物資の保管命令を発し、又は必要な物資を収用できる。(法第26条)

2 協力命令を除き、従事命令等を発する場合には、公用令書を交付して行う。

第7 救助実施状況記録及び報告

1 災害発生直後における当面の応急対策及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要となるため、救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理し、県総合防災課に報告する。

2 県総合防災課は、これをとりまとめ厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室に報告する。

第8 災害救助基金の運用

法に基づく応急救助の費用に充てるため、県は法第37条の規定に基づき、災害救助基金を積み立てている。

災害救助基金は、預金として運用しているほか、災害発生時に緊急に必要とする生活関連物資の事前購入に充てている。

第9 救助の程度、方法、期間、実費弁償基準

法による救助の程度、方法、期間、実費弁償の基準については、災害救助法施行細則(昭和39年10月1日秋田県規則第38号)により定めており、次表のとおりである。

避難所の設置	
対 象	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。
費用の限度額	1 基本額 1人 1日当たり 300円 2 加算額 冬季…別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

応急仮設住宅の供与	
対 象	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
費用の限度額	1 規 格 … 1戸当たり平均 29.7㎡（9坪）を基準 2 限度額 … 1戸当たり 238万7,000円以内 3 同一敷地内等に概ね 50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）
期 間	災害発生の日から 20日以内着工
備 考	1 平均 1戸当たり 29.7㎡（9坪）、238万7,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は、完成の日から建築基準法第 85条第 3項又は第 4項に規定する期間内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

炊き出し、その他による食品の供与	
対 象	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者
費用の限度額	1人1日当たり 1,010円以内
期 間	災害発生の日から 7日以内
備 考	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は 1/3日）

飲料水の供給	
対 象	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から 7日以内
備 考	輸送費、人件費は別途計上

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与																																							
対 象	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者																																						
費用の限度額	<p>1 夏季 … 4月から9月まで 冬季 … 10月から3月まで の季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>2 下記金額の範囲内</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上の加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊・全焼 又は流失</td> <td>夏</td> <td>17,300</td> <td>22,300</td> <td>32,800</td> <td>39,300</td> <td>49,800</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>28,600</td> <td>37,000</td> <td>51,600</td> <td>60,400</td> <td>75,900</td> <td>10,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊・半焼 又は床上浸水</td> <td>夏</td> <td>5,600</td> <td>7,600</td> <td>11,400</td> <td>13,800</td> <td>17,500</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,100</td> <td>12,000</td> <td>16,900</td> <td>20,000</td> <td>25,400</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の加算額	全壊・全焼 又は流失	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300	冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400	半壊・半焼 又は床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の加算額																																
全壊・全焼 又は流失	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300																																
	冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400																																
半壊・半焼 又は床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400																																
	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300																																
期 間	災害発生の日から 10日以内																																						
備 考	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限る																																						

医療	
対象	医療の途を失った者(応急的処置)
費用の限度額	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内
期間	災害発生の日から14日以内
備考	患者等の移送費は、別途計上

助産	
対象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)
費用の限度額	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額
期間	分べんした日から7日以内
備考	妊婦等の移送費は、別途計上

災害にかかった者の救出	
対象	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期間	災害発生の日から3日以内
備考	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上

災害にかかった者の住宅の応急修理	
対象	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住居が半壊した者
費用の限度額	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり、52万円以内
期間	災害発生の日から1か月以内
備考	

学用品の給与	
対象	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
費用の限度額	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 ・小学校児童 … 1人当たり4,100円 ・中学校生徒 … 1人当たり4,400円 ・高等学校生徒 … 1人当たり4,800円
期間	災害発生の日から 1 教科書1か月以内 2 文房具及び通学用品15日以内
備考	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合個々の実情に応じて支給する。

埋 葬	
対 象	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給
費用の限度額	1体当たり ・大人（12歳以上）… 20万1,000円以内 ・小人（12歳未満）… 16万800円以内
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

障害物の除去	
対 象	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者
費用の限度額	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上、購入費等 1世帯当たり、134,200円以内
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	

輸送費及び賃金職員等雇上費	
対 象	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	救助の実施が認められる期間以内
備 考	

実費弁償費		
対 象	1人1日当たり	
	1 医師、歯科医師	20,400円以内
	2 薬剤師	16,200円以内
	3 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,200円以内
	4 保健師、助産師、看護師	18,000円以内
	5 准看護師	18,000円以内
	6 救急救命士	14,700円以内
	7 土木技術及び建築技術者	17,300円以内
	8 大工	16,100円以内
	9 左官	14,900円以内
	10 とび職	13,300円以内
費用の限度額	救助の実施が認められる期間以内	
期 間	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額	
備 考		

※ この基準により救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第3編 震災対策

第3編 震災対策

他編に定めるもののほか、震災対策に関しては本編による。

第1章 秋田県における地震災害

第1節 秋田県の被害地震と活断層

第1 秋田県の被害地震

1 被害地震の記録

秋田県で歴史文献等に記録されている被害地震は下表のとおりであり、図3にこれら地震の震央分布を示した。

この中で、明治以降では1896年(明治29年)の陸羽地震(死者205名、負傷者736名)、1914年(大正3年)の強首地震(別名を秋田仙北地震:死者94名、負傷者324名)、1983年(昭和58年)の日本海中部地震(死者83名、負傷者265名)により、多くの死傷者及び家屋の倒壊に見舞われている。

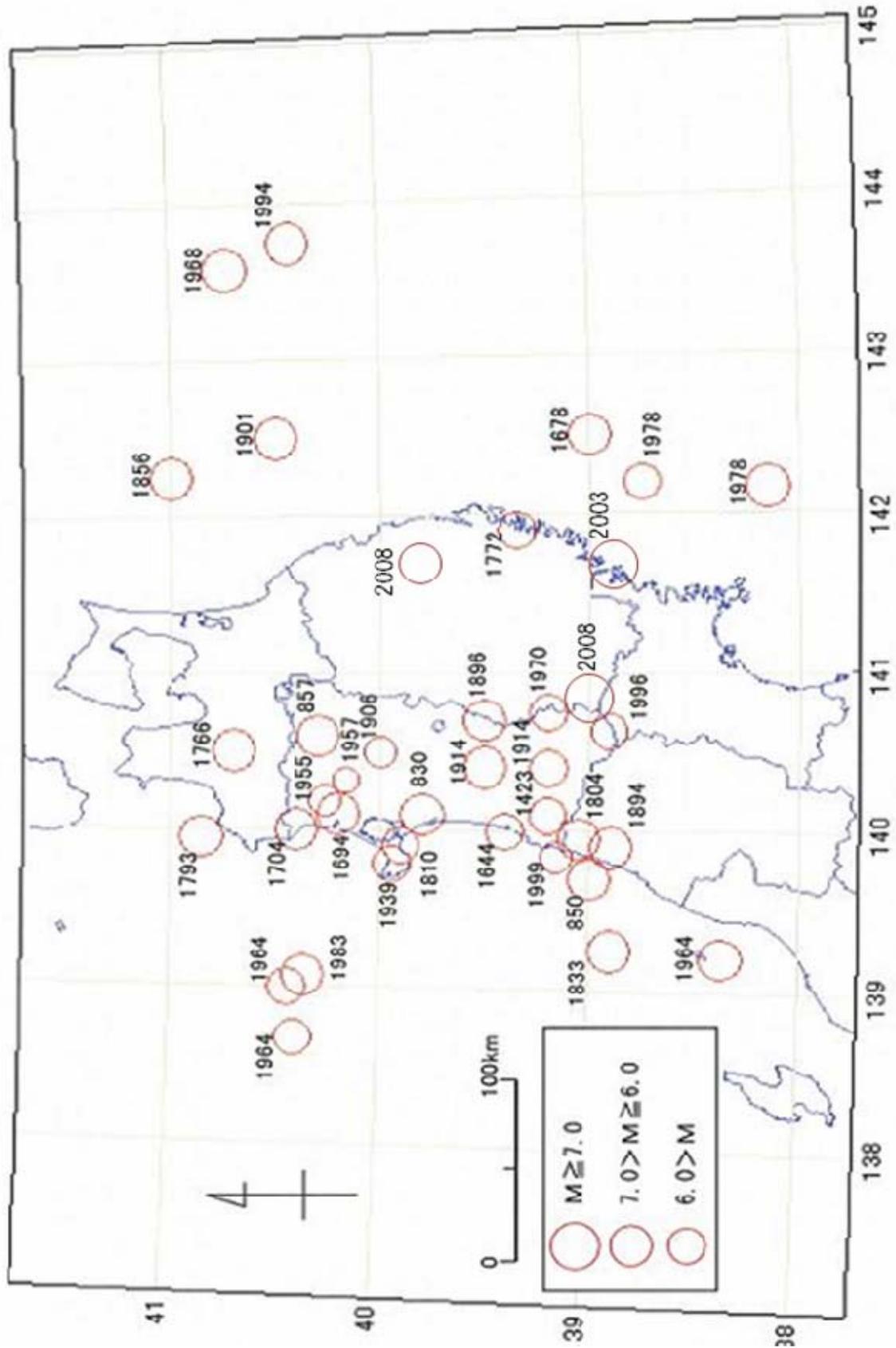
番号	発生年月日	震 央		地震の規模 (M)	被 害
		経度	緯度		
1	830年 2月 3日	140.1	39.8	7.0~7.5	天長地震 秋田城内家屋倒れる、圧死15、肢体折損100余名、地割れ多し
2	850年	139.7	39.0	7.0	出羽の国府の城柵傾斜し、圧死者多数
3	857年 4月 4日	140.6	40.3	7.0	大館地方の松峰山伝寿院の堂舎倒壊
4	1423年 11月 23日	140.1	39.2	6.7	羽後国、人畜死傷し、建物倒壊
5	1644年 10月 18日	140.0	39.4	6.5	久保田大地震 本荘城郭大破、死者あり、石沢村に被害、院内で地裂け、水湧く
6	1678年 10月 2日	142.5	39.0	7.5	久保田地震
7	1694年 6月 19日	140.1	40.2	7.0	富根、駒形、桧山等能代以南地方を中心として死者394、倒潰・焼失家屋2,132、能代のみにて死者300あり
8	1704年 5月 27日	140.0	40.4	7.0	能代を中心として以北の地方に大地震、能代のみにて死者58、焼失家屋759、潰家435
9	1766年 3月 8日	140.5	40.7	7 1/4	弘前・青森方面大被害、秋田県の被害不明
10	1772年 6月 3日	141.9	39.35	6 3/4	沢内で山崩れ
11	1793年 2月 8日	139.95	40.85	6.9~7.1	鱒ヶ沢・深浦で被害大
12	1804年 7月 10日	139.95	39.05	7.0	象潟地震 象潟湖隆起 由利郡内のみにて死者183、潰家2,000 象潟のみにて潰家423、死者65
13	1810年 9月 25日	139.9	39.9	6.5	男鹿大地震 南秋田郡で死者59、潰家1,078、山本郡で潰家51
14	1833年 12月 7日	139.25	38.9	7 1/2	佐渡・羽前地震で象潟～鼠ヶ関の海岸に被害 全体で死124、全半潰約1,050、秋田県の被害少ない
15	1856年 8月 23日	142.5	41.0	7.5	八戸・青森で被害大
16	1894年 10月 22日	139.9	38.9	7.0	庄内地震 庄内平野を中心に被害 秋田県では本荘以南に被害

17	1896年	8月	31日	140.7	39.5	7.2	陸羽地震 県内にて死者205、負傷者736、潰住家4,738、仙北郡のみにて死者184、負傷者603、全潰住家3,295
18	1901年	8月	9日	142.5	40.5	7.2	小坂・毛馬内・花輪などに被害、小坂鉦山の煉瓦煙突折れる
19	1906年	10月	12日	140.5	40.0	5.6	阿仁合村で小被害
20	1914年	3月	15日	140.4	39.5	7.1	強首地震 強首村を中心に、死者94名、負傷者324名、住家の全壊640戸
21	1914年	3月	28日	140.4	39.2	6.1	強首地震の余震 金沢西根村、藤木村で小被害
22	1939年	5月	1日	139.8	39.9	6.8	男鹿地震 男鹿半島を中心に、死者28名、負傷者127名、住家の全壊565棟、半壊1,089棟、焼失9棟
23	1955年	10月	19日	140.2	40.3	5.9	二ツ井地震 二ツ井町、響村を中心に負傷者4名、住家の半壊3棟、非住家の全壊1棟、半壊310棟などの被害
24	1957年	3月	1日	140.32	40.21	4.3	二ツ井付近で軽微な被害
25	1964年	5月	7日	138.7	40.4	6.9	男鹿市、琴浜村、八竜村、能代市などで、住家の全壊3棟、半壊2棟、一部破損49棟床上浸水1棟、床下浸水26棟
26	1964年	6月	16日	139.2	38.4	7.5	新潟地震 秋田市、男鹿市、本荘市などの沿岸部で死者5名、負傷者30名、住家の全壊13棟、半壊147棟、一部破損4,196棟
27	1964年	12月	11日	139.0	40.43	6.3	男鹿半島沖を震源、八郎潟干拓地の堤防20cm沈下、秋田市、能代市を中心に停電、電話不通などの被害
28	1968年	5月	16日	143.6	40.7	7.9	十勝沖地震 秋田県内は、負傷者2名、住家の半壊1棟、一部破損3棟などの被害
29	1970年	10月	16日	140.8	39.2	6.2	東成瀬村や山内村を中心に、負傷者4名、住家の全壊19棟、半壊48棟、一部破壊216棟、沈下3棟などの被害
30	1978年	2月	20日	142.2	38.75	6.7	宮城県を中心に小被害
31	1978年	6月	12日	142.2	38.2	7.4	宮城県沖地震 秋田県内では、水道施設2箇所、農地農業用施設19箇所、土木関係3箇所などの被害
32	1983年	5月	26日	139.1	40.4	7.7	日本海中部地震 死者83名、負傷者265名、住家全壊1,132棟、半壊2,632棟、一部損壊2,875棟などの被害
33	1994年	12月	28日	143.7	40.4	7.6	三陸はるか沖地震 鹿角市で1名軽傷、大館市で非住家2棟などの被害
34	1996年	8月	11日	140.63	38.91	6.1	雄勝町で住家の一部破損9棟、農地及び農業用施設3箇所、国道の法面崩落・路肩陥没29箇所などの被害
35	1999年	2月	26日	139.84	39.16	5.3	秋田県南部沿岸沖を震源 象潟町で住家の一部破損126棟などの被害
36	2003年	5月	26日	141.39	38.49	7.1	宮城県沖の地震 重傷4名、軽傷4名、住家一部損壊2棟、ブロック塀等2箇所倒壊、農地被害など
37	2008年	6月	14日	140.53	39.02	7.2	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震 行方不明者2名、負傷者21名、住家半壊1棟、一部損壊9棟、林産36箇所、道路100箇所などの被害
38	2008年	7月	24日	141.38	39.44	6.8	負傷者4名、林産22箇所などの被害

秋田県地震対策基礎調査報告書（昭和56年度）、秋田県災害年表（平成2年度）

発生年月日、震央、マグニチュードは、理科年表、気象庁震度データベースによる。

【図-3 地震の震央分布(～2009)】



2 日本海中部地震

- ・発生日時 … 昭和58年5月26日11時59分57.5秒
- ・震源 … 秋田・青森県境沖約100km（北緯40度22分、東経139度04分）
- ・地震の規模 … M 7.7
- ・震源の深さ … 約14km
- ・最大震度 … 5（秋田市、能代市）

○ 被害の概要

沿岸部を中心に死者83名、負傷者265名、住家の全壊1,132棟、半壊2,632棟のほか、道路・港湾などの公共施設、また農業施設、文教施設、ガス・水道の公益施設、鉄道の不通、交通遮断などの大きな被害に見舞われた。特に、死者83名のうち、能代港工事現場の作業員34名、男鹿市の加茂青砂海岸に遠足に来ていた小学生13名など、合わせて79名が地震直後に来襲した大津波により犠牲となった。

【日本海中部地震・地域別被害】

区分		単位	鹿角	北秋田	山本	秋田	由利	仙北	平鹿	雄勝	計
人的	死者・不明	人			57	26					83
	負傷者	人			181	84					265
住家	全壊・流失	棟		1	854	276	1				1,132
	半壊	棟		4	1,812	810	6				2,632
	床上浸水	棟			59	6					65
施設	農地・農業用地	ha	14	49	276	736	11	8	5		1,099
	治山・林道	箇所	2	8	34	30					74
	道路	箇所	12	18	467	454	4	14	4	3	976
	橋梁	箇所	2	8	12	20	2	16	12	14	86
	河川	箇所		1	67	113	3				184
	商工	箇所		190	908	574	3			2	1,677
	港湾	箇所			29	62	4				95
	海岸	箇所			19	7	15				41
	漁港	箇所			15	39	10				64
その他	漁船	隻			351	267	7				625
	水田の流失埋没	ha	3	1	620	294					918

【日本海中部地震・業種別被害額】

（単位：千円）

農業施設	11,760,896	水道等被害	266,621
漁港施設	1,094,518	医療施設等被害	140,725
水産施設	3,955,170	建物被害	26,665,350
林業施設	4,025,675	農業被害	2,411,700
商工施設	10,106,508	畜産被害	7,000
公共土木施設	38,927,530	林産被害	399,550
企業局関係施設	56,625	商工被害	5,488,759
文教施設	1,732,959	他機関被害	4,869,635

第2 活断層

1 活断層の定義

活断層とは、一般に地質年代の区切りである第四紀（約200万年前から現在まで）において繰り返し活動し、将来も活動することが想定される断層のことをいう。

2 地震断層

地震により地表に現れた断層を地震断層といい、例えば野島断層（1995年阪神・淡路大震災）、根尾谷断層（1891年濃尾地震）が代表格であり、本県では1896年の陸羽地震により地表に現れた千屋断層（旧千畑町）が陸羽地震の活動記録として保存されている。

なお、活断層が地表に現れる地震の規模は、概ねM7以上とされている。

3 活断層の确实度・活動度

活断層の确实度とは、空中写真判読等から活断層の存在を特定するための指標で、确实性の高い順にⅠからⅢまでの3階級に分類される。

また、活断層の活動度とは、活断層における過去の活動程度を分類したもので、千年当たりの変位量（平均変化量）によって、変位量の大きい順にA級からC級までの3階級で分類され、断層活動による地震の規模は変位量に比例し大きくなる。

例えば、1万年前に形成された地層が断層を境に20mずれていた場合、この場合の平均変位速度は千年当たり2mとなり、活動度はA級となる。

しかし、确实度については、活断層を特定するまでの暫定的な分類であり、将来において調査・研究が進むことにより、「活断層であるもの」又は「活断層でないもの」に2分類され、活断層の正確な数が把握されることになる。

【确实度の分類表】

确实度Ⅰ	活断層であることが确实なもの。 断層の位置、変位の向きがともに明瞭であるもの。
确实度Ⅱ	活断層であると推定されるもの。 断層の位置、変位の向きも推定できるが、确实度Ⅰと判定できる決定的な資料に欠けるもの。
确实度Ⅲ	活断層の可能性はあるが、変位の向きが不明確であったり、他の要因、例えば川や海の浸食による崖、あるいは断層に伴う浸食作用によってリニアメントが形成された疑いが残るもの。

【活動度の分類表】

活動度A級	平均変位速度：1m以上10m未満／千年
活動度B級	平均変位速度：0.1m以上1m未満／千年
活動度C級	平均変位速度：0.01m以上0.1m未満／千年

4 活断層による地震

活断層は、陸域と海域にあり、海域の活断層でM7クラスを超える地震が発生した場合は、津波が発生する。

また、陸域の活断層による地震（内陸直下型地震）は、殆どが深さ約20km以浅を震源とするため、比較的規模が小さな地震でも被害が大きくなる。

5 県内の活断層

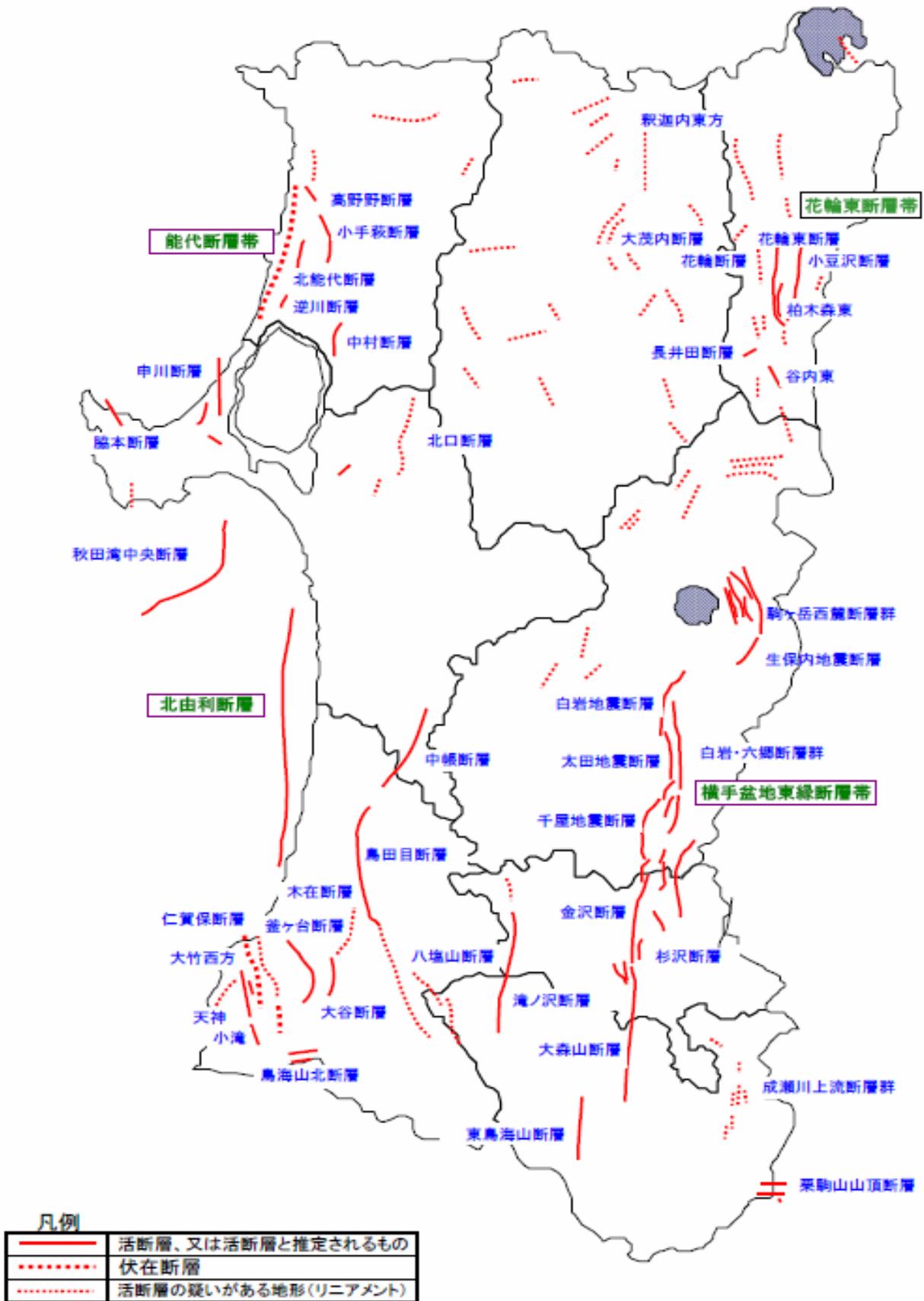
県内には、約43の活断層があるといわれており、これらの活動性については未だ多くが解明されていない。このうちの主な活断層は、次表のとおりである。

【県内の主要活断層一覧】

地 域 名	断 層 名	確 実 度	活 動 度	長 さ (km)
花輪盆地	小 豆 沢 断 層	I・II	B	11.0
	花 輪 東 断 層	I	B	3.3
	花 輪 断 層	III	不明	5.0
能代平野	高 野 野 断 層	I	B	1.5
	小 手 萩 断 層	I	B	6.0
	北 能 代 断 層	III	B	4.2
	能 代 断 層	I	A～B	22.0
大館盆地	釈迦池東方断層	III	不明	5.5
	大 茂 内 断 層	III	不明	4.0
五城目町～潟上市	北 口 断 層	II	不明	8.5
男鹿半島	申 川 断 層	I	B	5.5
	湯 本 断 層	I	B	2.0
秋田市～由利本荘市	北 由 利 断 層	I	A	30.0
鳥海山	八 塩 山 断 層	III	不明	10.0
	鳥 田 目 断 層	III	不明	31.0
	大 竹 西 方 断 層	II	A～B	5.0
仙北市 美郷町 横手市 湯沢市	横手盆地東縁断層帯 (駒ヶ岳西麓断層群)	I・II	B	11.0
	(白岩六郷断層群)	I・II・III	A～B	28.0
	(金 沢 断 層)	I	B	9.0
	(杉 沢 断 層)	I	不明	3.0
	(大 森 山 断 層)	II	不明	24.0

(1991 新編「日本の活断層」)

【図-4 秋田県の活断層図】



1991 (新編「日本の活断層」)

第3 活断層調査

平成7年の阪神・淡路大震災は活断層によるもので、文部科学省ではこの震災を契機に全国に約2,000あるといわれている活断層から、活動により人的・経済的に大きな影響を被ると想定される98の活断層を選定し、平成7年度から16年度まで、活断層の活動履歴調査を実施した。

本県の調査は、横手盆地東縁断層帯、能代断層帯及び北由利断層の3断層が指定され、文部科学省の交付金により県が実施した。調査は、学識経験者から構成される「秋田県地域活断層調査委員会」を設置し、調査結果については次により県の成果報告書、並びに地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）に置かれている地震調査委員会が評価し公表している。

また、平成18年度には、花輪東断層帯が追加調査として指定され、文部科学省から委託を受けた独立行政法人産業技術総合研究所が調査を実施した。

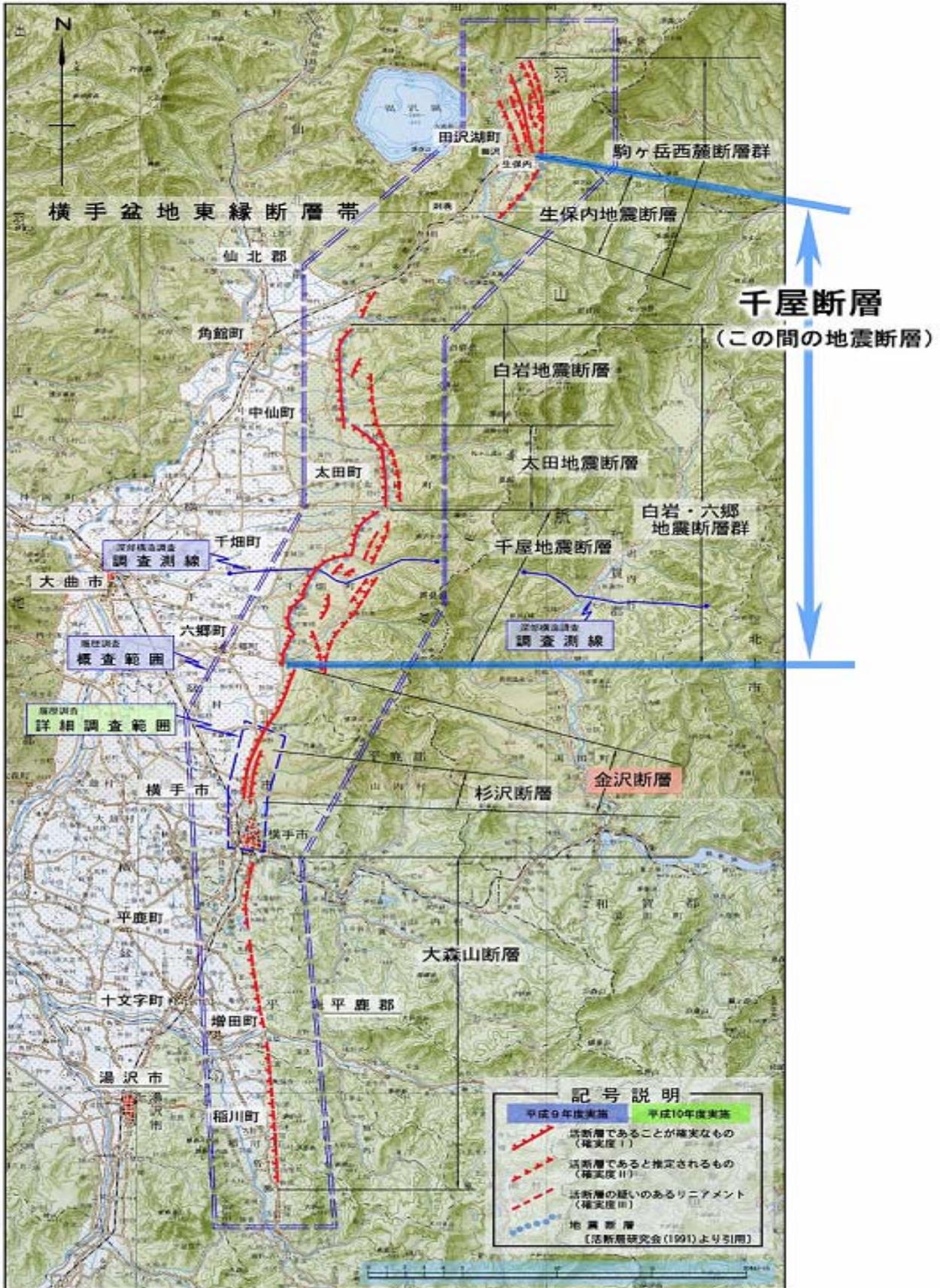
これら活断層調査に関する総合評価は次のとおりである。

1 横手盆地東縁断層帯（調査年度：平成9～10年度）

断層名	総合評価
千屋断層	<p>千屋断層は、陸羽地震の断層で、旧千畑町に地表断層として見ることができる。</p> <p>今後もM7以上の地震を発生させる断層である。</p> <p>しかし、これまでの研究成果から、活動間隔が3,500年程度であることが判明しており、最新活動時期として1896年に陸羽地震（M7.2）が起こっていることから、この断層が近い将来大きく活動する可能性は極めて小さいと考えられる。</p>
金沢断層	<p>金沢断層は、1万年前以降の新しい段丘面を変位させており、現在も活動している断層である。</p> <p>最新活動時期と活動間隔については判明しなかったが、断層の延長から推定される地震の規模は、M6程度で内陸の直下型地震としては、特に規模の大きいものではない。今後、断層が活動した際の地表の変位形態としては、広い幅で地盤がわずかに傾くことが考えられ、地表に断層崖が生じる可能性は低いとみられる。</p> <p>断層活動による地表の形態がこのようなものであることから、陸羽地震の際に千屋断層と一緒に活動した可能性も考えられる。</p> <p>この場合には、千屋断層と同様、金沢断層も近い将来大きく活動する可能性は極めて低いことになる。</p>
大森山断層	<p>大森山断層は、金沢断層に比較してさらに活動度が低く、少なくとも1年以上活動していないことから、近い将来活動する確率は小さいと考えられる。</p>
総合評価	<p>以上から、横手盆地東縁断層帯において、M7程度の直下型地震が近い将来発生する可能性は、極めて小さいと結論される。</p>

「秋田県活断層調査の概要（活断層調査の概要と横手盆地東縁断層帯の調査結果）」平成10年度

【図-5 横手盆地東縁断層帯位置図】



「秋田県活断層調査の概要(活断層調査の概要と横手盆地東縁断層帯の調査結果)」平成10年度

2 能代断層帯（調査年度：平成12～13年度）

能代断層帯の変位地形は、八峰町（旧峰浜村高野野）から能代市（旧能代市街地）を経て八郎潟北岸（旧八竜町）に至る22kmの区間に追跡される伏在断層である。

最新活動時期は、1694年の能代地震の可能性が大きく、活動間隔は4,000年から6,000年の範囲にあると推定される。

このため、近い将来において能代断層を震源とする地震が発生する可能性は低いと考えられる。

「秋田県活断層調査の概要（活断層調査の概要と能代断層の調査結果）」平成13年度

【図-6 能代断層帯位置図】



3 北由利断層 (調査年度: 平成14~16年度)

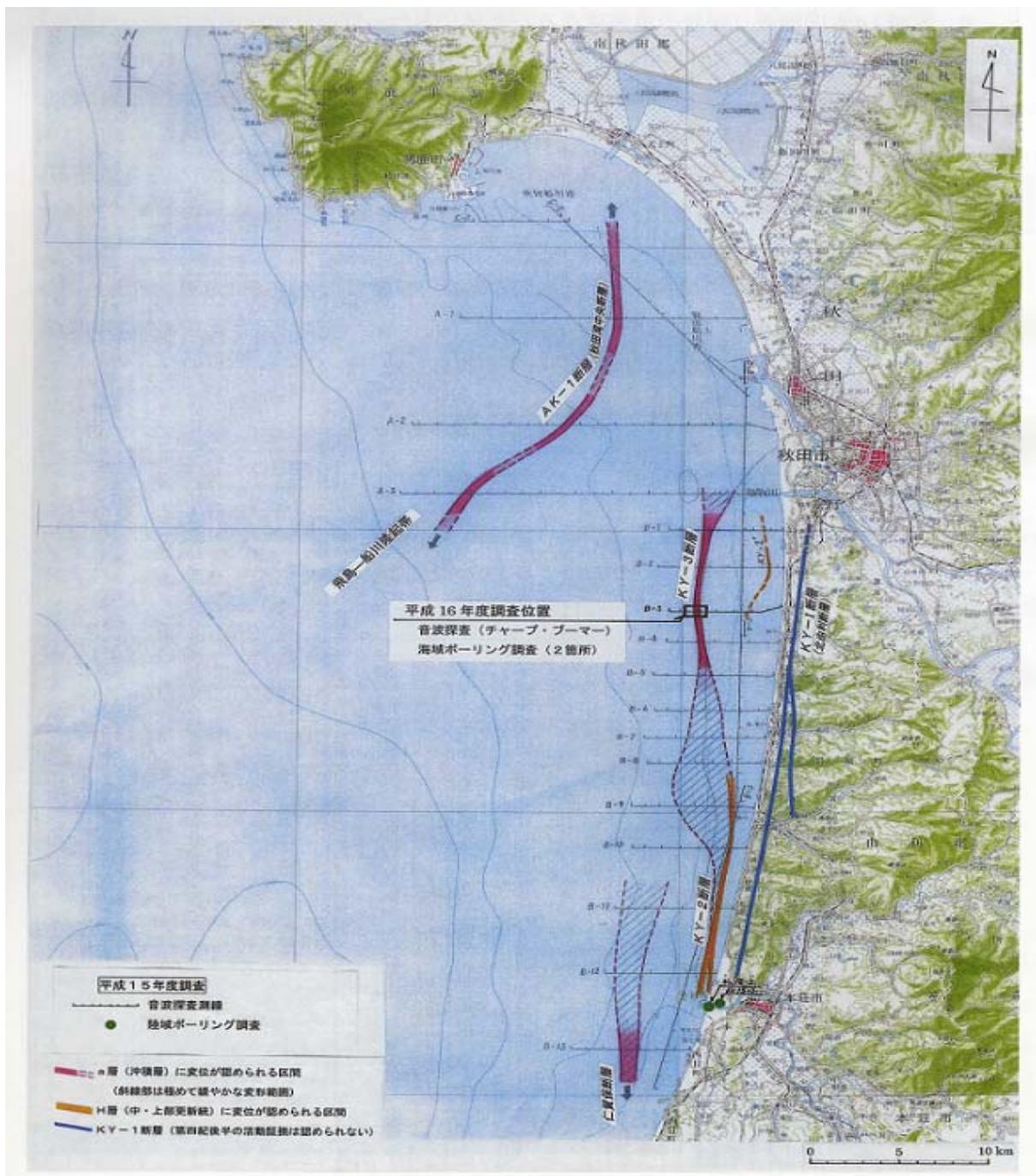
北由利断層は、秋田市(旧秋田市)から由利本荘市(旧本荘市)に至る沿岸海域に位置する約30kmに及ぶ撓曲構造の伏在断層である。

活動履歴は、1万500年前前後から3回程度活動した可能性があり、活動間隔は2,700年から3,500年と推定され、想定される地震の規模は、M7.3である。最新活動時期は、約2,400年前以降の有史以前と推定されるため、古文書等の文献に地震記録は記述されていない。

これら調査結果から北由利断層は、150年から300年前に活動した横手盆地東縁断層帯や能代断層と比較し、近い将来活動する可能性が大きいと考えられる。

「秋田県活断層調査の概要(活断層調査の概要と北由利断層の調査結果)」平成16年度

【図-7 北由利断層位置図】



4 花輪東断層帯（調査年度：平成18年度）

花輪東断層帯は、鹿角市の南北に延びる長さ約19kmで、東側が西側に対し相対的に隆起している逆断層である。

平均的な上下方向のずれの速度は0.3～0.5m／千年と推定され、最新活動時期は約15,000年前以後と考えられる。

平均活動間隔は3,000～5,000年程度の可能性がある。

花輪東断層帯は、全体が1つの区間として活動する場合、M7程度の地震が発生する可能性がある。その際、断層近傍の地表面では、断層の東側が西側に対して相対的に1～2m程度高まる段差や撓（たわ）みを生じる可能性がある。本断層帯では、最新活動時期が平均活動間隔に対して十分特定できていないため、通常の活断層評価とは異なる手法により地震発生長期確率を求めており、その信頼度は低い。今後30年以内に発生する地震の可能性は、我が国の主な活断層の中では、やや高いグループに属することになる。

【図-8 花輪東断層帯位置図】

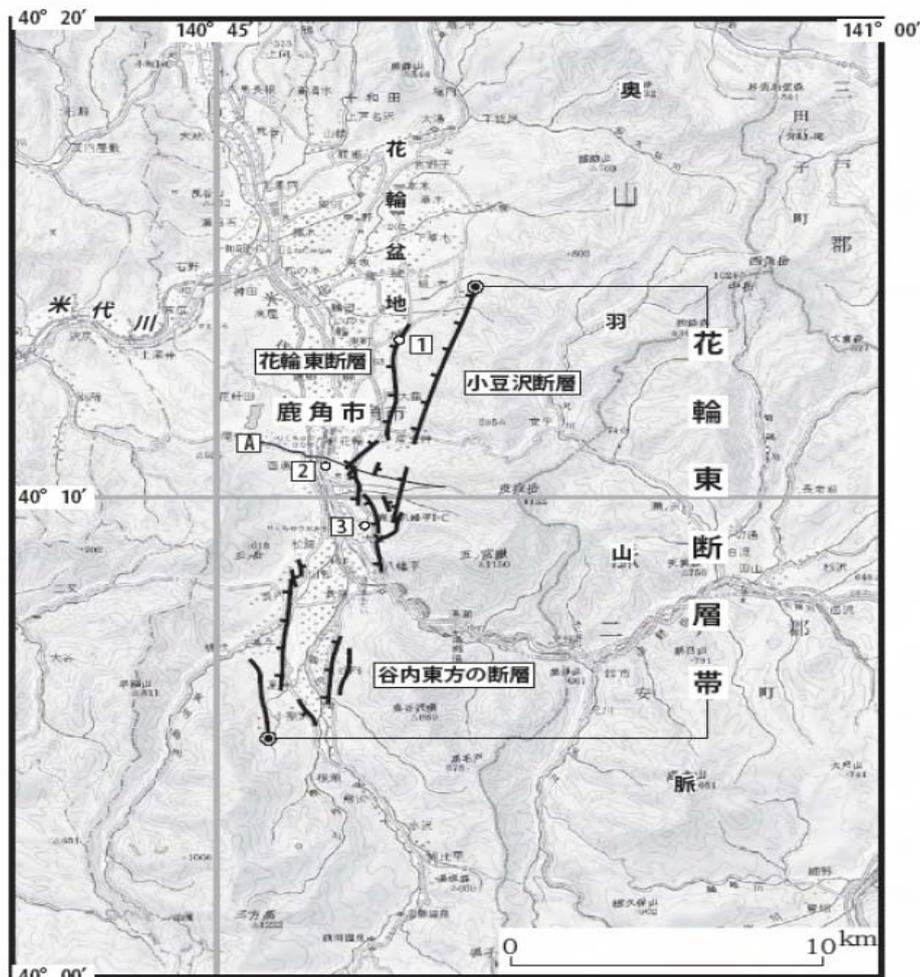


図2 花輪東断層帯の位置と主な調査地点
 1：内山地点 2：上野・玉内地点 3：大里地点
 A：反射法弾性波探査測線（文献_産総研，2007）
 ◎：断層帯の北端と南端
 断層の位置は文献_（活断層研究会編，1991）
 及び_（中田・今泉編，2002）に基づく。
 基図は国土地理院発行数値地図200000「弘前」を使用。

（資料：地震調査研究推進本部）

第4 調査結果の捉え方

国の地震調査研究推進本部では、活断層調査に関する成果報告書や研究文献等から内陸直下型地震（活断層による地震）、並びにプレート境界で発生する地震（海溝型地震）について「全国を概観した地震動予測地図」で下表のとおり評価・公表している。

1 評価した地震

地震の評価は、地震によって地表や地中に残された痕跡（地層がズレた量・長さ、撓曲など）の調査・分析及び研究などから求められるもので、このように痕跡を残す地震の規模は概ね M7 以上と推定され、評価した地震は、当該断層で発生が予測される最大クラスの地震として認識する必要がある。

2 評価できない地震

多くの地震は、地表や地中に痕跡を残さない M7 未満の地震であり、いつ、どこで発生したかなどについては、古文書や研究文献からも実態の把握は難しく今後の調査・研究に委ねられるところであり、評価できない地震である。

3 M7 未満の地震に対する県、市町村及び関係機関における取組の必要性

上記から、歴史上における M7 未満の地震は発生年月、規模及び場所の特定は困難である。

また、一般的に活断層のない地域で地震は発生しないと考えられているが、M7 未満の地震は活断層の有無にかかわらず、いかなる地域においても発生するという認識が必要であり、県、市町村及び関係機関等は、このことを前提に地震防災対策に取り組むことが極めて重要である。

【主要活断層帯の長期評価の概要】

断層名 (断層帯/活動区間)	長期評価で予測した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率(注1)			我が国の主な活断層における相対的評価	平均活動間隔
		30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
北由利断層	7.3程度	2%以下	3%以下	6%以下	やや高いグループに属する	3,400年～4,000年程度 約2,800年前以後
花輪東断層帯(注2)	7.0程度	0.6～1%	1～2%	2～3%	やや高いグループに属する	3,000年～5,000年程度 約15,000年前以後
横手盆地東縁断層帯(北部)	7.2程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%		3,400年程度 1896年陸羽地震
能代断層帯	7.1程度以上	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%		1,900年～2,900年程度 1694年能代地震
横手盆地東縁断層帯(南部)	7.3程度	不明(注3)	不明(注3)	不明(注3)		不明 約6,000年前～5,000年前以後

(注1) 地震発生確率の算定基準日は、平成22年1月1日である。

(注2) 最新活動の時期が特定できていないため、通常の活断層評価で用いている計算方法（地震の発生確率が時間とともに変動するモデル：BPT分布モデル）ではなく、地震発生確率が時間的に不変とした考え方（ポアソン過程）により長期確率を求めている。

(注3) 平均活動間隔が判明していないため、地震発生確率を求めることができない。

(資料：地震調査研究推進本部)

【海溝型地震の長期評価の概要】

領域または地震名	長期評価で予測した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率（注1）			平均発生間隔	
		10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期	
日本海東縁部の地震 (注2)	青森県西方沖の地震	7.7前後	ほぼ0% (注2)	ほぼ0% (注2)	ほぼ0% (注2)	500年～1,400年程度 26.6年前
	秋田県沖の地震	7.5程度	1%程度以下	3%程度以下	5%程度以下	1,000年程度以上 —
	山形県沖の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1,000年程度以上 176.1年前の地震
	佐渡島北方沖地震	7.8程度	1%～2%	3%～6%	5%～10%	500年～1,000年程度 —

(注1) 地震発生確率の算定基準日は、平成22年1月1日である。

(注2) 「北海道北西沖の地震」、「北海道西方沖の地震」、「北海道南西沖の地震」及び「新潟県北部沖の地震」を除く。

(注3) 「ほぼ0%」とあるのは、 10^{-3} %未満の確率値を表す。

(資料：地震調査研究推進本部)

第5 調査結果の活用

地震防災対策上重要な基礎資料として県及び関係市町村の地震防災対策に反映する。

また、広報誌、自主防災組織指導者育成研修会及びセミナー等を通じ、本県で起こりうる地震・津波の知識として普及・啓発を図る。

第2節 地震被害想定調査

第1 調査目的

地震防災対策は、地震発生環境に基づく災害発生環境の現状を踏まえて、被害軽減の観点から予防対策を講ずるとともに、災害発生時における迅速・的確な応急対策を実施するための体制を整備し、被害を最小限に食い止めるための対策を講じなければならない。また、震災後の人心の安定と平穏な生活の一日も早い回復のための災害復旧・復興の体制を講ずることにある。

このため、本県の地震災害環境を科学的かつ総合的に把握し、地震発生環境及び災害規模の想定並びに災害対応能力を調査することが今後の地震防災対策を効果的に推進するうえで不可欠である。

このような認識に立って、県では、秋田県の地震災害環境を総合的に把握するため、地盤の地震時挙動調査、地震被害想定調査及び機能支障想定調査を柱とする被害想定調査を行った。

今後、このような調査を踏まえ地震に強い県土づくりに努めるとともに、関係市町村をはじめ各防災機関の震災対策に活用するものとする。

第2 作成の経緯及び課題

県内には、推定43の活断層が存在するほか、海域を含めて本県西部が山形県西北部とともに「特定観測地域」に指定されており、過去に県内に被害を及ぼした地震の半数近くがM7以上の規模で甚大な人的・物的被害をもたらしたことなどを考慮すると、1983年の日本海中部地震の後においても、海溝型又は内陸型のM7以上の地震発生の可能性は否定できない状況と考えられる。

このため、県は1994年に秋田大学等研究機関の地震学、地質学、水工学、土木工学、都市工学などの専門家で構成する「秋田県地震被害想定調査委員会」（以下「被害想定委員会」という。）を発足させ、本県の地震災害環境を科学的・総合的に把握し、今後の地震防災対策の基礎資料作成のための調査に関する検討に着手した。

当初は、日本海中部地震及び1993年の北海道南西沖地震を踏まえた、秋田県及び山形県沖のいわゆる「地震空白域」の想定地震による被害想定を予定したが、1995年1月17日の兵庫県南部で発生した「阪神・淡路大震災」が内陸直下型地震であったことから、内陸直下型地震に関する被害想定必要性が高まり、被害想定委員会では、過去の被害地震及び学術的に指摘されている地震等を踏まえて、秋田県の最大被害を見積もるための被害想定調査の実施を決定し、1995年及び1996年の2箇年にわたって、「秋田県地震被害想定調査」（以下「被害想定調査」という。）を実施した。

本節は、この被害想定調査報告書から、1996年（平成8年）で予想される本県の最大被害の見積りを定めたもので、次章以下の震災対策計画の前提を示すものである。

現行の地震被害想定調査報告書（平成9年）は、作成から既に10年余りを経過しており、この期間における社会環境の変化を始め、地震に関する調査・研究の進展や新たな知見が発見されるなど、地震の調査・研究は大きな進歩を続けている。

また、地震被害被害想定報告書の公表後において、県及び国は横手盆地東縁断層帯、能代断層帯、北由利断層、花輪東断層帯の調査を実施した。地震調査研究推進本部（文部科学省）では、これら活断層の調査結果に基づき、活動性に関する長期的地震発生確率、地震の規模や発生間隔などを「全国を概観した地震動予測地図」で公表し、毎年1月にこれを更新している。

県では、これらの地震に関する調査、研究等の成果を踏まえ、本県が置かれている社会環境、例えば高齢者等災害時要援護者対策・支援、住宅の耐震対策など、想定地震ごとに人的・経済被害を軽減するための減災目標の設定が重要であり、減災目標設定のための基礎データとなる地震被害想定調査報告書の見直しが急がれるところである。

第3 想定被害地震

被害想定調査の前提となる「想定被害地震」については、被害想定委員会が、過去の被害地震及び学術的な知見を集約して次のように定めた。

以下に、地震動及び液状化想定対象モデル、並びに想定地震断層パラメータを示す。

【想定地震の地震動及び液状化想定対象モデル】

地震 A	天長地震モデル	830年（天長7年）に秋田市北部を震源とする M7.0～7.5 と推定されている地震の学術的な知見をもとに、旧秋田市を中心に最大の被害をもたらす想定地震として設定した。
地震 B	能代地震モデル	1694年（元禄7年）に旧能代市を中心に被害が発生した能代断層の活動によるものと推定されている M7.0 の地震で、能代市に大きな被害をもたらす想定地震として設定した。
地震 C	陸羽地震モデル	1896年（明治29年）に美郷町千畑、旧大曲市等の仙北平野の中北部に大きな被害が発生した M7.2（±0.2）と推定されている千屋地震断層その他の地震断層を出現させた地震で、大仙市や横手市などに大きな影響を与える想定地震として設定した。
地震 D	強首地震モデル	秋田仙北地震ともいわれ、1914年（大正3年）に仙北平野の西北部を中心に大きな被害が発生した M7.1 と推定されている地震で、旧湯沢市に大きな影響が出る想定地震として設定した。
地震 E	想定秋田沖地震	学術的に秋田県沖の日本海に発生が予想されている地震で、国の想定地震モデルや学識者等の専門的な知見を総合的に勘案して、秋田県に影響が出る海溝型の地震モデルとして設定した。 このモデルは、津波被害想定について、若干のパラメータの調整を行って当該津波波源モデルとしても採用している。

【想定地震の断層パラメータ】

地震モデル	パラメータ							
	長さ L (km)	幅 W (km)	深さ d (km)	傾斜角 δ (°)	走行角 θ (°)	滑り量 U (m)	マグニチュード [*] (M)	備考
地震 A 天長地震モデル	40	20	6	90	200	1.6	7.2	M は 7.0～7.5 の中間値を採用、破壊方向は北東から南西へ
地震 B 能代地震モデル	32	16	4	70	6	1.3	7.0	M は記録上の推定値を採用、破壊方向は南から北へ
地震 C 陸羽地震モデル	40	20	1	45	11	1.6	7.2	Mは 7.2(±0.2)の中間値を採用、破壊方向は北東から南西へ
地震 D 強首地震モデル	35	18	3	70	180	1.4	7.1	Mは記録上の推定値を採用、破壊方向は北から南へ
地震 E 想定秋田沖地震	93	54	1	25	345	2.8	7.7	Mは国のモデル等を採用、破壊方向は沖から陸へ

(注) 図9参照

第4 津波波源モデル

1 秋田沖地震モデル

国の想定波源モデルや学術的な研究成果を基に、秋田県沿岸に津波被害をもたらす地震として想定秋田沖地震「地震E」のモデルをベースにして、想定規模を M7.7 で、断層位置及び走向を変えた2つのモデルを設定した。

2 日本海中部地震モデル

1983年の日本海中部地震は、秋田県の男鹿半島以北の沿岸に大きな津波被害をもたらした。

地震後の調査により、津波痕跡の記録があることから、今回の津波計算を行ううえで津波再現計算を行い、手法の検証を行った。以下に、想定波源モデルのパラメータを示す。

【想定波源断層のパラメータ】

パラメータ		長さ L (km)	幅 W (km)	深さ d (km)	傾斜角 δ (°)	走行角 θ (°)	滑り量 U (m)	マグニチュード (M)	備考
日本海 中部地震	①	40	30	2	40	22	7.6	7.7	津波再現計算モデルとして 知見に基づき設定
	②	60	30	3	25	355	3.05		
想定秋田沖地震 地震 E4		93	54	1	90	20	4	7.7	由利本荘市等へ影響が出る モデルとして設定
想定秋田沖地震 地震 E5		93	54	1	90	345	4	7.7	秋田市、男鹿市等へ影響が 出るモデルとして設定

(注) 図10参照

第5 被害想定対象地区

被害想定調査では、本県における最大被害の見積を最優先課題として実施するため、最大人口の秋田市及びその周辺地域の被害想定を中心に行うものとし、各想定地震のうち、秋田市に最大の被害を想定した地震A(天長地震)の被害想定を主体に各想定地震ごとに被害の大きな地域をモデル市町村として次のおり選定した。

この対象地域は、あくまでも、今回想定した地震により予想される被害の大きさを勘案して選定されたものであり、対象地域以外の地域であっても、震度6弱ないし6強の地震動があった場合は、対象地域に匹敵する被害を予想しなければならないことを認識すべきである。

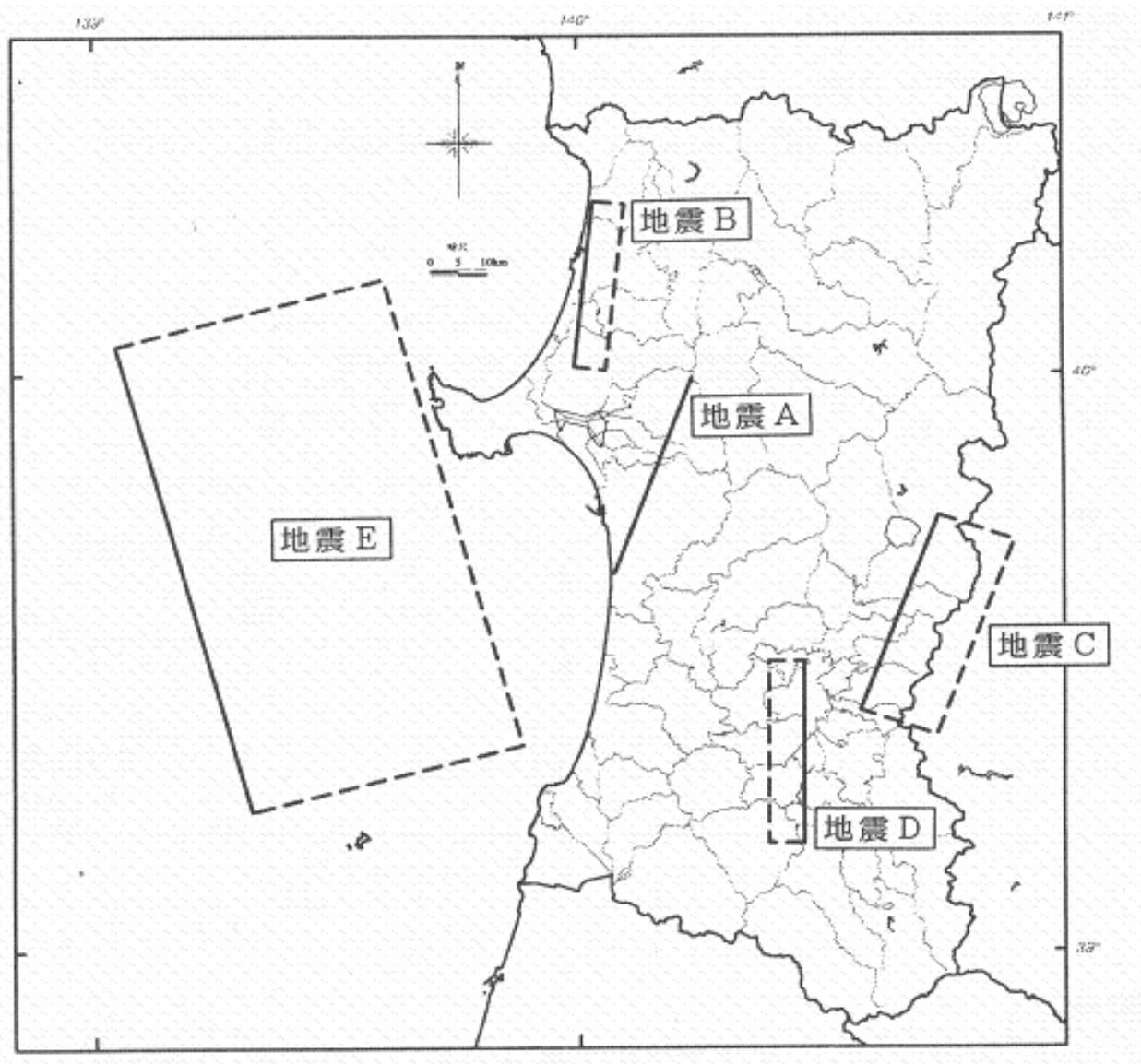
以下に、想定地震ごとの対象地域を掲げる。

【被害想定対象地区】

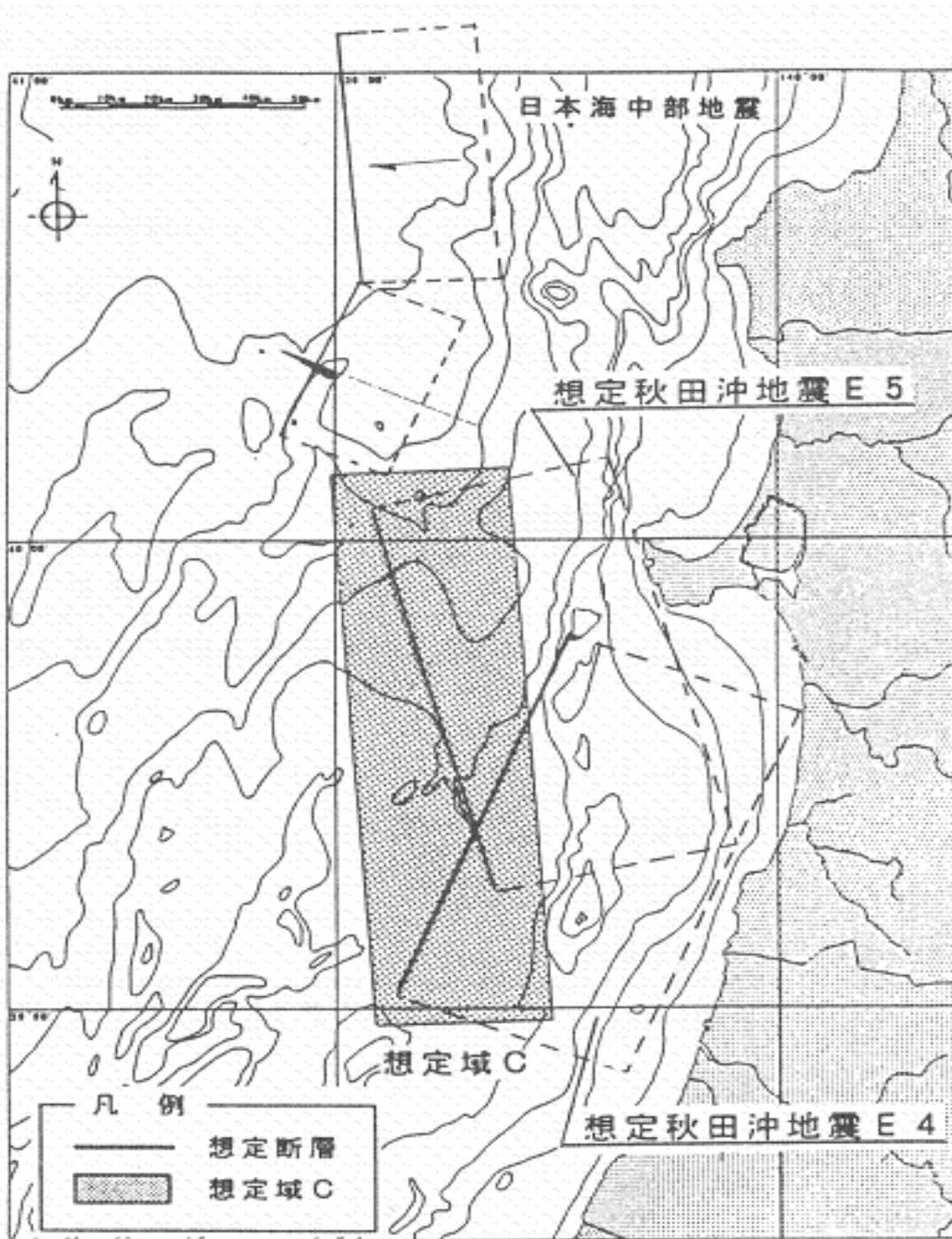
想定地震		対象市町村	備考
地震A	天長地震モデル	秋田市、潟上市、井川町、八郎潟町、五城目町	2市3町
地震B	能代地震モデル	能代市、男鹿市、三種町、八峰町、大潟村	2市2町1村
地震C	陸羽地震モデル	横手市、大仙市、仙北市、美郷町	3市1町
地震D	強首地震モデル	湯沢市、大仙市、横手市	3市
地震E	想定秋田沖地震	由利本荘市、男鹿市、にかほ市	3市

(注) 県の地震被害想定被害見積は最大の被害が予想される「地震A」の被害想定結果によるものとする。

【図-9 想定地震断層モデルの位置】



【図-10 想定波源断層モデルの位置】



地震A【天長地震モデル】の被害想定地区

本県が被る地震被害の最大被害を想定したものであり、本モデルの結果を地震防災対策の基礎資料とするものである。

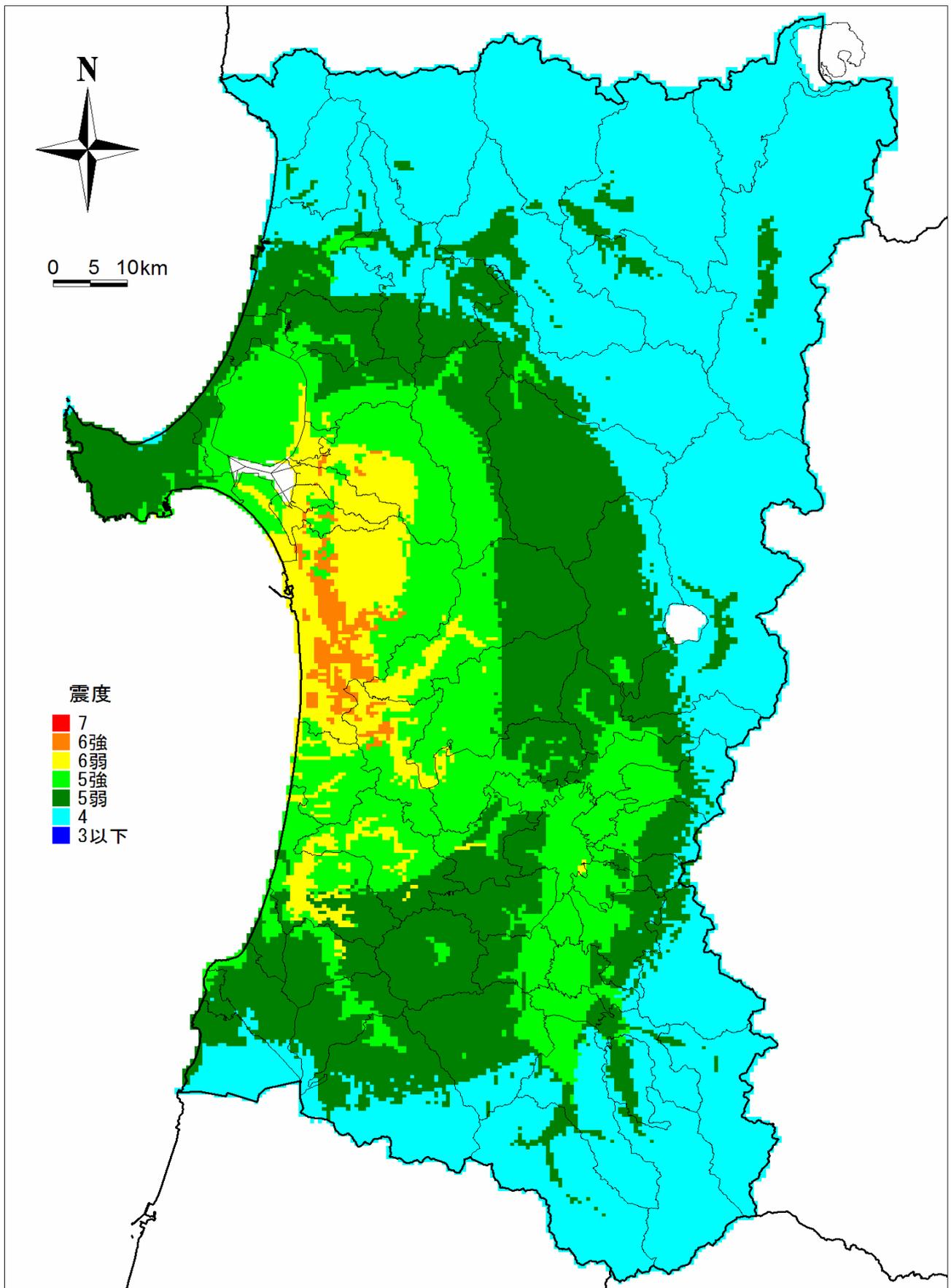
項目	モデル地域及び被害想定	参照図表
地震動分布	<p>震度6弱以上の地域は秋田市を中心に秋田平野の各市町村に分布する。</p> <p>県の南西部を中心に県域の約50%以上の地域が震度5弱以上となる。</p> <p>秋田市は、山地部を除き震度6弱～6強となり、市の中心部では震度6強となる。</p> <p>このほか、秋田市雄和、潟上市（旧昭和町・飯田川町）、井川町、八郎潟町、五城目町などに震度6弱の地域が分布する。</p> <p>なお、震度5強の地域は秋田市を中心に半径約50kmの範囲に分布するほか、横手盆地にも広く分布する。</p>	図11
液状化分布	<p>液状化危険度の高い地域は、秋田市中心部から雄和にかけての雄物川流域、秋田市から潟上市天王の沿岸地域、八郎潟の東側、由利本荘市大内の芋川流域及び子吉川水系流域に分布する。</p>	図12
被害想定	<p>旧秋田市では、1万棟以上の建物が大破し、冬の午後5時～7時の間に地震が発生したとすると、大規模な火災が発生し2,500棟以上の木造建物が焼失し、死者が1,000人以上に達するものとされた。</p> <p>住家を失う被災者は3万人以上、避難者は人口の約25%と予想される。</p> <p>周辺地域でも死者2人～19人が推定され、被災者も100人以上、最大で1,000人を超えるものと推定されている。</p> <p>建物、火災、人的被害の想定結果は下表のとおりとなっている。</p> <p>ただし、火災については旧秋田市のみを対象として想定した。</p>	下表

【人的・建物被害想定】

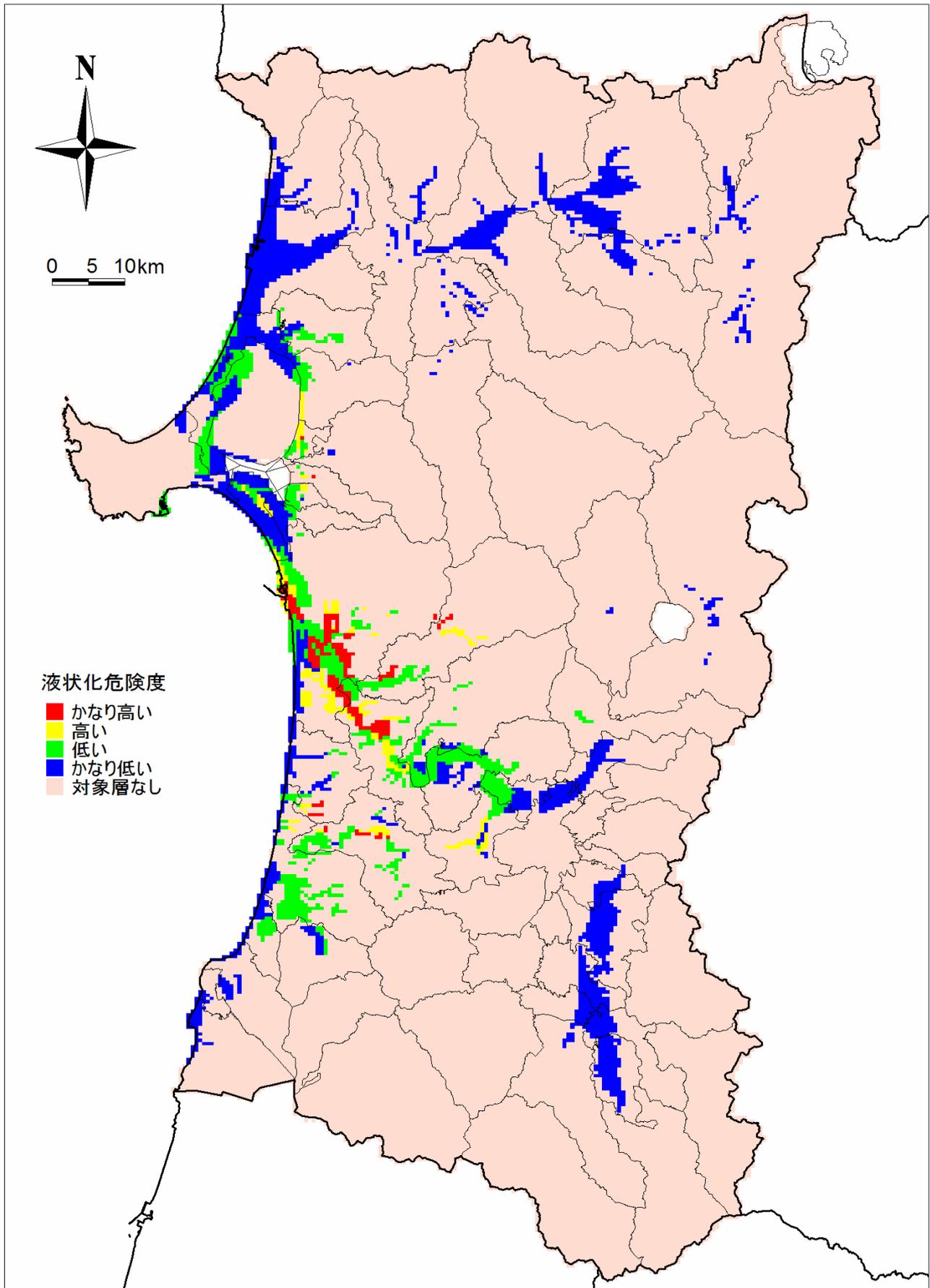
区分		人的被害（人）			被災者（人）	避難者（人）	建物被害（棟）				
		死者	負傷者				大破	中破	非木造		焼失
			重傷	軽傷					大破	中破	
秋田市	旧秋田市	1,136	841	16,179	32,840	77,085	10,914	17,788	384	368	2,557
	旧河辺町	8	27	518	728	2,590	419	1075	4	6	
	旧雄和町	7	19	376	603	1,676	154	276	4	5	
潟上市	旧昭和町	2	12	239	125	1001	47	333	1	3	
	旧飯田川町	4	9	176	211	752	91	237	3	4	
	旧天王町	4	18	364	200	1,205	93	471	1	2	
五城目町		19	53	1,012	2,282	5,863	856	1,360	22	18	
八郎潟町		7	17	328	510	1,460	196	369	5	5	
井川町		8	22	418	812	2,386	295	578	7	8	

（注）県の地震防災対策上の最大被害量は、この地震Aの被害見積とする。

【図-11 震度分布 地震A〔天長地震モデル〕】



【図-12 液状化危険度分布 地震A〔天長地震モデル〕】



地震B【能代地震モデル】の被害想定地区

本モデルの結果は、能代市と周辺町村のうちから震度6強が大半を占める八峰町峰浜、液状化の影響が大きい三種町八竜、男鹿市若美及び大潟村を対象地区として実施したものである。

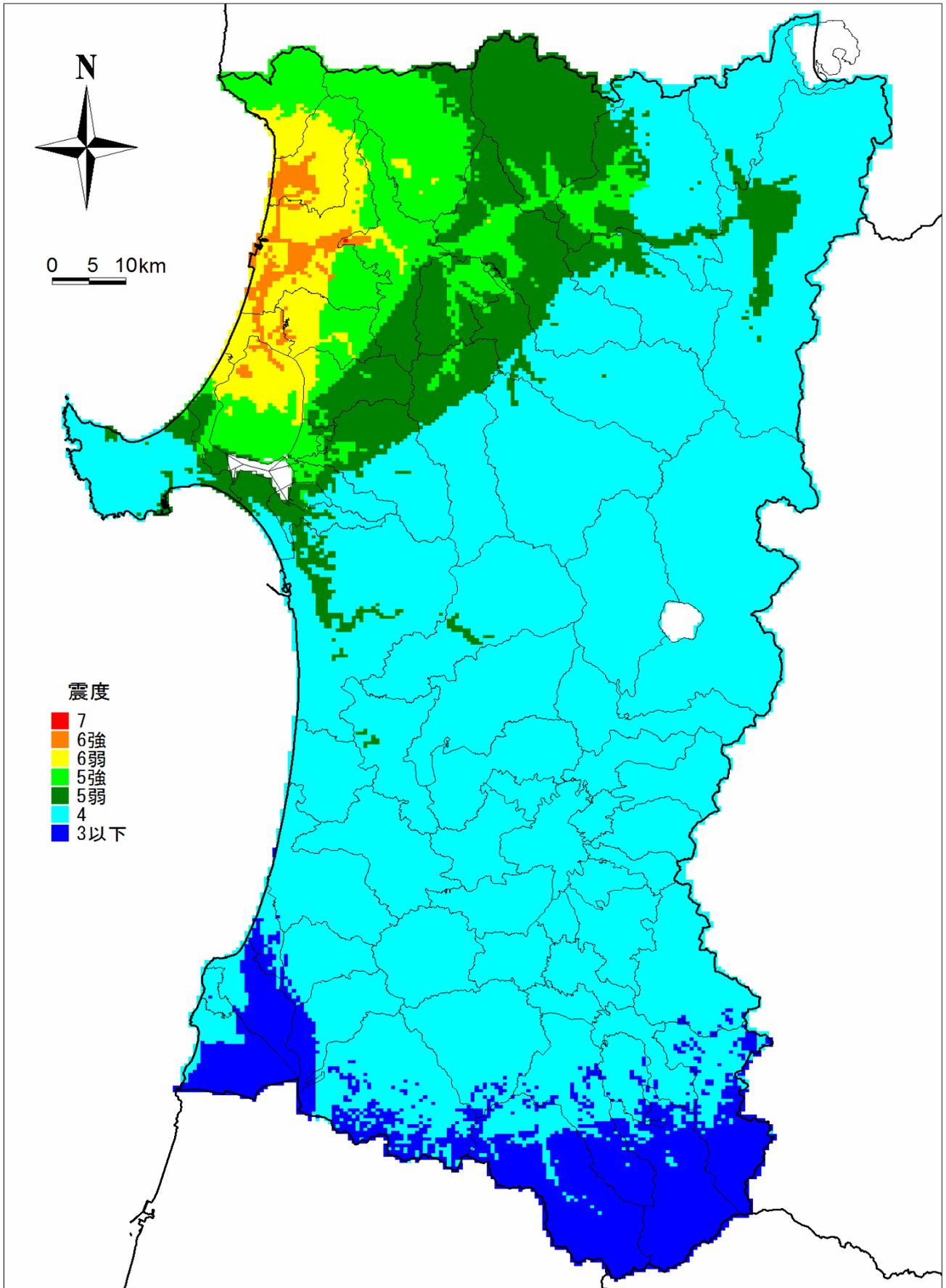
なお、対象外の町村においては、対象地区をモデルにして被害の推定に活用するものとする。

項目	モデル地域及び被害想定	参照図表
震度分布	<p>震度6弱以上の地域は、旧能代市を中心とした能代平野周辺地域に分布する。</p> <p>震度5強の地域は県の北西部に限定される。</p> <p>能代市では山地部を除いて震度6弱～6強となる。</p> <p>八峰町峰浜の低地部も震度6強となる。</p> <p>このほか、三種町(旧八竜町・山本町)、大潟村、男鹿市若美、八峰町八森などに震度6弱の地域が分布する。</p>	図13
液状化分布	<p>液状化危険度の高い地域は、能代市の米代川流域、能代市から三種町八竜にかけての海岸部、八郎潟干拓地周囲の北部に分布する。</p>	図14
被害想定	<p>旧能代市では、900棟の建物が大破し、冬の午後5時～7時の間に地震が発生したとすると火災が発生し40棟以上の木造建物が焼失し、死者が50人以上に達するものとされた。</p> <p>住家を失う被災者は2,000人以上、避難者は人口の約15%と予想される。</p> <p>三種町八竜や八峰町峰浜でも死者が数人から十数人を数えており建物の大破数も400棟～800棟とされている。</p> <p>建物、火災、人的被害の想定結果は下表のとおりとなっている。</p> <p>ただし、火災については旧能代市のみを対象として想定した。</p>	下表

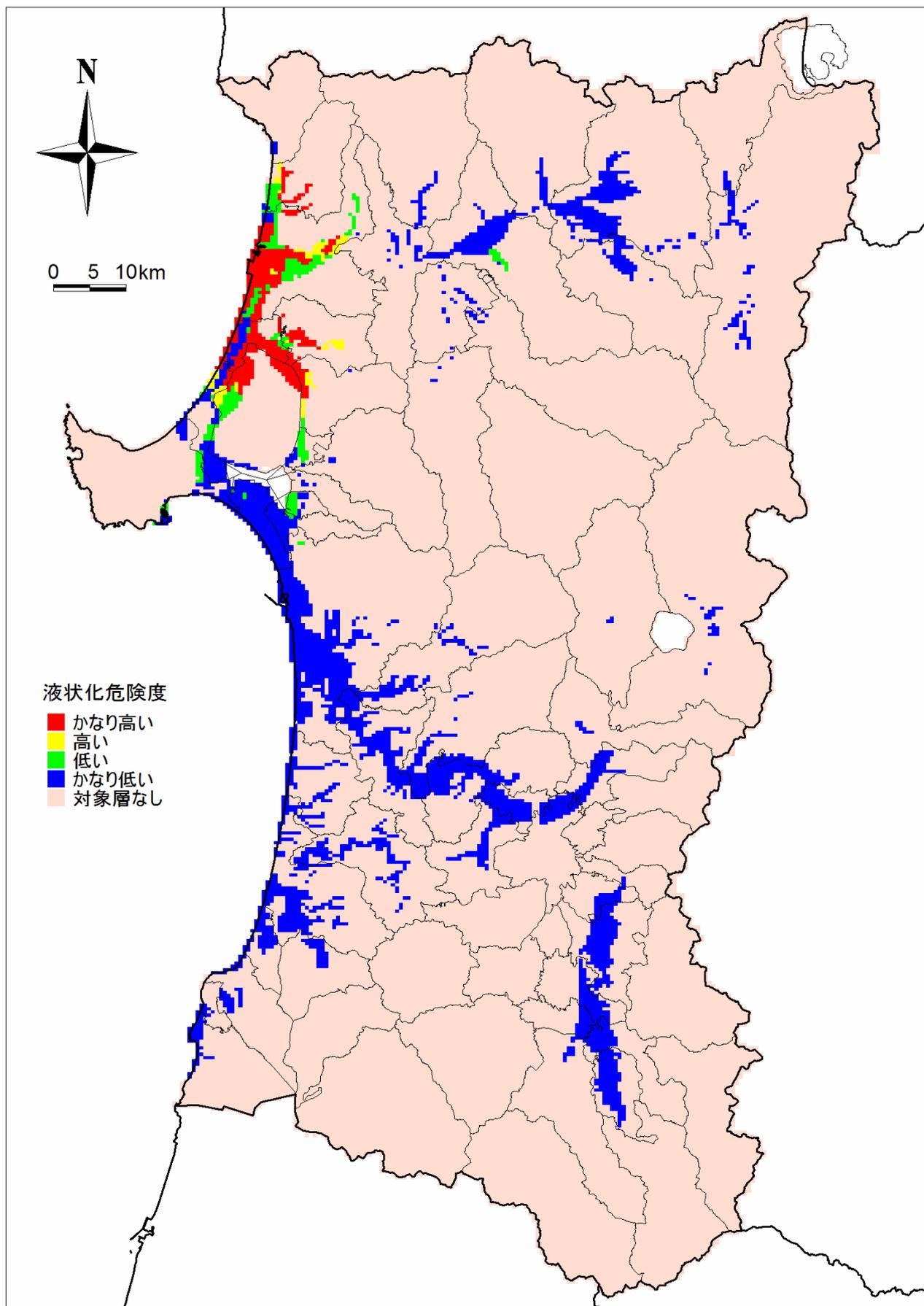
【人的・建物被害想定】

区分	人的被害(人)			被災者(人)	避難者(人)	建物被害(棟)				
	死者	負傷者				木造	非木造		焼失	
		重傷	軽傷				大破	中破		大破
能代市(旧能代市)	57	102	1,984	2,329	8,652	900	2,585	27	40	43
三種町(旧八竜町)	8	22	414	814	1,992	475	698	15	12	
八峰町(旧峰浜村)	13	29	552	1,542	3,672	875	1,259	62	35	
男鹿市(旧若美町)	0	2	35	3	63	1	24	0	0	
大潟村	0	1	24	4	54	1	15	1	7	

【図-13 震度分布 地震B〔能代地震モデル〕】



【図-14 液状化危険度分布 地震B〔能代地震モデル〕】



地震C【陸羽地震モデル】の被害想定地区

本モデルの結果は、市部の横手市、大仙市大曲と周辺町村のうちから震度の強さと人口等を勘案して仙北市角館、美郷町六郷及び大仙市中仙を対象とした。

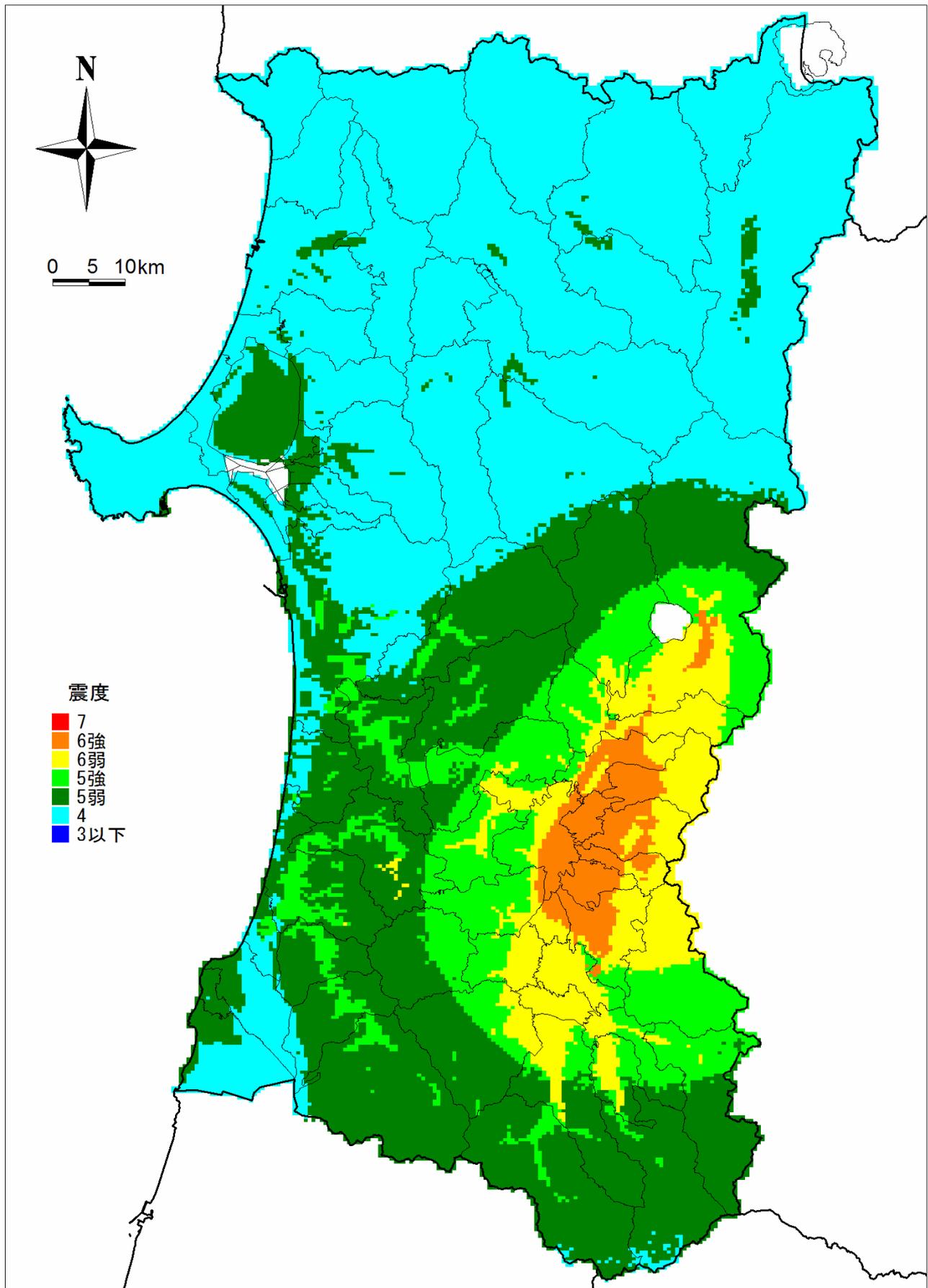
なお、対象外の町村においては、対象地区をモデルにして被害の推定に活用するものとする。

項目	モデル地域及び被害想定	参照図表
地震動被害	震度6弱以上の地域は、横手盆地に分布する。 震度5弱以上の地域は、県の南東部の約5割の地域を占める。 震度6強となる地域は、大仙市（旧大曲市・中仙町・太田町・仙北町）、横手市（旧横手市・大雄村・山内村）、仙北市田沢湖、美郷町などに分布する。	図15
液状化被害	液状化危険度の高い地域は、横手市（旧横手市・平鹿町）、大仙市南外及び神岡の一部に分布する。	図16
被害想定	想定対象となっている3市1町でいずれも大きな被害が発生する。 旧横手市と大仙市大曲では、いずれも5,000棟以上の建物が大破し、冬の午後5時～7時の間に地震が発生したとすると両市で800棟以上の木造建物が焼失し、死者が700人以上に達するものとされた。 住家を失う被災者は3万6,000人以上、避難者は人口の約40%～70%と予想される。 建物、火災、人的被害の想定結果は次表のとおりとなっている。 ただし、火災については旧横手市、大仙市大曲のみを対象として想定した。	下表

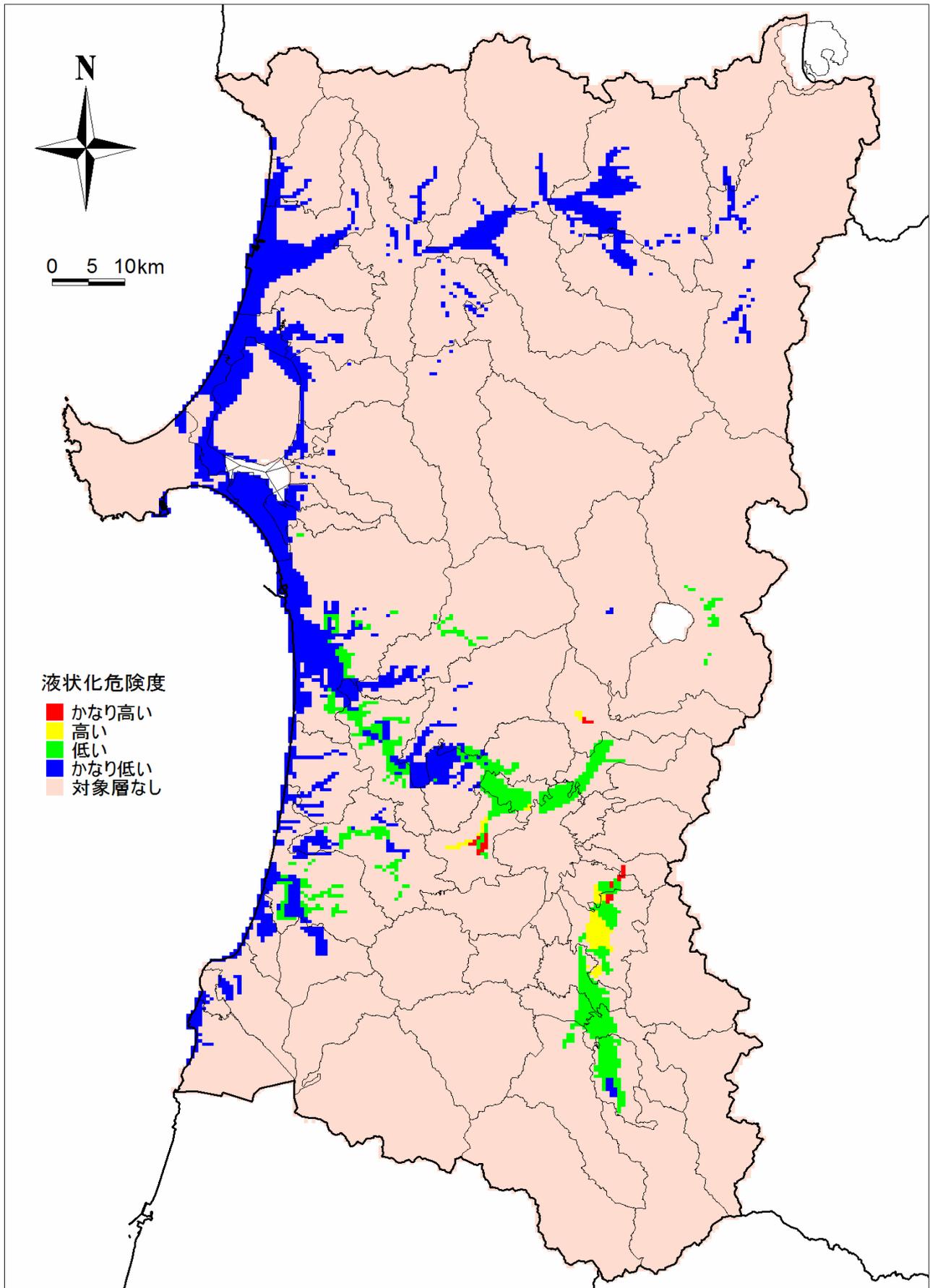
【人的・建物被害想定】

区分	人的被害（人）			被災者（人）	避難者（人）	建物被害（棟）					
	死者	負傷者				木造	非木造		焼失		
		重傷	軽傷				大破	中破			
横手市（旧横手市）	285	218	4,133	12,863	26,037	5,808	6,082	51	92	285	
大仙市	旧大曲市	368	230	4,354	14,115	28,896	5,495	6,103	14	29	531
	旧中仙町	23	60	1,132	3,804	6,336	1,530	1,015	22	18	
仙北市（旧角館町）	22	60	1,146	2,684	6,585	1,457	2,131	27	26		
美郷町（旧六郷町）	25	48	902	3,516	5,702	1,654	1,039	60	27		

【図-15 震度分布 地震C〔陸羽地震モデル〕】



【図-16 液状化危険度分布 地震C〔陸羽地震モデル〕】



地震D【強首地震モデル】の被害想定地区

本モデルの結果は、市部の旧湯沢市、大仙市大曲と周辺地区のうちから震度の強さと人口等を勘案して横手市十文字地区を対象とした。

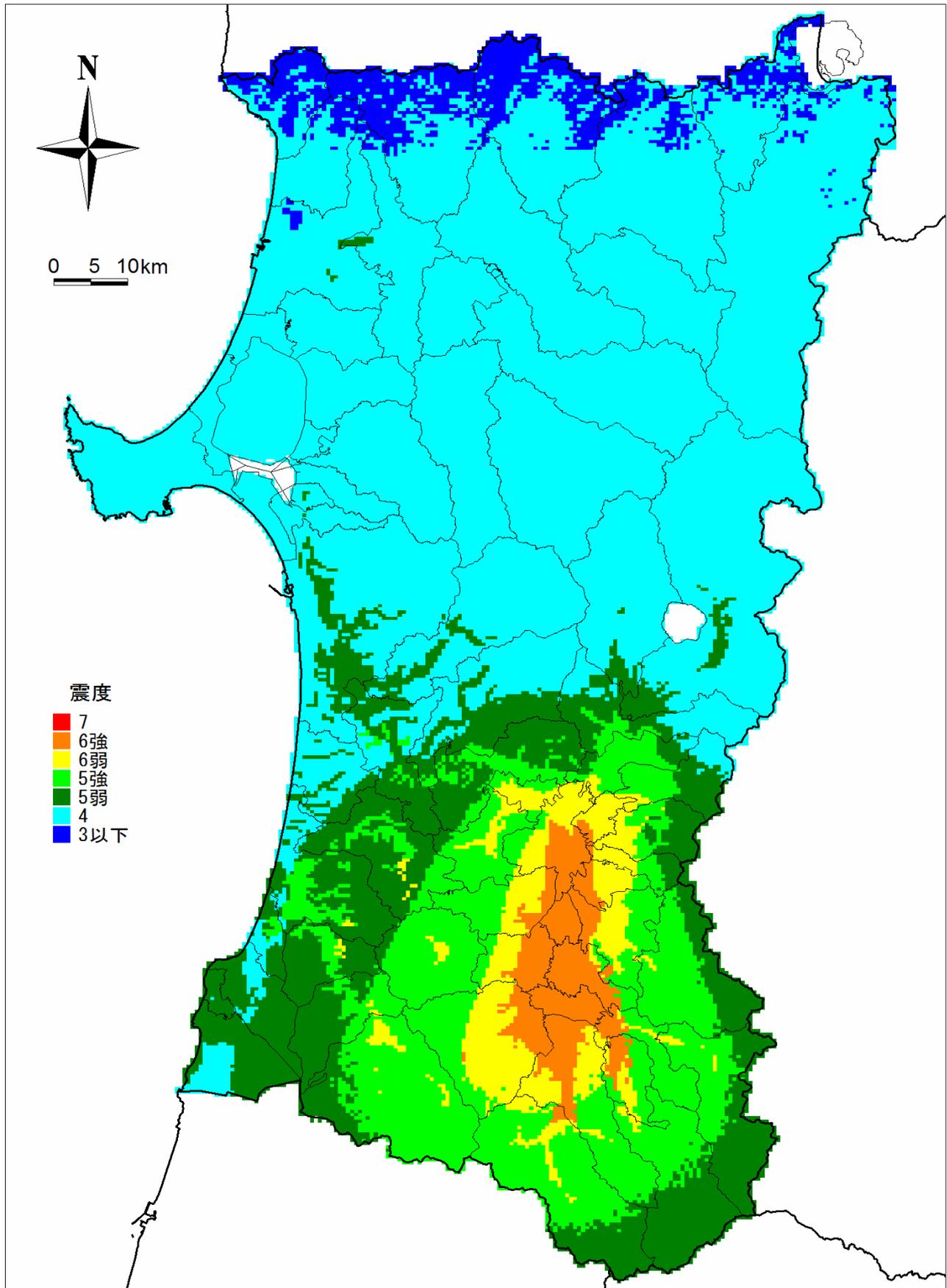
なお、対象外の町村においては、対象地区をモデルにして被害の推定に活用するものとする。

項目	モデル地域及び被害想定	参照図表
地震動分布	震度6弱以上の地域は横手盆地に分布する。 震度5弱以上の地域は県内陸南部の地域に限定される。 震度6強となる地域は、大仙市大曲、横手市(旧横手市・大森町・平鹿町・十文字町・大雄村・雄物川町)、旧湯沢市、美郷町仙南、羽後町などに分布する。	図17
液状化分布	液状化危険度の高い地域は、横手市(旧横手市・平鹿町)、大仙市南外及び神岡の一部に分布する。	図18
被害想定	想定対象となっている3市ではいずれも大きな被害が発生する。 大仙市大曲では、5,000棟以上の建物が大破し、冬の午後5時～7時の間に地震が発生したとすると500棟以上の木造建物が焼失し、死者が300人以上に達するものとされた。 また、旧湯沢市では8,000棟以上の建物が大破する。 火災による焼失数は少ないが、死者は200人に達する。 被災者数は対象3市で3万9,000人に達するほか、避難者も6万8,000人と予想されている。 建物、火災、人的被害の想定結果は下表のとおりとなっている。 ただし、火災については、大仙市大曲、旧湯沢市のみを対象として想定した。	下表

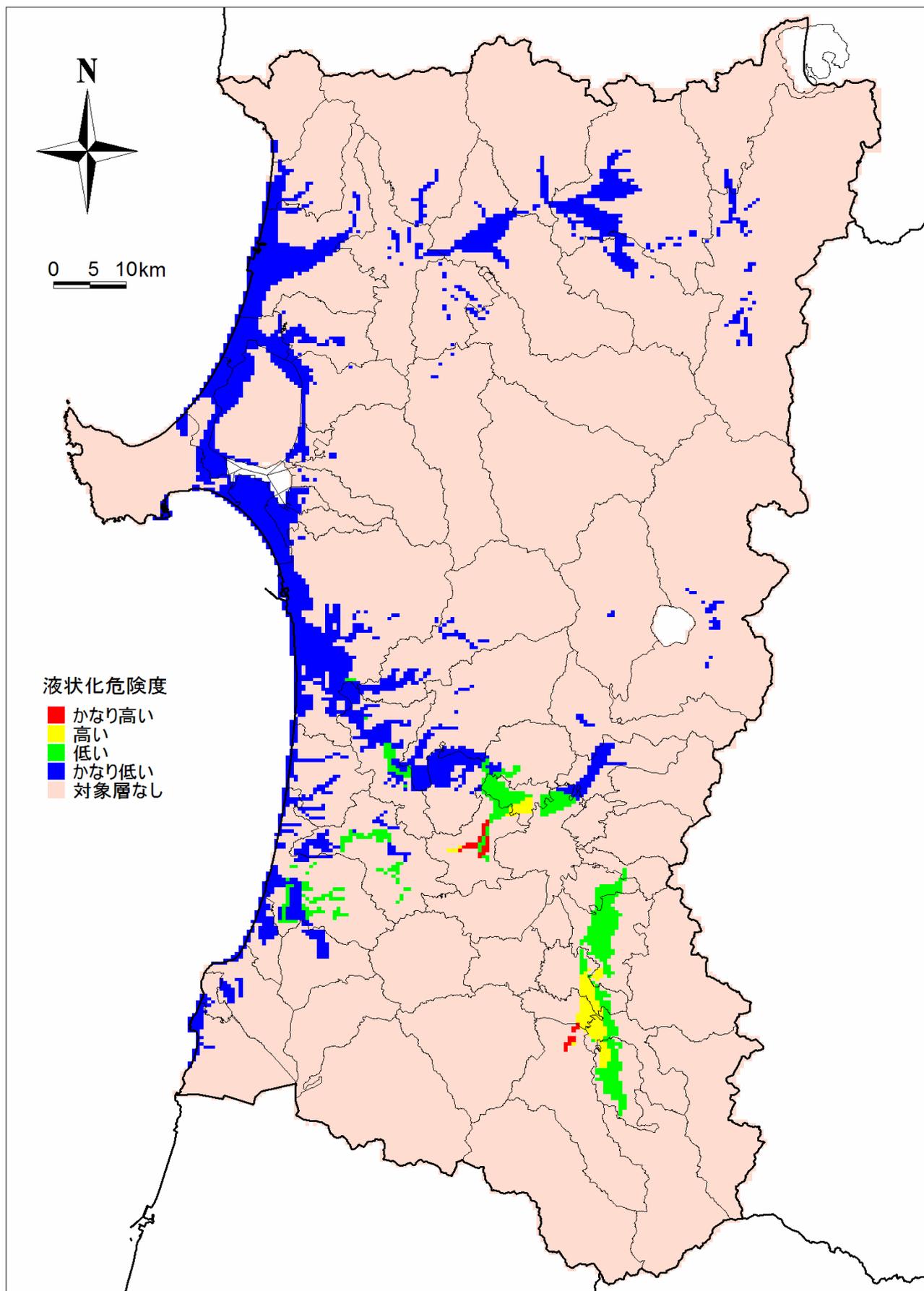
【人的・建物被害想定】

区分	人的被害(人)			被災者 (人)	避難者 (人)	建物被害(棟)				
	死者	負傷者				木造		非木造		焼失
		重傷	軽傷			大破	中破	大破	中破	
湯沢市(旧湯沢市)	168	223	4,214	16,319	26,616	8,012	5,015	68	92	28
大仙市(旧大曲市)	362	231	4,371	13,869	29,390	5,396	6,414	13	25	529
横手市(旧十文字町)	47	105	1,982	9,257	12,317	5,901	1,929	17	27	

【図-17 震度分布 地震D〔強首地震モデル〕】



【図-18 液状化危険度分布 地震D〔強首地震モデル〕】



地震E【想定秋田沖地震】の被害想定地区

本モデルの結果は、沿岸部の旧本荘市、旧男鹿市及び周辺町村のうちから震度の強さと人口等を勘案し、にかほ市象潟地区を対象とした。

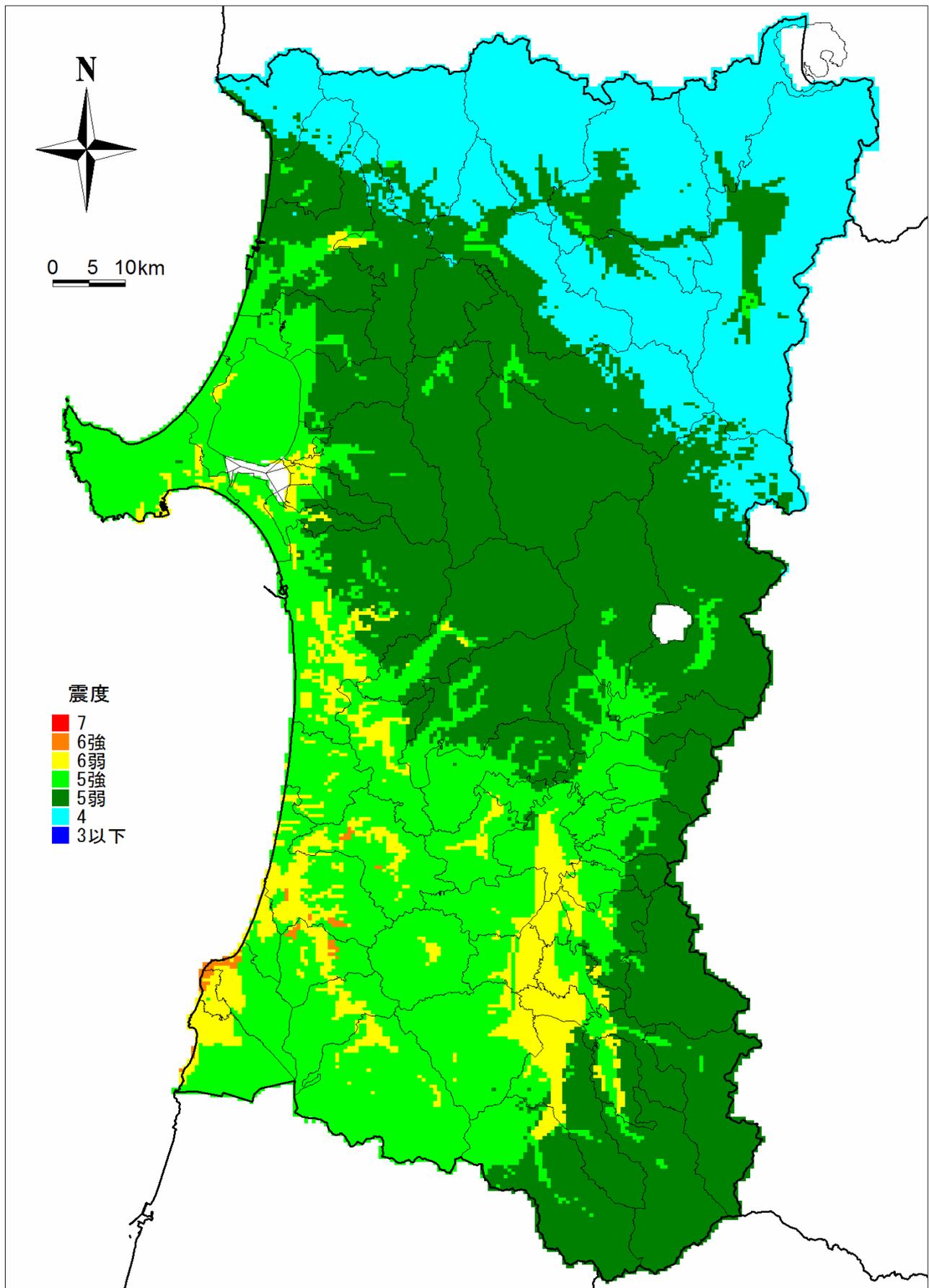
なお、対象外の町村においては、対象地区をモデルにして被害の推定に活用するものとする。

項目	モデル地域及び被害想定	参照図表
地震動分布	震度6弱以上の地域は、面積的には広くないが由利地域の海岸部、秋田平野、横手盆地など平地部に広範囲にわたって分布する。 由利本荘市（旧本荘市・由利町）、にかほ市の一部は震度6強となる。 県の北東部を除いて県域の約8割が震度5弱以上になる。	図19
液状化分布	液状化危険度の高い地域は、県西部に広く分布する。 八郎潟周辺、秋田市中心部から雄和にかけての雄物川流域、由利本荘市（旧本荘市・大内町・西目町）、大仙市南外、などには特に危険度の高い地域が分布する。	図20
被害想定	建築物の大破棟数が少なく、火災による焼失棟数も少ないことから、想定対象となっている3市では死者数は内陸型の地震に比べ少ない。しかしながら、地震動、液状化の範囲が広いことから、被害量は対象地域以外の地域に広範囲にわたるものと思われる。 特に、人口最大の秋田市の評価を行っていないが、市街地では震度6弱の振動が予想され、また、液状化危険度については地震Aの危険度評価とほとんど同様であることから、地震Aによる被害までには達しないまでも日本海中部地震による被害を大きく上回る被害が発生する可能性が高い。 また、震度6弱の地域が横手盆地をはじめ日本海沿岸の平野部に広く分布していることから、こうした地域の市町村においては、建物の倒壊、火災の発生等による死傷者の発生や道路等の構造物及びライフライン施設等の支障が相当量想定され、県域の広い範囲にわたって被害が発生することが予想される。 建物、火災、人的被害の想定結果は下表のとおりとなっている。 ただし、火災については旧本荘市、旧男鹿市のみを対象として想定した。	下表

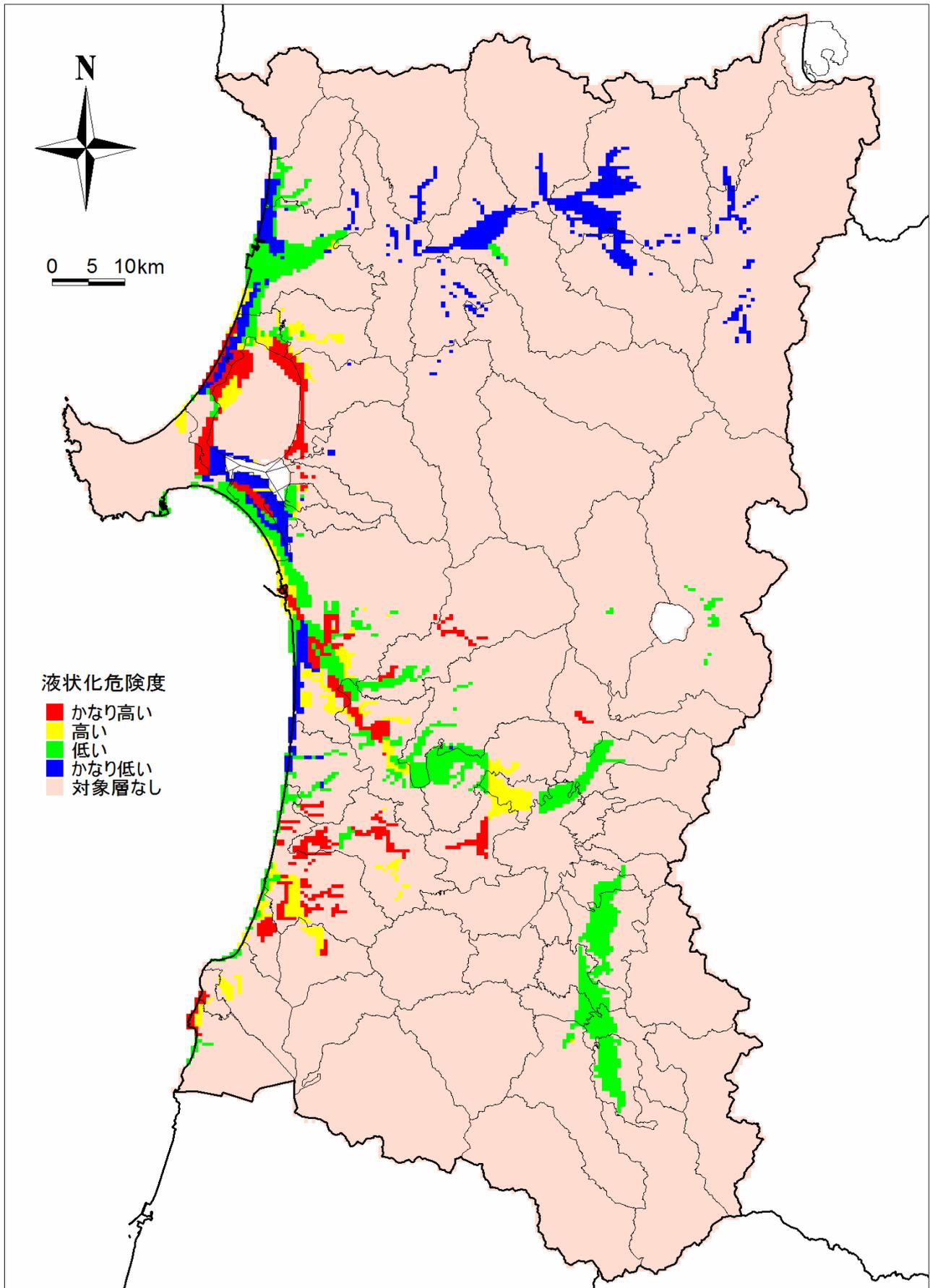
【人的・建物被害想定】

区分	人的被害（人）			被災者（人）	避難者（人）	建物被害（棟）				
	死者	負傷者				木造		非木造		焼失
		重傷	軽傷			大破	中破	大破	中破	
由利本荘市 （旧本荘市）	17	74	1,443	1,320	6,284	640	2,619	62	35	4
男鹿市 （旧男鹿市）	9	36	708	655	2,361	272	728	11	14	2
にかほ市 （旧象潟町）	19	48	919	2,337	4,656	1,186	1,175	14	16	

【図-19 震度分布 地震E〔想定秋田沖地震〕】



【図-20 液状化危険度分布 地震E〔想定秋田沖地震〕】



第6 被害想定

津波の被害想定

1 津波シミュレーション計算の方法

津波被害の想定は、想定波源モデルに基づくシミュレーションを行い、津波波高と到達時間並びに遡上浸水について計算し、日本海中部地震の津波記録（文献）と想定地震 E4 及び E5 の津波波高を比較し、各ポイントにおける最大波高を示す値を評価数値として、秋田県沿岸の津波来襲危険度及び津波浸水危険度を評価した。

2 計算上用いた想定単位

- ・ 900m メッシュ … 日本海中部域
- ・ 300m メッシュ … 秋田県沖合
- ・ 100m メッシュ … 沿岸部
- ・ 50m メッシュ … 日本海中部地震で大きな被害が出た八森、峰浜、能代、男鹿市五里合及び想定計算の対象となる船川港、秋田港、象潟

津波来襲危険度	評価基準	渚における津波波高により、海水浴客、釣り客など護岸の海側にいる者の危険度の指標である「津波来襲危険度」の評価は次の区分によるものとする。	
	ランク	最大津波高	参 考
	大	3m ≤ 津波高	気象庁の津波警報の「大津波」レベル
	中	1m ≤ 津波高 < 3m	気象庁の津波警報の「津波」レベル
	小	津波高 < 1m	気象庁の津波注意報レベル

津波浸水危険度	評価基準	護岸の陸側の住民等の危険度指標である「津波浸水危険度」の評価基準は次によるものとする。 津波浸水危険度は、標準メッシュの範囲で読み取れる津波高と護岸等の防波施設や陸側の地形等の遮断効果をも考慮し、護岸等を越えて浸水する可能性とその遡上域等により評価する。	
	ランク	判 定 基 準	
	A	護岸・砂丘などよりも津波高が著しく高く、市街地や住宅地までに浸水被害が生じるおそれがあるもの。	
	B	津波高が高く、埠頭や岸壁などに浸水するおそれがあるが、市街地や住宅地まではほとんど被害が及ばない程度の浸水	
	C	海岸の砂丘や岩礁などにおいて浸水が生じるが、護岸、砂丘の背後ではほとんど浸水しない程度の浸水	
D	特に、津波による浸水被害が生じない。		

3 津波危険度の評価

津波来襲危険度について男鹿半島以北では、日本海中部地震の再現計算に基づく場合に最も高く、男鹿半島の南から秋田市下浜付近までは想定地震 E4 の場合に高く、また、由利海岸以南は想定地震 E5 による場合が最も高く評価され、船川港等 4 地点を除いてすべてのポイントで危険度「大」と評価された。

津波浸水危険度については、日本海中部地震の再現計算で男鹿市若美以北の海岸部で危険度「A」が多数を占め、男鹿市や秋田市ではランク「A」と「B」のポイントがほぼ同等に評価されているが、ランク「C」のポイントも同程度みられる。ただし、想定地震 E4 による評価では「A」が多い。

由利海岸については、想定地震 E5 の評価が多数を占めるが、浸水危険度は由利本荘市松ヶ崎の子吉川南から、にかほ市（旧仁賀保町・金浦町・象潟町）にかけてはほとんどがランク「A」となっている。

下表に津波シミュレーションの計算結果を示す。

【県内各地の津波危険度】

総合（想定秋田沖地震 E5・E4 再現計算）										
市/町	地区	第1波 到着時間	津波高 (T・P)	遡上高	遡上 距離	評価基準 地震	予想域の 利用形態	津波来襲 危険度	津波浸水 危険度	
岩崎村 (青森県)	木蓮寺	18分後	4.8m	—	—	(再)	—	大	C	
	板貝	18分後	5.1m	6.7m	100m	(再)	岩	大	A	
八峰町	旧八森町	チゴキ崎	19分後	5.2m	5.1m	160m	(再)	岩	大	C
		岩館	21分後	4.2m	5.3m	40m	(再)	砂、駅、町	大	B
		御所の台	23分後	3.5m	5.5m	100m	(再)	岩	大	A
		滝の間	24分後	4.7m	6.1m	100m	(再)	岩	大	A
		八森漁港	25分後	3.8m	5.7m	200m	(再)	町	大	A
		伯漁港北	29分後	4.6m	9.2m	100m	(再)	町	大	A
		古屋敷	30分後	4.2m	7.2m	300m	(再)	民家	大	A
	磯村	30分後	4.8m	9.9m	400m	(再)	砂丘	大	A	
	旧峰浜村	萩の台山前面	30分後	5.0m	13.0m	630m	(再)	砂丘	大	A
		カッチキ台	30分後	5.3m	9.5m	880m	(再)	砂丘	大	A
沼田		30分後	5.2m	9.7m	640m	(再)	砂丘	大	A	
能代市	須田	28分後	4.2m	10.4m	1000m	(再)	砂丘	大	A	
	亀谷地	29分後	3.6m	7.4m	1100m	(再)	市街地	大	A	
	能代港	28分後	3.3m	7.4m	400m	(再)	港	大	A	
	能代火力発電所	29分後	3.9m	7.4m	400m	(再)	発電所	大	A	
	ロケット実験所	28分後	3.7m	6.8m	300m	(再)	砂	大	A	
	鉾津終末処理場	29分後	4.0m	6.8m	400m	(再)	砂	大	A	
	黒岡	28分後	3.9m	6.8m	300m	(再)	砂	大	A	
	蓮沼	28分後	4.1m	7.0m	200m	(再)	砂	大	A	

総合(想定秋田沖地震E5.E4再現計算)										
市/町	地区	第1波 到着時間	津波高 (T・P)	遡上高	遡上 距離	評価基準 地震	予想域の 利用形態	津波来襲 危険度	津波浸水 危険度	
三種町 (旧八竜町)	釜谷	28分後	3.9m	6.9m	300m	(再)	町	大	A	
	八竜町	27分後	3.9m	8.9m	300m	(再)	砂	大	A	
男鹿市 旧男鹿市	旧若美町	五明光	26分後	3.9m	6.9m	200m	(再)	砂	大	A
		美野	26分後	3.4m	6.9m	300m	(再)	砂	大	A
		若美漁港	26分後	3.6m	6.9m	—	(再)	砂	大	B
		宮沢	25分後	3.5m	6.9m	—	(再)	砂	大	B
		申川	25分後	3.8m	5.5m	—	(再)	砂	大	B
	旧男鹿市	五里合漁港	25分後	3.4m	5.5m	200m	(再)	港	大	A
		安田	25分後	3.7m	5.5m	200m	(再)	砂、民家	大	A
		浜間口	25分後	3.4m	4.5m	100m	(再)	町	大	A
		牧野	25分後	3.7m	4.1m	—	(再)	崖	大	C
		相川漁港	24分後	3.0m	2.4m	—	(再)	港、町	大	B
		野村漁港	20分後	2.6m	4.7m	—	(再)	港、護岸	中	B
		湯本	18分後	4.0m	5.3m	200m	(再)	町	大	A
		北浦	17分後	3.0m	5.3m	—	(E5)	岩	大	C
		入道崎下港	13分後	2.5m	6.0m	—	(再)	岩	中	C
		入道崎	10分後	3.0m	6.0m	100m	(再)	岩	大	A
		赤島	9分後	3.6m	4.9m	200m	(再)	岩	大	A
		かぶき岩	9分後	3.6m	4.7m	100m	(再)	岩	大	A
		根太島	10分後	4.0m	4.7m	—	(再)	岩	大	C
		戸賀港	15分後	3.2m	3.7m	—	(再)	町	大	B
		夷島	11分後	3.5m	3.7m	—	(再)	町	大	B
		大黒島	11分後	3.4m	3.8m	300m	(再)	岩	大	A
		蓬莢島	12分後	4.2m	4.5m	—	(再)	岩	大	C
		古城島	12分後	4.3m	4.5m	—	(再)	岩	大	C
		阿治ヶ島	12分後	3.9m	4.5m	—	(再)	岩	大	C
		門前岬北	12分後	3.6m	4.7m	—	(再)	岩	大	C
		潮瀬崎	12分後	3.2m	3.7m	200m	(再)	岩	大	A
		館山崎	15分後	3.2m	4.3m	200m	(E5)	町	大	A
		台島	17分後	4.2m	2.4m	—	(再)	町	大	B
		鶴ノ崎	17分後	3.5m	1.9m	—	(再)	町	大	B
		石油備蓄基地	22分後	3.0m	3.3m	300m	(再)	港	中	A
船川港	27分後	2.3m	2.6m	200m	(再)	港、町	中	A		
生鼻崎西	30分後	3.6m	1.2m	—	(E4)	護岸	大	B		
脇本	29分後	3.0m	4.5m	200m	(E4)	市街地	大	A		
前野	33分後	3.7m	4.9m	800m	(E4)	砂	大	A		

総合（想定秋田沖地震E5.E4再現計算）									
市/町	地区	第1波 到着時間	津波高 (T・P)	遡上高	遡上 距離	評価基準 地震	予想域の 利用形態	津波来襲 危険度	津波浸水 危険度
潟上市 (旧天王町)	船越水道口	32分後	4.5m	5.1m	500m	(E4)	砂	大	A
	江川	32分後	4.4m	5.0m	900m	(E4)	砂	大	A
	蓮沼	32分後	5.1m	5.7m	200m	(再)	砂	大	A
	出戸浜	32分後	5.2m	5.5m	100m	(E5)	砂、民家	大	A
	天王	32分後	5.1m	4.4m	100m	(E5)	砂、護岸	大	A
	下新城中野	32分後	5.1m	5.5m	200m	(再)	砂	大	A
	秋田港北	31分後	4.4m	5.3m	800m	(E5)	港、工場	大	A
秋田市 (旧秋田市)	臨海終末処理所	30分後	3.9m	4.7m	700m	(E5)	砂	大	A
	秋田ゴルフ場	30分後	3.9m	5.1m	200m	(E5)	護岸	大	A
	陸上自衛隊演習	29分後	3.8m	5.0m	200m	(E5)	砂	大	A
	雄物川河口北	29分後	3.7m	4.6m	100m	(E5)	河口、砂	大	A
	西出小屋	29分後	3.8m	2.2m	—	(再)	砂、町	大	B
	滝ノ下	28分後	3.4m	2.2m	—	(再)	砂、町	大	B
	下浜長浜	23分後	3.5m	4.0m	100m	(再)	砂	大	A
	下浜	25分後	3.5m	3.9m	100m	(再)	砂、駅、町	大	A
	下浜羽川	25分後	3.5m	2.4m	—	(E4)	砂	大	C
	鮎川	25分後	3.5m	2.4m	—	(E5)	河口、砂	大	C
旧岩城町	岩城町	27分後	3.2m	2.4m	—	(E4)	砂	大	C
	雪川	23分後	3.5m	2.4m	—	(E5)	砂	大	C
	上新谷	24分後	3.6m	2.4m	—	(再)	砂、町	大	B
	緑が丘	23分後	3.6m	2.4m	—	(再)	砂、町	大	B
	須川	17分後	3.0m	3.6m	100m	(再)	町	大	A
	二古	22分後	3.6m	2.4m	—	(再)	町	大	B
	二古南	22分後	3.6m	2.4m	—	(E5)	砂	大	C
由利本荘市 旧本荘市	松ヶ崎漁港北	21分後	3.6m	2.4m	—	(再)	民家	大	B
	松ヶ崎町	22分後	3.7m	3.7m	200m	(再)	砂、市街地	大	A
	折林	22分後	3.7m	2.4m	—	(再)	砂、町	大	B
	押木	21分後	3.7m	2.4m	—	(再)	砂、河口、町	大	B
	向川	21分後	3.8m	2.4m	—	(再)	砂、町	大	B
	今泉	21分後	3.8m	3.9m	100m	(E5)	砂、町	大	A
	黒山	21分後	3.8m	2.9m	—	(E5)	崖、民家	大	C
	赤冗	21分後	3.9m	4.0m	100m	(E5)	砂	大	B
	本荘港北	21分後	4.0m	4.1m	100m	(E5)	砂、町	大	A
	子吉川南	21分後	4.0m	4.1m	1000m	(再)	砂	大	A
旧西目町	西目川	21分後	4.1m	4.2m	100m	(再)	河口、砂	大	A
	上高屋	20分後	4.1m	4.3m	200m	(E5)	砂、町	大	A
	西目海水浴場	21分後	4.3m	1.8m	—	(E5)	砂	大	C
	出戸	20分後	4.3m	1.8m	—	(再)	町	大	B
	西目町	20分後	4.1m	4.1m	100m	(E5)	砂	大	B
	西目漁港	15分後	3.9m	1.8m	—	(再)	砂	大	B

総合(想定秋田沖地震E5. E4再現計算)									
市/町	地区	第1波 到着時間	津波高 (T・P)	遡上高	遡上 距離	評価基準 地震	予想域の 利用形態	津波来襲 危険度	津波浸水 危険度
旧仁賀保町	平 沢	20分後	3.9m	4.0m	100m	(E5)	町	大	A
	芦 田 岬	18分後	3.5m	3.6m	400m	(E5)	岩、町	大	A
旧金浦町	黒 川	17分後	3.5m	3.7m	100m	(E5)	岩	大	A
	飛 の く ず れ	17分後	3.4m	3.6m	200m	(E5)	岩、町	大	A
	金 浦	12分後	3.2m	3.5m	100m	(E5)	町	大	A
	下 浜 山	12分後	2.9m	3.9m	200m	(E5)	砂、護岸	大	A
旧象潟町	大 塩 越	19分後	3.2m	3.6m	200m	(E5)	岩、町	大	A
	旧 象 潟 漁 港	18分後	3.6m	3.8m	—	(E5)	港、市街地	大	A
	象 潟 漁 港	19分後	3.6m	3.7m	200m	(E5)	港、市街地	大	A
	上 狐 森	20分後	3.9m	4.3m	100m	(E5)	町	大	A
	関	21分後	3.9m	4.3m	100m	(E5)	町	大	A
	西 中 野 沢	22分後	3.9m	4.3m	100m	(E5)	町	大	A

* 第一波到着時間は、急激に海面が上昇する第一波のピーク時間

* 第一波到着時間、津波高、遡上高、遡上距離は、津波シミュレーション100mメッシュの結果を用いた。

* 総合評価は、津波浸水危険度を最優先した評価を示した。

急傾斜地の被害想定

秋田県が平成3年3月現在で急傾斜地に指定している1,024箇所を対象として地盤の性質と想定地震によって当該地盤が受ける振動の震度階級に照らして危険度を次のように評価した。

【崖の危険度判定基準】

震 度	崖の地盤の性質による危険度ランク		
	A	B	C
6強～7	A	A	A
6弱	A	A	B
6強	A	B	C
6弱	B	C	C
～4	C	C	C

危険度ランク		判 定 評 価
A	高 い	想定地震のうち海洋型の地震Eを除いて、想定対象地域の市町村については危険度「A」がおおむね6割を占め、「B」が2割～3割、「C」は15%までであった。 なお、評価の内容は、危険度「A」が直接崩壊に結び付く危険度であり、A～Eの想定地震における被害想定は、急傾斜地被害想定結果一覧表を参照のこと。
B	やや危険	
C	低 い	

【急傾斜地の被害想定】

地震A 【天長地震モデル】								
市町村		対 象 箇所数	ランク A		ランク B		ランク C	
			被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)
秋 田 市	旧秋田市	97	78	80.4	17	17.5	2	2.1
	旧雄和町	13	4	30.8	8	61.5	1	7.7
	旧河辺町	15	6	40.0	6	40.0	3	20.0
瀧 上 市	旧天王町	2	0	0.0	2	100.0	0	0.0
	旧昭和町	16	15	93.8	1	6.3	0	0.0
	旧飯田川町	9	5	55.6	4	44.4	0	0.0
井川町		8	2	25.0	5	62.5	1	12.5
五城目町		30	7	23.3	15	50.0	8	26.7
八郎瀧町		3	0	0.0	2	66.7	1	33.3
合 計		193	117	60.6	60	31.1	16	8.3

地震B 【能代地震モデル】							
市町村	対象 箇所数	ランク A		ランク B		ランク C	
		被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)
能代市(旧能代市)	31	24	77.4	6	19.4	1	3.2
八峰町(旧峰浜村)	7	7	100.0	0	0.0	0	0.0
三種町(旧八竜町)	13	11	84.6	2	15.4	0	0.0
男鹿市(旧若美町)	16	1	6.3	5	31.3	10	62.5
大 湯 村	対象箇所なし						
合 計	67	43	64.2	13	19.4	11	16.4

地震C 【陸羽地震モデル】							
市町村	対象 箇所数	ランク A		ランク B		ランク C	
		被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)
大仙市(旧大曲市)	3	2	66.7	1	33.3	0	0.0
横手市(旧横手市)	23	14	60.9	8	34.8	1	4.3
仙北市(旧角館町)	15	10	66.7	3	20.0	2	13.3
美郷町(旧六郷町)	対象箇所なし						
大仙市(旧中仙町)	対象箇所なし						
合 計	41	26	63.4	12	29.3	3	7.3

地震D 【強首地震モデル】							
市町村	対象 箇所数	ランク A		ランク B		ランク C	
		被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)
湯 沢 市(旧湯沢市)	29	17	58.6	11	37.9	1	3.4
横 手 市(旧十文字町)	対象箇所なし						
大 仙 市(旧大曲市)	3	2	66.7	1	33.3	0	0.0
合 計	32	19	59.4	12	37.5	1	3.1

地震E 【想定秋田沖地震】							
市町村	対象 箇所数	ランク A		ランク B		ランク C	
		被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)
由利本荘市(旧本荘市)	24	8	33.3	10	41.7	6	25.0
男 鹿 市(旧男鹿市)	97	12	12.4	76	78.4	9	9.3
にかほ市(旧象潟町)	5	3	60.0	2	40.0	0	0.0
合 計	126	23	18.3	88	69.8	15	11.9

宅地造成地の被害想定

10ha以上の大規模造成地87箇所を対象に、造成前の旧地形の傾斜と盛土厚から造成地ごとの振動に対する強弱のランク付けを行い、これと想定地震に基づく地盤が受ける振動の震度階級を照合させ次のように評価した。

結果は、想定地震の地震Aについて、旧秋田市でランク「A」が2箇所推定されたが、他の想定地震を含めて、「B」以下の評価となった。

なお、今回の調査の対象以外の10ha未満の造成地についても、同様の評価が妥当すると考えられ、また、旧地形の傾斜が大きく盛土厚が大きいところでは、被害が出る可能性があることを認識する必要がある。

【造成地被害の判定基準】

分類	震 度				
	～4	5弱	5強	6弱	6強～
I（最弱）	C	B	A	A	A
II（弱い）	D	C	B	A	A
III（やや弱）	D	D	C	B	A
IV（普通）	D	D	D	C	B

【ランク別による被害程度】

ランク [A]	地盤の崩壊・亀裂があり、倒壊する家屋、地下埋設物等の被害が発生する。
ランク [B]	地盤は小さな亀裂や崩壊、倒壊家屋、地下埋設物の被害の可能性がある。
ランク [C]	地盤は場所により小崩壊、家屋倒壊は小、地下埋設物についても場所により小被害の可能性がある程度。
ランク [D]	被害なし。

【宅地造成地の被害想定】

地震A 【天長地震モデル】								
市町村		対象 箇所数	ランク A		ランク B		ランク C	
			被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)
秋 田 市	旧秋田市	36	2	5.6	22	61.1	12	33.3
	旧雄和町	対象箇所なし						
	旧河辺町	"						
潟 上 市	旧天王町	6	0	0.0	0	0.0	3	50.0
	旧昭和町	対象箇所なし						
	旧飯田川町	"						
井川町								
五城目町		1	0	0.0	0	0.0	1	100.0
八郎潟町		1	0	0.0	0	0.0	1	100.0
合計		44	2	4.5	22	50.0	17	38.6

地震B 【能代地震モデル】							
市町村	対象 箇所数	ランク A		ランク B		ランク C	
		被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)
能代市(旧能代市)	5	0	0.0	2	40.0	3	60.0
八峰町(旧峰浜村)	対象箇所なし						
三種町(旧八竜町)	〃						
男鹿市(旧若美町)	〃						
大瀧村	〃						
合計	5	0	0.0	2	40.0	3	60.0

地震C 【陸羽地震モデル】							
市町村	対象 箇所数	ランク A		ランク B		ランク C	
		被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)
大仙市(旧大曲市)	6	0	0.0	4	66.7	2	33.3
横手市(旧横手市)	6	0	0.0	4	66.7	2	33.3
仙北市(旧角館町)	対象箇所なし						
美郷町(旧六郷町)	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0
大仙市(旧中仙町)	対象箇所なし						
合計	13	0	0.0	9	69.2	4	30.8

地震D 【強首地震モデル】							
市町村	対象 箇所数	ランク A		ランク B		ランク C	
		被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)
湯沢市(旧湯沢市)	3	0	0.0	3	100.0	0	0.0
横手市(旧十文字町)	対象箇所なし						
大仙市(旧大曲市)	6	0	0.0	2	33.3	4	66.7
合計	9	0	0.0	5	55.6	4	44.4

地震E 【想定秋田沖地震】							
市町村	対象 箇所数	ランク A		ランク B		ランク C	
		被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)	被害箇所	被害率 (%)
由利本荘市(旧本荘市)	4	0	0.0	2	50.0	2	50.0
男鹿市(旧男鹿市)	5	0	0.0	1	20.0	2	40.0
にかほ市(旧象潟町)	対象箇所なし						
合計	9	0	0.0	3	33.3	4	44.4

道路の被害想定

県内の道路のうち高速自動車国道、一般国道及び主要地方道を対象として橋梁、トンネル、盛土、切土を対象に地震動及び液状化危険度評価に基づき、経験式等により各項目の被害率を求め、対象路線が互いに交差する交差点を区間として被害箇所数を求めた。

その結果は、次のとおりであるが、調査手法の制約上留意すべき事項は以下のとおりである。

- 交差点ごとに被害箇所数を集計しているため、交差点区間の長い道路、区間内に橋梁、トンネル、盛土、切土の土木構造物の多数ある道路で被害が多く評価される傾向にある。
- 被害の内容では、盛土、切土の被害は致命的ではないが、橋梁やトンネルの被害は復旧に長期間を要する場合が想定されることから、道路としての機能の面からは重大であるが、個々の路線区間についてそこまでの評価を行っていない。
- 高速自動車国道については、施工の条件として盛土、切土、トンネル、橋梁が多くなるほか、区間についてもインターチェンジ間となり、10km 以上になることから、被害箇所数は大きく出ることになる一方で、一般道に比べて相対的に安全性が高いと評価される面もあるが、今回の調査では、その点を必ずしも考慮した評価とはなっていない。

想定地震		被害想定地域の道路分布
地震 A	天長地震モデル	秋田市付近を震央としたモデルであるが、震度 6 強の地域の分布はあまり広くない。 秋田市以南の日本海沿岸の国道 7 号で 2～3 箇所の被害が生じる区間がある。 秋田市以北では、液状化の危険性の高い地域が連続するが、平坦地であり、盛土、切土が極めて少ないため大きな被害は少ない。
地震 B	能代地震モデル	地震 A と同様に震度 6 強の範囲は狭いが、液状化の可能性が高いため被害が能代市付近に集中している。 能代市にまたがる国道 7 号の盛土が連続する区間で 4 箇所以上の被害が予想される。
地震 C	陸羽地震モデル	想定した断層位置より南部の横手市（旧横手市・平鹿町）の液状化の危険性の高い地域を南北に走る国道 13 号に被害 3 箇所以上の区間が 1 つある。 その周辺に被害 2 箇所未満の道路が何路線も見られる程度である。
地震 D	強首地震モデル	想定した断層位置に近い湯沢市を南北に走る国道 13 号で、3 箇所以上の被害が 1 区間予想される。 その他岩手県境に近い山間地を通る国道 342 号の区間延長が 28km と大きく、盛土、切土が長いことや高い被害箇所数を示している。
地震 E	想定秋田沖地震	震度 6 強の分布が狭く、被害も県南部の日本海沿岸に限られる。 特に橋梁数と盛土区間の大きいかほ市金浦付近の国道 7 号で、6 箇所以上の被害を示した区間がある。 また、由利本荘市中心部から放射状に伸びる国道 105 号、107 号及び 108 号にも 2 箇所以上の被害の区間が認められる。

鉄道の被害想定

県内の鉄道は、東日本旅客鉄道が7路線、鷹巣・角館間の秋田内陸縦貫鉄道及び羽後本荘・矢島間の由利高原鉄道が各1路線の9路線である。

被害想定の対象は橋梁、トンネル、盛土、切土とし、集計単位は駅間とした。

想定地震		被害想定地域の鉄道分布
地震A	天長地震モデル	<p>想定した断層位置に近い奥羽本線の和田、四ツ小屋、秋田、土崎間で被害が顕著である。</p> <p>また、日本海沿岸の羽越本線も、羽後本荘から羽後牛島間で被害が予想された。</p>
地震B	能代地震モデル	<p>能代断層付近に被害が集中し、震度6強の地域に位置する奥羽本線の鹿渡から森岳間、五能線の鳥形から沢目間に3箇所以上の被害が予想される。</p>
地震C	陸羽地震モデル	<p>奥羽本線の大曲から神宮寺間は震度6強の地域であり、被害も5箇所以上となっている。</p> <p>また、横手から後三年間が4箇所以上と予想され、田沢湖線の田沢湖・刺巻・神代間の震度はやや小さいが橋梁が多いため被害3箇所以上という結果になった。</p> <p>なお、秋田新幹線開通に伴う田沢湖線の軌道整備については考慮されていない。</p>
地震D	強首地震モデル	<p>想定した断層位置に近い震度6強の地域に隣接した奥羽本線の湯沢から下湯沢間、大曲から神宮寺間の2区間で5箇所以上を示している。</p> <p>また、横堀から三関間、下湯沢から十文字間の2区間で4箇所以上の被害が予想された。</p>
地震E	想定秋田沖地震	<p>羽越本線の羽後岩谷から羽後亀田間で5箇所以上、奥羽本線の四ツ小屋から秋田間で4箇所以上の被害が見られ、それ以外でも羽越本線には被害がみられる。</p>

港湾・漁港の被害想定

県内 5 港湾、21 漁港のうち、地震時の海上交通の安全性を活かした緊急輸送、オープンスペースを活かした避難場所等県民の安全確保の観点から水深 4m 以上の岸壁を有する港湾、漁港の中から次の港を選定した。

- 港湾 … 能代、船川、秋田、本荘
- 漁港 … 八森、金浦

調査手法は、想定 5 地震モデルの対象地点での地表加速度に基づいて過去の被害実績等から提案されている既往の知見に基づいて行っている。したがって、評価はあくまでも、港湾、漁港全体に関する被害規模の概要に止まり、個々の岸壁の詳細な被害見積ではない点に注意する必要がある。

想定地震		被害が想定される漁港
地震A	天長地震モデル	県央から県南の港湾、漁港で被害が大きくなっている。 八森漁港では被害が出ないと予想されている。
地震B	能代地震モデル	県北の八森漁港、能代港での被害率が高い。被害の延長からみれば能代港の被害が最も激しい。 県南の金浦漁港では被害が出ないと予想されている。
地震C	陸羽地震モデル	県南の港湾、漁港での被害が大きく、特に本荘港での被害が大きい。 被害延長で最も激しいのは秋田港である。
地震D	強首地震モデル	県南の本荘港での被害が激しい。船川港、八森漁港では、被害が出ないと予想される。
地震E	想定秋田沖地震	このケースは、海洋に震源域を設定していることから、各港湾、漁港とも大きな被害が予想される。 特に県南では被害が大きくなり、金浦漁港では、今回の想定の中で最大の被害率を示した。秋田港、船川港の被害延長も大きくなっている。

空港の被害想定

航空輸送として高速性に優れ、地震災害時にも有力な緊急輸送手段の一つである空港は、緊急を要する負傷者等人的輸送、医療器材等物資輸送施設として重要な役割を果たす観点から滑走路等土木施設、管制塔等建築物、無線・通信施設の定性的検討を行った。

なお、調査では既存施設を対象としたため、調査後の平成10年7月に開港した大館能代空港は対象とされていないが、当該空港の地域は想定地震Bで震度5強(最大で震度5.5)と評価されていることから、秋田空港における定性的評価がほぼ妥当すると考えられる。

○ 秋田空港に予想される地震動

最大は、想定地震A(天長地震モデル)で地表最大加速度365gal、震度5が想定されている。

【定性的評価】

滑走路・誘導路・エプロン	山間部に位置することから、液状化による噴砂、浸水等の被害は出ないものと考えられるが、振動により滑走路の舗装等に段差や亀裂が生ずることは考えられる。
空港建築物 庁舎・ターミナル・貨物ビル等	昭和46年の耐震設計法に基づく建物である。 建築物の被害想定においては、鉄骨・鉄筋造建物にはほとんど被害が予測されておらず、一般に空港施設については通常建築よりも大きな保有耐力が考慮されていることから、建物自体の大きな被害は予想しにくいものと考えられる。
無線・通信施設	アンテナ施設と局舎については、アンテナ施設は荷重が小さいこと、局舎は施設規模が小さいことから、過去の大きな地震の例でも本格的な復旧作業を必要とするような被害は生じていない。

河川堤防の被害想定

調査の対象は、県内の一級河川及び二級河川の堤防とする。調査の手法は、液状化指数（PL値）と河川堤防被害の定量的な関係を求め、次の被災ランク区分とした。

【河川堤防の被災ランク】

被災ランク	被災状況
A	天端沈下量 1m 以上
B	天端沈下量 10 cm以上 1m 未満
C	無被害又は天端沈下量 10 cm未満

また、各市町村の被害程度を想定するため、各市町村ごとに集計された被災ランク（A、B、C）の延長に次の重み付け係数を乗じて、市町村ごとに重み付け延長を基準として第2次の被災ランク（大、中、小、なし）の4区分で評価した。

重み付け係数	被災ランク [A]	延長×10
	被災ランク [B]	延長×1
	被災ランク [C]	延長×0.001

【市町村の被災程度判定基準】

被災ランク	重み付け延長（m）
大	1,000 以上
中	100～1,000 未満
小	0～100 未満

【河川堤防被害想定】

地震A 【天長地震モデル】	
被害の大きさ	被害が想定される地域
大	秋田市（旧秋田市・雄和町）、由利本荘市大内
中	三種町琴丘、八郎潟町、井川町、潟上市昭和、秋田市河辺、旧本荘市、大仙市南外、羽後町、 県南の羽後町は、液状化対象層は分布していないが、河川堤防延長が大きいことから「中」に評価された。 概して、雄物川水系の下流域と子吉川水系の中・下流域に被害が出たものと予想された。

地震B 【能代地震モデル】	
被害の大きさ	被害が想定される地域
大	旧能代市、八峰町峰浜、三種町、大潟村
中	能代市二ツ井、八郎潟町、羽後町、水系的には米代川の下流域に被害が集中すると予想された。

地震C 【陸羽地震モデル】	
被害の大きさ	被害が想定される地域
大	仙北市角館、大仙市南外、美郷町仙南、旧横手市
中	仙北市田沢湖、大仙市神岡、由利本荘市大内、横手市平鹿、羽後町、湯沢市湯沢、水系的には、雄物川水系の中・上流域と子吉川水系の中・上流域に被害が予想される。

地震D 【強首地震モデル】	
被害の大きさ	被害が想定される地域
大	大仙市南外、横手市(旧横手市・十文字町・増田町)、湯沢市(旧湯沢市・稲川町)
中	大仙市神岡、美郷町仙南、横手市平鹿、羽後町、水系的には、雄物川水系の中・上流域に被害が予想される。

地震E 【秋田沖地震モデル】	
被害の大きさ	被害が想定される地域
大	旧能代市、三種町(旧八竜町・琴丘町)、男鹿市若美、大瀧村、八郎潟町、五城目町、井川町、秋田市、仙北市角館、大仙市南外、由利本荘市(旧本荘市・大内町・西目町・由利町)
中	八峰町峰浜、能代市二ツ井、三種町山本、旧男鹿市、潟上市、大仙市(旧西仙北町・神岡町)、にかほ市(旧仁賀保町・象潟町)、横手市(旧平鹿町・十文字町・増田町)、湯沢市(旧湯沢市・稲川町)、羽後町水系的には三大河川のすべてにわたり、下流域での被害が予想される。

ダム・ため池の被害想定

対象としたダム・ため池は、2万5,000分の1の地形図上に読み取れるものとしているため、ダムは84箇所、ため池は2,410箇所とした。調査は、液状化危険度を指標として大きく3区分し、これに対応させて定性的に被害概要を推定した。

なお、過去の事例の検討では、ダムについてはほとんど被害の例がないが、ため池についてはクラックや法面すべり、天端沈下等のほか、割合は少ないが決壊の例もある。

○ 被害想定結果

想定5地震モデルの中で、最も被害が予想されるのは、地震E（秋田沖地震モデル）で、液状化危険度ランクAの地盤に立地するものが71箇所、Bランクに立地するものが72箇所となっている。市町村では、由利本荘市（旧本荘市・大内町）、大仙市南外にAランクのため池が多く分布している。

液状化危険度ランク [A]	$PL \geq 15$
液状化危険度ランク [A]	$15 > PL \geq 5$
液状化危険度ランク [A]	$5 > PL$

【ダム・ため池の液状化危険箇所】

想定地震	液状化危険度別分布		
	Aランク	Bランク	Cランク
地震 A	5	71	2,418
地震 B	13	9	2,472
地震 C	8	29	2,457
地震 D	12	14	2,468
地震 E	71	72	2,351

塀、門柱、フェンス、落下物等の被害想定

被害想定については、宮城県沖地震、日本海中部地震等過去の被災事例に基づいて、地震動及び液状化危険度との相関から定性的に推定した。

ブロック塀 門柱 フェンス	<p>国土交通省建築研究所が宮城県沖地震後に仙台市内のブロック塀・石塀の実態調査を行っており、それを集約すると、地盤が軟弱な地域で被害が多く、地盤の状況が大きく影響することが推定される。</p> <p>また、コンクリートブロック塀で被害が出ているものは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第62条の3に示された基準に不適合なものであったことが明らかになっている。</p>
石塀	<p>同施行令第61条の規定に適合する場合でも、倒壊しているものが見受けられた。</p> <p>以上のことから、コンクリートブロック塀については、法令の施工基準に適合する適正な施工であれば耐震性は十分確保し得るものと想定される。</p>
落下物	<p>宮城県沖地震の被害の状況からおおよそ次のような状況を想定した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取り付け方法として「パテ止め、はめ殺し窓」が地震に弱い。 ただし、浦川沖地震では、はめ殺し窓でも、網入りの場合は落下被害が発生していない。 2 破損した窓ガラスの3分の2は昭和34年～40年築造の建物であった。

石油コンビナート施設の被害想定

本県の石油コンビナートは、旧秋田市及び旧男鹿市の2地区にあり、これらの危険物施設等について、想定5地震モデルの震度、液化化及び建物等の被害率を考慮し、定性的に被害状況を想定した。

地区	被害の内容		想定地震					
			地震A	地震B	地震C	地震D	地震E	
男鹿		震度	5強	5弱	5弱	4	6弱	
		液化化危険度	低い	かなり低い	かなり低い	かなり低い	高い	
	石油タンク等	本体・配管の変形、沈下	B	C	C	C	B	
		タンク火災	C	C	C	C	C	
		石油漏洩	C	C	C	C	B	
		提内火災	C	C	C	C	C	
		石油流出	C	C	C	C	C	
		延焼火災	C	C	C	C	C	
		ガスタンク等	本体・配管の変形、沈下	C	C	C	C	C
	タンク火災		C	C	C	C	C	
	ガス漏洩		C	C	C	C	C	
	ガス爆発		C	C	C	C	C	
	ガス火災		C	C	C	C	C	
	秋田		震度	6弱	4	5弱	4	5強
			液化化危険度	低い	かなり低い	かなり低い	かなり低い	高い
石油タンク等		本体・配管の変形、沈下	A	C	C	C	B	
		タンク火災	C	C	C	C	C	
		石油漏洩	B	C	C	C	B	
		提内火災	C	C	C	C	C	
		石油流出	C	C	C	C	C	
		延焼火災	C	C	C	C	C	
		ガスタンク等	本体・配管の変形、沈下	B	C	C	C	C
タンク火災			C	C	C	C	C	
ガス漏洩			C	C	C	C	C	
ガス爆発			C	C	C	C	C	
ガス火災			C	C	C	C	C	

(注) 発生する可能性 A … かなりある

B … 若干ある

C … ほとんどない

上水道施設の被害想定

被害想定対象地区 17 市町村について、被害が多発するとともに供給支障への影響が大きい水道管（導水管、送水管、配水管）を対象とした。

被害の想定は、過去の被災事例や経験式をもとに、地盤、液状化補正係数、管種係数及び管径係数により計算し、市町村ごとに被害数・被害率を求めた。

地震A 【天長地震モデル】							
区 分		導・送水管			配水管		
		延長 A (km)	被害箇所数 B (箇所)	B/A (箇所：km)	延長 C (km)	被害箇所数 D (箇所)	D/C (箇所：km)
秋 田 市	旧秋田市	28.909	62	(2.15)	150.049	847	(5.65)
	旧雄和町	18.318	13	(0.70)	102.775	488	(4.75)
	旧河辺町	7.431	3	(0.45)	52.588	109	(2.07)
潟 上 市	旧天王町	—	—	—	120.000	28	(0.23)
	旧昭和町	9.779	7	(0.71)	53.011	125	(2.37)
	旧飯田川町	1.881	0	(0.23)	2.139	0	(0.08)
井川町		2.261	0	(0.03)	31020	123	(3.95)
五城目町		3.428	25	(7.24)	59.054	310	(5.24)
八郎潟町		3.760	13	(3.36)	42.770	88	(2.05)
合 計		75.767	123	(1.63)	493.406	2,090	(4.24)

地震B 【能代地震モデル】							
区 分		導・送水管			配水管		
		延長 A (km)	被害箇所数 B (箇所)	B/A (箇所：km)	延長 C (km)	被害箇所数 D (箇所)	D/C (箇所：km)
能代市(旧能代市)		14.218	13	(0.90)	229.000	2,506	(10.95)
八峰町(旧峰浜村)		—	—	—	32.327*	147	(4.54)
三種町(旧八竜町)		5.845	39	(6.62)	49.225	243	(4.93)
男鹿市(旧若美町)		—	—	—	50.183*	2	(0.05)
大潟村		12.398	0	(0.00)	51.351	19	(0.36)
合 計		32.461	51	(1.59)	329.576	2,768	(8.40)

地震C 【陸羽地震モデル】							
区 分		導・送水管			配水管		
		延長 A (km)	被害箇所数 B (箇所)	B/A (箇所：km)	延長 C (km)	被害箇所数 D (箇所)	D/C (箇所：km)
大仙市(旧大曲市)		5.530	10	(1.74)	69.110	194	(2.80)
横手市(旧横手市)		1.430	2	(1.26)	266.150	1,821	(6.84)
仙北市(旧角館町)		2.642	6	(2.30)	38.930	220	(5.66)
美郷町(旧六郷町)		—	—	—	6.129	33	(5.41)
大仙市(旧中仙町)		2.442	8	(3.25)	13.692	43	(4.13)
合 計		12.044	25	(2.11)	387.882	2,279	(5.87)

地震D 【強首地震モデル】						
区 分	導・送水管			配水管		
	延長 A (km)	被害箇所数 B (箇所)	B/A (箇所 : km)	延長 C (km)	被害箇所数 D (箇所)	D/C (箇所 : km)
湯 沢 市(旧湯沢市)	5.865	13	(2.18)	123.065	626	(5.08)
横 手 市(旧十文字町)	—	—	—	91.367*	364	(3.98)
大 仙 市(旧大曲市)	5.530	10	(1.75)	69.110	187	(2.71)
合 計	11.395	22	(1.97)	283.542	1,177	(4.15)

地震E 【想定秋田沖地震】						
区 分	導・送水管			配水管		
	延長 A (km)	被害箇所数 B (箇所)	B/A (箇所 : km)	延長 C (km)	被害箇所数 D (箇所)	D/C (箇所 : km)
由利本荘市(旧本荘市)	33.923	34	(1.00)	183.751	1,441	(7.84)
男 鹿 市(旧男鹿市)	—	—	—	137.013	27	(0.20)
にかほ市(旧象潟町)	20.291	72	(3.54)	67.501	710	(10.52)
合 計	54.214	106	(1.95)	251.252	2,151	(8.56)

(注) — : データなし * : 人口より推定

下水道施設の被害想定

被害想定対象は、被害が多発するとともに機能支障への影響の大きい地下埋設管とし、広域下水道幹線グループ及び市町村単位、枝線については500メッシュを単位として、過去の被害例に基づく経験式により地盤・液状化補正係数、管種係数、管径係数から、被害数及び被害率を計算によって求めた。

地震A 【天長地震モデル】							
区 分	幹 線			枝 線			
	延 長 A (km)	被害箇所数 B (箇所)	B/A (箇所 : km)	延 長 C (km)	被害箇所数 D (箇所)	D/C (箇所 : km)	
湖 東 幹 線	32.159	12	0.37	—	—	—	
秋 田 南 幹 線	20.826	36	1.72	—	—	—	
馬 場 目 川 幹 線	4.595	3	0.72	—	—	—	
雄 和 幹 線	2.385	3	1.12	—	—	—	
臨 海 幹 線	46.680	27	0.58	—	—	—	
秋 田 市	旧 秋 田 市	197.739	193	0.98	523.282	392	0.75
	旧 雄 和 町	0.321	1	3.60	3.406	11	3.15
	旧 河 辺 町	1.730	1	0.50	5.138*	14	2.75
潟 上 市	旧 天 王 町	44.525	8	0.18	35.915*	13	0.36
	旧 昭 和 町	4.058	0	0.10	14.006	2	0.17
	旧 飯 田 川 町	3.236	0	0.09	7.174	1	0.15
井 川 町	4.137	8	1.92	8.541	7	0.78	
五 城 目 町	4.847	2	0.50	5.199	1	0.23	
八 郎 潟 町	4.838	1	0.16	12.595*	4	0.28	
合 計	372.076	296	0.80	615.255	444	0.72	

地震B 【能代地震モデル】						
区 分	幹 線			枝 線		
	延 長 A (km)	被害箇所数 B (箇所)	B/A (箇所 : km)	延 長 C (km)	被害箇所数 D (箇所)	D/C (箇所 : km)
湖 東 幹 線	32.159	31	0.95	—	—	—
能 代 市 (旧 能 代 市)	11.310	28	2.48	74.361	157	2.11
八 峰 町 (旧 峰 浜 村)	—	—	—	4.624*	24	5.21
三 種 町 (旧 八 竜 町)	3.270	15	4.64	6.86*	48	6.96
男 鹿 市 (旧 若 美 町)	0.434	0	0.00	8.607	0	0.00
大 潟 村	4.799	1	0.25	7.458*	2	0.31
合 計	51.972	75	1.44	101.910	231	2.27

地震C 【陸羽地震モデル】						
区 分	幹 線			枝 線		
	延 長 A (km)	被害箇所数 B (箇所)	B/A (箇所：km)	延 長 C (km)	被害箇所数 D (箇所)	D/C (箇所：km)
横手幹線	2.506	3	1.03	—	—	—
大曲幹線	33.025	38	1.16	—	—	—
大雄幹線	13.272	14	1.05	—	—	—
平鹿幹線	19.029	24	1.28	—	—	—
大仙市（旧大曲市）	14.274	11	0.75	15.209	7	0.43
大仙市（旧中仙町）	4.270	4	0.89	6.527*	13	2.00
横手市（旧横手市）	39,500	100	2.52	49,672	207	4.17
仙北市（旧角館町）	1.687	4	2.64	19.726*	59	2.98
美郷町（旧六郷町）	0.575	0	0.25	0.684	0	0.48
合 計	128.146	198	1.54	91.818	286	3.11

地震D 【強首地震モデル】						
区 分	幹 線			枝 線		
	延 長 A (km)	被害箇所数 B (箇所)	B/A (箇所：km)	延 長 C (km)	被害箇所数 D (箇所)	D/C (箇所：km)
横手幹線	2.506	3	1.03	—	—	—
大曲幹線	33.025	26	0.79	—	—	—
大雄幹線	13.272	14	1.05	—	—	—
平鹿幹線	19.029	37	1.92	—	—	—
湯沢市（旧湯沢市）	5.334	7	134	2.901	1	0.20
横手市（旧十文字町）	3.960	2	0.54	—	—	—
大仙市（旧大曲市）	14.274	11	0.75	15.209	7	0.43
合 計	91.400	99	1.09	18.110	7	0.39

地震E 【想定秋田沖地震】						
区 分	幹 線			枝 線		
	延 長 A (km)	被害箇所数 B (箇所)	B/A (箇所：km)	延 長 C (km)	被害箇所数 D (箇所)	D/C (箇所：km)
湖東幹線	32.159	4	0.11	—	—	—
秋田南幹線	20.826	2	0.10	—	—	—
大曲幹線	33.025	2	0.07	—	—	—
大雄幹線	13.272	2	0.14	—	—	—
男鹿幹線	7.845	3	0.39	—	—	—
平鹿幹線	19.029	3	0.17	—	—	—
臨海幹線	46.680	3	0.06	—	—	—
由利本荘市（旧本荘市）	26.346	41	1.54	46.014*	183	3.98
男鹿市（旧男鹿市）	5.398	3	0.55	29.079	1	0.04
にかほ市**	16.039	61	3.83	3.624	2	0.62
合 計	220.619	124	0.56	78.717	187	2.37

(注) — : データなし

* : 人口より推定

** : にかほ市は、旧仁賀保町・金浦町を含む

都市ガスの被害想定

被害想定対象地区市町村のうち都市ガスが普及している市町村について、被害が多発するとともに供給支障への影響が大きいガスを対象とした。

被害の想定は、過去の被災事例や経験式をもとに、地盤・液状化補正係数、管種係数及び管径係数により計算し、市町村ごとに被害数・被害率を求めた。

(平成19年6月現在)

地震A 【天長地震モデル】						
区 分	中圧導管			低圧導管		
	延 長 A (km)	被害箇所数 B (箇所)	B/A (箇所 : km)	延 長 C (km)	被害箇所数 D (箇所)	D/C (箇所 : km)
秋田市 (東部ガス)	106,659	0	0	1,086,049	185	0.17
潟上市 (旧昭和町) 潟上市 (旧飯田川町:湖東ガス)	0	0	0.00	39,949	9	0.23
合 計	169,659	0	0	1,125,998	194	0.17

地震B 【能代地震モデル】						
区 分	中圧導管			低圧導管		
	延 長 A (km)	被害箇所数 B (箇所)	B/A (箇所 : km)	延 長 C (km)	被害箇所数 D (箇所)	D/C (箇所 : km)
能代市 (旧能代市)	30,146	3	0.10	66,535	36	0.54
男鹿市 (旧若美町)	26,836	0	0.00	66,021	10	0.15
大 潟 村	2,581	0	0.00	24,776	4	0.16
合 計	59,563	3	0.05	157,322	50	0.32

地震E 【想定秋田沖地震】						
区 分	中圧導管			低圧導管		
	延 長 A (km)	被害箇所数 B (箇所)	B/A (箇所 : km)	延 長 C (km)	被害箇所数 D (箇所)	D/C (箇所 : km)
由利本荘市 (旧本荘市)	4,887	0	0.00	192,716	196	1.02
男 鹿 市 (旧男鹿市)	99,033	1	0.01	219,785	37	0.17
に か ほ 市 (旧象潟町)	0.179	0	0	55,802	37	0.65
合 計	104,099	1	0.01	468,303	270	0.58

電力施設の被害想定

被害想定対象は、被害が多発するとともに機能支障への影響の大きい配電線とし、そのうち架空線が圧倒的多数を占めることから、架空配電線を対象とした。想定の手法は、過去の被害事例に基づく架空配電線支持物（電柱）の折損及び倒壊と架空配電線の断線を対象とした。

被害量は、架空配電線支持物及び架空配電線と地表加速度及び液状化危険度との関係から導かれる被害率に基づいて計算によって求めた。

また、火災の発生による架空配電線支持物及び配電線の焼損による被害を焼失面積率分によって求めた。

【架空配電線支持物の被害率】

単位（支持物：100基当たり）

電柱種		地表面加速度 (gal)		301～400	400以上	液状化地域
		150以下	151～300			
折 損	コンクリート柱	0	0	0.01	0.03	0.9
	木 柱	0	0	0.01	0.02	0.2
倒 壊	コンクリート柱	0	0	0.03	0.10	3.4
	木 柱	0	0	0.01	0.03	0.9

【架空配電線の被害率】

単位（条・スパン／架空配電線支持物100基）

電柱種		地表面加速度 (gal)		301～400	400以上	液状化地域
		150以下	151～300			
コンクリート柱		0	0.01	0.32	0.20	11.0
木 柱		0	0.002	0.05	0.18	2.6

【電力架空配電線の被害想定】

地震A 【天長地震モデル】							
市町村名		配 電 線					
		支持物数 (基)	架空線数 (条・スパン)	支持物被害 (基)		架空線被害 (条・スパン)	
				折損・倒壊	焼 損	断 線	溶 断
秋 田 市	旧秋 田 市	57,876	173,628	489	1,081	1,411	3,242
	旧雄 和 町	1,656	4,968	11	0	34	0
	旧河 辺 町	1,968	5,904	5	0	17	0
潟 上 市	旧天 王 町	3,599	10,797	0	0	1	0
	旧昭 和 町	1,707	5,121	0	0	3	0
	旧飯田川町	930	2,790	0	0	1	0
井 川 町		1,114	3,342	1	0	7	0
五 城 目 町		2,420	7,260	0	0	10	0
八 郎 潟 町		1,454	4,362	0	0	5	0
合 計		72,724	218,172	506	1,081	1,489	3,242

地震B 【能代地震モデル】						
市町村名	配電線					
	支持物数 (基)	架空線数 (条・スパン)	支持物被害(基)		架空線被害(条・スパン)	
			折損・倒壊	焼損	断線	溶断
能代市(旧能代市)	17,836	53,508	313	60	826	180
八峰町(旧峰浜村)	1,692	5,076	0	0	3	0
三種町(旧八竜町)	2,473	7,419	36	0	96	0
男鹿市(旧若美町)	1,405	4,215	0	0	3	0
大湯村	367	1,911	0	0	0	0
合計	24,043	72,129	349	60	928	180

地震C 【陸羽地震モデル】						
市町村名	配電線					
	支持物数 (基)	架空線数 (条・スパン)	支持物被害(基)		架空線被害(条・スパン)	
			折損・倒壊	焼損	断線	溶断
大仙市(旧大曲市)	13,954	41,862	12	353	105	1,060
横手市(旧横手市)	11,087	33,261	10	150	81	449
仙北市(旧角館町)	6,319	18,957	4	0	30	0
美郷町(旧六郷町)	2,389	7,167	0	0	4	0
大仙市(旧中仙町)	4,411	13,233	1	0	16	0
合計	38,160	114,480	27	503	236	1,509

地震D 【強首地震モデル】						
市町村名	配電線					
	支持物数 (基)	架空線数 (条・スパン)	支持物被害(基)		架空線被害(条・スパン)	
			折損・倒壊	焼損	断線	溶断
湯沢市(旧湯沢市)	9,568	28,704	24	18	96	56
横手市(旧十文字町)	4,184	12,552	2	0	19	0
大仙市(旧大曲市)	13,954	41,862	12	352	103	1,057
合計	27,706	83,118	38	370	218	1,113

地震E 【想定秋田沖地震】						
市町村名	配電線					
	支持物数 (基)	架空線数 (条・スパン)	支持物被害(基)		架空線被害(条・スパン)	
			折損・倒壊	焼損	断線	溶断
由利本荘市(旧本荘市)	14,312	42,936	136	2	358	7
男鹿市(旧男鹿市)	5,957	17,871	8	1	25	5
にかほ市(旧象潟町)	4,342	13,026	63	0	166	0
合計	24,611	73,833	207	3	549	12

通信施設の被害想定

被害想定対象は、被害が多発するとともに機能支障への影響の大きい市内系通信回線とし、そのうち架空ケーブルを対象とした。

想定の手法は、過去の被害事例に基づく架空ケーブル支持物（電話柱）の折損及び倒壊とした。

被害量は、架空ケーブル支持物と地表面加速度及び液状化危険度との関係から導かれる被害率に基づいて計算によって求めた。

また、火災の発生による架空ケーブル支持物の焼損による被害を焼失面積率分によって求めた。

想定地震	市町村名	市内系ケーブル				
		指示物数（基）	支持物被害（基）			
			折損・倒壊	焼 損		
地震 A	天長地震モデル	秋田市	旧秋田市	67,586	674	1,261
			旧雄和町	1,929	16	0
			旧河辺町	2,298	7	0
		潟上市	旧天王町	4,202	0	0
			旧昭和町	1,994	0	0
			旧飯田川町	1,086	0	0
		井川町	1,301	1	0	
		五城目町	2,827	1	0	
		八郎潟町	1,698	1	0	
		合 計	84,921	700	1,261	
地震 B	能代地震モデル	能代市(旧能代市)	15,450	320	52	
		八峰町(旧峰浜村)	1,465	0	0	
		三種町(旧八竜町)	2,145	36	0	
		男鹿市(旧若美町)	1,637	1	0	
		大潟村	744	0	0	
		合 計	21,441	357	52	
地震 C	陸羽地震モデル	大仙市(旧大曲市)	12,769	13	323	
		横手市(旧横手市)	12,619	13	170	
		仙北市(旧角館町)	5,381	4	0	
		美郷町(旧六郷町)	2,189	0	0	
		大仙市(旧中仙町)	3,762	1	0	
		合 計	36,720	31	493	
地震 D	強首地震モデル	湯沢市(旧湯沢市)	11,006	33	21	
		横手市(旧十文字町)	4,764	4	0	
		大仙市(旧大曲市)	12,769	13	322	
		合 計	28,539	50	343	
地震 E	想定秋田沖地震	由利本荘市(旧本荘市)	9,742	108	1	
		男鹿市(旧男鹿市)	6,957	12	2	
		にかほ市(旧象潟町)	2,955	50	0	
		合 計	19,654	170	3	

ライフラインの機能支障想定

阪神・淡路大震災における電気、水道、ガス、通信等のいわゆるライフラインの被害による供給停止や機能支障が震災後の市民の生活や復旧対策に大きな影響をもたらしたことが知られている。本県においても、1983年の日本海中部地震の後、水道やガスの復旧には2週間から1か月以上に及ぶ回復時間を要し、その間の市民生活は困難を強いられた。今後も、大規模地震災害に際しては、これらの機能支障が二次的な災害を招来するなど大きな影響が予想されることから、上水道、電気、ガス、通信等のいわゆるライフライン施設の機能支障の状況を想定した。

○ 上水道の供給支障及び復旧

物的被害と供給支障については、上水道の管路についての被害想定から、供給支障の回帰式により供給支障率を求め、さらに供給区域内の人口と供給支障率から地震直後の断水の影響を受ける人数を推定した。

また、管路施設復旧に要する時間と復旧人員については、管路をその復旧効率の違いにより「導・送水管」、「配水本枝管」、「給水管」に区分し、それぞれの復旧効率をもとに既存の復旧作業人員の5割を従事可能な人員とみなして、県内対応の場合と県外応援を期待する2ケースを想定した。

機能支障想定結果の概要は次のとおりである。

なお、復旧日数には、応急復旧のための立ち上げに必要な日数を含んでいないことに留意する必要がある。

【上水道施設の機能支障想定】

想定地震		被害の程度及び復旧必要日数
地震A	天長地震モデル	<p>最大被害の旧秋田市の場合では、断水人口が給水人口の30%の8万7,000人余りと推定され、県内復旧作業人員の対応では5割程度の回復が20日後、完全復旧には54日かかると予測された。</p> <p>また、県外応援体制のもとでも、完全復旧までには38日の日数が必要と推定されている。</p> <p>周辺市町村でも、潟上市飯田川の1日を除き県内対応の場合は最大49日、県外応援体制のもとでは、18日～28日程度必要と推定されている。</p>
地震B	能代地震モデル	<p>最大被害の旧能代市の場合では、給水人口の全部が断水人口で5万人余りと推定され、県内復旧作業人員の対応では6割程度の回復が30日後、完全復旧には72日程度必要と予測された。</p> <p>また、県外応援体制のもとでも、完全復旧までには44日の日数が必要と推定されている。</p> <p>八峰町峰浜及び三種町八竜は、県内対応の場合は2か月以上、県外応援体制のもとでは、20日～25日間を要するものと推定されている。</p> <p>男鹿市若美では1週間程度、大潟村では1か月半程度の日数が見込まれている。</p>
地震C	陸羽地震モデル	<p>旧大曲市では給水人口の100%が断水人口で3万9,000人余りと推定され、県内対応では、完全復旧までに52日を要する。</p> <p>県外応援体制のもとでも、1か月程度の日数を必要とされた。</p> <p>旧横手市も同様に給水人口の全部が断水人口で4万1,000人余りと推定され、県内対応では77日、県外応援体制でも40日かかると予測されている。</p> <p>仙北市角館、美郷町六郷、大仙市中仙でも、県内対応で44日～67日、県外応援体制のもとでも18日～33日必要と推定されている。</p>

地震D	強首地震モデル	旧湯沢市では、給水人口の全部が断水人口で2万7,000人余りと推定され、完全復旧までに県内対応では53日、県外応援体制では31日必要と予測されている。 横手市十文字も復旧期間に関してはほぼ同様となっている。
地震E	想定秋田沖地震	旧本荘市では、給水人口の全部が断水人口で4万4,000人余りと予測され、完全復旧までに県内対応では62日、県外応援体制では36日の日数を要するものとされた。 にかほ市象潟も完全復旧に至る必要日数は旧本荘市の場合とほぼ同様となっている。旧男鹿市の場合は約2週間となっている。

○ 下水道の支障と復旧

既往地震における被害箇所数と応急復旧及び復旧工事開始時期までにかかった日数の関係から、想定被害量に対する対応日数を求め、想定地震による下水道被害量との関係から応急措置にかかる日数及び復旧工事の開始時期を推定した。

機能支障想定結果の概要は次のとおりである。

なお、復旧日数には、応急復旧のための立ち上げに必要な日数を含んでいないことに留意する必要がある。

【下水道施設の機能支障想定】

想定地震		被害の程度及び復旧必要日数
地震A	天長地震モデル	旧秋田市では、応急措置に要する日数が5日と推定され、周辺地域は1日程度で措置されるものと予測されている。 本復旧開始時期は、旧秋田市が約2か月後、その他はおおむね半月後と推定されている。
地震B	能代地震モデル	応急措置については、旧能代市で2日程度その他の町村では1日程度と見込まれている。 本復旧開始時期については、旧能代市が1か月後、周辺地域は半月後と推定されている。
地震C	陸羽地震モデル	応急措置については、旧横手市で3日程度、旧大曲市及びその他の町村では1日程度と見込まれている。 本復旧開始時期については、旧横手市が1か月半後、他の市町村は半月後と推定されている。
地震D	強首地震モデル	応急措置については、対象のすべての地域で1日程度、本復旧開始時期については、概ね半月後と推定されている。
地震E	想定秋田沖地震	応急措置必要日数は旧本荘市が2日程度、他は1日程度、また、本復旧開始時期については、旧本荘市が約1か月後、その他は約半月後と推定されている。

○ 都市ガスの供給支障及び復旧

都市ガスの機能支障想定の対象となった想定地震は、地震A、地震B及び地震Eの3つである。

対象地域は、いずれも都市ガスが普及している沿岸の市町村に限定されており、内陸部ではプロパンガスが主流となっている。

都市ガスの供給停止については、資源エネルギー庁の「ガス地震対策検討会」の基準に基づき、地震による振動が建物に与える影響を表すSI値が60カイン以上を記録した場合に、第1次緊急停止するものとされている（※）。これに従い、各想定地震のSI値を求め、供給停止になる市町村の需要家は供給支障となるものと判断した。

また、復旧日数については、日本ガス協会の「地震時ガス導管復旧作業の手引き」による復旧期間の算定方式及び「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」の復旧要員の推定をもとに想定した。

なお、復旧経過は過去の地震における復旧状況のデータをもとに復旧当初は効率が高く後半に至って効率が悪くなる場所に配慮して、平均的な復旧経過率（前半と後半に分ける。）を求め、これをもとに需要家の供給停止と復旧日数の関係を推定した。

機能支障想定結果の概要は次のとおりである。

復旧日数には、応急復旧のための立ち上げに必要な日数を含んでいないことに留意する必要がある。

※ 緊急停止措置に関する補足

平成16年の新潟県中越地震を契機に経済産業省原子力安全・保安院に私的懇談会として設置された「新潟県中越地震ガス地震対策調査検討会」によって取りまとめられた報告書に基づき、現行の供給停止判断に関する基本的な考え方は堅持しつつも、状況に応じたきめ細かな判断を行う等の新たな考え方が提言された。これを受けて、60カイン以上のSI値を記録した地震においても、「二次災害を引き起こすおそれ小さいと考えられる次のようなケースについては、速やかに第1次緊急停止判断から次項の第2次緊急停止判断へ移行することがある。

- ① 60カインを少し上回るSI値を記録したブロック内全般について、道路、建築物等の被害が軽微であることを直ちに確認した場合
- ② 耐震性の低い低圧ガス導管の比率が極めて低いブロックにおいて、60カインを上回るSI値を記録したが、道路、建築物等の被害が軽微であることが直ちに確認された場合

第1次緊急停止	大規模な地震が発生した直後に、二次災害の防止を最優先として、直ちにガスの供給を停止する措置。
第2次緊急停止	地震発生後の巡回点検等によって得られた情報により、被害状況に応じて判断してガスの供給を停止する措置

【都市ガス施設の機能支障想定】

想定地震		被害の程度及び復旧必要日数
地震A	天長地震モデル	秋田市、潟上市昭和及び飯田川のいずれも供給停止となる。 秋田市では完全復旧までには20日を要するものと推定されている。 また、潟上市（旧昭和町・飯田川町）については14日が必要と推定されている。
地震B	能代地震モデル	旧能代市は、全面供給停止になると予想された。 男鹿市若美及び大潟村は、第一次緊急停止は見込まれなかった。 ただし、導管の損傷等によりガス漏れ等の危険な状況が発生した場合は、供給停止が行われることに留意する必要がある。 ここでは、供給停止された旧能代市の場合について、完全復旧に至る日数は14日と推定されている。
地震E	想定秋田沖地震	旧本荘市及びにかほ市象潟が供給停止となると予想された。 旧男鹿市は、第一次緊急停止は見込まれなかった。 ただし、導管の損傷等によりガス漏れ等の危険な状況が発生した場合は、供給停止措置がとられることに留意する必要がある。 供給停止された旧本荘市の場合は、完全復旧に至るまで10日を要するものと推定されている。また、にかほ市象潟については、14日を要するものと推定されている。

○ 電力の供給停止と復旧

電力の配電系に着目した神奈川県の配電ツリーモデルにより物的被害と機能支障率の回帰式により電力の機能支障を推定し、東北電力の供給戸数データをもとに各市町村の供給戸数を推定し、各市町村の復旧対象被害数と投入可能な復旧人員から復旧日数を求めた。

復旧効率は、「電柱」、「電線」、「変圧器」ごとに神奈川県の設定に準じたものを用いた。

また、可能な復旧作業人員は県内の従業者の約5割を対象とした。さらに、2日目以降は2倍の作業員になると想定して計算した。

機能支障想定結果の概要は次のとおりである。

なお、復旧日数には、応急復旧のための立ち上げに必要な日数を含んでいないことに留意する必要がある。

【電力施設の機能支障想定】

想定地震		被害の程度及び復旧必要日数
地震A	天長地震モデル	<p>最大被害の旧秋田市における停電戸数は約4万2,000戸余り、影響人口は8万4,000人余りと推定される。</p> <p>復旧日数は約2日と見積もられる。</p> <p>周辺町村でも数百人から1,500人までの影響が出ると推定され、おおむね0.2～0.8日程度で復旧する見込みとなっている。</p>
地震B	能代地震モデル	<p>最大被害の旧能代市における停電戸数は約7,200戸余り、影響人口1万3,000人余りと推定され、復旧日数は約3～4日と見積もられる。</p> <p>旧八森町についてもおおむね3～4日かかると見込まれている。</p> <p>大潟村では被害が想定されなかった。</p> <p>その他の町村では数百人から1,700人までの影響が出ると推定され、おおむね0.2日程度で復旧する見込みとなっている。</p>
地震C	陸羽地震モデル	<p>旧大曲市及び旧横手市での影響が大きく、旧大曲市で停電戸数5,500戸余り、影響人口1万1,000人余りとなっており、復旧日数はおおむね2日程度を要する。</p> <p>旧横手市においては停電戸数4,800戸余り、影響人口9,500人を数え、復旧には1日半程度かかるものと予想された。</p> <p>仙北市角館、美郷町六郷、大仙市中仙にも200～700人程度の影響が出るとされ、復旧にはおおむね半日程度かかるものと推定された。</p>
地震D	強首地震モデル	<p>旧大曲市での影響及び復旧に要する時間は、地震Cの場合とほぼ同様である。</p> <p>旧湯沢市では、停電戸数は2,700戸余り、影響人口は5,600人余りと予想されており、復旧には1日以上かかる見込みとなっている。</p> <p>横手市十文字では半日程度で復旧できる見込みとなっている。</p>
地震E	想定秋田沖地震	<p>旧本荘市では、停電戸数4,100戸、影響人口8,200人余り、復旧日数はおおむね2～3日程度と予測されている。</p> <p>にかほ市象潟は3,400人余りに影響が出ると予想され、復旧には3～4日程度かかると予測されている。旧男鹿市は2,900人余りに影響が出ると予測され、復旧には半日程度かかるものと予想された。</p>

○ 電話の機能停止及び復旧

電話市内設備を神奈川県の一ツリーモデル化により物的被害と機能支障率の回帰式により電話通信機能支障を推定し、NTTのブロックごとの電話回線数データを基に各市町村の電話通信回線数を推定し、各市町村の復旧対象被害数と投入可能な復旧人員から復旧日数を求めた。復旧効率率は、「支持物(電話柱)」、「架空線(電話線)」ごとに神奈川県の設定に準じたものを用いた。

また、可能な復旧作業人員は県内の従業者の4分の1を対象とした。

機能支障想定結果の概要は次のとおりである。

なお、復旧日数には、応急復旧のための立ち上げに必要な日数を含んでいないことに留意する必要がある。また、輻輳による支障は考慮されていないので注意が必要である。

【電話施設の機能支障想定】

想定地震		被害の程度及び復旧必要日数
地震A	天長地震モデル	<p>旧秋田市では、機能支障回線数が4万8,000回線で、復旧には5日程度かかるものと予測された。</p> <p>秋田市雄和では295回線で4日程度、秋田市河辺では135回線で3日程度、また、井川町、五城目町、八郎潟町ではそれぞれ20回線前後の支障が予想され、復旧には2日程度かかるものと推定されている。</p> <p>潟上市での想定被害はなかった。</p>
地震B	能代地震モデル	<p>旧能代市では機能支障回線数が6,300回線で、復旧には9日程度かかるものと予測された。</p> <p>三種町八竜では470回線で9日程度、男鹿市若美では20回線で2日程度かかるものと推定されている。</p> <p>八峰町峰浜及び大潟村での想定被害はなかった。</p>
地震C	陸羽地震モデル	<p>旧大曲市では機能支障回線数が4,700回線で、復旧には4日程度かかるものと予測された。</p> <p>旧横手市では2,600回線で3日程度、仙北市角館では50回線で2日程度かかるものと推定されている。</p> <p>また、大仙市中仙でも12回線で2日程度かかるものと予想された。</p> <p>なお、美郷町六郷では想定被害はなかった。</p>
地震D	強首地震モデル	<p>旧大曲市では機能支障回線数が4,700回線で、復旧には4日程度かかるものと予測された。</p> <p>旧湯沢市では760回線で3日程度、横手市十文字では50回線で2日程度かかるものと推定されている。</p>
地震E	想定秋田沖地震	<p>旧本荘市では機能支障回線数が2,300回線で、復旧には7日程度かかるものと予測された。</p> <p>にかほ市象潟では970回線で5日程度、旧男鹿市では300回線で2日程度かかるものと推定されている。</p>

想定地震		地震 A 天長地震モデル	地震 B 能代地震モデル	地震 C 陸羽地震モデル	地震 D 強首地震モデル	地震 E 想定秋田沖地震
建物倒壊数		13,500	2,400	9,000	20,000	2,200
死者	人	1,200	80	700	600	50
重傷者	人	1,000	150	600	560	160
長期避難者	人	94,000	14,400	73,500	68,000	13,300
焼失	棟数	2,600	50	800	550	6
道路施設	箇所	147	101	142	132	188
鉄道施設	箇所	111	67	89	77	124
上水道被害支障人口		140,000	65,000	113,000	82,000	58,000
ガス被害支障件数		96,000	10,000	-	-	12,000
下水道被害	箇所	740	275	400	30	300
停電	戸数	45,000	8,300	24,000	18,000	7,000
電話不通	回線	48,000	6,800	7,400	5,500	3,500
津波被害		なし	なし	なし	なし	あり

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づき、知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、防災対策に資する施設の整備を推進している。

計画の策定は以下のとおり。

- 第1次地震防災緊急事業五箇年計画 平成8年度～12年度
- 第2次地震防災緊急事業五箇年計画 平成13年度～17年度
- 第3次地震防災緊急事業五箇年計画 平成18年度～22年度

第1 対象地区

過去の被害地震、並びに活断層の分布などの本県における地震災害環境を勘案の上、対象地域は地震防災対策特別措置法第2条第1項の規定に基づき県全域とする。

第2 第3次五箇年計画の対象施設等

1	避難地	県及び市町村は、地震災害時における避難者の一時的な安全を確保するため、避難地の整備を推進する。
2	避難路	県及び市町村は、地震災害時における避難者の避難ルート of 安全を確保するため、避難路の整備を推進する。
3	消防用施設	県、市町村、消防事務組合は、地震災害時における地震火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るため防火水槽等の消防水利、消防ポンプ自動車や救助工作車等の消防車両、その他消防用施設の整備を推進する。
5	緊急輸送道路等	県及び市町村は、地震災害時における救急救助、消火、負傷者の搬送、避難及び収容、救援物資の搬送、情報の収集伝達その他の応急対策が円滑に行えるよう、緊急通行車両、船舶の活動を確保するため道路、交通管制施設、港湾施設の整備を推進する。
	・緊急輸送道路 ・緊急輸送交通管制施設 ・緊急輸送港湾施設	
6	共同溝等	国、県、市町村は、地震災害時における都市のライフラインの確保を図るため、共同電線溝の整備を推進する。
9	公立小中学校	市町村は、地震災害時の児童・生徒の安全を確保し、また、避難収容施設ともなる小中学校の耐震構造化を推進する。
	・校舎 ・屋内運動場 ・寄宿舎	
10	公立特別支援学校	県は、地震災害時に障害を持つ児童・生徒の安全を確保するため、公立盲学校等の耐震構造化を推進する。
11	公的営造物	県、市町村は、前2号に掲げる施設等のほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物の耐震補強を推進する。
12	海岸・河川	県、市町村は、地震により生ずる津波から住民の生命・身体・財産を保護するため、海岸保全施設の整備を推進する。
	・海岸保全施設	

13	砂防設備等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防設備 ・保安施設 ・地すべり防止施設 ・急傾斜地崩壊防止施設 ・ため池 	<p>県は、地震災害時における土砂災害等を防止するため、砂防施設、ため池等の整備を推進する。</p>
15	防災行政無線	<p>市町村は、地震災害時における情報の収集・伝達手段として、防災行政無線の整備を推進する。</p>
16	水・自家発電設備等	<p>市町村は、地震災害時において、地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要な施設、設備の整備を推進する。</p>
17	備蓄倉庫	<p>市町村は、地震災害時に被災者の生活の安定を確保するため、生活関連物資等の備蓄倉庫の整備を推進する。</p>
19	老朽住宅密集対策	<p>市町村は、地震災害時において、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備や建築物の耐震・不燃化の推進を図る。</p>

※ 表中の数字は、地震防災対策特別措置法第3条の号。本県の計画において計上されている事業項目について記載。

第4節 積雪期の地震

第1 冬の気候

本県の冬の気候の特徴は、シベリアの寒冷高気圧から吹き出す乾燥した北西風が、温暖な日本海で雪雲を発達させ、これが奥羽山脈にぶつかり内陸地方を中心に大雪を降らせる。

積雪期間は、沿岸では概ね12月中旬から3月中旬ころ、また内陸では概ね11月下旬から3月下旬ころまでである。

豪雪の到来周期は、統計上11年とも言われているが、本県では昭和39年(38豪雪)、昭和49年、昭和59年及び平成18年(平成18年豪雪)に見舞われている。このうち、38豪雪では内陸の山沿いで4mを超える記録的な積雪を観測した。

第2 積雪期の地震災害記録

積雪期に発生した地震の災害記録は以下のとおり。

秋田城の地震 (天長地震)	発生年月日	天長7年2月3日(830年)
	震源の位置	北緯39.8度、東経140.1度(秋田市追分西方)
	地震の規模	M7.0~7.5(理科年表)
	被害状況	1 人的被害…死者15人、傷者100余人 2 建物被害…秋田城の城郭・角舎・四天王寺等倒壊
強首地震	発生年月日	大正3年3月15日(1914年)
	震源の位置	北緯39.5度、東経140.4度(大仙市西仙北大沢郷付近)
	地震の規模	M7.1(最大震度6)(理科年表)
	被害状況	1 人的被害…死者94人、傷者324人 2 建物被害…全壊640戸、半壊575戸、一部損壊4,232戸 3 火災…住家3戸(強首2、淀川1)

第3 積雪・凍結による地震被害の拡大要因

人的・家屋被害	屋根に多く積雪がある場合、地震動により激しく揺すぶられた家屋は、地震動と積雪荷重が相乗し全壊又は半壊が想定される。 家屋の倒壊又は損壊による死者や負傷者の発生が想定される。 さらに、雪崩による道路の寸断や積雪などで救助隊の遅れが想定され、これが凍死者や凍傷者の増加につながる。
火災	家屋の倒壊や損壊により、暖房用備蓄燃料タンク本体や給油配管が破損し、灯油などの漏洩や暖房器具の転倒・損傷による火災が多く発生する。 積雪や雪崩による消防車の通行障害、消防施設の被災・凍結などにより、迅速な消火活動が困難となり延焼面積が増加する。
雪崩・孤立地区(集落)の発生	雪崩による道路の寸断や通信回線の途絶により孤立地区(集落)が発生する。 特に、地震発生時の積雪深、気温、天気、時間帯などの条件により、発生する雪崩の種別(表層雪崩、又は全層雪崩)により被害の規模が大きく左右される。
情報収集活動	天候、降雪量、積雪深、並びに二次災害への安全対策などにより、被害情報収集活動への支障が想定される。
緊急輸送活動	雪崩や積雪による除排雪作業の遅れ、スリップ事故、地吹雪などによる交通障害が発生し、緊急輸送活動への支障が想定される。

第5節 地震・津波観測体制

第1 地震観測

日本及びその周辺は、世界でも地震活動の非常に活発な地域として知られている。

平成5年度末に、気象庁は全国約150箇所高性能の地震計を設置し「津波地震早期検知網」を構築した。更に近年観測点の追加整備と「検知網」の配置見直しを行い、現在、全国約240箇所の地震観測データをリアルタイムで収集し、24時間体制で地震活動を監視している。

これらの観測データを用いて、地震動警報・予報、津波警報・注意報・予報や地震・津波情報を即時に発表するとともに、観測成果は地震活動の研究に有効に活用されている。

第2 津波観測

日本海中部地震（1983年）や北海道南西沖地震（1993年）では大きな津波災害が発生し、気象庁では、これらの津波被害を契機に津波観測網の整備を進め、従来から全国66箇所で行っていた検潮所での津波観測体制を強化し、平成7年度に超音波式の津波観測施設（10箇所）、南鳥島に遠地津波観測施設を整備したほか、国土交通省港湾局、海上保安庁、国土地理院、自治体等で整備した観測データをリアルタイムで収集し、現在では合計183箇所の観測データを津波情報に活用している。

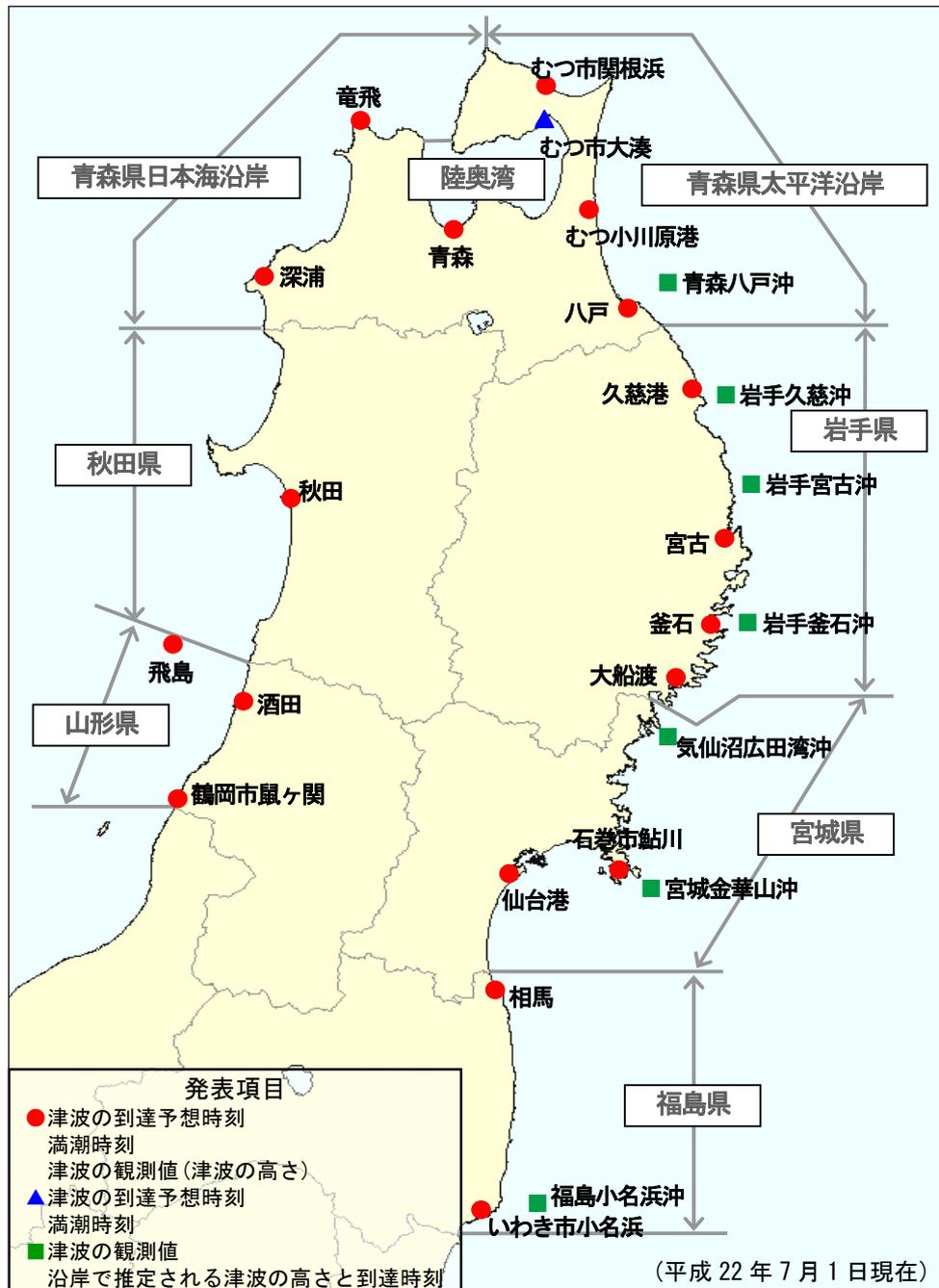
また、水圧式の巨大津波観測施設78箇所を整備し、高さ約20mまでの津波の観測が可能となっている。

東北地方整備局では、平成18年度から東北地方周辺海域に沖合での波浪観測に加え、津波監視も可能なGPS波浪計の設置を始めており、平成22年度に秋田県沖に設置した。

なお、津波観測とともに即時浸水予測システムの整備も検討している。

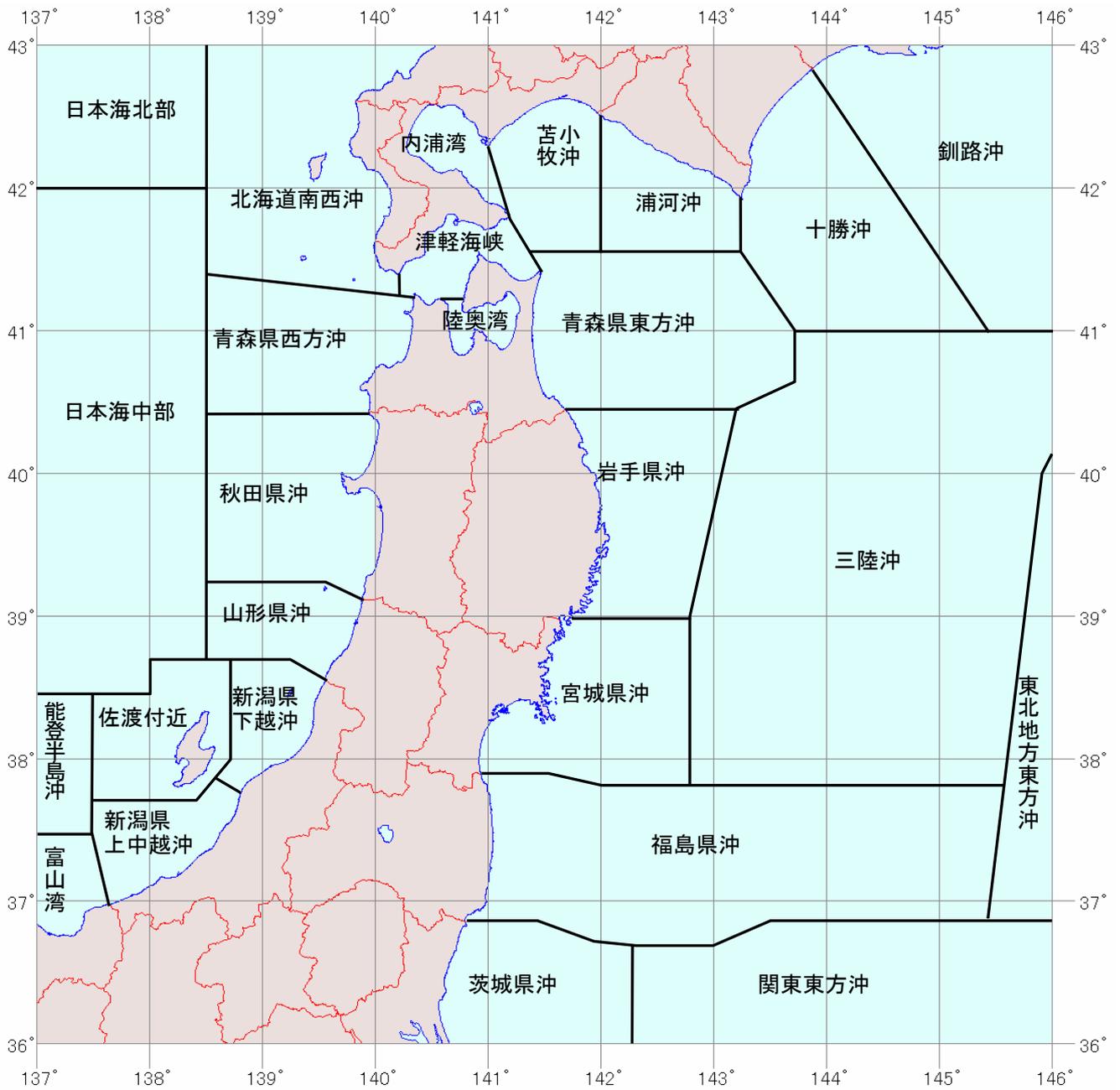
【図-21 津波予報区】

東北地方の津波予報区および津波情報に用いる地点



津波予報区名称		区 域
秋 田 県		秋田県
青森県	日本海沿岸	青森県(大間崎北端以東の太平洋沿岸及び東津軽郡外ヶ浜町平館からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸を除く。)
	太平洋沿岸	青森県(大間崎北端以東の太平洋沿岸に限る。)
	陸奥湾	青森県(東津軽郡外ヶ浜町平館からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸に限る。)
山 形 県		山形県
岩 手 県		岩手県
宮 城 県		宮城県
福 島 県		福島県

【図-22 各種情報に用いられる震央地名(東北地方とその周辺)1996.10】



第3 観測体制

1 秋田地方気象台

県内に設置している地震計は、津波地震早期検知網として、男鹿市、大館市、美郷町、秋田市雄和の4箇所に、また震度計を単独に秋田市、能代市、由利本荘市、湯沢市、北秋田市、五城目町、横手市雄物川町、仙北市の8箇所に設置し観測している。このうち、能代市、秋田市、由利本荘市、湯沢市の震度計は、有線回線が震災により途絶した場合でも運輸多目的衛星を利用してデータを送ることが可能である。

また、気象庁が設置した震度計により観測された震度データのほか、秋田県震度情報ネットワークシステムで観測した県内62箇所の震度データ及び独立行政法人防災科学技術研究所の強震観測施設15地点の震度データについても地震情報の発表に供するなど活用している。

津波については、東北地方整備局秋田港湾事務所の観測データは、気象庁に送信され常時監視している。

また、検潮装置に隣接する岸壁部に設置した巨大津波観測計により高さ約20mまでの津波について観測。観測データは気象庁本庁へ伝送されている。

2 東北大学地震予知・噴火予知観測センター

秋田県内においては、GPSによる地殻変動観測、伸縮計・傾斜計による地殻変動観測体積歪計による地殻変動観測、地磁気観測などの地震観測が16箇所、潮位観測4箇所及び火山性地震観測3箇所の観測体制となっており、仙台市の同センターで集中記録されている。

3 国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所

強震計（最小5gal～2,000gal）が設置され、観測結果はメモリーカードに記録し、独立行政法人港湾空港技術研究所に送られ、電算処理される。そして港湾構造物の設計等に活用している。

また、潮位に対しては潮位観測施設（縮率1/10、観測範囲+1.5m～-1.0m）が設置され、観測データは気象庁本庁にテレメーター方式によって送られ、異常潮位等の災害予防にも活用されている。

第6節 地震・津波の知識

第1 震度(揺れの大きさ)

地震動による揺れの大きさの程度を表わす尺度が震度です。

日本では震度0～震度7まで、ただし震度5と震度6は、「強」と「弱」に分けられており10段階で表されます。また、標示される数値に単位はありません。

震度0は地震計にだけ記録されるもので、人体には感じない程度の揺れです。

以前、気象庁では気象庁職員の体感と周囲の状況で震度を決めていましたが、平成8年からは計測震度計を導入し震度を自動計測しています。計測震度計は各市町村役場に設置され、これにより観測地点は飛躍的に増加し、きめ細かい震度分布を提供することができるようになりました。

震度はある場所での揺れの程度を示すもので、一つの地震でも観測場所の位置(震源からの距離)、地盤の性質などにより震度が異なります。例えば、大きな地震でも震源から離れるほど揺れは小さくなり、また小さな地震でも震源が近ければ揺れが大きくなります。

震度1以上の地震を観測したときは、震度と観測した場所の地名が付され、気象台から地震情報として発表されます。震度による揺れの程度・周囲の状況等については、気象庁の「震度階級関連解説表」に記載されています。

第2 地震の規模:M(マグニチュード)と地震のエネルギー

地震そのものの大きさを表わす尺度として考え出されたのがマグニチュードです。

気象庁では「地震の規模」として公表し、「M」で表されます。単位はありません。

マグニチュードの値が大きな地震ほど、大きなエネルギーが放出されますが、放出されるエネルギーは、地形変動、津波、熱などに変換されるため、正確な地震エネルギー値を求めることは非常に難しいとされています。

さらに、マグニチュードも厳密な数値ではなく、このことから、マグニチュードとエネルギーの関係も、おおよその関係であると考えられます。

マグニチュードは、値が1つ大きくなると地震のエネルギーは約30倍、つまりマグニチュードが2大きくなると地震のエネルギーは約1,000倍(約30倍×30倍)、3大きくなると約3万倍(約30倍×30倍×30倍)という関係にあり、従って、M8の地震エネルギーは、M5の地震エネルギーの約3万倍となります。

このことから、仮にM8の地震エネルギーを、M5の地震を1日に1回起こして解消しようとする、M5の人工地震を3万回、つまり82年も連続して起こすこととなり現実的でないことが分かります。

よって地震のエネルギーは、マグニチュードが1大きくなると、地震の数は10分の1に減っても、1つの地震のエネルギーは30倍になるので、これを合わせて考えると、マグニチュードが1大きな地震により、3倍程度のエネルギーが解放されていることとなります。

これらのことから、蓄積されている地殻のエネルギー(応力)は、大地震によって放出されていると考えてよいこととなります。

目安として、

- ・大地震:M7以上
- ・巨大地震:M8以上

【参考】

- | | | |
|-------------------|----|------|
| ・関東大震災(大正12年) | …… | M7.9 |
| ・日本海中部地震(昭和58年) | …… | M7.7 |
| ・阪神・淡路大震災(平成7年) | …… | M7.3 |
| ・岩手・宮城内陸地震(平成20年) | …… | M7.2 |

第3 マグニチュードと地震の発生数

地震の統計から、マグニチュードが大きな地震ほど発生頻度は少なくなります。

目安として、マグニチュードが1大きくなると、地震の発生数は約10分の1になります。つまり、M5の地震が1,000回起こる間に、M6の地震は100回、M7の地震は10回、M8の地震は1回起こる計算になります。

これを逆から見れば、M5の地震が1万回起こる間にM9（日本での観測記録はない。）の地震が1回、M5の地震が10万回起こる間にM10（現実には起こりえない。）の地震が1回ということになります。

観測史上最大のマグニチュードはチリ地震の9.5程度といわれており、日本においてこのような超巨大地震の発生はないと考えられています。

第4 地震波

◎ P波、S波、表面波

地震が起きると、震源からP波（たて波：初期微動）とS波（横波：主要動）の2つの地震波が発生します。P波は、地殻の浅いところでは毎秒約6kmの速度で、またS波は毎秒約3.5kmの速度で伝わります。

P波とS波では伝わる速さが違うため、まず小さな揺れ（P波）を感じ、しばらくして大きな揺れ（S波）が始まります。震源から遠くなるほどこの間隔が長くなります。さらに、震源が浅い地震では、地表面を伝わる表面波と呼ばれる、大きな揺れがS波の後にやってきます。

なお、このP波とS波の伝わる速さの違いを利用して、気象庁は緊急地震速報を発表しています。

第5 内陸地震（地殻内地震）

主に内陸の浅いところ（地殻内）で発生する地震であり、震源の深さは殆ど20kmより浅く、震源の真上では、地震波（P波：初期微動、S波：主要動）がほぼ同時に到達するため、地震動若しくは何らかの爆発・事故かの認識が難しく、代表例として阪神淡路大震災での体験が報告されています。

この地震は、震源が近く、かつ浅いため、小さい規模の地震でも大きい被害が発生します。

発生間隔は、活断層により約千年から1万数千年とバラツキが大きく、また地震の規模は海溝型地震よりM1程度小さく、最大で約M7.7程度とされています。

なお、県内の活断層に関する活動性などについては、本章第1節第3を参照のこと。

第6 海溝型地震と津波

海底のプレート境界や海底の活断層で発生する地震で、M7程度から津波を伴います。

発生間隔は活断層より短く、地震の規模もM8を超える巨大地震が発生します。

津波は、水深の深い外洋では波高はあまり高くありませんが、沿岸部に近づくと、波高が高くなり沿岸部に被害をもたらします。

津波の第1波は、引き潮から始まる引き波と、押し寄せから始まる押し波があります。また、小さな引き潮の後に大きな津波が押し寄せるなど一様でなく、津波は第1波よりも2波、3波目が大きいこともあります。

特に、沿岸部では外洋と比較し、水深が浅く又海底地形等の影響により、次のような現象が発生することがあります。

◎ 浅水効果

外洋での津波の波長（波の山と山あるいは谷と谷の距離）は数10kmにもなり、速度は水深が深いほど速く浅いほど遅くなります。津波が水深の浅い沿岸に近づくと、波の先端ほど水深が浅く水深の浅い津波の先端部が減速するため、津波の前面に後方部が乗り上げるような形となって波高が高くなります。

◎ 集中効果

津波がV字型の湾内に入り込んだ場合、湾の両側から波が圧縮されるような現象が生じ、波高が高くなります。特に、狭い湾の奥になるほど波高が高くなります。

◎ 共鳴効果

津波の波長が湾の大きさの4倍程度である場合は、湾の奥における波高が次々と高くなる現象が生じます。このように、津波が湾の大きさに共鳴し波高が次々と高くなる現象を共鳴効果といいます。

◎ その他の効果

海底地形によって進路が屈折する現象などが加わります。

海岸から沖合いに向かって等深線が張り出すような海底地形を呈する箇所では津波の進路が屈折することにより集中する現象が生じます。これをレンズ効果といいます。

以上のような効果が重なり、時には、「屏風を立てたような」、又は「海の壁」と表現されるような津波が来襲することがあります。

【津波の速度】

水 深	速 度	備 考
水深 4,000m の外洋	秒速 … 約 200m 時速 … 約 700km	ジェット旅客機の巡航速度と同程度
水深 100m の沖合	秒速 … 約 30m 時速 … 約 110km	高速道路を走る車より少し速い程度
海岸部の浅瀬	秒速 … 約 10m 時速 … 約 36km	津波が目前に迫ってくると逃げるのは困難

※ 県内に影響を及ぼすとされる海溝型地震 … 本章第2節第6を参照のこと。

第7 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月）

震度は、地震による揺れの強さを総合的に表す指標で、防災対応の基準として利用されている。

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測されたときに、その周辺で、どのような現象や被害が発生するかの目安を示す資料である。

【使用にあたっての留意事項】

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものが記述されており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成されたものである。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞が用いられている。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない					
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。					
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。				
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。			
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱の揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形により、ドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破損するものがある。	
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある(※)。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある(※)。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

第7節 地震・津波等に関する調査研究

1 地震・津波に関する調査研究

県は、国及び研究機関が県域で実施する次の地震・津波に関する調査研究に協力する。

- (1) 日本海東縁部において発生が予測されている地震・津波に関するもの
- (2) 県内に所在する活断層で発生が予測されている地震に関するもの
- (3) 県内各市町村における地下構造調査の実施及び地震動の伝搬に関するもの
- (4) その他

2 地震被害想定調査

県域で発生が予測されている内陸直下型地震（活断層）、並びに海溝型地震（秋田県沖）による地震被害想定調査を実施し、この調査報告書を減災目標設定のための基礎資料とする。

地震被害想定調査の見直しは、人口・社会環境の変化、地震・津波に関する調査研究の成果や新たな知見等を踏まえ、迅速に実施しなければならない。（本章第2節を参照）

また、地震被害想定調査結果は、県及び市町村の地震防災対策の基礎データとして活用するとともに、県及び市町村地域防災計画に反映するものである。

3 災害危険度判定調査

県及び市町村は、地震被害想定調査を基に、市街地の地震危険度判定調査の実施に努め、この結果を公表するとともに、これを都市計画策定等に関する基礎資料として活用する。

第2章 災害予防計画

第1節 災害情報の収集・伝達計画

実施機関	各機関
------	-----

第1 計画の方針

地震災害発生時における被害状況の迅速かつ的確な収集・把握は、災害対策本部要員の動員、災害救助法の適用、自衛隊等関係機関への応援要請、救援物資、流通備蓄を活用した水・食料、生活必需物資、救助用資機材の調達など、あらゆる応急対策を実施するうえで基本となるものであり、県及び市町村を始めとする防災関係機関は、所掌業務に関する的確な被害情報を、県・市町村災害対策本部、並びに関係機関災害対策本部等へ報告する。

また、住民への情報伝達については、簡潔で「わかり易い」表現とし、特に、災害時要援護者への配慮に重点を置くことが必要であり、このため、平時から計画的な訓練の実施と検証を積み重ねる。

さらに、緊急地震速報の伝達については、職員への確実な連絡体制と通信手段の整備に努めるほか、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなどにより、組織体制や個々の役割についても計画的に検証し、これらの結果を踏まえた見直しや検討を行う。

秋田地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

第2 緊急地震速報の種類と発表基準

1 緊急地震速報の発表

緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く発表する。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

また、テレビ、ラジオを通じて住民に周知し地震動による被害の軽減を図る。

2 緊急地震速報の区分と発表内容

気象庁における発表に当たっては「緊急地震速報」の名称を用いることとし、警報と予報の区分及び発表内容については次のとおりとする。

区 分	名 称	発 表 内 容
地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はM3.5以上等と推定されたときに発表する。

3 緊急地震速報及び震度速報で用いる地域

秋田県沿岸北部、秋田県沿岸南部、秋田県内陸北部、秋田県内陸南部

4 一般向け緊急地震速報の発表条件・内容

(1) 緊急地震速報を発表する条件

- 地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合

(2) 緊急地震速報の内容

- 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名
- 強い揺れ（震度5弱以上）が推定される地域及び震度4が推定される地域名（全国を約200地域に分割）。具体的な推定震度と猶予時間は発表しない。

第2節 津波災害予防計画

実施機関	県警察本部、市町村、消防機関、関係機関 県（総務部・農林水産部・建設交通部）
-------------	---

第1 計画の方針

県及び沿岸市町等は、津波災害予防のため海岸保全事業の施工により海岸保全施設等の維持、整備促進を図るほか、津波警報等及び避難情報の伝達体制、津波監視体制の整備、津波に対する防災訓練の実施や津波避難計画などを策定し津波予防対策を図る。

第2 津波避難ビルの指定・整備

沿岸市町は、想定される津波から避難地の確保が困難な地域、又は地震発生から津波到達までの時間的余裕がない地域において、公共機関又は民間が保有する堅固な中・高層建物を、一時的な津波避難施設（津波避難ビル）としての利用を進める必要がある。

このため、沿岸市町は地域防災計画に既存建築物を「津波避難ビル」に指定するとともに、併せて「津波避難ビル」を兼ねた公共施設の整備などの検討を進める。

第3 津波ハザードマップの作成・活用

想定される津波の高さ、浸水範囲・深さなどを地図上に表した「津波ハザードマップ」の早期作成が重要である。

津波ハザードマップの作成要件は、住民の視線から捉えた表現・レイアウト・色彩等とし、「日常生活の中で役に立つ」かつ「わかり易く・興味が持てる」ことが極めて重要である。

また、作成後においては、計画的な住民説明会の開催、さらには小・中学校などにおける防災教育用教材など活用範囲の拡大を図り、住民に対し、津波災害に関する十分な知識の普及を行う。

第4 津波に関する知識の普及・啓発

沿岸市町長は住民に対し、研修会及び地域コミュニティー活動などの機会を通じ、津波に関する知識の普及・啓発を図る。

津波に関する知識	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度4を超えるような揺れを感じたとき、またはゆっくりとした揺れを比較的長く感じたときは、気象台からの情報を待たず、直ちに海岸から離れた高所に避難する。 2 気象台から津波注意報、津波警報が発表されたとき、住民や観光客等は、直ちに海岸から離れた安全な高所に避難する。 船舶は直ちに港外へ退避する。港外に避難できない小型船は高所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。 3 津波到達予定時刻及び津波の高さなどの情報を、市町村防災行政無線、ラジオ、テレビ、無線及びインターネットなどにより収集する。 4 津波は繰り返し襲ってくるので、津波注意報、津波警報が解除されるまで海岸に近づかない。
----------	---

第5 津波情報の収集・伝達

- 1 沿岸市町は、沿岸地域住民、海水浴客・マリンスポーツ客などに対する津波情報の伝達手段として、市町村防災行政無線やサイレンなどの防災情報通信システムの整備を図る。
なお、これらのシステムによる情報の伝達は、一般住民、災害時要援護者、観光客などが容易に理解できるよう正確で簡潔、かつ明朗な表現としなければならない。
- 2 沿岸市町長は、気象台から津波注意報、津波警報並びに津波到達時刻に関する情報などが発表されたときは、直ちに住民等に対し避難情報を市町村防災行政無線等により伝達しなければならない。
- 3 地震発生後において、消防職員、警察官等が海面監視により潮位変化を認めたときは、直ちに関係市町長と住民に伝達し、市町長はこれを受けて避難情報などを迅速に通知しなければならない。

第6 避難対策

- 1 沿岸市町長は、避難場所、避難経路、避難所及び津波避難ビルの指定等を含めた避難計画を策定する。
- 2 沿岸市町長は、漁港、港湾、海水浴場、釣り場及び海浜の景勝地・行楽地、又は沿岸部の工事地区等について、県、消防機関、関係機関、施設管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）及び自主防災組織等と連携し、津波情報、避難情報の伝達に関する協力体制の整備を図る。
- 3 沿岸市町長は、地域の避難場所、避難所及び避難経路の周知を図るため、統一的な図記号を利用した、分かり易い誘導標識や案内板などを設置する。
特に、災害時要援護者の避難誘導については、家族、介護者、福祉関係機関、並びに防災関係機関との緊密な連携・連絡及び協力体制を整備する。
- 4 沿岸市町長は、防災関係機関、町内会、自主防災組織などの地域コミュニティー団体、または所轄警察署と協力し、避難者及び災害時要援護者の把握に努めるとともに、避難誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。

第7 津波防災訓練の実施

県及び沿岸市町は、住民及び関係機関等と連携し、防災行政無線などの情報伝達手段を活用した津波からの避難誘導訓練、並びに津波防災訓練を計画的に実施するものとする。

この訓練から情報伝達に関する職員の対応及び判断能力、並びに情報伝達システムの機能等を検証し、課題を整理・検討の上、第2編第1章第1節第3の防災関係職員への防災教育に反映させるものとする。

第3節 火災予防計画

実施機関

東北森林管理局

県（総務部・農林水産部）、市町村、消防機関

第1 計画の方針

都市部への人口集中、住宅の過密化、ビルの高層化、さらには多種におよぶ危険物取扱施設の増加など、都市部は火災発生への潜在的危険性が増加している。このため、市町村（消防本部を含む。以下「市町村等」という。）は、地震により予測される火災の発生、また拡大予測と二次災害を想定した消防計画の見直し又は作成を行い、必要な消防施設や設備の整備・改修、又は拡充などを図る。

また、県は市町村等と協力して、消防職員及び消防団員に対する消防力の向上を目的とした教育訓練を計画的に実施するとともに、住民に対しては防災訓練や研修会などを通じ防火思想の普及を図る。

第2 出火防止と初期消火

県	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防力の強化 市町村等における消防職員及び団員の充足、消防施設及び資機材の整備拡充について指導する。 2 消防職員及び団員に対する教育訓練 火災予防及び防災に関する教育訓練を実施して、知識及び技術の向上を図る。 3 防災管理者制度の徹底 市町村等と協力して、学校、病院、工場、旅館、興業所、文化財等防火対象物における防火管理者制度を徹底させる。 4 防火思想の普及 市町村等及び関係機関・団体と協力して、住民に対する防火思想の普及徹底を図る。
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員及び団員の充足、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき消防施設及び資機材を整備して消防力を強化する。特に震災時における交通途絶等を考慮し、耐震性貯水槽、防火水槽、小型動力ポンプ、消火器等の整備に努める。 2 燃料器具等の管理指導 地震発生時における石油、ガス等の燃焼器具、電気器具、石油類及び発火性薬品等の管理について指導する。 3 出火防止及び初期消火の周知徹底 住民や自主防災組織に対して、地震発生直後の出火防止、初期消火について周知徹底を図る。各家庭に消火器、消火用バケツの備付けと初期消火技術の向上について指導する。 4 火災予防条例等の周知徹底 住民に対し、火災予防に関する条例等について普及徹底する。

第3 火災の延焼拡大の防止

県	消防の見地から市街地を調査して都市の等級を決定し、また建築物の不燃化を図るために、市街地再開発事業、街路事業の充実に努める。
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防計画の作成にあたり、木造家屋の密集度、並びに消防活動のための道路状況等に応じた消防活動が実施できる体制の整備に努める。 2 自主防災組織の結成及び育成に努め、火災発生時における連携・協力体制を実践的な訓練などを通じて指導する。
消防本部	消防長又は消防署長は、関係施設への立入査察、予防査察などを計画的に実施し震災時の対応について現場指導を行う。

第4 消防水利の整備

1 現況

地震動による水道施設の損壊、停電による送水ポンプの停止、水圧低下や断水、さらには道路損壊や建物崩壊等による道路通行障害により、消防活動への大きな制約が予測される。

2 対策

市町村は、地震から消防水利施設の防護対策として、耐震性貯水槽や防火水槽等の消防水利施設を計画的に整備し、また設置に当たっては、木造家屋密集地域、避難場所及び避難路の周辺地域を優先的に整備する。

県及び市町村は、地域防災計画に学校などの水泳用プール及び関連施設を消防水利としての活用を定めておくものとする。

第4節 建築物災害予防計画

実施機関	各機関
------	-----

第1 計画の方針

建築物の耐震診断及び耐震改修、並びに不燃化を計画的に実施し、主要動（S波）及び長周期振動による建物被害の軽減を図る。特に、防災業務の拠点となる公共施設における耐震性の確保、併せて一般建築物の耐震性確保については、秋田県耐震改修促進計画に基づき指導等を行う。

第2 公共建築物等

1 現況

公共建築物のうち、主要施設は災害発生時における避難、救護、応急復旧対策等に関する活動拠点施設として使用されるものであり、耐震・不燃化対策の強化が必要である。

2 対策

(1) 県は、旧耐震基準により建築された施設を含む所管施設の耐震診断・点検等を実施し、診断結果を踏まえた適切な耐震補強・改修等を行う。

災害時の医療救護活動の拠点となる医療機関、避難施設となる学校や大規模施設等、並びに応急対策活動の拠点となる施設の耐震性確保は優先的に実施するものとする。

なお、学校については、災害時には避難施設となりうることに加えて、児童生徒が一日の大半を過ごす場であり、耐震診断・改修等の優先的な実施を図る。

(2) 市町村立の医療機関、学校、公共施設等の施設についても同様に、各施設管理者が施設の耐震診断・点検等の実施に努め、必要な耐震補強・改修等を行うよう努める。

第3 一般の建築物

1 現況

建築関係法令等の遵守により、建築物及び特定工作物等の安全性は高い水準に達しつつあるが、建築基準法の耐震規定の改正以前に建築されたものについては、耐震診断結果に応じた改修が必要である。

2 対策

建築物の耐震化の促進	県及び市町村は百貨店、ホテル、劇場など地震による倒壊等、被災時の影響が大きい建築物について、耐震診断・改修等の実施を指導し、耐震性の確保に努める。
住宅等の地震対策	1 住民からの地震対策に関する一般的な相談には、各地域振興局建設部及び（財）秋田県建築住宅センターがあたる。 この際、パンフレット、リーフレット等を活用して、住宅等の地震対策について指導する。 2 老朽木造住宅や宅地の耐震性等について、診断及び補強方法を指導する。 指導にあたっては建築技術者及び関係団体等の組織を活用する。
特殊建築物、昇降機の地震対策	1 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の昇降機について、定期報告制度及び維持保全計画の作成など、その徹底を図り、維持保全に対する認識の向上に努める。 2 建築物の防災性能の保持及び既設エレベーターの耐震改善等、防災上必要な指導、勧告を行う。
落下物対策	道沿いにある3階以上の建築物を調査し、改修指導により安全を図る。

第4 ブロック塀、石塀等

1 現況

ブロック塀、石塀等の耐震性については、建築基準法施行令等に基づく審査・指導等により倒壊防止対策を講じているが、法令改正以前に建築されたものについては、耐震性の確認及び必要に応じて補強（以下「耐震補強等」という。）が必要である。

2 対策

既存ブロック塀等に対する耐震補強等の必要性について所有者等に指導する。
関係業界に対しては、適正な設計・施工を指導し、倒壊事故の防止を図る。

第5 家具等の転倒防止

1 現況

強い地震動により家具、冷蔵庫、テレビなどのいわゆる重量家具の転倒、破損又は移動、さらには天井の照明器具、柱や壁面の時計、額縁、装飾品などの破損・落下により負傷者の発生が予測される。

2 対策

- (1) 家具類等は、固定金具、転倒防止金具及びテープなどで固定・連結し転倒を防止する。
- (2) ピアノや電気製品等はキャスタ、又は金具で移動を防止する。
- (3) 食器類の破損・落下による負傷を防止するため、収納方法や落下防止対策の指導に努める。

第5節 公共施設災害予防計画

実施機関	各機関
------	-----

第1 計画の方針

道路、橋梁、上下水道、電気、鉄道などの公共施設は、住民の日常生活、社会経済活動、並びに防災活動上において極めて重要な施設であり、施設の管理者は地震災害から施設を防護するために、これら対象施設の耐震診断、並びに耐震診断結果を踏まえた耐震補強等を早期に実施するものとする。

第2 道路及び橋梁

地震動による道路被害は、沖積層地域では亀裂・陥没・沈下・隆起が、高盛土では地すべり・崩壊、切土部や山裾部においては土砂崩壊・落石等が予想され、また沿岸部には液状化が発生しやすい砂丘や沖積低地がある。

橋梁については、経年劣化に対する補修や設計適用示方書の改定に伴い必要となった補強対策を実施していかなければならない。

平成7年の阪神・淡路大震災では、避難路や救助・救急、医療、消火活動及び緊急物資の輸送路として重要な役割を担う道路、橋梁が被災し、応急対策活動が妨げられ地域社会が大きな影響を受けた事例から、災害に強く信頼性の高い道路網及び橋梁の整備が従来にも増して強く求められた。

このため、緊急輸送道路ネットワーク計画の策定とこれに併せて緊急対策計画として平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、指定されている道路の整備を図ってきた。

また、平成18年度には、同年度から同22年度までの第3次地震防災緊急事業五箇年計画を策定した。第3次地震防災緊急事業五箇年計画の事業内容は道路改良、橋梁整備等の道路改築事業及び既設橋梁の補修・補強を行う橋梁補修事業、また落石等の対策をする災害防除事業等である。さらに、情報収集・提供や緊急物資の備蓄集積拠点として、雪情報システム、電線共同溝、道の駅等の整備である。

1 道路全体の耐震点検と対策工事（道路部及び橋梁等の施設を含む）

- (1) 地震に対する緊急輸送道路ネットワーク等の安全性・信頼性の向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく継続的点検及び施設の整備を計画的に実施する。
- (2) 防災補修工事を必要とする箇所については、工法決定のための測量・地質調査・設計等を行い、その対策工事を実施する。

さらに、応急対策や通行規制並びに情報収集・提供を迅速に行うために情報連絡施設・体制等の整備を図る。

これらの施設計画は国の方針、社会の要請等に適切に対応し、順次高度化を図っていく。

なお、対策の優先順位については、緊急輸送道路ネットワーク計画路線、事前通行規制区間の有無、迂回路の有無、交通量、バス路線等を総合的に勘案し決定する。

2 道路施設等の耐震点検と対策工事

- (1) 道路防災総点検結果に基づく継続的点検及び施設の整備を計画的に実施する。
- (2) 道路防災総点検（豪雨・豪雪等に起因する危険箇所）
 - ① 平成8～9年度に実施
 - ② 安定度を解析し、要対策箇所の把握
 - ③ 防災カルテを作成し、継続的な点検を実施する。
災害に至る要因の事前把握をする。
 - ④ 道路防災総点検の点検項目
落石・崩壊、岩石崩壊、地すべり、雪崩、盛土、擁壁等

3 橋梁等の耐震点検と対策工事

- (1) 平成7年には「兵庫県南部大震災により被災した道路橋の復旧に係る仕様」（復旧仕様）が、平成8年、平成11年、平成14年には「道路橋示方書」がそれぞれ改訂され、これらに基づき、既設橋梁の下部工補強・杓座の拡幅・落橋防止装置の設置等の耐震対策を実施している。また、新設橋梁も同様である。
- (2) 新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等の大規模地震の頻発により、平成17年6月28日には「緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム」が東北地方整備局より発せられ、国・東日本高速道路(株)・秋田県により、高速道路、国道（指定区間）の全線、県管理緊急輸送道路のうち優先確保ルート上の橋梁において、適用耐震基準が古く、震災被害が想定される橋梁については、H17～H19年の3箇年において耐震補強を重点的に実施している。また、秋田新幹線・高速道路を跨ぐ橋梁についても同様である。
- (3) 道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な維持管理を行う。
- (4) 道路防災総点検（震災点検）
 - ① 平成8～9年度に実施。
 - ② 道路橋に対する施設の諸元を調査し、それをデータベース化する。
 - ③ 道路防災総点検の点検項目
橋梁、横断歩道橋、共同溝、開削トンネル、掘割道路、盛土、擁壁、ロックシェッド・スノーシェッドの8項目である。

4 トンネルの安全点検と対策工事

- (1) トンネル坑口部等の緊急点検結果を受けた対策工事は、平成10年度で完了した。
- (2) トンネル覆工のひび割れ等の変状を日常パトロール、観察や場合によっては詳細調査を行い、所要の補強対策を実施する。

第3 上水道

1 施設の防災の強化

- (1) 地震災害に対する施設の安全性の向上を図るため、水道施設の建設地は地震被害を受け難い地区に選定し、かつ耐震・不燃構造とする。
- (2) 市町村は、水道施設の機能低下により基幹病院など人命に関わる重要施設に対する供給ラインについては、重点的に耐震化を進めるものとする。

2 応急給水体制と資器材の整備

- (1) 市町村は、水道施設が被害を受けた場合に、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するために応急給水の実施体制を整備する。
- (2) 市町村は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

第4 下水道

1 管渠の補強整備

- (1) 地質が軟弱又は不均等な地区に布設された下水管渠を重点に、老朽化が著しいものから補強を実施する。
- (2) 新たに下水道管渠を布設する場合は、基礎地盤条件等総合的見地から検討し計画する。
特に、地盤の悪い場所に布設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

2 ポンプ場、終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強する。設計にあたっては、「下水道施設の地震対策マニュアル」に基づいて行う。

第5 電力

1 設備の耐震性の強化

- (1) 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。
- (2) 地震により不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地盤にある設備の基礎を補強する。
- (3) 新たに施設、設備を建設する場合は軟弱地盤を避ける。

2 電力施設予防点検

定期的に電力施設の巡視点検を実施する。

3 災害復旧体制の確立

- (1) 情報連絡体制を確保する。
- (2) 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- (3) 復旧資材及び輸送力を確保する。

4 防災訓練の実施

- (1) 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に又は総合的に実施する。
- (2) 各防災機関の実施する訓練へ参加する。

第6 鉄道

1 施設、設備の点検

耐震性を考慮した線区防災強化を推進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

2 列車の防護

- (1) 震度4以上と認められる地震が発生したときは、定められた運転規制を行い、列車の安全を確保する。
- (2) 乗務員に対する情報の伝達は、地震の発生と同時に無線等により行う。

3 防災訓練及び機材の整備

- (1) 必要に応じて非常招集等の防災訓練を行う。
- (2) 必要な資機材を整備する。

第7 港湾

1 施設、設備の点検

地震発生後、津波等の危険がないことを確認した上で、早期に岸壁・荷役機械等の港湾施設の点検を実施し、同施設に被害が出た場合は関係機関と調整を図りながら速やかな復旧に努める。

2 耐震強化岸壁の整備

- (1) 災害時における緊急物資の海上輸送を確保するため、秋田港寺内ふ頭岸壁(−7.5m)及び本荘港物揚場(−4m)について、耐震強化の改良を行っている。
また、船川港金川多目的広場について、避難場所及び機材備蓄等の防災拠点の役割も担う緑地を整備している。
- (2) 今後は、秋田港飯島地区−11m岸壁を耐震強化岸壁として、また、背後緑地についても防災拠点として整備に努める。
また、それ以外の県内各港についても、背後人口や産業の集積状況等の地域特性を勘案しながら、整備計画の具体化等を進めていく。

3 訓練の実施

耐震強化岸壁及び背後のふ頭用地や緑地を利用した緊急物資輸送に備え、受け入れ体制を確立させるとともに、必要に応じて訓練を実施する。

第8 工業用水道

1 施設の耐震性の強化

- (1) 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。
- (2) 地震により不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地盤にある施設の補強を行う。
- (3) 新たに送・配水管を敷設する場合には、基礎地盤条件等総合的見地から検討し計画する。

2 埋設管の補強整備

老朽化の著しいものから順次補強又は更新する。

3 施設の予防点検

定期的に施設の巡視点検を実施する。

4 災害復旧体制の確立

- (1) 情報連絡体制を確保する。
- (2) 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- (3) 復旧資材を確保する。

第6節 農業災害予防計画

実施機関

県農林水産部

第1 計画の方針

地震による農業被害を予防、又は拡大防止のため、既設農地及び農業用施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設にあたっては耐震性の向上を図る。

第2 農地及び農業用施設等

- 1 地震によって決壊又は転倒のおそれのある農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等は、県営又は団体営事業で、補強、改修を実施する。
- 2 地震によって水田の亀裂、かんがい施設等に被害がでた場合は、水不足等によって農作物に大きな影響がでる。この場合には亀裂部周囲への盛土、揚水機による灌水などによって被害の防止、軽減を図る。

第7節 積雪期の地震災害予防計画

実施機関	各機関
------	-----

第1 計画の方針

積雪厳寒期における大地震は、他の季節に発生する地震に比し、積雪や低温により人的・経済的に大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、連携した除排雪体制の強化、克雪施設の整備など総合的な雪対策を推進し、積雪期における地震被害の軽減を図るものとする。

第2 除排雪・施設整備等の推進

1 道路の除排雪体制の強化

- (1) 一般国道、県道、市町村道及び高速自動車道の各道路管理者は、相互の緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進するものとする。
- (2) 国、県及び市町村は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、建設機械の増強に努めるものとする。

2 積雪寒冷地に適した道路整備

国、県及び市町村は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努めるものとする。

3 除排雪施設等の整備

市町村は、道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、市街地の生活道路の除排雪を計画的に実施するとともに流雪溝等除排雪施設の整備を図るほか、地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備に努めるものとする。

4 雪崩防止対策

国、県及び市町村は、雪崩による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等の道路防雪施設の整備に努めるものとする。

5 消防水利の整備

積雪厳寒期には積雪や凍結などにより、消防水利の確保に困難をきたすので、市町村は、積雪期に対応した多段式消火栓の整備に努めるものとする。

6 克雪住宅の普及等

県及び市町村は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進するものとする。

また、市町村は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行うものとする。

第3 災害時要援護者に対する除排雪支援

自力での屋根雪処理が困難な災害時要援護者に対しては、地域の助け合いによる相互扶助やボランティアなどの協力により屋根の雪下ろしや除排雪に努めるものとする。

第4 除排雪におけるボランティア活動

1 ボランティア登録者の要件

除排雪ボランティアは、雪に対する経験や気象の変化による危険性の理解が必要であり、積雪寒冷地の在住者や経験者が望ましい。

2 安全の確保

毎年発生している除排雪作業により、次のような事故が発生しており、ボランティアに対しては事故防止対策と現場指導の実施が必要である。

- ・ 滑落事故 … 屋根の雪下ろし作業中によるもの
- ・ 落雪事故 … 気温の上昇に伴い、屋根から滑り落ちる雪（一部氷結した雪）によるもの
- ・ 交通事故 … ロータリー車、グレーダーなどの重機に巻き込まれるもの

3 健康対策

積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろし、除排雪など運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗などにより、脳血管疾患や心疾患などを発症する引き金となり、状況によっては死亡に至る場合もある。このため、県、市町村、社会福祉協議会及び関係機関は、除排雪に関するボランティアの募集及び割り振りに当たっては、ボランティアの健康診断が不可欠である。

4 ボランティア活動保険への加入

除排雪活動に係る防災ボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入するものとし、保険料は、募集者の負担とする。

5 事業者保険への加入

ボランティア保険では、心疾患、脳血管疾患等の疾病については、補償の対象外である。

このため、募集者は、参加者の引き起こした損害や参加者自身のケガや疾病等に対応するため、事業者保険に加入するものとする。

第5 緊急活動体制の整備

1 冬期緊急道路確保路線図の策定

各道路管理者は、冬期緊急道路確保路線図の策定に努めるものとする。

2 交通手段の確保

各道路管理者は、県、市町村及び関係機関と連携し、所管する道路又は他機関所管道路の除排雪を実施し、幹線交通路及び生活道路の交通を確保するものとする。

3 通信手段の確保

県、市町村及び関係機関は、地震による通信の途絶を防止するため、所管する情報通信施設の地震防護対策を計画的に実施する。

また、中山間地域においては、集落の長、消防団長との通信手段を確保するため、防災行政無線の携帯機又は衛星携帯電話等の整備を図る。

4 除排雪・暖房用資機材の備蓄

県及び市町村は、防寒着、防寒用長靴、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボードなどの防寒・除排雪用資機材の備蓄に努めるものとする。

県及び市町村は、電源を必要としない暖房器具及び燃料等の暖房用資機材の備蓄に努めるものとする。

第6 航空輸送の確保

孤立想定地区又は集落からの情報収集及び物資輸送については、ヘリコプターなどの航空機が最も有効な手段の1つであり、訓練等を通じ関係機関との連携体制の整備を図る。

1 空港の除排雪体制の整備

航空機の円滑な離着陸を実施するため、空港の除排雪を強化、また運営体制の見直しや除雪機械の増強・整備に努める。

2 緊急離着陸ヘリポートの整備

孤立が予想される集落又は隣接地区に、緊急離着陸ヘリポート場を確保し、ヘリポート、並びにアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制を整備する。

第7 スキー場対策

1 スキー場施設の管理者が行う対策

- (1) リフト・ゴンドラ・ロッジ施設の耐震対策及び維持管理の徹底
- (2) グレンデの雪崩防止対策、巡回による雪崩発生危険箇所の早期発見及び除雪
- (3) 駐車場及びアクセス道路の除排雪の徹底
- (4) スキー客の一時避難場所及び避難施設の指定
- (5) 市町村及び関係機関との連絡体制の整備

2 市町村が行う対策

- (1) スキー客を対象とした避難場所、避難路及び避難所の指定
- (2) スキー客及び宿泊客の避難誘導について、統一的な図記号を利用した、分かり易い誘導標識や案内板の設置
- (3) スキー場の孤立、又は負傷したスキー客に対する救助・救急対策など

3 地域防災計画への位置付け

市町村は、上記1及び2について、地域防災計画に定める。また、計画的な訓練の実施と検証を行い、スキー客の安全確保を図る。

第8 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震による災害予防対策は、除排雪体制の整備など雪に強い町づくりなど、雪対策に関する総合的、かつ長期的な推進によって確立されるものである。

このため、県は毎年、秋田県防災会議雪害対策部会を開催し、関係機関が相互に協力し、より実効性のある「積雪期における地震防災対策」の確立を図る。

第8節 災害対策拠点の指定及び整備に関する計画

実施機関	県各部局、市町村、防災関係機関
------	-----------------

地震発生時における応急措置を迅速かつ的確に実施するため、既存の応急対策活動の拠点となる施設・設備については、耐震診断及び防災点検等を実施し、地震防災上必要な改修・補強を計画的に推進するとともに、地域の実情に応じた新たな防災拠点の施設・設備の整備を推進する。

このため、県は既存の施設・設備について国及び市町村等地方公共団体並びに関係機関相互の防災活動の緊密な連携に配慮して、次の施設・設備を県の災害対策拠点として指定（以下「指定防災拠点」という。）するものとする。また、緊急輸送道路ネットワーク計画の基礎となる県の「指定拠点」は、本章第10節に定める。

さらに、市町村地域防災計画に位置付けされる防災拠点施設等の整備については、市町村等地方公共団体が積極的な推進を図るものとする。県は、これら計画の効率的な推進を図るため、第3次地震防災緊急事業五箇年計画に計上している。

第1 指定防災拠点

1 地方公共団体の庁舎等（災害対策本部、又は地域の防災活動の中核となる施設など）

地方自治体	県本庁舎、県出先機関庁舎（県消防学校等）、市町村役場庁舎
警察	警察本部庁舎、警察署（警察学校、各種隊、交番を含む。）
消防	消防本部庁舎、消防署（分署、出張所を含む。）

2 指定地方行政機関の事務所

国土交通省	気象庁・海上保安庁等関係出先機関
総務省	関係出先機関
財務省	関係出先機関
厚生労働省	関係出先機関
農林水産省	関係出先機関

3 指定公共機関、指定地方公共機関等

金融	日本銀行
道路	東日本高速道路
医療	日本赤十字社
放送	NHK秋田放送局、ABS秋田放送、AKT秋田テレビ、AAB秋田朝日放送、エフエム秋田
通信	NTT東日本、NTTドコモ
鉄道	JR東日本、日本貨物鉄道、由利高原鉄道、秋田内陸縦貫鉄道、秋田臨海鉄道
トラック	日本通運、秋田県トラック協会
バス	秋田中央交通、秋北バス、羽後交通
電力	東北電力
ガス	東部ガス、湖東ガス、秋田県エルピーガス協会、のしろエネルギーサービス
医師会・看護師	秋田県医師会、秋田県歯科医師会、秋田県薬剤師会、秋田県成人病医療センター、秋田県看護協会、秋田県厚生農業共同組合連合会
その他	秋田県土地改良事業団体連合会の県内の事務所、事業所、ターミナル駅、物資等集配所等

4 自衛隊

陸上	陸上自衛隊第21普通科連隊
航空	航空自衛隊秋田救難隊、航空自衛隊第33警戒隊

5 備蓄拠点、集積拠点等

区分	箇所数	指定場所
空港	2	秋田、大館能代
港湾	5	能代、船川、秋田、本荘、戸賀
漁港	8	八森、金浦、北浦、椿、岩館、畠、平沢、象潟
備蓄倉庫	4	消防防災ヘリ基地(秋田市雄和)、大館能代空港(北秋田市鷹巣)、 県消防学校(由利本荘市岩城)、赤坂総合公園(横手市)

6 広域避難地

市町村が指定する避難場所及び避難収容施設であって、おおむね10ha以上の面積を有するもの。

区分	箇所数	指定場所
秋田市	5	高清水公園、八橋運動公園、秋田カントリークラブ、大森山公園、千秋公園
由利本荘市	1	本荘公園

7 秋田県災害医療救護計画に定める災害医療機関及び救急病院等

所在地	施設数	名称	摘要
秋田市	8	秋田赤十字病院	災害医療機関
		秋田大学医学部附属病院	災害医療機関
		秋田組合総合病院	災害医療機関
		県立脳血管研究センター	災害医療機関
		秋田県成人病医療センター	災害医療機関
		中通総合病院	
		市立秋田総合病院	
		五十嵐記念病院	
能代市	3	山本組合総合病院	災害医療機関
		秋田社会保険病院	
		能代山本医師会病院	
横手市	3	平鹿総合病院	災害医療機関
		市立横手病院	
		市立大森病院	
大館市	2	大館市立総合病院	災害医療機関
		秋田労災病院	
男鹿市	1	男鹿みなと市民病院	
湯沢市	1	雄勝中央病院	災害医療機関
鹿角市	1	かづの厚生病院	災害医療機関
由利本荘市	3	由利組合総合病院	災害医療機関
		本荘第一病院	
		佐藤病院	
潟上市	1	藤原記念病院	
大仙市	2	仙北組合総合病院	災害医療機関
		大曲中通病院	
仙北市	2	市立角館総合病院	災害医療機関
羽後町	1	町立羽後病院	
計	28		13

第2 市町村地域防災計画に定めるべき指定防災拠点以外の防災上重要な施設

1	市町村の支所・出張所、消防団、自主防災組織、災害ボランティアの活動拠点となる施設・設備等
2	市町村が指定する避難場所及び避難所（施設）又は救護所施設
3	市町村区域内の医療機関、福祉施設、備蓄倉庫その他の防災拠点となるべき施設等
4	市町村区域内の水源施設、電源施設その他のエネルギー施設等

第3 地域防災拠点施設等の整備促進

県及び市町村等地方公共団体は、地域における災害環境を把握のうえ、指定防災拠点及び防災上重要な施設（以下「指定防災拠点等」という。）について、計画的な耐震診断、防災点検等をもとに地震防災上必要な補修、改修その他の対策を講ずるほか、指定防災拠点等の管理者に対して同様の措置を講ずるよう指導、要請するとともに、地域の地震災害環境に照らし新たに必要な地域防災拠点等の整備促進について積極的に取り組む。

1 地域防災拠点施設の整備

県、市町村等地方公共団体は、地域の地震災害環境に基づき、地震災害発生時における災害対策本部等の防災活動の拠点としての機能及び平常時における防災に関する広報、教育及び訓練等のコミュニティ活動の場としての機能を総合的かつ有機的に果たすための総合施設、防災教育施設、備蓄施設及びその他地域防災拠点施設にふさわしい設備等を備えた施設等の積極的な整備に努める。

この場合の地域防災拠点施設の設置については、市町村又は広域市町村圏等地域の防災活動の連携等による組織的なコミュニティ活動を勘案し、区域ごとに当該区域の防災拠点として位置付けられるように配慮する。

なお、県は、衛星通信やデータ通信による防災情報等を一元的に処理し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な防災情報管理システム等を備えた災害対策本部を県庁第二庁舎に整備し、平成12年度から運用している。

2 備蓄倉庫の建設

県、市町村等地方公共団体は、地震災害時における被災者の生活に必要な生活関連物資などの確保対策の一環として、県と市町村の役割に応じた災害緊急物資を備蓄するため、備蓄倉庫の建設や広域的な災害拠点施設の整備について、計画的な推進を図る。

県は、次の4箇所に備蓄倉庫を建設し、県内のどこで地震災害が発生しても迅速に物資の支援ができる体制を整備している。

市町村等地方公共団体は、それぞれの分担に応じた生活物資等備蓄のための備蓄倉庫の建設に努めるものとする。

特に、市町村地域防災計画において避難所に指定されている学校、公民館などの公共施設における緊急物資の備蓄について、検討が必要である。

【県の備蓄倉庫】

地区	所在市町村	設置位置	備考
県北	北秋田市	大館能代空港敷地内	旧鷹巣町
中央	秋田市	消防防災へり基地敷地内	旧雄和町
	由利本荘市	県消防学校	旧岩城町
県南	横手市	赤坂総合公園内	旧横手市

第9節 生活必需品等の確保に関する計画

実施機関	日赤秋田県支部、県、市町村、関係機関、県民
------	-----------------------

第1 基本的な考え方

大規模地震発生時における被災者の生活安定を確保するため、生活必需品等の確保対策については県民一人ひとりの日頃の備え、民間事業所・団体などにおける備蓄等を推進するとともに、日本赤十字社秋田県支部、県、市町村及び関係機関が防災上の責務に応じた備蓄を計画的に推進するほか、生産・流通・販売業者等からの調達体制を確立することにより、自助・共助・公助の精神に基づく県民一体となった効率的な相互支援体制を構築する

なお、大規模地震災害時には広域応援協定等による支援と併せながら、生活必需品等の適切な確保に努める。

第2 県及び市町村における公的備蓄の推進

秋田県地震被害想定調査に基づく最大被害見積りは、830年の天長地震をモデルとしており、秋田市及び周辺市町村において住家を失った最大被災者数は3万8,311人と想定されている。

1 公的備蓄目標数量

生活必需品について県と市町村は、想定された最大被災者数のうち約7割に相当する2万8,000人分を公的備蓄とし、約3割については個人の備え、民間からの支援、日本赤十字社秋田県支部の支援及び事業者等との協定に基づく県内の支援体制で補完することを当面の目標とする。

2 県と市町村の分担

県及び市町村は、地域防災計画の地震被害想定から生活必需品等の備蓄品名・数量を算出し、計画的な備蓄を図るものとする。

公的備蓄の目標値は、県と市町村において、それぞれが2分の1ずつ負担することとしている。

したがって、備蓄目標値の2万8,000人分の内訳は、

- ・県 … 1万4,000人分
- ・市町村 … 1万4,000人分(25市町村合算値)

とし、市町村においては、それぞれの人口比による分担とする。

3 県民と事業所等の役割

県民一人ひとりとは3日分程度、事業所は地域における一員・企業貢献などを配慮し、3日以上生活できる食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄に努める。

事業所等は、社会的責務から社員及びその家族、さらには地域住民を配慮した飲料水、食料及び生活必需品の備蓄に努める。

第3 生活必需品の備蓄品目及び数量

県は、備蓄目標数量の県負担分1万4,000人分について、北秋田市鷹巣、秋田市雄和、由利本荘市岩城、横手市の各備蓄倉庫に保管しているが、想定を超えた災害が発生し備蓄物資に不足が生じた場合には、県内外の流通業者と物資供給に関する協定に基づき生活必需品を確保する。

県が各備蓄倉庫に保管している備蓄物資は次表のとおりで、この備蓄物資は全県的に支援するための最低基準である。併せて、県及び市町村は、流通業者等からの調達体制についても整備する。

【県の備蓄品目・数量】

（平成22年4月現在）

品名	数量	単位	品名	数量	単位
毛布	28,000	枚	仮設トイレ（健常者用）	73	台
避難生活用品セット	6,940	セット	仮設トイレ（身障者用）	7	台
災害用敷マット	7,000	枚	タオルケット	1,528	枚
安全キャンドル	1,400	個	肌着（男性用）	1,000	組
長靴	280	足	肌着（女性用）	1,000	組
紙おむつ（大人用）	280	袋	肌着（子供用）	1,000	組
紙おむつ（子供用）	420	袋	敷布	17	枚
生理用品	420	袋	作業衣	18	着
トイレットペーパー	1,164	袋	タオル	100	枚
給水用ポリタンク	4,200	個	鍋	50	個
防水シート（大）	1,000	枚	湯沸かし	110	個
防水シート（小）	1,000	枚	メリヤス	400	着
石油ストーブ	280	台	荷役用ネット	1	個

第4 水・食料・医薬品の確保

1 飲料水

県及び市町村は、県民が非常時に備えた飲料水確保（3日分）に努めるよう啓発を行う。

県及び市町村は、飲料水の供給・運搬に必要なポリタンクやバッグの備蓄に努める。

市町村は、飲料水の運搬に必要な給水用タンク、運搬車両の整備、並びに飲料水の貯水にも活用できる耐震性貯水槽の整備に努める。

併せて、流通業者等からの調達体制の推進に努めるものとする。

2 食料

県及び市町村は、県民が非常用食料の備え（3日分）に努めるよう啓発を行う。

流通備蓄を基本として、災害時に備えた食品の製造及び流通業者等からの調達体制の整備を推進する。

3 医薬品

秋田県災害医療救護計画に基づき、医療機関等による「常用備蓄」と「流通備蓄」によるほか、県が緊急用医薬品2,000人分（3日分）を医薬品等卸売業者の協力を得て流通備蓄している。

第10節 緊急輸送道路ネットワークに関する計画

実施機関	指定地方行政機関 東日本高速道路、県各部局、市町村、関係機関
-------------	--

災害応急対策活動を円滑に実施する上で、緊急輸送道路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両・航空機の確保が必要となる。

県は、国・市町村・東日本高速道路(株)管理者と緊密に連携し、災害時における緊急輸送を確保するための道路(以下「緊急輸送道路」という。)の指定を行う。また、緊急輸送道路が相互に補完的な役割を果たし、災害時における効率的な緊急輸送及び機能を確保するため、県内道路に関する「緊急輸送道路ネットワーク計画」を作成する。さらに、緊急輸送道路の耐震化などを推進するため、「第3次秋田県地震防災緊急事業五箇年計画」などに基づく、道路の新設、改良及び補強等の整備に努める。

第1 指定拠点

緊急輸送道路ネットワーク計画における「指定拠点」は、次のとおりとする。

指定拠点は、法令等の基準に基づき第一次指定拠点、第二次指定拠点及び第三次指定拠点到に区分するものとし、具体的な区分は「緊急輸送道路ネットワーク計画」に定めるものとする。

1 指定地方行政機関等

国土交通省	各河川国道事務所(3)、各国道維持出張所(7)、秋田空港・航空路監視レーダー事務所、秋田港湾事務所、秋田運輸支局、秋田海上保安部、秋田地方気象台
財務省	秋田財務事務所
農林水産省	東北森林管理局、東北農政局秋田農政事務所
厚生労働省	秋田労働局
防衛省	陸上自衛隊第21普通科連隊秋田駐屯地、航空自衛隊秋田救難隊
文部科学省	秋田大学医学部附属病院

2 指定公共機関、指定地方公共機関等

道路	東日本高速道路秋田管理事務所・十和田管理事務所
電力	東北電力秋田支店、各営業所(7)
電話	NTT東日本各支店、NTTドコモ東北支社秋田支店、KDDI秋田支店
都市ガス	湖東ガス、東部ガス秋田支社、のしろエネルギーサービス
LPガス	秋田県エルピーガス協会
鉄道	JR東日本秋田支社
放送局	NHK秋田放送局、ABS秋田放送、AKT秋田テレビ、AAB秋田朝日放送、エフエム秋田
医療	日本赤十字社秋田県支部、秋田県医師会、秋田県歯科医師会、秋田県薬剤師会、秋田県看護協会、秋田県成人病医療センター
運輸	日本通運秋田支店、秋田中央交通、秋北バス、羽後交通、秋田県トラック協会
郵便	郵便事業(株)、郵便局(株)
金融	日本銀行秋田支店
土地改良	秋田県土地改良事業団体連合会
農業	秋田県厚生農業共同組合連合会

3 地方公共団体

県の施設	県庁（議会棟舎）、地方総合庁舎（地域振興局：8）、大館地区総合事務所、港湾事務所（3）、下水道事務所（3）、消防学校、空港管理事務所（2）
警察	警察本部、警察学校、警察署（15）、高速道路交通警察隊（3）、運転免許センター、交通機動隊、機動隊、交番（6）
市町村役場	市町村役場（25）
消防	消防本部（13）、消防署（21）、分署・出張所（67）

4 救援物資等備蓄・集積場所

区分	所在地	施設数	名称	所管事務所等
港湾	秋田市	1	秋田港	秋田県秋田港湾事務所
	男鹿市	2	船川港	秋田県船川港湾事務所
			戸賀港	秋田県漁業協同組合北浦総括支所戸賀支所
	能代市	1	能代港	秋田県能代港湾事務所
	由利本荘市	1	本荘港	秋田県漁業協同組合南部総括支所本荘西目支所
	計	5		
漁港	男鹿市	3	北浦漁港	秋田県漁業協同組合北浦総括支所
			椿漁港	秋田県漁業協同組合船川総括支所
			畠漁港	秋田県漁業協同組合北浦総括支所畠支所
	八峰町	2	岩館漁港	秋田県漁業協同組合北部総括支所岩館支所
			八森漁港	秋田県漁業協同組合北部総括支所
	にかほ市	3	平沢漁港	秋田県漁業協同組合南部総括支所平沢支所
			金浦漁港	秋田県漁業協同組合南部総括支所
象潟漁港			秋田県漁業協同組合南部総括支所象潟支所	
	計	8		
駅前広場	鹿角市	1	鹿角花輪駅	
	大館市	1	大館駅	
	北秋田市	1	鷹巣駅	
	能代市	1	東能代駅	
	男鹿市	1	男鹿駅	
	秋田市	1	秋田駅	
	由利本荘市	1	羽後本荘駅	
	大仙市	1	大曲駅	
	横手市	1	横手駅	
	湯沢市	1	湯沢駅	
	計	10		

5 広域避難場所

区 分	所在地	施設数	名 称
道 の 駅	能 代 市	1	ふたつい
	横 手 市	2	さんない、十文字
	大 館 市	2	やたて峠、ひない
	湯 沢 市	1	おがち
	鹿 角 市	1	かづの
	由利本荘市	5	岩城、にしめ、東由利、おおうち、清水の里・鳥海郷
	潟 上 市	2	てんのう、しょうわ
	大 仙 市	3	協和、かみおか、なかせん
	北 秋 田 市	2	たかのす、あに
	に か ほ 市	1	象潟
	上小阿仁村	1	かみこあに
	三 種 町	1	ことおか
	八 峰 町	2	はちもり、みねはま
	五 城 目 町	1	五城目
	美 郷 町	1	雁の里せんなん
計	26		
広域避難地	秋 田 市	5	高清水公園
			八橋運動公園
			秋田カントリークラブ
			大森山公園
			千秋公園
	由利本荘市	1	本荘公園

6 医療機関等

区分	所在地	施設数	名称
総合救急	秋田市	8	秋田赤十字病院
			秋田大学医学部附属病院
			秋田組合総合病院
			県立脳血管研究センター
			秋田県成人病医療センター
			中通総合病院
			市立秋田総合病院
			五十嵐記念病院
	能代市	3	山本組合総合病院
			秋田社会保険病院
			能代山本医師会病院
	横手市	3	平鹿総合病院
			市立横手病院
			市立大森病院
	大館市	2	大館市立総合病院
			秋田労災病院
	男鹿市	1	男鹿みなと市民病院
	湯沢市	1	雄勝中央病院
	鹿角市	1	かづの厚生病院
	由利本荘市	3	由利組合総合病院
			本荘第一病院
			佐藤病院
	潟上市	1	藤原記念病院
	大仙市	2	仙北組合総合病院
			大曲中通病院
	北秋田市	1	北秋田市民病院
	仙北市	1	市立角館総合病院
	羽後町	1	町立羽後病院
計	28		
その他	病院、医院、診療所、整骨等医療施設（62）		

7 臨時ヘリポート

- ◎ 臨時ヘリポートの設定 … 資料編参照
- ◎ 臨時ヘリポート一覧 …… 資料編参照

- (1) グラウンド(小学校、中学校、高等学校)
- (2) 公営陸上競技場
- (3) 野球場
- (4) 広場
- (5) その他

8 一次避難地

- (1) グラウンド(小学校、中学校、高等学校)
- (2) 公園
- (3) 競技場
- (4) 野球場
- (5) 広場
- (6) その他

第2 緊急輸送道路

指定拠点間及び隣接県間の連絡路線としての緊急輸送路線は、法令の基準に基づき次の区分により「緊急輸送道路ネットワーク計画」において定めるものとする。

第1次緊急輸送路線	1 高速自動車国道 2 県庁を中心として第1次指定拠点まで連絡する道路 3 隣接県境通過路線
第2次緊急輸送路線	1 県庁を中心として第2次指定拠点まで連絡する道路 2 隣接県境通過路線 3 代替ネットワーク路線
第3次緊急輸送路線	県庁を中心として第3次指定拠点まで連絡する道路

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部等の設置基準・職員の動員基準

第1 災害対策本部等の設置基準

【県本庁】

名 称	設置基準（即時自動設置）
秋田県災害対策本部 （本部長：知事）	県内で震度6弱以上の地震を観測した場合
秋田県災害対策部 （部長：危機管理監）	・県内で震度5弱、又は震度5強の地震を観測した場合 ・県沿岸に津波警報（津波）、又は津波警報（大津波）が発表された場合
秋田県災害警戒部 （部長：総合防災課長）	・県内で震度4の地震を観測した場合 ・県沿岸に津波注意報が発表された場合

【地域振興局】

名 称	設置基準（即時自動設置）
秋田県〇〇地域災害対策部 （対策部長：地域振興局長）	・本庁に災害対策本部が設置された場合 ・管内で震度5弱以上の地震を観測した場合 ・管内沿岸に津波警報（津波）、又は津波警報（大津波）が発表された場合
秋田県〇〇地域災害警戒部 （警戒部長：地域振興局総務企画部長）	・管内で震度4の地震を観測した場合 ・管内沿岸に津波注意報が発表された場合

第2 震度3以下の揺れを観測した場合の対応

県内で震度3以下の揺れを観測した場合は、総合防災課職員が被害状況等の把握に対応する。

ただし、被害が発生し各部局ごとの対応が必要なとき、総合防災課長は、本庁関係各課及び各地域振興局総務企画部長に職員の動員を指示する。

第3 動員基準

本 庁	動員区分	県内の観測震度	県内の津波注意報・警報	対 応
	第1動員	4	津波注意報	災害警戒部
	第2動員	5弱・5強	津波警報（津波）・ 津波警報（大津波）	災害対策部
	第3動員 （全職員）	6弱以上		災害対策本部
地域振興局	動員区分	管内の観測震度	管内の津波注意報・警報	対 応
	第1動員	4	津波注意報	地域災害警戒部
	第2動員	5弱・5強	津波警報（津波）・ 津波警報（大津波）	地域災害対策部
	第3動員 （全職員）	6弱以上		

第2節 津波警報・注意報・予報、地震・津波情報の伝達計画

実施機関	秋田地方気象台、各機関
------	-------------

第1 計画の方針

秋田地方気象台は、津波警報・注意報・予報、地震・津波情報の迅速・的確な伝達に努めるとともに、各機関においては、これら情報の適切な受領に努めなければならない。

特に、市町村においては、住民、災害時要援護者、並びに観光客等の安全で円滑な避難を確保する責務から、分かり易い伝達文を作成し、かつ明瞭な伝達に努めるものとする。また、市町村防災行政無線施設の整備促進と機能の向上、さらには計画的な施設の耐震対策及び維持管理の徹底、併せて通信の途絶による地区及び集落の孤立防止を図る。

第2 地震情報等

1 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

※ このほか、国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響についても記述し発表する。

2 地震解説資料

秋田地方気象台は、防災等に係る活動の利用に適合するよう地震、津波情報及びこれらに関連する情報を編集した「地震解説資料」を作成し、関係機関に提供する。

- ・ 「秋田県」に津波警報・注意報が発表された場合
- ・ 県内で震度4以上の地震が観測された場合、又は地震が頻発した場合
- ・ 県内で地震被害、津波被害が発生した場合
- ・ 社会的に影響が大きい地震が発生した場合

第3 津波警報等

1 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、津波警報（大津波、津波）または津波注意報を発表する。

警報・注意報の種類		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

- 注) 1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

4 津波の高さ

予想される津波の高さ（津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の平滑した潮位の差）であり、津波によって潮位が上昇した高さのこと。

5 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合

「津波警報」又は「津波注意報」を解除し「津波予報」を発表する。

この場合、「これらの沿岸では津波に伴う海面変動が観測されておりますので、今後△△程度は継続する可能性が高いと考えられます。」として津波情報で発表する。

第4 津波警報・注意報・予報、地震・津波情報の伝達

1 伝達機関

秋田地方気象台から津波警報・注意報・予報、地震・津波情報などが発表されたとき、県、市町村及び関係機関などは速やかに受領し、次により沿岸住民及び船舶等に伝達する。

県	県は、総合防災課が津波警報等、地震・津波情報を受領する。総合防災課長は、県総合防災情報システムにより各市町長、消防本部消防長及び関係機関等に通知する。
市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村長は、受領した津波警報等、地震・津波情報を関係各課に伝達し、職員への周知徹底を図る。 2 市町村長は、受領した津波警報等、地震・津波情報を市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民及び関係団体等に伝達し周知徹底を図る。 3 震度4以上と推測される揺れを感じたとき、又は揺れが弱く長い周期の地震を感じたときは、気象台の津波警報等の発表を待たずに海面の監視態勢に努める。 4 海面監視情報は、公衆電話、防災行政無線、漁業無線、消防無線等により市町村長に伝達する。
放 送 機 関	受領した津波警報等、地震・津波情報は放送を介し直ちに広報する。
そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	<p>防災関係各機関は、ラジオ・テレビ放送等に留意するとともに、県及び市町村と積極的な連絡調整に努め、関係機関が相互協力の上情報の周知徹底・共有化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察は津波警報等、地震・津波情報を警察署、交番等を通じて迅速かつ正確に沿岸住民に伝達する。 2 海上保安部は、船舶等に対する災害に関する情報を次により伝達する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 被害が予想される海域、又は周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器等により周知する。 ② 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。 ③ 被害が予想される沿岸海域の住民や海水浴客等に対しては、船艇航空機等を巡回させ、拡声器等により周知する。

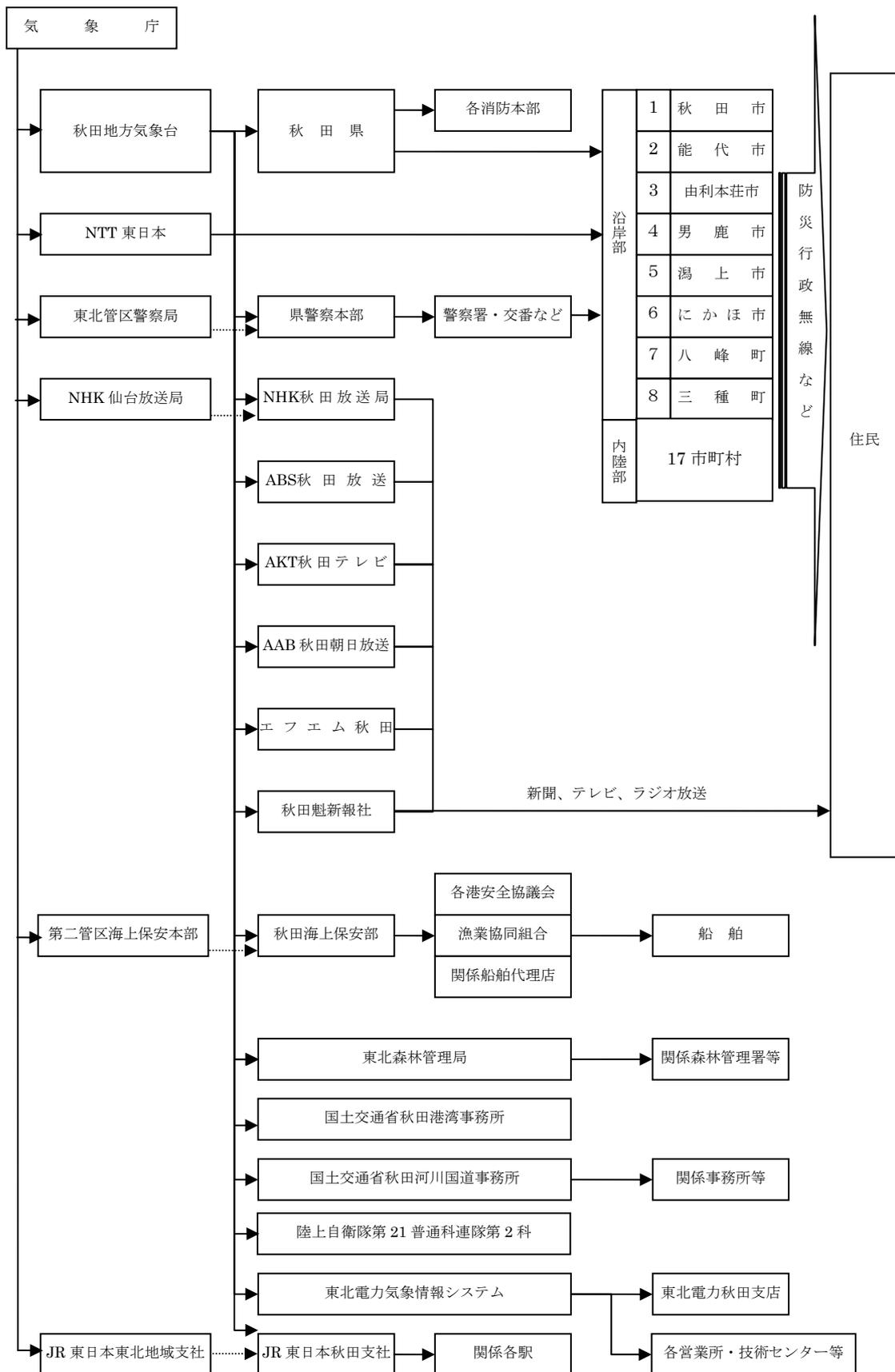
2 県における津波警報の受領確認

防災情報提供装置（県は総合防災課に設置）により津波警報を受信した機関は、直ちに受領証送信画面に確認者は氏名を入力し秋田地方気象台に送信する。

秋田地方気象台はこれを受けて受領を確認する。

なお、受領確認は、津波警報の解除（注意報への切替え含む）についても同様とする。

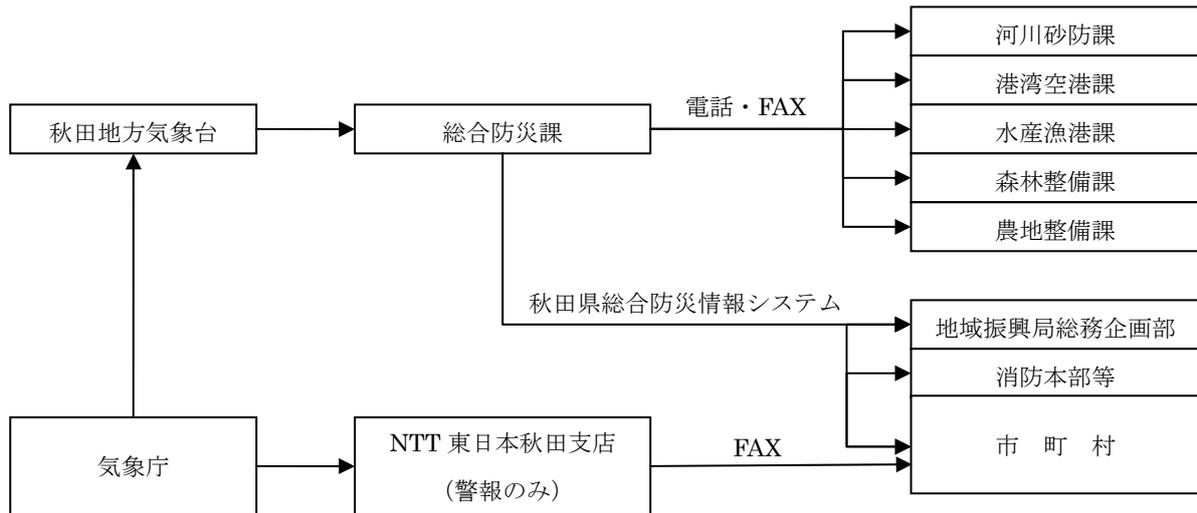
3 地震・津波情報の伝達系統図



第5 県が伝達する機関

- 1 総合防災課は受領した津波警報・注意報・予報、地震・津波情報を「秋田県総合防災情報システム」等により、直ちに沿岸市町、消防本部、庁内関係各課、地域振興局及び関係出先機関に伝達する。
- 2 各地域振興局総務企画部は、受領した津波警報・注意報・予報、地震・津波情報を庁内放送等により速やかに庁内関係各課に伝達する。

【県が行う地震・津波情報の伝達系統図】



第3節 ライフライン施設応急対策計画

実施機関	東北電力秋田支店、東部ガス秋田支社、湖東ガス NTT 東日本秋田支店、NTT ドコモ東北支社秋田支店 県（生活環境部・建設交通部）、市町村、関係機関
-------------	--

第1 電力施設

電気施設の応急復旧の実施責任者は、東北電力（株）秋田支店長とする。

災害時の組織体制	防災体制を発令し非常災害対策本部を設置するとともに、この下に設備ごと、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。
動員体制 (応急復旧要員の確保)	対策本部の長は、防災体制発令後、直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。 被害が多で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所等に応援を要請し要員を確保する。
二次災害防止措置	二次災害の危険が予想される場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。
被害状況の把握と 情報連絡体制	各班が各設備（発電所・変電所・送電線・配電線等）ごとに被害状況を迅速・的確に把握し、別に定める通報連絡経路に従って報告する。 また、災害に関する連絡は非常災害連絡用電話回線等を使用して行う。
広報活動	停電による社会不安の除去と感電事故防止のため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車、各市町村所有の防災行政無線、パンフレット、チラシ等を利用して、被害の状況及び復旧の見通し等について広報する。
復旧資材の確保	1 復旧用資材の確認と在庫量を把握し、不足する資機材は緊急調達を実施する。 2 災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約した運送会社の車両、またはヘリコプター等により行う。 3 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼してこの迅速な確保を図る。
復旧順位	復旧計画の策定及び実施にあたっては、病院・交通・通信・報道機関・公共機関等を優先する等、社会的影響・復旧効果の大きいものから実施する。

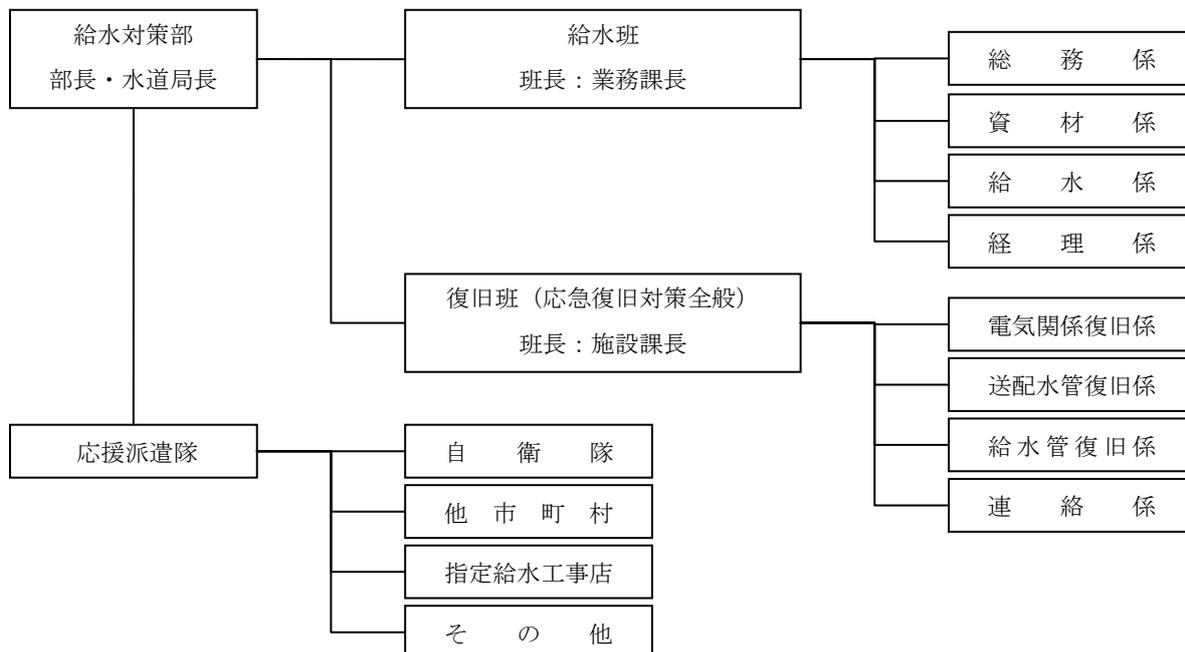
第2 都市ガス施設

災害時の組織体制	事業所管理者、又は長は職員を招集し災害対策本部を設置するとともに、その下に定めた組織により災害対策業務を遂行する。
動員体制	被害が甚大が発生した場合には、職員のほか指定工事店等の関係者に応援を要請し、災害の復旧に必要な要員を確保する。
二次災害防止措置	災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害等が予想される場合は、供給の停止などの適切な措置を講ずる。
被害状況の把握と情報連絡体制	職員は設備の被害状況、導管沿線の被害状況・交通の状況及びその他災害に関する情報の収集を迅速・的確に行い、災害対策本部に報告する。 災害対策本部は関係機関への連絡を行う。また、災害に関する連絡は非常災害連絡用電話回線等を使用して行う。
広報活動	被害発生直後は、テレビ・ラジオ・広報車を通じて「ガスコンロの火を消すこと」、「臭気等で異常を感じたらメーターガス栓を閉止すること」を周知する。 1 ガスの供給を停止した場合は、以下の周知をする。 ① ガスの供給を停止したこと（一部地区の場合はその地区を分かりやすく） ② メーターガス栓、ガス栓、器具栓を閉めておくこと。 ③ ガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。 なお、地方自治体、警察署、消防署、諸官庁、マスコミに対し、以下の周知と協力要請をする。 2 地方自治体の災害対策本部との情報連絡体制 ① ガスの供給を停止したこと（一部地区の場合はその地区を分かりやすく） ② ガス事業者の保安体制・広報体制 ③ 保安確保のための協力要請、需要家への広報の協力要請 ④ 復旧の見通し
応急復旧活動	災害対策本部の下の組織ごとに応急復旧活動を行う。 1 需要家に関して供給の止まった需要家に対し、メーターガス栓の閉止をお願いするほか、閉栓確認作業を行う。 2 ガス導管に関して ① 緊急路線巡回を行い、臭気による安全確認を行う。 ② 漏洩のおそれのある部分に関しては、ガス検知器にて危険度を判断し適切な対応を行う。 3 製造・供給設備に関して供給を継続することができるよう、復旧作業並びに設備点検を行う。 特に電力設備については、早期に復旧できるように東北電力との連絡を密にする。 4 復旧資材に関して直ちに資材・機材を確保するよう手配する。
応援協力活動	復旧に長時間かかることが予想される場合は、(社)日本ガス協会東北部会等に応援を要請する。

第3 上水道施設

応急体制の整備	水道事業者は、市町村災害対策本部の中に、給水対策部門を設けるものとし、その組織・構成については、次の例を参考に定める。
情報の収集伝達	水道事業者は地震が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害の把握に努めるとともに、消防機関との連絡を保持する。 また、被害状況及び復旧の見通し、給水活動の状況について保健所長に報告する。
広報活動	水道事業者は、断水した場合、住民に対し被害の状況、復旧の見通し等について、テレビ、ラジオ等により適切な広報を実施する。
応急復旧活動	<ol style="list-style-type: none"> 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに、速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。 施設が被災したときは、被災箇所から有害物等が混入しないように措置する。 特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。 水道事業者は応急給水、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道災害相互応援計画」に基づき、支部長に応援を要請する。 自衛隊の応援を必要とする場合は、市町村は県に派遣要請をする。
応援協力活動	<ol style="list-style-type: none"> 水道事業者は、指定水道工事事業者等と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保しておくとともに、必要があるときは、近隣市町村又は被災地域外の水道工事事業者等に応援・協力を求める。 水道工事事業者、水道資機材の取扱い業者及び防災関係機関は、水道事業者の行う応急復旧活動に協力する。 県は、市町村相互間の応援・協力について、必要な斡旋、指導及び要請、又は用水の緊急応援命令等適切な措置を講じ、被災地の水道の早期復旧に努める。

【上水道施設の応急復旧体制系統図】



第4 下水道施設

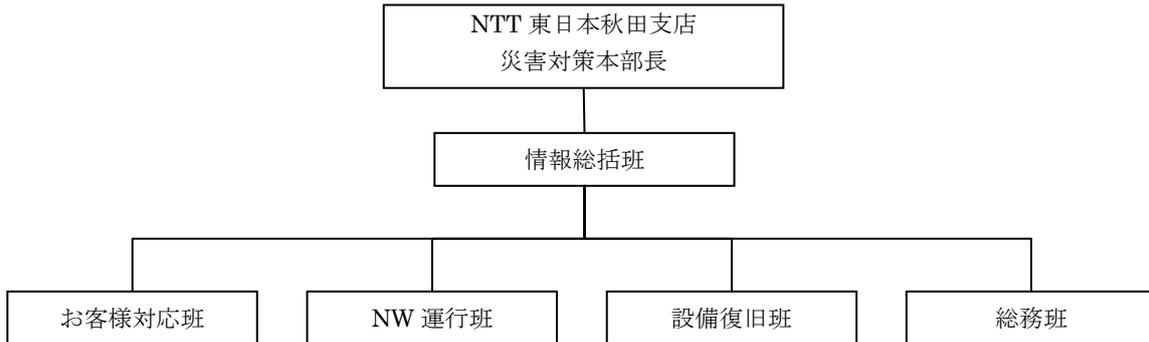
施設被害の把握	各下水道管理者は、災害発生とともに施設のパトロールをし、被害情報を収集する。
広報活動	テレビ、ラジオ、広報車、パンフレット等を利用して、被害の状況及び復旧の見通しなどについて広報する。
応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保を目的とし、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮した応急復旧工事を実施する。 2 ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るための応急復旧工事を実施する。 3 停電、断水等による二次的な災害に対しても、速やかに対処する。

第5 電信電話施設

NTT東日本秋田支店	
災害時の対策組織体制	<p>地震災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、次の対策組織を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡室 2 災害対策本部
動員体制	<p>防災業務の運営、あるいは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について措置方法を定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社員の非常配置 2 社員の非常招集方法 3 関係相互間に対する応援要請方法 4 工事請負業者の応援要請方法
被害状況の把握と情報連絡体制	<p>地震災害において、被害状況の把握と情報連絡並びに重要通信を確保するための諸活動が初動措置として重要であることから、次の初動措置を迅速に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の把握 <ol style="list-style-type: none"> ① 被害の概況調査 ② 社内外からの被害に関する情報の迅速な収集 ③ 被害の詳細調査 ④ 現地調査班等による被害の全貌把握 2 情報連絡 <ol style="list-style-type: none"> ① 情報の記録・分析 ② 情報連絡用打合せ回線の作成 ③ 情報連絡担当者の選定、連絡、連絡先の確認 ④ 状況により情報連絡要員の増員等体制強化 ⑤ 社外の災害対策機関との連絡、協力 ⑥ 気象、道路状況等に関する情報の収集
広報活動	<p>地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合は、又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、支店前掲示及び広報車により地域の住民等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたっての広報活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧に関してとられている措置及び応急復旧状況 2 通信の途絶又は利用制限の状況と理由 3 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ 4 住民に対して協力を要請する事項 5 その他必要な事項

復旧資材等の確保	<p>応急復旧に必要な資材については当該支店保有の資材を使用するが、不足が生じるときは、NTT 東日本本社及び各支店等が保有する資材を使用する。</p> <p>また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、次の災害対策用機器材等を配備している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 孤立防止用可搬型衛星通信装置 2 ポータブル衛星通信車 3 移動電源車及び可搬電源装置 4 応急復旧ケーブル 5 その他の応急復旧用諸装置
----------	---

【NTT東日本秋田支店災害対策本部組織図】



NTTドコモ東北支社秋田支店	
災害時の組織体制	<p>災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合に対応する次の災害対策組織をあらかじめ編成しておく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡室 2 支援本部 3 災害対策本部 4 支店災害対策本部
動員体制	<p>災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した時の業務運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社員の非常配置及びサービス基準 2 社員の非常招集の方法 3 関係組織相互間の応援の要請方法
重要通信の確保	<p>災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時その通状況を監視し、通信リソースを効率的に運用する。</p> <p>また、災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い、通信のそ通を図り重要通信を確保する。</p>
広報活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。 2 テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ、広報車等で直接当該被災地住民に周知する。
災害対策用資機材等の確保と整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用資機材等の確保 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。 2 災害対策用資機材等の輸送 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

第4編 火山災害対策

第4編 火山災害対策

他編に定めるもののほか、火山災害対策に関しては本編による。

第1章 火山防災と秋田県の活火山

第1節 火山防災の基本理念

第1 関係機関との連携

火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、学識者においては、共通認識の下、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、一体となって防災対策を進めることが必要である。

特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識者等専門家との緊密な連携を図るものとする。

- (1) 噴火に伴って発生する現象が多岐にわたる。
- (2) 長期化するおそれがある。
- (3) 被害が複数の市町村に及ぶ。
- (4) 被害や影響が多方面にわたる。

第2 火山防災の目標に関する基本理念

災害を可能な限り小さく抑えること、特に人的被害を抑えることを対策の最優先目標とし、必要な対策をできることから実現していくとの観点から、対策の目標とする基本理念を以下のとおりとする。

基本理念： 噴火はいつか起こることを前提に（噴火は防げない）、たとえ起こっても被害を少なくするため（災害は軽減できる）、必要な対策をできるところから実行し、「火山と共生」する「防災先進地域」（災害に強い県土づくり）を目指す。

第2節 秋田県の活火山

1 概況

秋田県には、十和田、八幡平、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山及び鳥海山の6活火山があり、溶岩の流出と火山砕屑物の累積が交互に繰り返されて山体を形成している。

また、男鹿半島の一ノ目湯、二ノ目湯、三ノ目湯及び戸賀湾など爆発により形成された火口に水を湛えたもの、田沢湖、十和田湖のように火口のカルデラに水を湛えたものなどが存在する。

火山噴火予知連絡会では平成15年1月に活火山の定義を変更し、それまで「過去およそ2,000年以内に噴火した火山、又は現在活発な噴気活動のある火山」を活火山としていたが、国際的にも一般化している「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と定義の見直しを行った。この見直しにより県内で新たに指定された火山はない。

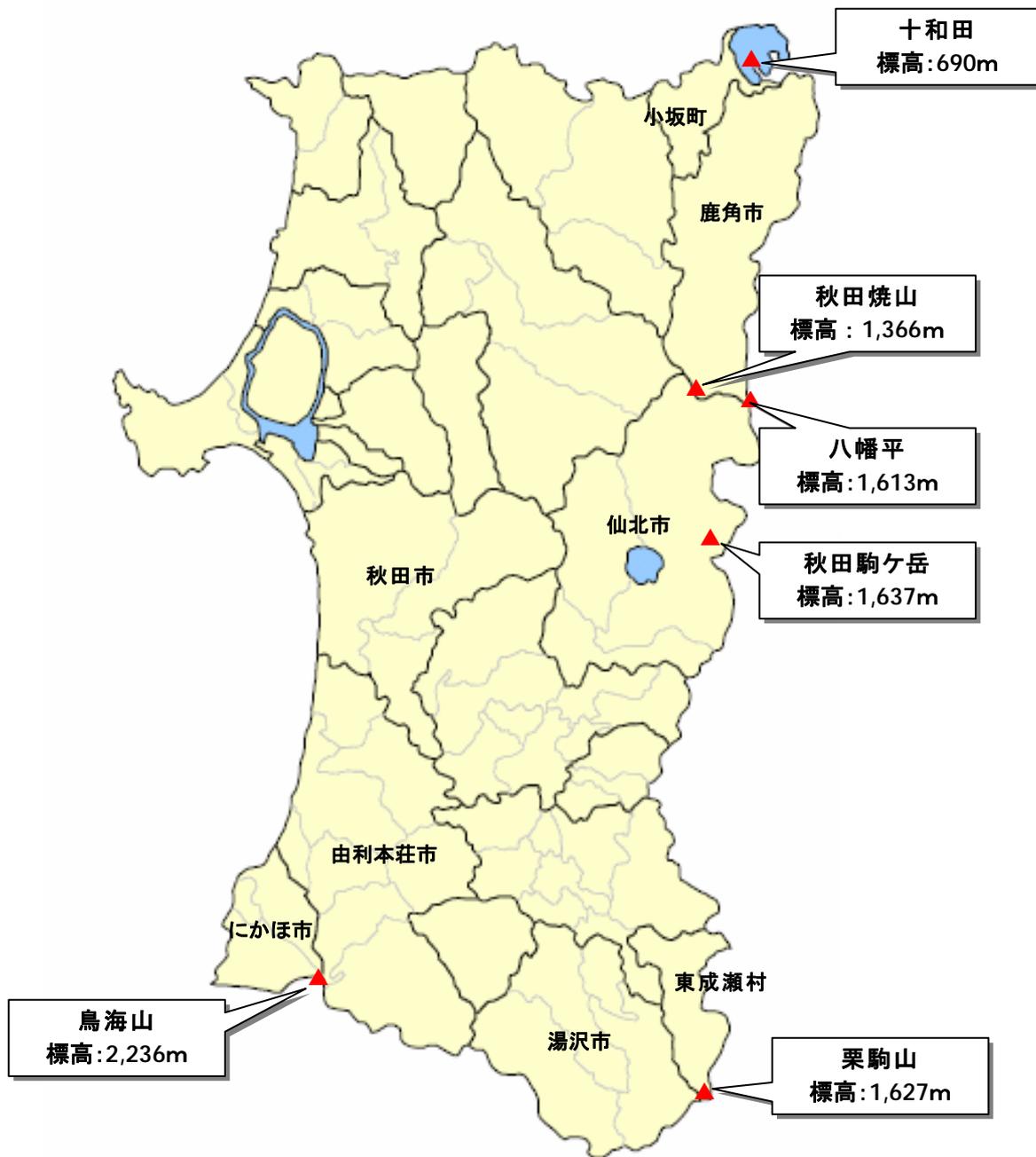
また、同時に火山噴火予知連絡会は過去の火山活動の頻度や規模などを基に活火山ランク分けを行った。

ランク分けにあたっては、過去100年間の観測データと過去1万年間の噴火履歴の両面から活動度の評価を行い、それぞれを数式化した活動度指数（注）を求め、その指数によりA、B、Cの3ランクとした。

（注）100年活動度指数と1万年活動度指数は（活動頻度＋噴火規模＋活動様式）で表現した。

いずれも活動度指数が高いほど活発な活動があった火山といえる。

【秋田県の活火山】



【火山活動度のランク分け】

ランク	定義	県内の該当火山
A	100年活動度指数あるいは1万年活動度指数が特に高い火山	なし
B	100年活動度指数あるいは1万年活動度指数が高い火山	十和田、秋田焼山、栗駒山、秋田駒ヶ岳、鳥海山
C	100年活動度指数及び1万年活動度指数が共に低い火山	八幡平

2 火山現象と災害

火山活動に伴う災害では、火山の噴火に伴う噴石・火山灰・溶岩流・火砕流・火山泥流、又は硫化水素などの毒性が強い火山性ガスによる直接的な被害のほか、火山地域を水源とする河川の酸性化、又は噴煙に含まれる微粒子が成層圏まで上昇し、これによる日射量の減少などによる間接的な被害があり、これらの現象により被る影響は長期間におよび、時には多くの被害をもたらすことがある。

【火山災害の主な現象】

噴煙	<ol style="list-style-type: none"> 1 噴火時に火口から上昇する煙状又は雲状のものをいう。 2 噴火によって火口から噴出する噴煙の高度は、ほぼ噴火のエネルギーに比例している。 3 噴煙の高さは、国内の火山で約 20 kmまで上昇したとする研究報告がある。 しかし、国外では 70 kmまでの記録があり、噴煙に含まれる微粒子が成層圏までに達し地球上の各地で異常な大気現象が観測され、併せて地表への日射量の減少も観測されている。 4 噴煙に含まれる微粒子を飛行中の航空機エンジンが吸い込み、エンジンの停止・損傷が報告され、これにより空路の変更や空港の閉鎖などが報告されている。
噴石	<ol style="list-style-type: none"> 1 火山爆発は、多量の火山岩片を火口から放出する。 2 噴石の飛び散る範囲は、爆発の強さと火口を飛び出す初速度により決定され、風の影響が小さい 64mm 以上の噴石は初速度が毎秒 100m 程度で 2～3 km、毎秒 200m 程度では 7～8 kmにも達する。 3 赤熱噴石（火山弾）は火口を飛び出す時は 1,000℃前後で、落下した時も高温を保ち、樹木や草木に火災を発生させる危険性がある。
降灰	火山灰の降灰範囲は、噴火口の高さ・位置、噴出量、噴出高度、粒子の大きさ、季節、風の強さ及び風向が要因となり、かなり遠方まで降灰することもある。
溶岩流	<ol style="list-style-type: none"> 1 溶岩流の速度及び経路は、山体形状、火口位置・規模、噴出量や溶岩の組成により決定される。 2 溶岩の流速は毎秒 2～3m程度、温度は 1,000～1,200℃で、樹林地帯の火災、田畑・果樹などの農畜産関係への被害が想定される。
火砕流	粘性の高い溶岩が火口付近に溶岩ドームを形成し、続けて上昇する溶岩により溶岩ドームが押し上げられ、この力で溶岩ドームの一部が破砕し、ここから吹き出す高温の岩片・火山灰・気体が一体となって高速度で山腹に沿って崩落する現象であり、雲仙普賢岳の大火砕流は記憶に新しい。
火山泥流	火口付近の高温の水蒸気や溶岩による融雪、また強い降雨により、岩片・火山灰などが水と混合し高速で流下する現象で、時速約 30～60 km、時には時速 100 kmまでに達し、下流域に大きな土砂災害をもたらすことがある。

3 指定活火山及び周辺の概況

十和田

標高	690m	カルデラ縁の最高点は御鼻部山：1,011m
位置	北緯 40度27分34秒 東経 140度54分36秒	御倉山：三角点（座標：世界測地系）

◎ 概要

二重のカルデラと後カルデラ溶岩ドームとからなる。約5万5,000年前に現在の十和田カルデラの位置から爆発的なプリニー式の噴火が起こり、大規模なデイサイト質の降下軽石及び奥入瀬火砕流の噴出があった。

約2万5,000年前には流紋岩質の降下軽石の大不動火砕流が流出、1万3,000年前には大量の火砕流（八戸火砕流）を流出して、直径11kmの第1カルデラが形成された。

その直後カルデラ内南部に小型の安山岩火山（五色岩火山）が生じ、5,000年前頃まで数回の軽石噴火があり山頂部に直径3kmの第2カルデラを生じた。（現在2つの半島に囲まれている中湖）（高橋：1999）第2カルデラ形成後には、溶岩ドーム（御倉山と湖上の御門石）が生じているが、このうち御倉山溶岩ドームは約1,000年前の軽石噴火に引き続いて形成された。

◎ 最近1万年間の活動

1万3,000年前の大規模噴火によって、十和田カルデラの大部分が形成された。

カルデラ形成後、約2,000年間にわたって安山岩質マグマの活動が続き、五色岩成層火山が形成された。

その後、約1万年前からは珪長質マグマが活動し、約8,500年前と5,400年前に大規模な降下軽石が噴出した（南部降下軽石、中せり降下軽石）。

最新の活動は、約1,000年前の平安時代に発生し（古文書によると915年）、プリニー式噴火による降下軽石噴出後に、大規模な火砕流（毛馬内火砕流）が流出した。（Hayakawa：1985）

◎ 火山活動の記録

西暦	和歴	活動記録
915年	延喜15年	軽石噴火（大湯降下火砕物層と毛馬内火砕流）に続き御倉山溶岩ドームの生成

◎ 観測体制

実施機関	観測機器・観測項目
東北大学	カルデラ南縁から南西17kmの大湯に地震計を設置・観測
仙台管区気象台	機動観測

◎ 火山付近の状況・観光客

耕地・水源となる河川	火山付近に耕地はないが、景勝地として観光開発が進んでいる。 水源となる河川としては大川沢川がある。
観光客	十和田八幡平国立公園（十和田）…約97万人

※ 観光客数は年間で、「平成21年秋田県観光統計」（県観光課）による。

◎ 火山付近の居住地区、人口・世帯

(平成22年3月現在)

市町村	居住地区名	人口	世帯	火山からの	
				方向	距離
小坂町	字休平	71	36	南南西	4km
	中ノ平	2	1	南南西	6km
	生出	0	0	南西	6km
	鉛山	6	3	西南西	6km
	大川岱	60	23	西	6km
	銀山	6	2	西北西	7km
	滝ノ沢	3	2	西北西	7km
	ムジシ	0	0		
	神田	0	0		
	元山	0	0		
	御花部	0	0		
	計	148	67		

八 幡 平

標高	1,613m	
位置	北緯 39度57分28秒 東経 140度51分15秒	八幡平：三角点（座標：世界測地系）

◎ 概要

主に安山岩（SiO₂ 53～69%）の成層火山群で、山頂部は高原状であり、火口湖・八幡沼などの小湖沼に富み、硫気孔・温泉・泥火山が特に多く、硫黄の採掘（松尾鉦山）が行われたことがある。

◎ 最近1万年間の活動

山頂部の泥炭中には八幡平火山起源の降下火山灰が少なくとも3枚存在し、このうち上位2枚の噴出年代は、それぞれ約6,000年前と7,000年から9,000年前である。（和知ほか：2002）

◎ 火山活動の記録

西 暦	和 歴	活動記録
1973年	昭和48年	10月中旬～下旬地震群発
1996年	平成8年	12月21日～22日地震群発
1996年	平成8年	12月31日地震活動

◎ 観測体制

実施機関	観測機器・観測項目
東 北 大 学	北西7kmに焼山観測点
仙 台 管 区 気 象 台	機動観測
産 業 技 術 総 合 研 究 所	臨時観測（異常現象の発生、又は発生の兆候が認められるとき）

◎ 火山付近の状況・観光客

耕地・水源となる河川	火山から5～10kmの範囲には、小規模の牧草地と耕地がある。
観 光 客	十和田八幡平国立公園（八幡平）…165万人 秋田八幡平スキー場…約9万7,000人

※ 観光客数については、「平成21年秋田県観光統計」（県観光課）による。

※ 国立公園については年間の観光客数、スキー場についてはシーズン中（11月～3月）の利用者数。

◎ 火山付近の居住地区、人口・世帯

（平成22年3月現在）

市町村	居住地区名	人 口	世 帯	火山からの	
				方 向	距 離
鹿角市	水沢（水沢・梨ノ木平・坂比平）	179	52	北北西	10 km
	トコロ（後生掛・銭川各温泉）	29	21	北西	7～8 km

秋田駒ヶ岳

標高	1,637m	
位置	北緯 39度45分40秒 東経 140度47分58秒	駒ヶ岳、男女岳：三角点（座標：世界測地系）

◎ 概要

玄武岩～安山岩（SiO₂ 49～59%）の二重式成層火山で、山頂部北東側の北部カルデラ（1.2 km×1 km）と南西側の南部カルデラ（3 km×2 km）が相接しており、カルデラ形成期の火砕流堆積物・降下火砕物が山麓や火山東方に分布する。

北部カルデラは男女岳（最高峰）などの火砕丘や溶岩にほとんど埋積されており、カルデラ北縁から北西方に溶岩が流下している。

男岳は北部・南部両カルデラの接合部西縁上の峰にあり、南部カルデラには女岳・小岳・南岳火砕丘があり、それらからの溶岩流がカルデラ底を覆い、カルデラ南西縁から溶岩が西方に流下している。

20世紀初頭までは北部カルデラ内の硫黄沈澱物から硫気の上昇が認められていた。

また、山麓には温泉が多くみられる。有史以後、水蒸気爆発しか知られていなかったが、1970年から1971年の噴火では溶岩流を流出し、小爆発を反復した。

秋田駒ヶ岳は、別名を駒形山、又は御駒山ともいう。

◎ 最近1万年間の活動

約1万1,000年前に、山頂付近から規模の大きなプリニー式噴火や火砕流（小岩井軽石、生保内火砕流）の噴出、さらに水蒸気プリニー式噴火（柳沢軽石）が発生し、南北2つのカルデラが形成された。その後、カルデラ内で後カルデラ活動が起こり、プリニー式噴火やブルカノ式噴火によって大量の火砕物を噴出し、女岳や小岳などの火砕丘が形成された。

カルデラ形成後の活動は約7,000年から4,000年前と約4,000年～1,000年前に集中している。（和知ほか：1997）

◎ 火山活動の記録

西暦	和歴	活動記録
807年	大同2年	噴火？
1888～1905年	明治21～38年	小噴火？
1890年	明治23年	12月～翌年1月噴火：鳴動、噴石
1932年	昭和7年	7月21日～30日噴火・新火口、新噴石丘生成。 泥流、降灰、樹木の枯死、有害ガスの発生
1933年	昭和8年	3月20日～鳴動、女岳白煙、国見温泉急騰
1942年	昭和17年	10月18日～25日地震群発
1962年	昭和37年	12月10日～12日地鳴りを伴う地震群発（最大震度4程度）
1970～1971年	昭和45～46年	噴火 ・1970年8月末頃、女岳山頂付近に噴気孔生成 ・9月15日、更に新たな噴気孔が出現し、9月18日より噴火 ・以後頻繁に爆発（ストロンボリ式噴火） ・溶岩流出、噴出物総量 $1.7 \times 10^6 \text{m}^3$ 、1971年1月26日まで続く

1972年	昭和47年	噴気地帯新生
1975年	昭和50年	2月噴気：女岳の北側山腹で噴気活動活発
1976年	昭和51年	7月噴気 ・女岳山頂及びその付近で地中温度が1年前に比べてやや上昇 ・噴気活動も多少活発化
1988年	昭和63年	6月19日～22日 ・南西山麓（生保内付近）で地震群発、最大M3.9（盛岡震度1）
2003年	平成15年	6月北西山腹で地震群発
1970～1971年	昭和45～46年	噴火 ・1970年8月末頃、女岳山頂付近に噴気孔生成 ・9月15日、更に新たな噴気孔が出現し、9月18日より噴火 ・以後頻繁に爆発（ストロンボリ式噴火） ・溶岩流出、噴出物総量 $1.7 \times 10^6 \text{m}^3$ 、1971年1月26日まで続く
1972年	昭和47年	噴気地帯新生
1975年	昭和50年	2月噴気：女岳の北側山腹で噴気活動活発
1976年	昭和51年	7月噴気 ・女岳山頂及びその付近で地中温度が1年前に比べてやや上昇 ・噴気活動も多少活発化

◎ 観測体制

実施機関	観測機器・観測項目
東 北 大 学	女岳の西側約4kmに秋田駒ヶ岳観測点
仙 台 管 区 気 象 台	女岳の北東約2kmに地震計、傾斜計、空振計、北西約4kmに地震計とGPS、北東約10kmに地震計を設置して連続監視
東 北 地 方 整 備 局	女岳から約4～6kmに地震計3点、約2～5kmに監視カメラを3点設置
産 業 技 術 総 合 研 究 所	臨時観測（異常現象の発生、又は発生の兆候が認められるとき）
東 京 大 学	
秋 田 大 学	
弘 前 大 学	
東 北 大 学	
東 京 工 業 大 学	

◎ 火山付近の状況・観光客

耕地・水源となる河川	火山から半径5km以内に耕地はない。 5～10km範囲の仙北市生保内や田沢地区では水田や畑作が行われている。
観 光 客	田沢湖抱返り県立自然公園…約152万人 たざわ湖スキー場…約11万人

※ 観光客数については、「平成21年秋田県観光統計」（県観光課）による。

※ 県立自然公園の観光客数は年間、スキー場についてはシーズン中（11月～3月）の利用者数。

◎ 火山付近の居住地区、人口・世帯

(平成22年3月現在)

市町村	居住地区名	人口	世帯	火山からの	
				方向	距離
仙北市	田沢湖田沢大山	85	31		
	〃 田沢西村	31	12		
	〃 田沢見付田	21	8	西	10km
	〃 田沢仲村	52	17		
	〃 田沢前通	58	25		
	〃 田沢銅屋	61	19	西	8km
	〃 田沢先達	166	58	西南西	7km
	〃 田沢春山	69	24	西南西	9km
	〃 生保内石神	246	67	西南西	9km
	〃 生保内田沢湖高原	83	46	北西	4km
	〃 生保内特養ホーム	45	45		
	〃 生保内高野	295	112		
	〃 生保内造道	152	53	南西	9km
	〃 生保内下中生保内	258	92	南西	8km
	〃 生保内上中生保内	187	68	南西	8km
	〃 生保内上滝沢	196	69		
	〃 生保内武蔵野	1,616	660	南西	8km
	〃 生保内栄町	47	23		
	〃 生保内新町営住宅	29	20		
	〃 生保内大杉沢団地	310	117	南西	8km
	〃 生保内柳沢団地	97	36		
	〃 生保内(中学校前)男坂下3	117	50		
	〃 生保内男坂上	129	54	南西	11km
	〃 生保内男坂下	162	62	南西	11km
	〃 生保内駅前	95	42		
	〃 生保内横町	140	51		
	〃 生保内宿北	143	47		
	〃 生保内宿南	143	47		
	〃 生保内久保	165	63		
	〃 生保内沼田	120	44		
〃 生保内手倉野相内端	243	86			

秋田焼山

標高	1,366m	
位置	北緯 39度57分50秒 東経 140度45分25秒	焼山：三角点（座標：世界測地系）

◎ 概要

直径約7km、比高約700m、緩傾斜（15度以下）の山体からなる小型の成層火山である。

主に安山岩（SiO₂ 58%）の主山体頂部に直径600mの山頂火口（外輪山）があり、焼山山頂はその南西縁にある。

2個のデイサイトの溶岩ドームが火口底の中央火口丘鬼ヶ城（SiO₂ 71%）と火口南東縁にある。

主山体東側に側火山梅森があり、その中央火口丘国見台から東に溶岩が流出しており、主山体南側にも側火山黒石森がある。

焼山山頂付近は硫気変質が著しく、山頂火口や山麓に多くの温泉がある。

西麓の玉川温泉は強酸性で、北投石（鉛を含む重晶石）の沈澱が有名である。

有史以後の噴火は鬼ヶ城や北面の爆発火口、空沼からの泥流流出などがある。

また、秋田焼山は、別名を熊沢山、硫黄山とも呼称されている。

◎ 最近1万年間の活動

山頂部で梅森西溶岩ドームが形成された（大場：1991）。

その後、山頂部を給源とする水蒸気爆発が少なくとも3回（14～15世紀、15～17世紀又は17世紀以降）発生している（伊藤：1998）。これ以外に堆積物としては保存されていない、ごく小規模な水蒸気爆発が歴史時代においても何回も発生していると思われるが詳細は不明である。

◎ 火山活動の記録

西 暦	和 歴	活動記録
807年	大同2年	噴火？
1867年	慶応3年	噴火？
1887年	明治20年	噴火？
1890年	明治23年	9月23日噴火？：降灰？
1929年	昭和4年	9月噴火？：降灰？
1948年	昭和23年	噴火：泥粒が5～7km飛散
1949年	昭和24年	8月30日～9月1日噴火：空沼（旧火口）の4箇所噴火があり、厚さ0.8m、長さ200m程度の泥流を流出
1951年	昭和26年	噴火：泥飛散
1957年	昭和32年	噴火：泥流
1997年	平成9年	5月11日北西山麓の澄川温泉で地すべりに伴い水蒸気爆発
1997年	平成9年	8月16日噴火：火山性微動の発生とともに空沼火口で水蒸気爆発

◎ 観測体制

実施機関	観測機器・観測項目
東 北 大 学	焼山山頂の北東 5 km の地点に地震計を設置し常時観測 北北東約 40 km の大湯に観測点
仙 台 管 区 気 象 台	秋田焼山の西約 3 km に GPS、南西約 4 km に地震計、傾斜計、空振計を設置して連続観測
産 業 技 術 総 合 研 究 所	臨時観測
秋 田 大 学	臨時観測（異常現象の発生、又は発生の兆候が認められるとき）

◎ 火山付近の状況・観光客

耕地・水源となる河川	火山から 5～10 km の範囲には、わずかな牧草地と耕地がある。
観 光 客	十和田八幡平国立公園（八幡平）…165 万人 秋田八幡平スキー場…約 9 万 7,000 人

※ 観光客数については、「平成 21 年秋田県観光統計」（県観光課）による。

※ 国立公園については年間の観光客数、スキー場についてはシーズン中（11 月～3 月）の利用者数。

◎ 火山付近の居住地区、人口・世帯

（平成 22 年 3 月現在）

市町村	居住地区名	人 口	世 帯	火山からの	
				方 向	距 離
鹿角市	水沢（水沢・梨ノ木平・坂比平）	179	52	北北東	10 km
	トロコ（後生掛・銭川各温泉）	29	21	東北東～北東	3～5 km
仙北市	田沢湖玉川温泉	9	9	西	3 km

栗駒山

標高	1,627m	
位置	北緯 38度 57分 39秒 東経 140度 47分 18秒	酢川岳：三角点（座標：世界測地系）

◎ 概要

安山岩の二重式成層火山。外輪山は成層火山であり南側だけが残存し、その東端が最高峰の大日岳（SiO₂ 55%）である。中央火口丘の剣山は平坦な溶岩ドームで、硫気活動が盛んである。

火山体を形成している噴出物から得られた最新の年代分析値は、約 11 万年前である。

さらに、最新の溶岩ドーム（剣岳）は、数万年内に噴出した可能性がある（藤縄ほか：2001）。

有史以後の活動は、爆発火口内での噴火、泥土噴出などで、周辺では地震活動が活発である。

栗駒山は、別名を須川岳、酢川岳、大日岳、駒ヶ岳、又はお駒岳ともいう。

◎ 最近 1 万年間の活動

1 万年以内の噴火活動に関する詳細な年代分析値は、報告されていない。

山頂付近や山頂の北側斜面に分布する表土（クロボク）中に堆積している火山灰の分析では、915 年（十和田 a 火山灰）以降に少なくとも 2 回（1944 年の小噴火を含む）の水蒸気爆発が起き、約 5,400 年前（十和田一中せり火山灰）から 915 年の間にも少なくとも 2 回の水蒸気爆発が起きている。（熊井・林：2002）

◎ 火山活動の記録

西 暦	和 歴	活動記録
	享保年間	噴火？（享保年間とは 1716 年～1736 年）
1744 年	寛保 3 年	2 月 3 日 噴火
1944 年	昭和 19 年	11 月 20 日 小噴火 ・泥土を噴出し、岩手県磐井川が濁り、魚類多数死ぬ ・爆発地点は最高峰大日岳の北西斜面海拔 1,280m の地点で、泥土を飛散させ凹地を形成し、その後水を湛えて「昭和湖」といわれている
1946 年	昭和 21 年	6 月 温泉水の酸性強まる
1950 年	昭和 25 年	1 月 18 日 鳴動
1957 年	昭和 32 年	8 月 11 日～15 日 鳴動 ・地震群発 64 回、秋の宮温泉では温泉水が一時白濁した
1985 年	昭和 60 年	3 月～4 月 南西約 10 km の山麓で地震群発、最大 M5.3
1986 年	昭和 61 年	6 月～1987 年（昭和 62 年）12 月に北東山麓で地震群発、最大 M5.0

◎ 観測体制

実施機関	観測機器・観測項目
仙台管区气象台	栗駒山の南東約 3km に地震計、傾斜計、空振計、南南東約 20km に遠望カメラを設置し連続観測

◎ 火山付近の状況・観光客

耕地・水源となる河川	山頂から半径 10 km の範囲では耕地は少ない。 火山を源とする河川は飲用に多く使用されている。
観 光 客	栗駒国立公園…約 37 万人 ジュネス栗駒スキー場…約 3 万 8,000 人

※ 観光客数については、「平成 21 年秋田県観光統計」（県観光課）による。

※ 公園の観光客数は年間、スキー場についてはシーズン中（11 月～3 月）の利用者数。

◎ 火山付近の居住地区、人口・世帯

東成瀬村仁郷山国有林地内であり、平成 22 年 3 月現在、居住者はいない。

鳥海山

標高	2,236m	
位置	北緯 39度05分57秒 東経 140度02分56秒	新山：測定点（座標：世界測地系）

◎ 概要

玄武岩～安山岩（SiO₂ 51～62%）の二重式成層火山で、基底の直径は東西 26 km、南北 14 kmで、地形的にはなだらかで侵食が進んだ西鳥海山と、やや急峻で新しい溶岩地形をもつ東鳥海山に二分され、それぞれの山頂部に山体崩壊によって生じた馬蹄形カルデラがある。

活動史は大きく次の3期に区分される。

- ・第1期 … 火山の主体を形成した時期
- ・第2期 … 溶岩が西鳥海山の表面を覆った時期
- ・第3期 … 山体東部に円錐形の東鳥海山が形成された時期（西山腹猿穴火口からの溶岩流含む）

約 2,600 年前、東鳥海山の山頂部が崩壊して岩屑なだれが北から北西に流下し、北に開く馬蹄形カルデラが生じた。

象潟、由利原の多数の流れ山はこの堆積物の地形であり、同カルデラ形成後、カルデラ内山頂部付近の活動が続き、溶岩流がカルデラの約 3 分の 1 を堆積した。

東鳥海山の 2 つの中央火口丘のうち、新山（別名、亨和岳）は、1801 年の噴火で生じた溶岩ドームがあり、有史後の活動は 1801 年の噴火以外は火山灰の放出で泥流を生じやすい。

また、鳥海山は、別名を出羽富士、秋田富士、又は羽山とも呼ばれている。

◎ 最近 1 万年間の活動

約 2 万年前から、主に現在の山頂を作る東鳥海火山体の形成時期にあたる。一方、縄文時代には山体西部の猿穴火口で噴火活動が発生し、溶岩流が日本海に達した。

その後、約 2,600 年前には東鳥海火山体の山頂付近で大規模な山体崩壊が起こり、北に開いた馬蹄形カルデラが形成された。

この時の崩壊堆積物は象潟岩屑流と呼ばれ、北から北西麓に広く分布している。

その後の活動は、この馬蹄形火口内における溶岩の流出と水蒸気爆発が主体である、歴史に残る 1801 年の噴火活動では、新山溶岩ドームが形成された（林：1984、中野：1993）。1974 年には小規模な水蒸気爆発があった。（宇井：1975）

◎ 火山活動の記録

西 暦	和 歴	活動記録
577年	敏達天皇6年	鳴動?
578年	敏達天皇7年	噴火?:新火口丘生成?
708~714年	和胴元~7年	噴火?
804~806年	延暦23年~ 大同元年	噴火?
	弘仁年間	噴火?(弘仁年間とは810~823年)
	天長年間	噴火?:泥流(天長年間とは824~832年)
839年	承和6年	噴火?
850年	嘉祥3年	噴火?
862年	貞観4年	異常?
864年	貞観6年	異常?
871年	貞観13年	5月5日噴火 ・泥流が流下、川の水が青黒く変色して氾濫、堤防が崩壊、魚類多数死ぬ。
876~886年	貞観18年~ 仁和2年	ときどき異常?
939年	天慶2年	噴火
1659年	万治2年~	4月~噴火:4年~5年続き稲作に被害
1740年	元文5年~	噴火 ・荒神ヶ岳の南東側山腹火口から噴煙多量 ・硫黄化合物が北側の川に流入し、水田・川魚に被害 ・噴火数年間続く
1801~1804年	享和元年~ 文化元年	噴火 ・新火口丘生成 ・活動は前年冬から始まり、この年(1801年)の3月頃から噴煙絶えず、8月下旬に噴火は最も激しくなり、荒神ヶ岳付近で爆発、噴石、灰を噴出し、新山(享和岳)を形成・登山者8名噴石で死亡
1804年	文化元年	7月10日象潟地震 ・由利・飽海・田川郡で死者333名、倒壊家屋5,500余棟、土地隆起、津波
1821年	文政4年	5月23日噴火:新山・七高山付近
1834年	天保5年	7月9日噴火?:川魚等死ぬ
1974年	昭和49年	3月1日噴火 ・新山の東側火口で噴火し、噴煙、降灰(水蒸気爆発)、6日に泥流 ・4月8日から新山西側及び荒神ヶ岳の割れ目から噴煙 ・4月24日黒煙と泥流 ・4月28日に北方26kmまで降灰 ・5月8日の灰色噴煙を最後に以後は弱い噴気、噴出物総量約1×10 ⁵ m ³
1987年	昭和62年	7月11日南東約5kmで地震(M3.3) ・11月25日~12月1日北西15kmの象潟で地震群発

◎ 観測体制

実施機関	観測機器・観測項目
東 北 大 学	新山山頂の南南西 10 km の湯ノ台に地震計と傾斜計を設置・観測
仙台管区気象台	鳥海山の西約 10 km に地震計、GPS、傾斜計、空振計、北西約 13 km に遠望カメラを設置し連続観測
秋 田 大 学	臨時観測（異常現象の発生、又は発生の兆候が認められるとき）
山 形 大 学	
東 京 大 学	

◎ 火山付近の状況・観光客

耕地・水源となる河川	山頂から半径 9 km 以遠に耕地があり、半径 10 km 円内の耕地は少ない。 火山に源を発生する河川から用水の取水が多い。
観 光 客	鳥海国定公園…約 118 万人 鳥海高原矢島スキー場…約 6 万 3,000 人

※ 観光客数については、「平成 21 年秋田県観光統計」（県観光課）による。

※ 公園の観光客数は年間、スキー場についてはシーズン中（11 月～3 月）の利用者数。

◎ 火山付近の居住地区、人口・世帯

（平成 22 年 3 月現在）

市町村	居住地区名	人 口	世 帯	火山からの	
				方 向	距 離
由利本荘市	鳥海地域猿倉	291	71	北東	11 km
	鳥海地域百宅	89	39	東北東	10 km
にかほ市	象潟町小砂川字観音森	15	6	西北西	10 km

第2章 災害予防計画

第1節 計画の方針

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、県民一人ひとりはその自覚を持ち、平時から災害に対する備えと心がけが重要である。また、火山災害発生時には、初期消火など自らができる防災活動を始め、県、市町村及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティー団体等の参加による訓練、並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものである。

また、起こりうる火山災害から人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実し、その実践を促進する「県民運動」を展開していくものとする。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、平時から県民に対し、「火山に関する基礎知識」、「秋田県の歴史上の火山災害とその教訓」の知識と、火山災害発生時の対応などに関する防災知識の普及啓発を図るものとする。

第2節 防災訓練計画

実施機関	各機関
------	-----

第1 訓練項目

県、市町村及び各防災関係機関は、次の訓練を計画的に実施する。

1 通信情報連絡訓練	2 職員非常招集訓練	3 自衛隊災害派遣要請訓練
4 避難訓練	5 消防訓練	6 避難勧告訓練
7 上空・地上偵察訓練	8 救出・救助訓練	9 水防訓練
10 医療救護訓練	11 交通規制訓練	12 施設復旧訓練

第2 各訓練項目において留意すべき点

県及び市町村は、災害に対する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

1 通信情報訓練

災害により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、非常無線等その他の手段を用いた通信訓練を実施すること。

2 職員非常招集訓練

火山災害を想定し、非常招集訓練を実施すること。

3 避難勧告訓練

災害により各現象が発生のおそれがあると認められる場合や発生した場合を想定し、地域住民等に対する避難勧告等の訓練を実施すること。

4 上空・地上偵察訓練

災害により各現象が発生した場合を想定し、ヘリコプターによる上空偵察訓練や車両等による地上からの偵察訓練を実施すること。

5 避難訓練

災害により各現象が発生した場合を想定し、住民の避難訓練を実施すること。

6 救出・救助訓練

災害により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。

7 医療救護訓練

災害により多数の傷病者が発生した場合を想定し、医療救護所の開設や傷病者のトリアージ及び応急手当等の医療活動訓練を実施すること。

8 施設復旧訓練

災害によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

第3節 防災情報の収集・伝達計画

実施機関	各機関
------	-----

第1 観測体制の整備

- 1 気象庁は、気象、地震、火山現象等に関する観測施設を適切に整備、配置し、災害に結びつく自然現象の的確な把握や、気象警報・注意報等の防災情報の質的向上を図る。
- 2 気象庁、県、市町村、防災関係機関、大学等の研究機関等は、観測体制の整備充実及び観測、研究成果の防災対策への活用を図るため、それぞれが設置している観測施設のデータの相互利用を進めるなど、協力・連携体制の強化に努める。
- 3 気象庁は、県、市町村等が防災対策を講じることを目的として観測施設を設置する場合には、必要な技術的協力を行う。
- 4 気象庁（仙台管区气象台及び、秋田地方气象台）は、十和田、秋田焼山、八幡平、秋田駒ヶ岳、栗駒山、鳥海山の6火山を対象に、計画的に火山機動観測（調査観測）を実施する。
- 5 気象庁は、火山機動観測（調査観測）を充実強化するとともに、噴火など異常な火山現象が発生した場合は、その実態を緊急に把握するため、火山機動観測（緊急観測）を実施する。
- 6 気象庁は、緊急観測の成果を高めるため、緊急観測時に使用する機器の更新、近代化を図るよう努める。
- 7 気象庁（仙台管区气象台及び、秋田地方气象台）、県及び火口周辺市町村は、火山の異常現象等を早期に把握し、適切な防災対応が実施できるよう、大学等の研究機関との連携を図りながら、調査、観測体制の強化に努める。
- 8 気象庁は、気象状態の現況を把握し、地方公共団体の大気汚染防止活動に協力する。

第2 噴火警報等

気象庁は、県、市町村、報道機関等を通じて、噴火警報等の防災情報を住民に適時、適切に提供するため、伝達体制の整備を図る。

通 信 施 設	伝 達 先
データ通信回線	気象庁 秋田地方气象台
有線データ回線	
緊急防災情報ネットワーク	秋田県（総合防災課）、秋田海上保安部（警備救難課）、 湯沢河川国道事務所（調査第一課）、秋田県警察本部（警備第二課、地域課）、 NHK 秋田放送局（放送部）、ABS 秋田放送、AKT 秋田テレビ、 AAB 秋田朝日放送、エフエム秋田、各市町村
防災情報システム（専用回線）	

- 仙台管区气象台（秋田地方气象台）は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、噴火警報等を発表（伝達）する。
- 仙台管区气象台（秋田地方气象台）は、秋田駒ヶ岳についての火山活動の状況に応じた迅速かつ正確な防災対応に資するため、噴火警戒レベルの運用を行う。

1 噴火警報等の種類

種 類	内 容
噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火警報（火口周辺）	火口から少し離れた所まで、又は火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火予報	噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
降灰予報	噴火が発生した場合で、住民等に降灰の影響が予想される場合に降灰が予想される地域を随時発表。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山状況を随時発表。

ア 噴火警戒レベルが導入されている火山の噴火警報・噴火予報

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル（キーワード）	火山活動の状況	
噴火警報	噴火警報（居住地域）	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。	
				レベル4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。	
	噴火警報（火口周辺）		火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
					レベル2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報			火口内等	レベル1（平常）	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ）。	

イ 噴火警戒レベルが導入されていない火山の噴火警報・噴火予報

予報及び 警報の名称	対象範囲を付した 警報の名称	略 称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域※)	噴火 警報	居住地域又は山麓及 びそれより火口側	居住地域嚴重警戒 ※	居住地域又は山麓及びそれより 火口側に重大な被害を及ぼす程 度の噴火が発生、あるいは発生 すると予想される。
	噴火警報 (火口周辺)	火口 周辺 警報	火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺	入山危険	火口から居住地域又は山麓の近 くまで重大な影響を及ぼす(こ の範囲に入った場合に生命に危 険が及ぶ)程度の噴火が発生、 あるいは発生が予想される。
			火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合に生命に危険 が及ぶ)程度の噴火が発生、あ るいは発生すると予想される。
噴火予報			火口内等	平常	火山活動は静穏。火山活動の状 況によって、火口内で火山灰の 噴出等が見られる(この範囲に 入った場合に生命に危険が及 ぶ)。

※ 対象となる居住地域が不明確な場合は「居住地域」の部分「山麓」と表現

第4節 農林漁業災害予防計画

実施機関

県農林水産部、市町村

第1 計画の方針

- 1 火山災害における農林水産関係の被害を最小限に防止するため、噴火警報等及び気象警報・注意報等の迅速な伝達を図るとともに、予防技術対策の充実と普及を進める。
- 2 県及び市町村は、予防技術対策の充実を図るとともに、農林水産業団体、農林水産業者等に対し周知徹底を図る。

第2 火山噴出物対策

1 農地

噴出物の、農地への流入を防止するため、応急対策として取水口付近に沈殿池等を設ける。

2 稲作

用水の酸性化による障害を防止するため、取水口付近に沈殿池を設け硫化鉄を沈殿させ、用水がPH6.5以下の場合は、取水源において石灰中和を図る。

3 果樹

- (1) 枝や葉に付着した火山灰は水で洗い流し、同化作用の低下を防ぐ。
- (2) 土壌の酸性を弱めるため、炭酸カルシウム等を10a当たり100～200kg散布する。

4 野菜、花き

- (1) トンネル被覆やべたかけ被覆等により降灰を防ぐ。
- (2) 火山灰は動力噴霧機等で洗浄し、炭酸カルシウム等を10a当たり100～200kg散布する。
- (3) ハウスのビニールに付着した灰は水で洗い流す。

5 家畜

- (1) 降灰中は家畜を舎飼いし、火山灰を被らない牧草等の粗飼料を給餌する。
- (2) 火山灰を被った牧草は再生草の生育を早めるため、早期に収穫を行う。
降灰量が少なく降雨がない場合はスピードダスター等により灰をふるい落とししてから利用する。
- (3) 放牧する場合は、10mm以上の降雨後、火山灰が流されたことを確認してから行う。
- (4) 飲雑用水が著しく酸性（PH5.8以下）の場合は地下水等を利用する。
- (5) 牧草地には、土壌の酸性化を抑制するため炭酸カルシウム等を10a当たり100kgを基準に散布する。

6 内水面漁業

- (1) 水質測定を行い、PH6.5以上を維持する工夫を行う。
- (2) 養魚池等にビニール等を使用して降灰害を防ぐよう努める。

7 林地

噴出物が下流域に流出し、これによる二次災害の発生を防止するために、治山ダム工事等を施工する。

第5節 入山規制計画

実施機関	県（総務部・建設交通部）、県警察本部、市町村
------	------------------------

第1 計画の方針

- 1 登山道を有する市町村は、異常データ観測・活動活発期には、関係機関等と連携し、必要に応じ入山規制を実施する。
- 2 登山道を有する市町村は、火山活動の状況に応じ、登山者安全対策計画に基づき登山者に対する火山情報等の伝達システムの整備等を図り規制を緩和する。
- 3 計画の作成にあたっては、気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報の基準に適合した内容を盛り込む。

第2 入山規制・緩和の実施

- 1 登山道を有する市町村は、県及び学識経験者等の助言を受け、必要に応じ、入山規制・緩和・解除を行う。
- 2 登山道を有する市町村は、入山規制の実施、緩和及び解除について、統一的な実施を行うため、それぞれ調整を図りながら判断基準、規制範囲等を検討し、登山者安全対策計画を作成する。
- 3 入山規制の実施については、関係機関等に周知するとともに、登山者及び住民等に広報し、周知徹底する。

第3 登山者安全対策計画の内容

登山道を有する市町村は、登山者に対する早期の情報伝達と迅速な避難の実施のため、関係機関と連携し、次の事項を内容とした計画を作成する。

ア	入山規制・緩和基準
イ	入山規制実施場所等
ウ	情報伝達体制 職員非常招集体制 噴火警報等の伝達方法 情報伝達整備（緊急通報システム） 他市町村及び関係機関との連携体制 火山活動に関する注意喚起手段
エ	緊急下山誘導體制 下山広報体制 入山者下山誘導體制 下山確認体制 関係機関との連携方法 下山者移送体制
オ	広報 入山規制状況広報手段 入山者に対する情報伝達体制の周知方法 入山者に対する登山ルートの周知徹底

第6節 火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等

実施機関	秋田地方気象台、市町村 県（総務部・農林水産部・建設交通部）
------	-----------------------------------

第1 計画の方針

火山災害は、①噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること、②長期化するおそれがあること、③被害が複数の市町村に及ぶこと、④被害や影響が多方面にわたること、等の特徴を持っており、国、県、市町村及び防災関係機関、学識者等は共通認識のもと役割分担を明確にしたうえで、互いに連携し、一体となって防災対策を推進する必要がある。

したがって、火山災害対策を総合的、計画的に推進するに当たり、被害を最小限とする有効な具体策を確立する指標として、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、科学的な調査研究の推進を図る。

第2 調査研究

国、県、市町村及び防災関係機関等は、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。

	調 査 項 目
火山活動に関する調査研究	① 災害想定に関する調査研究 ② 火山活動に関する調査研究 ③ 火山噴火予知に関する調査研究 ④ その他必要な調査研究
火山防災対策に関する調査研究	① 避難に関する調査研究 ② 火山活動の長期化に起因する災害に関する調査研究 ③ 二次災害に関する調査研究 ④ その他必要な調査研究

第3 火山観測体制の充実・強化

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することなどが重要であることから、火山監視観測の充実等の促進に努める。

第4 平常時からの協議体制の確立

平常時からの火山噴火に関する情報収集活動が重要であり、関係機関から構成される「秋田県火山災害対策協議会（仮称）」を設置し、常に情報を共有し連携を図っていく必要がある。

この協議会は、市町村長に対し、避難勧告や避難指示、警戒区域の設定等に関する助言・指導を行う機能を有するものとする。

1 協議会の参加機関

- ① 国の機関（气象台、地方整備局、森林管理局等）
- ② 県（火山が接する県を含む。）
- ③ 市町村（噴火の影響を受ける地域がある市町村のみならず、避難住民を受け入れる安全な地域にある市町村も参加できるようにする。）
- ④ 自衛隊
- ⑤ 都道府県警察
- ⑥ 消防機関
- ⑦ 火山噴火予知連絡会や大学等の火山専門家等

なお、上記のほか、必要に応じて、電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人（指定公共機関、指定地方公共機関）、医療や衛生等の専門家、日本赤十字社等が連携体制を構築し、噴火時等の火山災害対策を検討する体制を整えておく。

2 専門部会の設置

- (1) 火山噴火に対する防災体制は、多様な関係者が構成メンバーとなる協議会の場で構築されていくこととなるが、火山の防災対策、特に避難時期や避難対象範囲の確定に深く関与しているメンバーが中心となって、避難に係る防災体制の構築を効果的・効率的に推進する必要がある。
- (2) このことから、協議会の中に国、県、市町村、火山専門家等からなる各火山毎の専門部会（例：秋田駒ヶ岳火山専門部会）を設置し、平常時から、機動的に打ち合わせ会を開催すること等により、中心的メンバーとして協議会の活動を主導することとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 噴火警報等の伝達計画

実施機関	秋田地方気象台、県総務部、各機関
------	------------------

第1 計画の方針

- 1 噴火警報等及び気象警報・注意報等並びに災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、噴火警報等及び気象警報・注意報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関

実施機関	活 動 の 内 容
県	噴火警報等及び気象警報・注意報等の市町村等に対する伝達
市 町 村	1 噴火警報等及び気象警報・注意報等の周知 2 火災警報の発表
東北地方整備局 (湯沢河川国道事務所)	噴火警報等及び気象警報・注意報等の関係機関に対する周知
東日本電信電話(株)	気象警報・注意報等の市町村に対する伝達
仙台管区気象台及び 秋田地方気象台	1 噴火警報等及び気象警報・注意報等の発表 2 噴火警報等及び気象警報・注意報等の関係機関に対する通知
NHK秋田放送局	噴火警報等及び気象警報・注意報等の放送
ABS秋田放送	
AKT秋田テレビ	
AAB秋田朝日放送	
エフエム秋田	

第3 噴火警報等の種類と発表基準

1 噴火警報等の発表

火山に異常な徴候又は現象が生じた場合、仙台管区気象台火山監視・情報センターは観測データに基づき噴火警報等を発表する。県及び市町村は、この噴火警報等を防災関係機関等へ伝達するとともに、報道関係機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

2 対象火山

十和田、八幡平、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山、鳥海山の6火山

3 噴火警報等の種類と発表基準

◎ 第2章 第3節 防災情報の収集・伝達計画 参照

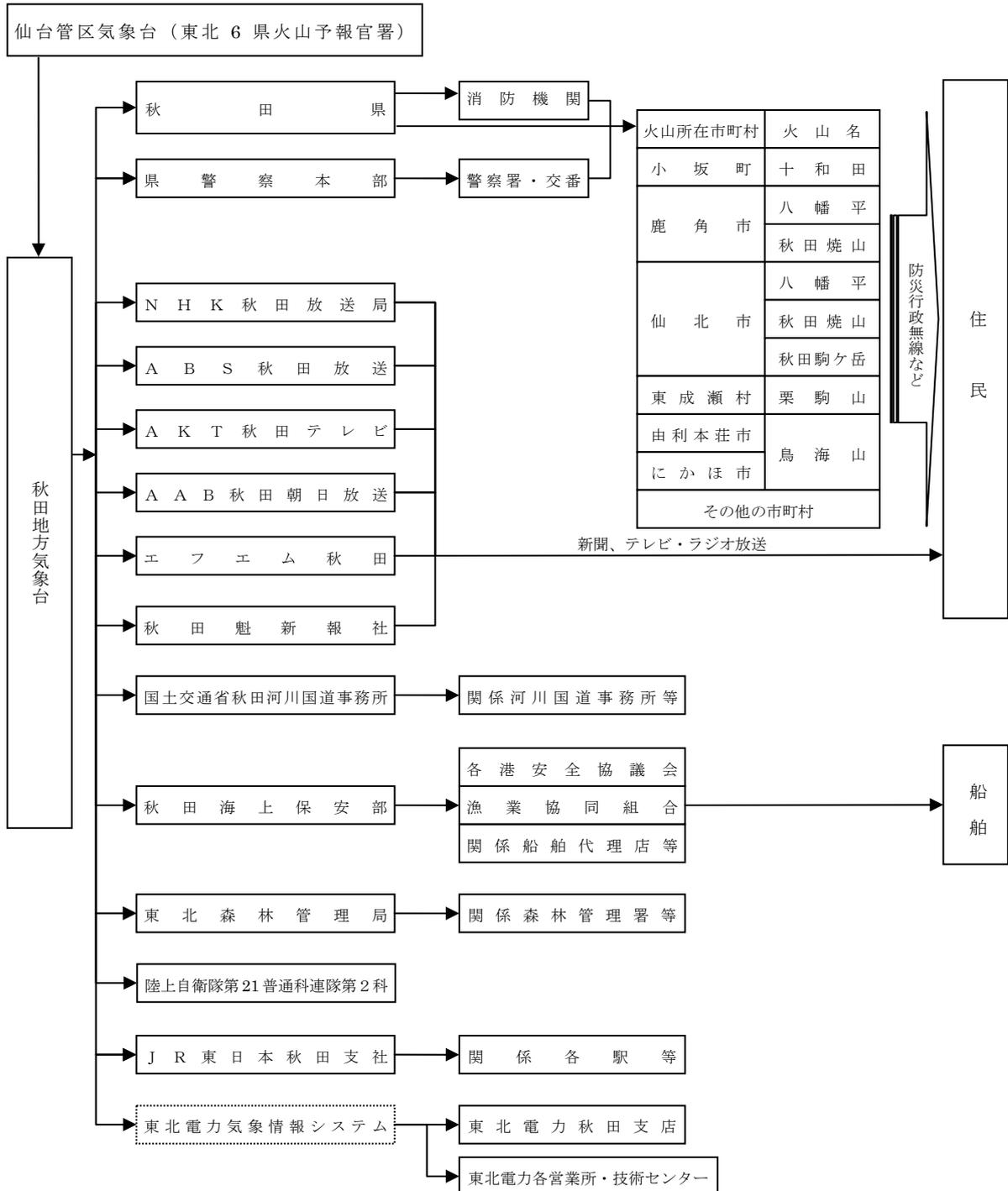
第4 噴火予報及び警報等の受領

噴火警報、噴火予報及び火山の状況に関する解説情報は総務部総合防災課が受領する。

総合防災課の受信者は、防災情報提供システムの受信証送信画面に氏名を入力し、秋田地方気象台に送信する。気象台はこの返送をもって県が受領したものとする。

噴火警報は気象台から県に対して速やかに通報されるものとし、噴火警報を受領した県は市町村及びその他の関係機関に対して直ちに伝えるものとする。

第5 噴火予報・警報等の伝達系統図



第4章 災害復旧計画

実施機関	各機関
------	-----

第1 計画の方針

火山災害の復旧に当たっては、被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良普及、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 計画上の留意

県及び市町村等は、災害応急対策計画を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。

災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- (2) 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
- (3) 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
- (4) 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
- (5) 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携をすること。
- (6) 火山活動に伴う二次的な土砂災害等に対する安全性に配慮した、復旧活動を図ること。

第5章 継続災害への対応

第1節 避難対策

第1 基本方針

- 1 県及び市町村は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備する。
- 2 市町村は、火山活動が長期化した場合には、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた対策を行う。
- 3 市町村は、避難生活が長期化した場合は、必要に応じ火山活動状況を勘案しながら、避難者の避難勧告対象区域・警戒区域への一時入域を実施する。

第2 避難対策

県及び市町村等は火山災害が長期化した場合は、土石流等二次災害の発生から住民等を守るため、次の対策を講じる。

1 情報伝達体制

- ア 噴火警報等及び気象警報・注意報等の情報伝達体制の整備
- イ 土石流等二次災害に関する警報等の意味、必要性及び判断体制等についての、住民に対する啓発・周知

2 避難体制

- ア 火山監視体制の強化
- イ 避難誘導體制の強化
- ウ 状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定、変更
- エ 住民への避難勧告等の通報体制の整備

3 一時的な避難施設の確保

土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の確保に努める。

第3 避難勧告対象区域・警戒区域の一時入域計画

- 1 市町村は、避難勧告対象区域又は警戒区域の一時入域を実施する際には、火山活動の状況を十分に考慮して実施することとし、入域者の安全対策について万全を期するものとする。
- 2 一時入域の実施に当たって、市町村は必要に応じ県に助言を求め、県は、学識経験者及び関係機関等と協議し、市町村長に対し助言を行う。
- 3 市町村は、避難勧告対象区域又は警戒区域への一時入域について次の点に配慮した計画を予め策定する。
 - ア 住民等からの要望の集約方法及び集約体制
 - イ 判断体制
 - ウ 安全確保のための防災関係機関との連携体制
- 4 市町村は、関係機関と連携し、避難勧告対象区域又は警戒区域への計画外の入域を防ぐ手段を講じる。

第2節 安全確保対策

第1 基本方針

県及び市町村は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、土石流対策等適切な安全確保策を講ずるものとする。

また、火山活動が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、土地の嵩上げ等による住宅の安全対策、道路の迂回・高架等、発生直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

第2 安全確保対策

国、県及び市町村等は噴火警報等及び気象警報・注意報等の伝達体制の整備により、警戒避難体制を整備する。この際、県及び市町村は、住民等の日常生活の利便性及び健康が維持できるよう支援するため次の対策を講じる。

1 土石流、火山泥流等の安全確保対策

- ア 火山の活動状況、危険区域等の関係機関への迅速な情報提供等、警戒避難に対する監視体制の整備
- イ 噴火警報等及び気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- ウ 的確な警戒避難体制を敷くための体制整備

2 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保等

- ア 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保・斡旋
- イ 居住性やプライバシーの保護に考慮した避難施設の設置

3 火山灰対応対策

- ア 降灰に関わる風向・風速情報の収集、伝達
- イ 降灰による住民等に対する健康影響調査

4 防疫活動

- ア 防疫、保健衛生計画に基づく被災現場、浸水家屋等への消毒等
- イ 廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物の処理

第3節 被災者の生活支援対策

第1 基本方針

県及び市町村は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。

第2 生活支援対策

- 1 生活資金の貸し付け等生活安定のための支援
- 2 住宅再建時の助成及び資金の貸し付け等の支援
- 3 家屋の応急修理、火山灰除去作業の支援
- 4 事業の維持、再建への支援
- 5 職業訓練、就職奨励等の再就職と雇用の安定への支援

第6章 都道府県相互間地域防災計画

第1 基本方針

- 1 火山災害は、噴火活動が長期化し、降灰や噴石の飛散が広範囲に及ぶこと等に伴って、長期にわたり広域的な避難が必要となることから、行政区域を超えた広域的な防災体制のあり方の検討が必要となる。
- 2 平常時における地域住民への広報、職員等の教育、広域的防災訓練、応急対応期における噴火警報への対応、観光客など滞在者・通過者への対応、避難者の受入体制、住民等の安否情報の提供体制などについても、関係する地方公共団体が共同して対策を講じることが有効である。
- 3 このような観点から、火山周辺地域の各地方自治体が一体となって火山災害対策を検討していくことが重要である。

第2 今後の進め方

- 1 我が国の活火山108のうち、複数の県にまたがる火山が16あり、関係都道府県も15にわたっている。
- 2 平成14年度に消防庁は「都道府県境を超える圏域での広域的な防災体制に関する研究会」を設置して、都道府県レベルでの広域的な災害予防対策や、情報共有のもと統一的な方針に基づく災害対応のあり方の検討を行った。
- 3 秋田県内でも、6火山のうち、5火山が隣県にまたがっていることから、災害対策基本法に基づく都道府県防災会議の協議会の設置や都道府県相互間地域防災計画の作成も今後の検討課題となりうる。

第5編 災害復旧計画

第5編 災害復旧計画

第1節 公共施設災害復旧計画

実施機関	各機関
------	-----

災害の復旧に当たっては、被害原因調査を実施し、被害を受けた施設等の設計・施工、築造年度等から原因を特定し、被害の防止対策を盛り込んだ復旧事業計画の策定が重要である。

また、復旧事業の実施に当たっては、早期復旧を目標に、かつ緊急性の高い施設から順次実施するものとする。

第1 公共土木施設災害復旧事業計画

1 河川災害復旧計画

県内各河川の特性を十分検討して災害の原因を調査し、災害の再発防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め県予算面あるいは公共土木施設災害復旧対策事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を推捗させる。

2 海岸災害復旧計画

被害の原因を調査・究明し、堤防（護岸）の強度と背後施設の水害に対する強さの総合的バランス等を十分勘案し、その安全性と施設によって防護される地域の経済効果等を加味して速やかに計画を樹立して復旧工事を推捗させる。

3 砂防災害復旧計画

河川上流部からの土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基礎となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事を行う。

4 地滑り災害復旧計画

被災原因を十分調査し、保全対象により復旧対策工事の規模を決定し、速やかに復旧工事を行う。

5 急傾斜地災害復旧計画

既存施設の復旧を図ることはもちろんのこと、急傾斜地の場合、隣接の自然斜面の崩壊の可能性もあるので、一般事業等も含めて総合的な斜面对策として復旧工事を行う。

6 道路災害復旧計画

産業経済及び地域住民生活の基盤となっている道路及び橋梁の災害復旧は最も急を要するので、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって復旧工事を行う。

7 港湾の災害復旧計画

県内における港湾取扱貨物は年間 1,000 万トンを超えており、物流拠点として重要な役割を担っている。

また、港湾内には電力、石油、木材関連、紙パルプなど様々な業種の企業（工場等）が立地し生産活動が行われている。

よって、地震災害で長期にわたり港湾機能が麻痺した場合、秋田県の社会・経済活動全体に大きな影響を与えることになる。

このため、被災した港湾施設は早期に応急手当を施し、経済活動等に与える影響を最小限となるよう努めるとともに、抜本的な復旧対策が必要な施設については、被災原因を詳細に調査し、各施設の性格に応じた適切な復旧計画を立案する。

特に、原形復旧のみで機能を十分に発揮できない施設や再度被災のおそれのある施設については、改良も含めて復旧工法を検討する。

8 漁港の災害復旧計画

各漁港の地理的条件に風速、潮位及び波高等の海象条件等を十分勘案し、被災した漁港施設の速やかな復旧を図る。なお、漁港の埋塞等漁業活動に支障をきたす被害については応急工事により対策を進め、再度災害を被らないよう工法等を検討して計画を樹立する。

9 林地荒廃防止施設災害復旧計画

県の管理する治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査のうえ計画的に従前の機能回復のための復旧工事を速やかに実施する。

なお、必要な場合応急工事による対策を進める。

第2 農林水産施設災害復旧事業計画

1 農地農業用施設災害復旧計画

本県における農地の災害は、河川やため池のはん濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失又は水とともに押し流された土砂の堆積、がけ崩れ、地すべり、さらに海岸堤防の決壊によって生ずる農地の壊廃があげられる。また、農業用施設の災害は、用排水路の溝畔の決壊、かんがい用取水堰の決壊、ため池堤防及び農道の決壊等である。

農地農業用施設の災害については、現在まで原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分発揮するうえからも、今後はさらに被災の原因をよく探究して災害を繰り返さないよう計画にあたっては、これらを改良する関連事業も一連の計画として実施する必要がある。

なお、農業農村整備事業として防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業と相互関連を保ち積極的に推進し、災害を未然に防止する方法を講じる必要がある。

2 林道災害復旧計画

林道は、多面機能を有する森林の適切な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設である。また、森林の総合利用の推進、山村生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。従って、林道の被災による交通途絶は、適切な森林整備や林業経営に支障を及ぼすほか、地域住民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。特に復旧対策においては、最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、再被災を防ぐため各路線の性格に応じた適切な復旧の計画推進を図る。

3 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、又は漁業協同組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、1箇所 40 万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。

（農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

第3 社会福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び独立行政法人医療福祉機構の融資を促進し早急に復旧を図る。

この場合、施設設置場所の選定にあたっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。

第4 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童・生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は災害時における避難所として指定されており、復旧計画の策定にあたっては次の点に留意する。

- 1 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。
- 2 災害防止上特に必要があれば設置箇所の移転等について考慮する。
- 3 市町村立学校の災害復旧については、以上の指導を行うほか、市町村の要請があれば技術指導を併せて行う。
- 4 公立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定に基づき復旧計画を推進する。

第5 公立医療施設病院等災害復旧事業計画

1 公共病院診療所施設災害復旧事業

公共の病院及び診療所の災害については、起債対象事業として復旧を図る。

なお、起債の元利償還金については、普通地方交付税に算入されるものである。

2 感染症指定医療機関災害復旧計画

感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律に定める感染症指定医療機関の災害については、一般的には同法の規定による補助を得て復旧を図るが激甚災害法の適用がなされた場合においては、これにより措置する。

第2節 財政負担に関する計画

実施機関	各機関
------	-----

第1 計画の方針

災害予防、災害応急対策、災害復旧等における防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するものであり、当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担するものである。

しかし、これに固執することは地方財政の混乱を招き、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるので、法令の規定に基づき又は予算上の措置により、財政負担適正化のため所要の措置を講ずる。

第2 費用の負担範囲

1 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

区 分	法令の名称	関係条項
法令に特別の定めがある費用の負担	1 災害救助法	第36条
	2 水防法	第40条
	3 災害対策基本法	第94条、第95条
	4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第61条

2 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

3 知事の指示に基づいて市町村が実施した費用

知事の指示に基づいて市町村が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで、指示又は応援を受けた市町村に負担させることが困難又は不適當なもので災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところにより、県が一部又は全部を負担する。

4 国の負担又は補助範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令に定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市町村長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうちで、当該市町村又は県に負担させることが不適當なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。

補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

第3 災害対策基金

地方公共団体は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、災害救助法第37条の災害救助基金、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の3の積立金及び第7条の剰余金の積み立て並びに地方自治法（昭和22年法律第167号）第241条の基金についての規定により、災害対策基金を積み立てなければならない。

第4 起債の特例

次に掲げる場合においては、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害の発生した日の属する年度に限り、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

- ・ 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- ・ 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

第5 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第3節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画

実施機関

県産業労働部、関係機関

第1 計画の方針

被災中小企業者等が、事業の継続又は速やかに事業の再開ができるよう、事業資金の融資、受発注の斡旋、経営情報の提供、従業員の確保等の支援を行い、もって被災地域の経済復興を図る。

第2 地域経済復興支援対策本部の設置

被災中小企業者等を総合的に支援するため、次の機関で構成する地域経済復興支援対策本部を設置する。

- 1 県（産業労働部、関連部局、地域振興局）
- 2 被災市町村
- 3 秋田県信用保証協会
- 4 金融機関（政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合）
- 5 財団法人あきた企業活性化センター
- 6 秋田県商工会連合会
- 7 秋田県商工会議所連合会
- 8 秋田県中小企業団体中央会

第3 復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被災中小企業者等の被害実態を把握し、関係機関と連携して被災中小企業者等に対して次の措置を講ずる。

- 1 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
- 2 既存借入金の償還期限の延長
- 3 各種補助、助成制度の優先的な適用
- 4 稼働可能設備等の確認及び受発注の斡旋
- 5 原材料入手経路、販売先ルート等の経営情報の提供
- 6 従業員確保のための人材情報の提供
- 7 新たな支援制度の創設

第4節 農林漁業経営安定計画

実施機関	県農林水産部、関係機関
------	-------------

第1 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

被災農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通する。

農業関係	1 農業基盤整備資金 2 農業経営基盤強化資金 3 経営体育成強化資金 4 農業近代化資金 5 農業の共同利用施設資金 6 農業の主務大臣指定施設資金
林業関係	1 造林資金（復旧造林、樹苗養成施設） 2 林道資金 3 林業の共同利用施設資金 4 農林漁業セーフティネット資金 5 林業の主務大臣指定施設資金
漁業関係	1 漁業基盤整備資金 2 漁船資金 3 農林漁業セーフティネット資金 4 農林の共同利用施設資金 5 漁業の主務大臣指定施設資金

第2 天災融資法による災害経営資金

天災融資制度						
支援の内容	◎ 天災融資法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。 【天災融資法】					
	区分		融資限度額		①又は②のうちどちらか低い金額	
			①損失額の%		②万円	
					個人	法人
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者		55	500	2,500
		一般農業者		45	200	2,000
	林業者			45	200	2,000
	漁業者	漁具購入資金		80	5,000	5,000
		漁船建造・取得資金		80	500	2,500
		水産動植物養殖資金		50	500	2,500
一般漁業者		50	200	2,000		

	<p>◎ 災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。</p> <p>【激甚災害法】</p> <table border="1" data-bbox="459 331 1417 808"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">区 分</th> <th rowspan="2">融資限度額</th> <th colspan="2">①又は②のうちどちらか低い金額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">①損失額の%</th> <th colspan="2">②万円</th> </tr> <tr> <th>個 人</th> <th>法 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼育者</td> <td>80</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">林業者</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業者</td> <td>漁具購入資金</td> <td>80</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td>80</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>水産動植物養殖資金</td> <td>60</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ 貸付利率、償還期限</p> <table border="1" data-bbox="459 898 1417 1093"> <thead> <tr> <th>資 格 者</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者</td> <td>6.5%以内</td> <td>3年、4年、5年以内</td> </tr> <tr> <td>(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者</td> <td>5.5%以内</td> <td>5年、6年以内</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 特別被害農林漁業者</td> <td>3.0%以内</td> <td>6年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額		①損失額の%	②万円		個 人	法 人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	80	600	2,500	一般農業者	60	250	2,000	林業者		60	250	2,000	漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	600	2,500	水産動植物養殖資金	60	600	2,500	一般漁業者	60	250	2,000	資 格 者	貸付利率	償還期限	(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内	(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内
区 分					融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額																																																
				①損失額の%		②万円																																																
		個 人	法 人																																																			
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	80	600	2,500																																																		
	一般農業者	60	250	2,000																																																		
林業者		60	250	2,000																																																		
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																																		
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500																																																		
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500																																																		
	一般漁業者	60	250	2,000																																																		
資 格 者	貸付利率	償還期限																																																				
(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																																				
(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内																																																				
(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																																				
<p>対 象 者</p>	<p>◎ 次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた者が対象</p> <table border="1" data-bbox="459 1227 1417 1697"> <thead> <tr> <th>(ア) 被害農林漁業者</th> <th>(イ) 特別被害農林漁業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農作物の減収量が平年収穫量の30%以上かつ 損失額が平均農業収入の10%以上</td> <td rowspan="2">左のうち損失額が50%以上</td> </tr> <tr> <td>2 樹体の損失額が30%以上</td> </tr> <tr> <td>1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上</td> <td rowspan="2">左のうち損失額が50%以上</td> </tr> <tr> <td>2 林業施設の損失額が50%以上</td> </tr> <tr> <td>1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上</td> <td rowspan="2">左のうち損失額が50%以上</td> </tr> <tr> <td>2 水産施設の損失額が50%以上</td> </tr> </tbody> </table>	(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者	1 農作物の減収量が平年収穫量の30%以上かつ 損失額が平均農業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上	2 樹体の損失額が30%以上	1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上	2 林業施設の損失額が50%以上	1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上	2 水産施設の損失額が50%以上																																										
(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者																																																					
1 農作物の減収量が平年収穫量の30%以上かつ 損失額が平均農業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上																																																					
2 樹体の損失額が30%以上																																																						
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上																																																					
2 林業施設の損失額が50%以上																																																						
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上																																																					
2 水産施設の損失額が50%以上																																																						
<p>問い合わせ</p>	<p>市町村</p>																																																					

第5節 被災者の生活支援計画

実施機関	各機関
------	-----

第1 計画の方針

災害により被害を受けた県民の速やかな再起が図られるよう、県及び市町村等は、被災者に対する生活相談、資金融資・貸付等の金融支援、租税の減免などについて必要な措置を講ずる。

第2 生活相談窓口の設置

災害発生直後から被災者、一般県民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から、種々の問い合わせや寄せられる要望に的確に応えるための窓口を開設する。

また、応急対策等に関する情報を県民に提供するため、情報提供及び相談業務窓口の一元化に努める。

主な相談業務	県	<ol style="list-style-type: none"> 1 税に関すること 2 被災者生活再建支援制度 3 日本政策金融公庫災害復旧貸付 4 災害援護資金の貸付 5 生活福祉資金の貸付 6 母子寡婦福祉資金の貸付 7 中小企業に対する災害貸付 8 勤労者向け住宅・生活資金受付 9 農業制度融資資金の貸付 10 漁業制度融資資金の貸付 11 災害復興住宅融資制度（住宅金融支援機構） 12 被災者に対する県営住宅の提供
	市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望などを聞き入れ、適切な対応・措置を実施する。 2 県及び関係機関等と連携し、種々の相談に対し速やかで、かつ適切に対応する。
	警 察	被災地の要所に臨時相談所を設置し、安否関係情報や治安の維持に関すること及び避難所等に避難している被災者の不安を和らげるための警察安全相談を行う。
	指 定 公 共 機 関 指 定 地 方 公 共 機 関	被災地の要所に臨時相談所、又は案内所等を設置し所管業務の相談を行う。

第3 職業の斡旋・雇用保険の給付対策

災害により失業した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）及び県（産業労働部）は、職業相談、求人開拓、職業の斡旋、並びに雇用保険の失業給付等の必要措置を講ずる。

1 職業の斡旋

(1) 職業相談

公共職業安定所職員を相談所又は被災地に派遣し、被災者への職業相談を行う。

(2) 求人開拓

被災者の希望する求職条件に合うよう、公共職業安定所において求人開拓を行う。

(3) 職業の斡旋

現地において災害復旧工事への従事を希望した者は、それぞれの希望に応じた職業の紹介を行う。

(4) 職業訓練等

他職種への転換希望者に対しては、職業訓練の実施、職業転換給付金などを活用し、被災者の雇用確保に努める。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給

被災地域を所管する公共職業安定所長は、当該災害が激甚災害法第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に関する措置

(1) 労働保険料の徴収の猶予等

災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講ずるものとする。

(2) 制度の周知徹底

制度の周知に当たっては、自らの広報に加え、市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

第 4 租税の特別措置

国税の特別措置	
支援の内容	<p>◎ 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で次の 2 つのうち有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。</p> <p>① 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に定める雑損控除の方法</p> <p>② 昭和 22 年法律第 175 号（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）（以下、「災害減税法」という。）に定める税金の軽減免除による方法</p> <p>◎ 予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請することにより、減額を受けることができる。</p> <p>◎ 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を經由して税務署長に申請）することにより、所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予又は還付を受けることができる。</p> <p>◎ 納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を受けることにより、納税の猶予を受けることができる。</p> <p>◎ 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から 2 か月以内の範囲でその期限が延長される。 これには、個別指定による場合と地域指定による場合がある。</p>
対 象 者	<p>◎ 雑損控除 災害により住宅や家財に損害を受けた者、災害に対してやむを得ない支出（災害関連支出）をした者が対象となる。所得税についての災害減税法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価格の 2 分の 1 以上で、被害を受けた年分の所得金額が 1,000 万円以下の者が対象となる。</p> <p>◎ 予定納税の減額 所得税の予定納税をしている者で災害により損失を受けた者が対象となる。</p> <p>◎ 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予 災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価格の 2 分の 1 以上で、その年分の所得金額の見積額が 1,000 万円以下である者などが対象となる。</p> <p>◎ 納税の猶予 納税者（源泉徴収義務者を含む。）で災害により全積極財産の概ね 5 分の 1 以上の損失を受けた者又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる者が対象となる。</p> <p>◎ 申告等の期限の延長 災害によりその期限までに申告、納付することができないと認められる者が対象となる。</p>
問 合 せ	税務署

地方税の特別措置	
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができる。 ◎ 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができる。 ◎ 期限の延長 災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限が延長される。
対象者	災害によりその財産等に被害を受けた者のうち、一定の要件を満たす者が対象となる。地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体により異なるので、居住する市町村で確認が必要である。
問合せ	県、市町村

第5 国民健康保険料、介護保険等の減免・猶予等

支援の内容	◎ 国民健康保険料や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料等について特別措置が講じられる。	
	国民健康保険料	国民健康保険の被保険者について、保険料の納期限の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられる。
	健康保険料等	事業所の健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律115号）等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある。
	介護保険料	介護保険料の納期限の延長・減免や利用者負担額の減免措置が講じられる。
対象者	保険者によって取扱いが異なるので、加入している医療保険制度保険者や市町村に確認が必要。	
問合せ	市町村、健康保険組合、日本年金機構	

第6 応急住宅等の建設

1 応急仮設住宅の建設

第2編第2章 第28節 住宅応急対策計画による。

2 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び市町村は必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失した住宅が、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当する場合には、被災地市町村及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

3 住宅金融支援機構融資の斡旋

県及び市町村は、被災地の滅失家屋を調査し、災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の促進を図る。

4 公営住宅の修理

県及び市町村は、被災した既設の公営住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

第7 住宅資金の貸付等

災害復興住宅融資（建設）									
支援の内容	<p>◎ 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。</p> <p>◎ 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13m²以上175m²以下の住宅。</p> <p>◎ 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</p> <p>◎ 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。</p> <p>① 融資限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本融資</th> <th>特例加算（一般分）</th> <th>土地取得費</th> <th>整地費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,460万円又は1,400万円 ※ 構造による</td> <td>450万円</td> <td>970万円</td> <td>380万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 返済期間：35年又は25年（構造による。基本融資以外は、基本融資の返済期間に同じ。）</p> <p>③ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>	基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費	整地費	1,460万円又は1,400万円 ※ 構造による	450万円	970万円	380万円
基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費	整地費						
1,460万円又は1,400万円 ※ 構造による	450万円	970万円	380万円						
対象者	◎ 本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）								
問合せ	住宅金融支援機構								

災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）													
支援の内容	<p>◎ 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資。</p> <p>◎ 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50m²以上（マンションの場合40m²）以上175m²以下の住宅で、1戸建ての場合は敷地面積が100m²以上であることが必要。</p> <p>◎ 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</p> <p>◎ 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。</p> <p>(1) 新築住宅</p> <p>① 融資限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本融資</th> <th>特例加算（一般分）</th> <th>土地取得費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,460万円又は1,400万円 ※ 構造による</td> <td>450万円</td> <td>970万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 返済期間：35年又は25年（構造による。基本融資以外は、基本融資の返済期間に同じ。）</p> <p>③ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p> <p>(2) 中古住宅</p> <p>① 融資限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本融資</th> <th>特例加算（一般分）</th> <th>土地取得費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,460万円又は1,160万円又は950万円 ※ 融資タイプ・構造による</td> <td>450万円</td> <td>970万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 返済期間：35年又は25年（融資タイプ・構造による。）</p> <p>③ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>	基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費	1,460万円又は1,400万円 ※ 構造による	450万円	970万円	基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費	1,460万円又は1,160万円又は950万円 ※ 融資タイプ・構造による	450万円	970万円
基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費											
1,460万円又は1,400万円 ※ 構造による	450万円	970万円											
基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費											
1,460万円又は1,160万円又は950万円 ※ 融資タイプ・構造による	450万円	970万円											
対象者	◎ 本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）												
問合せ	住宅金融支援機構												

災害復興住宅融資（補修）							
支援の内容	<p>◎ 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。</p> <p>◎ 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</p> <p>◎ 融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間は延長できない）。</p> <p>① 融資限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本融資</th> <th>整地費</th> <th>引方移転費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>640万円又は590万円 ※ 構造による</td> <td>380万円</td> <td>380万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 返済期間：20年</p> <p>③ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>	基本融資	整地費	引方移転費用	640万円又は590万円 ※ 構造による	380万円	380万円
基本融資	整地費	引方移転費用					
640万円又は590万円 ※ 構造による	380万円	380万円					
対象者	◎ 本人が居住するために住宅を補修する者で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けたものが対象となる。						
問合せ	住宅金融支援機構						

住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	
支援の内容	<p>◎ 住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。</p> <p>① 返済金の払込みの据置：1～3年間</p> <p>② 据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減</p> <p>③ 返済期間の延長：1～3年</p> <p>◎ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まる。</p>
対象者	<p>◎ 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した者</p> <p>◎ 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な者</p> <p>◎ 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した者</p>
問合せ	住宅金融支援機構又は取扱金融機関

生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）	
支援の内容	<p>◎ 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要経費を貸し付けるもの。</p> <p>① 貸付限度額：250万円以内</p> <p>② 貸付利率：無利子（連帯保証人を立てた場合）、年1.5%（連帯保証人を立てない場合）</p> <p>③ 据置期間：6か月以内</p> <p>④ 償還期間：7年以内（目安）</p>
対象者	<p>◎ 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が対象。</p> <p>※ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。</p>
問合せ	県、市町村、社会福祉協議会

母子寡婦福祉資金の住宅資金	
支援の内容	<p>◎ 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要経費を貸し付けるもの。</p> <p>① 貸付限度額：200万円以内</p> <p>② 貸付利率：無利子（連帯保証人がいる場合）、年1.5%（連帯保証人がいない場合）</p> <p>③ 据置期間：6か月（貸付の日から2年を超えない範囲内で延長することも可能）</p> <p>④ 償還期間：7年以内</p>
対象者	◎ 住宅が全壊・半壊・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象。
問合せ	県、市町村、社会福祉協議会

宅地防災工事資金融資	
支援の内容	◎ 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は命令が出される。 ◎ 改善勧告又は改善命令を受けた者に対して、法面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む。）の工事のための費用を融資するもの。 ① 融資限度額：1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額 ② 償還期間：15年以内 ③ 金 利：住宅金融支援機構に確認が必要
対象者	◎ 宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた者
問合せ	住宅金融支援機構

地すべり等関連住宅融資													
支援の内容	◎ 地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資するもの。 ◎ 融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。 ① 地すべり関連住宅 地すべり等防止法の規定により知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋 ② 土砂災害関連住宅 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋 ◎ 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 (1) 移転資金、建設資金又は新築住宅の購入 ① 融資限度額 <table border="1" data-bbox="459 1220 1433 1400"> <thead> <tr> <th>移転資金、建設資金又は新築購入資金</th> <th>土地取得資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,460万円又は1,400万円 ※ 構造による</td> <td>970万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特例加算（一般分） 450万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 返済期間：35年又は25年（構造による。特例加算（一般分）の返済期間は、移転資金、建設資金又は新築購入資金の返済期間に同じ。） ③ 金 利：住宅金融支援機構に確認が必要 (2) 中古住宅の購入 ① 融資限度額 <table border="1" data-bbox="459 1590 1439 1780"> <thead> <tr> <th>購入資金</th> <th>特例加算（一般分）</th> <th>土地取得費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,460万円 又は1,160万円 又は950万円 ※ 融資タイプ・構造による</td> <td>450万円</td> <td>970万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 返済期間：35年又は25年（融資タイプ・構造による。） ③ 金 利：住宅金融支援機構に確認が必要	移転資金、建設資金又は新築購入資金	土地取得資金	1,460万円又は1,400万円 ※ 構造による	970万円	特例加算（一般分） 450万円		購入資金	特例加算（一般分）	土地取得費	1,460万円 又は1,160万円 又は950万円 ※ 融資タイプ・構造による	450万円	970万円
移転資金、建設資金又は新築購入資金	土地取得資金												
1,460万円又は1,400万円 ※ 構造による	970万円												
特例加算（一般分） 450万円													
購入資金	特例加算（一般分）	土地取得費											
1,460万円 又は1,160万円 又は950万円 ※ 融資タイプ・構造による	450万円	970万円											
対象者	◎ 関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた者。												
問合せ	住宅金融支援機構												

第8 災害弔慰金・見舞金

災害弔慰金	
支援の内容	<p>◎ 災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害弔慰金を支給するもの。</p> <p>① 生計維持者の死亡 … 500万円を超えない範囲内で支給</p> <p>② その他の者の死亡 … 250万円を超えない範囲内で支給</p>
対象者	<p>◎ 災害により死亡した者（①居住している市町村に住民登録がある者、②居住している市町村に外国人登録がある者）の遺族</p> <p>◎ 支給の範囲・順位は、死亡した者の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母</p> <p>※ 対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等。</p>
問い合わせ	市町村

災害障害見舞金	
支援の内容	<p>◎ 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給するもの。</p> <p>① 生計維持者が重度の障害を受けた場合 … 250万円を超えない範囲内で支給</p> <p>② その他の者が重度の障害を受けた場合 … 125万円を超えない範囲内で支給</p>
対象者	<p>◎ 災害により以下のような重い障害を受けた者</p> <p>① 両眼が失明した者</p> <p>② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した者</p> <p>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者</p> <p>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者</p> <p>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った者</p> <p>⑥ 両上肢の用を全廃した者</p> <p>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った者</p> <p>⑧ 両下肢の用を全廃した者</p> <p>⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる者</p> <p>※ 対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等。</p>
問い合わせ	市町村

災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）																					
支援の内容	<p>◎ 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。</p> <p>① 貸付限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">世帯主に1か月以上の負傷がある場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">世帯主に1か月以上の負傷がない場合</th> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居 全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 貸付利率：年3%（据置期間は無利子）</p> <p>③ 据置期間：3年以内（特別の場合は5年）</p> <p>④ 償還期間：10年以内（据置期間を含む。）</p>	世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居 全体の滅失又は流失	350万円
世帯主に1か月以上の負傷がある場合																					
ア 当該負傷のみ	150万円																				
イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																				
ウ 住居の半壊	270万円																				
エ 住居の全壊	350万円																				
世帯主に1か月以上の負傷がない場合																					
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																				
イ 住居の半壊	170万円																				
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円																				
エ 住居 全体の滅失又は流失	350万円																				
対象者	<p>◎ 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象</p> <p>① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上</p> <p>② 家財の3分の1以上の損害</p> <p>③ 住居の半壊又は全壊・流失</p> <p>◎ 以下の所得制限がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害。</p>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。								
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																				
1人	220万円																				
2人	430万円																				
3人	620万円																				
4人	730万円																				
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。																				
問い合わせ	市町村																				

災害り災者に対する見舞金							
目 的	災害により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更正を助長することを目的とする。						
支 給 額	1 死者又は行方不明者（1世帯につき） 60万円						
	2 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者 60万円						
	3 自己所有で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">被害の程度</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全壊、流失</td> <td style="text-align: center;">60万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半壊、床上浸水</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害の程度	金 額	全壊、流失	60万円	半壊、床上浸水	20万円
	被害の程度	金 額					
	全壊、流失	60万円					
半壊、床上浸水	20万円						
4 借家で現に居住している家屋の被災世帯主							
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">被害の程度</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全壊、流失</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半壊、床上浸水</td> <td style="text-align: center;">6万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害の程度	金 額	全壊、流失	20万円	半壊、床上浸水	6万円	
被害の程度	金 額						
全壊、流失	20万円						
半壊、床上浸水	6万円						
対 象 者	1 災害により死者又は行方不明者を出した世帯 2 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者 3 災害により住宅を全壊、流失又は半壊した世帯 4 床上浸水により住家に被害を受けた世帯 5 1から4に掲げるもののほか、知事が必要と認めたもの。						
問い合わせ	秋田県（窓口：総務部総合防災課）						

第9 生活資金等の貸付

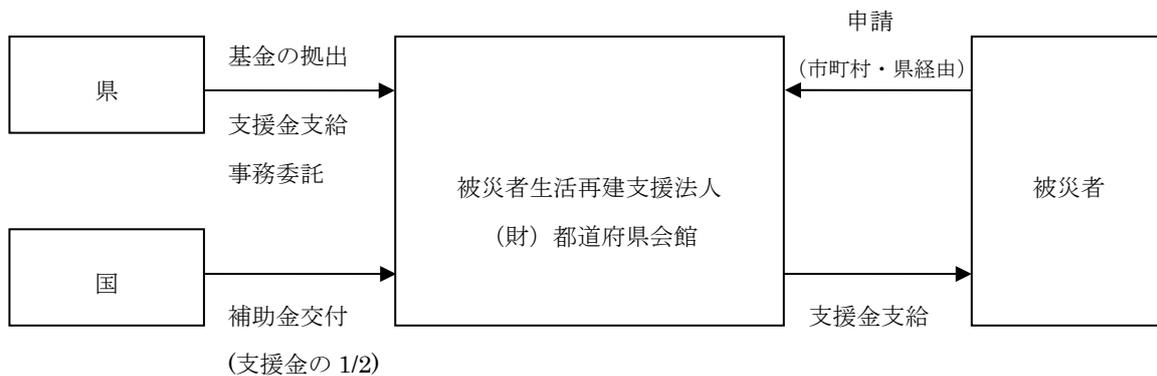
生活福祉資金制度による各種貸付		
支援の内容	<p>◎ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。</p> <p>◎ 生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急活一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）の貸付がある。</p>	
		福 祉 費
	貸付限度額	150 万円（目安）
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年 1.5%
	据置期間	6 か月以内
	償還期間	7 年以内（目安）
		緊急小口資金
		10 万円
		無利子
		2 か月以内
		8 か月以内
	◎ このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。	
対 象 者	◎ 低所得世帯、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯	
問い合わせ	県、市町村、社会福祉協議会	

母子・寡婦福祉貸付金	
支援の内容	<p>◎ 母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。</p> <p>◎ 災害により被災した母子家庭及び寡婦については、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払い猶予などの特別措置を講ずる。</p> <p>◎ 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸し付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。</p>
対 象 者	<p>◎ 母子福祉資金（次のいずれかに該当する者）</p> <p>① 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している者）</p> <p>② 母子福祉団体（法人）</p> <p>③ 父母のいない児童（20歳未満）</p> <p>◎ 寡婦福祉資金（次のいずれかに該当する者）</p> <p>① 寡婦（かつて母子家庭の母であった者）</p> <p>② 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者</p>
問い合わせ	市町村

第10 被災者生活再建支援金の支給

支援の内容	<p>◎ 自然災害により、住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの。</p> <p>◎ 支給額は、次の2つの支援金の合計額になる。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になる。)</p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">全 壊 等</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100 万円</td> <td style="text-align: center;">50 万円</td> </tr> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補 修</td> <td style="text-align: center;">賃借（公営住宅を除く）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200 万円</td> <td style="text-align: center;">100 万円</td> <td style="text-align: center;">50 万円</td> </tr> </table> <p>※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）。</p>	全 壊 等	大規模半壊	100 万円	50 万円	建設・購入	補 修	賃借（公営住宅を除く）	200 万円	100 万円	50 万円
全 壊 等	大規模半壊										
100 万円	50 万円										
建設・購入	補 修	賃借（公営住宅を除く）									
200 万円	100 万円	50 万円									
対 象 者	<p>◎ 住宅が全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象。</p> <p>（※）下記の世帯を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。 ・ 噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住居が居住不能になった世帯。 										
問い合わせ	県、市町村										

【支援金支給の仕組み】



第11 就学に対する支援等

教科書等の無償給与（災害救助法）	
支援の内容	◎ 災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給するもの。
対象者	◎ 災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒が対象 ※ 「児童・生徒」には、特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。
問い合わせ	◎ 県、災害救助法が適用された市町村

小・中学生の就学援助措置	
支援の内容	◎ 災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助するもの。
対象者	◎ 要保護世帯、準要保護世帯(市町村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯)
問い合わせ	◎ 県、市町村、学校

高等学校授業料減免措置	
支援の内容	◎ 災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除するもの。
対象者	◎ 地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める者が対象
問い合わせ	◎ 県、市町村、学校

奨学金制度の緊急採用	
支援の内容	◎ 災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学金の貸出（無利子）を緊急に受け付け・採用するもの。
対象者	◎ 高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の生徒・学生
問い合わせ	◎ 高等学校又は専修学校（高等課程）の生徒：各学校、県 ◎ 大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程）の学生・生徒：各学校、独立行政法人日本学生支援機構

児童手当等の特別措置	
支援の内容	◎ 被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講ずるもの。
対象者	◎ 障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
問い合わせ	◎ 市町村

第12 その他の生活支援

1 物価安定対策

災害発生時には、交通、通信機能の寸断や麻痺等により流通機能に混乱が生じ、食料品、日用品などの生活必需物資の円滑な供給が妨げられ、これにより物価等の大幅に変動などへの対策を講ずる必要がある。

相談窓口・業者指導	<ol style="list-style-type: none"> 被災者総合窓口や生活センターにおいて、県民からの苦情、相談に対応する。 売り惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為については、是正指導を行う。
需給調査・監視	<p>物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行い、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。</p> <p>県職員及び民間の物価調査員は、生活関連物資及び応急復旧資機材、緊急生活物資等の店頭価格、需給動向を調査する。</p>
国への要請	<p>物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じ、国に対し活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）及び国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の発動並びに公共料金の値上げの凍結等必要な措置についての実施を要請する。</p>

2 郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策

郵便業務関係	<ol style="list-style-type: none"> 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災地あての救助用郵便物の料金免除
為替貯金業務関係	<ol style="list-style-type: none"> 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払い渡し 郵便貯金及び国債等の非常貸付 被災者の救護を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 民間災害救援団体への災害ボランティア口座寄付金の公募・配分 国債等の非常買い取り
簡易保険業務関係	<ol style="list-style-type: none"> 保険料払込猶予期間の延伸 保険料前納払込の取消しによる保険還付金の即時払 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払 解約償還金の非常即時払 保険貸付金の非常即時払

3 放送受信料の免除

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害により被害を受けた受診契約者に対して、一定期間 NHK の放送受信料が免除される。 ◎ 免除にあたっては、NHK が調査した上で、免除の対象者が確定される。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している者 ◎ このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがある。
問い合わせ	◎ 日本放送協会

4 公共料金・使用料等の特別措置

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害により被害を受けた被災者に対しては、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。 ◎ 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。
対 象 者	◎ 県、市町村、関係事業者が定める。
問い合わせ	◎ 県、市町村、関係事業者

5 葬祭の実施（災害救助法）

支援の内容	◎ 遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害救助法が適用された市町村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族 ◎ 死亡した者の遺族がいない場合も対象となる。
問い合わせ	◎ 県、災害救助法が適用された市町村

第13 地震保険

地震保険は、被災者の生活安定に資することを目的とし、政府の再保険を前提とした公共性の高い保険であり、政府は民間保険会社が負う地震保険の責任の一部を再保険として引き受けるために必要な、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）や関係法令などを制定し、これらの法令で政府が再保険を引き受ける地震保険契約について、保険の対象、補償する損害、保険金の支払方法、引受方法（加入方法）、地震保険金額などを規定している。

1 補償要件

地震保険は地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没又は流失による損害を補償する地震災害専用の保険である。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や、地震による延焼・拡大した損害は補償されない。このため、加入に当たっては火災保険に付帯する方式での契約となるため、火災保険への加入が前提となる。

2 補償対象

補償は、居住用の建物と家財の損害が対象となる。

契約金額は、建物5,000万円、家財1,000万円を限度に、火災保険の30%から50%の範囲で設定が可能である。

【例】火災保険の保険金額が、建物2,000万円、家財1,000万円の場合

保険金額・契約の対象	火災保険の保険金額 (契約金額)	地震保険の保険金額 (契約金額)
建 物	2,000万円	600万円(30%)から1,000万円(50%)
家 財	1,000万円	300万円(30%)から500万円(50%)

3 補償される損害の程度

全損、半損又は一部損が保険金の支払対象となり、これらの基準は以下のとおり。

	建 物	家 財
全 損	主要構造部の損害額が時価の50%以上、または焼失あるいは流失した部分の床面積が70%以上である損害	家財の損害額が時価の80%以上である場合
半 損	主要構造部の損害額が時価の20%以上50%未満、または焼失あるいは流失した部分の床面積が20%以上70%未満である損害	家財の損害額が時価の30%以上80%未満である場合
一 部 損	主要構造部の損害額が時価の3%以上20%未満である場合、または床上浸水、もしくは地盤面より45cmをこえる浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らないとき	家財の損害額が時価の10%以上30%未満である場合

4 支払われる保険金

全 損	半 損	一 部 損
保険金額の全額	保険金額の 50%	保険金額の 5%

5 地震保険の保険料

(1) 保険料の算出

地震保険の保険料は、保険対象である建物および家財を収容する建物の構造、所在地により算出される。

[秋田県の場合]

保険金額 1,000 万円あたり保険期間 1 年につき…非木造：5,000 円、木 造：10,000 円

(2) 割引制度

割引制度として、「建築年割引」と「耐震等級割引」、「免震建築物割引」、「耐震診断割引」の4種類が設けられており、建築年または耐震性能により 10%～30%の割引が適用される（重複不可）。

割引制度	割引の説明	保険料の割引率	
建築年割引 (契約開始日が 平成 13 年 10 月 1 日以降)	対象建物が、昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物である場合	10%	
耐震等級割引 (契約開始日が 平成 13 年 10 月 1 日以降)	対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級 1	10%
		耐震等級 2	20%
		耐震等級 3	30%
免震建築物割引 (契約開始日が 平成 19 年 10 月 1 日以降)	対象物件が、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「免震建築物」である場合	30%	
耐震診断割引 (契約開始日が 平成 19 年 10 月 1 日以降)	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和 56 年 6 月 1 日施行）における耐震基準を満たす場合	10%	

(3) 地震保険料所得控除制度

平成 19 年 1 月から、地震災害による損失への備えに係る国民の自助努力を支援するため、従来の損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設された。これにより、所得税（国税）が最高 5 万円、住民税（地方税）が最高 2 万 5,000 円を総所得金額等から控除できるようになっている。

第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

実施機関	日赤秋田県支部、秋田県共同募金会、市町村、関係機関 県（総務部・健康福祉部・生活環境部・農林水産部・出納局）
-------------	---

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合、県内外から多くの義援金品が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金品を迅速、的確かつ公平に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、県、市町村及び関係機関がとる対応について必要な事項を定める。

第2 義援金品受入の周知

県等は、義援金品の受け入れについて、国の非常災害対策本部並びに報道機関を通じ、次の事項について公表する。

1 義援金

- (1) 受付口座（銀行名、口座番号、口座名等）
- (2) 受入窓口

2 義援物資

- (1) 希望する物資、希望しない物資（需給状況に対応）を報道機関及び県のホームページ等で公表する。
- (2) 送り先、受入窓口及び受入場所

第3 義援金品の募集・受入・保管

1 義援金

(1) 義援金募集（配分）委員会

義援金の募集は、原則として、次の団体により構成される義援金募集（配分）委員会を組織して行うものとする。

- ① 市町村
- ② 秋田県社会福祉協議会
- ③ 報道機関
- ④ 秋田県市長会
- ⑤ 秋田県町村会
- ⑥ 秋田県共同募金会
- ⑦ 日本赤十字社秋田県支部
- ⑧ 秋田県

(2) 市町村等

市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般からの受入・問い合わせ窓口を開設する。 2 一般から受領した義援金は、寄託者へ受領書を発行する。
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 受入・問い合わせ窓口 <ol style="list-style-type: none"> ① 一般からの受入窓口は、出納局会計課とする。 ② 国・地方公共団体から知事あての見舞金は、総務部総合防災課で受け入れる。 2 現金の受入 <ol style="list-style-type: none"> ① 一般から直接受領した義援金等については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金の災害見舞金の口座に入金する。 ② 国、又は地方公共団体からの災害見舞金は、歳入口座に入金する。 3 義援金等の管理 <ol style="list-style-type: none"> ① 一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。 ② 国、又は地方公共団体からの義援金は、知事あての災害見舞金として管理する。
日 赤 共同募金会	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般からの受入・問い合わせ窓口を開設する。 2 一般から直接受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。 3 受入口座を設定する。

2 義援物資

市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> 1 受入・問い合わせ窓口を開設する。 2 受入要員を指名する。 3 輸送・保管に適した集積場所を指定しておく。
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 受入・問い合わせ窓口 <ol style="list-style-type: none"> ① 本 庁 … 出納局会計課 ② 出 先 … 各地域振興局総務企画部 2 集積場所、受入・保管及び運び出し <ol style="list-style-type: none"> ① 県内の県有施設、又は備蓄倉庫などを充てる。 ② 救援物資は、品目別に分類別し、保管管理表を作成する。 ③ 受払簿を作成し、授受の状況を記録する。 3 義援物資の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・本 庁 … 食 料 品：農林水産部、生活必需品：生活環境部 ・地域振興局 … 本庁の職務分掌担当部局

第4 義援金の配分

1 配分方法

義援金は、募集期間終了後、速やかに義援金募集（配分）委員会において協議の上、被災市町村に適正に配分する。

2 配分先・用途が指定されている義援金

寄託者が配分先や用途を指定した義援金は、受け付けた機関自らが預託者の指定先に配分する。

3 義援金の配分に関する公表

県及び被災市町村は、義援金収納額及びその配分先等について、報道機関等を通じて公表する。

第5 義援物資の配分

県	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料品の救援物資の配分は農林水産部が行う。 2 生活必需品の救援物資の配分は生活環境部が行う。 <p>農林水産部及び生活環境部は、県の調達物資及び応援要請物資との調整を図るとともに、市町村の需給状況をみながら効果的に配分する。</p>
市町村	自己調達物資、応援要請物資等を調整し、義援物資の効果的な配分を行う。

第7節 激甚災害の指定に関する計画

実施機関	各機関
------	-----

第1 計画の方針

激甚災害法の指定対象となる甚大な災害が発生した場合には、県及び市町村は被害の状況を速やかに調査・把握し、早期に激甚災害の指定を受け、円滑・迅速な復旧を行う。

第2 激甚災害の指定促進

1 激甚災害に関する調査

知事は市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部署に必要な調査を行わせる。

市町村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

関係各部署は、激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

2 災害復旧事業計画

各機関は、被災施設の復旧事業計画又は査定計画を速やかに作成し、復旧事業が適期に実施できるよう努める。また、復旧事業計画の樹立にあたっては、関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況及び社会経済的影響を検討し、災害の再発防止を図る。

なお、がれき等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため、関係法令を考慮のうえ適切な措置を講ずる。

第3 激甚災害に対する財政支援措置

1 激甚災害法に基づく主要な適用措置（激甚災害指定基準による指定：本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等（※）に関する特別の財政援助（激甚災害法第2章：第3条、第4条）

※ 公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（同第5条）
- ロ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（同第6条）
- ハ 天災融資法の特例（同第8条）
- ニ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（同第10条）
- ホ 共同利用小型漁船の建造費の補助（同第11条）
- ヘ 森林災害復旧事業に対する補助（同第11条の2）

(3) 中小企業に関する特別の助成

- イ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（同第12条）
- ロ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（同第13条）

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（同第16条）
- ロ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（同第17条）
- ハ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（同第22条）
- ニ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（同第24条）

2 局地激甚災害指定により適用される措置（局地激甚災害指定基準による指定：局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（同第2章：第3条、第4条）
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（同第5条）
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（同第6条）
- (4) 森林災害復旧事業に対する補助（同第11条の2）
- (5) 中小企業に関する特別の助成（同第12条、第13条）
- (6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（同第24条）

第4 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに着手し、事業実施期間の短縮に努める。